

【公開版】

提出年月日	令和3年11月1日 R17
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処 理施設 における
新規制基準 に対する 適合性

安全審査 整理資料

第20条 制御室等

■については商業機密または核不拡散の観点から公開できません。

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

1. 2 要求事項に対するの適合性

第 1. 2 - 1 図 制御建屋機器配置概要図（地下 1 階）

第 1. 2 - 2 図 制御建屋機器配置概要図（地上 1 階）

第 1. 2 - 3 図 制御建屋機器配置概要図（地上 3 階）

第 1. 2 - 4 図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図（地上 2 階）

第 1. 2 - 5 図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図（地上 3 階）

1. 3 規則への適合性

1. 4 設備等（手順等含む）

第 1. 4 - 1 図 制御建屋中央制御室換気設備系統概要図

第 1. 4 - 2 図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図

第 1. 4 - 1 表 制御室の主要機器仕様

第 1. 4 - 2 表 制御建屋中央制御室換気設備の主要設備の仕様

第 1. 4 - 3 表 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の主要設備
の仕様

1. 5 気象等

2. 追加要求事項に対する適合方針

2. 1 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から外の状況を把握する設備

2. 2 有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該措置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置

2章 補足説明資料

1章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

計測制御系統施設について、事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえた、これまでの許認可実績により、事業指定基準規則第 20 条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。

(第 1 表)

第1表 事業指定基準規則第20条と再処理施設安全審査指針 比較表 (1/6)

事業指定基準規則 第20条 (制御室等)	再処理施設安全審査指針	備考
<p>(制御室等) 第二十条 再処理施設には、次に掲げるところにより、制御室（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>(解釈) 1 第1項に規定する「制御室」とは、運転時においては、放射線業務従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い、事故時においては、放射線業務従事者が適切な事故対策を講ずる場所をいう。なお、1箇所である必要はない。</p> <p>一 再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとする。</p> <p>(解釈) 2 第1項第1号に規定する「必要なパラメータを監視できる」とは、計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータのうち、連続的に監視する必要があるものを制御室において監視できることをいう。</p>	<p>(再処理施設安全審査指針) 指針18 事故時に対する考慮 1 制御室等は、事故時にも、従事者が接近し又は留まり、事故対策操作が可能であるように、不燃設計、換気設計、遮蔽設計等がなされているとともに、主要な警報系統を含む計測系統及び通信系統が設けられていること。</p> <p>(再処理施設安全審査指針 解説) 指針18 1 「制御室等」とは、平常運転時において、従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い、事故時においては、従事者が適切な事故対策を講ずる場所であり、1箇所である必要はない。</p>	<p>変更無し</p> <p>変更無し</p>

1-2

第1表 事業指定基準規則第20条と再処理施設安全審査指針 比較表 (2/6)

事業指定基準規則 第20条 (制御室等)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>二 主要な警報装置及び計測制御系統設備を有するものとする。</p> <p>三 再処理施設の外の状況を把握する設備を有するものとする。</p> <p>(解釈)</p> <p>3 第1項第3号に規定する「再処理施設の外の状況を把握する設備」とは、制御室から、再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設備のことをいう。</p> <p>2 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設けなければならない。</p>		<p>変更無し</p> <p>追加要求事項</p> <p>変更無し</p>

第1表 事業指定基準規則第20条と再処理施設安全審査指針 比較表 (3/6)

事業指定基準規則 第20条 (制御室等)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p><u>3 設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</u></p> <p>(解釈)</p> <p>4 第3項に規定する「従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり」とは、事故発生後、事故対策操作をすべき従事者が制御室に接近できるよう通路が確保されていること及び従事者が制御室に適切な期間滞在できること並びに従事者が交替のため接近する場合においては、放射線レベルの減衰及び時間経過とともに可能となる被ばく防護策を採り得ることをいう。「当該措置をとるための操作を行うことができる」には、<u>有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれないよう、有毒ガスの発生時において、制御室の運転員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下</u></p>		<p><u>変更あり</u></p>

第1表 事業指定基準規則第20条と再処理施設安全審査指針 比較表 (4/6)

事業指定基準規則 第20条 (制御室等)	再処理施設安全審査指針	備考
<p><u>とすることを含む。</u></p> <p><u>一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置</u> <u>(解釈)</u></p> <p><u>5 第3項第1号に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「工場等内における有毒ガスの発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいう。「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項(別記4)」によること。</u></p> <p><u>(別記4)</u> <u>有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項 再処理施設の位置、構</u></p>		<p><u>追加要求事項</u></p>

第1表 事業指定基準規則第20条と再処理施設安全審査指針 比較表 (5 / 6)

事業指定基準規則 第20条 (制御室等)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p><u>造及び設備の基準に関する規則第20条第3項及び第26条第2項の規定に対応する工場等内における有毒ガスの発生¹を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置に関する要求事項については、以下のとおりとする。なお、同規則の規定と当該要求事項との対応関係は別表に掲げるところによる。</u></p> <p><u>(1) 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置</u></p> <p><u>① 工場等内における有毒ガスの発生源（固定されているものに限る。）の近傍に、有毒ガスの発生又は発生の兆候を検出する検出装置を設置すること。</u></p> <p><u>② 有毒ガスの到達を検出するために、制御室近傍に検出装置を設置すること。</u></p> <p><u>③ 有毒ガスの到達を検出するために、緊急時対策所近傍に検出装置を設置すること。</u></p> <p><u>(2) 当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置</u></p> <p><u>① 制御室には、(1) ①から③に掲げる検出装置からの信号を受信して制御室で自動的に警報する警報装置を設置すること。</u></p>		

第1表 事業指定基準規則第20条と再処理施設安全審査指針 比較表 (6 / 6)

事業指定基準規則 第20条 (制御室等)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p><u>② 緊急時対策所には、(1) ③に掲げる検出装置からの信号を受信して緊急時対策所で自動的に警報する警報装置を設置すること。</u></p> <p><u>1 有毒ガスの発生時において制御室及び緊急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものに限る。</u></p> <p><u>二 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域 遮蔽その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の従事者を適切に防護するための設備</u></p>		<p>変更無し</p>

1-7

1. 2 要求事項に対する適合性

ロ. 再処理施設の一般構造

(1) 制御室等

再処理施設の運転の状態を集中的に監視及び制御するため、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。

制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視及び制御し、再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるよう、主要な警報装置及び計測制御系統設備を備える設計とする。

再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）については、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、昼夜にわたり制御室において把握できる設計とする。

分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータを連続的に監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設ける設計とする。

再処理施設の安全性を確保するため制御室にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が、設計基準事故時及びその他の異常状態が発生した場合においても、著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。

制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、運転員その他の従事者が支障なく入ることができる設計とする。また、運転員その他の従事者が、制御室に一定期間とどまり、必要な操作を行う際に過度の被ばくを受けないよう、適切な遮蔽を設ける設計とする。

さらに、制御室に運転員その他の従事者がとどまれるよう、気体状の放射性物質及び有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。

【補足説明資料：2-1，2-5，2-6】

へ．計測制御系統施設の設備

(i) 制御室等

再処理施設には、運転時において、運転員その他の従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い、事故時において、適切な事故対策を構ずる場所として、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。

制御建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上3階、地下2階、建築面積約2,900m²の建物である。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で、地上3階、地下3階、建築面積約9,400m²の建物である。

制御建屋機器配置概要図を第1.2-1図～第1.2-3図に示す。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図を、第1.2-4図及び第1.2-5図に示す。

制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視及び制御し、再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるよう、主要な警報装置及び計測制御系統設備を設ける。また、必要な施設のパラメータを監視するための表示及び操作装置は、誤操作及び誤判断を防止でき、操作が容易に行える設計とする。

再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から地震、津波、竜巻、落雷情報等の気象情報を入手できる電話、ファクシミリ、社内ネットワークに接続されたパソコン等を設置し、昼夜にわたり制御室において再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等把握できる設計とする。

再処理施設の安全性を確保するため制御室にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が、設計基準事故時及びその他の異常状態が発生した場合においても、著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。

制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は、設計基準事故が発生した場合において、運転員その他の従事者が再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、適切な遮蔽を設けるとともに、気体状の放射性物質及び有毒ガスに対する換気設備の隔

離，その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。

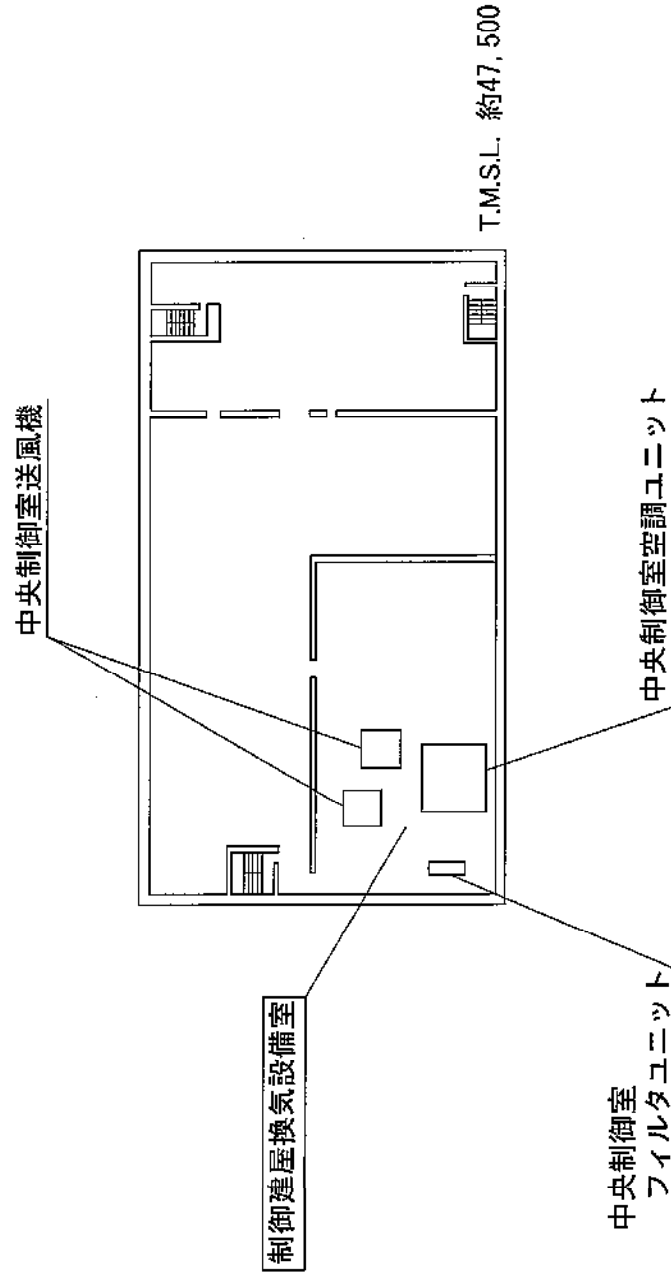
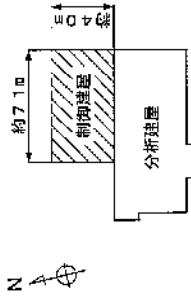
中央制御室は，環境モニタリング設備であるモニタリングポスト及びダストモニタから，設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を表示できる設計とする。

制御室等は，設計基準事故が発生した場合において，設置又は保管した所内通信連絡設備により，再処理事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設計とする。

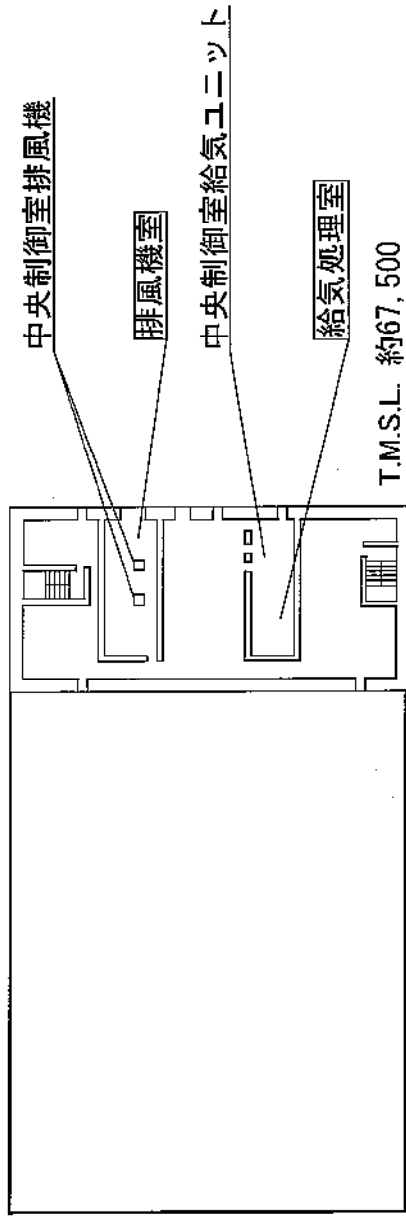
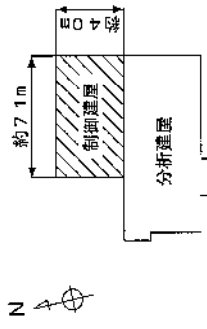
モニタリングポスト及びダストモニタは，「24条 監視設備」に記載する。

所内通信連絡設備は，「27条 通信連絡設備」に記載する。

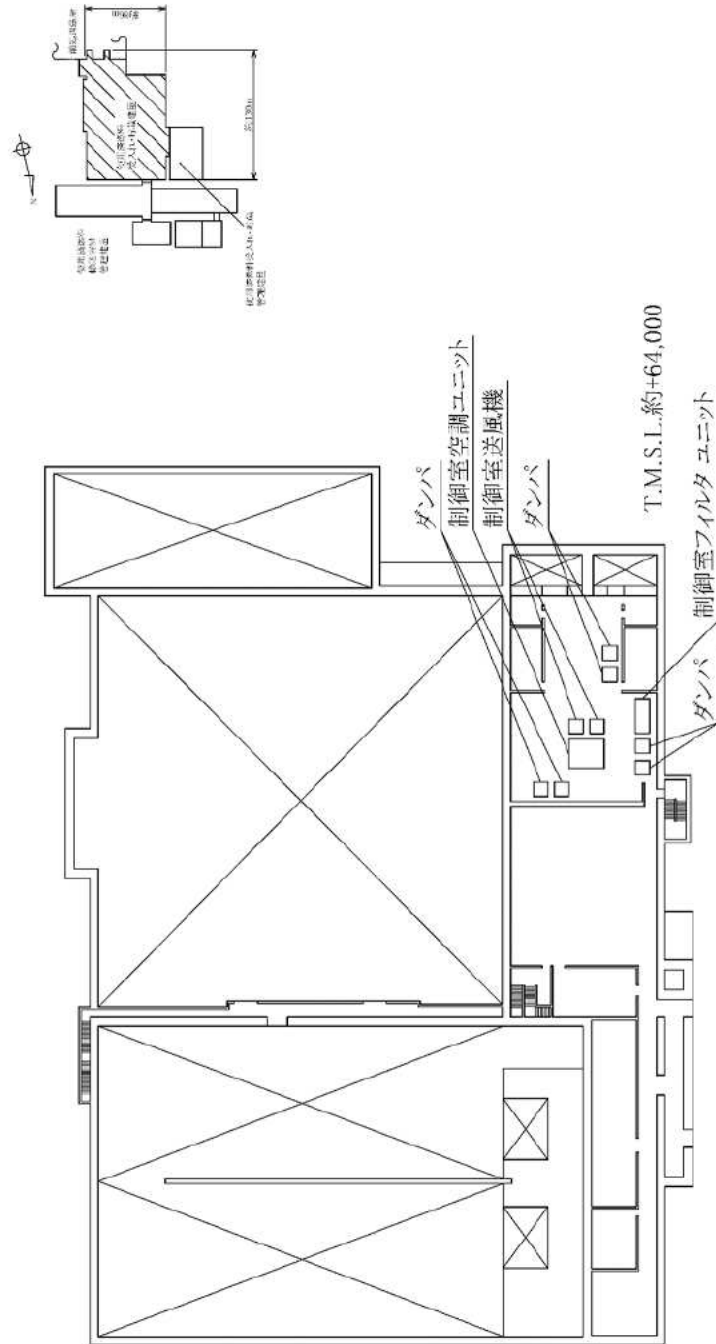
【補足説明資料：2－1，2－9】



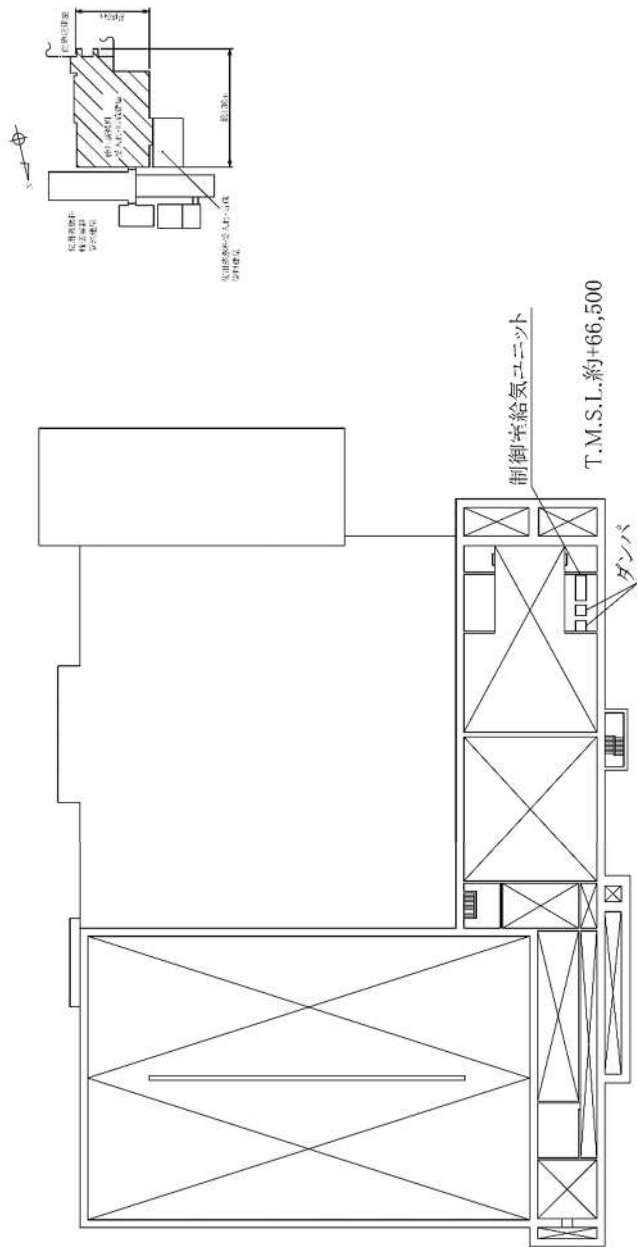
第1.2-1図 制御建屋機器配置概要図（地下1階）



第1.2.3図 制御建屋機器配置概要図（地上3階）



第 1. 2 - 4 図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図 (地上 2 階)



第 1 . 2 - 5 図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図 (地上 3 階)

1. 3 規則への適合性

(制御室等)

第二十条 再処理施設には、次に掲げるところにより、制御室（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

一 再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとする。

二 主要な警報装置及び計測制御系統設備を有するものとする。

三 再処理施設の外の状況を把握する設備を有するものとする。

2 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設けなければならない。

3 設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制

御室において自動的に警報するための装置

二 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備，気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の従事者を適切に防護するための設備

< 適合のための設計方針 >

第 1 項について

再処理施設には，再処理施設の運転の状態を連続的に監視及び制御するため，制御室を設ける設計とする。

第 1 項第 1 号について

再処理施設の健全性を確保するために，制御室に設ける監視制御盤及び安全系監視制御盤により，ウランの精製施設に供給される溶液中のプルトニウム濃度，可溶性中性子吸収材を使用する場合にあっては，その濃度，使用済燃料溶解槽内の温度，蒸発缶の温度及び圧力，廃液槽の冷却水の流量及び温度，機器内の溶液の液位，燃料貯蔵プール水位等の主要なパラメータを監視できる設計とする。また，設計基準事故時において，設計基準事故の状態を知り対策を講じるために必要なパラメータである可溶性中性子吸収剤の濃度等の監視が可能な設計とする。

第1項第2号について

制御室には、主要な警報装置及び計測制御系統設備として監視制御盤及び安全系監視制御盤を設ける設計とする。

第1項第3号について

再処理施設に影響を及ぼす可能性があると思定される自然現象等に加え、昼夜にわたり再処理事業所内の状況を、暗視機能等を持った屋外の監視カメラを遠隔操作することにより制御室にて把握することができる設計とする。なお、監視カメラの操作は、中央制御室が主として行い、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室でも操作が可能な設計とする。

また、地震、竜巻等による再処理事業所内の状況の把握に有効なパラメータは、気象観測設備等で測定し中央制御室にて確認できる設計とする。これらの気象情報等は、中央制御室内のファクシミリ等により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室でも把握できる設計とする。

さらに、制御室に公的機関から気象情報を入手できる設備を設置し、地震、竜巻情報等を入手できる設計とする。

第2項について

分離施設、精製施設その他必要な施設には、冷却、水素掃気又は閉じ込め機能に係る再処理施設の安全性を確保するために必要なパラメータを監視するための設備として、安全冷却水の供給圧力、安全圧縮空気系の貯槽圧力又は液位等を表示する設備を設けるとともに、冷却に係る安全冷却水系の故障系列の

隔離，水素掃気に係わる安全圧縮空気系の空気圧縮機の起動及び停止，空気貯槽の切り替え，安全圧縮空気系の故障系列の隔離，閉じ込めに係る換気系統のダンパ閉止，安全蒸気ボイラの起動及び停止並びに非常用ディーゼル発電機の起動及び停止の操作を手動により行うことができる設備を設ける設計とする。

第3項について

再処理施設の安全性を確保するため制御室にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が，設計基準事故時及びその他の異常状態が発生した場合においても，著しく低下し，安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。

第3項第1号について

設計基準事故が発生した場合に，制御室内の運転員に対し，有毒ガスによる影響により対処能力が著しく低下しないよう，運転員が制御室内にとどまり，事故対策に必要な各種の操作を行うことができる設計とする。

想定される有毒ガスの発生において，有毒ガスが運転員に及ぼす影響により，運転員の対処能力が著しく低下し，安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。

そのために，有毒化学物質の性状，貯蔵量，貯蔵状況等を踏まえ，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒ガス防護に関する影響評価を実施する。

制御室は，通信連絡設備による連絡により，運転員が有毒ガスの発生を認知できる設計とする。

【補足説明資料：2－9】

第3項第2号について

制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、設計基準事故が発生した場合に運転員その他の従事者が一定期間とどまり、再処理施設の安全性を確保するための措置がとれるよう、以下の設計及び措置を講ずる。

- (1) 設計基準事故発生後、設計基準事故の対処をすべき運転員その他の従事者が制御室に接近できるよう、これらの制御室へのアクセス通路を確保する設計とする。
- (2) 制御室には、運転員その他の従事者が過度の放射線被ばくを受けないような遮蔽を設ける設計とする。具体的に、想定される最も過酷な事故時においても、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度を十分に下回るように遮蔽を設ける。

ここで想定される最も過酷な事故時としては、「運転時の異常な過渡変化」を超える事象のうち、実効線量当量の最も大きな「短時間の全交流動力電源の喪失」を対象とし、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（平成21・7・27原院第1号平成21年8月12日）に定める想定事故相当のソースタームを基とした数値、評価手法及び評価条件を使用して評価を行う。

- (3) 中央制御室の換気は、設計基準事故時、屋外での火災又は爆発時、その他の異常状態が発生した時に、外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を放射線被ばく及び有

毒ガスから防護できる設計とする。

また、使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気は、屋外での火災又は爆発時、その他の異常状態が発生した時に、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を放射線被ばく及び有毒ガスから防護できる設計とする。

- (4) 通常運転時及び設計基準事故時の放射線防護及び化学薬品防護又は有毒ガス発生時の防護に必要な、防護衣、呼吸器及び防護マスクを含む防護具類、サーベイメータを備える設計とする。

6. 1. 5. 2 設計方針

- (1) 制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を適切に防護できる設計とする。
- (2) 制御室換気設備は、各区域の換気及び空調を適切に行える設計とする。
- (3) 制御室換気設備の安全上重要な系統及び機器は、それらを構成する動的機器の単一故障を仮定しても、安全機能が確保できる設計とする。
- (4) 制御室換気設備の安全上重要な系統及び機器は、外部電源系統の機能喪失を仮定しても安全機能を確保できる設計とする。
- (5) 制御室換気設備の安全上重要な送風機及びフィルタユニットは、定期的に試験及び検査ができる設計とする。
- (6) 制御室換気設備は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、火災区域の耐火壁を貫通するダクトには、原則として、貫通部近傍に防火ダンパを設けることで、万一の火災の発生を想定しても火災の拡大を防止できる設計とする。
- (7) 制御室換気設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に

必要な設備は，再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。

6. 1. 5. 3 主要設備の仕様

制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の主要設備の仕様をそれぞれ第1.4-2表及び第1.4-3表に示す。

なお，制御室換気設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，再処理設備本体の運転開始に先立ち使用する。

6. 1. 5. 4 主要設備

制御室換気設備は，給気系，排気系及び空調系で構成し，適切な換気及び空調を行う設計とするとともに，制御室換気設備は，気体状の放射性物質及び有毒ガスに対して，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員その他の従事者を適切に防護できる設計とする。

また，制御室換気設備は，可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用するとともに，万一の火災に備え，火災区域の耐火壁を貫通するダクトには，貫通部近傍に防火ダンパを設ける設計とする。

【補足説明資料：2-5，2-6】

(1) 制御建屋中央制御室換気設備

制御建屋中央制御室換気設備は、以下の系統で構成する。

制御建屋中央制御室給気系

制御建屋中央制御室排気系

制御建屋中央制御室空調系

制御建屋中央制御室換気設備系統概要図を第 1. 4- 1 図に、
制御建屋中央制御室換気設備の主要設備の仕様を第 1. 4- 2
表に示す。

a . 制御建屋中央制御室給気系

制御建屋中央制御室給気系は、制御建屋の中央制御室へ外気
を供給するため、中央制御室給気ユニットで構成する設計とす
る。

b . 制御建屋中央制御室排気系

制御建屋中央制御室排気系は、制御建屋の中央制御室から排
気するため、中央制御室排風機で構成する設計とする。

c . 制御建屋中央制御室空調系

制御建屋中央制御室空調系は、通常時及び事故時に制御建屋
の中央制御室の雰囲気所定の条件に維持するため、中央制御
室フィルタユニット、中央制御室空調ユニット及び中央制御室
送風機で構成する設計とする。

制御建屋中央制御室空調系は、設計基準事故時に必要に応じ
て外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を中

中央制御室フィルタユニットを通し再循環して浄化運転することができるとともに、必要に応じて外気を中央制御室フィルタユニットを通して取り入れることができる設計とする。

制御建屋中央制御室空調系はそれらを構成する動的機器の単一故障を仮定しても安全機能が確保できるよう多重化し、また、中央制御室送風機は、外部電源喪失時でも安全機能が確保できるよう非常用所内電源系統に接続できる設計とする。

(2) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、以下の系統で構成する。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図を第1.4-2図に、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の主要設備の仕様を第1.4-3表に示す。

a. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室へ外気を供給するため、制御室給気ユニットで構成する設計とする。

b. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系は、使用済燃料の

受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から排気するため、制御室排風機で構成する設計とする。

c. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の雰囲気を所要の条件に維持するため、制御室フィルタユニット、制御室空調ユニット及び制御室送風機で構成する設計とする。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系は、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内空気を制御室フィルタユニットに通し、再循環して浄化運転することができるとともに、必要に応じて外気を制御室フィルタユニットに通して取り入れることができる設計とする。

6. 1. 5. 5 試験・検査

制御室換気設備のうち安全上重要な送風機及びフィルタは、定期的に試験及び検査を実施する。

1. 4 設備等（手順等含む）

6. 1. 4 制御室等

6. 1. 4. 2 設計方針

- (1) 再処理施設の運転の状態を集中的に監視，制御及び操作を行うため，制御建屋に中央制御室を設けるほか，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。
- (2) 制御室には，再処理施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち，連続的に監視する必要があるものを監視できる表示及び操作装置を配置することにより，連続的に監視及び制御ができる設計とする。また，必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は，誤操作及び誤判断を防止でき，操作が容易に行える設計とする。
- (3) 制御室には，主要な警報装置及び計測制御設備を設ける設計とする。
- (4) 再処理施設の外の状況を昼夜にわたり把握するため，暗視機能を有する監視カメラ，気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し，制御室から再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災，草原火災，航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）を把握できる設計とする。

【補足説明資料：2－1】

- (5) 分離施設，精製施設その他必要な施設には，再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できる設計とする。
- (6) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係，せん断処理施設関係，溶解施設関係，分離施設関係，精製施設関係，脱硝施設関係，酸及び溶媒の回収施設関係，製品貯蔵施設関係，放射性廃棄物の廃棄施設関係，その他再処理設備の附属施設関係，安全保護系関係，電気設備関係，放射線管理関係，火災防護関係及び気象観測関係の監視及び操作を手動で行える設計とする。
- (7) 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には，設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室内にとどまり再処理施設の安全性を確保するための措置がとれるよう，アクセス通路を確保するとともに，適切な遮蔽を設ける設計とする。
- (8) 制御室換気設備は，気体状の放射性物質及び有毒ガスに対して運転員その他の従事者を適切に防護するために，外気を遮断して換気系統の再循環運転が可能な設計とする。

【補足説明資料：2－5，2－6】

- (9) 中央制御室は，再処理事業所内の運転員その他の従事者に対して操作，作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに，緊急時対策所及び再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる設計とする。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は，使用済燃料輸送容器管理建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋，第1低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の運転員その他の従事者に対して操作，作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに中央制御室及び緊急時対策所との通信連絡ができる設計とする。

【補足説明資料：2－9】

- (10) 制御室には，設計基準事故が発生した場合においても，運転員その他の従事者が操作，作業及び監視を適切に実施できるよう照明を設ける設計とする。

- (11) 制御室は，想定される地震，内部火災，溢水，化学薬品の漏えい及び有毒ガスの発生を考慮しても制御室での運転操作に影響を与えない設計とする。また，有毒ガス発生時に着装できるように防護具を配備する。

【補足説明資料：2－4】

- (12) 制御室に設置する必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は，可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。

6. 1. 4. 3 主要設備の仕様

制御室の主要機器仕様を第1. 4-1表に示す。

6. 1. 4. 4 主要設備

6. 1. 4. 4. 1 中央制御室

中央制御室は、制御建屋内に設置し、設計基準事故等が発生した場合に、再処理施設の安全性を確保するため中央制御室にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。また、運転員その他の従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう、これに連絡する通路及び出入りするための区域を設ける設計とするとともに、中央制御室にとどまり再処理施設の安全性確保に必要な操作、措置を行う運転員その他の従事者が過度の被ばくを受けないよう、制御建屋中央制御室換気設備の機能とあいまって、設計基準事故等の対処が収束するまでの期間滞在できるように遮蔽を設ける設計とする。

中央制御室は、有毒ガスが及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とするために、有毒ガス評価ガイドを参考とし、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵状況等を踏まえ、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から敷地内及び中央制御室から半径10km以内にある敷地外の固定施設並びに敷地内の可動施設を特定する。

中央制御室は、有毒ガスが発生した場合には、換気設備の外

気の取り入れを遮断することにより運転員を防護できる設計とする。また、有毒ガス発生時に着装できるよう防護具を配備する。

中央制御室は、通信連絡設備による連絡により、運転員が有毒ガスの発生を認知できる設計とする。

中央制御室の換気設備は、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備と独立して設け、設計基準事故時には外気との連絡口を遮断し、高性能粒子フィルタを内蔵した中央制御室フィルタユニットを通る再循環運転とし、運転員その他の従事者を過度の被ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪化した場合には、外気を中央制御室フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。

再処理施設に影響を及ぼす可能性のあると想定される自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）や再処理施設の外の状況を把握するため暗視機能を有する監視カメラを設置し、昼夜にわたり制御室で監視できる設計とする。

中央制御室は、再処理施設の安全性を確保するための操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び再処理施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震、内部火災、溢水、化学薬品の漏えい、外部電源喪失、ばい煙及び有毒ガス、降下火砕物による操作雰囲気の悪化並びに凍結）を想定しても、適切な措置を講ずることにより運転員その他の従事者が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易

に操作ができる設計とする。

中央制御室で想定される環境条件とその措置は以下のとおり。

- ・地震

中央制御室，監視制御盤及び安全系監視制御盤は，耐震性を有する制御建屋内に設置し，基準地震動による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする。また，監視制御盤及び安全系監視制御盤は床等に固定することにより，地震発生時においても運転操作に影響を与えない設計とする。

- ・内部火災

中央制御室に粉末消火器又は二酸化炭素消火器等を設置するとともに，常駐する運転員その他の従事者によって火災感知器による早期の火災感知を可能とし，火災が発生した場合の運転員その他の従事者の対応を社内規定に定め，運転員その他の従事者による速やかな消火活動を行うことで運転操作に重大な影響を与えず容易に操作ができる設計とする。

- ・溢水

中央制御室内には溢水源となる機器を設けない設計とする。また，他の区画からの流入を防止する設計とする。

万一，火災が発生したとしても，粉末消火器又は二酸化炭素消火器等にて初期消火活動を行うため，溢水源とならないことから，運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。

- ・ 化学薬品の漏えい

中央制御室内には化学薬品の漏えい源となる機器を設けない設計とする。また、他の区画からの流入を防止する設計とする。

- ・ 外部電源喪失

中央制御室における運転操作に必要な照明は、外部電源が喪失した場合には、第2非常用ディーゼル発電機が起動することにより、操作に必要な照明用の電源を確保し、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。また、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明により中央制御室における運転操作に必要な照明を確保し、容易に操作ができる設計とする。

- ・ ばい煙及び有毒ガス、降下火砕物による操作環境の悪化

火災又は爆発により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室内の操作環境の悪化に対しては、手動で制御建屋中央制御室換気設備の制御建屋中央制御室空調系のダンパを閉止し、再循環運転を行うことで外気を遮断することにより、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。

- ・ 凍結による操作環境への影響

凍結による操作環境への影響に対しては、制御建屋中央制御室換気設備により中央制御室内の環境温度を制御すること

により，運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。

【補足説明資料：2－4】

(1) 再処理施設の外の状況を把握するための設備

中央制御室において再処理施設の外の状況を把握するための設備については，「1.7.9 その他外部からの衝撃に対する考慮」で選定した再処理施設の敷地で想定される自然現象，再処理施設敷地又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち，再処理施設に影響を及ぼす可能性がある事象や再処理施設の外の状況を把握できるように，以下の設備を設置する設計とする。

また，手順に基づき，監視カメラ及び気象観測設備等により再処理施設の外の状況を把握するとともに，公的機関から気象情報入手できる設備により必要な情報入手できる設計とする。

a. 再処理施設の外の状況を把握するための監視カメラ

再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラは，昼夜にわたり，再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災，草原火災，航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）の状況を把握することができる設計とする。

近隣工場等の火災については，地震を起因にして発生する可能性も考慮し，監視カメラは，基準地震動に対して機能を

損なわないよう耐震設計を有する設計とする。

b. 気象観測設備等の表示装置

風（台風）、竜巻、凍結、降水等による再処理事業所の状況を把握するため、敷地内の風向、風速、気温、降水量等の計測値を表示する気象盤及び地震計を設置する設計とする。

c. 公的機関から気象情報を入手できる設備

地震、津波、竜巻、落雷等の再処理施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため、中央制御室に電話、ファクシミリ、社内ネットワークに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する設計とする。

【補足説明資料：2－1】

(2) 計測制御装置

中央制御室に設ける運転の監視、制御及び操作をするための主要な表示及び操作装置（記録計及び警報を含む。）は、以下のとおりである。

a. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係

バスケット取扱装置及びバスケット搬送機の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置並びに燃料貯蔵プール等の運転の監視のための表示装置

b. せん断処理施設関係

燃料横転クレーン、せん断機等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置

c. 溶解施設関係

溶解槽，硝酸調整槽，硝酸供給槽，第1よう素追出し槽，第2よう素追出し槽，清澄機等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置

d．分離施設関係

第1洗浄塔，第2洗浄塔，補助抽出器，プルトニウム分配塔，プルトニウム洗浄器，ウラン逆抽出器，ウラン濃縮缶等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置

e．精製施設関係

逆抽出器，ウラン濃縮缶，抽出塔，逆抽出塔，プルトニウム洗浄器，プルトニウム濃縮缶等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置

f．脱硝施設関係

脱硝塔，還元炉等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置

g．酸及び溶媒の回収施設関係

蒸発缶，溶媒洗浄器，溶媒蒸留塔等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置

h．製品貯蔵施設関係

貯蔵容器台車，移載機等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置

i．放射性廃棄物の廃棄施設関係

高レベル廃液濃縮缶，高レベル濃縮廃液貯槽，不溶解残渣廃液貯槽等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置

j．その他再処理設備の附属施設関係

安全圧縮空気系の空気圧縮機, 安全冷却水系の冷却水循環ポンプ, 安全蒸気系のボイラの運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置

k. 安全保護系関係

安全保護系の表示及び操作装置

l. 電気設備関係

せん断処理施設, 溶解施設等の電源系統の監視及び制御をするための表示及び操作装置

m. 放射線管理関係

放射線監視のための表示装置

n. 火災防護関係

火災報知のための表示装置

o. 気象観測関係

風向, 風速等の表示装置

(3) 制御建屋中央制御室換気設備

中央制御室の換気系統は, 気体状の放射性物質及び有毒ガスに対して, 運転員その他の従事者を防護し, 必要な操作及び措置が行えるようにするため, 気体廃棄物の廃棄施設の換気設備とは独立とし, 外気を中央制御室フィルタユニットへ通して取り入れるか, 又は外気との連絡口を遮断し, 中央制御室フィルタユニットを通して再循環できるように設計するとともに, 基準地震動による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする。

(4) 中央制御室遮蔽

中央制御室遮蔽は、中央制御室を内包する制御建屋と一体構造とし、短時間の全交流動力電源喪失等の設計基準事故時に、中央制御室にとどまり、必要な操作、措置を行う運転員その他の従事者が過度の被ばくを受けないように設置する設計とする。また、運転員その他の従事者が中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、制御建屋中央制御室換気設備の機能とあいまって、設計基準事故等の対処が収束するまでの期間滞在できるように適切な遮蔽厚を有する設計とする。

(5) 通信連絡設備及び照明設備

中央制御室には、通信連絡設備を設け、再処理事業所内の従事者に対し、操作、作業又は退避の指示の連絡ができる設計するとともに再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる設計とする。

また、中央制御室には、避難用とは別に作業用の照明設備を設け、設計基準事故が発生した場合においても、従事者が操作、作業及び監視を適切に実施できる設計とする。

6. 1. 4. 4. 2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置する。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、再処理施設の安全性を確保するための操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び再処理施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震，内部火災，溢水，化学薬品の漏えい，外部電源喪失，ばい煙及び有毒ガス，降下火砕物による操作雰囲気悪化並びに凍結）を想定しても，適切な措置を講じることにより運転員その他の従事者が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作ができる設計とする。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、有毒ガスが及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とするために、有毒ガス評価ガイドを参考とし、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒化学物質の性状，貯蔵量，貯蔵状況等を踏まえ、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から敷地内及び中央制御室から半径10 km以内にある敷地外の固定施設並びに敷地内の可動施設を特定する。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、有毒ガスが発生した場合には、換気設備の外気の取り入れを遮断することにより運転員を防護できる設計とする。また、有毒ガス発生時に着装できるよう防護具を配備する。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、通信連絡設備による連絡により、運転員が有毒ガスの発生を認知できる設計とする。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で想定される環境条件とその措置は以下のとおり。

- ・ 地震

監視制御盤及び安全系監視制御盤は、耐震性を有する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする。また、安全上重要な設備の制御盤は床等に固定することにより、地震発生時においても運転操作に影響を与えない設計とする。

- ・ 内部火災

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に粉末消火器又は二酸化炭素消火器等を設置するとともに、常駐する運転員その他の従事者によって火災感知器による早期の火災感知を可能とし、火災が発生した場合の運転員その他の従事者の対応を社内規定に定め、運転員その他の従事者による速やかな消火活動を行うことで運転操作に重大な影響を与えず容易に操作ができる設計とする。

- ・ 溢水

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内には溢水源がなく、他の区画からの溢水の流入を防止する設計とするとともに、万一、火災が発生したとしても、粉末消火器又は二酸化炭素消火器等にて初期消火活動を行うため、溢水源とならないことから、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。

- ・ 化学薬品の漏えい

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、化学薬品の漏えい源となる機器を設けない設計とする。また、他の区画からの流入を防止する設計とする。

- ・ 外部電源喪失

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における運転操作に必要な照明は、外部電源が喪失した場合には、第1非常用ディーゼル発電機が起動することにより、操作に必要な照明用の電源を確保し、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。また、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における運転操作に必要な照明を確保し、容易に操作ができる設計とする。

- ・ ばい煙及び有毒ガス、降下火災物による制御室内雰囲気悪化

火災又は爆発により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砕物による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の

制御室内の操作雰囲気悪化に対しては、手動で使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系のダンパを閉止し、再循環運転を行うことで外気を遮断することにより、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。

・凍結による操作環境への影響

凍結による操作環境への影響に対しては、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の環境温度を制御することにより、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。

【補足説明資料：2－4】

(1) 再処理施設の外の状況を把握するための設備

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において再処理施設の外の状況を把握するための設備については、「1.7.9 その他外部からの衝撃に対する考慮」で選定した再処理施設の敷地で想定される自然現象、再処理施設敷地又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、再処理施設に影響を及ぼす可能性がある事象や再処理施設の外の状況を把握できるように、以下の設備を設置する設計とする。

a. 再処理施設の外の状況を把握するための監視カメラ

再処理施設の外の状況を把握するため、暗視機能を有する監視

視カメラは，昼夜にわたり，再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災，草原火災，航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）の状況を把握することができる設計とする。

近隣工場等の火災については，地震を起因にして発生する可能性も考慮し，監視カメラは，基準地震動に対して機能を損なわないよう耐震設計を有する設計とする。

b. 気象観測設備等の表示装置

風（台風），竜巻，凍結，降水等による再処理事業所の状況を把握するため，中央制御室に設置した気象観測設備等の計測値を通信連絡設備により把握する設計とする。

c. 公的機関から気象情報を入手できる設備

地震，津波，竜巻，落雷等の再処理施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報は，中央制御室に設置した電話，ファクシミリ，社内ネットワークに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備からの情報を通信連絡設備により把握する設計とする。

【補足説明資料：2－1】

(2) 計測制御装置

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設ける運転の監視，制御及び操作をするための主要な表示及び操作装置（記録計及び警報を含む。）は，以下のとおりである。

a. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係

燃料取出しピット，燃料仮置きピット，燃料貯蔵プール，燃

料送出しピット等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置

b. 電気設備関係

電源系統の監視及び制御をするための表示及び操作装置

c. 放射線管理関係

放射線監視のための表示装置

d. 火災防護関係

火災報知のための表示装置

(3) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気系統は、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備とは独立とし、外気を制御室フィルタユニットを通して取り入れるか、又は外気との連絡口を遮断し、制御室フィルタユニットを通して再循環できるように設計する（「6. 1. 5 制御室換気設備」参照）。

【補足説明資料：2－6】

(4) 制御室遮蔽

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、従事者が過度な被ばくを受けないように遮蔽を設ける設計とする。

(5) 通信連絡設備及び照明設備

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、通信連絡設備を設け、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋、第1低レベ

ル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の従事者に対し操作、作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに中央制御室及び緊急時対策所へ通信連絡ができる設計とする。

また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、避難用とは別に作業用照明設備を設け、従事者が操作、作業及び監視を適切に実施できる設計とする。

【補足説明資料：2－9】

(6) 手順等

手順に基づき、監視カメラ及び気象観測設備等により再処理施設の外の状況を把握するとともに、公的機関から気象情報を入手できる設備により必要な情報を入手する。

【補足説明資料：2－1】

(7) 試験検査

制御室にある安全系の監視制御盤は、定期的に試験又は検査を行い、その機能の健全性を確認する。

6. 1. 4. 6 評 価

- (1) 制御建屋に中央制御室を設ける設計とすることで，再処理施設の運転の状態を集中的に監視及び制御することができるほか，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設けることで，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の状態を集中的に監視及び制御することができる。
- (2) 中央制御室には，再処理施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち，連続的に監視する必要があるものを監視できる表示及び操作装置を配置し，また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち，連続的に監視する必要があるものを監視できる表示及び操作装置を配置することにより，連続的に監視及び制御ができる。また，必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は，誤操作及び誤判断を防止でき，操作を容易に行うことができる。
- (3) 制御室に主要な警報装置及び計測制御設備を設けることで，再処理工場内の運転の状態を連続的に監視及び制御することができる。
- (4) 制御室は，再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ，気象観測関係の表示装置及び公的機

関から気象情報を入力できる設備によって昼夜にわたり，再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象，航空機落下及び森林火災を把握することができる。また，再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラは，基準地震動 S_s に対する耐震性の確保等により，地震を要因として発生する近隣工場等の火災，その他自然現象等が発生した場合においても，再処理施設の周辺状況を把握することができる設計とする。

【補足説明資料： 2 - 1】

- (5) 制御室は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係，せん断処理施設関係，溶解施設関係，分離施設関係，精製施設関係，脱硝施設関係，酸及び溶媒の回収施設関係，製品貯蔵施設関係，放射性廃棄物の廃棄施設関係，その他再処理設備の附属施設関係，安全保護系関係，電気設備関係，放射線管理関係，火災防護関係及び気象観測関係の監視並びに操作を手動で行うことができる。
- (6) 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には，運転員その他の従事者が過度の放射線被ばくを受けないように遮蔽設計及びアクセス通路を確保する設計としているので，設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室内にとどまり再処理施設の安全性を確保するための措置がとれる。

- (7) 制御室は、外気との連絡口を遮断して換気系統の再循環運転が可能な設計とすることにより、気体状の放射性物質及び有毒ガスから運転員その他の従事者を防護することができるため、設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室にとどまり必要な操作及び措置ができる。

【補足説明資料：2－5，2－6】

- (8) 制御室は、通信連絡設備を設けるとしているため、再処理事業所内の運転員その他の従事者に対し必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡が行えるとともに再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる。

【補足説明資料：2－9】

- (9) 制御室は、外部電源喪失時においても第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機から給電され、第1非常用蓄電池又は第2非常用蓄電池からの給電により点灯する直流非常灯又は蓄電池内臓型照明を備え、機能が喪失しない設計とする。

- (10) 制御室は、溢水源及び化学薬品の漏えい源となる機器がなく、他の区画からの流入を防止する設計とするとともに、制御室にて火災が発生した場合は運転員が火災状況を確認できる設計とし、万一、火災が発生したとしても、初期消火活動を行うことができるように、消火器を設置しており、かつ、制御室外で発生した溢水、火災及び有毒ガスの発生に対しても、制御

室の機能に影響を与えない設計としているため、想定される地震、内部火災、内部溢水及び有毒ガスの発生を考慮しても制御室での運転操作に影響を与えない。

【補足説明資料：2－4】

- (11) 制御室に設置する必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計としているため、火災を防止できる。

第 1 . 4 - 1 表 制御室の主要機器仕様

(1) 中央制御室

監視制御盤	1 式
安全系監視制御盤	1 式
屋外監視カメラ	3 台
気象盤	1 式

(2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室

監視制御盤	1 式
安全系監視制御盤	1 式
屋外監視カメラ	3 台

(中央制御室の屋外監視カメラと兼用)

第 1 . 4 - 2 表 制御建屋中央制御室換気設備の主要設備の仕様

(1) 制御建屋中央制御室空調系

a . 中央制御室フィルタユニット

種 類	高性能粒子フィルタ 1 段内蔵形
基 数	3 (うち 1 基は予備)
粒子除去効率	99.9% 以上 (0.3 μ m D O P 粒子)
容 量	約 3 千 $m^3 / h / 基$

b . 中央制御室送風機

台 数	2 (うち 1 台は予備)
容 量	約 11 万 $m^3 / h / 台$

第 1 . 4 - 3 表 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備
の主要設備の仕様

(1) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系*

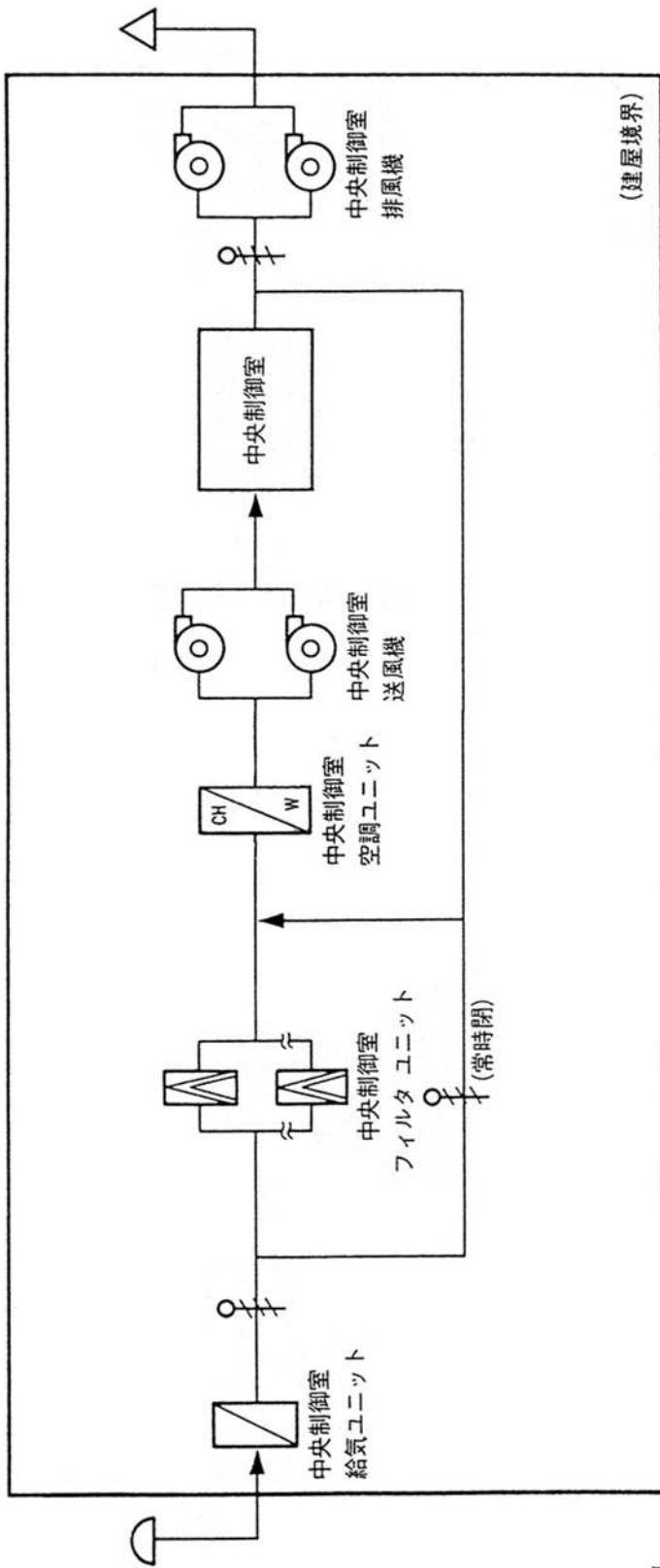
a . 制御室フィルタユニット

種 類	高性能粒子フィルタ 1 段内蔵形
基 数	2 (うち 1 基は予備)
粒子除去効率	99.9% 以上 (0.3 μ m D O P 粒子)
容 量	約 5 千 m ³ / h / 基

b . 制御室送風機

台 数	2 (うち 1 台は予備)
容 量	約 6 万 m ³ / h / 台

*印の設備は、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な
設備である。

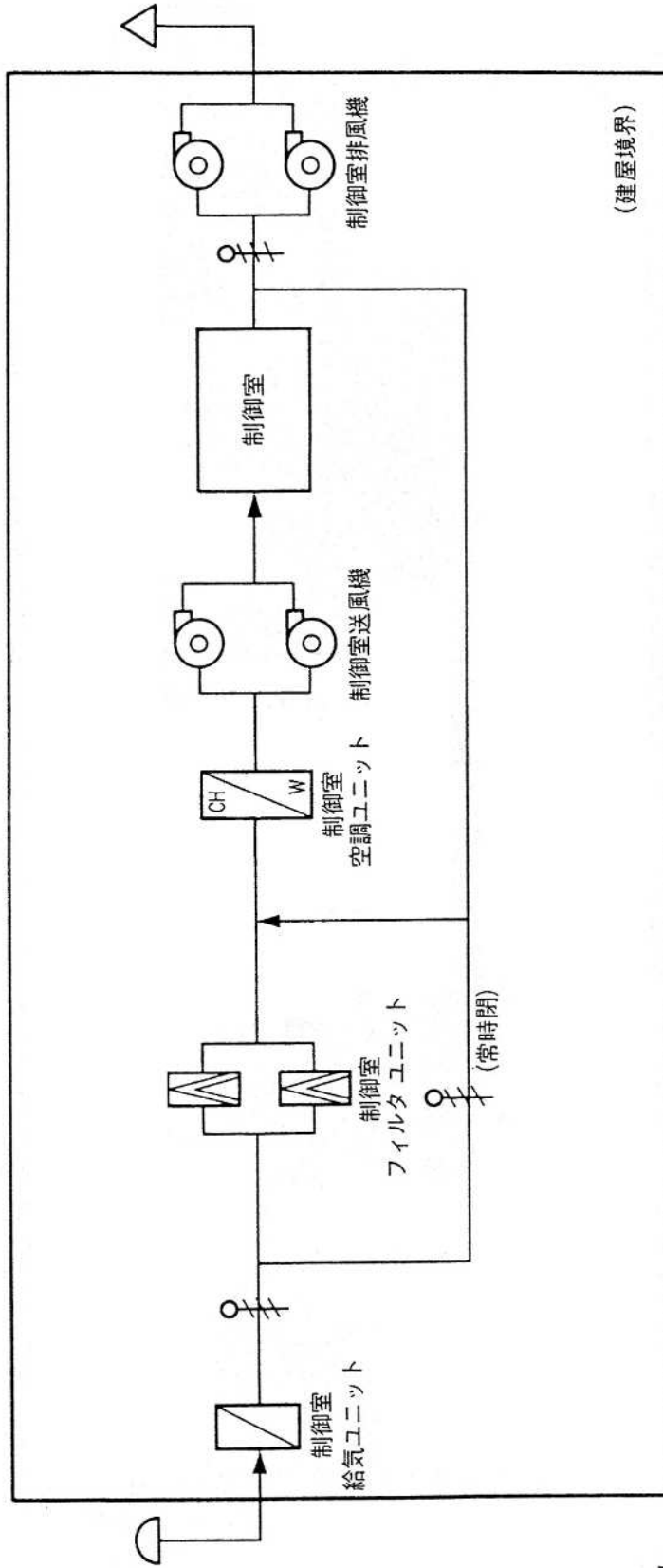


凡例

	送・排風機		外気取入口
	プレフィルタ		外気放出口
	粒子フィルタ		給・排気ライン
	高性能粒子フィルタ		ダンパ
	フィルタの複数設置		冷水冷却コイル

第 1 . 4 - 1 図 制御建屋中央制御室換気設備系統概要図

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋



凡例

	送・排風機		外気取入口
	プレフィルタ		外気放出口
	粒子フィルタ		給・排気ライン
	高性能粒子フィルタ		ダンパ
	冷水冷却コイル		

注) 本範囲の設備は、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な設備である。

第 1. 4 - 2 図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図

1. 5 気象等

該当無し。

2. 追加要求事項に対する適合方針

制御室に関する設計基準事象への対処のための追加要求事項である設備の適合方針を以下に示す。

2. 1 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から外の状況を把握する設備

(1) 想定される自然現象等の抽出

再処理施設の外の状況として、第9条に基づき抽出された自然現象及び外部人為事象（風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、火山の影響、森林火災、近隣工場等の火災等）の他に、地震を想定する。

【補足説明資料：2－1】

(2) 外の状況を把握するための設備の設置

a. 監視カメラの設置

想定される自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）の影響について、昼夜にわたり再処理構内の状況を把握することができる暗視機能等を有する監視カメラを設置する。

監視カメラは、再処理構内、再処理施設への影響の概況を適切に監視できる位置・方向で高所（前処理建屋屋上）に設置する。

b. 気象観測設備等の設置

中央制御室には、風（台風）、竜巻、降水、積雪等による

再処理構内の状況を把握するため、風向、風速、気温、降水量等を測定する気象観測設備を設置する。また、地震計その他の必要な計測器を設置する。

中央制御室の気象観測データを使用済燃料の受入れ・貯蔵施設の制御室にて確認可能な監視カメラを設置し、気象観測データを共有する設備を設置する。

【補足説明資料：2－1】

(3) 公的機関から気象情報を入手できる設備の設置

地震、津波、竜巻、落雷等の再処理施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため、電話、ファクシミリ及び社内ネットワークに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。

【補足説明資料：2－1】

2.2 有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置

制御室は、有毒ガスが運転員その他の要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。

そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」（平成29年4月5日 原規技発第1704052号 原子力規制委員会決定）を参考とし、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。

「有毒ガス評価ガイド」を参考とし，制御室の運転員その他の要員の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスに対し，その発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための警報装置の要否を確認することとし，制御室の運転員その他の要員の吸気中の有毒ガス濃度を評価した。

有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の性状，貯蔵量，貯蔵状況等を踏まえ，敷地内及び中央制御室から半径10 km以内にある敷地外の固定施設並びに敷地内の可動施設を特定する。

評価の結果，敷地内の固定施設に対しては，制御室の運転員その他の要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認した。このことから，有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための警報装置は必要ない。敷地外の固定施設及び敷地内の可動施設に対しては，通信連絡設備による連絡で有毒ガスの発生を認知できる設計とする。

制御室は，有毒ガスが発生した場合には，換気設備の外気の取り入れを遮断することにより制御室の運転員その他の要員を防護できる設計とする。また，必要に応じて着装できるよう防護具を配備する。

【補足説明資料：2－8，2－9】

2 章 補足説明資料

第20条:制御室等

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考(令和元年8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1-1	(欠番)			
補足説明資料1-2	(欠番)			
補足説明資料1-3	(欠番)			
補足説明資料1-4	(欠番)			
補足説明資料1-5	(欠番)			
補足説明資料2-1	再処理施設の外の状況を把握するための設備	令和1年12月20日	2	別紙-3 中央制御室から外の状況を把握する設備の概要
補足説明資料2-2	(欠番)			
補足説明資料2-3	(欠番)			
補足説明資料2-4	中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への地震及び火災等の影響	令和1年12月20日	0	
補足説明資料2-5	ばい煙及び有毒ガスの制御建屋の中央制御室への影響	令和3年7月16日	2	火災・爆発以外の有毒ガスも対象と読めるよう、記載の明確化
補足説明資料2-6	ばい煙及び有毒ガスの使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への影響	令和3年7月16日	2	火災・爆発以外の有毒ガスも対象と読めるよう、記載の明確化
補足説明資料2-7	有毒ガス防護措置に係る申請書及び整理資料への反映事項の整理について	令和3年11月1日	0	新規作成
補足説明資料2-8	有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の設置を必要とする有毒ガスの発生源について	令和3年11月1日	0	新規作成
別紙1	再処理施設における影響評価ガイドへの適合状況	令和3年11月1日	0	新規作成
別紙2	有毒ガス評価に係る固体あるいは揮発性が乏しい液体の取扱いについて	令和3年11月1日	0	新規作成
別紙3	有毒ガス評価に係る高圧ガス容器に貯蔵された高圧ガスの取扱いについて	令和3年11月1日	0	新規作成
別紙4	有毒ガス評価に係る建屋内有毒化学物質の取扱いについて	令和3年11月1日	0	新規作成
別紙5	密閉空間でのみ人体影響を考慮すべきものの取扱いについて	令和3年11月1日	0	新規作成
別紙6	再処理施設の敷地内固定源整理表	令和3年11月1日	0	新規作成
別紙7	他の有毒化学物質等との反応により発生する有毒ガスについて	令和3年11月1日	0	新規作成
別紙8	再処理施設の敷地内可動源整理表	令和3年11月1日	0	新規作成
別紙9	再処理施設の敷地外固定源整理表	令和3年11月1日	0	新規作成

第20条: 制御室等

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考(令和元年8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙10	有毒ガス防護判断基準値の設定方法	令和3年11月1日	0	新規作成
別紙11	有毒ガス濃度評価にあたって考慮する設備について	令和3年11月1日	0	新規作成
別紙12	選定した解析モデル(ガウスプルームモデル)の適用性について	令和3年11月1日	0	新規作成
別紙13	有毒ガス影響評価に使用する気象条件について	令和3年11月1日	0	新規作成
別紙14	放出点周辺の建屋影響による拡散の影響について	令和3年11月1日	0	新規作成
補足説明資料2-9	通信連絡による有毒ガスの発生の検出及び制御室の防護に係る実施体制及び手順	令和3年11月1日	0	新規作成
補足説明資料3-1	(欠番)			

補足説明資料 2-1

2. 1 再処理施設の外の状況を把握するための設備

1. 制御室から外の状況を把握する設備の概要

以下の設備を用いることで、中央制御室側並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内にて再処理施設の外部の状況の把握が可能な設計とする。概略を第1図に、配置を第2図に示す。

(1) 屋外監視カメラ及び表示装置

屋外監視カメラは、再処理施設に影響を及ぼす可能性があり、映像により把握が可能な自然現象（森林火災、草原火災、火山の影響等）が発生した場合において、火災の発生方角、ばい煙の方向及び降灰状況等が把握できる設計とする。また、これに加え航空機落下、近隣工場等の火災、発生時の再処理施設の周辺状況を把握できる設計とする。

屋外監視カメラの映像は、中央制御室側及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置した表示装置により、昼夜を問わず再処理施設に影響を及ぼす可能性があるとして想定される自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）を把握することができる設計とする。

また、屋外監視カメラの操作は、中央制御室側が主として行い、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室でも操作が可能な設計とする。

(2) 気象観測関係の表示装置

中央制御室に設置している気象盤により、風向・風速等の気象状況を常時監視できる設計とする。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室では、ファクシミリ等により中央制御室内に設置した気象盤の情報等を確

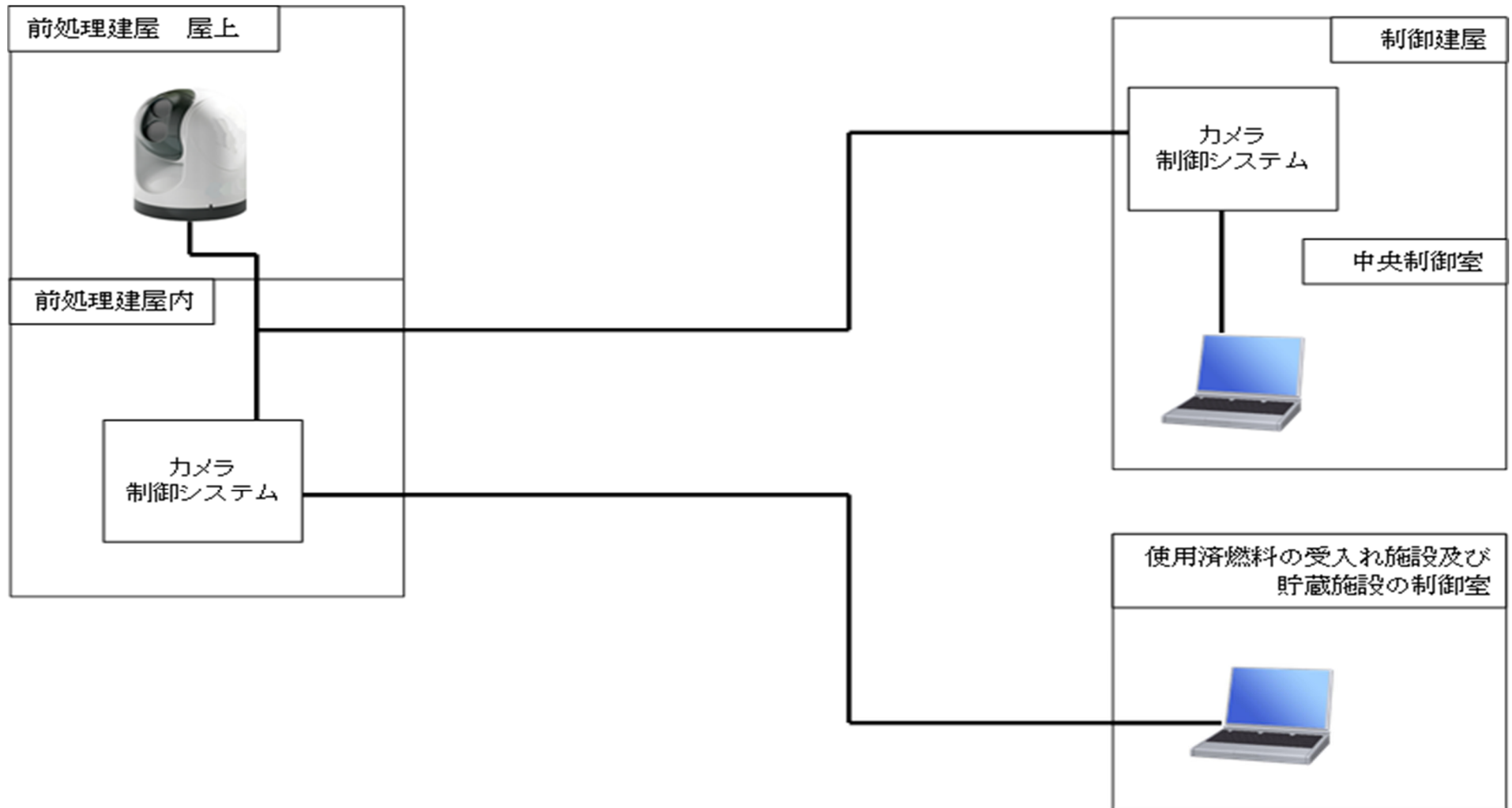
認できる設計とする。情報共有の詳細な運用は、保安規定等にて定める。

また、定点カメラによる気象盤の確認に必要な設備の系統概要を第3図に示す。

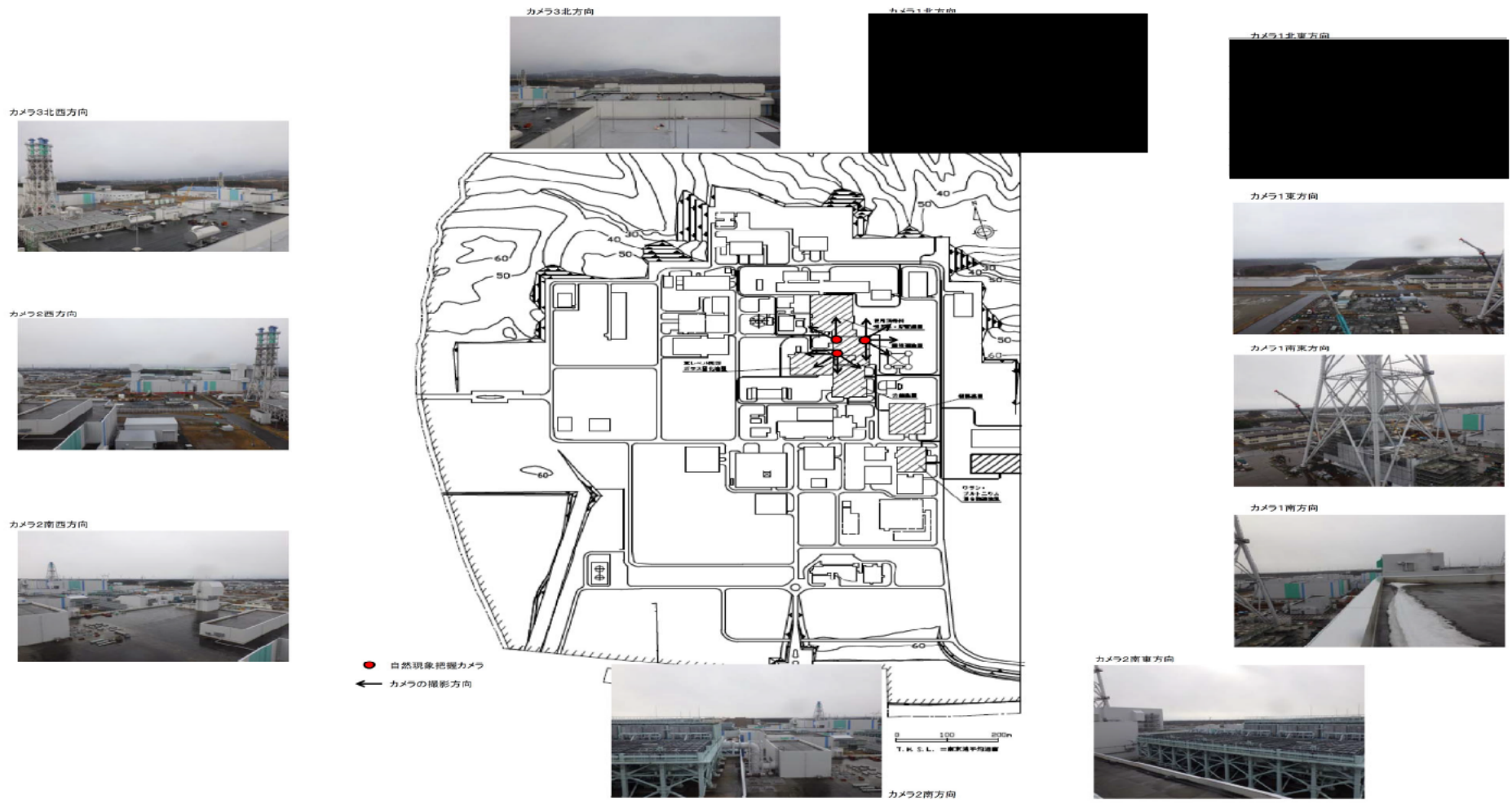
更に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室では、中央制御室に設置している環境モニタリング設備により、周辺監視区域境界付近の空間放射線量率を把握できる設計とする。

(3) 公共機関等の情報を入手するための設備

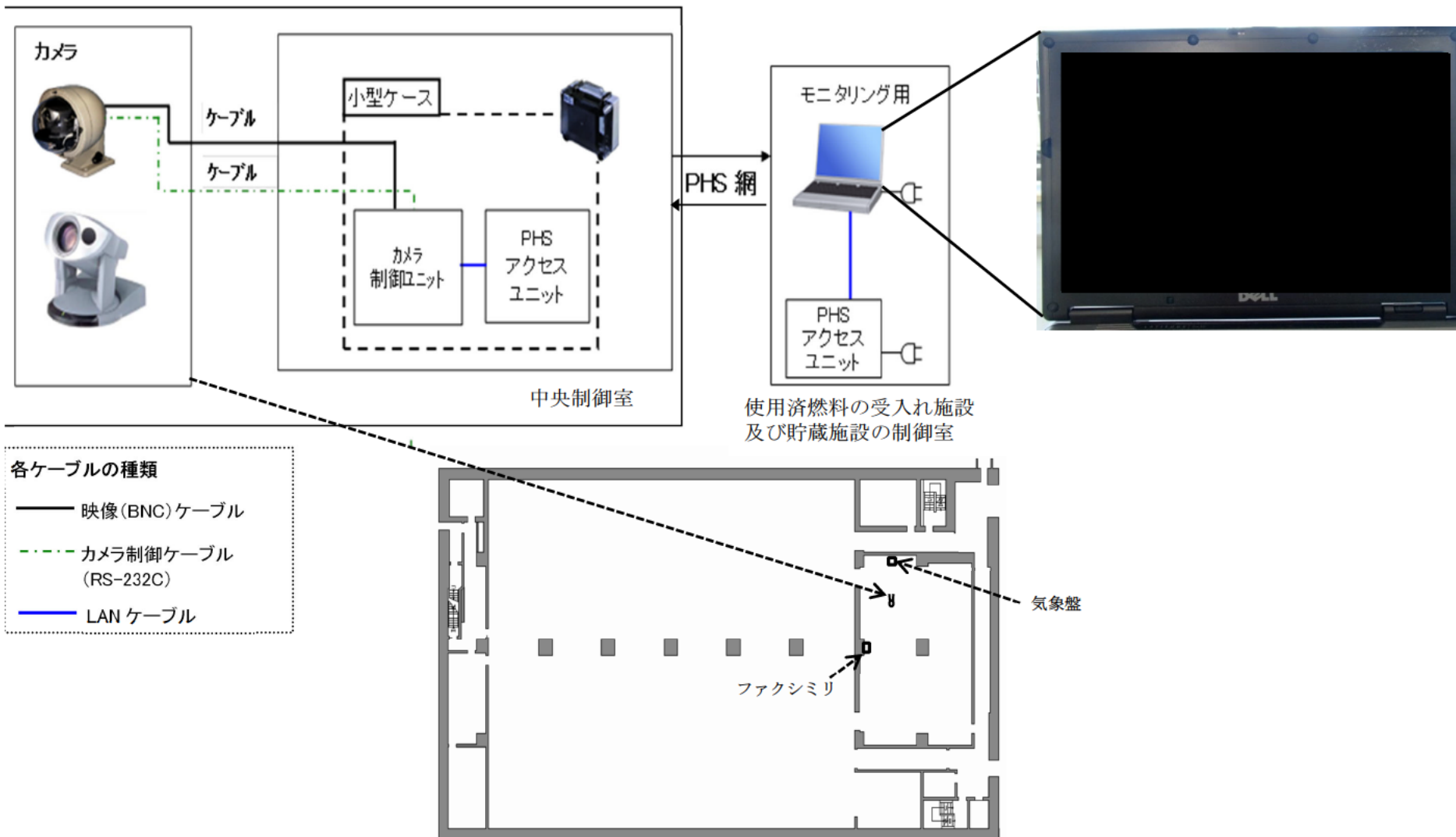
公的機関等から地震、津波、竜巻情報等を入手するために、中央制御室の統括当直長の側に電話、ファクシミリ等を設置する。また、社内ネットワークに接続されたパソコンを使用することで、落雷・降雨予報、天気図等の公的機関の情報を入手することが可能な設計とする。



第 1 図 制御室における外部状況把握の概略



第2図 屋外監視カメラの配置図



補 2-1-5

第3図 定点カメラの系統概要

2. 屋外監視カメラの概要

屋外監視カメラは、再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、火山の影響、森林火災、近隣工場等の火災及び地震）並びに自然現象等による再処理構内及び再処理施設への影響の概況を適切に監視できる高所に分散して設置する。屋外監視カメラは、南西方向（石油備蓄基地、八甲田方向）と北西、北東方向（森林火災）を監視し、屋外監視カメラの旋回により 360° 確認可能とする。

なお、映像により把握が困難な自然現象及び自然現象の影響を受けた現場の詳細な状況は、作業員による現場での目視確認、公共機関の情報及び気象観測装置を用いて把握する。

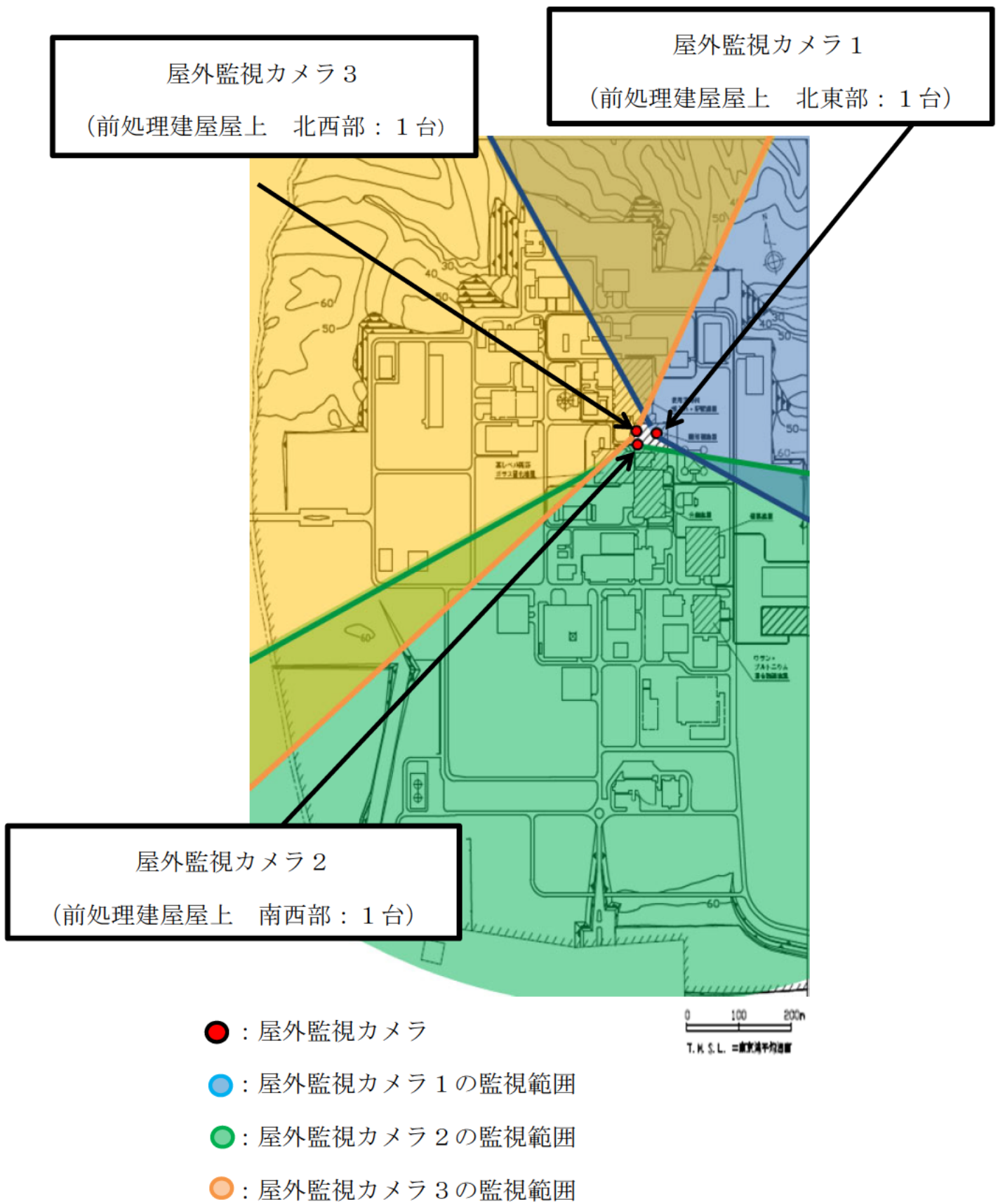
また、屋外監視カメラは常に 3 個の予備品を用意し、故障又は破損した場合は速やかに交換を実施する。

屋外監視カメラの概要を第 1 表に、屋外監視カメラが確認可能な範囲を第 4 図に示す。

第1表 屋外監視カメラの概要

	屋外監視カメラ
外観	
カメラ構成	可視光及び赤外線
ズーム	デジタルズーム 4 倍
遠隔稼動	水平稼動：360°，垂直稼動：±90°
夜間監視	可能（赤外線カメラ）
耐震設計	基準地震動 S_s による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計及び許容限界にて設計
供給電源	非常用電源系統
風荷重	設計基準風速による風荷重を考慮した設計※
積雪荷重，堆積量	積雪を考慮した荷重及び設置高さにて設計
降下火砕物荷重，堆積量	降下火砕物を考慮した荷重及び設置高さにて設計
台数	3 台 (前処理建屋の屋上に分散配置)

※ 竜巻等により故障又は損傷した場合は予備品と交換する



第4図 屋外監視カメラの監視可能な範囲

3. 屋外監視カメラにより把握可能な自然現象等

屋外監視カメラにより把握可能な自然現象は、地震及び「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第9条に記載されている「想定される自然現象」並びに「再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)」のうち、屋外監視カメラの監視可能な範囲において把握可能な自然現象とし、第2表に示す。

第2表 屋外監視カメラにより把握可能な自然現象等

自然現象等	第九条 選定事象		第七 条	第八 条	把握できる再処理施設の外 の状況
	自然	人為	地震	津波	
地震			○		・再処理施設周辺の状況
洪水	○				・降雨の状況 ・再処理施設周辺の状況
風（台風）	○				・再処理施設周辺の飛来物の状況 ・再処理施設周辺の竜巻の発生状況 ・再処理施設の状況
竜巻	○				・再処理施設周辺の飛来物の状況 ・再処理施設周辺の竜巻の発生状況 ・再処理施設の状況
凍結・高温・低温	—				・映像では把握できない ・外気の温度で把握可能
降水	○				・降雨の状況 ・再処理施設周辺の状況
積雪（降雹）	○				・降雪（降雹）の状況 ・再処理施設周辺の積雪状況
落雷	○				・落雷の発生状況 ・再処理施設周辺の状況
地滑り	○				・再処理施設周辺の状況
火山の影響	○				・降灰の状況
生物学的事象	○				・再処理施設周辺の状況
森林(草原)火災	○				・火災の発生方角及び状況 ・ばい煙の方向
高潮				—	・立地上影響を受けない
津波				—	・立地上影響を受けない
飛来物（航空機落下等）		○			・飛来物（航空機落下等）による再処理施設周辺の状況
ダムの崩壊		—			・立地上影響を受けない

近隣工場等の火災（爆発）		○			<ul style="list-style-type: none"> ・火災（爆発）の発生方角及び状況 ・ばい煙の方向
有毒ガス		—			<ul style="list-style-type: none"> ・立地上影響を受けない
船舶の衝突		—			<ul style="list-style-type: none"> ・立地上影響を受けない
電磁的障害		—			<ul style="list-style-type: none"> ・映像では把握できない ・機器の故障警報により把握可能

4. 制御室にて把握可能なパラメータ

屋外監視カメラ以外に制御室で把握可能なパラメータを第3表に示す。

第3表 屋外監視カメラ以外に中央制御室で把握可能なパラメータ

パラメータ		測定レンジ	測定レンジの考え方
大気温度		-50～50℃	測定下限は、凍結リスクが生じる0℃をカバーできる設定とする。
雨量		0～499.5mm	気象盤の表示により、1時間雨量(mm/h)を読み取ることができる設計とする。記録計は、1日の積算雨量を記録紙に印字し、午前0時でリセットされる設定とする。
風向 (EL. +10mm/EL. +150mm)		0～360° (16方位)	台風等の影響の接近と離散を把握できる設計とする。
風速 (EL. +10mm/EL. +150mm)		0～60m/s	陸地内部で通常起こりうる風速を測定できる設定とする。
日射量		0～1.5kW/m ²	大気安定度を識別できる設計とする。
放射収支量		昼：-0.3 ～1.2kW/m ² 夜：0.05 ～-0.3kW/m ²	
空間線量率 (モニタリングポスト)	低レンジ	10 ⁻² ～10 ¹ μ Gy/h	「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」を参考として、事故時においても周辺監視区域境界の空間線量率の状況が把握できる設計とする。
	高レンジ	10 ⁰ ～10 ⁵ μ Gy/h	

補足説明資料 2-4

2.4 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への地震及び火災等の影響

地震，自然災害（竜巻等），火災及び溢水等について，中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に影響を与える事象を抽出し，対応について整理した。

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に影響を与える可能性のある事象として，第1表に示す起因事象（内部火災，内部溢水，化学薬品の漏えい，地震等）と同時にもたらされる環境条件が考えられるが，いずれの場合でも中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室での運転操作に影響を与えることはない。

これらの制御室を内包する制御建屋並びに使用済燃料の受入れ及び貯蔵建屋で想定される環境条件とその措置は次のとおりとなる。

(1) 地震

地震を起因として発生する運転時の異常な過渡変化，設計基準事故及び重大事故等に対応するための中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の主要な設備は，耐震性を有するそれぞれの建屋内に設置し，基準地震動 S_s による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする。また，制御盤は床等に固定することにより，地震発生時においても運転操作に影響を与えない設計とする。

(2) 内部火災

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に粉末消火器又は二酸化炭素消火器を設置するとともに、それぞれの常駐する制御室内にとどまる実施組織要員によって、火災感知器による早期の火災感知を可能とし、火災が発生した場合には、制御室内にとどまる実施組織要員による速やかな消火を行うことで運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。

また、それぞれの制御室に設置している制御室送風機及び制御室フィルタユニットは、当該設備が設置されている火災区域（区画）における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツールを用いた火災影響評価により算出した離隔距離を担保することで、機能喪失しない設計とする。

(3) 内部溢水

中央制御室内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内には、溢水源となる機器を設けない設計とするとともに、他の区画からの溢水の流入を防止する設計とする。

また、火災が発生したとしても、運転員その他従事者が火災状況を確認し、粉末消火器または二酸化炭素消火器によって初期消火を行うため、溢水源とならないことから、消火水による溢水により運転操作に影響を与えずに容易に操作ができる設計とする。

(4) 化学薬品の漏えい

中央制御室内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内には、化学薬品の漏えい源となる機器を設けない設計とするとともに、他の区画からの化学薬品の流入を防止する設計とする。

(5) 外部電源喪失

運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故及び重大事故等に対応するための中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の主要な設備は、外部電源が喪失した場合には、電源設備の第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機が起動することにより、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。

重大事故等に対応するための中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の主要な設備は、長時間の全交流動力電源が喪失した場合において電源設備の可搬型発電機からの給電により、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。

(6) ばい煙等による中央制御室内雰囲気悪化

火災又は爆発により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の操作雰囲気悪化に対しては、外気との連絡口を遮断し、制御室フィルタユニットを通して

制御室内の空気を循環させる再循環運転とすることで、制御室内にとどまる実施組織要員を防護できる。

第1表 各制御室に影響を与える可能性のある事象

起因事象	同時にもたらされる各制御室の環境条件	各制御室での運転操作に与える影響
内部火災（地震起因含む）	火災による各制御室内設備の機能喪失	各制御室にて火災が発生しても速やかに消火できるように、「運転員が火災状況を確認し、粉末消火器又は二酸化炭素消火器にて初期消火を行う」ことを社内規定に定めることとし、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の機能を維持する。
内部溢水（地震起因含む）	溢水による各制御室内設備の機能喪失	各制御室内には溢水源となる機器を設けない設計とするとともに、他の区画からの溢水の流入を防止する設計とする。 また、火災が発生したとしても、実施組織要員が火災状況を確認し、粉末消火器または二酸化炭素消火器によって初期消火を行うため、溢水源とならないことから、消火水による溢水により運転操作に影響を与えずに容易に操作ができる設計とする。
化学薬品の漏えい	化学薬品の漏えいによる中央制御室内設備の機能喪失	中央制御室内には化学薬品の漏えい源となる機器を設けない設計とするとともに、他の区画からの化学薬品の流入を防止する設計とする。
地震	余震	地震を起因として発生する運転時の異常な過渡変化、設計基準事故及び重大事故等に対応するための各制御室の主要な設備は、耐震性を有する制御建屋内に設置し、基準地震動 S_s による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする。また、制御盤は床等に固定することにより、地震発生時においても運転操作に影響を与えない設計とする。

(つづき)

起因事象	同時にもたらされる各制御室の環境条件	各制御室での運転操作に与える影響
地震	外部電源喪失による照明等の所内電源の喪失。	外部電源喪失においても、各制御室の照明は、第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機から給電され、第1非常用蓄電池又は第二非常用蓄電池からの給電により点灯する直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を備え、機能が喪失しない設計とする。
竜巻・風 (台風)		
積雪		
落雷		
火災又は爆発 (森林火災)		
火山		

地震：基準地震動に対して耐震Sクラス設計であるため、健全性を確保する。

竜巻：設計基準の竜巻の複合荷重（風圧，気圧差，飛来物衝撃力）に対して外殻その他による防護で健全性を確保する。

風：設計基準の風（台風）による風圧に対して外殻その他による防護で健全性を確保する。

積雪：設計基準の積雪による体積荷重に対して外殻その他による防護で健全性を確保する。

落雷：設計基準の電撃電流値に対して外殻その他による防護で健全性を確保する。

火災又は爆発：防火帯の内側に設置することにより延焼を防止し、熱影響に対しては隔離距離の確保により健全性を確保する。また、ばい煙の侵入に対してフィルタによる防護で健全性を確保する。

火山：想定する降下火砕物の体積荷重に対して外殻その他による防護で健全性を確保する。また、降下火砕物に対してフィルタによる防護で健全性を確保する。

(つづき)

起 因 事 象	同 時 に も た ら さ れ る 各 制 御 室 の 環 境 条 件	各 制 御 室 で の 運 転 操 作 に 与 え る 影 響
火災又は爆発 (森林火災)	ばい煙や有毒ガス発生による 各制御室内環境への影響	各制御室換気系について、各 制御室換気系給気隔離弁及び 各制御室換気系排気隔離弁を 閉止し、閉回路循環方式とす ることにより外気を遮断する ことから、制御室内環境への 影響はない。この場合の酸素 濃度及び二酸化炭素濃度への 影響を【補足1】及び【補足 2】に示す。ただし、影響が 長期化する場合は、必要に応 じて一時的に外気を取り入れ て換気する。第2.4-2図 に運転モードごとの各制御室 換気系の系統概要図を示す。
火山	降下火砕物による各制御室内 環境への影響	各制御室換気系により環境温 度が維持されるため、各制御 室内環境への影響はない。
凍結	低温による各制御室内環境へ の影響	各制御室換気系により環境温 度が維持されるため、各制御 室内環境への影響はない。

補足説明資料 2-5

2. 5 ばい煙及び有毒ガスの制御建屋の中央制御室への影響

1. 概 要

制御建屋の中央制御室換気設備は，外部火災により発生するばい煙，有毒ガス及び工場等内において発生する有毒ガスを取り入れないように，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，再循環運転とすることができる設計としている。第1図に制御建屋中央制御室換気設備系統概要図を示す。

ばい煙及び有毒ガスが発生した際の再循環運転により，外気の取り入れを一時的に停止した場合の制御建屋の中央制御室内の居住性について，以下のとおり評価した。

2. 評 価

再循環運転時の制御建屋の中央制御室内に滞在する運転員の環境悪化防止のため，「空気調和・衛生工学便覧 第13版 第5編 空気調和設備設計」に基づき，制御建屋の中央制御室内の二酸化炭素濃度について評価を行った。

(1) 評価条件

- (a) 在室人員は通常時は約90人であるが，重大事故時の対処に必要な人員数を考慮し，保守的に160人とする。
- (b) 中央制御室バウンダリ内体積：9,810m³
- (c) 初期二酸化炭素濃度：0.03%
- (d) 評価結果が厳しくなるよう空気流入はないものとして評価する。
- (e) 1人あたりの二酸化炭素吐出量は，極軽作業時での発生量を適用して0.022m³/hとする。

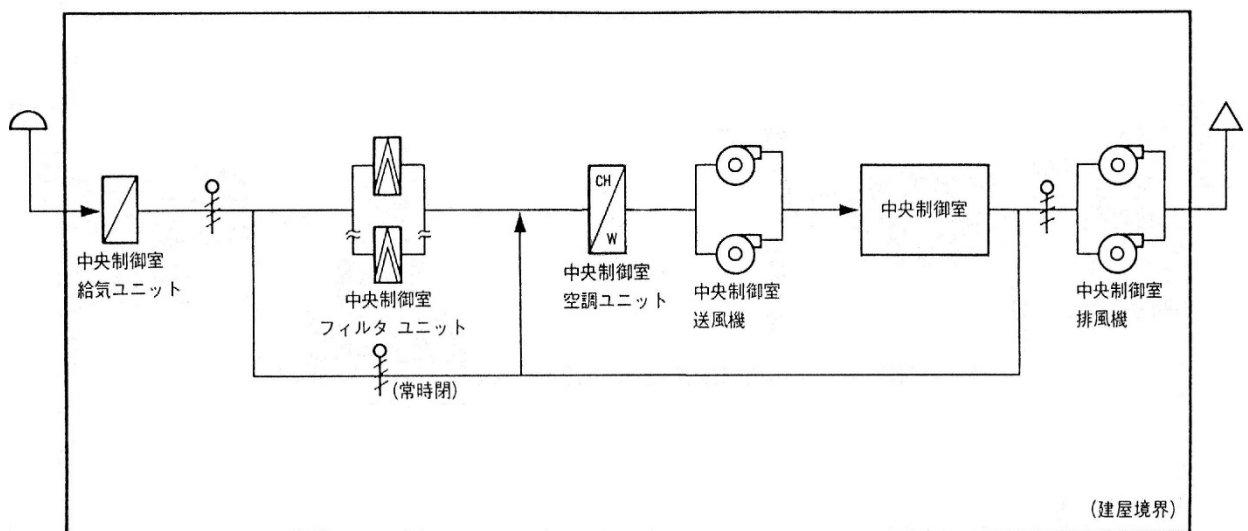
(f) 管理濃度は1.0%未満とする。(鉱山保安法施行規則)

(2) 評価結果

上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、中央制御室内の運転員数を160人とし外気取入を遮断した状態を想定しても、約27時間は滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。

敷地内で発生する火災において、制御建屋に近く二次的影響を与えると想定されるディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所における火災の燃焼時間は7時間未満であり、外気取入を遮断しても影響がない時間約27時間に対して時間的余裕があり運転員の居住性に影響を与えない。

また、敷地内で発生する火災の最長燃焼時間となるボイラ用燃料油受け入れ・貯蔵所約20時間に対しても、余裕があり運転員の居住性に影響を与えない。



第1図 制御建屋中央制御室換気設備系統概要図

補足説明資料 2-6

2. 6 ばい煙及び有毒ガスの使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への影響

1. 概要

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、外部火災により発生するばい煙、有毒ガス及び工場等内において発生する有毒ガスを取り入れないように、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、再循環運転とすることができる設計としている。第1図に使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図を示す。

ばい煙及び有毒ガスが発生した際の再循環運転により、外気を取り入れを一時的に停止した場合の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性について、以下のとおり評価した。

2. 評価

再循環運転時の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内に滞在する運転員の環境悪化防止のため、「空気調和・衛生工学便覧 第13版 第5編 空気調和設備設計」に基づき、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の二酸化炭素濃度について評価を行った。

(1) 評価条件

- (a) 在室人員は当直員の5人に余裕を加味した10人とする。
- (b) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室バウンダリ内体積：
3714.5m³
- (c) 初期二酸化炭素濃度：0.03%
- (d) 評価結果が厳しくなるよう空気流入はないものとして評価する。

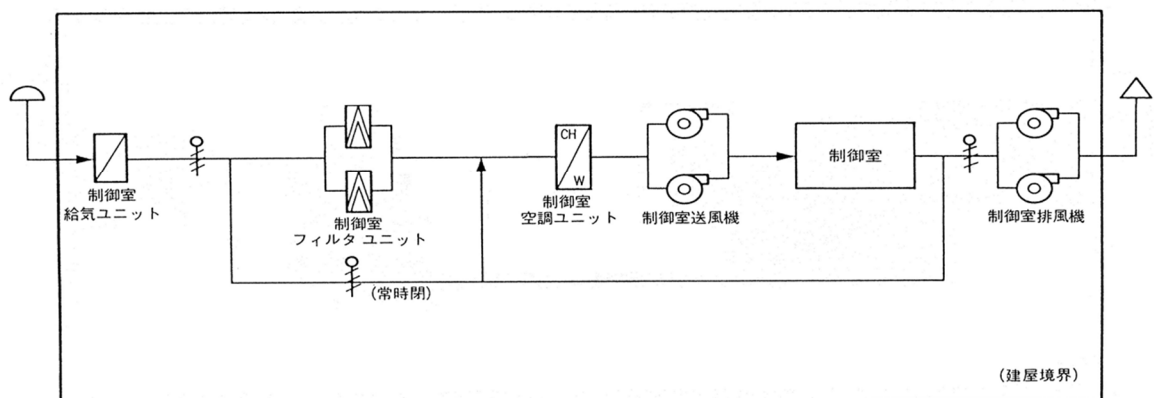
- (e) 1人あたりの二酸化炭素吐出量は、極軽作業時での発生量を適用して $0.022\text{m}^3/\text{h}$ とする。
- (f) 管理濃度は1.0%未満とする。(鉱山保安法施行規則)

(2) 評価結果

上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の運転員数を10人とし外気取入を遮断した状態を想定しても、約163時間は滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。

敷地内で発生する火災において、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に近く二次的影響を与えると想定されるディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所における火災の燃焼時間は7時間未満であり、外気取入を遮断しても影響がない時間約163時間に対して時間的余裕があり運転員の居住性に影響を与えない。

また、敷地内で発生する火災の最長燃焼時間となるボイラ用燃料油受け入れ・貯蔵所約20時間に対しても、余裕があり運転員の居住性に影響を与えない。



第1図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図

補足説明資料 2-7

2. 7 有毒ガス防護措置に係る申請書及び整理資料への反映事項の整理について

再処理施設に対する有毒ガスの影響及び防護措置については、新規規制基準適合性審査における事業変更許可（以下「既許可」という。）において考慮している事項である。

一方、規則改正により、事業指定基準規則 第 20 条（制御室等）及び第 26 条（緊急時対策所）において、有毒ガスが発生した場合に運転員及び緊急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスの発生源に対し、有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の設置が追加で要求され、技術的能力審査基準において、有毒ガス発生時の重大事故等に対処する要員の防護について、吸気中の有毒ガス濃度を基準値以下とするための手順及び体制の整備、予期せず発生する有毒ガスへの対策等の具体的要求事項が追加されている。

また、規則改正にあわせて、有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（以下「影響評価ガイド」という。）が策定されており、人体影響の観点から、有毒ガスが施設の安全性を確保するために必要な要員の対処能力に影響を与えないことを評価するための方法やとるべき対策が具体化されている。

このため、有毒ガス防護措置に関し、追加要求事項と既許可における対応状況を確認した上で、整理資料への反映事項を整理する。

上記の対応として、既許可の申請書及び整理資料の補足説明資料から有毒ガスを含む「大気（作業環境）の汚染事象」及び防護対策に係る箇所を抽出し、影響評価ガイドの項目（発生源、防護対象者、検知手段及び防護対策）の観点で既許可の対応内容を整理する。また、追加要求事項及び影響評価ガイドに照らして有毒ガス防護措置として担保すべき事項を整理し、既許可の対応と比較して追加または明確化すべき事項について、申請書本文、添付書類及び補足説明資料への反映事項として整理する。

整理結果を「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」に示す。

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第20条（制御室等））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
第20条 概要					
<p>【本文 四、A.ロ.(7)(i)(1)制御室等】(P62)</p> <p>(1)制御室等</p> <p>再処理施設の運転の状態を集中的に監視及び制御するため、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視及び制御し、再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるよう、主要な警報装置及び計測制御系統設備を備える設計とする。</p> <p>再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象については、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、昼夜にわたり制御室において把握できる設計とする。</p> <p>分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータを連続的に監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設ける設計とする。</p>	<p>(関連する引用なし)</p>	<p>・発生源</p> <p>既許可では申請書本文又は添付書類に以下の発生源を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>火災又は爆発により発生する有毒ガス</u> ➢ その他の有毒ガスの発生源については第9条で規定するため、記載していない。 <p>・防護対象者</p> <p>既許可では申請書本文又は添付書類に以下の発生源防護対象者を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>運転員その他の従事者</u> <p>・検知手段</p> <p>既許可では申請書本文及び添付書類並びに整理資料補足説明資料に以下の検知手段を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ</u> ➢ <u>公的機関から気象情報を入手で</u> 	<p>・発生源</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 左記2のとおり他条文で規定するため、整理の対象外とした。 <p>・防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドの防護対象者は、実用炉に対する防護対象者であるため、再処理施設における防護対象者に置き換えると、①制御室にとどまる運転員（設計基準）/実施組織要員（重大事故）、②緊急時対策所にとどまる要員、③屋外で重大事故等対処を実施する要員であり、設計基準では①及び②、重大事故では①～③が対象となる。 ➢ 既許可では、制御室への防護対策との関連で、①<u>運転員</u>を防護対象者としている。②緊急時対策所にとどまる要員は、第26条で確認しており、設計基準としては、影響評価ガイドに沿っている。 <p>・検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 追加要求事項である事業指定基準規則第20条第3項第1号では、工場等内における有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置の設置を要求している。 ➢ これについては、影響評価ガイド 	<p>【本文 四、A.ロ.(7)(i)(1)制御室等】</p> <p>防護対象者、検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、以下の通り反映する。</p> <p>追加要求事項である事業指定基準規則第20条第3項第1号に対する適合性について明示する必要がある。当該条文を踏まえた基本的な設計方針の記載は本文事項であることから、当該設計方針を申請書本文（ロ項及び後述するへ項）に反映する。</p> <p>換気設備の隔離について、火災又は爆発により発生する有毒ガスを対象とし、有毒ガス全般に対する防護対策として明示していないことから、有毒ガス全般に対して換気設備の隔離により運転員を防護することを明示する必要がある。具体的には、「火災又は爆発により発生する有毒ガス」と発生の起源を限定的に記載している箇所を「有毒ガス」と変更する。</p> <p>なお、左記3の【追加対策等について】で新たに明示する必要があるとした以下の項目については、追加要求事項に対する設備の設計方針の具体を示すことから、添付書類六の当該章項目又は内容に応じて整理資料補足説明資料に反映する（後述）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置の要否を判断するための有毒ガス濃度評価を新たに行った結果、当該装置は不要であることを確認したこと 	<p>【本文 四、A.ロ.(7)(i)(1)制御室等】(P62)</p> <p>(1)制御室等</p> <p>再処理施設の運転の状態を集中的に監視及び制御するため、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視及び制御し、再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるよう、主要な警報装置及び計測制御系統設備を備える設計とする。</p> <p>再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象については、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、昼夜にわたり制御室において把握できる設計とする。</p> <p>分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータを連続的に監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設ける設計とする。</p> <p>再処理施設の安全性を確保するため制御室にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が、設計基準</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、運転員その他の従事者が支障なく入ることができる設計とする。また、運転員その他の従事者が、制御室に一定期間とどまり、必要な操作を行う際に過度の被ばくを受けないよう、適切な遮蔽を設ける設計とする。</p> <p>さらに、制御室に運転員その他の従事者がとどまれるよう、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。</p> <p>（略）</p>		<p>きる設備（中央制御室に設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 通信連絡設備を用いた再処理施設内外の必要箇所との通信連絡 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 明示していないが、既許可の通信連絡設備により、敷地内の可動施設の立会い及び有毒ガス発生時の連絡、敷地外の固定施設での有毒ガス発生時の外部機関からの連絡、その他再処理施設内での有毒ガスの発生を認知した場合に必要な連絡を行うことができる。 	<p>を参考にした有毒ガス濃度評価を行い、制御室にとどまる運転員の対処能力が損なわれるおそれのある濃度に達する有毒ガスの発生源となる固定施設がある場合に、当該装置を設置する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ また、影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の検知手段を考慮することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガスの発生及び到達の検出 ・有毒ガスの警報 ・通信連絡設備による伝達 ➤ さらに、影響評価ガイドでは、敷地内の可動施設及び敷地外の固定施設からの有毒ガス発生の検知について、有毒ガスの発生を認知した者（敷地内の可動施設：立会人、敷地外の固定施設：外部機関等からの連絡を受けた者）が通信連絡設備を用いて中央制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する運用について明確化することを要求している。 ➤ 上記の事業指定基準規則の追加要求事項に対して、既許可では適合性に係る記載はない。また、有毒ガスの発生を検出する装置等の要否を判断するための有毒ガス濃度評価を新たに行う必要がある。 ➤ 影響評価ガイドに記載される検知手段に対して、既許可では、有毒ガスの発生及び到達の検出として監視カメラ、公的機関から気象情報を入手できる設備及び通 	<p>(6.1.4.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 影響評価ガイドで要求している、通信連絡設備を用いて中央制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する運用（手順と体制の整備） (6.1.4.4) ・ 有毒ガスに対して防護具類の配備により運転員を防護すること (6.1.4.4) 	<p>事故時及びその他の異常状態が発生した場合においても、著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、運転員その他の従事者が支障なく入ることができる設計とする。また、運転員その他の従事者が、制御室に一定期間とどまり、必要な操作を行う際に過度の被ばくを受けないよう、適切な遮蔽を設ける設計とする。</p> <p>さらに、制御室に運転員その他の従事者がとどまれるよう、気体状の放射性物質及び有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。</p> <p>（略）</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>【添付書類六 1.9.20 制御室等】 (P6-1-944) (制御室等)</p> <p>第二十条 再処理施設には、次に掲げるところにより、制御室（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>一 再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとする。</p> <p>二 主要な警報装置及び計測制御系統設備を有するものとする。</p> <p>三 再処理施設の外の状況を把握する設備を有するものとする。</p> <p>2 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設けなければならない。</p> <p>3 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間と</p>	<p>(関連する引用なし)</p>	<p>・防護対策</p> <p>既許可では申請書本文及び添付書類並びに整理資料補足説明資料に以下の防護対策を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計</u> ▶ 火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する<u>外気との連絡口の遮断及び再循環運転が可能な設計</u> ▶ <u>化学薬品防護に必要な、防護衣、呼吸器及び防護マスクを含む防護具類を備える設計</u> 	<p>信連絡設備を検知手段としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 影響評価ガイドで要求している通信連絡設備を用いて中央制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する運用（手順と体制の整備）について、既許可では明示していない。 <p>・防護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の防護措置を考慮することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・換気空調設備の隔離 ・制御室の正圧化 ・空気呼吸具等の配備 ・敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等 ▶ 既許可では、火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し、<u>外気との連絡口の遮断及び再循環運転が可能な設計</u>としており、換気設備の隔離を防護対策としていることから、影響評価ガイドの考えに沿っている。ただし、換気空調設備の隔離は火災又は爆発により発生する有毒ガスに限定していることから、有毒ガス全般に対応する設備であることを明示していない。 ▶ 既許可では、化学薬品に対し、<u>呼吸器及び防護マスク等の化学薬品防護に必要な防護具類を備える設計</u>としている。防護具類の配備は有毒ガスに対しても有効であるが、有毒ガスに対する防護対策として明示していない。 	<p>【添付書類六 1.9.20 制御室等】</p> <p>本項目は、規則適合性に係る項目であり、前述の申請書本文口項及び後述の本文並びに添付書類六への設計方針等に関する反映事項のうち、規則適合を説明するために必要な以下の設計方針等を反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 追加要求事項である事業指定基準規則第20条第3項第1号に対する適合性について明示する。 ▶ 有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置の要否を判断するための有毒ガス濃度評価を行う方針を明示する。 ▶ 「火災又は爆発により発生する有毒ガス」と発生の起源を限定的に記載している箇所を「有毒ガス」と変更する。 ▶ 防護具類の用途を化学薬品防護と限定して記載している箇所を「化学薬品防護又は有毒ガス発生時の防護に必要な、防護衣、呼吸器及び防護マスクを含む防護具類、サーバイメータを備える設計とする。」と変更する。 	<p>【添付書類六 1.9.20 制御室等】 (P6-1-944) (制御室等)</p> <p>第二十条 再処理施設には、次に掲げるところにより、制御室（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>一 再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとする。</p> <p>二 主要な警報装置及び計測制御系統設備を有するものとする。</p> <p>三 再処理施設の外の状況を把握する設備を有するものとする。</p> <p>2 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設けなければならない。</p> <p>3 設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>どまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の当該従事者を適切に防護するための設備を設けなければならない。</p> <p>第1項第3号について 再処理施設に影響を及ぼす可能性があると考えられる自然現象等に加え、昼夜にわたり再処理事業所内の状況を、暗視機能等を持った屋外の監視カメラを遠隔操作することにより制御室にて把握することができる設計とする。なお、監視カメラの操作は、中央制御室が主として行い、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室でも操作が可能な設計とする。</p> <p>また、地震、竜巻等による再処理事業所内の状況の把握に有効なパラメータは、気象観測設備等で測定し中央制御室にて確認できる設計とする。これらの気象情報等は、中央制御室内のファクシミリ等により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で</p>			<p>【追加対策等について】</p> <p>規則要求及び影響評価ガイドに照らした確認の結果、申請書及び整理資料への反映事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 追加要求事項である事業指定基準規則第20条第3項第1号に対する適合性について明示する必要がある。 ➤ 有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置の要否を判断するための有毒ガス濃度評価を新たに行った結果、当該装置は不要であることを確認したことについて明示する必要がある。 ➤ 影響評価ガイドで要求している、通信連絡設備を用いて中央制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する運用（手順と体制の整備）について、既許可では明示していないことから、明示する必要がある。 ➤ 既許可では、換気設備の隔離について、火災又は爆発により発生する有毒ガスを対象とし、有毒ガス全般に対する防護対策として明示していないことから、有毒ガス全般に対して換気設備の隔離により運転員を防護することを明示する必要がある。 ➤ 既許可では、防護具類の配備について有毒ガスに対する防護対策として明示していないことから、有毒ガスに対して防護具類の配備により運転員を防護することを明示する必要がある。 		<p>じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p> <p>一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置</p> <p>二 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りする区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の従事者を適切に防護するための設備</p> <p>第1項第3号について 再処理施設に影響を及ぼす可能性があると考えられる自然現象等に加え、昼夜にわたり再処理事業所内の状況を、暗視機能等を持った屋外の監視カメラを遠隔操作することにより制御室にて把握することができる設計とする。なお、監視カメラの操作は、中央制御室が主として行い、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室でも操作が可能な設計とする。</p> <p>また、地震、竜巻等による再処理事業所内の状況の把握に有効なパラメータは、気象観測設備等で測定し中央制御室にて確認できる設計とする。これらの気象情報等は、中央制御室内のファクシミリ等により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>も把握できる設計とする。</p> <p>さらに、制御室に公的機関から気象情報を入手できる設備を設置し、地震、竜巻情報等を入手できる設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>第3項について</p>					<p>も把握できる設計とする。</p> <p>さらに、制御室に公的機関から気象情報を入手できる設備を設置し、地震、竜巻情報等を入手できる設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>第3項について</p> <p>再処理施設の安全性を確保するため制御室にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が、設計基準事故時及びその他の異常状態が発生した場合においても、著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>第3項第1号について</p> <p>設計基準事故が発生した場合に、制御室内の運転員に対し、有毒ガスによる影響により対処能力が著しく低下しないよう、運転員が制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵状況等を踏まえ、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒ガス防護に関する影響評価を実施する。</p> <p>制御室は、通信連絡設備による連絡により、運転員が有毒ガスの発生を認知できる設計とする。</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>制御室及びこれに連絡する通路及びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、設計基準事故が発生した場合に運転員その他の従事者が一定期間とどまり、再処理施設の安全性を確保するための措置がとれるよう、以下の設計及び措置を講ずる。</p> <p>（略）</p> <p>（3）中央制御室の換気は、設計基準事故時、屋外での火災又は爆発時、その他の異常状態が発生した時に、外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を放射線被ばく及び火災又は爆発によって発生した有毒ガスから防護できる設計とする。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気は、屋外での火災又は爆発時、その他の異常状態が発生した時に、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を放射線被ばく及び火災又は爆発によって発生した有毒ガスから防護できる設計とする。</p> <p>（4）通常運転時及び設計基準事故時の放射線防護及び化学薬品防護に必要な、防護衣、呼吸器及び防護マスクを含む防護具類、サーベイメータを備える設計とする。</p>					<p>第3項第2号について</p> <p>制御室及びこれに連絡する通路及びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、設計基準事故が発生した場合に運転員その他の従事者が一定期間とどまり、再処理施設の安全性を確保するための措置がとれるよう、以下の設計及び措置を講ずる。</p> <p>（略）</p> <p>（3）中央制御室の換気は、設計基準事故時、屋外での火災又は爆発時、その他の異常状態が発生した時に、外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を放射線被ばく及び有毒ガスから防護できる設計とする。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気は、屋外での火災又は爆発時、その他の異常状態が発生した時に、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を放射線被ばく及び有毒ガスから防護できる設計とする。</p> <p>（4）通常運転時及び設計基準事故時の放射線防護及び化学薬品防護又は有毒ガス発生時の防護に必要な、防護衣、呼吸器及び防護マスクを含む防護具類、サーベイメータを備える設計とする。</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
制御室等の設計方針					
<p>【本文 四、A. へ. (4)その他の主要な事項(i)制御室等】(P214)</p> <p>(i)制御室等</p> <p>再処理施設には、運転時において、運転員その他の従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い、事故時において、適切な事故対策を構ずる場所として、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>制御建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上3階、地下2階、建築面積約2,900m²の建物である。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の主要構造は、「ハ.（1）構造」に示す主要構造と同じである。</p> <p>制御建屋機器配置概要図を第166図～第171図に示す。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図は、「ハ.（1）構造」に示す機器配置概要図と同じである。</p> <p>制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視及び制御し、再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるよう、主要な警報装置及び計測制御系統設備を設ける。また、必要な施設のパラメータを監視するための表示及び操作装置は、誤操作及び誤判断を防止でき、操作が容易に行える設計とする。</p> <p>再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から地震、</p>	<p>(関連する引用なし)</p>	<p>・発生源</p> <p>既許可では申請書本文又は添付書類に以下の発生源を記載している。</p> <p>➤ <u>火災又は爆発により発生する有毒ガス</u></p> <p>✓ <u>自然現象である火山の影響による降下火砕物、火災・爆発（航空機落下及び森林火災を含む）の二次的影響であるばい煙及び有毒ガス、人為事象である有毒ガスが制御室内雰囲気悪化をもたらす事象として記載されている。</u></p> <p>➤ 有毒ガスの発生源については第9条で規定するため、記載していない。</p> <p>・防護対象者</p> <p>既許可では申請書本文又は添付書類に以下の防護対象者を記載している。</p> <p>➤ <u>運転員その他の従事者</u></p> <p>・検知手段</p> <p>既許可では申請書本文及び添付書類並びに整理資料補足説明資料に以</p>	<p>・発生源</p> <p>➤ 左記2のとおり他条文で規定するため、整理の対象外とした。</p> <p>・防護対象者</p> <p><再掲 はじめ></p> <p>➤ 影響評価ガイドの防護対象者は、実用炉に対する防護対象者であるため、再処理施設における防護対象者に置き換えると、①制御室にとどまる運転員（設計基準）/実施組織要員（重大事故）、②緊急時対策所にとどまる要員、③屋外で重大事故等対処を実施する要員であり、設計基準では①及び②、重大事故では①～③が対象となる。</p> <p>➤ 既許可では、制御室への防護対策との関連で、①<u>運転員</u>を防護対象者としている。②緊急時対策所にとどまる要員は、第26条で確認しており、設計基準としては、影響評価ガイドに沿っている。</p>	<p>【本文 四、A. へ. (4)その他の主要な事項(i)制御室等】</p> <p>防護対象者、検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、以下の通り反映する。</p> <p>追加要求事項である事業指定基準規則第20条第3項第1号に対する適合性について明示する必要がある。当該条文を踏まえた基本的な設計方針の記載は本文事項であることから、当該設計方針を申請書本文（前述のロ項及びへ項）に反映する。</p> <p>換気設備の隔離について、火災又は爆発により発生する有毒ガスを対象とし、有毒ガス全般に対する防護対策として明示していないことから、有毒ガス全般に対して換気設備の隔離により運転員を防護することを明示する必要がある。具体的には、「火災又は爆発により発生する有毒ガス」と発生の起源を限定的に記載している箇所を「有毒ガス」と変更する。</p> <p><再掲 はじめ></p> <p>なお、左記3の【追加対策等について】で新たに明示する必要があるとした以下の項目は、追加要求事項に対する設備の設計方針の具体を示すことから、添付書類六の当該章項目又は内容に応じて整理資料補足説明資料に反映する。</p> <p>・ 有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置の要否を判断するための有毒ガス濃度評価を新たに行った結果、当該装置は</p>	<p>【本文 四、A. へ. (4)その他の主要な事項(i)制御室等】(P214)</p> <p>(i)制御室等</p> <p>再処理施設には、運転時において、運転員その他の従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い、事故時において、適切な事故対策を構ずる場所として、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>制御建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上3階、地下2階、建築面積約2,900m²の建物である。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の主要構造は、「ハ.（1）構造」に示す主要構造と同じである。</p> <p>制御建屋機器配置概要図を第166図～第171図に示す。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図は、「ハ.（1）構造」に示す機器配置概要図と同じである。</p> <p>制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視及び制御し、再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるよう、主要な警報装置及び計測制御系統設備を設ける。また、必要な施設のパラメータを監視するための表示及び操作装置は、誤操作及び誤判断を防止でき、操作が容易に行える設計とする。</p> <p>再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から地震、</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>津波、竜巻、落雷情報等の気象情報を入手できる電話、ファクシミリ、社内ネットワークに接続されたパソコン等を設置し、昼夜にわたり制御室において再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は、設計基準事故が発生した場合において、運転員その他の従事者が再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、適切な遮蔽を設けるとともに、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。</p> <p>中央制御室は、環境モニタリング設備であるモニタリングポスト及びダストモニタから、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を表示できる設計とする。</p> <p>制御室等は、設計基準事故が発生した場合において、設置又は保管した所内通信連絡設備により、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設計とする。</p>		<p>下の検知手段を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ <ul style="list-style-type: none"> ✓ 屋外監視カメラにより把握できる再処理施設の外の状況については、火山の影響による降灰の状況や森林（草原）火災及び近隣工場等の火災（爆発）の発生方向及び状況、ばい煙の方向等を把握できるとしている。 ▶ 公的機関から気象情報を入手できる設備（中央制御室に設置） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 公的機関から気象情報を入手できる設備の社内ネットワークに接続されたパソコンを使用することで、公的機関の情報を入手することが可能な設計とするとしている。 ▶ 通信連絡設備を用いた再処理施設内外の必要箇所との通信連絡 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 明示していないが、既許可の通信連絡設備により、敷地内の可動施設の立会い及び有毒ガス発生時の連絡、敷地外の固定施設での有毒ガス発生時の外部機関からの連絡、その他再処理施設内での有毒ガスの発生を認知した場合に必要な連絡を行うことができる。 	<p>〈再掲 おわり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検知手段 <p>〈再掲 はじめ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 追加要求事項である事業指定基準規則第20条第3項第1号では、工場等内における有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置の設置を要求している。 ▶ これについては、影響評価ガイドを参考にした有毒ガス濃度評価を行い、制御室にとどまる運転員の対処能力が損なわれるおそれのある濃度に達する有毒ガスの発生源となる固定施設がある場合に、当該装置を設置する必要がある。 ▶ また、影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の検知手段を考慮することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガスの発生及び到達の検出 ・有毒ガスの警報 ・通信連絡設備による伝達 ▶ さらに、影響評価ガイドでは、敷地内の可動施設及び敷地外の固定施設からの有毒ガス発生の検知について、有毒ガスの発生を認知した者（敷地内の可動施設：立会人、敷地外の固定施設：外部機関等からの連絡を受けた者）が通信連絡設備を用いて中央制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する運用について明確化することを要求している。 ▶ 上記の事業指定基準規則の追加 	<p>不要であることを確認したこと（6.1.4.4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・影響評価ガイドで要求している、通信連絡設備を用いて中央制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する運用（手順と体制の整備）（6.1.4.4） ・有毒ガスに対して防護具類の配備により運転員を防護すること（6.1.4.4） <p>〈再掲 おわり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員の操作に影響を与えない設計について、考慮すべき要因として有毒ガスを明示すること（6.1.4.2、6.1.4.6） 	<p>津波、竜巻、落雷情報等の気象情報を入手できる電話、ファクシミリ、社内ネットワークに接続されたパソコン等を設置し、昼夜にわたり制御室において再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p>再処理施設の安全性を確保するため制御室にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が、設計基準事故時及びその他の異常状態が発生した場合においても、著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は、設計基準事故が発生した場合において、運転員その他の従事者が再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、適切な遮蔽を設けるとともに、気体状の放射性物質及び有毒ガスに対する換気設備の隔離、その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。</p> <p>中央制御室は、環境モニタリング設備であるモニタリングポスト及びダストモニタから、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を表示できる設計とする。</p> <p>制御室等は、設計基準事故が発生した場合において、設置又は保管した所内通信連絡設備により、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設計とする。</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>モニタリングポスト及びダストモニタは、「チ. (2)屋外管理用の主要な設備の種類」に記載する。 所内通信連絡設備は、「リ. (4)(x)通信連絡設備」に記載する。 (略)</p>			<p>要求事項に対して、既許可では適合性に係る記載はない。また、有毒ガスの発生を検出する装置等の要否を判断するための有毒ガス濃度評価を新たに行う必要がある。</p> <p>➤ 影響評価ガイドに記載される検知手段に対して、既許可では、有毒ガスの発生及び到達の検出として監視カメラ、公的機関から気象情報を入手できる設備及び通信連絡設備を検知手段としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。</p> <p>➤ 影響評価ガイドで要求している通信連絡設備を用いて中央制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する運用（手順と体制の整備）について、既許可では明示していない。</p> <p>〈再掲 おわり〉</p>		<p>モニタリングポスト及びダストモニタは、「チ. (2)屋外管理用の主要な設備の種類」に記載する。 所内通信連絡設備は、「リ. (4)(x)通信連絡設備」に記載する。 (略)</p>
<p>【添付書類六 6.1.4 制御室 6.1.4.1 概要】(P6-6-107) 6.1.4.1 概要 再処理施設の運転の状態を集中的に監視、制御及び操作を行うため、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。 再処理施設の運転の監視、制御及び操作を行うための表示及び操作装置である監視制御盤並びに再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を行うための表示及び操作装置である安全系監視制御盤は、集中的に監視、制御及び操作が行えるよう中央制御室に設置する。 ただし、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用する使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の運転の監視、制御及び操作を行うための表示及び操作装置である監視制御盤並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の安全性を確保するために必要な操作を行うための表示及び操作装置である安全系監視制御盤は、集中的に監視、制御及び操作が行えるよう使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する。 再処理施設の外の状況を昼夜にわたり把握するため、暗視機能を有する</p>	<p>(関連する引用なし)</p>	<p>・防護対策 既許可では申請書本文及び添付書類並びに整理資料補足説明資料に以下の防護対策を記載している。</p> <p>➤ 火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する<u>外気との連絡口の遮断及び再循環運転が可能な設計</u></p> <p>✓ <u>火災又は爆発により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の操作雰囲気</u>の悪化に対して、<u>外気との連絡口を遮断し、再循環運転により制御室の居住性を確保</u>としている。</p> <p>✓ <u>再循環運転時の中央制御室の居住性</u>については、<u>中央制御室の居住性が維持される</u></p>	<p>・防護対策 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の防護措置を考慮することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気空調設備の隔離 ・制御室の正圧化 ・空気呼吸具等の配備 ・敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等 <p>➤ 既許可では、火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し、<u>外気との連絡口の遮断及び再循環運転が可能な設計</u>としており、<u>換気設備の隔離</u>を防護対策としていることから、影響評価ガイドの考えに沿っている。ただし、換気空調</p>	<p>【添付書類六 6.1.4 制御室 6.1.4.1 概要】 防護対象者、検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、以下の通り反映する。</p> <p>換気設備の隔離について、火災又は爆発により発生する有毒ガスを対象とし、有毒ガス全般に対する防護対策として明示していないことから、有毒ガス全般に対して換気設備の隔離により運転員を防護することを明示する必要がある。具体的には、「火災又は爆発により発生する有毒ガス」と発生の起源を限定的に記載している箇所を「有毒ガス」と変更する。</p> <p>〈再掲 はじめ〉 なお、左記3の【追加対策等について】で新たに明示する必要があるとした以下の項目は、追加要求事項に対する設備の設計方針の具体を示すことから、添付書類六の当該章項目又は内容に応じて整理資料補足説明資料に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置の要否を判断するための有毒ガス濃度評価を新たに行った結果、当該装置は不要であることを確認したこと(6.1.4.4) 	<p>【添付書類六 6.1.4 制御室 6.1.4.1 概要】 再処理施設の運転の状態を集中的に監視、制御及び操作を行うため、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。 再処理施設の運転の監視、制御及び操作を行うための表示及び操作装置である監視制御盤並びに再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を行うための表示及び操作装置である安全系監視制御盤は、集中的に監視、制御及び操作が行えるよう中央制御室に設置する。 ただし、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用する使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の運転の監視、制御及び操作を行うための表示及び操作装置である監視制御盤並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の安全性を確保するために必要な操作を行うための表示及び操作装置である安全系監視制御盤は、集中的に監視、制御及び操作が行えるよう使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する。 再処理施設の外の状況を昼夜にわたり把握するため、暗視機能を有する</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第20条（制御室等））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等は、制御室に設置する。</p> <p>分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために計測制御システム施設で監視が要求されるパラメータを連続的に監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設ける設計とする。</p> <p>制御室には、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して運転員その他の従事者を適切に防護するために、外気を遮断できる換気設備及び遮蔽を設け、設計基準事故が発生した場合においても運転員その他の従事者が制御室にとどまり再処理施設の安全性を確保するために必要な操作及び措置が行える設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p>	<p>【添付書類六 6.1.4.2 設計方針】 (P6-6-109)</p> <p>6.1.4.2 設計方針</p> <p>(1) 再処理施設の運転の状態を集中的に監視、制御及び操作を行うため、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>(2) 制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち、連続的に監視する必要があるものを監視</p>	<p>時間（二酸化炭素濃度が基準値を超えない時間）を約 27 時間と算出している。</p> <p>✓ 再循環運転時の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性について、居住性が維持される時間（二酸化炭素濃度が基準値を超えない時間）を約 163 時間と算出している。</p> <p>➢ 再処理事業所内の従事者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設計</p> <p>➢ 想定される地震、内部火災、溢水及び化学薬品の漏えいを考慮しても制御室での運転操作に影響を与えない設計</p>	<p>設備の隔離は火災又は爆発により発生する有毒ガスに限定していることから、有毒ガス全般に対応する設備であることを明示していない。</p> <p>➢ 既許可（上述の【添付書類六 1.9.20 制御室等】）では、化学薬品に対し、呼吸器及び防護マスク等の化学薬品防護に必要な防護具類を備える設計としている。防護具類の配備は有毒ガスに対しても有効であるが、有毒ガスに対する防護対策として明示していない。</p> <p>➢ 制御室での運転操作に影響を与えない設計に対して、考慮すべき事象として有毒ガスを明示していない。</p> <p>【追加対策等の要否について】</p> <p>規則要求及び影響評価ガイドに照らした確認の結果、申請書及び整理資料への反映事項は以下のとおり。</p> <p>➢ 追加要求事項である事業指定基準規則第 20 条第 3 項第 1 号に対する適合性について明示する必要がある。</p> <p>➢ 有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置の要否を判断するための有毒ガス濃度評価を新たに行った結果、当該装置は不要であることを確認したことについて明示する必要がある。</p> <p>➢ 影響評価ガイドで要求している、通信連絡設備を用いて中央制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する運用（手順と体制の整</p>	<p>影響評価ガイドで要求している、通信連絡設備を用いて中央制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する運用（手順と体制の整備、6.1.4.4）</p> <p>有毒ガスに対して防護具類の配備により運転員を防護すること（6.1.4.4）</p> <p>運転員の操作に影響を与えない設計について、考慮すべき要因として有毒ガスを明示すること（6.1.4.2、6.1.4.6）</p> <p><再掲 おわり></p> <p>【添付書類六 6.1.4.2 設計方針】</p> <p>防護対象者、検知手段及び防護対策に対して左記 2 と 3 を比較した結果、以下の通り反映する。</p> <p>換気設備の隔離について、火災又は爆発により発生する有毒ガスを対象とし、有毒ガス全般に対する防護対策として明示していないことから、有毒ガス全般に対して換気設備の隔離により運転員を防護することを明示する必要がある。具体的には、「火災又は爆発により発生する有毒ガス」と発生</p>	<p>監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等は、制御室に設置する。</p> <p>分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために計測制御システム施設で監視が要求されるパラメータを連続的に監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設ける設計とする。</p> <p>制御室には、気体状の放射性物質及び有毒ガスに対して運転員その他の従事者を適切に防護するために、外気を遮断できる換気設備及び遮蔽を設け、設計基準事故が発生した場合においても運転員その他の従事者が制御室にとどまり再処理施設の安全性を確保するために必要な操作及び措置が行える設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p> <p>【添付書類六 6.1.4.2 設計方針】</p> <p>6.1.4.2 設計方針</p> <p>(1) 再処理施設の運転の状態を集中的に監視、制御及び操作を行うため、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>(2) 制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち、連続的に監視する必要があるものを監視</p>
<p>【添付書類六 6.1.4.2 設計方針】 (P6-6-109)</p> <p>6.1.4.2 設計方針</p> <p>(1) 再処理施設の運転の状態を集中的に監視、制御及び操作を行うため、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>(2) 制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち、連続的に監視する必要があるものを監視</p>	<p>【補足説明資料 2-1 再処理施設の外の状況を把握するための設備】</p> <p>屋外監視カメラにより把握できる再処理施設の外の状況について、火山の影響による降灰の状況や森林（草原）火災及び近隣工場等の火災（爆発）の発生方角及び状況、ばい煙の方向等を把握できるとしている。</p> <p>公的機関から気象情報を入手できる設備の社内ネットワークに接続されたパソコンを使用することで、公的機関の情報を入手することが可能な設計とすることとしている。</p>	<p>時間（二酸化炭素濃度が基準値を超えない時間）を約 27 時間と算出している。</p> <p>✓ 再循環運転時の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性について、居住性が維持される時間（二酸化炭素濃度が基準値を超えない時間）を約 163 時間と算出している。</p> <p>➢ 再処理事業所内の従事者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設計</p> <p>➢ 想定される地震、内部火災、溢水及び化学薬品の漏えいを考慮しても制御室での運転操作に影響を与えない設計</p>	<p>設備の隔離は火災又は爆発により発生する有毒ガスに限定していることから、有毒ガス全般に対応する設備であることを明示していない。</p> <p>➢ 既許可（上述の【添付書類六 1.9.20 制御室等】）では、化学薬品に対し、呼吸器及び防護マスク等の化学薬品防護に必要な防護具類を備える設計としている。防護具類の配備は有毒ガスに対しても有効であるが、有毒ガスに対する防護対策として明示していない。</p> <p>➢ 制御室での運転操作に影響を与えない設計に対して、考慮すべき事象として有毒ガスを明示していない。</p> <p>【追加対策等の要否について】</p> <p>規則要求及び影響評価ガイドに照らした確認の結果、申請書及び整理資料への反映事項は以下のとおり。</p> <p>➢ 追加要求事項である事業指定基準規則第 20 条第 3 項第 1 号に対する適合性について明示する必要がある。</p> <p>➢ 有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置の要否を判断するための有毒ガス濃度評価を新たに行った結果、当該装置は不要であることを確認したことについて明示する必要がある。</p> <p>➢ 影響評価ガイドで要求している、通信連絡設備を用いて中央制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する運用（手順と体制の整</p>	<p>影響評価ガイドで要求している、通信連絡設備を用いて中央制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する運用（手順と体制の整備、6.1.4.4）</p> <p>有毒ガスに対して防護具類の配備により運転員を防護すること（6.1.4.4）</p> <p>運転員の操作に影響を与えない設計について、考慮すべき要因として有毒ガスを明示すること（6.1.4.2、6.1.4.6）</p> <p><再掲 おわり></p> <p>【添付書類六 6.1.4.2 設計方針】</p> <p>防護対象者、検知手段及び防護対策に対して左記 2 と 3 を比較した結果、以下の通り反映する。</p> <p>換気設備の隔離について、火災又は爆発により発生する有毒ガスを対象とし、有毒ガス全般に対する防護対策として明示していないことから、有毒ガス全般に対して換気設備の隔離により運転員を防護することを明示する必要がある。具体的には、「火災又は爆発により発生する有毒ガス」と発生</p>	<p>監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等は、制御室に設置する。</p> <p>分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために計測制御システム施設で監視が要求されるパラメータを連続的に監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設ける設計とする。</p> <p>制御室には、気体状の放射性物質及び有毒ガスに対して運転員その他の従事者を適切に防護するために、外気を遮断できる換気設備及び遮蔽を設け、設計基準事故が発生した場合においても運転員その他の従事者が制御室にとどまり再処理施設の安全性を確保するために必要な操作及び措置が行える設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p> <p>【添付書類六 6.1.4.2 設計方針】</p> <p>6.1.4.2 設計方針</p> <p>(1) 再処理施設の運転の状態を集中的に監視、制御及び操作を行うため、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>(2) 制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち、連続的に監視する必要があるものを監視</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>できる表示及び操作装置を配置することにより、連続的に監視及び制御ができる設計とする。また、必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は、誤操作及び誤判断を防止でき、操作が容易に行える設計とする。</p> <p>(3) 制御室には、主要な警報装置及び計測制御設備を設ける設計とする。</p> <p>(4) 再処理施設の外の状況を昼夜にわたり把握するため、暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、制御室から再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）を把握できる設計とする。</p> <p>(5) 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できる設計とする。</p> <p>(6) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係、せん断処理施設関係、溶解施設関係、分離施設関係、精製施設関係、脱硝施設関係、酸及び溶媒の回収施設関係、製品貯蔵施設関係、放射性廃棄物の廃棄施設関係、その他再処理設備の附属施設関係、安全保護系関係、電気設備関係、放射線管理関係、火災防護関係及び気象観測関係の監視及び操作を手動で行える設計とする。</p> <p>(7) 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室内にと</p>	<p>【補足説明資料2-5 ばい煙及び有毒ガスの制御建屋の中央制御室への影響】</p> <p>再循環運転時の中央制御室の居住性については、<u>中央制御室の居住性が維持される時間（二酸化炭素濃度が基準値を超えない時間）を約 27 時間と算出している。</u></p> <p>【補足説明資料2-6 ばい煙及び有毒ガスの使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への影響】</p> <p>再循環運転時の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性については、<u>居住性が維持される時間（二酸化炭素濃度が基準値を超えない時間）を約 163 時間と算出している。</u></p> <p>【補足説明資料2-4 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への地震及び火災等の影響】</p> <p><u>制御室内雰囲気悪化をもたらす事象として、自然現象である火山の影響による降下火砕物、火災・爆発（航空機落下及び森林火災を含む）の二次的影響であるばい煙及び有毒ガス、人為事象である有毒ガスが記載されている。</u></p> <p><u>火災又は爆発により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の操作雰囲気悪化に対して、外気との連絡口を遮断し、再循環運転により制御室の居住性を確保すると</u></p>		<p>備)について、既許可では明示していないことから、明示する必要がある。</p> <p>➤ 既許可では、換気設備の隔離について有毒ガス全般に対する防護対策として明示していないことから、有毒ガス全般に対して換気設備の隔離により運転員を防護することを明示する必要がある。</p> <p>➤ 既許可では、防護具類の配備について有毒ガスに対する防護対策として明示していないことから、有毒ガスに対して防護具類の配備により運転員を防護することを明示する必要がある。</p> <p>➤ 制御室での運転操作に影響を与えない設計に対して、有毒ガスを明示する必要がある。</p>	<p>の起源を限定的に記載している箇所を「有毒ガス」と変更する。</p> <p>防護具類の配備について、有毒ガスに対する防護対策として明示していないことから、有毒ガスに対して防護具類の配備により運転員を防護することを明示する必要がある。具体的には、(11)の考慮すべき要因に対して運転操作に影響を与えない設計として、「有毒ガス発生時に着装できるような防護具を配備する。」の記載を追加する。</p> <p>制御室での運転操作に影響を与えない設計に対して、考慮すべき要因として有毒ガスを明示する必要がある。具体的には、(11)の考慮すべき要因に「有毒ガスの発生」の記載を追加する。</p> <p><再掲 はじめ></p> <p>なお、左記3の【追加対策等について】で新たに明示する必要があるとした以下の項目は、追加要求事項に対する設備の設計方針の具体を示すことから、添付書類六の当該章項目又は内容に応じて整理資料補足説明資料に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置の要否を判断するための有毒ガス濃度評価を新たに行った結果、当該装置は不要であることを確認したこと (6.1.4.4) 影響評価ガイドで要求している、通信連絡設備を用いて中央制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡 	<p>できる表示及び操作装置を配置することにより、連続的に監視及び制御ができる設計とする。また、必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は、誤操作及び誤判断を防止でき、操作が容易に行える設計とする。</p> <p>(3) 制御室には、主要な警報装置及び計測制御設備を設ける設計とする。</p> <p>(4) 再処理施設の外の状況を昼夜にわたり把握するため、暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、制御室から再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）を把握できる設計とする。</p> <p>(5) 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できる設計とする。</p> <p>(6) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係、せん断処理施設関係、溶解施設関係、分離施設関係、精製施設関係、脱硝施設関係、酸及び溶媒の回収施設関係、製品貯蔵施設関係、放射性廃棄物の廃棄施設関係、その他再処理設備の附属施設関係、安全保護系関係、電気設備関係、放射線管理関係、火災防護関係及び気象観測関係の監視及び操作を手動で行える設計とする。</p> <p>(7) 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室内にとど</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>どまり再処理施設の安全性を確保するための措置がとれるよう、アクセス通路を確保するとともに、適切な遮蔽を設ける設計とする。</p> <p>(8) 制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して運転員その他の従事者を適切に防護するために、外気を遮断して換気システムの再循環運転が可能な設計とする。</p> <p>(9) 中央制御室は、再処理事業所内の運転員その他の従事者に対して操作、作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに、緊急時対策所及び再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる設計とする。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の運転員その他の従事者に対して操作、作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに中央制御室及び緊急時対策所との通信連絡ができる設計とする。</p> <p>(10) 制御室には、設計基準事故が発生した場合においても、運転員その他の従事者が操作、作業及び監視を適切に実施できるよう照明を設ける設計とする。</p> <p>(11) 制御室は、想定される地震、内部火災、溢水及び化学薬品の漏えいを考慮しても制御室での運転操作に影響を与えない設計とする。</p> <p>(12) 制御室に設置する必要なパラメ</p>	<p>している。</p>			<p>する運用（手順と体制の整備） (6.1.4.4) 〈再掲 おわり〉</p>	<p>まり再処理施設の安全性を確保するための措置がとれるよう、アクセス通路を確保するとともに、適切な遮蔽を設ける設計とする。</p> <p>(8) 制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び有毒ガスに対して運転員その他の従事者を適切に防護するために、外気を遮断して換気システムの再循環運転が可能な設計とする。</p> <p>(9) 中央制御室は、再処理事業所内の運転員その他の従事者に対して操作、作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに、緊急時対策所及び再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる設計とする。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の運転員その他の従事者に対して操作、作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに中央制御室及び緊急時対策所との通信連絡ができる設計とする。</p> <p>(10) 制御室には、設計基準事故が発生した場合においても、運転員その他の従事者が操作、作業及び監視を適切に実施できるよう照明を設ける設計とする。</p> <p>(11) 制御室は、想定される地震、内部火災、溢水、化学薬品の漏えい及び有毒ガスの発生を考慮しても制御室での運転操作に影響を与えない設計とする。また、有毒ガス発生時に着ることができるよう防護具を配備する。</p> <p>(12) 制御室に設置する必要なパラメ</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案														
<p>ータを監視するための表示及び操作装置は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>(13) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の安全確保及び運転操作上必要となる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに同室内に設置する表示及び操作装置は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p> <p>【添付書類六 第6.1.4-1表 制御室の主要設備の仕様】(P6-6-130)</p> <p>① 中央制御室</p> <table border="0"> <tr><td>監視制御盤</td><td>1式</td></tr> <tr><td>安全系監視制御盤</td><td>1式</td></tr> <tr><td>屋外監視カメラ</td><td>3台</td></tr> <tr><td>気象盤</td><td>1式</td></tr> </table> <p>② 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室</p> <table border="0"> <tr><td>監視制御盤</td><td>1式</td></tr> <tr><td>安全系監視制御盤</td><td>1式</td></tr> <tr><td>屋外監視カメラ</td><td>3台</td></tr> </table> <p>(中央制御室の屋外監視カメラと兼用)</p> <p>なお、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用する。</p>	監視制御盤	1式	安全系監視制御盤	1式	屋外監視カメラ	3台	気象盤	1式	監視制御盤	1式	安全系監視制御盤	1式	屋外監視カメラ	3台	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 第6.1.4-1表 制御室の主要設備の仕様】</p> <p>本項目は制御室の主要設備の仕様であり、運転員の有毒ガス防護のため設備を追加する必要が無いことから、既許可の記載を変更する必要は無い。</p>	<p>ータを監視するための表示及び操作装置は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>(13) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の安全確保及び運転操作上必要となる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに同室内に設置する表示及び操作装置は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p> <p>【添付書類六 第6.1.4-1表 制御室の主要設備の仕様】</p> <p>(既許可から変更なし)</p>
監視制御盤	1式																		
安全系監視制御盤	1式																		
屋外監視カメラ	3台																		
気象盤	1式																		
監視制御盤	1式																		
安全系監視制御盤	1式																		
屋外監視カメラ	3台																		
<p>【添付書類六 6.1.4.6 評価】(P6-6-127)</p> <p>6.1.4.6 評価</p> <p>(1) 制御建屋に中央制御室を設ける設計とすることで、再処理施設の運転の状態を集中的に監視及び制御することができるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設けることで、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の状態を集中的に監視及び制御することができる。</p> <p>(2) 中央制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち、連続的に監視する必要があるものを監視できる表示及び操作装置を配置し、また、使用済燃料の受入れ施設及</p>	<p>【補足説明資料2-1 再処理施設の外の状況を把握するための設備】</p> <p><u>屋外監視カメラにより把握できる再処理施設の外の状況について、火山の影響による降灰の状況や森林（草原）火災及び近隣工場等の火災（爆発）の発生方角及び状況、ばい煙の方向等を把握できるとしている。</u></p> <p><u>公的機関から気象情報を入手できる設備の社内ネットワークに接続されたパソコンを使用することで、公的機関の情報を入手することが可能な設計とすることとしている。</u></p> <p>【補足説明資料2-5 ばい煙及び有毒ガスの制御建屋の中央制御室への影響】</p> <p><u>再循環運転時の中央制御室の居住</u></p>			<p>【添付書類六 6.1.4.6 評価】</p> <p>防護対象者、検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、以下の通り反映する。</p> <p>換気設備の隔離について、火災又は爆発により発生する有毒ガスを対象とし、有毒ガス全般に対する防護対策として明示していないことから、有毒ガス全般に対して換気設備の隔離により運転員を防護することを明示する必要がある。具体的には、「火災又は爆発により発生する有毒ガス」と発生の起源を限定的に記載している箇所を「有毒ガス」と変更する。</p> <p>6.1.4.2 設計方針の記載を受け、防護具類の配備の評価については、</p>	<p>【添付書類六 6.1.4.6 評価】</p> <p>6.1.4.6 評価</p> <p>(1) 制御建屋に中央制御室を設ける設計とすることで、再処理施設の運転の状態を集中的に監視及び制御することができるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設けることで、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の状態を集中的に監視及び制御することができる。</p> <p>(2) 中央制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち、連続的に監視する必要があるものを監視できる表示及び操作装置を配置し、また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、使用済燃料</p>														

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>び貯蔵施設の制御室には、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち、連続的に監視する必要があるものを監視できる表示及び操作装置を配置することにより、連続的に監視及び制御ができる。また、必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は、誤操作及び誤判断を防止でき、操作を容易に行うことができる。</p> <p>(3) 制御室に主要な警報装置及び計測制御設備を設けることで、再処理施設内の運転の状態を集中的に監視及び制御することができる。</p> <p>(4) 制御室は、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測関係の表示装置及び公的機関から気象情報を入力できる設備によって、昼夜にわたり、再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象、航空機落下及び森林火災を把握することができる。また、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラは、基準地震動Ssに対する耐震性の確保等により、地震を要因として発生する近隣工場等の火災、その他自然現象等が発生した場合においても、再処理施設の周辺状況を把握することができる設計とする。</p> <p>(5) 制御室は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係、せん断処理施設関係、溶解施設関係、分離施設関係、精製施設関係、脱硝施設関係、酸及び溶媒の回収施設関係、製品貯蔵施設関係、放射性廃棄物の廃棄施設関係、その他再処理設備の附属施設関係、安全</p>	<p>性については、<u>中央制御室の居住性が維持される時間（二酸化炭素濃度が基準値を超えない時間）を約 27 時間と算出している。</u></p> <p>【補足説明資料 2-6 ばい煙及び有毒ガスの使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への影響】</p> <p><u>再循環運転時の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性について、居住性が維持される時間（二酸化炭素濃度が基準値を超えない時間）を約 163 時間と算出している。</u></p> <p>【補足説明資料 2-4 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への地震及び火災等の影響】</p> <p><u>制御室内雰囲気悪化をもたらす事象として、自然現象である火山の影響による降下火砕物、火災・爆発（航空機落下及び森林火災を含む）の二次的影響であるばい煙及び有毒ガス、人為事象である有毒ガスが記載されている。</u></p> <p><u>火災又は爆発により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の操作雰囲気悪化に対して、外気との連絡口を遮断し、再循環運転により制御室の居住性を確保している。</u></p>			<p>「制御室外で発生した溢水及び火災に対しても、制御室の機能に影響を与えない設計としている」ことに包含できるよう、有毒ガスを追加する。</p> <p>6.1.4.2 設計方針の記載を受け、制御室での運転操作に影響を与えない設計の評価については、「～設計としているため、想定される地震、内部火災及び溢水を考慮しても制御室での運転操作に影響を与えない」ことに包含できるよう、有毒ガスを追加する。</p> <p><再掲 はじめ></p> <p>なお、左記3の【追加対策等について】で新たに明示する必要があるとした以下の項目は、追加要求事項に対する設備の設計方針の具体を示すことから、添付書類六の当該章項目又は内容に応じて整理資料補足説明資料に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置の要否を判断するための有毒ガス濃度評価を新たに行った結果、当該装置は不要であることを確認したこと（6.1.4.4） 影響評価ガイドで要求している、通信連絡設備を用いて中央制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する運用（手順と体制の整備）（6.1.4.4） <p><再掲 おわり></p>	<p>の受入れ施設及び貯蔵施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち、連続的に監視する必要があるものを監視できる表示及び操作装置を配置することにより、連続的に監視及び制御ができる。また、必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は、誤操作及び誤判断を防止でき、操作を容易に行うことができる。</p> <p>(3) 制御室に主要な警報装置及び計測制御設備を設けることで、再処理工場内の運転の状態を集中的に監視及び制御することができる。</p> <p>(4) 制御室は、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測関係の表示装置及び公的機関から気象情報を入力できる設備によって、昼夜にわたり、再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象、航空機落下及び森林火災を把握することができる。また、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラは、基準地震動Ssに対する耐震性の確保等により、地震を要因として発生する近隣工場等の火災、その他自然現象等が発生した場合においても、再処理施設の周辺状況を把握することができる設計とする。</p> <p>(5) 制御室は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係、せん断処理施設関係、溶解施設関係、分離施設関係、精製施設関係、脱硝施設関係、酸及び溶媒の回収施設関係、製品貯蔵施設関係、放射性廃棄物の廃棄施設関係、その他再処理設備の附属施設関係、安全保護系関係、電気設備関係、放射線管</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>保護系関係、電気設備関係、放射線管理関係、火災防護関係及び気象観測関係の監視並びに操作を手動で行うことができる。</p> <p>(6) 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りする区域には、運転員その他の従事者が過度の放射線被ばくを受けないような遮蔽設計及びアクセス通路を確保する設計としているので、設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室内にとどまり、再処理施設の安全性を確保するための措置がとれる。</p> <p>(7) 制御室は、外気との連絡口を遮断して換気システムの再循環運転が可能な設計とすることにより、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスから運転員その他の従事者を防護することができるため、設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室にとどまり、必要な操作及び措置ができる。</p> <p>(8) 制御室は、通信連絡設備を設けるため、再処理事業所内の運転員その他の従事者に対し必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡が行えるとともに再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる。</p> <p>(9) 制御室は、外部電源喪失時においても第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機から給電され、第1非常用蓄電池又は第2非常用蓄電池からの給電により点灯する直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を備え、機能が喪失しない設計とする。</p>					<p>理関係、火災防護関係及び気象観測関係の監視並びに操作を手動で行うことができる。</p> <p>(6) 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りする区域には、運転員その他の従事者が過度の放射線被ばくを受けないような遮蔽設計及びアクセス通路を確保する設計としているので、設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室内にとどまり、再処理施設の安全性を確保するための措置がとれる。</p> <p>(7) 制御室は、外気との連絡口を遮断して換気システムの再循環運転が可能な設計とすることにより、気体状の放射性物質及び有毒ガスから運転員その他の従事者を防護することができるため、設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室内にとどまり必要な操作及び措置ができる。</p> <p>(8) 制御室は、通信連絡設備を設けるため、再処理事業所内の運転員その他の従事者に対し必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡が行えるとともに再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる。</p> <p>(9) 制御室は、外部電源喪失時においても第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機から給電され、第1非常用蓄電池又は第2非常用蓄電池からの給電により点灯する直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を備え、機能が喪失しない設計とする。</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>(10) 制御室は、溢水源及び化学薬品の漏えい源となる機器がなく、他の区画からの流入を防止する設計とする</p> <p>とともに、制御室にて火災が発生した場合は運転員が火災状況を確認できる設計とし、万一、火災が発生したとしても、初期消火活動を行うことができるように、消火器等を設置しており、かつ、制御室外で発生した溢水及び火災に対しても、制御室の機能に影響を与えない設計としているため、想定される地震、内部火災及び溢水を考慮しても制御室での運転操作に影響を与えない。</p> <p>(略)</p>					<p>(10) 制御室は、溢水源及び化学薬品の漏えい源となる機器がなく、他の区画からの流入を防止する設計とする</p> <p>とともに、制御室にて火災が発生した場合は運転員が火災状況を確認できる設計とし、万一、火災が発生したとしても、初期消火活動を行うことができるように、消火器等を設置しており、かつ、制御室外で発生した溢水、火災及び有毒ガスに対しても、制御室の機能に影響を与えない設計としているため、想定される地震、内部火災、溢水及び有毒ガスの発生を考慮しても制御室での運転操作に影響を与えない。</p> <p>(略)</p>
中央制御室					
<p>【添付書類六 6.1.4.4 主要設備 6.1.4.4.1 中央制御室】(P6-6-113)</p> <p>6.1.4.4 主要設備</p> <p>6.1.4.4.1 中央制御室</p> <p>中央制御室は、制御建屋内に設置し、設計基準事故等が発生した場合に、</p> <p>運転員その他の従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう、これに連絡する通路及び出入りするための区域を設ける設計とする。また、中央制御室にとどまり再処理施設の安全性確保に必要な操作、措置を行う運転員その他の従事者が過度の被ばくを受けないよう、制御建屋中央制御室換気設備の機能とあいまって、設計基準事故等の対処が収束するまで</p>	<p>【補足説明資料2-4 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への地震及び火災等の影響】</p> <p>制御室内雰囲気悪化をもたらす事象として、自然現象である火山の影響による降下火砕物、火災・爆発（航空機落下及び森林火災を含む）の二次的影響であるばい煙及び有毒ガス、人為事象である有毒ガスが記載されている。</p> <p>火災又は爆発により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の操作雰囲気悪化に対して、外気との連絡口を遮断し、再循環運転により制御室の居住性を確保している。</p> <p>【補足説明資料2-1 再処理施設の</p>	<p>・発生源</p> <p>既許可では申請書添付書類に以下の発生源を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 有毒ガス ▶ 火災又は爆発により発生するばい煙及び有毒ガス（燃焼ガス） ▶ 降下火砕物 ▶ その他の有毒ガスの発生源については第9条で規定するため、記載していない。 <p>・防護対象者</p> <p>既許可では申請書添付書類に以下の防護対象者を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 運転員その他の従事者 	<p>・発生源</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 左記2のとおり他条文で規定するため、整理の対象外とした。 <p>・防護対象者</p> <p>〈再掲 はじめ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 影響評価ガイドの防護対象者は、実用炉に対する防護対象者であるため、再処理施設における防護対象者に置き換えると、①制御室にとどまる運転員（設計基準）/実施組織要員（重大事故）、②緊急時対策所にとどまる要員、③屋外で 	<p>【添付書類六 6.1.4.4 主要設備 6.1.4.4.1 中央制御室】</p> <p>防護対象者、検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、以下の通り反映する。</p> <p>追加要求事項である事業指定基準規則第20条第3項第1号に対する設計方針として、有毒ガスにより運転員の対処能力に影響を与えない設計であることを明示する必要がある。具体的には、有毒ガスが及ぼす影響により、有毒ガスの発生により運転員の対処能力が低下し、中央制御室の安全機能が損なわれない設計であることを担保するために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施することについて記載を追加する。再処理施設における有毒ガスの影響評価の詳細は、補足説明資料2-8として新規追加する。</p>	<p>【添付書類六 6.1.4.4 主要設備 6.1.4.4.1 中央制御室】</p> <p>6.1.4.4 主要設備</p> <p>6.1.4.4.1 中央制御室</p> <p>中央制御室は、制御建屋内に設置し、設計基準事故等が発生した場合に、再処理施設の安全性を確保するため中央制御室にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>また、運転員その他の従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう、これに連絡する通路及び出入りするための区域を設ける設計とともに、中央制御室にとどまり再処理施設の安全性確保に必要な操作、措置を行う運転員その他の従事者が過度の被ばくを受けないよう、制御建屋中央制御室換気設備の機能とあいまって、設計基準事故等の対処が収束するまで</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>の期間滞在できるように遮蔽を設ける設計とする。</p> <p>中央制御室の換気設備は、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備と独立して設け、設計基準事故時には外気との連絡口を遮断し、高性能粒子フィルタを内蔵した中央制御室フィルタユニットを通る再循環運転とし、運転員その他の従事者を過度の被ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪化した場合には、外気を中央制御室フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>再処理施設に影響を及ぼす可能性</p>	<p>外の状況を把握するための設備】 屋外監視カメラにより把握できる再処理施設の外の状況について、火山の影響による降灰の状況や森林（草原）火災及び近隣工場等の火災（爆発）の発生方角及び状況、ばい煙の方向等を把握できるとしている。</p> <p>公的機関から気象情報を入手できる設備の社内ネットワークに接続されたパソコンを使用することで、公的機関の情報を入手することが可能な設計とすることとしている。</p> <p>【補足説明資料2-5 ばい煙及び有毒ガスの制御建屋の中央制御室への影響】 再循環運転時の中央制御室の居住性については、中央制御室の居住性が維持される時間（二酸化炭素濃度が基準値を超えない時間）を約27時間と算出している。</p>	<p>・検知手段 既許可では申請書添付書類及び整理資料補足説明資料に以下の検知手段を記載している。</p> <p>➤ 再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ及び手順 ✓ 再処理施設の外の状況については、火山の影響による降灰の状況や森林（草原）火災及び近隣工場等の火災（爆発）の発生方角及び状況、ばい煙の方向等を把握できるとしている。</p> <p>✓ また、手順に基づき、監視カメラ及び気象観測設備等により再処理施設の外の状況を把握するとともに、公的機関から気象情報を入手できる設備により必要な情報を入手できる設計としている。</p> <p>➤ 公的機関から気象情報を入手できる設備（中央制御室に設置）及び手順 ✓ 公的機関から気象情報を入手できる設備の社内ネット</p>	<p>重大事故等対策を実施する要員であり、設計基準では①及び②、重大事故では①～③が対象となる。</p> <p>➤ 既許可では、制御室への防護対策との関連で、①運転員を防護対象者としている。②緊急時対策所にとどまる要員は、第26条で確認しており、設計基準としては、影響評価ガイドに沿っている。</p> <p>＜再掲 おわり＞</p> <p>・検知手段 ＜再掲 はじめ＞</p> <p>➤ 追加要求事項である事業指定基準規則第20条第3項第1号では、工場等内における有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置の設置を要求している。</p> <p>➤ これについては、影響評価ガイドを参考にした有毒ガス濃度評価を行い、制御室にとどまる運転員の対処能力が損なわれるおそれのある濃度に達する有毒ガスの発生源となる固定施設がある場合に、当該装置を設置する必要がある。</p> <p>➤ また、影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の検知手段を考慮することとしている。 ・有毒ガスの発生及び到達の検出 ・有毒ガスの警報 ・通信連絡設備による伝達</p> <p>➤ さらに、影響評価ガイドでは、敷地内の可動施設及び敷地外の固定施設からの有毒ガス発生の検</p>	<p>中央制御室において通信連絡設備による連絡により、運転員が有毒ガスの発生を認知できる設計であることを明示する必要がある。具体的には、通信連絡設備により有毒ガスの発生を認知できる設計であるという記載を追加し、通信連絡による有毒ガス検知の手順及び体制については、補足説明資料2-9として新規追加する。</p> <p>換気設備の隔離について、火災又は爆発により発生する有毒ガスを対象とし、有毒ガス全般に対する防護対策として明示していないことから、有毒ガス全般に対して換気設備の隔離により運転員を防護することを明示する必要がある。具体的には、「火災又は爆発により発生する有毒ガス」と発生の起源を限定的に記載している箇所を「有毒ガス」と変更する。換気設備の隔離による防護の妥当性の評価は、整理資料補足説明資料2-9として新規追加する。</p> <p>防護具類の配備について、有毒ガスに対する中央制御室の運転員の防護対策として明示する必要がある。具体的には、有毒ガス発生時に着用できるような防護具を配備する設計であるという記載を追加し、防護具の仕様、数量及び運用に関する詳細は、整理資料補足説明資料2-9として新規追加する。</p> <p>【整理資料 補足説明資料2-8】 敷地内固定施設からの有毒ガス発生の検知について、影響評価ガイドを参考に実施した有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装</p>	<p>るまでの期間滞在できるように遮蔽を設ける設計とする。</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とするために、有毒ガス評価ガイドを参考とし、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵状況等を踏まえ、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から敷地内及び中央制御室から半径10km以内にある敷地外の固定施設並びに敷地内の可動施設を特定する。</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが発生した場合には、換気設備の外気の取り入れを遮断することにより運転員を防護できる設計とする。また、有毒ガス発生時に着用できるような防護具を配備する。</p> <p>中央制御室は、通信連絡設備による連絡により、運転員が有毒ガスの発生を認知できる設計とする。</p> <p>中央制御室の換気設備は、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備と独立して設け、設計基準事故時には外気との連絡口を遮断し、高性能粒子フィルタを内蔵した中央制御室フィルタユニットを通る再循環運転とし、運転員その他の従事者を過度の被ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪化した場合には、外気を中央制御室フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>再処理施設に影響を及ぼす可能性</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>のあると想定される自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）や再処理施設の外の状況を把握するため暗視機能を有する監視カメラを設置し、昼夜にわたり制御室で監視できる設計とする。</p> <p>中央制御室は、再処理施設の安全性を確保するための操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び再処理施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震、内部火災、溢水、化学薬品の漏えい、外部電源喪失、ばい煙及び有毒ガス、降下火砕物）による操作雰囲気悪化並びに凍結）を想定しても、適切な措置を講ずることにより運転員その他の従事者が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作ができる設計とする。</p> <p>中央制御室で想定される環境条件とその措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震 <p>中央制御室、監視制御盤及び安全系監視制御盤は、耐震性を有する制御建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする。また、監視制御盤及び安全系監視制御盤は床等に固定することにより、地震発生時においても運転操作に影響を与えない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部火災 <p>中央制御室に粉末消火器又は二酸化炭素消火器等を設置するとともに、常駐する運転員その他の従事者によって火災感知器による早期の火災感</p>		<p>ワークに接続されたパソコンを使用することで、公的機関の情報を入手することが可能な設計とするとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ また、手順に基づき、監視カメラ及び気象観測設備等により再処理施設の外の状況を把握するとともに、公的機関から気象情報を入手できる設備により必要な情報を入手できる設計としている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通信連絡設備を用いた再処理施設内外の必要箇所との通信連絡 ✓ 明示していないが、既許可の通信連絡設備により、敷地内の可動施設の立会い及び有毒ガス発生時の連絡、敷地外の固定施設での有毒ガス発生時の外部機関からの連絡、その他再処理施設内での有毒ガスの発生を認知した場合に必要な連絡を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・防護対策 <p>既許可では申請書添付書類及び整理資料補足説明資料に以下の防護対策を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外気との連絡口の遮断及び再循環運転が可能な設計 	<p>知について、有毒ガスの発生を認知した者（敷地内の可動施設：立会人、敷地外の固定施設：外部機関等からの連絡を受けた者）が通信連絡設備を用いて中央制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する運用について明確化することを要求している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 上記の事業指定基準規則の追加要求事項に対して、既許可では適合性に係る記載はない。また、有毒ガスの発生を検出する装置等の要否を判断するための有毒ガス濃度評価を新たに行う必要がある。 ➢ 影響評価ガイドに記載される検知手段に対して、既許可では、有毒ガスの発生及び到達の検出として監視カメラ、公的機関から気象情報を入手できる設備及び通信連絡設備を検知手段としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。 ➢ 影響評価ガイドで要求している通信連絡設備を用いて中央制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する運用（手順と体制の整備）について、既許可では明示していない。 <p><再掲 おわり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護対策 <p><再掲 はじめ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の防護措置を考慮することとしている。 ・換気空調設備の隔離 	<p>置は不要であることの妥当性・根拠等を整理資料の補足説明資料として新規追加する。なお、検出装置の要否の判断にあたっては、影響評価ガイドを参考として全量漏えいを想定することを評価条件としている。</p> <p>【整理資料 補足説明資料 2-9】</p> <p>以下について、整理資料の補足説明資料として新規追加する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気設備の隔離による有毒ガス防護が可能であることを説明するため、具体的な手順及び体制の整備に係る具体 ・防護具類による有毒ガス防護が可能であることを説明するため、具体的な手順及び体制並びに必要な防護具類の数量・仕様 ・敷地内の可動施設及び敷地外の固定施設からの有毒ガスの発生検知について、影響評価ガイドで要求している、通信連絡設備を用いて中央制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する手順と体制の整備に係る具体 	<p>のあると想定される自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）や再処理施設の外の状況を把握するため暗視機能を有する監視カメラを設置し、昼夜にわたり制御室で監視できる設計とする。</p> <p>中央制御室は、再処理施設の安全性を確保するための操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び再処理施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震、内部火災、溢水、化学薬品の漏えい、外部電源喪失、ばい煙及び有毒ガス、降下火砕物）による操作雰囲気悪化並びに凍結）を想定しても、適切な措置を講ずることにより運転員その他の従事者が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作ができる設計とする。</p> <p>中央制御室で想定される環境条件とその措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震 <p>中央制御室、監視制御盤及び安全系監視制御盤は、耐震性を有する制御建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする。また、監視制御盤及び安全系監視制御盤は床等に固定することにより、地震発生時においても運転操作に影響を与えない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部火災 <p>中央制御室に粉末消火器又は二酸化炭素消火器等を設置するとともに、常駐する運転員その他の従事者によって火災感知器による早期の火災感</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>知を可能とし、火災が発生した場合の運転員その他の事者の対応を社内規定に定め、運転員その他の従事者による速やかな消火活動を行うことで運転操作に重大な影響を与えず容易に操作ができる設計とする。</p> <p>・溢水 中央制御室内には溢水源となる機器を設けない設計とする。また、他の区画からの流入を防止する設計とする。</p> <p>万一、火災が発生したとしても、粉末消火器又は二酸化炭素消火器等にて初期消火活動を行うため、溢水源とならないことから、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。</p> <p>・化学薬品の漏えい 中央制御室内には化学薬品の漏えい源となる機器を設けない設計とする。また、他の区画からの流入を防止する設計とする。</p> <p>・外部電源喪失 中央制御室における運転操作に必要な照明は、外部電源が喪失した場合には、第2非常用ディーゼル発電機が起動することにより、操作に必要な照明用の電源を確保し、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。また、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明により中央制御室における運転操作に必要な照明を確保し、容易に操作ができる設計とする。</p> <p>・ばい煙及び有毒ガス、降下火砕物による操作環境の悪化 火災又は爆発により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室内の操作環境の</p>		<p>✓ <u>火災又は爆発により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の操作雰囲気</u>の悪化に対して、<u>外気との連絡口を遮断し、再循環運転により制御室の居住性を確保する</u>としている。</p> <p>✓ <u>再循環運転時の中央制御室の居住性については、中央制御室の居住性が維持される時間（二酸化炭素濃度が基準値を超えない時間）を約 27 時間と算出している。</u></p> <p>✓ <u>再循環運転時の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性について、居住性が維持される時間（二酸化炭素濃度が基準値を超えない時間）を約 163 時間と算出している。</u></p> <p>➤ <u>再処理事業所内の従事者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡ができる設計</u></p> <p>✓ 明示していないが、再処理事業所内の従事者に対しては、通信連絡設備による有毒ガス発生時の連絡及び退避の指示を行うことができる。</p>	<p>・制御室の正圧化 ・空気呼吸具等の配備 ・敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等</p> <p>➤ 既許可では、火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し、<u>外気との連絡口の遮断及び再循環運転が可能な設計</u>としており、<u>換気設備の隔離</u>を防護対策としていることから、影響評価ガイドの考えに沿っている。ただし、換気空調設備の隔離は火災又は爆発により発生する有毒ガスに限定していることから、有毒ガス全般に対応する設備であることを明示していない。</p> <p>➤ 既許可（上述の【添付書類六 1.9.20 制御室等】）では、化学薬品に対し、<u>呼吸器及び防護マスク等の化学薬品防護に必要な防護具類を備える設計</u>としている。防護具類の配備は有毒ガスに対しても有効であるが、有毒ガスに対する防護対策として明示していない。</p> <p>〈再掲 おわり〉</p> <p>【追加対策等の要否について】</p> <p>〈再掲 はじめ〉</p> <p>規則要求及び影響評価ガイドに照らした確認の結果、申請書及び整理資料への反映事項は以下のとおり。</p> <p>➤ 追加要求事項である事業指定基準規則第 20 条第 3 項第 1 号に対する適合性について明示する必要がある。</p> <p>➤ 有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置の要</p>		<p>知を可能とし、火災が発生した場合の運転員その他の従事者の対応を社内規定に定め、運転員その他の従事者による速やかな消火活動を行うことで運転操作に重大な影響を与えず容易に操作ができる設計とする。</p> <p>・溢水 中央制御室内には溢水源となる機器を設けない設計とする。また、他の区画からの流入を防止する設計とする。</p> <p>万一、火災が発生したとしても、粉末消火器又は二酸化炭素消火器等にて初期消火活動を行うため、溢水源とならないことから、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。</p> <p>・化学薬品の漏えい 中央制御室内には化学薬品の漏えい源となる機器を設けない設計とする。また、他の区画からの流入を防止する設計とする。</p> <p>・外部電源喪失 中央制御室における運転操作に必要な照明は、外部電源が喪失した場合には、第2非常用ディーゼル発電機が起動することにより、操作に必要な照明用の電源を確保し、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。また、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明により中央制御室における運転操作に必要な照明を確保し、容易に操作ができる設計とする。</p> <p>・ばい煙及び有毒ガス、降下火砕物による操作環境の悪化 火災又は爆発により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室内の操作環境の</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>悪化に対しては、手動で制御建屋中央制御室換気設備の制御建屋中央制御室空調系のダンパを閉止し、再循環運転を行うことで外気を遮断することにより、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。</p> <p>・凍結による操作環境への影響</p> <p>凍結による操作環境への影響に対しては、制御建屋中央制御室換気設備により中央制御室内の環境温度を制御することにより、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。</p> <p>（1）再処理施設の外の状況を把握するための設備</p> <p>中央制御室において再処理施設の外の状況を把握するための設備については、「1.7.9 その他外部からの衝撃に対する考慮」で選定した再処理施設の敷地で想定される自然現象、再処理施設敷地又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、再処理施設に影響を及ぼす可能性がある事象や再処理施設の外の状況を把握できるように、以下の設備を設置する設計とする。</p> <p>また、手順に基づき、監視カメラ及び気象観測設備等により再処理施設の外の状況を把握するとともに、公的機関から気象情報を入手できる設備により必要な情報を入手できる設計とする。</p> <p>a. 再処理施設の外の状況を把握するための監視カメラ</p> <p>再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ</p>			<p>否を判断するための有毒ガス濃度評価を新たに行った結果、当該装置は不要であることを確認したことについて明示する必要がある。</p> <p>➤ 影響評価ガイドで要求している、通信連絡設備を用いて中央制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する運用（手順と体制の整備）について、既許可では明示していないことから、明示する必要がある。</p> <p>➤ 既許可では、換気設備の隔離について有毒ガス全般に対する防護対策として明示していないことから、有毒ガス全般に対して換気設備の隔離により運転員を防護することを明示する必要がある。</p> <p>➤ 既許可では、防護具類の配備について有毒ガスに対する防護対策として明示していないことから、有毒ガスに対して防護具類の配備により運転員を防護することを明示する必要がある。</p> <p>〈再掲 おわり〉</p>		<p>悪化に対しては、手動で制御建屋中央制御室換気設備の制御建屋中央制御室空調系のダンパを閉止し、再循環運転を行うことで外気を遮断することにより、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。</p> <p>・凍結による操作環境への影響</p> <p>凍結による操作環境への影響に対しては、制御建屋中央制御室換気設備により中央制御室内の環境温度を制御することにより、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。</p> <p>（1）再処理施設の外の状況を把握するための設備</p> <p>中央制御室において再処理施設の外の状況を把握するための設備については、「1.7.9 その他外部からの衝撃に対する考慮」で選定した再処理施設の敷地で想定される自然現象、再処理施設敷地又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、再処理施設に影響を及ぼす可能性がある事象や再処理施設の外の状況を把握できるように、以下の設備を設置する設計とする。</p> <p>また、手順に基づき、監視カメラ及び気象観測設備等により再処理施設の外の状況を把握するとともに、公的機関から気象情報を入手できる設備により必要な情報を入手できる設計とする。</p> <p>a. 再処理施設の外の状況を把握するための監視カメラ</p> <p>再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>は、昼夜にわたり、再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）の状況を把握することができる設計とする。</p> <p>近隣工場等の火災については、地震を起因にして発生する可能性も考慮し、監視カメラは、基準地震動に対して機能を損なわないよう耐震設計を有する設計とする。</p> <p>b. 気象観測設備等の表示装置</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水等による再処理事業所の状況を把握するため、敷地内の風向、風速、気温、降水量等の計測値を表示する気象盤及び地震計を設置する設計とする。</p> <p>c. 公的機関から気象情報を入手できる設備</p> <p>地震、津波、竜巻、落雷等の再処理施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため、中央制御室に電話、ファクシミリ、社内ネットワークに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する設計とする。</p> <p>（2）計測制御装置</p> <p>中央制御室に設ける運転の監視、制御及び操作をするための主要な表示及び操作装置（記録計及び警報を含む。）は、以下のとおりである。</p> <p>a. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係</p> <p>バスケット取扱装置及びバスケット搬送機の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置並びに燃料貯蔵プール等の運転の監視のための表示装置</p>					<p>は、昼夜にわたり、再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）の状況を把握することができる設計とする。</p> <p>近隣工場等の火災については、地震を起因にして発生する可能性も考慮し、監視カメラは、基準地震動に対して機能を損なわないよう耐震設計を有する設計とする。</p> <p>b. 気象観測設備等の表示装置</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水等による再処理事業所の状況を把握するため、敷地内の風向、風速、気温、降水量等の計測値を表示する気象盤及び地震計を設置する設計とする。</p> <p>c. 公的機関から気象情報を入手できる設備</p> <p>地震、津波、竜巻、落雷等の再処理施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため、中央制御室に電話、ファクシミリ、社内ネットワークに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する設計とする。</p> <p>（2）計測制御装置</p> <p>中央制御室に設ける運転の監視、制御及び操作をするための主要な表示及び操作装置（記録計及び警報を含む。）は、以下のとおりである。</p> <p>a. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係</p> <p>バスケット取扱装置及びバスケット搬送機の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置並びに燃料貯蔵プール等の運転の監視のための表示装置</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>b. せん断処理施設関係 燃料横転クレーン、せん断機等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>c. 溶解施設関係 溶解槽、硝酸調整槽、硝酸供給槽、第1よう素追出し槽、第2よう素追出し槽、清澄機等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>d. 分離施設関係 第1洗浄塔、第2洗浄塔、補助抽出器、プルトニウム分配塔、プルトニウム洗浄器、ウラン逆抽出器、ウラン濃縮缶等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>e. 精製施設関係 逆抽出器、ウラン濃縮缶、抽出塔、逆抽出塔、プルトニウム洗浄器、プルトニウム濃縮缶等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>f. 脱硝施設関係 脱硝塔、還元炉等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>g. 酸及び溶媒の回収施設関係 蒸発缶、溶媒洗浄器、溶媒蒸留塔等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>h. 製品貯蔵施設関係 貯蔵容器台車、移載機等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>i. 放射性廃棄物の廃棄施設関係 高レベル廃液濃縮缶、高レベル濃縮廃液貯槽、不溶解残渣廃液貯槽等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>j. その他再処理設備の附属施設関係 安全圧縮空気系の空気圧縮機、安全</p>					<p>b. せん断処理施設関係 燃料横転クレーン、せん断機等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>c. 溶解施設関係 溶解槽、硝酸調整槽、硝酸供給槽、第1よう素追出し槽、第2よう素追出し槽、清澄機等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>d. 分離施設関係 第1洗浄塔、第2洗浄塔、補助抽出器、プルトニウム分配塔、プルトニウム洗浄器、ウラン逆抽出器、ウラン濃縮缶等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>e. 精製施設関係 逆抽出器、ウラン濃縮缶、抽出塔、逆抽出塔、プルトニウム洗浄器、プルトニウム濃縮缶等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>f. 脱硝施設関係 脱硝塔、還元炉等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>g. 酸及び溶媒の回収施設関係 蒸発缶、溶媒洗浄器、溶媒蒸留塔等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>h. 製品貯蔵施設関係 貯蔵容器台車、移載機等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>i. 放射性廃棄物の廃棄施設関係 高レベル廃液濃縮缶、高レベル濃縮廃液貯槽、不溶解残渣廃液貯槽等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>j. その他再処理設備の附属施設関係 安全圧縮空気系の空気圧縮機、安全</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第20条（制御室等））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>冷却水系の冷却水循環ポンプ, 安全蒸気系のボイラの運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>k. 安全保護系関係 安全保護系の表示及び操作装置</p> <p>l. 電気設備関係 せん断処理施設, 溶解施設等の電源系統の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>m. 放射線管理関係 放射線監視のための表示装置</p> <p>n. 火災防護関係 火災報知のための表示装置</p> <p>o. 気象観測関係 風向, 風速等の表示装置</p> <p>(3) 制御建屋中央制御室換気設備 中央制御室の換気系統は, 気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して, 運転員その他の従事者を防護し, 必要な操作及び措置が行えるようにするため, 気体廃棄物の廃棄施設の換気設備とは独立とし, 外気を中央制御室フィルタユニットへ通して取り入れるか, 又は外気との連絡口を遮断し, 中央制御室フィルタユニットを通して再循環できるように設計するとともに, 基準地震動による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする（「6.1.5 制御室換気設備」参照）。</p> <p>(4) 中央制御室遮蔽 中央制御室遮蔽は, 中央制御室を内包する制御建屋と一体構造とし, 短時間の全交流動力電源喪失等の設計基準事故時に, 中央制御室にとどまり, 必要な操作, 措置を行う運転員その他の従事者が過度の被ばくを受けないように設置する設計とする。また, 運</p>					<p>冷却水系の冷却水循環ポンプ, 安全蒸気系のボイラの運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>k. 安全保護系関係 安全保護系の表示及び操作装置</p> <p>l. 電気設備関係 せん断処理施設, 溶解施設等の電源系統の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>m. 放射線管理関係 放射線監視のための表示装置</p> <p>n. 火災防護関係 火災報知のための表示装置</p> <p>o. 気象観測関係 風向, 風速等の表示装置</p> <p>(3) 制御建屋中央制御室換気設備 中央制御室の換気系統は, 気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して, 運転員その他の従事者を防護し, 必要な操作及び措置が行えるようにするため, 気体廃棄物の廃棄施設の換気設備とは独立とし, 外気を中央制御室フィルタユニットへ通して取り入れるか, 又は外気との連絡口を遮断し, 中央制御室フィルタユニットを通して再循環できるように設計するとともに, 基準地震動による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする（「6.1.5 制御室換気設備」参照）。</p> <p>(4) 中央制御室遮蔽 中央制御室遮蔽は, 中央制御室を内包する制御建屋と一体構造とし, 短時間の全交流動力電源喪失等の設計基準事故時に, 中央制御室にとどまり, 必要な操作, 措置を行う運転員その他の従事者が過度の被ばくを受けないように設置する設計とする。また, 運</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第20条（制御室等））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>転員その他の従事者が中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量，中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が，制御建屋中央制御室換気設備の機能とあいまって，設計基準事故等の対処が収束するまでの期間滞在できるよう適切な遮蔽厚を有する設計とする（「1.3 放射線の遮蔽に関する設計」参照）。</p> <p>（5）通信連絡設備及び照明設備 中央制御室には，通信連絡設備を設け，再処理事業所内の従事者に対し，操作，作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる設計とする（「9.17 通信連絡設備」参照）。</p> <p>また，中央制御室には，避難用とは別に作業用の照明設備を設け，設計基準事故が発生した場合においても，従事者が操作，作業及び監視を適切に実施できる設計とする（「9.2 電気設備」参照）。</p>					<p>転員その他の従事者が中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量，中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が，制御建屋中央制御室換気設備の機能とあいまって，設計基準事故等の対処が収束するまでの期間滞在できるよう適切な遮蔽厚を有する設計とする（「1.3 放射線の遮蔽に関する設計」参照）。</p> <p>（5）通信連絡設備及び照明設備 中央制御室には，通信連絡設備を設け，再処理事業所内の従事者に対し，操作，作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる設計とする（「9.17 通信連絡設備」参照）。</p> <p>また，中央制御室には，避難用とは別に作業用の照明設備を設け，設計基準事故が発生した場合においても，従事者が操作，作業及び監視を適切に実施できる設計とする（「9.2 電気設備」参照）。</p>
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室					
<p>【添付書類六 6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室】（P6-6-121）</p> <p>6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は，再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は，再処理施設の安全性</p>	<p>【補足説明資料2-4 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への地震及び火災等の影響】 制御室内雰囲気悪化をもたらす事象として，自然現象である火山の影響による降下火砕物，火災・爆発（航空機落下及び森林火災を含む）の二次的影響であるばい煙及び有毒ガス，人為事象である有毒ガスが記載されている。</p> <p>火災又は爆発により発生する燃焼ガスやばい煙，有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室内並びに使用済</p>	<p>・発生源 既許可では申請書添付書類に以下の発生源を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 有毒ガス ➢ 火災又は爆発により発生するばい煙及び有毒ガス（燃焼ガス） ➢ 降下火砕物 ➢ その他の有毒ガスの発生源については第9条で規定するため，記載していない。 <p>・防護対象者 既許可では申請書添付書類に以下</p>	<p>・発生源 ➢ 左記2のとおり他条文で規定するため，整理の対象外とした。</p> <p>・防護対象者 ＜再掲 はじめ＞</p>	<p>【添付書類六 6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室】 防護対象者，検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果，以下の通り反映する。</p> <p>追加要求事項である事業指定基準規則第20条第3項第1号に対する設計方針として，有毒ガスにより運転員の対処能力に影響を与えない設計であることを明示する必要がある。具体的には，有毒ガスが及ぼす影響により，有毒ガスの発生により運転員の対</p>	<p>【添付書類六 6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室】 6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は，再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は，再処理施設の安全性</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第20条（制御室等））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>を確保するための操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び再処理施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震、内部火災、溢水、化学薬品の漏えい、外部電源喪失、ばい煙及び有毒ガス、降下火砕物による操作雰囲気悪化並びに凍結）を想定しても、適切な措置を講じることにより運転員その他の従事者が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作ができる設計とする。</p>	<p><u>燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の操作雰囲気悪化に対して、外気との連絡口を遮断し、再循環運転により制御室の居住性を確保している。</u></p> <p>【補足説明資料2-1 再処理施設の外の状況を把握するための設備】 屋外監視カメラにより把握できる再処理施設の外の状況について、火山の影響による降灰の状況や森林（草原）火災及び近隣工場等の火災（爆発）の発生方角及び状況、ばい煙の方向等を把握できるとしている。</p> <p><u>公的機関から気象情報を入手できる設備の社内ネットワークに接続されたパソコンを使用することで、公的機関の情報を入手することが可能な設計とすることとしている。</u></p> <p>【補足説明資料2-6 ばい煙及び有毒ガスの使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への影響】 <u>再循環運転時の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性について、居住性が維持される時間（二酸化炭素濃度が基準値を超えない時間）を約163時間と算出している。</u></p> <p>（関連する引用なし）</p>	<p>の防護対象者を記載している。</p> <p>➤ <u>運転員その他の従事者</u></p> <p>・検知手段 既許可では申請書添付書類並びに整理資料補足説明資料に以下の検知手段を記載している。</p> <p>➤ <u>再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ及び手順</u></p> <p>✓ <u>再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象のうち、屋外監視カメラにより把握できる再処理施設の外の状況については、火山の影響による降灰の状況や森林（草原）火災及び近隣工場等の火災（爆発）の発生方角及び状況、ばい煙の方向等を把握できる</u></p>	<p>➤ 影響評価ガイドの防護対象者は、実用炉に対する防護対象者であるため、再処理施設における防護対象者に置き換えると、①制御室にとどまる運転員（設計基準）/実施組織要員（重大事故）、②緊急時対策所にとどまる要員、③屋外で重大事故等対処を実施する要員であり、設計基準では①及び②、重大事故では①～③が対象となる。</p> <p>➤ 既許可では、制御室への防護対策との関連で、①運転員を防護対象者としている。②緊急時対策所にとどまる要員は、第26条で確認しており、設計基準としては、影響評価ガイドに沿っている。</p> <p>＜再掲 おわり＞</p> <p>・検知手段 ＜再掲 はじめ＞</p> <p>➤ 追加要求事項である事業指定基準規則第20条第3項第1号では、工場等内における有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置の設置を要求している。</p> <p>➤ これについては、影響評価ガイドを参考にした有毒ガス濃度評価を行い、制御室にとどまる運転員の対処能力が損なわれるおそれのある濃度に達する有毒ガスの発生源となる固定施設がある場合に、当該装置を設置する必要がある。</p> <p>➤ また、影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の検知手段を考慮することとしている。</p>	<p>処能力が低下し、使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の安全機能が損なわれない設計であることを担保するために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施することについて記載を追加する。再処理施設における有毒ガスの影響評価の詳細は、補足説明資料2-8として新規追加する。</p> <p>使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において通信連絡設備による連絡により、運転員が有毒ガスの発生を認知できる設計であることを明示する必要がある。具体的には、通信連絡設備により有毒ガスの発生を認知できる設計であるという記載を追加し、通信連絡による有毒ガス検知の手順及び体制については、補足説明資料2-9として新規追加する。</p> <p>換気設備の隔離について、火災又は爆発により発生する有毒ガスを対象とし、有毒ガス全般に対する防護対策として明示していないことから、有毒ガス全般に対して換気設備の隔離により運転員を防護することを明示する必要がある。具体的には、「火災又は爆発により発生する有毒ガス」と発生の起源を限定的に記載している箇所を「有毒ガス」と変更する。換気設備の隔離による防護の妥当性の評価は、整理資料補足説明資料2-9として新規追加する。</p> <p>防護具類の配備について、有毒ガスに対する使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員の防護対策として明示する必要がある。具体的</p>	<p>を確保するための操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び再処理施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震、内部火災、溢水、化学薬品の漏えい、外部電源喪失、ばい煙及び有毒ガス、降下火砕物による操作雰囲気悪化並びに凍結）を想定しても、適切な措置を講じることにより運転員その他の従事者が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作ができる設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、有毒ガスが及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とするために、有毒ガス評価ガイドを参考とし、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵状況等を踏まえ、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から敷地内及び中央制御室から半径10km以内にある敷地外の固定施設並びに敷地内の可動施設を特定する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、有毒ガスが発生した場合、換気設備の外気の取り入れを遮断することにより運転員を防護できる設計とする。また、有毒ガス発生時に着装できるような防護具を配備する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、通信連絡設備による</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第20条（制御室等））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で想定される環境条件とその措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震 <p>監視制御盤及び安全系監視制御盤は、耐震性を有する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする。また、安全上重要な設備の制御盤は床等に固定することにより、地震発生時においても運転操作に影響を与えない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部火災 <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に粉末消火器又は二酸化炭素消火器等を設置するとともに、常駐する運転員その他の従事者によって火災感知器による早期の火災感知を可能とし、火災が発生した場合の運転員その他の従事者の対応を社内規定に定め、運転員その他の従事者による速やかな消火活動を行うことで運転操作に重大な影響を与えず容易に操作ができる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溢水 <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内には溢水源がなく、他の区画からの溢水の流入を防止する設計とするとともに、万一、火災が発生したとしても、粉末消火器又は二酸化炭素消火器等にて初期消火活動を行うため、溢水源とならないことから、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学薬品の漏えい 		<p>としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において手順に基づき監視カメラで必要な情報を入手することは既許可の整理資料「第20条 制御室等 6.1.4.4.2(6)」に記載されている。 ➢ <u>公的機関から気象情報を入手できる設備（中央制御室に設置）及び手順</u> ✓ <u>公的機関から気象情報を入手できる設備の社内ネットワークに接続されたパソコンを使用することで、公的機関の情報を入手することが可能な設計とすることとしている。</u> ✓ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において手順に基づき公的機関から気象情報を入手できる設備で必要な情報を入手することは既許可の整理資料「第20条 制御室等 6.1.4.4.2(6)」に記載されている。 ➢ <u>通信連絡設備を用いた再処理施設内外の必要箇所との通信連絡</u> ✓ 明示していないが、既許可の通信連絡設備により、敷地内の可動施設の立会い及び有毒ガス発生時の連絡、敷地外の固定施設での有毒ガス発生時の外部機関からの連絡、その他再処理施設内での有毒ガスの発生を認知した場合に必要な連絡を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガスの発生及び到達の検出 ・有毒ガスの警報 ・通信連絡設備による伝達 <p>➢ さらに、影響評価ガイドでは、敷地内の可動施設及び敷地外の固定施設からの有毒ガス発生を検知について、有毒ガスの発生を認知した者（敷地内の可動施設：立会人、敷地外の固定施設：外部機関等からの連絡を受けた者）が通信連絡設備を用いて中央制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する運用について明確化することを要求している。</p> <p>➢ 上記の事業指定基準規則の追加要求事項に対して、既許可では適合性に係る記載はない。また、有毒ガスの発生を検出する装置等の要否を判断するための有毒ガス濃度評価を新たに行う必要がある。</p> <p>➢ 影響評価ガイドに記載される検知手段に対して、既許可では、有毒ガスの発生及び到達の検出として監視カメラ、公的機関から気象情報を入手できる設備及び通信連絡設備を検知手段としており、影響評価ガイドの考えに沿っている。</p> <p>＜再掲 おわり＞</p> <p>➢ 影響評価ガイドで要求している通信連絡設備を用いて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する運用（手順と体制の整備）について、既許可では明示</p>	<p>には、有毒ガス発生時に着衣できよう防護具を配備する設計であるという記載を追加し、防護具の仕様、数量及び運用に関する詳細は、整理資料補足説明資料2-9として新規追加する。</p> <p>＜再掲 はじめ＞</p> <p>【整理資料 補足説明資料2-8】</p> <p>敷地内固定施設からの有毒ガス発生を検知について、影響評価ガイドを参考に実施した有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置は不要であることの妥当性・根拠等を整理資料の補足説明資料として新規追加する。なお、検出装置の要否の判断にあたっては、影響評価ガイドを参考として全量漏えいを想定することを評価条件としている。</p> <p>【整理資料 補足説明資料2-9】</p> <p>以下について、整理資料の補足説明資料として新規追加する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気設備の隔離による有毒ガス防護が可能であることを説明するため、具体的な手順及び体制の整備に係る具体 ・防護具類による有毒ガス防護が可能であることを説明するため、具体的な手順及び体制並びに必要な防護具類の数量・仕様 <p>＜再掲 おわり＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の可動施設及び敷地外の固定施設からの有毒ガスの発生を検知について、影響評価ガイドで要求している、通信連絡設備を用いて使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する 	<p>連絡により、運転員が有毒ガスの発生を認知できる設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で想定される環境条件とその措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震 <p>監視制御盤及び安全系監視制御盤は、耐震性を有する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする。また、安全上重要な設備の制御盤は床等に固定することにより、地震発生時においても運転操作に影響を与えない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部火災 <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に粉末消火器又は二酸化炭素消火器等を設置するとともに、常駐する運転員その他の従事者によって火災感知器による早期の火災感知を可能とし、火災が発生した場合の運転員その他の従事者の対応を社内規定に定め、運転員その他の従事者による速やかな消火活動を行うことで運転操作に重大な影響を与えず容易に操作ができる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溢水 <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内には溢水源がなく、他の区画からの溢水の流入を防止する設計とするとともに、万一、火災が発生したとしても、粉末消火器又は二酸化炭素消火器等にて初期消火活動を行うため、溢水源とならないことから、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学薬品の漏えい

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、化学薬品の漏えい源となる機器を設けない設計とする。また、他の区画からの流入を防止する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部電源喪失 <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における運転操作に必要な照明は、外部電源が喪失した場合には、第1非常用ディーゼル発電機が起動することにより、操作に必要な照明用の電源を確保し、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。また、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における運転操作に必要な照明を確保し、容易に操作ができる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ばい煙及び有毒ガス、降下火砕物による制御室内雰囲気悪化 火災又は爆発により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砕物による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の操作雰囲気悪化に対しては、手動で使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系のダンパを閉止し、再循環運転を行うことで外気を遮断することにより、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。 凍結による操作環境への影響 <p>凍結による操作環境への影響に対しては、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の環境温度を制御することにより、運転操作に影響を与えず容易に操作が</p>		<p>ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護対策 既許可では申請書添付書類及び整理資料補足説明資料に以下の防護対策を記載している。 <ul style="list-style-type: none"> <u>外気との連絡口の遮断及び再循環運転が可能な設計</u> <ul style="list-style-type: none"> 火災又は爆発により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室内並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の操作雰囲気悪化に対して、外気との連絡口を遮断し、再循環運転により制御室の居住性を確保している。 再循環運転時の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性については、居住性が維持される時間（二酸化炭素濃度が基準値を超えない時間）を約163時間と算出している。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室では、設計基準事故時に運転員がとどまり対処する必要はないため、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備に対し設計基準事故時の要求はない。 再処理事業所内の従事者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡ができる設計 <ul style="list-style-type: none"> <u>明示していないが、再処理事業所内の従事者に対しては、</u> 	<p>していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護対策 〈再掲 はじめ〉 <ul style="list-style-type: none"> 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の防護措置を考慮することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> 換気空調設備の隔離 制御室の正圧化 空気呼吸具等の配備 敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等 既許可では、火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し、<u>外気との連絡口の遮断及び再循環運転が可能な設計</u>としており、<u>換気設備の隔離</u>を防護対策としていることから、影響評価ガイドの考えに沿っている。ただし、換気空調設備の隔離は火災又は爆発により発生する有毒ガスに限定していることから、有毒ガス全般に対応する設備であることを明示していない。 既許可（上述の【添付書類六1.9.20 制御室等】）では、化学薬品に対し、<u>呼吸器及び防護マスク等の化学薬品防護に必要な防護具類を備える設計</u>としている。防護具類の配備は有毒ガスに対しても有効であるが、有毒ガスに対する防護対策として明示していない。 〈再掲 おわり〉 <p>【追加対策等の要否について】 〈再掲 はじめ〉 規則要求及び影響評価ガイドに照</p>	<p>手順と体制の整備に係る具体</p>	<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、化学薬品の漏えい源となる機器を設けない設計とする。また、他の区画からの流入を防止する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部電源喪失 <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における運転操作に必要な照明は、外部電源が喪失した場合には、第1非常用ディーゼル発電機が起動することにより、操作に必要な照明用の電源を確保し、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。また、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における運転操作に必要な照明を確保し、容易に操作ができる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ばい煙及び有毒ガス、降下火砕物による制御室内雰囲気悪化 火災又は爆発により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砕物による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の操作雰囲気悪化に対しては、手動で使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系のダンパを閉止し、再循環運転を行うことで外気を遮断することにより、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。 凍結による操作環境への影響 <p>凍結による操作環境への影響に対しては、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の環境温度を制御することにより、運転操作に影響を与えず容易に操作が</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>できる設計とする。</p> <p>（1）再処理施設の外の状況を把握するための設備</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において再処理施設の外の状況を把握するための設備については、「1.7.9 その他外部からの衝撃に対する考慮」で選定した再処理施設の敷地で想定される自然現象、再処理施設敷地又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、再処理施設に影響を及ぼす可能性がある事象や再処理施設の外の状況を把握できるように、以下の設備を設置する設計とする。</p> <p>a. 再処理施設の外の状況を把握するための監視カメラ</p> <p>再処理施設の外の状況を把握するため、暗視機能を有する監視カメラは、昼夜にわたり、再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）の状況を把握することができる設計とする。</p> <p>近隣工場等の火災については、地震を起因にして発生する可能性も考慮し、監視カメラは、基準地震動に対して機能を損なわないよう耐震設計を有する設計とする。</p> <p>b. 気象観測設備等の表示装置</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水等による再処理事業所の状況を把握するため、中央制御室に設置した気象観測設備等の計測値を通信連絡設備により把握する設計とする。</p>		<p><u>通信連絡設備による有毒ガス発生時の連絡及び退避の指示を行うことができる。</u></p>	<p>らした確認の結果、申請書及び整理資料への反映事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 追加要求事項である事業指定基準規則第20条第3項第1号に対する適合性について明示する必要がある。 ▶ 有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置の要否を判断するための有毒ガス濃度評価を新たに行った結果、当該装置は不要であることを確認したことについて明示する必要がある。 ▶ 既許可では、換気設備の隔離について有毒ガスに対する防護対策として明示していないことから、有毒ガスに対して換気設備の隔離により運転員を防護することを明示する必要がある。 ▶ 既許可では、防護具類の配備について有毒ガスに対する防護対策として明示していないことから、有毒ガスに対して防護具類の配備により運転員を防護することを明示する必要がある。 <p>〈再掲 おわり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 影響評価ガイドで要求している、通信連絡設備を用いて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員に有毒ガスの発生を連絡する運用（手順と体制の整備）について、既許可では明示していないことから、明示する必要がある。 		<p>できる設計とする。</p> <p>（1）再処理施設の外の状況を把握するための設備</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において再処理施設の外の状況を把握するための設備については、「1.7.9 その他外部からの衝撃に対する考慮」で選定した再処理施設の敷地で想定される自然現象、再処理施設敷地又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、再処理施設に影響を及ぼす可能性がある事象や再処理施設の外の状況を把握できるように、以下の設備を設置する設計とする。</p> <p>a. 再処理施設の外の状況を把握するための監視カメラ</p> <p>再処理施設の外の状況を把握するため、暗視機能を有する監視カメラは、昼夜にわたり、再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）の状況を把握することができる設計とする。</p> <p>近隣工場等の火災については、地震を起因にして発生する可能性も考慮し、監視カメラは、基準地震動に対して機能を損なわないよう耐震設計を有する設計とする。</p> <p>b. 気象観測設備等の表示装置</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水等による再処理事業所の状況を把握するため、中央制御室に設置した気象観測設備等の計測値を通信連絡設備により把握する設計とする。</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>c. 公的機関から気象情報を入手できる設備</p> <p>地震、津波、竜巻、落雷等の再処理施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報は、中央制御室に設置した電話、ファクシミリ、社内ネットワークに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備からの情報を通信連絡設備により把握する設計とする。</p> <p>(2) 計測制御装置</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設ける運転の監視、制御及び操作をするための主要な表示及び操作装置（記録計及び警報を含む。）は、以下のとおりである。</p> <p>a. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係</p> <p>燃料取出しピット、燃料仮置きピット、燃料貯蔵プール、燃料送出しピット等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>b. 電気設備関係</p> <p>電源系統の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>c. 放射線管理関係</p> <p>放射線監視のための表示装置</p> <p>d. 火災防護関係</p> <p>火災報知のための表示装置</p> <p>(3) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気系統は、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備とは独立とし、外気を制御室フィルタユニットを通して取り入れるか、又は外気との連絡口を遮断し、制御室フィルタユニットを通して再循環できるように設計</p>					<p>c. 公的機関から気象情報を入手できる設備</p> <p>地震、津波、竜巻、落雷等の再処理施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報は、中央制御室に設置した電話、ファクシミリ、社内ネットワークに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備からの情報を通信連絡設備により把握する設計とする。</p> <p>(2) 計測制御装置</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設ける運転の監視、制御及び操作をするための主要な表示及び操作装置（記録計及び警報を含む。）は、以下のとおりである。</p> <p>a. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係</p> <p>燃料取出しピット、燃料仮置きピット、燃料貯蔵プール、燃料送出しピット等の運転の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>b. 電気設備関係</p> <p>電源系統の監視及び制御をするための表示及び操作装置</p> <p>c. 放射線管理関係</p> <p>放射線監視のための表示装置</p> <p>d. 火災防護関係</p> <p>火災報知のための表示装置</p> <p>(3) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気系統は、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備とは独立とし、外気を制御室フィルタユニットを通して取り入れるか、又は外気との連絡口を遮断し、制御室フィルタユニットを通して再循環できるように設計</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第20条（制御室等））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>する（「6.1.5 制御室換気設備」参照）。</p> <p>（4）制御室遮蔽 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、従事者が過度な被ばくを受けないように遮蔽を設ける設計とする。</p> <p>（5）通信連絡設備及び照明設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、通信連絡設備を設け、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の従事者に対し操作、作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに中央制御室及び緊急時対策所へ通信連絡ができる設計とする（「9.17 通信連絡設備」参照）。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、避難用とは別に作業用照明設備を設け、従事者が操作、作業及び監視を適切に実施できる設計とする（「9.2 電気設備」参照）。</p>					<p>する（「6.1.5 制御室換気設備」参照）。</p> <p>（4）制御室遮蔽 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、従事者が過度な被ばくを受けないように遮蔽を設ける設計とする。</p> <p>（5）通信連絡設備及び照明設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、通信連絡設備を設け、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の従事者に対し操作、作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに中央制御室及び緊急時対策所へ通信連絡ができる設計とする（「9.17 通信連絡設備」参照）。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、避難用とは別に作業用照明設備を設け、従事者が操作、作業及び監視を適切に実施できる設計とする（「9.2 電気設備」参照）。</p>
<p>制御建屋換気設備</p>					
<p>【本文 四、A. へ. (4)その他の主要な事項(i)制御室等(b)制御室換気設備】 (P228)</p> <p>(b) 制御室換気設備 設計基準事故が発生した場合において、運転員その他の従事者が再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要</p>	<p>(関連する引用なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源 当該項目は制御建屋換気設備に係る記載であるため、発生源については前述で規定する。 ・防護対象者 当該項目は制御建屋換気設備に係る記載であるため、防護対象者については前述で規定する。 ・検知手段 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源 左記2のとおり前述で規定しているため、整理の対象外とした。 ・防護対象者 左記2のとおり前述で規定しているため、整理の対象外とした。 ・検知手段 	<p>【本文 四、A. へ. (4)その他の主要な事項(i)制御室等(b)制御室換気設備】 防護対象者、検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、換気設備の隔離について、火災又は爆発により発生する有毒ガスを対象とし、有毒ガス全般に対する防護対策として明示していないことから、有毒ガス全般に対して換気設備の隔離により運転員を防護することを明示する必要がある。具体的には、「火災又は爆</p>	<p>【本文 四、A. へ. (4)その他の主要な事項(i)制御室等(b)制御室換気設備】 (b) 制御室換気設備 設計基準事故が発生した場合において、運転員その他の従事者が再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、気体状の放射性物質及び有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備として、制御建屋中央制</p>

発生源 防護対象者 検知手段 防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第20条（制御室等））

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>な設備として、制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を設ける設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、制御室換気設備は、制御室にとどまるために十分な換気風量を確保できる設計とする。</p> <p>制御室換気設備は、代替制御建屋中央制御室換気設備、制御建屋中央制御室換気設備、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備で構成する。</p> <p>制御室換気設備は、制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を常設重大事故等対処設備として位置付けるとともに、代替制御建屋中央制御室換気設備及び代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>（略）</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>i) 制御建屋中央制御室換気設備 中央制御室送風機（「へ.（4）（i）制御室等」と兼用） 2台（うち予備1台） 制御建屋の換気ダクト（「へ.（4）（i）制御室等」と兼用） 1系統</p> <p>ii) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 制御室送風機（「へ.（4）（i）制御室等」と兼用） 2台（うち予備1台） 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換</p>		<p>当該項目は制御建屋換気設備に係る記載であるため、検知手段については前述で規定する。</p> <p>防護対策</p> <p>既許可では申請書添付書類及び整理資料補足説明資料に以下の防護対策を記載している。</p> <p>▶ <u>制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備により、外気との連絡口の遮断及び再循環運転が可能な設計</u></p> <p>✓ <u>再循環運転時の中央制御室の居住性については、再循環運転時において中央制御室の居住性が維持される時間（二酸化炭素濃度が基準値を超えない時間）を約27時間と算出している。</u></p> <p>✓ <u>再循環運転時の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性については、再循環運転時において使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性が維持される時間（二酸化炭素濃度が基準値を超えない時間）を約163時間と算出している。</u></p>	<p>左記2のとおり前述で規定するため、整理の対象外とした。</p> <p>防護対策</p> <p>〈再掲 はじめ〉</p> <p>▶ 影響評価ガイドでは、以下のいずれか又は複数の防護措置を考慮することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 換気空調設備の隔離 制御室の正圧化 空気呼吸具等の配備 敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等 <p>▶ 既許可では、火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し、<u>外気との連絡口の遮断及び再循環運転が可能な設計</u>としており、<u>換気設備の隔離</u>を防護対策としていることから、影響評価ガイドの考えに沿っている。ただし、換気空調設備の隔離は火災又は爆発により発生する有毒ガスに限定していることから、有毒ガス全般に対応する設備であることを明示していない。</p> <p>▶ 既許可（上述の【添付書類六1.9.20 制御室等】）では、化学薬品に対し、<u>呼吸器及び防護マスク等の化学薬品防護に必要な防護具類を備える設計</u>としている。防護具類の配備は有毒ガスに対しても有効であるが、有毒ガスに対する防護対策として明示していない。</p> <p>〈再掲 おわり〉</p> <p>【追加対策等の要否について】</p>	<p>発により発生する有毒ガス」と発生の起源を限定的に記載している箇所を「有毒ガス」と変更する。</p>	<p>御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を設ける設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、制御室換気設備は、制御室にとどまるために十分な換気風量を確保できる設計とする。</p> <p>制御室換気設備は、代替制御建屋中央制御室換気設備、制御建屋中央制御室換気設備、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備で構成する。</p> <p>制御室換気設備は、制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を常設重大事故等対処設備として位置付けるとともに、代替制御建屋中央制御室換気設備及び代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>（略）</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>i) 制御建屋中央制御室換気設備 中央制御室送風機（「へ.（4）（i）制御室等」と兼用） 2台（うち予備1台） 制御建屋の換気ダクト（「へ.（4）（i）制御室等」と兼用） 1系統</p> <p>ii) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 制御室送風機（「へ.（4）（i）制御室等」と兼用） 2台（うち予備1台） 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（第20条（制御室等））

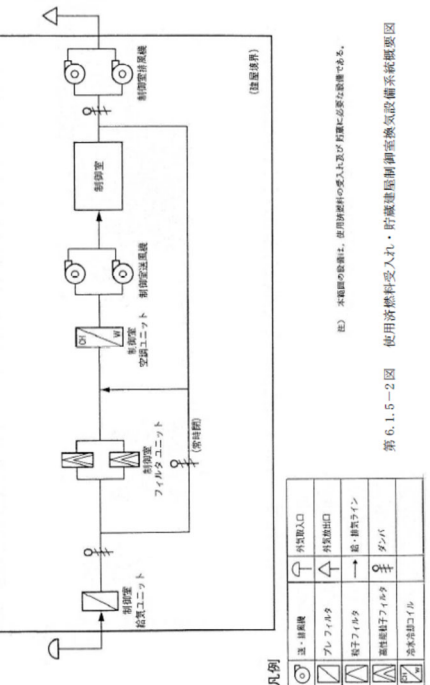
1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>気ダクト（「へ.（4）（i）制御室等」と兼用） 1 系統</p> <p>【添付書類六 6.1.5.1 概要】（P6-6-131） 6.1.5.1 概要 制御室換気設備は、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気・空調及び雰囲気浄化を行うものであり、制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備で構成する。 制御建屋中央制御室換気設備系統概要図及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図をそれぞれ第6.1.5-1図及び第6.1.5-2図に示す。</p> <p>【添付書類六 6.1.5.2 設計方針】（P6-6-132） 6.1.5.2 設計方針 （1）制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を適切に防護できる設計とする。 （略）</p>	<p>（関連する引用なし）</p> <p>（関連する引用なし）</p>		<p>規則要求及び影響評価ガイドに照らした確認の結果、申請書及び整理資料への反映事項は以下のとおり。</p> <p>➤ 既許可では、換気設備の隔離について有毒全般ガスに対する防護対策として明示していないことから、有毒ガス全般に対して換気設備の隔離により運転員を防護することを明示する必要がある。</p>	<p>【添付書類六 6.1.5.1 概要】 本項目は換気設備の設計方針に係る概要であり、換気設備の隔離に関する記載が無いことから、既許可の記載を変更する必要は無い。</p> <p>【添付書類六 6.1.5.2 設計方針】 〈再掲 はじめ〉 防護対象者、検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、換気設備の隔離について、火災又は爆発により発生する有毒ガスを対象とし、有毒ガス全般に対する防護対策として明示していないことから、有毒ガス全般に対して換気設備の隔離により運転員を防護することを明示する必要がある。具体的には、「火災又は爆発により発生する有毒ガス」と発生の起源を限定的に記載している箇所を「有毒ガス」と変更する。 〈再掲 おわり〉</p>	<p>気ダクト（「へ.（4）（i）制御室等」と兼用） 1 系統</p> <p>【添付書類六 6.1.5.1 概要】 （既許可から変更なし）</p> <p>【添付書類六 6.1.5.2 設計方針】 6.1.5.2 設計方針 （1）制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を適切に防護できる設計とする。 （略）</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>【添付書類六 6.1.5.4 主要設備】 (P6-6-134)</p> <p>6.1.5.4 主要設備 制御室換気設備は、給気系、排気系及び空調系で構成し、適切な換気及び空調を行う設計とするとともに、制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を適切に防護できる設計とする。</p> <p>また、制御室換気設備は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用するとともに、万一の火災に備え、火災区域の耐火壁を貫通するダクトには、貫通部近傍に防火ダンパを設ける設計とする。</p> <p>なお、制御室換気設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p> <p>(1)制御建屋中央制御室換気設備 制御建屋中央制御室換気設備は、以下の系統で構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御建屋中央制御室給気系 ・制御建屋中央制御室排気系 ・制御建屋中央制御室空調系 <p>制御建屋中央制御室換気設備系統概要図を第6.1.5-1図に、制御建屋中央制御室換気設備の主要設備の仕様を第6.1.5-1表に示す。</p> <p>a. 制御建屋中央制御室給気系 制御建屋中央制御室給気系は、制御建屋の中央制御室へ外気を供給するため、中央制御室給気ユニットで構成する。</p>	<p>【補足説明資料2-5 ばい煙及び有毒ガスの制御建屋の中央制御室への影響】 <u>再循環運転時の中央制御室の居住性については、中央制御室の居住性が維持される時間（二酸化炭素濃度が基準値を超えない時間）を約27時間と算出している。</u></p> <p>【補足説明資料2-6 ばい煙及び有毒ガスの使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への影響】 <u>再循環運転時の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性について、居住性が維持される時間（二酸化炭素濃度が基準値を超えない時間）を約163時間と算出している。</u></p>			<p>【添付書類六 6.1.5.4 主要設備】 <再掲 はじめ> 防護対象者、検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、換気設備の隔離について、火災又は爆発により発生する有毒ガスを対象とし、有毒ガス全般に対する防護対策として明示していないことから、有毒ガス全般に対して換気設備の隔離により運転員を防護することを明示する必要がある。具体的には、「火災又は爆発により発生する有毒ガス」と発生の起源を限定的に記載している箇所を「有毒ガス」と変更する。 <再掲 おわり></p>	<p>【添付書類六 6.1.5.4 主要設備】</p> <p>6.1.5.4 主要設備 制御室換気設備は、給気系、排気系及び空調系で構成し、適切な換気及び空調を行う設計とするとともに、制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を適切に防護できる設計とする。</p> <p>また、制御室換気設備は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用するとともに、万一の火災に備え、火災区域の耐火壁を貫通するダクトには、貫通部近傍に防火ダンパを設ける設計とする。</p> <p>なお、制御室換気設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p> <p>(1)制御建屋中央制御室換気設備 制御建屋中央制御室換気設備は、以下の系統で構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御建屋中央制御室給気系 ・制御建屋中央制御室排気系 ・制御建屋中央制御室空調系 <p>制御建屋中央制御室換気設備系統概要図を第6.1.5-1図に、制御建屋中央制御室換気設備の主要設備の仕様を第6.1.5-1表に示す。</p> <p>a. 制御建屋中央制御室給気系 制御建屋中央制御室給気系は、制御建屋の中央制御室へ外気を供給するため、中央制御室給気ユニットで構成する。</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>b. 制御建屋中央制御室排気系 制御建屋中央制御室排気系は、制御建屋の中央制御室から排気するため、中央制御室排風機で構成する。</p> <p>c. 制御建屋中央制御室空調系 制御建屋中央制御室空調系は、通常時及び設計基準事故時に制御建屋の中央制御室の雰囲気所定の条件に維持するため、中央制御室フィルタユニット、中央制御室空調ユニット及び中央制御室送風機で構成する。</p> <p>制御建屋中央制御室空調系は、設計基準事故時に必要に応じて外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を中央制御室フィルタユニットを通し再循環して浄化運転することができるとともに、必要に応じて外気を中央制御室フィルタユニットを通して取り入れることができる設計とする。</p> <p>制御建屋中央制御室空調系はそれらを構成する動的機器の単一故障を仮定しても安全機能が確保できるよう多重化し、また、中央制御室送風機は、外部電源喪失時においても安全機能が確保できるよう非常用所内電源系統に接続できる設計とする。</p> <p>(2)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、以下の系統で構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系 <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室</p>					<p>b. 制御建屋中央制御室排気系 制御建屋中央制御室排気系は、制御建屋の中央制御室から排気するため、中央制御室排風機で構成する。</p> <p>c. 制御建屋中央制御室空調系 制御建屋中央制御室空調系は、通常時及び設計基準事故時に制御建屋の中央制御室の雰囲気所定の条件に維持するため、中央制御室フィルタユニット、中央制御室空調ユニット及び中央制御室送風機で構成する。</p> <p>制御建屋中央制御室空調系は、設計基準事故時に必要に応じて外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を中央制御室フィルタユニットを通し再循環して浄化運転することができるとともに、必要に応じて外気を中央制御室フィルタユニットを通して取り入れることができる設計とする。</p> <p>制御建屋中央制御室空調系はそれらを構成する動的機器の単一故障を仮定しても安全機能が確保できるよう多重化し、また、中央制御室送風機は、外部電源喪失時においても安全機能が確保できるよう非常用所内電源系統に接続できる設計とする。</p> <p>(2)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、以下の系統で構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系 <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>換気設備系統概要図を第6.1.5-2図に、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の主要設備の仕様を第6.1.5-2表に示す。</p> <p>a. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室へ外気を供給するため、制御室給気ユニットで構成する。</p> <p>b. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から排気するため、制御室排風機で構成する。</p> <p>c. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の雰囲気所定の条件に維持するため、制御室フィルタユニット、制御室空調ユニット及び制御室送風機で構成する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系は、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内空気を制御室フィルタユニットを通し再循環して浄化運転することができるとともに、必要に応じて外気を制御室フィルタユニットを通して取り入れることができる設計とする。</p>					<p>換気設備系統概要図を第6.1.5-2図に、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の主要設備の仕様を第6.1.5-2表に示す。</p> <p>a. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室へ外気を供給するため、制御室給気ユニットで構成する。</p> <p>b. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から排気するため、制御室排風機で構成する。</p> <p>c. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の雰囲気所定の条件に維持するため、制御室フィルタユニット、制御室空調ユニット及び制御室送風機で構成する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系は、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内空気を制御室フィルタユニットを通し再循環して浄化運転することができるとともに、必要に応じて外気を制御室フィルタユニットを通して取り入れることができる設計とする。</p>
<p>【添付書類六 6.1.5.6 評価】(P6-6-138)</p> <p>6.1.5.6 評価</p> <p>(1) 制御室換気設備は、気体状の放</p>	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 6.1.5.6 評価】 <再掲 はじめ></p> <p>防護対象者、検知手段及び防護対策に対して左記2と3を比較した結果、</p>	<p>【添付書類六 6.1.5.6 評価】</p> <p>6.1.5.6 評価</p> <p>(1) 制御室換気設備は、気体状の放</p>

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案												
<p>放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断して制御室内空気を中央制御室フィルタユニット及び制御室フィルタユニットを通して再循環することによって浄化運転し、必要に応じて外気を中央制御室フィルタユニット及び制御室フィルタユニットを通して取り入れる設計としていることから、運転員その他の従事者を適切に防護できる。</p>				<p>換気設備の隔離について、火災又は爆発により発生する有毒ガスを対象とし、有毒ガス全般に対する防護対策として明示していないことから、有毒ガス全般に対して換気設備の隔離により運転員を防護することを明示する必要がある。具体的には、「火災又は爆発により発生する有毒ガス」と発生の起源を限定的に記載している箇所を「有毒ガス」と変更する。 <再掲 おわり></p>	<p>放射性物質及び有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断して制御室内空気を中央制御室フィルタユニット及び制御室フィルタユニットを通して再循環することによって浄化運転し、必要に応じて外気を中央制御室フィルタユニット及び制御室フィルタユニットを通して取り入れる設計としていることから、運転員その他の従事者を適切に防護できる。</p>												
<p>【添付書類六 第6.1.5-1表 制御建屋中央制御室換気設備の主要設備の仕様】(P6-6-140)</p> <p>(i) 制御建屋中央制御室空調系</p> <p>a. 中央制御室フィルタユニット</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>高性能粒子フィルタ1段内蔵形</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>3(うち1基は予備)</td> </tr> <tr> <td>粒子除去効率</td> <td>99.9%以上(0.3μmDOP粒子)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約3千m³/h/基</td> </tr> </table> <p>b. 中央制御室送風機</p> <table border="1"> <tr> <td>台数</td> <td>2(うち1台は予備)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約11万m³/h/台</td> </tr> </table>	種類	高性能粒子フィルタ1段内蔵形	基数	3(うち1基は予備)	粒子除去効率	99.9%以上(0.3μmDOP粒子)	容量	約3千m ³ /h/基	台数	2(うち1台は予備)	容量	約11万m ³ /h/台	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 第6.1.5-1表 制御建屋中央制御室換気設備の主要設備の仕様】</p> <p>本項目は換気設備の仕様に係る表であり、換気設備の隔離に関する記載が無いことから、既許可の記載を変更する必要は無い。</p>	<p>【添付書類六 第6.1.5-1表 制御建屋中央制御室換気設備の主要設備の仕様】</p> <p>(既許可から変更なし)</p>
種類	高性能粒子フィルタ1段内蔵形																
基数	3(うち1基は予備)																
粒子除去効率	99.9%以上(0.3μmDOP粒子)																
容量	約3千m ³ /h/基																
台数	2(うち1台は予備)																
容量	約11万m ³ /h/台																
<p>【添付書類六 第6.1.5-2表 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の主要設備の仕様】(P6-6-141)</p> <p>(i) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系*</p> <p>a. 制御室フィルタユニット</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>高性能粒子フィルタ1段内蔵形</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>2(うち1基は予備)</td> </tr> <tr> <td>粒子除去効率</td> <td>99.9%以上(0.3μmDOP粒子)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約5千m³/h/基</td> </tr> </table> <p>b. 制御室送風機</p> <table border="1"> <tr> <td>台数</td> <td>2(うち1台は予備)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約6万m³/h/台</td> </tr> </table> <p>*印の設備は、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な設備である。</p>	種類	高性能粒子フィルタ1段内蔵形	基数	2(うち1基は予備)	粒子除去効率	99.9%以上(0.3μmDOP粒子)	容量	約5千m ³ /h/基	台数	2(うち1台は予備)	容量	約6万m ³ /h/台	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 第6.1.5-2表 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の主要設備の仕様】</p> <p>本項目は換気設備の仕様に係る表であり、換気設備の隔離に関する記載が無いことから、既許可の記載を変更する必要は無い。</p>	<p>【添付書類六 第6.1.5-2表 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の主要設備の仕様】</p> <p>(既許可から変更なし)</p>
種類	高性能粒子フィルタ1段内蔵形																
基数	2(うち1基は予備)																
粒子除去効率	99.9%以上(0.3μmDOP粒子)																
容量	約5千m ³ /h/基																
台数	2(うち1台は予備)																
容量	約6万m ³ /h/台																
<p>【添付書類六 第6.1.5-1図 制御建屋中央制御室換気設備系統概要図】</p>	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 第6.1.5-1図 制御建屋中央制御室換気設備系統概要図】</p>	<p>【添付書類六 第6.1.5-1図 制御建屋中央制御室換気設備系統概要図】</p>												

1-1. 事業指定申請書（既許可）	1-2. 整理資料（既許可）	2. 既許可の整理	3. 規則要求及び影響評価ガイドに照らした追加対策等の要否の確認	4. 申請書及び整理資料への反映事項	5. 設計方針の見直し案
<p>(P6-6-142)</p>  <p>第6.1.5-1図 制御建屋中央制御室換気設備系統概要図</p>				<p>本項目は換気設備の系統図であり、換気設備の隔離に関する記載が無いことから、既許可の記載を変更する必要は無い。</p>	<p>(既許可から変更なし)</p>
<p>【添付書類六 第6.1.5-2 図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図】(P6-6-143)</p>  <p>第6.1.5-2図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図</p>	<p>(関連する引用なし)</p>			<p>【添付書類六 第6.1.5-2 図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図】</p> <p>本項目は換気設備の系統図であり、換気設備の隔離に関する記載が無いことから、既許可の記載を変更する必要は無い。</p>	<p>【添付書類六 第6.1.5-2 図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図】</p> <p>(既許可から変更なし)</p>

補足説明資料 2-8

2. 8 有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の設置を必要とする有毒ガスの発生源について

1. 概要

事業指定基準規則第20条第3項第1号では、有毒ガスの発生時において制御室の運転員の対処能力が損なわれるおそれのある場合に、有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の設置を要求している。また、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」（原規技発第1704052号（平成29年4月5日原子力規制委員会決定））（以下「影響評価ガイド」という。）では、実用発電炉における運転員等の対処能力が損なわれるおそれの有無を評価する方法を具体的に定めている。

再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスについては、「安全審査整理資料 第9条：外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部衝撃）」で整理しているが、影響評価ガイドでは、化学物質の全量流出を想定しているのに対し、「安全審査整理資料 第9条：外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部衝撃）」では、再処理事業所内において化学物質を貯蔵する施設に対し、化学物質が漏えいし難い設計とすることを踏まえ、有毒ガスの発生源を想定している。また、「安全審査整理資料 第12条：化学薬品の漏えいによる損傷の防止」では、地震により破損が想定される機器に対し、耐震対策により化学薬品の漏えい源から除外する設計としている。

影響評価ガイドに記載される実用発電炉における運転員等の対処能力が損なわれるおそれの有無を評価する方法は、再処理施設にも適用可能であり、再処理施設の評価に当たっては、影響評価ガイドの考え方を踏襲し、有毒化学物質^{*1}の全量流出を想定した評価を行う。そして、有毒ガスの再処理事業所の敷地内外で発生する有毒ガスについて、制御室における有毒ガス濃度評

価結果から、有毒ガス防護のための判断基準値を超えるか否かにより制御室の運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるか否かを評価し、有毒ガスの発生源^{※2}を特定するとともに、有毒ガス発生を検出する装置および警報装置の設置の必要性について評価する。

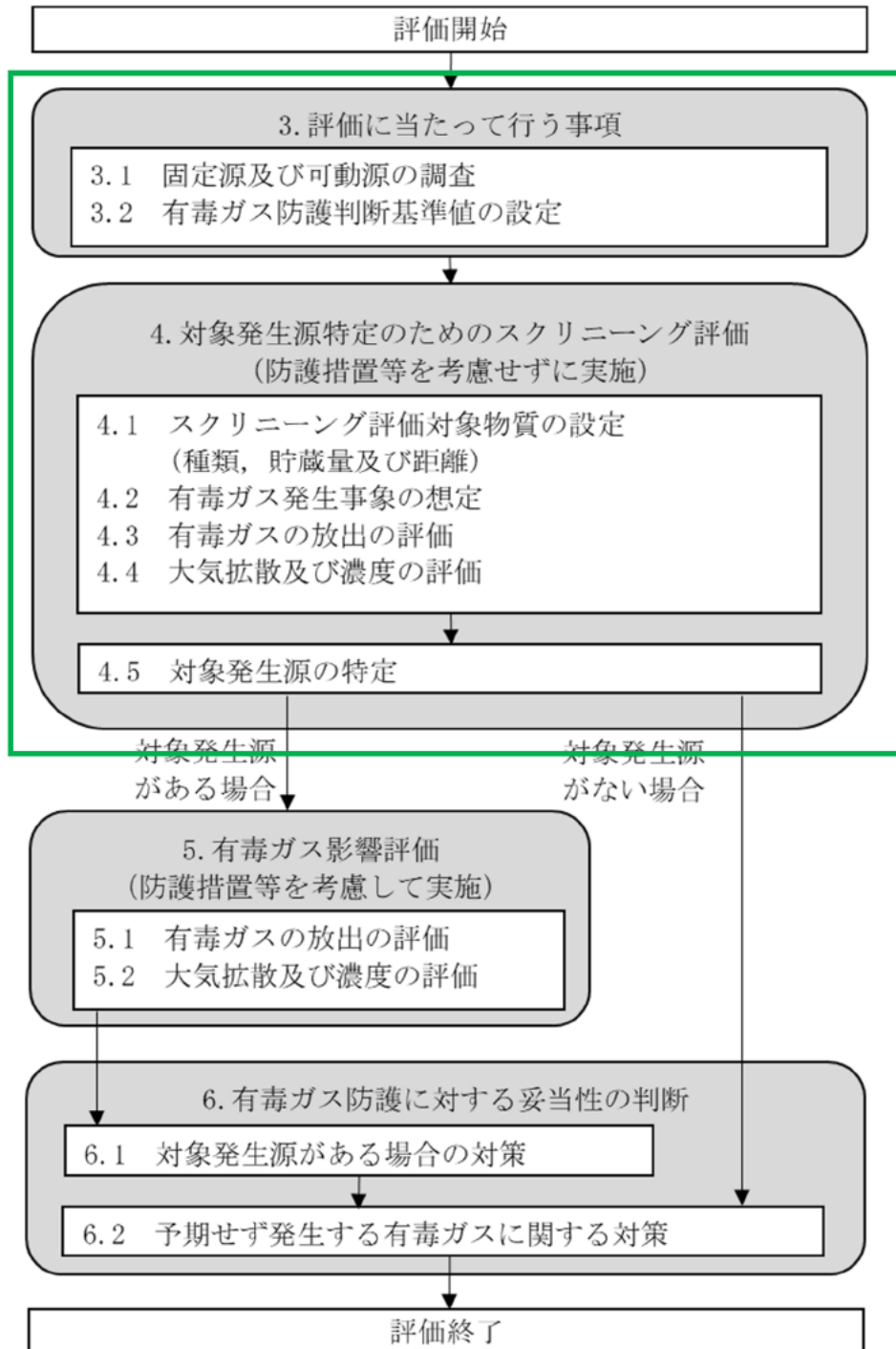
再処理施設における影響評価ガイドへの適合状況について別紙1に示す。

※1：「有毒化学物質」とは、影響評価ガイドにおける「有毒ガス」及び「有毒ガス防護判断基準値」の定義を考慮し、国際化学物質安全性カード等の文献で、人に対する悪影響として吸入による急性毒性又は中枢神経等への影響が示されている化学物質をいう。

※2：「有毒ガスの発生源」とは、再処理事業所の敷地内外において固定施設（タンク等の貯蔵施設）に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において可動施設（タンクローリ等の輸送容器）に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）の全量が漏えいし、有毒ガスが発生した場合（有毒化学物質等の反応（以下「混触」という。）により有毒ガスが発生した場合を含む）に、制御室における有毒ガス濃度が有毒ガス防護判断基準値以上となるものをいう。

2. 有毒ガスの発生源を特定するための全体フロー

影響評価ガイドを参考に、第1図に基づくフローにより、運転員の対処能力が損なわれるおそれのある有毒ガスの発生源を特定する。



第1図 有毒ガス防護に係る妥当性確認の流れ
(影響評価ガイドより抜粋。緑枠部分を実施する)

3. 評価にあたって行う事項

3. 1 固定源及び可動源の調査

調査対象とする固定源及び可動源は、「安全審査 整理資料 第9条：外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部衝撃）」で抽出した敷地内の固定源及び可動源並びに敷地外固定源とする。

3. 1. 1 敷地内の固定源及び可動源

「安全審査 整理資料 第9条：外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部衝撃）」で抽出した敷地内の固定源及び可動源については、影響評価ガイドの解説-4*の考え方を参考に、第2図及び第1表のとおり整理し、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵方法等から大気中に多量に放出されるおそれがあるか、または、性状として密閉空間にて人体に悪影響があるものかを確認した。

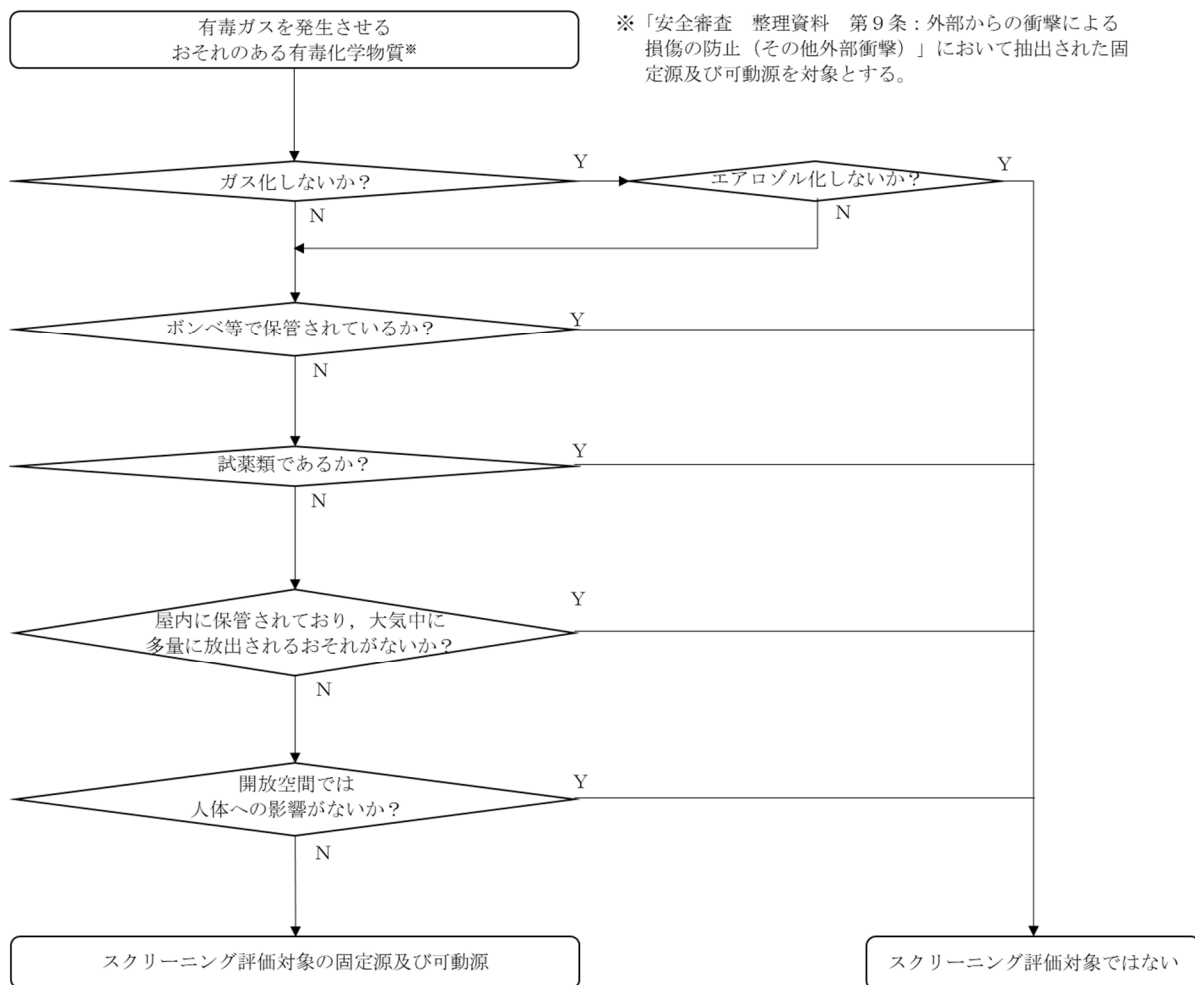
なお、確認に当たっては、混触により発生する有毒ガスについても考慮した。

※影響評価ガイド 解説-4の記載

（解説-4）調査対象外とする場合

貯蔵容器が損傷し、容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量が流出しても、有毒ガスが大気中に多量に放出されるおそれがないと説明できる場合。

（例えば、使用場所が限定されていて貯蔵量及び使用量が少ない試薬等）



第2図 スクリーニング評価対象とする固定源及び可動源の調査フロー

第1表 スクリーニング評価対象外とする考え方

項目	理由	物質の例
ガス化・エアロゾル化しない（固体あるいは揮発性が乏しい液体）	別紙2のとおり，揮発性がなく，漏えいしても有毒ガスとして大気中に多量に放出されるおそれがないことから，スクリーニング評価対象外とする。	水酸化ナトリウム，硫酸，リン酸トリブチル等
ボンベ等で保管（又は運搬）	別紙3のとおり，容器は高圧ガス保安法に基づいて設計されており，少量漏えいのみが想定されるため，有毒ガスが大気中に多量に放出されるおそれがないことから，スクリーニング評価対象外とする。	二酸化炭素，液化石油ガス等
試薬類	保有量が少量かつ使用場所が限られるため，漏えいしても有毒ガスとして大気中に多量に放出されるおそれがないことから，スクリーニング評価対象外とする。	分析用試薬等
屋内に保管されており，大気中に多量に放出されるおそれがない	別紙4のとおり，屋内からの放出点における濃度が有毒ガス防護判断基準値を下回るものは，漏えいしても運転員の対処能力を損なうおそれがないことから，スクリーニング評価対象外とする。	屋内の硝酸タンク等
開放空間では人体への影響がない	別紙5のとおり，密閉空間でのみ人体に悪影響があり，制御室以外で保管されるものは，漏えいしても運転員に影響を与えることはないと考えられることから，スクリーニング評価対象外とする。	六フッ化硫黄，酸素

敷地内固定源の調査結果を別紙6に、混触により発生する有毒ガスの調査結果を別紙7に示す。また、スクリーニング評価対象となる敷地内固定源（混触により発生する有毒ガスを含む）を第2表に、敷地内可動源を第3表に示す。

第2表 スクリーニング評価対象となる敷地内固定源（1/2）

（有毒化学物質を貯蔵するタンク類）

施設		有毒化学物質	貯蔵量 [m ³]	濃度 [%]	物質換算 [kg] ^{※1}	貯蔵方法	堰等
建屋	設備						
ウラン脱硝建屋	液化NO _x 受槽A	液化NO _x	4.7	100	6800	屋内タンク	有 ^{※2}
	液化NO _x 受槽B	液化NO _x	4.7	100	6800	屋内タンク	有 ^{※2}
	液化NO _x 受槽C	液化NO _x	4.7	100	6800	屋内タンク	有 ^{※2}
ガラス固化技術 開発建屋	アンモニア水 貯槽	アンモニア	13	28	3270	屋内タンク	有 ^{※3}

※1：液化NO_x密度：1450kg/m³（国際化学物質安全性データシート），28wt%アンモニア密度：0.898g/cm³（製品安全データシート（三菱ガス化学株式会社））より計算。

※2：堰容量3.8m³。その他，廃液処理槽や電源，人的操作等を必要とせずに有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備（例えば，堰内のフロート等）はない。

※3：堰容量13.8m³。その他，廃液処理槽や電源，人的操作等を必要とせずに有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備（例えば，堰内のフロート等）はない。

第2表 スクリーニング評価対象となる敷地内固定源 (2/2)

(混触により発生する有毒ガス)

建屋	有毒ガス	混触する有毒化学物質等の組合せ	
		化学物質(A)	化学物質(B)
前処理建屋等 ^{※1}	腐食ガス (NO _x ガス)	硝酸	炭素鋼

※1: 主排気筒に接続する建屋 (前処理建屋, 分離建屋, 精製建屋, 分析建屋, ウラン脱硝建屋, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋, 高レベル廃液ガラス固化建屋)

敷地内可動源の調査結果を別紙8に示す。また, スクリーニング評価対象となる敷地内可動源を第3表に示す。

第3表 スクリーニング評価対象となる敷地内可動源

有毒化学物質	最大輸送量 [m ³]	濃度 [%]	物質換算 [kg] ^{※1}	荷姿	輸送先
硝酸	7.3	61	10000	タンクローリ	試薬建屋
液化NO _x	0.82	100	1200	専用容器	ウラン脱硝建屋
アンモニア	10	28	900	タンクローリ	ガラス固化技術開発建屋
メタノール	1.97	50	1800	タンクローリ	第2一般排水処理建屋

※1: 硝酸密度: 1.365g/cm³ (「再処理プロセス・化学ハンドブック 第3版」(日本原子力研究開発機構)), 液化NO_x密度: 1450kg/m³ (国際化学物質安全性データシート), 28wt%アンモニア密度: 0.898g/cm³ (製品安全データシート(三菱ガス化学株式会社)), 50%メタノール密度: 0.7928g/cm³ (製品安全データシート(日本アルコール販売株式会社)) より計算。

3. 1. 2 敷地外固定源

「安全審査 整理資料 第9条：外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部衝撃）」で抽出した敷地外固定源については、「3. 1. 1 敷地内の固定源及び可動源」の考えを基に整理し、漏えい時に有毒ガスが大気中に多量に放出されるおそれがあるかを確認した。

敷地外固定源の調査結果を別紙9に示す。また、スクリーニング評価対象となる敷地外固定源を第4表に示す。なお、中央制御室から半径10km近傍には、多量の有毒化学物質を保有する化学工場がないことを確認している。

第4表 スクリーニング評価対象となる敷地外固定源

施設	有毒化学物質	貯蔵量	濃度 [%]	貯蔵方法	堰等	関係法令
石油備蓄基地	原油	581.92万m ³ *1	-**2	屋外タンク	有**3	石油コンビナート等災害防止法

※1：貯蔵タンク51基（貯蔵基地）、中継タンク4基（中継ポンプ場）での貯蔵量の合計値を示す。

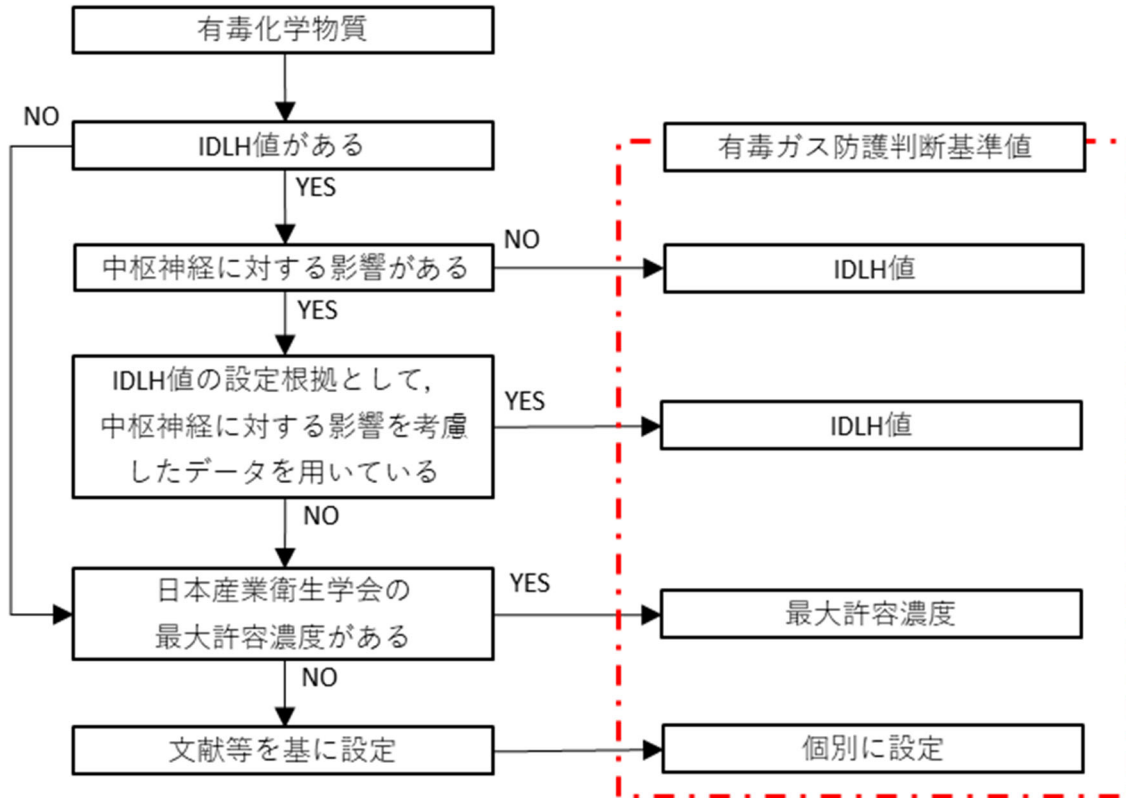
※2：情報が得られなかったため，“-”と記載。

※3：電源，人的操作等を必要としない設備として防油堤がある。

3. 2 有毒ガス防護判断基準値の設定

「3. 1 固定源及び可動源の調査」の結果より、スクリーニング評価対象となる硝酸、液化NO_x（硝酸と炭素鋼との混触により発生する腐食ガス（NO_x）を含む）、アンモニア、メタノール及び原油について、第3図に示す考え方に基づき有毒ガス防護判断基準値を設定した。有毒ガス防護判断基準値を第5表に示す。また、有毒ガス防護判断基準値の設定方法に関する考え方の詳細

を別紙10に示す。なお、第5表には参考として嗅覚しきい値を記載したが、これらの有毒ガスは防護判断基準値よりも十分に低い濃度で認知することができる。



第3図 有毒ガス防護判断基準値の判断フロー

第5表 有毒ガス防護判断基準値

有毒化学物質	有毒ガス防護判断基準値	設定根拠	【参考】 嗅覚しきい値
硝酸	25 ppm	IDLH値 ^{※3}	約0.3～1 ppm ^{※4}
液化NO _x (二酸化窒素 ^{※1})	20 ppm	IDLH値 ^{※3}	0.12 ppm ^{※5}
アンモニア	300 ppm	IDLH値 ^{※3}	1.5 ppm ^{※5}
メタノール	2200 ppm	文献等に基づき設定	5 ppm ^{※6}
原油 (n-ヘキサン ^{※2})	1100 ppm	文献等に基づき設定	1.5 ppm ^{※5}

※1：液化NO_x（二酸化窒素，一酸化窒素，亜酸化窒素）のうち，有毒ガス防護判断基準値が最も低い二酸化窒素を代表物質とし，その有毒ガス防護判断基準値を採用（別紙10参照）。

※2：原油に含まれる成分のうち，有毒ガスとして最も影響が大きいと考えられるn-ヘキサンを代表物質とし，その有毒ガス防護判断基準値を採用（別紙10参照）。

※3：IDLH(Immediately Dangerous to Life or Health) 値。NIOSH(US National Institute for Occupational Safety and Health (米国国立労働安全衛生研究所)) で定められている急性の毒性限度（人間が30分間ばく露された場合，その物質が生命及び健康に対して危険な影響を即時に与える，又は避難能力を妨げるばく露レベルの濃度限度値）をいう。

※4：製品安全データシート 硝酸（1.42）（純正化学株式会社）に記載の嗅覚閾値を参照。

※5：公益社団法人 におい・かおり環境協会 嗅覚閾値 (<https://orea.or.jp/gijutsu/kyuukakusokuteihou/odor-threshold-values/>) を参照。

※6：製品安全データシート 50%メタノール（日本アルコール販売株式会社）に記載の嗅覚閾値を参照。

4. 有毒ガスの発生源特定のためのスクリーニング評価

再処理施設におけるスクリーニング評価は、影響評価ガイドに従い、次のとおり実施する。

敷地内固定源に対しては、スクリーニング評価を実施し、有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の設置を必要とする有毒ガスの発生源となるか否かを判断する。

敷地内可動源及び敷地外固定源に対しては、スクリーニング評価を行わず、有毒ガスの発生源として特定し、有毒ガスの発生を認知した者からの既存の通信連絡設備を用いた連絡により、有毒ガスの発生を検知するよう手順を整備する（補足説明資料2-9b参照）。

4. 1 スクリーニング評価対象物質の設定

第2表に示す敷地内固定源について、貯蔵されている有毒化学物質の種類及び貯蔵量を設定する。

4. 2 有毒ガス発生事象の想定

再処理施設における化学薬品の取扱いは、「安全審査 整理資料 第12条：化学薬品の漏えいによる損傷の防止」に示すとおり、「消防法」、「労働安全衛生法」及び「毒物及び劇物取締法」の要求を満足するものとし、また、再処理施設及び従事者の安全性を確保するために、化学物質を内包する設備は化学物質の性状に応じた材料を選定することにより腐食し難い設計とする、基準地震動の地震力に対し耐震性を確保する等の安全設計及び対策を講じることにより、化学薬品の漏えいを防止している。

しかし、有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の設置を必要とする有毒ガスの発生源を特定するにあたっては、影響評価ガイドの考え方を踏襲

し、同時に全ての貯蔵容器が損傷し、当該容器に貯蔵された有毒化学物質の全量流出又は混触により発生する有毒ガスの放出を想定する。また、別紙11に示すとおり、評価にあたっては受動的に機能を発揮する設備を考慮する。

4. 3 有毒ガスの放出の評価

有毒ガスの単位時間当たりの大気中への放出量及びその継続時間は、各々の有毒化学物質の性状及び保管状態から放出形態を想定し、以下のとおり評価する。

a. 液化NO_x

液化NO_xの漏えいは、貯槽下部に設置された配管の破断を想定する。放出量は、貯蔵容器から一定の流出率で液体が放出されると同時に、一定の割合で気化することを想定し、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」における災害現象解析モデル式である以下の式に従って評価する。また、評価条件を第6表及び第7表に示す。

液体流出率 [m ³ /s]	$q_L = ca \sqrt{2gh + \frac{2(p - p_0)}{\rho_L}}$
液体流出率 (気化後) [kg/s]	$q_G = q_L f \rho_L$
フラッシュ率 (小量流出の場合には全て気化するとして 1としてよい)	$f = \frac{H - H_b}{h_b} = C_p \frac{T - T_b}{h_b}$
流出係数 (不明の場合は 0.5 とする)	c
流出孔面積 [m ²]	a
重力加速度 [m/s ²]	g
液面と流出孔の高さの差 [m]	h
容器内圧力 [Pa]	p
大気圧 [Pa]	p_0
液密度 [kg/m ³]	ρ_L
液体の容器内温度におけるエンタルピー [J/kg]	H
液体の沸点におけるエンタルピー [J/kg]	H_b
沸点での蒸発潜熱 [J/kg]	h_b
液体の比熱 (容器内温度～沸点間の平均) [J/kg・K]	C_p
容器内温度 [K]	T
液体の大気圧での沸点 [K]	T_b

第6表 液化 NO_x の放出量の評価条件

パラメータ	設定値	備考
流出係数	1	「石油コンビナートの防災アセスメント指針」には、不明の場合 0.5 としているものの、保守的に 1 と設定した。
流出孔面積[m ²]	2.2×10^{-3}	設計図面に記載された接続配管の内径 (φ53.5) をもとに計算した配管断面積とした。
重力加速度[m/s ²]	9.807	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会) より。
液面と流出孔の高さの差[m]	2.21	設計図面に記載された通常液レベルとした。
容器内圧力	大気圧	設計図面に記載された運転時の通常圧力とした。
大気圧[Pa]	1.013×10^5	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会) より。
液密度[kg/m ³]	1450	国際化学物質安全性データシートより。
フラッシュ率	0.1	第7表の液化 NO _x の物性値等のパラメータに従い計算すると 0.0087 となるが、保守的に 0.1 と設定した。

第7表 液化 NO_x (二酸化窒素) の物性値

パラメータ	設定値	備考
沸点での蒸発潜熱[J/kg]	832000	東横化学株式会社ホームページ (https://www.toyokokagaku.co.jp/product/gas/physical/no2.html) より。
液体の比熱 (容器内温度～沸点間の平均) [J/kg・K]	823	
容器内温度[K]	303.15(30℃)	実測値 (22.8℃) に対し保守的に設定 (漏えい時の液温を部屋温度と同じとした。詳細は別紙4参照)。
液体の大気圧での沸点[K]	294.35(21.2℃)	国際化学物質安全性データシートより。

b. アンモニア

アンモニアの放出量は、米国環境保護庁 (EPA) 及び米国海洋大気庁 (NOAA) が開発した有毒化学物質の漏えい・放出を評価するための解析ソフトウェア「ALOHA」に従い、以下の式で評価する。また、評価条件を第 8 表に示す。

蒸発率 [kg/s]	$E = A \times K_M \times \left(\frac{M_{W_m} \times P_v}{R \times T} \right)$
化学物質の物質移動係数 [m/s]	$K_M = 0.0048 \times U^{\frac{7}{9}} \times Z^{-\frac{1}{9}} \times S_C^{-\frac{2}{3}}$
化学物質のシュミット数	$S_C = \frac{\nu}{D_M}$
化学物質の分子拡散係数 [m ² /s]	$D_M = D_{H_2O} \times \sqrt{\frac{M_{W_{H_2O}}}{M_{W_m}}}$
温度 T 、大気圧における水の分子拡散係数 [m ² /s]	$D_{H_2O} = D_0 \times \left(\frac{T}{273.15} \right)^{1.75}$
補正蒸発率 [kg/s]	$E_C = - \left(\frac{P_a}{P_v} \right) \ln \left(1 - \frac{P_v}{P_a} \right) \times E$
堰面積 [m ²]	A
大気圧 [Pa]	P_a
化学物質の分圧 [Pa]	P_v
化学物質の分子量 [kg/kmol]	M_{W_m}
水の分子量 [kg/kmol]	$M_{W_{H_2O}}$
ガス定数 [J/kmol・K]	R
温度 [K]	T
風速 [m/s]	U
堰直径 [m]	Z

空気の動粘性係数[m ² /s]	ν
水の空気中における拡散係数[m ² /s]	D_0

第8表 アンモニアの放出量の評価条件

パラメータ	設定値	備考
堰面積[m ²]	2600	厚さ 5mm のプールを形成した場合の拡がり面積（面積 52m ² の堰を有するが、保守的に設定。詳細は別紙 4 参照）。
大気圧[Pa]	1.013×10^5	「化学便覧 基礎編 改訂 5 版」（日本化学会）より。
化学物質の分圧[Pa]	81300	安全データシート（三菱ガス化学株式会社）より。
アンモニアの分子量 [kg/kmol]	17.03	「化学便覧 基礎編 改訂 5 版」（日本化学会）より。
水の分子量[kg/kmol]	18.02	「化学便覧 基礎編 改訂 5 版」（日本化学会）より。
ガス定数[J/kmol・K]	8314	「化学便覧 基礎編 改訂 5 版」（日本化学会）より
温度[K]	303.15 (30℃)	実測値（11.2℃）に対し保守的に設定（詳細は別紙 4 参照）。
風速[m/s]	0.04	実測値（0.03～0.04m/s）の最大値。
堰直径[m]	1	堰直径が小さいほど蒸発率が大きくなるため、通常の廊下幅より短い 1m に設定。
空気の動粘性係数[m ² /s]	1.53×10^{-5}	「化学便覧 基礎編 改訂 5 版」（日本化学会）より。
水の空気中における拡散 係数[m ² /s]	2.22×10^{-5}	「化学便覧 基礎編 改訂 5 版」（日本化学会）より （窒素/水の相互拡散係数）。

c. 硝酸と炭素鋼との反応により発生するNO_xガス

硝酸と炭素鋼との反応により発生する NO_x ガスの放出量は、漏えいし、炭素鋼に飛散した硝酸が腐食反応



により NO_x ガスを生成する時の腐食速度をもとにした以下の式に従って評価する。また、評価条件を第9表に示す。

NO _x ガス放出量[kg/s]	$q_c = 3\rho S \cdot \frac{v}{3600 \times 1000} \cdot \frac{M_N}{M_F}$
炭素鋼（鉄）密度[kg/m ³]	ρ
硝酸と炭素鋼との接触面積[m ²]	S
腐食速度[mm/h]	v
NO _x ガス（二酸化窒素）の分子量[g/mol]	M_N
炭素鋼（鉄）の原子量[g/mol]	M_F

第9表 硝酸と炭素鋼との反応により発生する NO_x ガスの放出量の評価条件

パラメータ	設定値	備考
炭素鋼（鉄）密度[kg/m ³]	7860	「流体の熱物性値集」（日本機械学会）より。
硝酸と炭素鋼との接触面積[m ²]	70	建屋あたりの硝酸と炭素鋼との接触面積を 10m ² と想定し、主排気筒に接続する 7 建屋で同時に発生すると設定（別紙 7 参照）。
腐食速度[mm/h]	1.1	腐食試験により算出した、炭素鋼の腐食速度が最も大きい 6mol/L 硝酸による炭素鋼の腐食速度（別紙 7 参照）。
二酸化窒素の分子量[g/mol]	46.01	「化学便覧 基礎編 改訂 5 版」（日本化学会）より。
炭素鋼（鉄）の原子量[g/mol]	55.85	「化学便覧 基礎編 改訂 5 版」（日本化学会）より。

4. 4 大気拡散及び濃度の評価

4. 4. 1 評価点の設定

有毒ガス濃度評価を行う評価点として、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気取入口を設定する。

また、第2表に示す敷地内固定源はいずれも屋内であるが、屋内で発生する有毒ガスは、各建屋の排気設備から大気へ放出されると想定する。具体的には、ウラン脱硝建屋の液化NO_x及び前処理建屋等の硝酸と炭素鋼との反応により発生するNO_xガスは主排気筒を放出点とする。また、ガラス固化技術開発建屋のアンモニアはガラス固化技術開発建屋の排気設備の排気口を放出点とする。

中央制御室の外気取入口と放出点との位置関係を第10表に示す。また、中央制御室の外気取入口とNO_xガスの放出点（主排気筒）との位置関係を第4図に、中央制御室の外気取入口とアンモニアの放出点（ガラス固化技術開発建屋）との位置関係を第5図に示す。

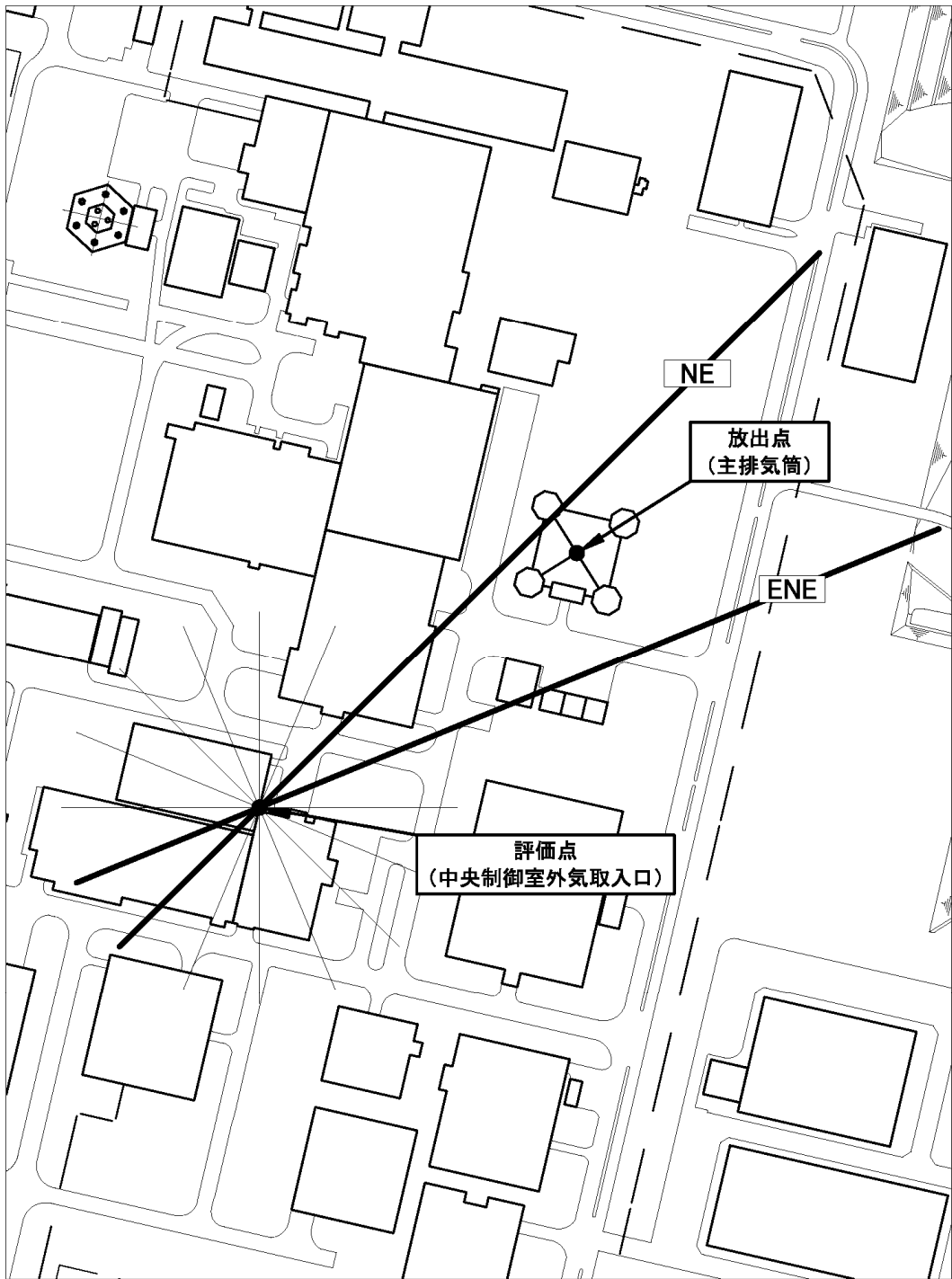
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気取入口と放出点との位置関係を表11に示す。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気取入口とNO_xガスの放出点（主排気筒）との位置関係を第6図に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気取入口とアンモニアの放出点（ガラス固化技術開発建屋）との位置関係を第7図に示す。

第10表 中央制御室の外気取入口と放出点との位置関係

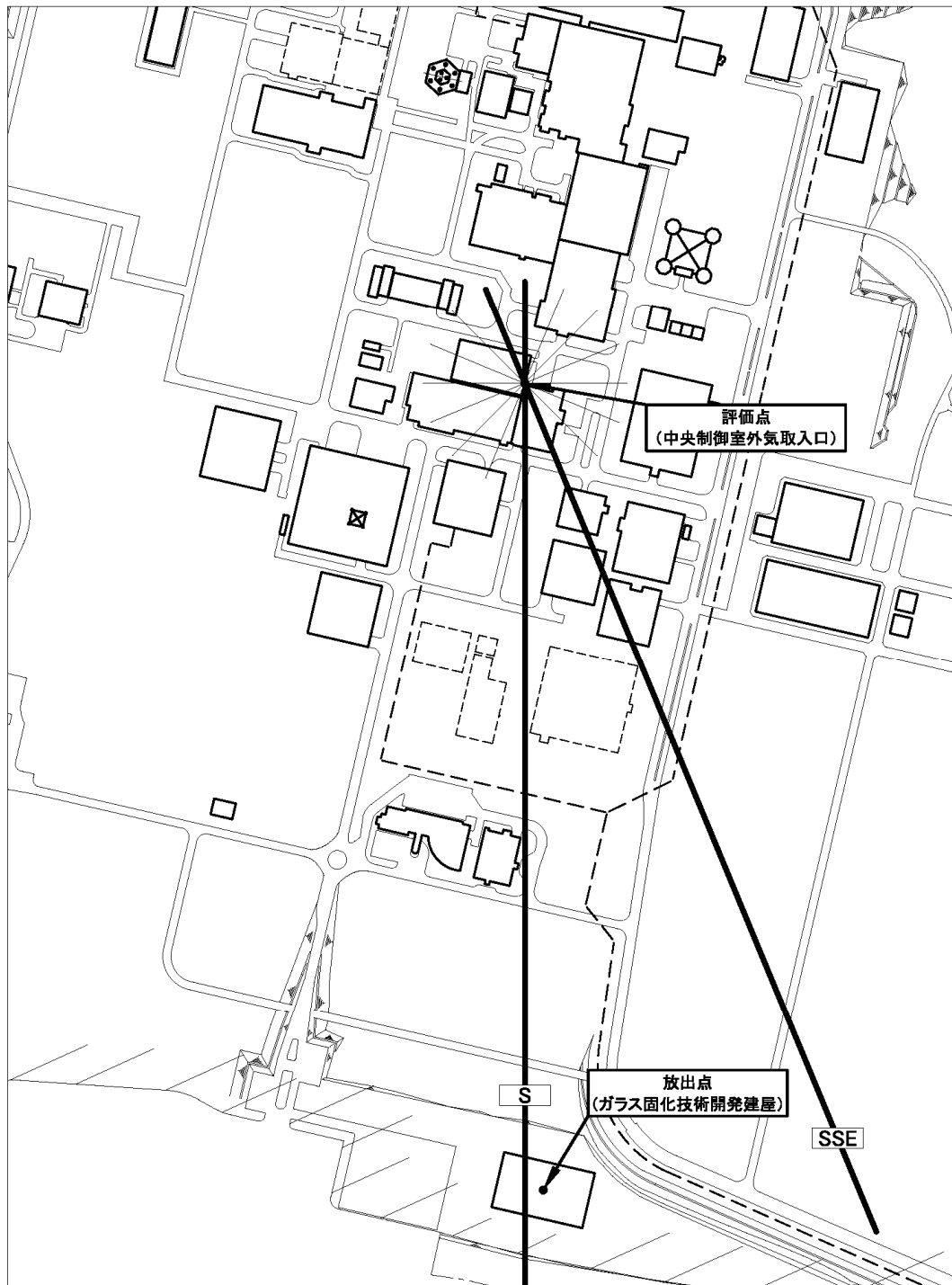
有毒ガス	放出点	距離[m]	高度差[m]	着目方位 ^{※1}
NO _x ガス	主排気筒	100	約150 ^{※2}	NE, <u>ENE</u>
アンモニア	ガラス固化技術開発建屋	780	約0 ^{※2}	SSE, <u>S</u>

※1：評価点と放出点とを結んだ直線を挟む方位。主方位（濃度評価に使用する方位）を下線で示した。

※2：主排気筒からの放出の有効高さは方位により異なる。また、ガラス固化技術開発建屋からの放出は地上放散を想定する。



第4図 中央制御室の外気取入口とNO_xガスの放出点
(主排気筒)との位置関係



第5図 中央制御室の外気取入口とアンモニアの放出点
(ガラス固化技術開発建屋) との位置関係

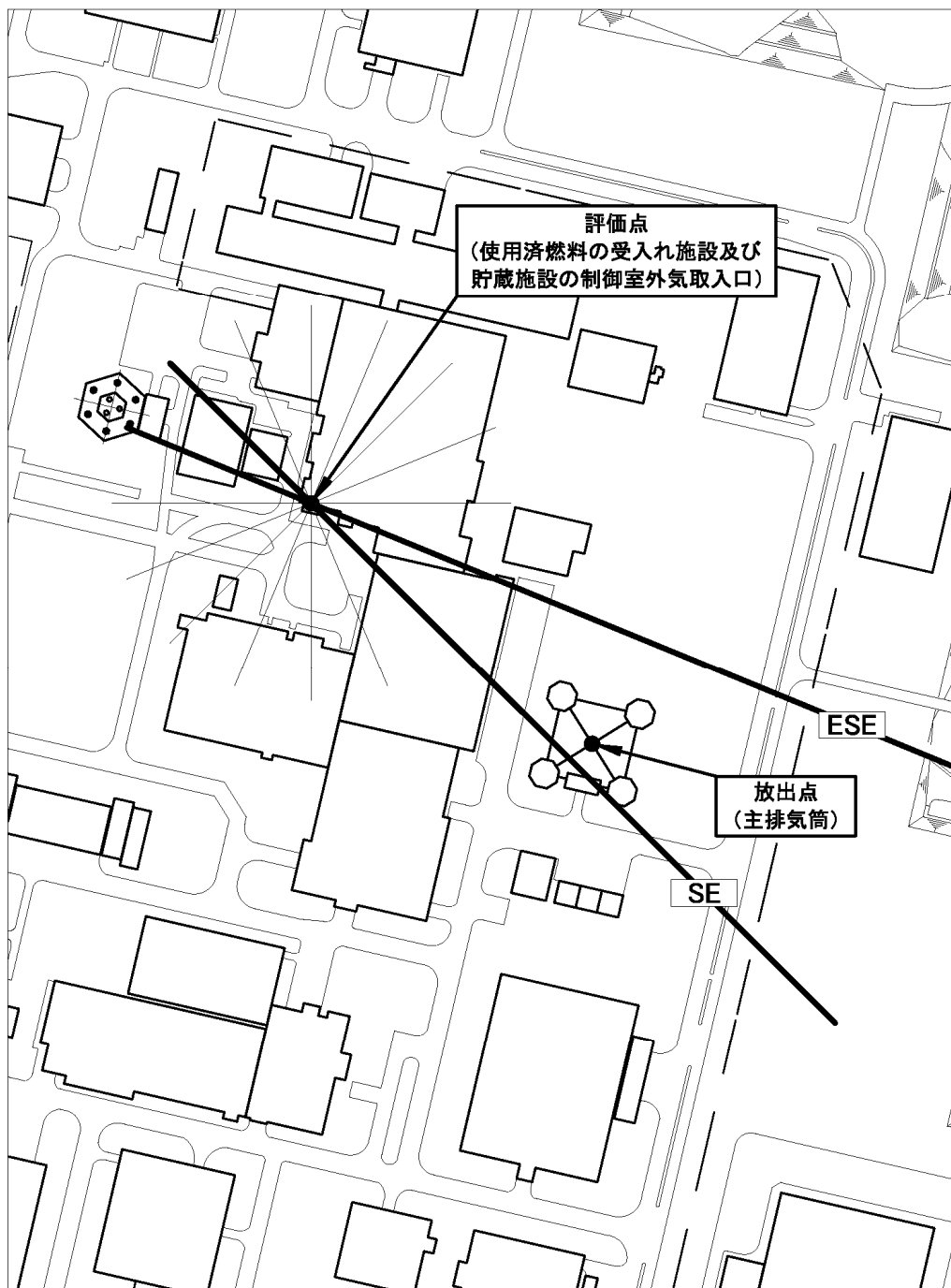
第11表 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の
制御室の外気取入口と放出点との位置関係

有毒ガス	放出点	距離[m]	高度差[m]	着目方位 ^{※1, 2}
NO _x ガス	主排気筒	100	約150 ^{※3}	<u>ESE</u> , SE, (SSE)
アンモニア	ガラス固化技術 開発建屋	1040	約0 ^{※3}	(SSE), S, <u>SSW</u>

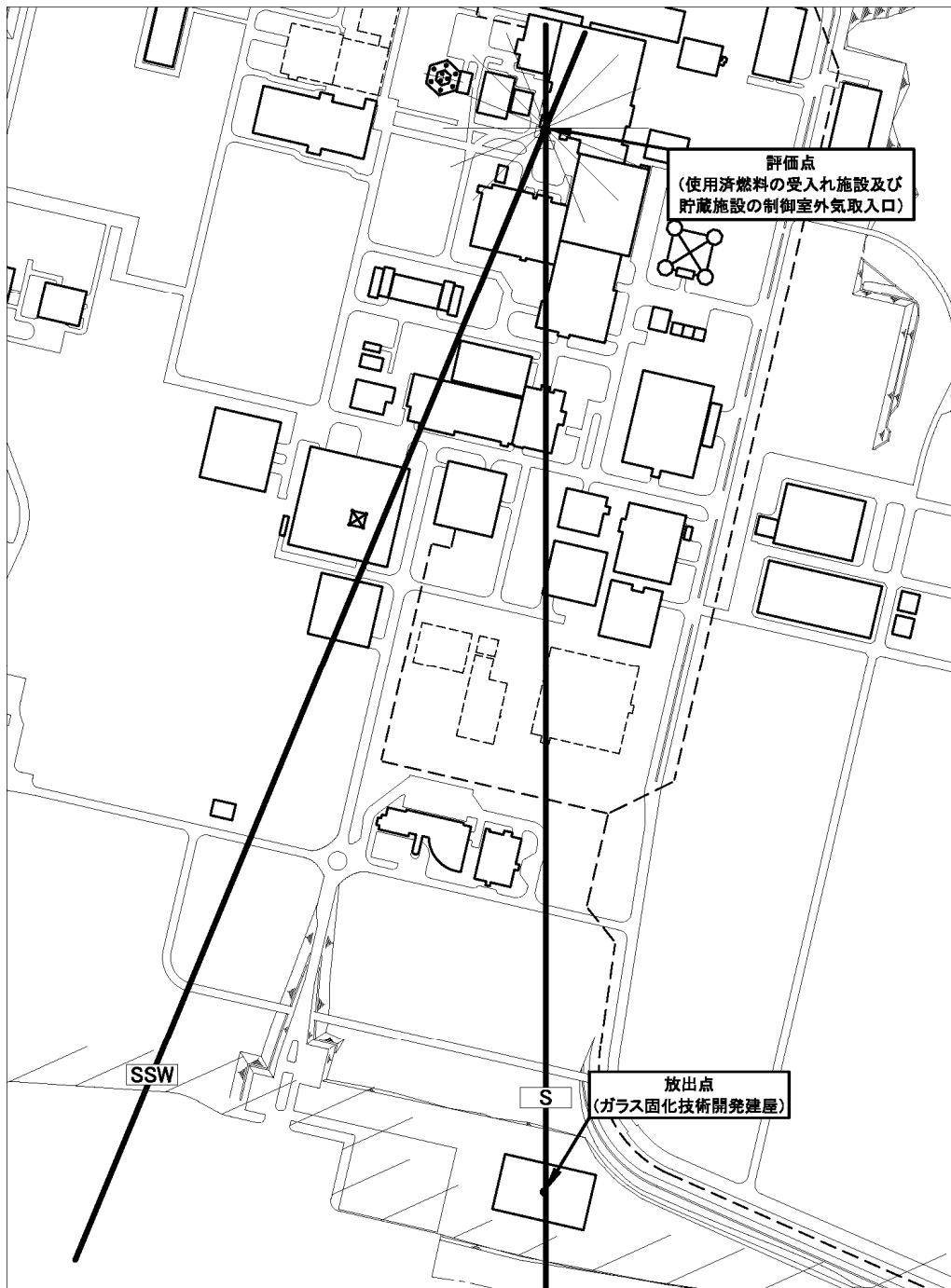
※1：評価点と放出点とを結んだ直線を挟む方位。主方位（濃度評価に使用する方位）を下線で示した。

※2：評価点と放出点とを結んだ直線が含まれる風上側の1方位及びその隣接方位に敷地内固定源が複数あるため、着目方位にはその3方位を記載した。()内は評価点と放出点とを結んだ直線を挟まない方位を示す。

※3：主排気筒からの放出の有効高さは方位により異なる。また、ガラス固化技術開発建屋からの放出は地上放散を想定する。



第6図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気取入口と
 NO_xガスの放出点（主排気筒）との位置関係



第7図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気取入口とアンモニアの放出点（ガラス固化技術開発建屋）との位置関係

4. 4. 2 大気拡散の評価

大気拡散の評価は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（以下「気象指針」という。）の大気拡散の評価式である以下の式に従い、相対濃度を算出する（別紙12参照）。評価点における相対濃度は、年間毎時刻での外気濃度を小さい方から順に並べ、累積出現頻度97%に当たる値を用いる。

実効放出継続時間中の相対濃度 [s/m ³]	$\chi/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^T (\chi/Q)_i \cdot {}_d\delta_i$
実効放出継続時間[h]	T
時刻 <i>i</i> における相対濃度[s/m ³]	$(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yi} \cdot \sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_{zi}^2}\right)$
時刻 <i>i</i> において風速が当該方位 <i>d</i> にある時	${}_d\delta_i = 1$
時刻 <i>i</i> において風速が当該方位 <i>d</i> にない時	${}_d\delta_i = 0$
時刻 <i>i</i> における濃度分布の <i>y</i> 方向の拡がりのパラメータ[m]	σ_{yi}
時刻 <i>i</i> における濃度分布の <i>z</i> 方向の拡がりのパラメータ[m]	σ_{zi}
時刻 <i>i</i> における風速[m/s]	U_i
放出点の有効高さ[m]	H

解析に用いる気象条件は、再処理施設の安全解析に使用している気象（2013年4月から2014年3月）とする。当該気象は、当該気象を検定年としたF分布棄却検定により、至近10年（2009年4月から2013年3月及び2014年4月から2020年3月）の気象データと比較して異常がないことを確認している（別紙13参照）。

大気拡散の評価では、NO_xガスの放出点である主排気筒の高さが建屋の高さの2.5倍以上であること及びアンモニアの放出点であるガラス固化技術開発建屋が中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から十分距離があることから、建屋巻き込みによる影響を考慮しない（別紙14参照）。

大気拡散の評価における共通条件を第12表に示す。

第12表 大気拡散評価における共通条件

項目	評価条件	選定理由
大気拡散評価モデル	「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」の大気拡散の評価式に従い算出	有毒ガスの放出形態を考慮して設定（別紙12参照）
気象データ	再処理施設の安全解析に使用している気象データ（2013年4月～2014年3月）	評価対象とする地理的範囲を代表する気象であることから設定（別紙13参照）
実効放出継続時間	1時間	「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」の大気拡散の評価式適用のため
放出点及び放出点高さ	放出点と評価点との位置関係を考慮し設定	影響評価ガイドに示されたとおり設定
累積出現頻度	小さい方から累積して97%	影響評価ガイドに示されたとおり設定
建屋巻き込み	考慮しない	NO _x ガスの放出点である主排気筒の高さが建屋の高さの2.5倍以上であるため。また、アンモニアの放出点であるガラス固化技術開発建屋が中央制御室等から十分距離があるため（別紙14参照）
濃度の評価点	中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	影響評価ガイドに示されたとおり設定

4. 4. 3 運転員の吸気中の濃度評価

4. 4. 2 の評価式により算出した実効放出継続時間中の相対濃度を用いて、以下の式に従い外気濃度を算出する。

有毒ガス濃度評価に使用する温度は、「標準環境温度及び圧力（SATP (standard ambient temperature and pressure)）」で定義される一般的な標準環境温度の25°Cを用いる（参考文献：Elements of Physical Chemistry (Peter Atkins & Julio de Paula)）。また、大気圧については1気圧とする。

外気濃度 [ppm]	$C_{ppm} = \frac{C}{M} \cdot 22.4 \cdot \frac{T}{273.15} \cdot 10^6$
外気濃度 [kg/m ³]	$C = q_{GW} \cdot \chi / Q$
有毒ガスの物質質量 [g/mol]	M
気温 [K]	T
質量放出率 [kg/s]	q_{GW}

上記の式により算出した外気濃度を用いて、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の有毒ガス濃度を評価する。必要に応じ、上記の式により算出した外気濃度を用いて、以下の式により室内の濃度を算出する。

室内濃度 [ppm]	$C_{ppm(in)} = C_{ppm} \cdot \{1 - \exp(-\lambda t)\}$
換気率 [1/h]	λ
放出継続時間 [h]	t

この時、評価点から見て、評価点と放出点とを結んだ直線が含まれる風上側の1方位及びその隣接方位に放出点が複数ある場合、個々の固定源からの主方位での濃度の計算結果を合算する。

合算については、空気中にn種類の有毒ガスがある場合、以下の式により、各有毒ガスの濃度の、それぞれの有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和を算出する。

n種類の有毒ガス濃度のそれぞれの有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和	$I = \frac{C_1}{T_1} + \frac{C_2}{T_2} + \dots + \frac{C_i}{T_i} + \dots + \frac{C_n}{T_n}$
有毒ガス <i>i</i> の濃度	C_i
有毒ガス <i>i</i> の有毒ガス防護判断基準値	T_i

4. 5 敷地内固定源に対する有毒ガス濃度評価結果

4. 5. 1 評価条件

主排気筒からのNO_xガスの放出量及び放出継続時間を第13表に、ガラス固化技術開発建屋からのアンモニアの放出量及び放出継続時間を第14表に示す。

第13表 主排気筒からのNO_xガスの放出量及び放出継続時間

施設		放出量 [kg/s]	放出継続 時間[h]
建屋	設備		
ウラン脱硝建屋	液化NO _x 受槽A	2.1	0.88
	液化NO _x 受槽B	2.1	0.88
	液化NO _x 受槽C	2.1	0.88
硝酸と炭素鋼の混触		0.42 ^{※1}	1~24 ^{※2}
合計		6.7	1~24 ^{※2}

※1：主排気筒に接続する7建屋で同時に発生することを想定。

※2：漏えい発生から24時間以内に反応が終息することを想定（過去に再処理施設内で化学薬品の漏えいが発生した際に、漏えい発生の翌日までに化学薬品の中和・回収が完了し、事象が終息した実績から設定）。

第14表 ガラス固化技術開発建屋からのアンモニアの放出量及び放出継続時間

施設		放出量 [kg/s]	放出継続 時間[h]
建屋	設備		
ガラス固化技術 開発建屋	アンモニア水貯槽	1.7	1 ^{※1}

※1：評価上は0.55時間であるが、相対濃度の計算上は1時間と設定する。

各評価点における相対濃度を第15表に示す。

第15表 各評価点における相対濃度

放出点	評価点	相対濃度[s/m ³]
主排気筒 ^{※1}	中央制御室	1.0×10^{-6}
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	9.9×10^{-7}
ガラス固化技術 開発建屋	中央制御室	1.0×10^{-5}
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	6.1×10^{-6}

※1：放出継続時間を1，4，8，10，12，24時間として計算した際に，最も大きくなる放出継続時間4時間の相対濃度を用いた。

4. 5. 2 有毒ガス濃度評価結果

敷地内固定源に対する有毒ガス濃度評価の結果を第16表に示す。評価の結果，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室での有毒ガス濃度は，いずれも有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和が1を超過しないことを確認した。なお，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気取入口における有毒ガス濃度の防護判断基準値に対する割合の和が1を超えないため，換気等を考慮した中央制御室等内の濃度評価は不要である。

第16表 敷地内固定源に対する有毒ガス影響評価結果

評価点	有毒ガス	外気濃度 [ppm]	有毒ガス防護判断 基準値との比		評価
			個別	和	
中央制御室	NO _x ガス	3.6	0.18	-	影響なし
	アンモニア	25	0.08		
使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	NO _x ガス	3.6	0.18	0.23 ^{※1}	影響なし
	アンモニア	14	0.05		

※1：評価点と放出点とを結んだ直線が含まれる風上側の1方位及びその隣接方位にある複数の放出点からの有毒ガスの重ね合わせを考慮するため、有毒ガス防護判断基準値との比の和を算出した。

5. まとめ

有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の設置を必要とする有毒ガスの発生源を特定するため、再処理事業所内及びその周辺の固定源及び可動源に対し、影響評価ガイドを参考に、有毒ガス濃度評価を実施した。

その結果、敷地内固定源に対しては、制御室の運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることから、有毒ガスの発生源がなく、有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置を設置する必要はないことを確認した。

また、敷地内可動源及び敷地外固定源に対しては、スクリーニング評価を行わずに有毒ガスの発生源として特定し、既存の通信連絡設備により、有毒ガスの発生を認知した者から中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡し、有毒ガスの発生を検知するよう手順を整備することとした。

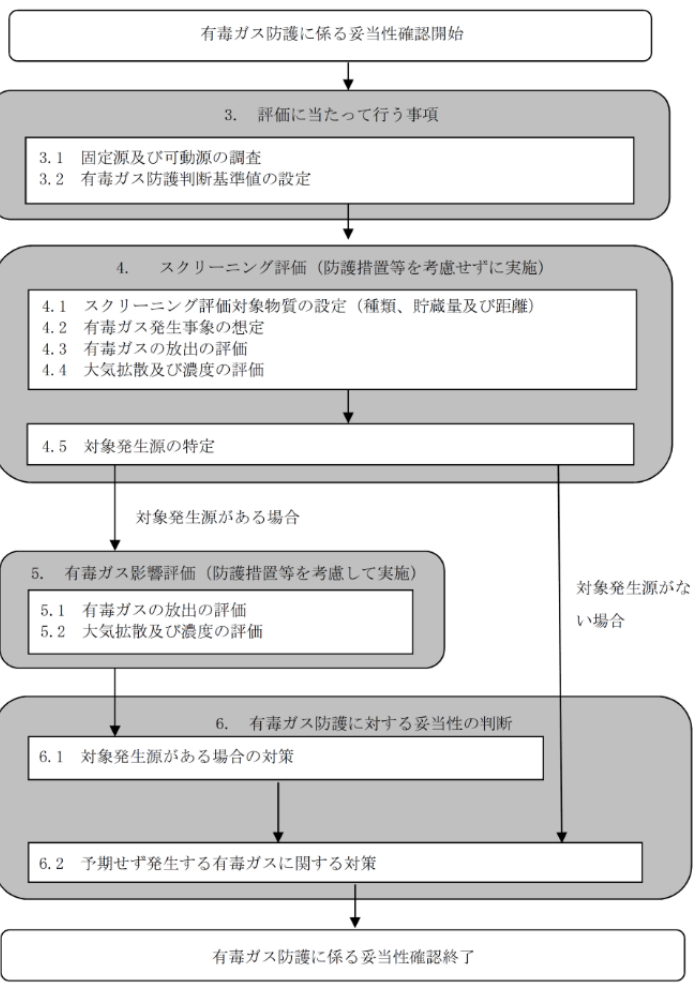
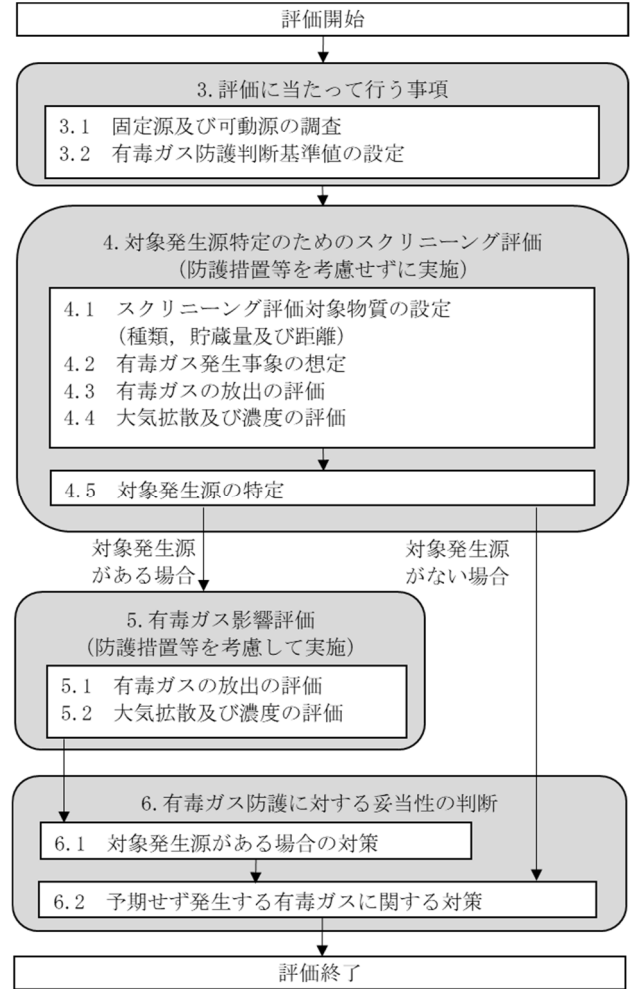
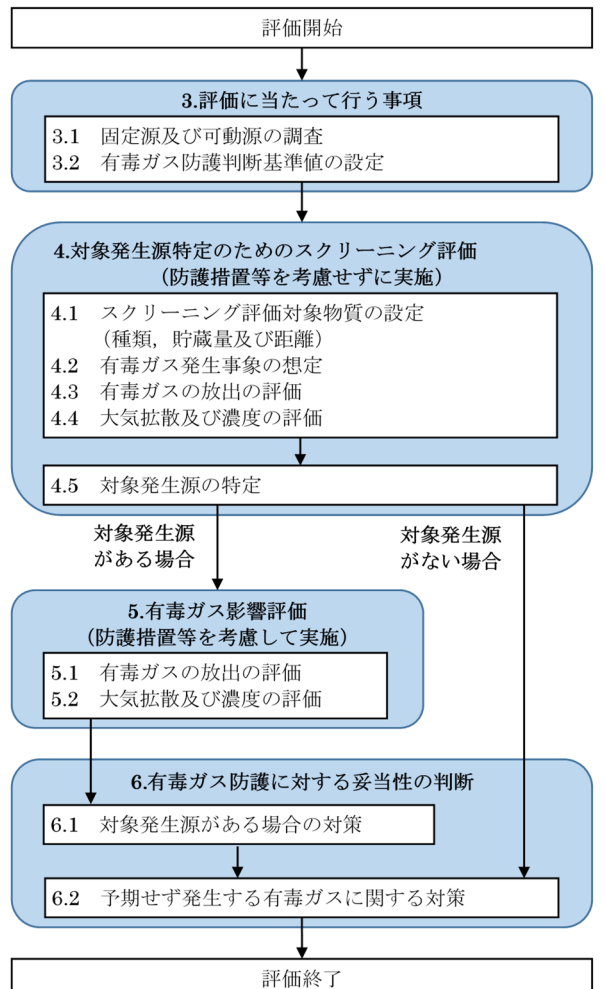
令和3年11月1日 R0

補足説明資料 2-8
別紙 1

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理														
<p>1. 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>本評価ガイドは、設置許可基準規則¹第26条第3項等に関し、実用発電用原子炉及びその附属施設（以下「実用発電用原子炉施設」という。）の敷地内外（以下単に「敷地内外」という。）において貯蔵又は輸送されている有毒化学物質から有毒ガスが発生した場合に、1.2に示す原子炉制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所（以下「原子炉制御室等」という。）内並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点（1.3（11）参照。以下「重要操作地点」という。）にとどまり対処する必要がある要員に対する有毒ガス防護の妥当性²を審査官が判断するための考え方の一例を示すものである。</p>	<p>1. 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>（目的については省略）</p>	<p>1.1 目的</p> <p>（目的については省略）</p>															
<p>1.2 適用範囲</p> <p>本評価ガイドは、実用発電用原子炉施設の表1に示す有毒ガス防護対象者の有毒ガス防護に関して適用する。</p> <p>また、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設並びに再処理施設については、本評価ガイドを参考にし、施設の特性に応じて判断する。</p> <p>なお、火災・爆発による原子炉制御室等の影響評価は、原子力規制委員会が別に定める「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」^{参1}及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」^{参2}による。</p> <p style="text-align: center;">表1 有毒ガス防護対象者</p> <table border="1" data-bbox="112 1455 795 1854"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>有毒ガス防護対象者</th> <th colspan="2">本評価ガイドでの略称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉制御室 緊急時対策所</td> <td>運転員</td> <td rowspan="2">運転・初動要員</td> <td rowspan="2">運転・指示要員</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td>指示要員³のうち初動対応を行う者（解説-1） <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員⁴のうち初動対応を行う者（解説-1） </div> 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 重大事故等に対処するために必要な要員⁵</td> </tr> <tr> <td>重要操作地点</td> <td>重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員⁶</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（解説-1）初動対応を行う者 設計基準事故等の発生初期に、緊急時対策所におい</p>	場所	有毒ガス防護対象者	本評価ガイドでの略称		原子炉制御室 緊急時対策所	運転員	運転・初動要員	運転・指示要員	緊急時対策所	指示要員 ³ のうち初動対応を行う者（解説-1） <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員⁴のうち初動対応を行う者（解説-1） </div> 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 重大事故等に対処するために必要な要員 ⁵	重要操作地点	重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員 ⁶			<p>1.2 適用範囲</p> <p>再処理施設では、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策所（以下「制御室等」という。）における有毒ガス防護対象者を評価対象としている。</p> <p>本資料では、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第20条（制御室等）及び第26条（緊急時対策所）において求められている制御室等への有毒ガスの発生を検出し警報するための装置（以下「検出装置等」という。）の設置に対し、対象となる有毒ガスの発生源を特定するための評価及び検出装置等の設計方針の妥当性確認を行っており、この観点からは、対象を制御室等としている。</p> <p>また、有毒ガスに係る防護対策については、影響評価ガイドを参考に、要求事項として担保すべき事項が適切に反映されていることを確認するため、本資料で合わせて記載する。</p> <p>再処理施設では、使用済燃料を化学処理するため硝酸等の種々の化学薬品を取り扱う建物が分散しており、広範囲のタンクからの漏出及び他の有毒化学物質等との反応が考えられることから、影響評価ガイドを参考に、再処理施設の特性に応じ、有毒ガスの発生源を特定している。</p> <p>火災（大型航空機衝突に伴う火災を含む）・爆発による影響評価は本評価では対象外としている（火災・爆発により発生する有毒ガスその他の大気汚染事象については、既許可に反映済み）。</p> <p>再処理施設においては、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第20条（制御室等）に基づき中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設置しており、これらの制御室で活動を行う運転員（以下「運転員」という。）を有毒ガス防護対象者としている。また、第26条に基づき設置している緊急時対策所の指示要員（以下「指示要員」という。）を有毒ガス防護対象者としている。</p> <p>なお、重大事故等に対処するために必要な要員に対する有毒ガス防護は、「安全審査 整理資料 使用済燃料の再処理の事業に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」で纏める。</p>	<p>1.2 適用範囲 → 影響評価ガイドどおり 中央制御室、緊急時対策所、重要操作地点における有毒ガス防護対象者を評価対象としている。</p> <p>火災（大型航空機衝突に伴う火災を含む）・爆発による影響評価は本評価では対象外としている。</p>	<p>再処理施設では、実用炉と異なる再処理施設の特性を踏まえた上で、影響評価ガイドを参考とした影響評価を行う。</p>
場所	有毒ガス防護対象者	本評価ガイドでの略称															
原子炉制御室 緊急時対策所	運転員	運転・初動要員	運転・指示要員														
緊急時対策所	指示要員 ³ のうち初動対応を行う者（解説-1） <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員⁴のうち初動対応を行う者（解説-1） </div> 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 重大事故等に対処するために必要な要員 ⁵																
重要操作地点	重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員 ⁶																

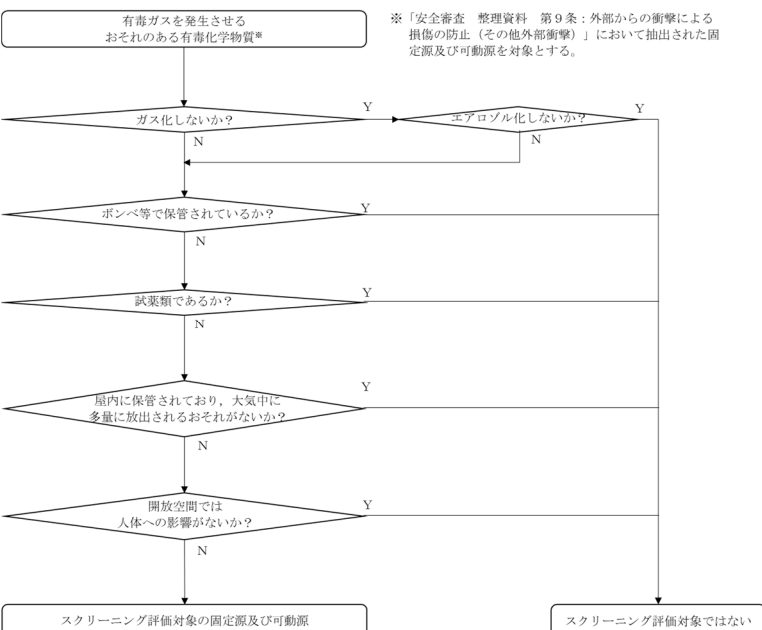
有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理
<p>て、緊急時組織の指揮、通報連絡及び要員招集を行う者であり、指揮、通報連絡及び要員召集のため、夜間及び休日も敷地内に常駐する者をいう。</p>			
<p>1. 3 用語の定義</p> <p>(1) IDLH (Immediately Dangerous to Life or Health) 値 NIOSH⁷で定められている急性の毒性限度(人間が30分間ばく露された場合、その物質が生命及び健康に対して危険な影響を即時に与える、又は避難能力を妨げるばく露レベルの濃度限度値)をいう^{※3}。</p> <p>(2) インリーク 換気空調設備のフィルタを bypass ししないで原子炉制御室等内に流入する空気をいう。</p> <p>(3) インリーク率 「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」^{※4}の別添資料「原子力発電所の中央制御室の空気流入率測定試験手法」において定められた空気流入率で、換気空調設備のフィルタを bypass ししないで原子炉制御室等内に流入する単位時間当たりの空気量と原子炉制御室等バウンダリ内の体積との比をいう。</p> <p>(4) 可動源 敷地内において輸送手段(例えば、タンクローリー等)の輸送容器に保管されている、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質をいう。</p> <p>(5) 緊急時制御室 設置許可基準規則第42条等に規定する特定重大事故等対処施設の緊急時制御室をいう。</p> <p>(6) 緊急時対策所 設置許可基準規則第34条等に規定する緊急時対策所をいう。</p> <p>(7) 空気呼吸具 高圧空気容器(以下「空気ボンベ」という。)から減圧弁等を通して、空気を面体⁸に供給する器具のうち顔全体を覆う自給式のプレッシャデマンド型のものをいう。</p> <p>(8) 原子炉制御室 設置許可基準規則第26条等に規定する原子炉制御室をいう。</p> <p>(9) 原子炉制御室等バウンダリ 有毒ガスの発生時に、原子炉制御室等の換気空調設備によって、給・排気される区画の境界によって取り囲まれている空間全体をいう。</p> <p>(10) 固定源 敷地内外において貯蔵施設(例えば、貯蔵タンク、配管ライン等)に保管されている、有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質をいう。</p> <p>(11) 重要操作地点 重大事故等対処上、要員が一定期間とどまり特に重要な操作を行う屋外の地点のことで、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続を行う地点をいう。</p> <p>(12) 有毒ガス 気体状の有毒化学物質(国際化学安全性カード⁹等において、人に対する悪影響が示されている物質)及び有毒化学物質のエアロゾルをいう(有毒化学物質から発生するもの及び他の有毒化学物質等との化学反応によって発生するものを含む。)</p> <p>(13) 有毒ガス防護判断基準値 技術基準規則解釈¹⁰第38条13、第46条2及び第53条3等に規定する「有毒ガス防護のための判断基</p>	<p>1. 3 用語の定義 影響評価ガイドに基づき用語の定義を用いる。再処理施設の特性を踏まえると、特記すべき点は以下の通り。</p> <p>(4) 可動源となる有毒化学物質を輸送する輸送容器については、「可動施設」と呼称している。</p> <p>(5) 再処理施設では該当なし。</p> <p>(6) 「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第26条に規定する緊急時対策所をいう。</p> <p>(8) 「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第20条に規定する制御室をいい、再処理施設においては、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室が該当する。</p> <p>(10) 固定源となる有毒化学物質を貯蔵する貯蔵施設については、「固定施設」と呼称している。</p> <p>(11) 重大事故等に対処するために必要な要員に対する有毒ガス防護は、「安全審査 整理資料 使用済燃料の再処理の事業に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」で纏める。</p> <p>(12) 影響評価ガイドに基づき用語の定義を用いている。なお、有毒ガスの定義及び有毒ガスの発生源となり得る固定源及び可動源の抽出は「安全審査 整理資料 第9条：外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部衝撃)」で整理している。</p>	<p>1. 3 用語の定義 → 影響評価ガイドのとおり影響評価ガイドに基づき用語の定義を用いている。</p>	<p>再処理施設には該当する施設がない。</p> <p>規則条文の違いであり、影響評価ガイドのとおり評価点として設定する。</p> <p>規則条文の違いであり、影響評価ガイドのとおり評価点として設定する。</p> <p>事業許可申請書での呼称のとおりとする。</p> <p>再処理施設では、再処理施設の安全機能に影響を与える有毒ガスの発生事象は、外部事象の1つとして、第9条(その他外部衝撃)で整理する。</p>

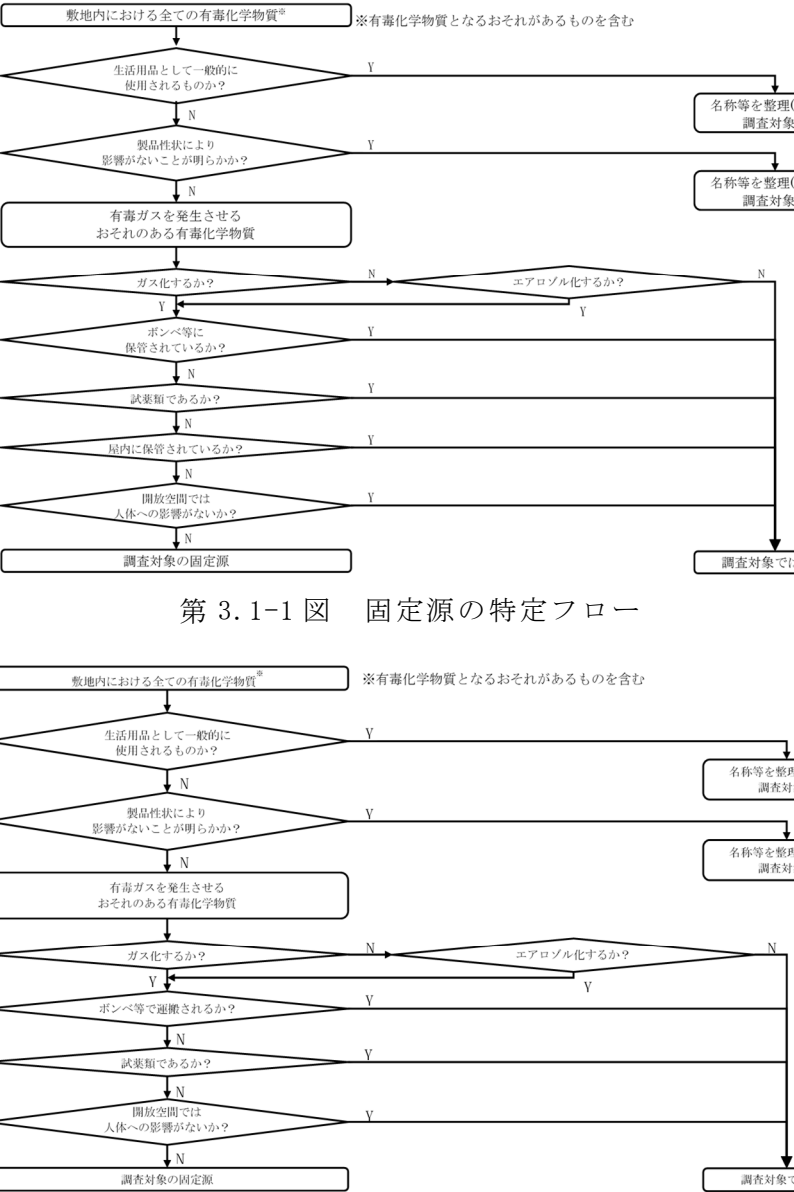
有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理										
<p>「準値」であって、有毒ガスの急性ばく露に関し、中枢神経等への影響を考慮し、運転・対処要員の対処能力（情報を収集発信する能力、判断する能力、操作する能力等）に支障を来さないと想定される濃度限度値をいう。</p>													
<p>2. 有毒ガス防護に係る妥当性確認の流れ 敷地内の固定源及び可動源並びに敷地外の固定源の流出に対して、運転・対処要員に対する有毒ガス防護の妥当性を確認する。確認の流れを図 1 に示す。 表 2 に、対象発生源（有毒ガス防護対象者の吸気中の有毒ガス濃度¹¹の評価値が有毒ガス防護判断基準値を超える発生源をいう。以下同じ。）と有毒ガス防護対象者との関係を示す。（解説-2）</p> <p>表 2 有毒ガス防護対象者と対象発生源の関係</p> <table border="1" data-bbox="115 632 792 747"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">対象発生源がある場合</th> <th rowspan="2">予期せず発生する有毒ガス (対象発生源がない場合を含む。)</th> </tr> <tr> <th>敷地内外の固定源</th> <th>敷地内の可動源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有毒ガス 防護対象者</td> <td>運転・対処要員</td> <td>運転・指示要員</td> <td>運転・初動要員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(解説-2) 有毒ガス防護対象者と発生源の関係</p> <p>① 原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員 原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員については、対象発生源の有無に関わらず、有毒ガスに対する防護を求めることとした。</p> <p>② 対象発生源から発生する有毒ガス及び予期せず発生する有毒ガス（対象発生源がない場合を含む。）に係る有毒ガス防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象発生源から発生する有毒ガスに係る有毒ガス防護対象者 敷地内外の固定源については、特定されたハザードがあるため、設計基準事故時及び重大事故時（大規模損壊時を含む。）に有毒ガスが発生する可能性を考慮し、運転・対処要員を有毒ガス防護対象者とする事とした。 ただし、プルーム通過中及び重大事故等対処上特に重要な操作中において、敷地内に可動源が存在する（有毒化学物質の補給を行う）ことが想定し難いことから、当該可動源に対しては、運転・指示要員以外については有毒ガス防護対象者としなくてもよいこととした。 ➢ 予期せず発生する有毒ガス（対象発生源がない場合を含む。）に係る有毒ガス防護対象者 特定されたハザードはない場合でも、通常運転時に有毒ガスが発生する可能性を考慮し、運転・初動要員を有毒ガス防護対象者とする事とした。 また、当該有毒ガス防護対象者は、設計基準事故時及び重大事故時（大規模損壊時を含む。）にも、通常運転時と同様に防護される必要がある。 		対象発生源がある場合		予期せず発生する有毒ガス (対象発生源がない場合を含む。)	敷地内外の固定源	敷地内の可動源	有毒ガス 防護対象者	運転・対処要員	運転・指示要員	運転・初動要員	<p>2. 有毒ガス防護に係る妥当性確認の流れ → 影響評価ガイドのとおり</p> <p>敷地内の固定施設及び可動施設並びに敷地外の固定施設に対して、第 1 図のフローに従い評価している。</p> <p>再処理施設では、有毒ガス防護対象者と有毒ガスの発生源の関係は、影響評価ガイド表 2 を参考に、再処理施設の特性を踏まえて設定している。 なお、重大事故等に対処するために必要な要員に対する有毒ガス防護は、「安全審査 整理資料 使用済燃料の再処理の事業に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」で纏める。</p> <p>敷地内外の固定源及び敷地内可動源は、設計基準事故時における有毒ガスの発生を想定し、運転員及び指示要員を有毒ガス防護対象者としている。</p> <p>予期せず発生する有毒ガスは、「使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」の要求事項であるが、通常運転時においても防護されるべきものであり、再処理施設では、敷地内外の固定源及び可動源と同様に、運転員及び指示要員を有毒ガス防護対象者としている。 詳細は、「安全審査 整理資料 使用済燃料の再処理の事業に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」で纏める。</p>	<p>2. 有毒ガス防護に係る妥当性確認の流れ → 影響評価ガイドのとおり</p> <p>敷地内の固定源及び可動源並びに敷地外の固定源に対して、第 2-1 図のフローに従い評価している。</p> <p>有毒ガス影響評価にあたっては、有毒ガス防護対象者を影響評価ガイド表 2 のとおり設定している。また、有毒ガス防護対象者と対象発生源の関係は影響評価ガイド表 2 のとおりとしている。</p> <p>敷地内外の固定源は、運転・対処要員を防護対象者としている。 敷地内の可動源は、運転・指示要員を防護対象者としている。</p> <p>予期せず発生する有毒ガスは、運転・初動要員を防護対象者としている。</p>	<p>再処理施設では、制御室等の近傍に敷地内可動源が存在する可能性があるため、有毒ガス防護対象者の観点で有毒ガスの発生源の区別はしない。</p> <p>再処理施設では、多種多様な有毒化学物質を用いているため、影響評価ガイドの評価では特定されないハザードに対しても対処できるよう、予期せず発生する有毒ガスに対しても、運転員及び指示要員を防護できることを確認する。</p>
		対象発生源がある場合			予期せず発生する有毒ガス (対象発生源がない場合を含む。)								
	敷地内外の固定源	敷地内の可動源											
有毒ガス 防護対象者	運転・対処要員	運転・指示要員	運転・初動要員										

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理
 <p>図 1 妥当性確認の全体の流れ</p>	 <p>第 1 図</p>	 <p>第 2-1 図</p>	
<p>3. 評価に当たって行う事項 3. 1 固定源及び可動源の調査</p> <p>(1) 敷地内の固定源及び可動源並びに原子炉制御室から半径 10 km 以内にある敷地外の固定源を調査対象としていることを確認する。(解説-3)</p> <p>1) 固定源 ① 敷地内に保管されている全ての有毒化学物質</p>	<p>3. 評価に当たって行う事項 3. 1 固定源及び可動源の調査 → 影響評価ガイドのとおり</p> <p>有毒ガスの発生源となり得る固定源及び可動源の抽出は、「安全審査 整理資料 第 9 条：外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部衝撃）」で整理している。 以下(1)は、「安全審査 整理資料 第 9 条：外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部衝撃）」で整理している内容を示す。</p> <p>(1) 敷地内の固定源及び可動源並びに中央制御室から半径 10km 以内にある敷地外固定源を調査対象としている。なお、固定源及び可動源については、影響評価ガイドの定義等に従う。</p> <p>1) 固定源 ① 敷地内固定源は、以下のように調査した。 調査対象とする有毒化学物質は、「(12) 有毒ガス」の定義中に「有毒化学物質（国際化学物質安全性カード等において、人に対する悪影響が示されている物質）」と記載されていることから、「人に対する悪影響が示されている物質」として、「(13) 有毒ガス防護判断基準値」の定義における「有毒ガス等の急性ばく露に関し、中枢神経への影響を考慮し」に記載されている「中枢神経影響」だけでなく、対処能力を損なう要因として、急性の致死影響及び呼吸障害（呼吸器への影響）についても考慮した。</p>	<p>3. 評価に当たって行う事項 3. 1 固定源及び可動源の調査 → 影響評価ガイドのとおり</p> <p>(1) 敷地内の固定源及び可動源並びに中央制御室等から半径 10km 以内にある敷地外固定源を調査対象としている。なお、固定源及び可動源については、評価ガイドの定義等に従う。(別紙 4-1)</p> <p>1) 固定源 ①敷地内の固定源は、以下のように調査した。 調査対象とする有毒化学物質は、「(12) 有毒ガス」の定義中に「有毒化学物質（国際化学物質安全性カード等において、人に対する悪影響が示されている物質）」と定義されていることから、「人に対する悪影響が示されている物質」として「(13) 有毒ガス防護判断基準値」の定義における「有毒ガスの急性ばく露に関し、中枢神経等への影響を考慮し、」に記載されている「中枢神経影響」だけでなく、対処能力を損なう要因として、急性の致死影響及び呼吸障害（呼吸器への影響）も考慮した。</p>	<p>再処理施設では、再処理施設の安全機能に影響を与える有毒ガスの発生事象は、外部事象の 1 つとして、第 9 条（その他外部衝撃）で整理する。また、影響評価ガイドを参考に、固定源及び可動源を網羅的に抽出することを担保すべき事項とする。</p>

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理
<p>② 敷地外に保管されている有毒化学物質のうち、運転・対処要員の有毒ガス防護の観点から、種類及び量によって影響があるおそれのある有毒化学物質</p> <p>a) 原子炉制御室から半径10 kmより遠方であっても、原子炉制御室から半径10 km近傍に立地する化学工場において多量に保有されている有毒化学物質は対象とする。</p> <p>b) 地方公共団体が定めた「地域防災計画」等の情報(例えば、有毒化学物質を使用する工場、有毒化学物質の貯蔵所の位置、物質の種類・量)を活用してもよい。ただし、これらの情報によって保管されている有毒化学物質が特定できない場合は、事業所の業種等を考慮して物質を推定するものとする。</p> <p>2) 可動源 敷地内で輸送される全ての有毒化学物質</p> <p>(2) 有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵方法その他の理由により調査対象外としている場合には、その根拠を確認する。(解説-4)</p>	<p>また、参照する情報源は、定義に記載されている「国際化学物質安全性カード」のみではなく、急性毒性の観点で国内法令にて規制されている物質及び化学物質の有害性評価等の世界標準システムを参照とすることで、網羅的に抽出した。</p> <p>敷地内において有毒化学物質を含むものを整理したうえで、生活用品として一般的に使用されるものについては、日常に存在するものであり、運転員等の対処能力に影響を与える観点で考慮不要と考えられることから、品目を類型化して整理し、スクリーニング評価対象外とした。</p> <p>また、固体や潤滑油のように、製品性状として有毒ガスを発生させるおそれがないものについても、品目を類型化して整理し、スクリーニング評価対象外とした。</p> <p>② 敷地外固定源は、運転・対処要員の有毒ガス防護の観点から、種類及び量によって影響があるおそれのある有毒化学物質を調査対象とすべく、「地域防災計画」のみではなく、届出義務のある対象法令を選定し、取扱量の観点及び再処理施設の立地から「毒物及び劇物取締法」、「消防法」、「高圧ガス保安法」及び「石油コンビナート等災害防止法」に対して調査を実施した。</p> <p>なお、中央制御室から半径10km近傍には、多量の有毒化学物質を保有する化学工場はないことを確認している。</p> <p>2) 可動源 敷地内可動源は、敷地内固定源と同様に調査を行った。有毒化学物質として抽出する化学物質は同じで、生活用品や性状等により、運転員の対処能力に影響を与える観点で考慮不要と判断できるものは、スクリーニング評価対象外とした。</p> <p>(2) → 影響評価ガイドのとおり 「安全審査 整理資料 第9条：外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部衝撃)」で抽出した固定源及び可動源について、性状等により人体への影響がないと判断できるもの以外は、有毒化学物質の性状・保管状況(揮発性及びエアロゾル化の可能性、ボンベ保管、保管量、建屋内保管)に基づき、漏えい時に大気中に多量に放出されるおそれのないものを整理した。また、性状から密閉空間のみで影響があるものはスクリーニング評価対象外としている。(別紙2, 3, 4, 5) 調査結果は整理表としてまとめている。(別紙6, 8, 9) また、調査にあたっては他の化学物質等との反応により発生する有毒ガスについても考慮している。(別紙7)</p>	<p>(参考) 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応</p> <p>また、参照する情報源は、定義に記載されている「国際化学物質安全性カード」のみではなく、急性毒性の観点で国内法令にて規制されている物質及び化学物質の有害性評価等の世界標準システムを参照とすることで、網羅的に抽出することとした。(別紙2)</p> <p>発電所構内で有毒化学物質を含むものを整理したうえで、生活用品については、日常に存在するものであり、運転・対処要員の対処能力に影響を与える観点で考慮不要と考えられることから、調査対象外と整理した。</p> <p>また、製品性状として、固体や潤滑油のように、有毒ガスを発生させるおそれがないものについては、調査対象外と整理した。</p> <p>なお、「4. 対象発生源特定のためのスクリーニング評価」対象とする敷地内の固定源は無いことを確認した。</p> <p>② 敷地外の固定源は、運転・対処要員の有毒ガス防護の観点から、種類及び量によって影響があるおそれのある有毒化学物質を調査対象とすべく、「地域防災計画」のみではなく、届出義務のある対象法令を選定し、取扱量の観点及び発電所の立地から「毒物及び劇物取締法」、「消防法」及び「高圧ガス保安法」に対して調査を実施した。(別紙3)</p> <p>2) 可動源 敷地内の可動源は、敷地内固定源と同様に整理を実施した。</p> <p>具体的には、有毒化学物質として抽出する化学物質は同じで、生活用品や性状等により、運転・対処要員の対処能力に影響を与える観点で考慮不要と判断できるものは調査対象外と整理した。</p> <p>(2) → 影響評価ガイドのとおり 性状等により人体への影響がないと判断できるもの以外は、有毒化学物質の性状・保管状況(揮発性及びエアロゾル化の可能性、ボンベ保管、配備量、建屋内保管)に基づき、漏えい時に大気中に多量に放出されるおそれのないものを整理した。また、性状から密閉空間のみで影響があるものは調査対象外としている。(別紙4-7-1, 2)</p>	<p>第9条(その他外部衝撃)で網羅的に抽出した固定源及び可動源に対し、制御室及び緊急時対策所の居住性確保に必要な設備(有毒ガスの発生を検出する装置等)を評価するための有毒ガスの発生源の特定については、第20条及び第26条で整理する。</p> <p>影響評価ガイドを参考に有毒ガスの発生源を特定することを担保すべき事項とする。</p>

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド
<p>(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 有毒化学物質の名称 - 有毒化学物質の貯蔵量 - 有毒化学物質の貯蔵方法 - 原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係（距離、高さ、方位を含む。） - 防液堤の有無（防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無）（解説-5） - 電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生の抑制等の効果が見込める設備（例えば、防液堤内のフロート等）（解説-5） <p>(解説-3) 調査対象とする地理的範囲 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」（火災発生の地理的範囲を発電所敷地から半径 10 km に設</p>

再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応
 <p>第2図 スクリーニング評価対象とする固定源及び可動源の調査フロー</p> <p>(3) → 影響評価ガイドのとおり 調査対象としている固定源及び可動源に対して、名称、貯蔵量、貯蔵方法、位置関係、防液堤の有無及び有毒ガス発生の抑制等の効果が見込める設備を示している。</p> <p>(敷地内固定源：第2表、敷地内可動源：第3表、敷地外固定源：第4表)</p>

(参考) 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応
 <p>第3.1-1図 固定源の特定フロー</p> <p>第3.1-2図 可動源の特定フロー</p> <p>(3) → 影響評価ガイドのとおり 調査対象としている固定源及び可動源に対して、名称、貯蔵量、貯蔵方法、位置関係、防液堤の有無及び有毒ガス発生の抑制等の効果が見込める設備を示している。</p> <p>(敷地内固定源：対象なし、可動源：第3.1.2-1表～第3.1.2-4表、敷地外固定源：第3.1.3-1表～第3.1.3-2表)</p>

再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理
<p>再処理施設では、大量に有毒化学物質を保有しているため、単に屋内であるか否かでは判断しないフローとしている。</p> <p>固定源と可動源の違いによらず同じ考え方で対象を特定していることを示すため、フローは固定源と可動源で同じとしている。</p>

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理
<p>定。)及び米国規制ガイド(有毒化学物質の地理的範囲を原子炉制御室から5マイル(約8km)に設定。) <small>参5</small>を参考として設定した。</p> <p>(解説-4) 調査対象外とする場合 貯蔵容器が損傷し、容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量が流出しても、有毒ガスが大気中に多量に放出されるおそれがないと説明できる場合。(例えば、使用場所が限定されていて貯蔵量及び使用量が少ない試薬等)</p> <p>(解説-5) 対象発生源特定のためのスクリーニング評価の際に考慮してもよい設備 有毒ガスが発生した際に、受動的に機能を発揮する設備については、考慮してもよいこととする。例えば、防液堤は、防液堤が破損する可能性があったとしても、更地となるような壊れ方はせず、堰としての機能を発揮すると考えられる。また、防液堤内のフロートや電源、人的操作等を必要としない中和槽等の設備は、有毒ガス発生抑制等の機能が恒常的に見込めると考えられる。このことから、対象発生源特定のためのスクリーニング評価(以下単に「スクリーニング評価」という。)においても、これらの設備は評価上考慮してもよい。</p>			
<p>3.2 有毒ガス防護判断基準値の設定 1)~6)の考えに基づき、発電用原子炉設置者が有毒ガス防護判断基準値を設定していることを確認する。(図2参照)</p> <p>1) 3.1で調査した化学物質が有毒化学物質であるかを確認する。有毒化学物質である場合は、2)による。そうでない場合には、評価の対象外とする。</p> <p>2) 当該有毒化学物質にIDLH値があるかを確認する。ある場合は3)に、ない場合は5)による。</p> <p>3) 当該有毒化学物質に中枢神経に対する影響があるかを確認する。ある場合は4)に、ない場合は当該IDLH値を有毒ガス防護判断基準値とする。</p> <p>4) IDLH値の設定根拠として、中枢神経に対する影響も考慮したデータを用いているかを確認する。用いている場合は、当該IDLH値を有毒ガス防護判断基準値とする。用いていない場合は、5)による。</p> <p>5) 日本産業衛生学会の定める最大許容濃度¹²があるかを確認する。ある場合は、当該最大許容濃度を有毒ガス防護判断基準値とする。ない場合は、6)による。</p> <p>6) 文献等を基に、発電用原子炉設置者が有毒ガス防護判断基準値を適切に設定する。 設定に当たっては、次の複数の文献等に基づき、物質ごとに、運転・対処要員の対処能力に支障を来さないと想定される限界濃度を、有毒ガス防護判断基準値として発電用原子炉設置者が適切に設定していることを確認する。 -化学物質総合情報提供システム Chemical Risk</p>	<p>3.2 有毒ガス防護判断設定基準値の設定 → 影響評価ガイドのとおり 敷地内の固定源及び可動源として特定した「硝酸」,「液化NOx(硝酸と炭素鋼との混触により発生するNOxガスを含む)」,「アンモニア」,「メタノール」,及び敷地外固定源として特定した「原油」については、第3図のフローに従い有毒ガス防護判断基準値を設定している。</p> <p>1) 有毒化学物質を抽出しており、2)へ移行。 *:「液化NOx」は、窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素、亜酸化窒素)のうち、有毒ガス防護判断基準値が最も低い二酸化窒素を代表物質とし、その有毒ガス防護判断基準値を採用。 「原油」は含有成分のうち、有毒ガスとして最も影響が大きいと考えられるn-ヘキサンを代表物質とし、その有毒ガス防護判断基準値を採用。(別紙10)</p> <p>2) 「硝酸」,「液化NOx(二酸化窒素)」,「アンモニア」,「メタノール」,「原油(n-ヘキサン)」は、IDLH値があるため3)へ。</p> <p>3) 「液化NOx(二酸化窒素)」,「メタノール」,「原油(n-ヘキサン)」は中枢神経に対する影響があることから4)へ、「硝酸」,「アンモニア」は、中枢神経影響がないことから、IDLH値を有毒ガス防護判断基準値とする。</p> <p>4) 「メタノール」,「原油(n-ヘキサン)」はIDLH値の設定根拠が中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いていないため5)へ、「液化NOx(二酸化窒素)」は中枢神経影響が考慮されたIDLH値を有毒ガス防護判断基準値とする。</p> <p>5) 「メタノール」,「原油(n-ヘキサン)」は、最大許容濃度がないため、6)へ。</p> <p>6) 「メタノール」は文献として、「産業中毒便覧」を参考とし、中枢神経影響に係る吸入毒性情報を基に、2200ppmを有毒ガス防護判断基準値とする。 「原油(n-ヘキサン)」のIDLH値1100ppmは爆発下限値の1/10としているが、「産業中毒便覧」に記載された値よりも低いため、有毒ガス防護判断基準値とする。</p>	<p>3.2 有毒ガス防護判断基準値の設定 → 影響評価ガイドのとおり 固定源及び可動源として特定した物質「塩酸」,「アンモニア」,「メタノール」,「亜酸化窒素」は、図2のフローに従い防護判断基準値を設定している。</p> <p>1) 有毒化学物質を抽出しており、2)へ移行。</p> <p>2) 「塩酸」,「アンモニア」,「メタノール」は、IDLH値があるため3)へ、「亜酸化窒素」は、IDLH値がないため5)へ。</p> <p>3) 「メタノール」は、中枢神経影響があることから4)へ。「塩酸」,「アンモニア」は、中枢神経影響がないことから、IDLH値を有毒ガス防護判断基準値とする。</p> <p>4) 「メタノール」は、IDLH値の設定根拠が中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いていないため5)へ。</p> <p>5) 「メタノール」,「亜酸化窒素」は、最大許容濃度がないため、6)へ。</p> <p>6) 「メタノール」は文献として、「産業中毒便覧」を参考とし、中枢神経影響に係る吸入毒性情報を基に、2200ppmを有毒ガス防護判断基準値とした。 「亜酸化窒素」は文献として、「TOXNET DATABASE」を参考とし、慢性毒性の基準(TLV-TWA(8時間の時間荷重平均))50ppmに対し、1日の合計30分以内においては、その3倍の濃度(150ppm)以下のばく露が推奨されていることから、150ppmを有毒ガス防護判断基準値とした。</p>	<p>当社でスクリーニング評価対象として特定した有毒化学物質に対し防護判断基準値を設定しており、影響評価ガイドの防護判断基準値設定の考えに基づき設定した点は共通である。 また、炉と共通している有毒化学物質については、有毒ガス防護判断基準値が同じになっていることを確認した。</p>

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド

Information Platform (CHRIP)¹³

- 産業中毒便覧¹⁴
- 有害性評価書¹⁵
- 許容濃度等の提案理由¹⁶, 許容濃度の暫定値の提案理由¹⁰
- 化学物質安全性(ハザード)評価シート¹⁷

また、「適切に設定している」とは、設定に際し、最低限、次の①～③を行っていることをいう。

- ① 人に対する急性ばく露影響のデータを可能な限り用いていること
- ② 中枢神経に対する影響がある有毒化学物質については、人の中枢神経に対する影響に関するデータを参考にしていること
- ③ 文献の最新版を踏まえていること

図3に、文献等に基づき有毒ガス防護判断基準値を設定する場合の考え方の例を示す。

図2 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方

	エタノールアミン	ヒドラジン
国際化学物質安全カード	蒸気は眼、皮膚及び気道を刺激する。可燃物に燃焼し、有毒な煙を発生させることがある。蒸気が低下することがある。	吸入すると眼や気道に腐食的影響が現れており、肺水腫を引き起こすことがある。刺激、中枢神経に影響を及ぼすことがある。ばく露すると、死に至ることがある。
IDLH	IDLH値なし	IDLH値なし
人体のデータ	なし	なし

(例1) ヒドラジン (例1)及び(例2)参照

出典	IDLH	記載内容
日本産業衛生学会	なし	最大許容濃度
産業中毒便覧	なし	最大許容濃度
有害性評価書	なし	最大許容濃度
許容濃度の提案理由	なし	最大許容濃度
化学物質安全性(ハザード)評価シート	なし	最大許容濃度

10ppmを有毒ガス防護判断基準値とする。

(例2) エタノールアミン

出典	IDLH	記載内容
日本産業衛生学会	なし	最大許容濃度
産業中毒便覧	なし	最大許容濃度
有害性評価書	なし	最大許容濃度
許容濃度の提案理由	なし	最大許容濃度
化学物質安全性(ハザード)評価シート	なし	最大許容濃度

25ppmを有毒ガス防護判断基準値とする。

図3 文献等に基づき有毒ガス防護判断基準値を設定する場合の考え方の例

再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応

第3図 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方 → 影響評価ガイドのとおり


(参考) 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応

- ① ICSCの短期ばく露の影響を参照している。
- ② 中枢神経に影響がある物質は、「メタノール」、「亜酸化窒素」であり、「メタノール」は、「産業中毒便覧」を参考に、「亜酸化窒素」は「TOXNET DATABASE」を参考にしている。
- ③ ICSCは各物質毎の最新更新年月版、IDLHは1994年版、産業中毒便覧は1992年7月版、TOXNET DATABASEは2016年5月版を参照した。

第3.2-1図 → 影響評価ガイドどおり

再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理																								
	<p>別紙 10 第 1 表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方 (硝酸)</p> <table border="1" data-bbox="857 268 1596 785"> <thead> <tr> <th>文献</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際化学物質安全性カード (ICSC:0183 2016年11月) 短期ばく露の影響</td> <td>本物質は眼、皮膚及び気道に対して、腐食性を示す。経口摂取すると、腐食性を示す。吸入すると、喘息様反応 (RADS) を引き起こすことがある。ばく露すると、のどが腫れ、窒息することがある。高濃度を吸入すると、肺炎及び肺水腫を引き起こすことがある。(注) 参照。 (注) 肺水腫の症状は、2～3 時間経過するまで現われない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である</td> </tr> <tr> <td>GHS モデル SDS</td> <td>特定標的臓器毒性 (単回ばく露): 区分 1 (呼吸器)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">IDLH (1994)</td> <td>基準値</td> <td>25ppm</td> </tr> <tr> <td>致死データ</td> <td>30 分の LC₅₀ 値 (ラット): 138ppm [Gray et al. 1954]</td> </tr> <tr> <td>人体のデータ</td> <td>IDLH 値 25ppm はヒトの経口ばく露の致死量から作業者の呼吸量等を用いた換算値に基づく。 [Gekkan 1980]</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="857 821 1596 1045"> <tbody> <tr> <td>IDLH 値があるか</td> <td>YES</td> </tr> <tr> <td>中枢神経に対する影響があるか</td> <td>NO</td> </tr> <tr> <td>IDLH 値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>最大許容濃度があるか</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス防護判断基準値の設定方法</td> <td>IDLH 値とする</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="857 1121 1596 1157"> <tbody> <tr> <td>硝酸の有毒ガス防護判断基準値を 25ppm とする。</td> </tr> </tbody> </table>	文献	記載内容	国際化学物質安全性カード (ICSC:0183 2016年11月) 短期ばく露の影響	本物質は眼、皮膚及び気道に対して、腐食性を示す。経口摂取すると、腐食性を示す。吸入すると、喘息様反応 (RADS) を引き起こすことがある。ばく露すると、のどが腫れ、窒息することがある。高濃度を吸入すると、肺炎及び肺水腫を引き起こすことがある。(注) 参照。 (注) 肺水腫の症状は、2～3 時間経過するまで現われない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である	GHS モデル SDS	特定標的臓器毒性 (単回ばく露): 区分 1 (呼吸器)	IDLH (1994)	基準値	25ppm	致死データ	30 分の LC ₅₀ 値 (ラット): 138ppm [Gray et al. 1954]	人体のデータ	IDLH 値 25ppm はヒトの経口ばく露の致死量から作業者の呼吸量等を用いた換算値に基づく。 [Gekkan 1980]	IDLH 値があるか	YES	中枢神経に対する影響があるか	NO	IDLH 値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	-	最大許容濃度があるか	-	有毒ガス防護判断基準値の設定方法	IDLH 値とする	硝酸の有毒ガス防護判断基準値を 25ppm とする。	<p>第 3.2-2 表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方 (1/4) (塩酸)</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>第 3.2-2 表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方 (4/4) (亜酸化窒素)</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理</p> <p>当社でスクリーニング評価対象として特定した有毒化学物質に対し防護判断基準値を設定しており、影響評価ガイドの防護判断基準値設定の考え方に基づき設定した点は共通である。</p>
文献	記載内容																										
国際化学物質安全性カード (ICSC:0183 2016年11月) 短期ばく露の影響	本物質は眼、皮膚及び気道に対して、腐食性を示す。経口摂取すると、腐食性を示す。吸入すると、喘息様反応 (RADS) を引き起こすことがある。ばく露すると、のどが腫れ、窒息することがある。高濃度を吸入すると、肺炎及び肺水腫を引き起こすことがある。(注) 参照。 (注) 肺水腫の症状は、2～3 時間経過するまで現われない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である																										
GHS モデル SDS	特定標的臓器毒性 (単回ばく露): 区分 1 (呼吸器)																										
IDLH (1994)	基準値	25ppm																									
	致死データ	30 分の LC ₅₀ 値 (ラット): 138ppm [Gray et al. 1954]																									
	人体のデータ	IDLH 値 25ppm はヒトの経口ばく露の致死量から作業者の呼吸量等を用いた換算値に基づく。 [Gekkan 1980]																									
IDLH 値があるか	YES																										
中枢神経に対する影響があるか	NO																										
IDLH 値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	-																										
最大許容濃度があるか	-																										
有毒ガス防護判断基準値の設定方法	IDLH 値とする																										
硝酸の有毒ガス防護判断基準値を 25ppm とする。																											

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理																								
	<p>別紙 10 第 2 表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方 (液化 NOx(二酸化窒素))</p> <p>第 3.2-3 表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方 (液化 NOx(二酸化窒素))</p> <table border="1" data-bbox="875 300 1587 934"> <thead> <tr> <th>文献</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際化学物質安全性カード (ICSC:0930 2013 年 10 月) 短期ばく露の影響</td> <td>本物質は眼、皮膚及び気道に対して、腐食性を示す。高濃度でばく露すると、のどが腫れ、窒息することがある。ガスや蒸気を吸入すると、肺水腫を引き起こすことがある。 (注) 参照。許容濃度をはるかに超えてばく露すると、死を引き起こすことがある。これらの影響は、遅れて現われることがある。重度のばく露影響は、無症状期間後に現れる場合がある。医学的な経過観察が必要である。 (注) 刺激性のない濃度で、肺水腫を起こすことがある。肺水腫の症状は、2~3 時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である</td> </tr> <tr> <td>GHS モデル SDS</td> <td>特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露): 区分 1 (呼吸器), 区分 3 (麻酔作用)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">IDLH (1994)</td> <td>基準値</td> <td>20ppm</td> </tr> <tr> <td>致死データ</td> <td>30 分の LC₅₀ 値 (ラット): 138ppm [Gray et al. 1954] 等</td> </tr> <tr> <td>人体のデータ</td> <td>IDLH 値 20ppm はヒトへの急性吸入毒性 (軽度の刺激) データに基づく。 [Patty 1963]</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="875 968 1587 1186"> <tbody> <tr> <td>IDLH 値があるか</td> <td>YES</td> </tr> <tr> <td>中枢神経に対する影響があるか</td> <td>YES</td> </tr> <tr> <td>IDLH 値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか</td> <td>YES</td> </tr> <tr> <td>最大許容濃度があるか</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス防護判断基準値の設定方法</td> <td>IDLH 値とする</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"></p> <table border="1" data-bbox="875 1255 1587 1291"> <tbody> <tr> <td>液化 NOx の有毒ガス防護判断基準値を 20ppm とする。</td> </tr> </tbody> </table>	文献	記載内容	国際化学物質安全性カード (ICSC:0930 2013 年 10 月) 短期ばく露の影響	本物質は眼、皮膚及び気道に対して、腐食性を示す。高濃度でばく露すると、のどが腫れ、窒息することがある。ガスや蒸気を吸入すると、肺水腫を引き起こすことがある。 (注) 参照。許容濃度をはるかに超えてばく露すると、死を引き起こすことがある。これらの影響は、遅れて現われることがある。重度のばく露影響は、無症状期間後に現れる場合がある。医学的な経過観察が必要である。 (注) 刺激性のない濃度で、肺水腫を起こすことがある。肺水腫の症状は、2~3 時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である	GHS モデル SDS	特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露): 区分 1 (呼吸器), 区分 3 (麻酔作用)	IDLH (1994)	基準値	20ppm	致死データ	30 分の LC ₅₀ 値 (ラット): 138ppm [Gray et al. 1954] 等	人体のデータ	IDLH 値 20ppm はヒトへの急性吸入毒性 (軽度の刺激) データに基づく。 [Patty 1963]	IDLH 値があるか	YES	中枢神経に対する影響があるか	YES	IDLH 値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	YES	最大許容濃度があるか	-	有毒ガス防護判断基準値の設定方法	IDLH 値とする	液化 NOx の有毒ガス防護判断基準値を 20ppm とする。		<p>当社でスクリーニング評価対象として特定した有毒化学物質に対し防護判断基準値を設定しており、影響評価ガイドの防護判断基準値設定の考え方に基づき設定した点は共通である。</p>
文献	記載内容																										
国際化学物質安全性カード (ICSC:0930 2013 年 10 月) 短期ばく露の影響	本物質は眼、皮膚及び気道に対して、腐食性を示す。高濃度でばく露すると、のどが腫れ、窒息することがある。ガスや蒸気を吸入すると、肺水腫を引き起こすことがある。 (注) 参照。許容濃度をはるかに超えてばく露すると、死を引き起こすことがある。これらの影響は、遅れて現われることがある。重度のばく露影響は、無症状期間後に現れる場合がある。医学的な経過観察が必要である。 (注) 刺激性のない濃度で、肺水腫を起こすことがある。肺水腫の症状は、2~3 時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である																										
GHS モデル SDS	特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露): 区分 1 (呼吸器), 区分 3 (麻酔作用)																										
IDLH (1994)	基準値	20ppm																									
	致死データ	30 分の LC ₅₀ 値 (ラット): 138ppm [Gray et al. 1954] 等																									
	人体のデータ	IDLH 値 20ppm はヒトへの急性吸入毒性 (軽度の刺激) データに基づく。 [Patty 1963]																									
IDLH 値があるか	YES																										
中枢神経に対する影響があるか	YES																										
IDLH 値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	YES																										
最大許容濃度があるか	-																										
有毒ガス防護判断基準値の設定方法	IDLH 値とする																										
液化 NOx の有毒ガス防護判断基準値を 20ppm とする。																											

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理																																		
	<p>別紙 10 第 3 表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方 (アンモニア)</p> <table border="1" data-bbox="834 254 1605 1213"> <thead> <tr> <th>文献</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際化学物質安全性カード (ICSC:0414 2013 年 10 月) 短期ばく露の影響</td> <td>この液体が急速に気化すると、凍傷を引き起こすことがある。本物質は眼、皮膚及び気道に対して、腐食性を示す。ばく露すると、のどが腫れ、窒息することがある。吸入すると、眼や気道に腐食の影響が現われてから肺水腫を引き起こすことがある。</td> </tr> <tr> <td>GHS モデル SDS</td> <td>特定標的臓器毒性 (単回ばく露): 区分 1 (中枢神経系, 呼吸器) 吸入あるいは経皮ばく露による神経学的な影響は、通常、視覚低下といった直接接触によるものに限定されるが、重度のばく露は血中アンモニア濃度の有意な上昇 (高アンモニア血症) から、非特異的脳障害、意識消失、筋力低下、深部腱反射の低下を生じる場合があるとの報告がある。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">IDLH (1994)</td> <td>基準値</td> <td>300ppm</td> </tr> <tr> <td>致死データ</td> <td>4 時間の LC₅₀ 値 (ラット): 2000ppm [Deichmann and Gerarde 1969] 等</td> </tr> <tr> <td>人体のデータ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> IDLH 値 300ppm はヒトへの急性吸入毒性データに基づく。 [Henderson and Haggard 1943, Silverman et al. 1946] 最大短時間ばく露許容値は 0.5~1 時間で 300~500ppm であると報告されている。 [Henderson and Haggard 1943] 500ppm に 30 分間ばく露した 7 人の被験者において、呼吸数の変化及び中等度から重度の刺激が報告されている。 [Silverman et al. 1946] </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="834 1249 1590 1543"> <tbody> <tr> <td>IDLH 値があるか</td> <td>YES</td> </tr> <tr> <td>中枢神経に対する影響があるか</td> <td>NO (中枢神経への影響は直接接触又は重度のばく露に限定されるため NO とした)</td> </tr> <tr> <td>IDLH 値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>最大許容濃度があるか</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス防護判断基準値の設定方法</td> <td>IDLH 値とする</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <div data-bbox="834 1612 1590 1654" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>アンモニアの有毒ガス防護判断基準値を 300ppm とする。</p> </div>	文献	記載内容	国際化学物質安全性カード (ICSC:0414 2013 年 10 月) 短期ばく露の影響	この液体が急速に気化すると、凍傷を引き起こすことがある。本物質は眼、皮膚及び気道に対して、腐食性を示す。ばく露すると、のどが腫れ、窒息することがある。吸入すると、眼や気道に腐食の影響が現われてから肺水腫を引き起こすことがある。	GHS モデル SDS	特定標的臓器毒性 (単回ばく露): 区分 1 (中枢神経系, 呼吸器) 吸入あるいは経皮ばく露による神経学的な影響は、通常、視覚低下といった直接接触によるものに限定されるが、重度のばく露は血中アンモニア濃度の有意な上昇 (高アンモニア血症) から、非特異的脳障害、意識消失、筋力低下、深部腱反射の低下を生じる場合があるとの報告がある。	IDLH (1994)	基準値	300ppm	致死データ	4 時間の LC ₅₀ 値 (ラット): 2000ppm [Deichmann and Gerarde 1969] 等	人体のデータ	<ul style="list-style-type: none"> IDLH 値 300ppm はヒトへの急性吸入毒性データに基づく。 [Henderson and Haggard 1943, Silverman et al. 1946] 最大短時間ばく露許容値は 0.5~1 時間で 300~500ppm であると報告されている。 [Henderson and Haggard 1943] 500ppm に 30 分間ばく露した 7 人の被験者において、呼吸数の変化及び中等度から重度の刺激が報告されている。 [Silverman et al. 1946] 	IDLH 値があるか	YES	中枢神経に対する影響があるか	NO (中枢神経への影響は直接接触又は重度のばく露に限定されるため NO とした)	IDLH 値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	-	最大許容濃度があるか	-	有毒ガス防護判断基準値の設定方法	IDLH 値とする	<p>第 3.2-2 表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方 (2/4) (アンモニア)</p> <table border="1" data-bbox="1644 254 2386 898"> <thead> <tr> <th></th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際化学物質安全性カード (短期ばく露の影響) (ICSC: 0414, 10 月 2013)</td> <td>この液体が急速に気化すると、凍傷を引き起こすことがある。本物質は眼、皮膚および気道に対して、腐食性を示す。曝露すると、のどが腫れ、窒息を引き起こすことがある。吸入すると、眼や気道に腐食の影響が現われてから肺水腫を引き起こすことがある。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">IDLH (1994)</td> <td>基準値</td> <td>300ppm</td> </tr> <tr> <td>致死 (LC) データ</td> <td>1 時間の LC₅₀ 値 (マウス) 4, 230ppm 等 [Kapeghian et al. 1982]</td> </tr> <tr> <td>人体のデータ</td> <td>IDLH 値 300ppm はヒトの急性吸入毒性データに基づいている。 [Henderson and Haggard 1943; Silverman et al. 1946] 最大短時間ばく露許容値は 0.5-1 時間で 300-500ppm であると報告されている。 [Henderson and Haggard 1943] 500ppm に 30 分間ばく露された 7 人の被験者において、呼吸数の変化及び中等度から重度の刺激が報告されている。 [Silverman et al. 1946] IDLH 値があるが、中枢神経に対する影響が明示されていない。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <div data-bbox="1679 1073 2407 1142" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>IDLH 値の 300ppm を有毒ガス防護判断基準値</p> </div> <p style="text-align: center;">[]: 有毒ガス防護判断基準値設定の直接的根拠</p>		記載内容	国際化学物質安全性カード (短期ばく露の影響) (ICSC: 0414, 10 月 2013)	この液体が急速に気化すると、凍傷を引き起こすことがある。本物質は眼、皮膚および気道に対して、腐食性を示す。曝露すると、のどが腫れ、窒息を引き起こすことがある。吸入すると、眼や気道に腐食の影響が現われてから肺水腫を引き起こすことがある。	IDLH (1994)	基準値	300ppm	致死 (LC) データ	1 時間の LC ₅₀ 値 (マウス) 4, 230ppm 等 [Kapeghian et al. 1982]	人体のデータ	IDLH 値 300ppm はヒトの急性吸入毒性データに基づいている。 [Henderson and Haggard 1943; Silverman et al. 1946] 最大短時間ばく露許容値は 0.5-1 時間で 300-500ppm であると報告されている。 [Henderson and Haggard 1943] 500ppm に 30 分間ばく露された 7 人の被験者において、呼吸数の変化及び中等度から重度の刺激が報告されている。 [Silverman et al. 1946] IDLH 値があるが、中枢神経に対する影響が明示されていない。	<p>再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理</p> <p>炉と共通している有毒化学物質については、有毒ガス防護判断基準値が同じになっていることを確認した。</p>
文献	記載内容																																				
国際化学物質安全性カード (ICSC:0414 2013 年 10 月) 短期ばく露の影響	この液体が急速に気化すると、凍傷を引き起こすことがある。本物質は眼、皮膚及び気道に対して、腐食性を示す。ばく露すると、のどが腫れ、窒息することがある。吸入すると、眼や気道に腐食の影響が現われてから肺水腫を引き起こすことがある。																																				
GHS モデル SDS	特定標的臓器毒性 (単回ばく露): 区分 1 (中枢神経系, 呼吸器) 吸入あるいは経皮ばく露による神経学的な影響は、通常、視覚低下といった直接接触によるものに限定されるが、重度のばく露は血中アンモニア濃度の有意な上昇 (高アンモニア血症) から、非特異的脳障害、意識消失、筋力低下、深部腱反射の低下を生じる場合があるとの報告がある。																																				
IDLH (1994)	基準値	300ppm																																			
	致死データ	4 時間の LC ₅₀ 値 (ラット): 2000ppm [Deichmann and Gerarde 1969] 等																																			
	人体のデータ	<ul style="list-style-type: none"> IDLH 値 300ppm はヒトへの急性吸入毒性データに基づく。 [Henderson and Haggard 1943, Silverman et al. 1946] 最大短時間ばく露許容値は 0.5~1 時間で 300~500ppm であると報告されている。 [Henderson and Haggard 1943] 500ppm に 30 分間ばく露した 7 人の被験者において、呼吸数の変化及び中等度から重度の刺激が報告されている。 [Silverman et al. 1946] 																																			
IDLH 値があるか	YES																																				
中枢神経に対する影響があるか	NO (中枢神経への影響は直接接触又は重度のばく露に限定されるため NO とした)																																				
IDLH 値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	-																																				
最大許容濃度があるか	-																																				
有毒ガス防護判断基準値の設定方法	IDLH 値とする																																				
	記載内容																																				
国際化学物質安全性カード (短期ばく露の影響) (ICSC: 0414, 10 月 2013)	この液体が急速に気化すると、凍傷を引き起こすことがある。本物質は眼、皮膚および気道に対して、腐食性を示す。曝露すると、のどが腫れ、窒息を引き起こすことがある。吸入すると、眼や気道に腐食の影響が現われてから肺水腫を引き起こすことがある。																																				
IDLH (1994)	基準値	300ppm																																			
	致死 (LC) データ	1 時間の LC ₅₀ 値 (マウス) 4, 230ppm 等 [Kapeghian et al. 1982]																																			
	人体のデータ	IDLH 値 300ppm はヒトの急性吸入毒性データに基づいている。 [Henderson and Haggard 1943; Silverman et al. 1946] 最大短時間ばく露許容値は 0.5-1 時間で 300-500ppm であると報告されている。 [Henderson and Haggard 1943] 500ppm に 30 分間ばく露された 7 人の被験者において、呼吸数の変化及び中等度から重度の刺激が報告されている。 [Silverman et al. 1946] IDLH 値があるが、中枢神経に対する影響が明示されていない。																																			

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理																																																								
	<p>別紙 10 第 4 表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方 (メタノール)</p> <table border="1" data-bbox="834 283 1587 766"> <thead> <tr> <th>文献</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際化学物質安全性カード (ICSC:0057 2018 年 5 月) 短期ばく露の影響</td> <td>本物質は、眼、皮膚及び気道を刺激する。中枢神経系に影響を与えることがある。意識喪失を生じることがある。ばく露すると、失明及び死を引き起こすことがある。これらの影響は、遅れて現われることがある。医学的な経過観察が必要である。</td> </tr> <tr> <td>GHS モデル SDS</td> <td>特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露): 区分 1 (中枢神経系, 視覚器, 全身毒性)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">IDLH (1994)</td> <td>基準値</td> <td>6000ppm</td> </tr> <tr> <td>致死データ</td> <td>4 時間の LC₅₀ 値 (ラット): 64000ppm [NIPRI 1974] 等</td> </tr> <tr> <td>人体のデータ</td> <td>IDLH 値 6000ppm は動物への急性毒性データに基づく。 [Izmerov et al. 1982] IDLH 値は中枢神経に対する影響を考慮していない。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="834 798 1587 1281"> <thead> <tr> <th>文献</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本産業衛生学会</td> <td>最大許容濃度記載なし</td> </tr> <tr> <td>産業中毒便覧 (1992 年 7 月)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> メタノールガスに繰り返しばく露して生じる慢性中毒症状は、結膜炎、頭痛、眩暈、不眠、胃腸障害、視力障害等である。気中濃度が 200ppm 以下であれば、産業現場における中毒はほとんど起こらない。 動物の中枢神経への吸入毒性情報として、8 時間×8800 ppm が最小影響濃度 (軽い麻酔作用) としている。 </td> </tr> <tr> <td>有害性評価書</td> <td>記載なし</td> </tr> <tr> <td>許容濃度の提案理由 (1963 年)</td> <td>アメリカ (ACGIH), 英国 (ICI), ドイツ, イタリアでは 200ppm の数値をあげている。</td> </tr> <tr> <td>化学物質安全性 (ハザード) 評価シート</td> <td>記載なし</td> </tr> </tbody> </table>	文献	記載内容	国際化学物質安全性カード (ICSC:0057 2018 年 5 月) 短期ばく露の影響	本物質は、眼、皮膚及び気道を刺激する。中枢神経系に影響を与えることがある。意識喪失を生じることがある。ばく露すると、失明及び死を引き起こすことがある。これらの影響は、遅れて現われることがある。医学的な経過観察が必要である。	GHS モデル SDS	特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露): 区分 1 (中枢神経系, 視覚器, 全身毒性)	IDLH (1994)	基準値	6000ppm	致死データ	4 時間の LC ₅₀ 値 (ラット): 64000ppm [NIPRI 1974] 等	人体のデータ	IDLH 値 6000ppm は動物への急性毒性データに基づく。 [Izmerov et al. 1982] IDLH 値は中枢神経に対する影響を考慮していない。	文献	記載内容	日本産業衛生学会	最大許容濃度記載なし	産業中毒便覧 (1992 年 7 月)	<ul style="list-style-type: none"> メタノールガスに繰り返しばく露して生じる慢性中毒症状は、結膜炎、頭痛、眩暈、不眠、胃腸障害、視力障害等である。気中濃度が 200ppm 以下であれば、産業現場における中毒はほとんど起こらない。 動物の中枢神経への吸入毒性情報として、8 時間×8800 ppm が最小影響濃度 (軽い麻酔作用) としている。 	有害性評価書	記載なし	許容濃度の提案理由 (1963 年)	アメリカ (ACGIH), 英国 (ICI), ドイツ, イタリアでは 200ppm の数値をあげている。	化学物質安全性 (ハザード) 評価シート	記載なし	<p>第 3.2-2 表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方 (3/4) (メタノール)</p> <table border="1" data-bbox="1644 283 2398 598"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">IDLH (1994)</td> <td>基準値</td> <td>6000ppm</td> </tr> <tr> <td>致死 (LC) データ</td> <td>2 時間の LC₁₀ 値 (マウス) 37, 594ppm 等 [Izmerov et al. 1982]</td> </tr> <tr> <td>人体のデータ</td> <td>なし 中枢神経に対する影響を考慮していない。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="1644 766 2398 1249"> <thead> <tr> <th colspan="2">出典</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NIOSH</td> <td>IDLH</td> <td>6, 000ppm : 哺乳動物の急性吸入毒性データを基に設定</td> </tr> <tr> <td>日本産業衛生学会</td> <td>最大許容濃度</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>産業中毒便覧 (増補版) (7 月 1992)</td> <td></td> <td>メチルアルコールガスに繰り返し曝露して生じる慢性中毒症状は、結膜炎、頭痛、眩暈、不眠、胃腸障害、視力障害などである。気中濃度が 200ppm 以下であれば、産業現場における中毒はほとんど起こらない。 動物の中枢神経影響に係る吸入毒性情報としては、8 時間×8, 800ppm が最小の影響濃度 (軽い麻酔作用) とされている。当該情報から時間換算係数及び UF (不確実係数) を考慮すると IDLH 相当値は 2200ppm となる。</td> </tr> <tr> <td>有害性評価書</td> <td></td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>許容濃度の提案理由 (1963)</td> <td></td> <td>アメリカ (ACGIH), 英国 (ICI), 独乙, イタリアでは 200ppm の数値をあげている。</td> </tr> <tr> <td>化学物質安全性 (ハザード) 評価シート</td> <td></td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>2200ppm を有毒ガス防護判断基準値とする</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> : 有毒ガス防護判断基準値設定の直接的根拠 </p>			記載内容	IDLH (1994)	基準値	6000ppm	致死 (LC) データ	2 時間の LC ₁₀ 値 (マウス) 37, 594ppm 等 [Izmerov et al. 1982]	人体のデータ	なし 中枢神経に対する影響を考慮していない。	出典		記載内容	NIOSH	IDLH	6, 000ppm : 哺乳動物の急性吸入毒性データを基に設定	日本産業衛生学会	最大許容濃度	なし	産業中毒便覧 (増補版) (7 月 1992)		メチルアルコールガスに繰り返し曝露して生じる慢性中毒症状は、結膜炎、頭痛、眩暈、不眠、胃腸障害、視力障害などである。気中濃度が 200ppm 以下であれば、産業現場における中毒はほとんど起こらない。 動物の中枢神経影響に係る吸入毒性情報としては、8 時間×8, 800ppm が最小の影響濃度 (軽い麻酔作用) とされている。当該情報から時間換算係数及び UF (不確実係数) を考慮すると IDLH 相当値は 2200ppm となる。	有害性評価書		なし	許容濃度の提案理由 (1963)		アメリカ (ACGIH), 英国 (ICI), 独乙, イタリアでは 200ppm の数値をあげている。	化学物質安全性 (ハザード) 評価シート		なし	<p>再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理</p> <p>炉と共通している有毒化学物質については、有毒ガス防護判断基準値が同じになっていることを確認した。</p>
文献	記載内容																																																										
国際化学物質安全性カード (ICSC:0057 2018 年 5 月) 短期ばく露の影響	本物質は、眼、皮膚及び気道を刺激する。中枢神経系に影響を与えることがある。意識喪失を生じることがある。ばく露すると、失明及び死を引き起こすことがある。これらの影響は、遅れて現われることがある。医学的な経過観察が必要である。																																																										
GHS モデル SDS	特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露): 区分 1 (中枢神経系, 視覚器, 全身毒性)																																																										
IDLH (1994)	基準値	6000ppm																																																									
	致死データ	4 時間の LC ₅₀ 値 (ラット): 64000ppm [NIPRI 1974] 等																																																									
	人体のデータ	IDLH 値 6000ppm は動物への急性毒性データに基づく。 [Izmerov et al. 1982] IDLH 値は中枢神経に対する影響を考慮していない。																																																									
文献	記載内容																																																										
日本産業衛生学会	最大許容濃度記載なし																																																										
産業中毒便覧 (1992 年 7 月)	<ul style="list-style-type: none"> メタノールガスに繰り返しばく露して生じる慢性中毒症状は、結膜炎、頭痛、眩暈、不眠、胃腸障害、視力障害等である。気中濃度が 200ppm 以下であれば、産業現場における中毒はほとんど起こらない。 動物の中枢神経への吸入毒性情報として、8 時間×8800 ppm が最小影響濃度 (軽い麻酔作用) としている。 																																																										
有害性評価書	記載なし																																																										
許容濃度の提案理由 (1963 年)	アメリカ (ACGIH), 英国 (ICI), ドイツ, イタリアでは 200ppm の数値をあげている。																																																										
化学物質安全性 (ハザード) 評価シート	記載なし																																																										
		記載内容																																																									
IDLH (1994)	基準値	6000ppm																																																									
	致死 (LC) データ	2 時間の LC ₁₀ 値 (マウス) 37, 594ppm 等 [Izmerov et al. 1982]																																																									
	人体のデータ	なし 中枢神経に対する影響を考慮していない。																																																									
出典		記載内容																																																									
NIOSH	IDLH	6, 000ppm : 哺乳動物の急性吸入毒性データを基に設定																																																									
日本産業衛生学会	最大許容濃度	なし																																																									
産業中毒便覧 (増補版) (7 月 1992)		メチルアルコールガスに繰り返し曝露して生じる慢性中毒症状は、結膜炎、頭痛、眩暈、不眠、胃腸障害、視力障害などである。気中濃度が 200ppm 以下であれば、産業現場における中毒はほとんど起こらない。 動物の中枢神経影響に係る吸入毒性情報としては、8 時間×8, 800ppm が最小の影響濃度 (軽い麻酔作用) とされている。当該情報から時間換算係数及び UF (不確実係数) を考慮すると IDLH 相当値は 2200ppm となる。																																																									
有害性評価書		なし																																																									
許容濃度の提案理由 (1963)		アメリカ (ACGIH), 英国 (ICI), 独乙, イタリアでは 200ppm の数値をあげている。																																																									
化学物質安全性 (ハザード) 評価シート		なし																																																									

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理																															
	<table border="1" data-bbox="863 212 1605 428"> <tr> <td>IDLH 値があるか</td> <td>YES</td> </tr> <tr> <td>中枢神経に対する影響があるか</td> <td>YES</td> </tr> <tr> <td>IDLH 値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか</td> <td>NO</td> </tr> <tr> <td>最大許容濃度があるか</td> <td>NO</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス防護判断基準値の設定方法</td> <td>文献等に基づき設定する</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <div data-bbox="863 499 1605 1297"> <p>メタノールの有毒ガス防護判断基準値を 2200ppm とする。</p> <p>(根拠)</p> <p>ヒトの吸入毒性情報としては、産業中毒便覧において 8 時間×8800ppm が最小の影響濃度(軽い麻酔作用)とされていることから、IDLH の算出方法※1 に従い得られる 2200ppm が中枢神経影響を考慮した IDLH 相当値になると考えられる。</p> <p>この値は動物への急性毒性データに基づく IDLH 値 (6000ppm) よりも小さく、ヒトへの中枢神経影響を考慮したものとして妥当であると考ええる。</p> <p>※1: IDLH の算出方法については、「Derivation of Immediately Dangerous to Life or Health (IDLH) Values (NIOSH: 米国国立労働安全衛生研究所)」に詳細が記載されており、以下の式で求めることとしている。また、各係数の算出方法についても記載されている。</p> <p>IDLH Value = POD ÷ UF (不確実係数) × 時間換算係数</p> <p style="margin-left: 40px;">= 8800ppm ÷ 10 × 2.5 = 2200ppm</p> <ul style="list-style-type: none"> ・POD: 動物試験やヒトの疫学調査などから得られた用量/反応評価の結果において、毒性反応曲線の基準となる出発点の値 (8800ppm) ・UF (不確実係数): 動物試験やその他の情報に基づいて設定する不確実係数 (10, 下表参照) ・時間換算係数: 30 分の毒性値に換算する際に用いる係数で、濃度とばく露時間の関係式 (濃度の 3 乗×時間=一定) から算出 (480 分/30 分)^{1/3} ≈ 2.5 </div> <p style="text-align: center;">表 動物の最小影響濃度 (LOAEL) を用いた場合の IDLH 算出事例</p> <table border="1" data-bbox="961 1356 1516 1514"> <caption>Table A-3. Acute toxicity data and 30-minute-equivalent non-lethal concentration values for chlorine</caption> <thead> <tr> <th>Species</th> <th>Reference</th> <th>LOAEL (ppm)</th> <th>Time (minutes)</th> <th>Adjusted 30 minute LC^a</th> <th>UF^b</th> <th>30-minute derived value (ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Mouse</td> <td>Jiang et al. [1983]</td> <td>9.1</td> <td>360</td> <td>32</td> <td>10</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>Rat</td> <td>Jiang et al. [1983]</td> <td>9.1</td> <td>360</td> <td>32</td> <td>10</td> <td>3.2</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>Abbreviation: LOAEL = lowest observed adverse effect level; ppm = parts per million; UF = uncertainty factor. ^aFor exposures other than 30 minutes, the ten Berge et al. [1986] relationship is used for duration adjustment (Cⁿ × t = k); no empirically estimated n values were available; therefore, the default values were used: n = 3 for exposures greater than 30 minutes and n = 1 for exposures less than 30 minutes. ^bThe selection of the UF for chlorine was based on Chapter 4.0. Use of Uncertainty Factors. The UF of 10 was selected on the basis of (1) animal to human differences, and (2) human variability. ^cDerived values are calculated by dividing the Adjusted 30-minute LC by the UF.</small></p>	IDLH 値があるか	YES	中枢神経に対する影響があるか	YES	IDLH 値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	NO	最大許容濃度があるか	NO	有毒ガス防護判断基準値の設定方法	文献等に基づき設定する	Species	Reference	LOAEL (ppm)	Time (minutes)	Adjusted 30 minute LC ^a	UF ^b	30-minute derived value (ppm)	Mouse	Jiang et al. [1983]	9.1	360	32	10	3.2	Rat	Jiang et al. [1983]	9.1	360	32	10	3.2		
IDLH 値があるか	YES																																	
中枢神経に対する影響があるか	YES																																	
IDLH 値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	NO																																	
最大許容濃度があるか	NO																																	
有毒ガス防護判断基準値の設定方法	文献等に基づき設定する																																	
Species	Reference	LOAEL (ppm)	Time (minutes)	Adjusted 30 minute LC ^a	UF ^b	30-minute derived value (ppm)																												
Mouse	Jiang et al. [1983]	9.1	360	32	10	3.2																												
Rat	Jiang et al. [1983]	9.1	360	32	10	3.2																												

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理																																						
	<p>別紙 10 第 5 表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方 (原油 (n-ヘキサン))</p> <table border="1" data-bbox="884 268 1581 720"> <thead> <tr> <th>文献</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際化学物質安全性カード (ICSC:0279 2000 年 4 月) 短期ばく露の影響</td> <td>本物質は、皮膚を刺激する。液体を飲み込むと、肺に吸い込んで化学性肺炎を起こすことがある。高濃度でばく露すると、意識低下を引き起こすことがある。</td> </tr> <tr> <td>GHS モデル SDS</td> <td>特定標的臓器毒性 (単回曝露): 区分 3 (麻酔作用, 気道刺激性)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">IDLH (1994)</td> <td>基準値</td> <td>1100ppm</td> </tr> <tr> <td>致死データ</td> <td>LD₅₀ 値 (ラット): 5614ppm [Kimura et al. 1971]</td> </tr> <tr> <td>人体のデータ</td> <td>爆発下限値 (1.1%) の 10 分の 1 とする (ヒトでは 5000ppm に 10 分間ばく露した場合、めまい又は回転する感覚を覚えるとされている。IDLH 値として 2500ppm に相当)。 [Patty and Yant 1929] <u>IDLH 値は中枢神経に対する影響を考慮していない。</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="884 758 1581 1245"> <thead> <tr> <th>文献</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本産業衛生学会</td> <td>最大許容濃度記載なし</td> </tr> <tr> <td>産業中毒便覧 (1992 年 7 月)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ヒトでは 5000ppm でめまいを感じる。高濃度では目や鼻の粘膜を刺激し、麻酔作用もある。 10 分間×2000ppm ばく露ではほとんど症状が現れない。 </td> </tr> <tr> <td>有害性評価書</td> <td>記載なし</td> </tr> <tr> <td>化学物質安全性 (ハザード) 評価シート</td> <td>記載なし</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ラットの LC₅₀ 値として、48000ppm/4h [環境省リスク評価第 1 巻 (2002)], 74000ppm/4h [EHC 122 (1991), モデル SDS より] マウスに対して、ヘキサン 30000ppm に 30~60 分ばく露すると中枢神経影響が生じ、34000~42000ppm で死亡する [PubChem (アメリカ国立生物工学情報センター)] </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="884 1283 1581 1497"> <tbody> <tr> <td>IDLH 値があるか</td> <td>YES</td> </tr> <tr> <td>中枢神経に対する影響があるか</td> <td>YES</td> </tr> <tr> <td>IDLH 値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか</td> <td>NO</td> </tr> <tr> <td>最大許容濃度があるか</td> <td>NO</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス防護判断基準値の設定方法</td> <td>文献等に基づき設定する</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="884 1570 1581 1850"> <tbody> <tr> <td>原油の有毒ガス防護判断基準値を 1100ppm とする。</td> </tr> <tr> <td>(根拠)</td> </tr> <tr> <td>IDLH 値は爆発下限値 (1.1%) の 10 分の 1 である 1100ppm としているが、ヒトの吸入毒性情報として 5000ppm に 10 分間ばく露した場合にめまい又は回転する感覚を覚えるとされており、これは IDLH 値として 2500ppm に相当する。従って、IDLH 値はヒトへの中枢神経影響が生じる濃度よりも低く設定していると言えることに加え、産業中毒便覧に記載されたヒトへの影響が生じる濃度よりも低いことから、中枢神経影響を考慮したものとして妥当であると考える。</td> </tr> </tbody> </table>	文献	記載内容	国際化学物質安全性カード (ICSC:0279 2000 年 4 月) 短期ばく露の影響	本物質は、皮膚を刺激する。液体を飲み込むと、肺に吸い込んで化学性肺炎を起こすことがある。高濃度でばく露すると、意識低下を引き起こすことがある。	GHS モデル SDS	特定標的臓器毒性 (単回曝露): 区分 3 (麻酔作用, 気道刺激性)	IDLH (1994)	基準値	1100ppm	致死データ	LD ₅₀ 値 (ラット): 5614ppm [Kimura et al. 1971]	人体のデータ	爆発下限値 (1.1%) の 10 分の 1 とする (ヒトでは 5000ppm に 10 分間ばく露した場合、めまい又は回転する感覚を覚えるとされている。IDLH 値として 2500ppm に相当)。 [Patty and Yant 1929] <u>IDLH 値は中枢神経に対する影響を考慮していない。</u>	文献	記載内容	日本産業衛生学会	最大許容濃度記載なし	産業中毒便覧 (1992 年 7 月)	<ul style="list-style-type: none"> ヒトでは 5000ppm でめまいを感じる。高濃度では目や鼻の粘膜を刺激し、麻酔作用もある。 10 分間×2000ppm ばく露ではほとんど症状が現れない。 	有害性評価書	記載なし	化学物質安全性 (ハザード) 評価シート	記載なし	その他	<ul style="list-style-type: none"> ラットの LC₅₀ 値として、48000ppm/4h [環境省リスク評価第 1 巻 (2002)], 74000ppm/4h [EHC 122 (1991), モデル SDS より] マウスに対して、ヘキサン 30000ppm に 30~60 分ばく露すると中枢神経影響が生じ、34000~42000ppm で死亡する [PubChem (アメリカ国立生物工学情報センター)] 	IDLH 値があるか	YES	中枢神経に対する影響があるか	YES	IDLH 値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	NO	最大許容濃度があるか	NO	有毒ガス防護判断基準値の設定方法	文献等に基づき設定する	原油の有毒ガス防護判断基準値を 1100ppm とする。	(根拠)	IDLH 値は爆発下限値 (1.1%) の 10 分の 1 である 1100ppm としているが、ヒトの吸入毒性情報として 5000ppm に 10 分間ばく露した場合にめまい又は回転する感覚を覚えるとされており、これは IDLH 値として 2500ppm に相当する。従って、IDLH 値はヒトへの中枢神経影響が生じる濃度よりも低く設定していると言えることに加え、産業中毒便覧に記載されたヒトへの影響が生じる濃度よりも低いことから、中枢神経影響を考慮したものとして妥当であると考える。		<p>当社でスクリーニング評価対象として特定した有毒化学物質に対し防護判断基準値を設定しており、影響評価ガイドの防護判断基準値設定の考え方に基づき設定した点は共通である。</p>
文献	記載内容																																								
国際化学物質安全性カード (ICSC:0279 2000 年 4 月) 短期ばく露の影響	本物質は、皮膚を刺激する。液体を飲み込むと、肺に吸い込んで化学性肺炎を起こすことがある。高濃度でばく露すると、意識低下を引き起こすことがある。																																								
GHS モデル SDS	特定標的臓器毒性 (単回曝露): 区分 3 (麻酔作用, 気道刺激性)																																								
IDLH (1994)	基準値	1100ppm																																							
	致死データ	LD ₅₀ 値 (ラット): 5614ppm [Kimura et al. 1971]																																							
	人体のデータ	爆発下限値 (1.1%) の 10 分の 1 とする (ヒトでは 5000ppm に 10 分間ばく露した場合、めまい又は回転する感覚を覚えるとされている。IDLH 値として 2500ppm に相当)。 [Patty and Yant 1929] <u>IDLH 値は中枢神経に対する影響を考慮していない。</u>																																							
文献	記載内容																																								
日本産業衛生学会	最大許容濃度記載なし																																								
産業中毒便覧 (1992 年 7 月)	<ul style="list-style-type: none"> ヒトでは 5000ppm でめまいを感じる。高濃度では目や鼻の粘膜を刺激し、麻酔作用もある。 10 分間×2000ppm ばく露ではほとんど症状が現れない。 																																								
有害性評価書	記載なし																																								
化学物質安全性 (ハザード) 評価シート	記載なし																																								
その他	<ul style="list-style-type: none"> ラットの LC₅₀ 値として、48000ppm/4h [環境省リスク評価第 1 巻 (2002)], 74000ppm/4h [EHC 122 (1991), モデル SDS より] マウスに対して、ヘキサン 30000ppm に 30~60 分ばく露すると中枢神経影響が生じ、34000~42000ppm で死亡する [PubChem (アメリカ国立生物工学情報センター)] 																																								
IDLH 値があるか	YES																																								
中枢神経に対する影響があるか	YES																																								
IDLH 値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	NO																																								
最大許容濃度があるか	NO																																								
有毒ガス防護判断基準値の設定方法	文献等に基づき設定する																																								
原油の有毒ガス防護判断基準値を 1100ppm とする。																																									
(根拠)																																									
IDLH 値は爆発下限値 (1.1%) の 10 分の 1 である 1100ppm としているが、ヒトの吸入毒性情報として 5000ppm に 10 分間ばく露した場合にめまい又は回転する感覚を覚えるとされており、これは IDLH 値として 2500ppm に相当する。従って、IDLH 値はヒトへの中枢神経影響が生じる濃度よりも低く設定していると言えることに加え、産業中毒便覧に記載されたヒトへの影響が生じる濃度よりも低いことから、中枢神経影響を考慮したものとして妥当であると考える。																																									

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理																				
<p>なお、空気中にn種類の有毒ガス(他の有毒化学物質等との化学反応によって発生するものを含む。)がある場合は、それらの有毒ガスの濃度の、それぞれの有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和が1より小さいことを確認する。</p> $I < 1$ $I = \frac{C_1}{T_1} + \frac{C_2}{T_2} + \dots + \frac{C_i}{T_i} + \dots + \frac{C_n}{T_n}$ <p>C_i: 有毒ガス<i>i</i>の濃度 T_i: 有毒ガス<i>i</i>の有毒ガス防護判断基準値</p>	<p>複数の有毒ガスを考慮する必要がある場合、それらの有毒ガス濃度が、それぞれの有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和が1を超えないことを確認している。</p>	<p>複数の有毒ガスを考慮する必要がある場合、それらの有毒ガス濃度が、それぞれの有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和が1を超えないことを確認している。</p>																					
<p>4. スクリーニング評価 敷地内の固定源及び可動源並びに敷地外の固定源から有毒ガスが発生した場合、防護措置を考慮せずに、原子炉制御室等及び重要操作地点ごとにスクリーニング評価を行い、対象発生源を特定していることを確認する。表3に場所と対象発生源ごとのスクリーニング評価の要否を、4. 1～4. 5に、スクリーニング評価の手順の例を示す。</p> <p>表3 場所、対象発生源及びスクリーニング評価の要否に関する対応</p> <table border="1" data-bbox="112 884 795 1026"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>敷地内固定源</th> <th>敷地外固定源</th> <th>敷地内可動源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉制御室</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>緊急時制御室</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>重要操作地点</td> <td>△</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例 ○:スクリーニング評価が必要 △:スクリーニング評価を行わず、対象発生源として6. 1. 2の対策を行ってもよい ×:スクリーニング評価は不要</p> <p>4. 1 スクリーニング評価対象物質の設定(種類、貯蔵量及び距離) 3. 1を基に、スクリーニング評価対象となった有毒化学物質の全てについて、貯蔵されている有毒化学物質の種類、貯蔵量及び距離が設定されているか確認する。</p>	場所	敷地内固定源	敷地外固定源	敷地内可動源	原子炉制御室	○	△	△	緊急時対策所	○	△	△	緊急時制御室	○	△	△	重要操作地点	△	×	×	<p>4. スクリーニング評価 → 影響評価ガイドのとおり 再処理事業所におけるスクリーニング評価は、影響評価ガイドに従い以下のとおり実施した。</p> <p>敷地内固定源からの有毒ガスの発生を想定し、防護措置を考慮せずに中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における有毒ガス濃度の評価を実施した。評価の結果、有毒ガスの発生源はなかった。 敷地外固定源及び敷地内可動源は、スクリーニング評価を行わず、有毒ガスの発生源として有毒ガスに対する防護対策を行うこととした。 なお、重大事故等対処時における有毒ガス濃度評価は、「安全審査 整理資料 使用済燃料の再処理の事業に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」で纏める。</p> <p>4. 1 スクリーニング評価対象物質の設定 → 影響評価ガイドのとおり 3. 1をもとに、スクリーニング評価対象となった有毒化学物質の全てについて、貯蔵されている有毒化学物質の種類、貯蔵量及び評価点までの距離が設定されている。 なお、敷地外固定源及び敷地内可動源については、スクリーニング評価を行わないため、設定は行わない。</p>	<p>4. スクリーニング評価 → 影響評価ガイドのとおり 敷地内の可動源及び敷地外の固定源から有毒ガスが発生した場合、防護措置を考慮せずに中央制御室及び緊急時対策所ごとにスクリーニング評価を行った。評価の結果、対象発生源はなかった。なお、スクリーニング評価対象となる敷地内の固定源はないことから、重要操作地点に対する評価は不要とした。</p> <p>4. 1 スクリーニング評価対象物質の設定 → 評価ガイドのとおり 3. 1をもとに、スクリーニング対象となった有毒化学物質の全てについて、貯蔵されている有毒化学物質の種類、貯蔵量及び距離が設定されている。なお、敷地内固定源については、スクリーニング評価対象となる物質が無いことを確認している。(敷地内固定源:対象なし、可動源:第3.1.2-1表～第3.1.2-4表、敷地外固定源:第3.1.3-1表～第3.1.3-2表)</p>	<p>敷地内固定源は、影響評価ガイドを参考に、スクリーニング評価を行う。 敷地外固定源は、再処理施設近傍に位置する石油備蓄基地で大量の原油が貯蔵されていることを考慮し、スクリーニング評価を行わず、有毒ガスの発生源として対策を行う。 敷地内可動源は、輸送容器が中央制御室等の比較的近傍を通過することを考慮し、スクリーニング評価を行わず、有毒ガスの発生源として対策を行う。</p>
場所	敷地内固定源	敷地外固定源	敷地内可動源																				
原子炉制御室	○	△	△																				
緊急時対策所	○	△	△																				
緊急時制御室	○	△	△																				
重要操作地点	△	×	×																				
<p>4. 2 有毒ガスの発生事象の想定 有毒ガスの発生事象として、①及び②をそれぞれ想定する。</p> <p>① 敷地内外の固定源については、敷地内外の貯蔵容器全てが損傷し、当該全ての容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象</p>	<p>4. 2 有毒ガスの発生事象の想定 → 影響評価ガイドのとおり</p> <p>① 再処理施設においては、再処理施設及び従事者の安全性を確保するために、化学物質が漏えいし難い設備としているが、敷地内固定源については、影響評価ガイドを参考に、同時に全ての貯蔵容器が損傷し、当該全ての容器に貯蔵された有毒化学物質の全量流出又は混触により発生する有毒ガスの放出を想定する。 敷地外固定源は、スクリーニング評価を行わず、有毒ガスの発生源として有毒ガスに対する防護対策を行うこととした。</p>	<p>4. 2 有毒ガスの発生事象の想定 → 影響評価ガイドのとおり</p> <p>①敷地外の固定源は、貯蔵容器が損傷し、容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量放出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定している。また、有毒ガス発生事象の想定の妥当性を判断するに当たり、中央制御室及び緊急時対策所を評価対象としている。</p>	<p>敷地内固定源は、影響評価ガイドを参考に、スクリーニング評価を行う。また、再処理施設は多種の有毒化学物質等が隣接していることを踏まえ、他の有毒化学物質等との反応により発生する有毒ガスを網羅的に評価する。 敷地外固定源は、再処理施設近傍に位置する石油備蓄基地で大量の原油が貯蔵されていることを考慮し、スクリーニング評価を行わず、有毒ガスの発生源として対策を行う。</p>																				

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理
<p>② 敷地内の可動源については、敷地内可動源の中で影響の最も大きな輸送容器が1基損傷し、容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象</p> <p>有毒ガス発生事象の想定を判断するに当たり、(1)及び(2)について確認する。</p> <p>(1) 敷地内外の固定源</p> <p>① 原子炉制御室、緊急時制御室、緊急時対策所及び重要操作地点を評価対象としていること。</p> <p>② 敷地内外の貯蔵容器については、同時に全ての貯蔵容器が損傷し、容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量が流出すると仮定していること。</p> <p>(2) 敷地内の可動源</p> <p>① 原子炉制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所を評価対象としていること。</p> <p>② 有毒ガスの発生事故の発生地点は、敷地内の実際の輸送ルート全てを考慮して決められていること。</p> <p>③ 輸送量の最大のもので、容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量が流出すると仮定していること。</p>	<p>② 敷地内可動源は、スクリーニング評価を行わず、有毒ガスの発生源として有毒ガスに対する防護対策を行うこととした。</p> <p>(1) 敷地内外の固定源</p> <p>① 有毒ガス発生事象の想定を判断するに当たり、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を評価対象としている。</p> <p>② 敷地内固定源は、同時に全ての貯蔵容器が損傷し、当該全ての容器に貯蔵された有毒化学物質の全量流出又は混触により発生する有毒ガスの放出を想定している。敷地外固定源は、スクリーニング評価を実施しないため対象外。</p> <p>(2) 敷地内の可動源</p> <p>スクリーニング評価を実施しないため対象外。</p>	<p>(参考) 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応</p> <p>②敷地内の可動源は、敷地内可動源の中で影響の最も大きな輸送容器が1基損傷し、容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定している。</p> <p>(1) 敷地内外の固定源</p> <p>①有毒ガス発生事象の想定を判断するに当たり、中央制御室及び緊急時対策所を評価対象としている。</p> <p>②敷地外の固定源は、貯蔵容器が損傷し、容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量放出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定している。</p> <p>(2) 敷地内の可動源</p> <p>①有毒ガス発生事象の想定を判断するに当たり、中央制御室及び緊急時対策所を評価対象としている。</p> <p>②有毒ガスの発生事故の発生地点は、敷地内の実際の輸送ルート全てを考慮して評価を実施している。(第3.1.2-2表～第3.1.2-4表、第3.1.2-1図～第3.1.2-3図)</p> <p>③輸送量の最大のもので、容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量が流出すると仮定して評価を実施している。</p>	<p>再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理</p> <p>敷地内可動源は、輸送容器が中央制御室等の比較的近傍を通過することを考慮し、スクリーニング評価を行わず、有毒ガスの発生源として対策を行う。</p>
<p>4.3 有毒ガスの放出の評価</p> <p>固定源及び可動源ごとに、有毒ガスの単位時間当たりの大気中への放出量及びその継続時間が評価されていることを確認する。ただし、同じ種類の有毒化学物質が同一防液堤内に複数ある場合には、一つの固定源と見なしてもよい。</p> <p>有毒ガスの放出量評価の妥当性を判断するに当たり、1)～5)を確認する。</p> <p>1) 貯蔵されている有毒化学物質の性状に応じた、有毒ガスの大気中への放出形態になっていること(例えば、液体で保管されている場合、液体で放出されプールを形成し蒸発する等)。</p> <p>2) 貯蔵されている有毒化学物質が液体で放出される場合、液体が広がる面積(例えば、防液堤の容積及び材質、排液口の有無、防液堤がない場合に広がる面積等)の妥当性が示されていること。</p> <p>3) 次の項目から判断して、有毒ガスの性状、放出形態に応じて、有毒ガスの放出量評価モデルが適切に用いられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 有毒化学物質の漏えい量 - 有毒化学物質及び有毒ガスの物性値(例えば、蒸気圧、密度等) - 有毒ガスの放出率(評価モデルの技術的妥当性を含む) 	<p>4.3 有毒ガスの放出の評価 → 影響評価ガイドのとおり</p> <p>敷地内固定源について、有毒化学物質の性状及び保管状態から放出形態を想定し、有毒ガスの単位時間当たりの大気中への放出量及びその継続時間を評価している。</p> <p>1) 敷地内固定源毎に、貯蔵状況に応じた放出形態を想定した。大気への放出評価では、受動的に機能を発揮する設備として、建屋からの排気経路等を設定した。(別紙14)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 液化NO_xの漏えいは、貯蔵容器から一定の流出率で液体が放出されると同時に、一定の割合で気化することとしている。 ・ アンモニアの漏えいは、全量が流出しプールを形成し蒸発することとしている。 ・ 硝酸と炭素鋼との反応により発生するNO_xガスは、建屋内のタンクに貯蔵される硝酸が全量漏えいし、炭素鋼との接触によりNO_xガスが発生することとしている。(第13、第14表) <p>2) 敷地内固定源のアンモニアに対して、漏えいした際の拡がり面積は、ソフトウェア「ALOHA」等において液だまり厚さの下限を5mmとしていることを参考に設定している。</p> <p>3) 1)で想定する放出形態に応じて、固定源毎に以下のとおり放出量の評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 液化NO_xの放出量は、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」における災害現象解析モデル式に従って評価した。 ・ アンモニアの放出量は、米国環境保護庁(EPA)及び米国海洋大気庁(NOAA)が開発した有毒化学物質の漏えい・放出を評価するための解析ソフトウェア「ALOHA」に従い、評価した。 ・ 硝酸と炭素鋼との反応により発生するNO_xガスの放出量は、漏えいし、炭素鋼に飛散した硝酸が腐食反応によりNO_xガスを生成する時の腐食速度をもとに評価した。 	<p>4.3 有毒ガスの放出の評価 → 影響評価ガイドのどおり</p> <p>固定源及び可動源について、有毒ガスの放出の評価にあたり、大気中への放出量及び継続時間を評価している。(第4.4.3.1-2表、第4.4.3.2-2表)</p> <p>なお、同じ種類の有毒化学物質が、同一防液堤内に複数ないことを確認している。</p> <p>1) 敷地内の可動源からの液体の漏えいは、全量が流出し、プールを形成し蒸発するとしている。敷地外の固定源からの漏えいは、固定源が気体又は液体で保管されていると特定しており、過去の事故事例から損傷形態を考慮すると、瞬時放出は考えにくく、現実的な破断口径による継続的な漏えい形態を想定する。</p> <p>2) 敷地内の可動源から漏えいした際の拡がり面積は、ソフトウェア「ALOHA」等において液だまり厚さの下限を5mmとしていることを参考に設定している。</p> <p>3) 1)で想定する漏えい状態、全量漏えいを想定すること、有毒化学物質の物性値(別紙10)から、温度に応じた蒸発率にて開口部面積で蒸発すると想定した。</p>	<p>貯蔵容器の形態や過去の事故事例から損傷形態を考慮すると、瞬時放出は考えにくく、現実的な破断口径による継続的な漏えい形態や反応速度を想定する。</p>

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理
<p>4) 他の有毒化学物質等との化学反応によって有毒ガスが発生する可能性のある場合には、それを考慮していること。</p> <p>5) 放出継続時間については、終息活動が行われないうえと仮定し、有毒ガスの発生が自然に終息するまでの時間を計算していること。</p>	<p>4) 他の有毒化学物質等との化学反応によって発生する有毒ガスとして、硝酸と炭素鋼との反応により発生するNOxガスを考慮している。 敷地内の貯蔵施設に貯蔵されている有毒化学物質等の性状、貯蔵量、貯蔵方法を踏まえ、混触する可能性のある有毒化学物質等の組み合わせを抽出している。次に、抽出した有毒化学物質等の組み合わせにおいて、混触により有毒ガスが発生するか否かを化学物質の製品安全データシート等をもとに判断した。混触により発生する有毒ガスの影響について評価した結果、いずれの場所においても有毒ガスの発生量は限定的であり、かつ部屋内で拡散・希釈された後に建屋換気設備により大気へ放出されるため、有毒ガスが人体に影響を与えるほど大気中に多量に放出されることはないことを確認した。(別紙10)</p> <p>5) 放出継続時間については、終息活動をしないうえと仮定したうえで評価している。ただし、混触により発生する有毒ガスについては、放出継続時間の想定することが困難であることから、過去に再処理施設内で化学薬品の漏えいが発生した際に、漏えい発生の翌日までに化学薬品の中和・回収が完了し、事象が終息した実績に基づき、漏えい発生から24時間以内に反応が終息することを想定した。(第13表、第14表)</p>	<p>4) 他の有毒化学物質等との化学反応によって有毒ガスが発生することのないよう、貯蔵容器を配置していることを確認した。(別紙5)</p> <p>5) 放出継続時間については、終息活動をしないうえと仮定したうえで、評価している。(表4.4.3.1-2表、第4.4.3.2-2表)</p>	<p>再処理施設は多種の有毒化学物質等が隣接していることを踏まえ、他の有毒化学物質等との反応により発生する有毒ガスを網羅的に評価する。</p> <p>他の有毒化学物質等との反応により発生する有毒ガスについては、過去の事故事例を考慮し、現実的な放出継続時間を想定する。</p>
<p>4.4 大気拡散及び濃度の評価 下記の原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度の評価が行われ、運転・対処要員の吸気中の濃度が評価されていることを確認する。 また、その際に、原子炉制御室等外評価点での濃度の有毒ガスが原子炉制御室等の換気空調設備の通常運転モードで、原子炉制御室等内に取り込まれると仮定していることを確認する。</p> <p>4.4.1 原子炉制御室等外評価点 原子炉制御室等の外気取入口が設置されている位置を原子炉制御室等外評価点としていることを確認する。</p>	<p>4.4 大気拡散及び濃度の評価 → 影響評価ガイドのとおり中央制御室等の外気取入口での濃度評価を実施している。 また、中央制御室等内については、外気取入口での濃度の有毒ガスが、換気空調設備の通常運転モードで、中央制御室等内に取り込まれると仮定して評価をしている。 なお、重大事故等対処時における有毒ガス濃度評価は、「安全審査 整理資料 使用済燃料の再処理の事業に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」で纏める。</p> <p>4.4.1 原子炉制御室等外評価点 → 影響評価ガイドのとおり中央制御室等の外気取入口が設置されている位置を制御室等外評価点としている。(第4図～第7図)</p>	<p>4.4 大気拡散及び濃度の評価 → 影響評価ガイドのとおり中央制御室等の外気取入口での濃度評価を実施している。 また、中央制御室等内については、外気取入口での濃度の有毒ガスが、換気空調設備の通常運転モードで、原子炉制御室等内に取り込まれると仮定して評価をしている。</p> <p>4.4.1 原子炉制御室等外評価点 → 影響評価ガイドどおり中央制御室等の外気取入口が設置されている位置を中央制御室等外評価点としている。(第3.1.2-1図～第3.1.2-3図、第3.1.3-1図)</p>	
<p>4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価 大気中へ放出された有毒ガスの原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度が評価されていることを確認する。 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価の妥当性を判断するに当たり、1)～6)を確認する。</p> <p>1) 次の項目から判断して、評価に用いる大気拡散条件(気象条件を含む。)が適切であること。 - 気象データ(年間の風向、風速、大気安定度)は評価対象とする地理的範囲を代表していること。 - 評価に用いた観測年が異常年でないという根拠が示されていること⁶⁾。</p> <p>2) 次の項目から判断して、有毒ガスの性状、放出形態に応じて、大気拡散モデルが適切に用いられていること。 - 大気拡散の解析モデルは、検証されたものであり、かつ適用範囲内で用いられていること(選定した解析モデルの妥当性、不確かさ等が試験解析、ベンチマーク解析等により確認されていること)。</p>	<p>4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価 → 影響評価ガイドのとおり 大気中へ放出された有毒ガスは、中央制御室等の外気取入口を評価点として濃度を評価している。(第16表) なお、重大事故等対処時における有毒ガス濃度評価は、「安全審査 整理資料 使用済燃料の再処理の事業に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」で纏める。</p> <p>1) 評価に用いる大気拡散条件(気象条件を含む。)のうち、気象データ(年間の風向、風速、大気安定度)は評価対象とする地理的範囲を代表しており、評価に用いた観測年が異常年でないことを確認している。(別紙13)</p> <p>2) 大気拡散の解析モデルは、有毒ガスの性状、放出形態等を考慮し、ガウスプルームモデルを用いている。ガウスプルームモデルは、検証されており、第44条に基づく中央制御室居住性評価においても使用した実績がある。(別紙12)</p>	<p>4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価 → 影響評価ガイドどおり 大気中へ放出された有毒ガスの中央制御室等外評価点での濃度を評価している。(第4.4.3.1-3表、第4.4.3.2-4表)</p> <p>1) 評価に用いる大気拡散条件(気象条件を含む。)のうち、気象データ(年間の風向、風速、大気安定度)は評価対象とする地理的範囲を代表しており、評価に用いた観測年が異常年でないことを確認している。(別紙11)</p> <p>2) 大気拡散の解析モデルは、有毒ガスの性状、放出形態等を考慮し、ガウスプルームモデルを用いている。ガウスプルームモデルは、検証されており、中央制御室居住性評価においても使用した実績がある。</p>	

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理
<p>3) 地形及び建屋等の影響を考慮する場合には、そのモデル化の妥当性が示されていること(例えば、三次元拡散シミュレーションモデルを用いる場合等)。</p> <p>4) 敷地内外に関わらず、複数の固定源から大気中へ放出された有毒ガスの重ね合わせを考慮していること。(解説-6)</p> <p>5) 有毒ガスの発生が自然に終息し、原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での有毒ガスの濃度がおおむね発生前の濃度となるまで計算していること。</p> <p>6) 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度は、年間の気象条件を用いて計算したもののうち、厳しい値が評価に用いられていること(例えば、毎時刻の原子炉制御室等外評価点での濃度を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値が用いられていること等⁶⁾)。</p> <p>(解説-6) 敷地内外の複数の固定源からの有毒ガスの重ね合わせ 例えば、ガウスプルームモデルを用いる場合、評価点から見て、評価点と固定源とを結んだ直線が含まれる風上側の(16方位のうちの)1方位及びその隣接方位に敷地内外の固定源が複数ある場合、個々の固定源からの中心軸上の濃度の計算結果を合算することは保守的な結果を与えると考えられる。評価点と個々の固定源の位置関係、風向等を考慮した、より現実的な濃度の重ね合わせ評価を実施する場合には、その妥当性が示されていることを確認する。なお、敷地内可動源については、敷地内外の固定源との重ね合わせは考慮しなくてもよい。</p>	<p>3) 「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」に基づき、建屋影響は考慮しない。</p> <p>4) 固定源が存在する16方位の1方位に対して、その隣接方位に存在する固定源からの大気中へ放出された有毒ガスの重ね合わせを考慮する。</p> <p>5) 放出継続時間については、終息活動をしないと仮定したうえで、蒸発率が一定として評価している。</p> <p>6) 評価点での濃度は、年間の気象条件を用いて計算したもののうち、毎時刻の中央制御室外評価点での濃度を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値を用いている。</p>	<p>3) 建屋等の影響は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」に基づき、考慮している。</p> <p>4) 固定源が存在する16方位の1方位に対して、その隣接方位に存在する固定源からの大気中へ放出された有毒ガスの重ね合わせを考慮する。</p> <p>5) 放出継続時間については、終息活動をしないと仮定したうえで、蒸発率が一定として評価している。</p> <p>6) 中央制御室外評価点での濃度は、年間の気象条件を用いて計算したもののうち、毎時刻の中央制御室外評価点での濃度を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値を用いている。</p>	
<p>4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価 運転・対処要員の吸気中の濃度として、原子炉制御室等については室内の濃度が、重要操作地点については4.4.2の濃度が、それぞれ評価されていることを確認する。 原子炉制御室等内及び重要操作地点の運転・対処要員の吸気中の濃度評価の妥当性を判断するに当たり、1)及び2)を確認する。</p> <p>1) 原子炉制御室等外評価点の空気に含まれる有毒ガスが、原子炉制御室等の換気空調設備の通常運転モードによって原子炉制御室等内に取り込まれると仮定していること。</p> <p>2) 敷地内の可動源の場合は、有毒化学物質ごとに想定された輸送ルート上で有毒ガス濃度を評価した結果の中で、最も高い濃度が選定されていること。(図4参照)</p>  <p>図4 敷地内可動源からの有毒ガス発生想定地点の例</p>	<p>4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価 → 影響評価ガイドのとおり 中央制御室等については1)の評価をすることで室内の濃度を評価している。 なお、重大事故等対処時における有毒ガス濃度評価は、「安全審査 整理資料 使用済燃料の再処理の事業に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」で纏める。</p> <p>1) 中央制御室等の外気取込口の空気に含まれる有毒ガスが、中央制御室等の換気空調設備の通常運転モードによって中央制御室等内に取り込まれると仮定している。</p> <p>2) 敷地内可動源は、スクリーニング評価を行わず、有毒ガスの発生源として有毒ガスに対する防護対策を行うこととした。</p>	<p>4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価 → 影響評価ガイドとおり 原子炉制御室等については1)の評価をすることで室内の濃度を評価している。なお、重要操作地点に対する評価は不要である。</p> <p>1) 中央制御室等の外気取込口の空気に含まれる有毒ガスが、中央制御室等の換気空調設備の通常運転モードによって中央制御室等内に取り込まれると仮定している。</p> <p>2) 敷地内の可動源の場合は、有毒化学物質ごとに想定された輸送ルート上で有毒ガス濃度を評価した結果の中で、最も高い濃度を選定している。(第4.4.3.2-4表)</p>	<p>敷地内可動源は、輸送容器が中央制御室等の比較的近傍を通過することを考慮し、スクリーニング評価を行わず、有毒ガスの発生源として対策を行う。</p>

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理
<p>4. 5 対象発生源の特定</p> <p>基本的にスクリーニング評価の結果に基づき、対象発生源が特定されていることを確認する。ただし、タンクの移設等を行う場合には、再スクリーニングの評価結果も確認する。</p>	<p>4. 5 対象発生源の特定 → 影響評価ガイドのとおり</p> <p>敷地内固定源は、スクリーニング評価の結果に基づき、有毒ガスの発生源がないことを確認している。</p> <p>敷地内可動源及び敷地外固定源は、スクリーニング評価を行わず有毒ガスの発生源として防護対策を実施することとしている。</p> <p>以上の結果から、敷地内固定源に対しては、事業指定基準規則で要求されている有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置の設置は不要である。</p> <p>また、敷地内可動源及び敷地外固定源に対しては、スクリーニング評価を行わず有毒ガスの発生源として防護対策を実施することとし、既存の通信連絡設備により、有毒ガスの発生を検知した運転員等から中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所に連絡し、必要に応じて換気設備の外気の連絡を遮断し、再循環する措置を講ずることにより、運転員等への影響を防止するよう手順を整備する。また、インリーク等により制御室内の有毒ガス濃度が上昇する可能性を考慮し、防護具を配備する。</p> <p>以下では、有毒ガスの発生源とする敷地内可動源及び敷地外固定源に対する有毒ガス防護措置について、影響評価ガイドを参考に、有毒ガス防護措置として事業許可申請書で担保すべき事項を整理するとともに、その妥当性を確認する。</p>	<p>4.5 対象発生源の特定 → 影響評価ガイドのとおり</p> <p>敷地内外の固定源及び敷地内の可動源は、スクリーニング評価の結果に基づき、対象発生源がないことを確認している。(第 4.4.3.1-3 表, 第 4.4.3.2-4 表)</p>	<p>敷地内固定源は、スクリーニング評価の結果に基づき、有毒ガスの発生源がないことを確認したため、対策は不要である。</p> <p>敷地外固定源は、再処理施設近傍に位置する石油備蓄基地で大量の原油が貯蔵されていることを考慮し、スクリーニング評価を行わず、有毒ガスの発生源として対策を行う。</p> <p>敷地内可動源は、輸送容器が中央制御室等の比較的近傍を通過することを考慮し、スクリーニング評価を行わず、有毒ガスの発生源として対策を行う。</p>
<p>5. 有毒ガス影響評価</p> <p>スクリーニング評価の結果、特定された対象発生源を対象に、防護措置等を考慮した有毒ガス影響評価が行われていることを確認する。5. 1 及び 5. 2 に有毒ガス影響評価の手順の例を示す。</p> <p>5. 1 有毒ガスの放出の評価</p> <p>特定した対象発生源ごとに、有毒ガスの単位時間当たりの大気中への放出量及びその継続時間が評価されていることを確認する。ただし、同じ種類の有毒化学物質が同一防液堤内に複数ある場合には、一つの固定源と見なしてもよい。</p> <p>有毒ガスの放出量評価の妥当性を判断するに当たり、1)～5)を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 貯蔵されている有毒化学物質の性状に応じた、有毒ガスの大気中への放出形態になっていること(例えば、液体で保管されている場合、液体で放出されプールを形成し蒸発する等)。 2) 貯蔵されている有毒化学物質が液体で放出される場合、液体が広がる面積(例えば、防液堤の容積及び材質、排液口の有無、防液堤がない場合に広がる面積等)の妥当性が示されていること。 3) 次の項目から判断して、有毒ガスの性状、放出形態に応じて、有毒ガスの放出量評価モデルが適切に用いられていること。 <ul style="list-style-type: none"> －有毒化学物質の漏えい量 －有毒化学物質及び有毒ガスの物性値(例えば、蒸気圧、密度等) －有毒ガスの放出率(評価モデルの技術的妥当性を含む。) 4) 他の有毒化学物質等との化学反応によって有毒ガスが発生する場合には、それを考慮していること。 5) 放出継続時間については、中和等の終息活動を行わない場合は、有毒ガスの発生が自然に終息するまでの時間を計算していること。終息活動を行う場合は、有毒ガスの発生が終息するまでの時間としてもよい。 	<p>5. 有毒ガス影響評価</p> <p>敷地内固定源は、対象発生源がないため、防護措置等を考慮した有毒ガス影響評価は不要である。</p> <p>敷地内可動源及び敷地外固定源は、スクリーニング評価を行わず有毒ガスの発生源として防護対策を実施する。</p> <p>5. 1 有毒ガスの放出の評価</p> <p>評価条件が 4. 3 と同じとなるため、防護措置等を考慮した有毒ガス影響評価は不要である。</p>	<p>5. 有毒ガス影響評価 → 影響評価ガイドのとおり</p> <p>敷地内外の固定源及び敷地内の可動源は、対象発生源がないため、防護措置等を考慮した有毒ガス影響評価は不要である。</p>	

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理
<p>5. 2 大気拡散及び濃度の評価</p> <p>下記の原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度の評価が行われ、運転・対処要員の吸気中の濃度が評価されていることを確認する。</p> <p>また、その際に、原子炉制御室等外評価点での濃度の有毒ガスが原子炉制御室等の換気空調設備の運転モードに応じて、原子炉制御室等内に取り込まれると仮定していることを確認する。</p> <p>5. 2. 1 原子炉制御室等外評価点</p> <p>原子炉制御室等外評価点の設定の妥当性を判断するに当たり、原子炉制御室等の換気空調設備の隔離を考慮する場合、1)及び2)を確認する。(解説-7)</p> <p>1) 外気取入口から外気を取り入れている間は、外気取入口が設置されている位置を評価点としていること。</p> <p>2) 外気を遮断している間は、発生源から最も近い原子炉制御室等バウンダリ位置を評価点として選定していること。</p> <p>(解説-7) 原子炉制御室等外評価点の選定</p> <p>有毒ガスの発生時に外気を取り入れている場合には主に外気取入口を介して、また有毒ガスの発生時に外気を遮断している場合にはインリークによって、原子炉制御室等の属する建屋外から原子炉制御室等内に有毒ガスが取り込まれることが考えられる。このため、原子炉制御室等の換気空調設備の運転モードに応じて、評価点を適切に選定する。</p>	<p>5. 2 大気拡散及び濃度の評価</p> <p>評価条件が 4. 4 と同じとなるため、防護措置等を考慮した有毒ガス影響評価は不要である。</p> <p>5. 2. 1 原子炉制御室等外評価点</p> <p>制御室にとどまる運転員及び緊急時対策所にとどまる指示要員の防護は換気空調設備の隔離及び防護具の着装により行い、インリーク等により制御室内の有毒ガス濃度が上昇する可能性を考慮しても防護具による防護が可能であることから、防護措置等を考慮した有毒ガス影響評価は不要である。</p>	-	
<p>5. 2. 2 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価</p> <p>大気中へ放出された有毒ガスの原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度が評価されていることを確認する。</p> <p>原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価の妥当性を判断するに当たり、1)～5)を確認する。</p> <p>1) 次の項目から判断して、評価に用いる大気拡散条件(気象条件を含む。)が適切であること。</p> <p>－気象データ(年間の風向、風速、大気安定度)は評価対象とする地理的範囲を代表していること。</p> <p>－評価に用いた観測年が異常年でないという根拠が示されていること⁶⁾。</p> <p>2) 次の項目から判断して、有毒ガスの性状、放出形態に応じて、大気拡散モデルが適切に用いられていること。</p> <p>－大気拡散の解析モデルは、検証されたものであり、かつ適用範囲内で用いられていること(選定した解析モデルの妥当性、不確かさ等が試験解析、ベンチマーク解析等により確認されていること)。</p> <p>3) 地形及び建屋等の影響を考慮する場合には、そのモデル化の妥当性が示されていること(例えば、三次元拡散シミュレーションモデルを用いる場合等)。</p> <p>4) 敷地内外に関わらず、複数の固定源から大気中へ放出された有毒ガスの重ね合わせを考慮していること。(解説-6)</p> <p>5) 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度は、年間の気象条件を用いて計算したもののうち、厳しい値が評価に用いられていること(例えば、毎時刻の原子炉制御室等外評価点での濃度を年間</p>	<p>5. 2. 2 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価→ 影響評価ガイドどおり</p> <p>評価条件が 4. 4. 2 と同じとなるため、防護措置等を考慮した有毒ガス影響評価は不要である。</p>	-	

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理
<p>について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値が用いられていること等^{6.)}。</p>			
<p>5. 2. 3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価 運転・対処要員の吸気中の濃度として、原子炉制御室等については室内の濃度が、重要操作地点については5. 2. 2の濃度が、それぞれ評価されていることを確認する。 原子炉制御室等内及び重要操作地点の運転・対処要員の吸気中の濃度評価の妥当性を判断するに当たり、1)～5)を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 有毒ガスの発生時に、原子炉制御室等の換気空調設備の隔離を想定している場合には、外気を遮断した後は、インリークを考慮していること。また、その際に、設定したインリーク率の妥当性が示されていること。 2) 原子炉制御室等内及び重要操作地点の濃度が最大となるまで計算していること。 3) 原子炉制御室等内及び重要操作地点の濃度が有毒ガス防護判断基準値を超える場合には、有毒ガス防護判断基準値への到達時間を計算していること。 4) 敷地内の可動源の場合、有毒化学物質ごとに想定された輸送ルート上で有毒ガス濃度を評価した結果の中で、最も高い濃度が選定されていること。(図2参照) 5) 次に例示するような、敷地内の有毒化学物質の漏えい等の検出から対応までの適切な所要時間を考慮していること。 <ul style="list-style-type: none"> －原子炉制御室等の換気空調設備の隔離を想定している場合は、換気空調設備の隔離完了までの所要時間。 －原子炉制御室等の正圧化を想定している場合は、正圧化までの所要時間。 －空気呼吸具若しくは同等品(酸素呼吸器等)又は防毒マスク(以下「空気呼吸具等」という。)の着用を想定している場合は、着用までの所要時間。 	<p>5. 2. 3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価 制御室にとどまる運転員及び緊急時対策所にとどまる指示要員の防護は換気空調設備の隔離及び防護具の着装により行い、制御室にとどまる運転員及び緊急時対策所にとどまる指示要員の防護は換気空調設備の隔離及び防護具の着装により行い、インリーク等により制御室内の有毒ガス濃度が上昇する可能性を考慮しても防護具による防護が可能であること、防護具は速やかに着装可能であることから、防護措置等を考慮した有毒ガス影響評価は不要である。</p>	-	
<p>6. 有毒ガス防護に対する妥当性の判断 運転・対処要員に対する有毒ガス防護の妥当性を判断するに当たり、6. 1及び6. 2を確認する。</p> <p>6. 1 対象発生源がある場合の対策 6. 1. 1 運転・対処要員の吸気中の有毒ガスの最大濃度</p> <p>有毒ガス影響評価の結果、原子炉制御室等内及び重要操作地点の運転・対処要員の吸気中の有毒ガスの最大濃度が、有毒ガス防護判断基準値を下回ることを確認する¹⁸⁾。</p>	<p>6. 有毒ガス防護に対する妥当性の判断</p> <p>6. 1 対象発生源がある場合の対策 6. 1. 1 運転・対処要員の吸気中の有毒ガスの最大濃度 → 影響評価ガイドどおり</p> <p>敷地内固定源については、制御室の外気取入口での有毒ガス濃度が有毒ガス防護判断基準値を下回ることを確認した。また、有毒ガスの発生源として特定した敷地内可動源(硝酸、液化NOx、アンモニア及びメタノール)及び敷地外固定源(原油)に対しては、換気設備の隔離及び防護具の着装により、運転員及び指示要員の吸気中の有毒ガスの最大濃度が有毒ガス防護判断基準値を下回ることを確認した。</p>	<p>6. 有毒ガス防護に対する妥当性の判断</p> <p>6. 1 対象発生源がある場合の対策 6. 1. 1 運転・対処要員の吸気中の有毒ガスの最大濃度 → 影響評価ガイドどおり</p> <p>敷地内外の固定源及び敷地内の可動源は、スクリーニング評価の結果、対象発生源がないため、防護措置等を考慮した有毒ガス影響評価は不要である。</p>	
<p>6. 1. 2 スクリーニング評価結果を踏まえて行う対</p>	<p>6. 1. 2 スクリーニング評価結果を踏まえて行う対策</p>	<p>6. 1. 2 スクリーニング評価結果を踏まえて行う対策</p>	

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理
<p>策</p> <p>6. 1. 2. 1 敷地内の対象発生源への対応</p> <p>(1) 有毒ガスの発生及び到達の検出 有毒ガスの発生及び到達の検出について、1)及び2)を確認する。(解説-8)</p> <p>1) 有毒ガスの発生の検出 次の項目を踏まえ、敷地内の対象発生源(固定源)の近傍において、有毒ガスの発生又は発生の兆候を検出する装置が設置されていること。 -当該装置の選定根拠が示されていること。 -検出までの応答時間が適切であること。</p> <p>2) 有毒ガスの到達の検出 次の項目を踏まえ、原子炉制御室等の換気空調設備等において、有毒ガスの到達を検出するための装置が設置されていること。 -当該装置の選定根拠が示されていること。 -有毒ガス防護判断基準値レベルよりも十分低い濃度レベルで検出できること。 -検出までの応答時間が適切であること。</p> <p>(2) 有毒ガスの警報 有毒ガスの警報について、①～④を確認する。(解説-8)</p> <p>① 原子炉制御室及び緊急時制御室に、前項(1)1)及び2)の検出装置からの信号を受信して自動的に警報する装置が設置されていること。 ② 緊急時対策所については、前項(1)2)の検出装置からの信号を受信して自動的に警報する装置が設置されていること。 ③ 「警報する装置」は、表示ランプ点灯だけでなく同時にブザー鳴動等を行うことができること。 ④ 有毒ガスの警報は、原子炉制御室等の運転・対処要員が適切に確認できる場所に設置されていること(例えば、見やすい場所に設置する等。)</p> <p>(3) 通信連絡設備による伝達 通信連絡設備による伝達について、①及び②を確認する。</p> <p>① 既存の通信連絡設備により、有毒ガスの発生又は到達を検知した運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に有毒ガスの発生を知らせるための手順及び実施体制が整備されていること。 ② 敷地内で異臭等の異常が確認された場合には、これらの異常の内容を原子炉制御室又は緊急時制御室の運転員に知らせ、運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせるための手順及び実施体制が整備されていること。</p> <p>(4) 防護措置</p>	<p>6. 1. 2. 1 敷地内の対象発生源への対応</p> <p>(1) 有毒ガスの発生及び到達の検出</p> <p>1) 有毒ガスの発生の検出 → 影響評価ガイドのとおり 敷地内固定源に対しては、有毒ガスの発生源とならないため、有毒ガスの発生の検出は不要である。</p> <p>2) 有毒ガスの到達の検出 → 影響評価ガイドのとおり 敷地内固定源に対しては、有毒ガスの発生源とならないため、有毒ガスの到達の検出は不要である。 敷地内可動源に対しては、敷地内へ入構する際、立会人等を入構箇所に派遣し、受入完了まで随行・立会を実施する。また、万が一、有毒化学物質の漏えいに伴い有毒ガスが発生した場合は、既存の通信連絡設備を用いて統括当直長へ連絡する。 従って、人による認知が期待できることから、装置による有毒ガスの到達の検出は不要である。 なお、本運用の詳細な手順については、補足説明資料2-9に記載している。</p> <p>(2) 有毒ガスの警報 → 影響評価ガイドのとおり 敷地内固定源に対しては、有毒ガスの発生源とならないため、有毒ガスの警報は不要である。 敷地内可動源に対しては、敷地内可動源の立会人等からの連絡を受けることにより、有毒ガスの発生及び到達を把握する。 従って、人による認知が期待できることから、有毒ガスの発生及び到達を検出する装置が不要のため、有毒ガスの警報も不要である。 なお、本運用の詳細な手順については、補足説明資料2-9に記載している。</p> <p>(3) 通信連絡設備による伝達 → 影響評価ガイドのとおり 敷地内固定源に対しては、有毒ガスの発生源とならないため、通信連絡設備による伝達は不要である。 敷地内可動源に対しては、敷地内可動源の立会人等から有毒ガスの発生の連絡を受けた統括当直長は運転員等へ有毒ガスの発生を周知する。 敷地内で異臭等の異常が確認された場合には、異常を認知した者から連絡を受けた統括当直長は運転員等へ有毒ガスの発生を周知する。 なお、本運用の詳細な手順については、補足説明資料2-9に記載している。</p> <p>(4) 防護措置 → 影響評価ガイドのとおり</p>	<p>敷地内外の固定源及び敷地内の可動源は、スクリーニング評価の結果、対象発生源がないため、スクリーニング評価結果を踏まえて行う対策は不要である。</p>	<p>有毒ガスの発生を検出する装置については、対象となる有毒ガスの発生源(敷地内固定源)がないため、担保すべき事項とする必要はない。</p> <p>有毒ガスの到達を検出する装置については、有毒ガスの発生源(敷地内可動源)における有毒ガスの発生時において、再処理事業所内外の必要な場所との通信連絡を行うための通信連絡設備を設置することを担保すべき事項とする。</p> <p>有毒ガスの警報については、有毒ガスの発生源(敷地内可動源)における有毒ガスの発生時において、再処理事業所内外の必要な場所との通信連絡を行うための通信連絡設備を設置することを担保すべき事項とする。</p> <p>通信連絡設備による伝達については、有毒ガスの発生時(敷地内で異臭等の異常が確認された場合を含む)において、再処理事業所内外の必要な場所との通信連絡を行うための通信連絡設備を設置することを担保すべき事項とする。</p>

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理
<p>原子炉制御室等内及び重要操作地点において、運転・対処要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護判断基準値を超えないよう、スクリーニング評価結果を踏まえ、必要に応じて 1)～5) の防護措置を講じることを有毒ガス影響評価において前提としている場合には、妥当性の判断において、講じられた防護措置を確認する¹⁹⁾。</p> <p>1) 換気空調設備の隔離 防護措置として換気空調設備の隔離を講じる場合、①及び②を確認する。 ① 対象発生源から発生した有毒ガスを原子炉制御室等の換気空調設備によって取り入れないように外気との連絡口は遮断可能であること。 ② 隔離時の酸欠防止等を考慮して外気取り入れの再開が可能であること。</p> <p>2) 原子炉制御室等の正圧化 防護措置として原子炉制御室等の正圧化を講じる場合は、①～④を確認する。 ① 加圧ポンベによって原子炉制御室等を正圧化する場合、有毒ガスの放出継続時間を考慮して、加圧に必要な期間に対して十分な容量の加圧ポンベが配備されること。また、加圧ポンベの容量は、有毒ガスの発生時に確保されること（放射性物質の放出時用等との兼用は不可。） ② 中和作業の所要時間を考慮して、加圧ポンベの容量を確保してもよい。その場合は、有毒化学物質の広がりや想定が適切であること（例えば、敷地内可動源の場合、道路幅、傾斜等を考慮し広がり面積が想定されていること、敷地内固定源の場合、堰全体に広がることなどが想定されていること等。） ③ 原子炉制御室等内の正圧が保たれているかどうか確認できる測定器が配備されること。 ④ 原子炉制御室等を正圧化するための手順及び実施体制が整備されること。</p> <p>3) 空気呼吸具等の配備 防護措置として空気呼吸具等及び防護服の配備を講じる場合は、①～④を確認する。 なお、対象発生源の場合、有毒ガスが特定できるため、防毒マスクを配備してもよい。 ① 空気呼吸具等及び防護服を着用する場合、運転操作に悪影響を与えないこと。空気呼吸具等及び防護服は、原子炉制御室等内及び重要操作地点にとどまる人数に対して十分な数が配備されること。 ② 空気呼吸具等を使用する場合、有毒ガスの放出継続時間を考慮して、空気呼吸具等を着用している時間に対して十分な容量の空気ポンベ又は吸収缶（以下「空気ポンベ等」という。）が原子炉制御室等内又は重要操作地点近傍に適切に配備されること。 なお、原子炉制御室等内又は重要操作地点近傍に全て配備できない場合には、継続的に供給できる手順及び実施体制が整備されること。 空気ポンベ等の容量については、次の項目を確認する。</p>	<p>制御室の運転員及び緊急時対策所の指示要員に対し、吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護判断基準値を超えないよう、換気設備の隔離及び防護具の装着を行う。</p> <p>1) 換気空調設備の隔離 → 影響評価ガイドのとおり</p> <p>① 有毒ガス発生連絡を受けた場合は、換気設備を隔離することにより、中央制御室等の居住性を確保できる設計としている。 ② 換気設備の隔離中は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮している。</p> <p>2) 原子炉制御室等の正圧化 再処理施設では、有毒ガス防護対策として制御室等の正圧化は実施しない。</p> <p>3) 空気呼吸具等の配備 → 影響評価ガイドのとおり</p> <p>① 有毒ガス防護のために防毒マスク等を着用した場合においても、操作に必要な視界が確保されることや相互のコミュニケーションが可能であること、操作に関する運転員等の動作を阻害するものでないことから、制御室等での運転操作に支障を生じることはない。また、制御室等内にとどまる人数に対して十分な数を配備することとしている（補足説明資料 2-9 参照）。 ② 有毒ガスの放出継続時間（事故事例より最大 24 時間を想定。「安全審査 整理資料 第 9 条：外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部衝撃）」参照）に対し、十分な容量の吸収缶を中央制御室等に配備することとしている。</p>		<p>有毒ガスの発生に対しては、制御室の運転員及び緊急時対策所の指示要員に対し、吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護判断基準値を超えないよう、遮断が可能な換気設備を設けることを担保すべき事項とする。</p> <p>有毒ガスの発生に対しては、影響評価ガイドの要求及び先行実用炉での実績を踏まえ、換気設備の隔離に加え、インリーク等により制御室内の有毒ガス濃度が上昇する可能性を考慮し、中央制御室等に防護具を配備することを担保すべき事項とする。</p>

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理
<p> 一有毒ガス影響評価を基に、有毒ガスの放出継続時間に対して、容量が確保されること。 一有毒ガス影響評価を行わない場合は、対象発生源の有毒化学物質保有量等から有毒ガスの放出継続時間を想定し、容量を確保してもよい。 一中和作業の所要時間を考慮して、空気ポンプ等の容量を確保してもよい。その場合は、有毒化学物質の広がりやの想定が適切であること（例えば、敷地内可動源の場合、道路幅、傾斜等を考慮し広がり面積が想定されていること、敷地内固定源の場合、堰全体に広がることを想定されていること等。）。 一容量は、有毒ガスの発生時用に確保されること（空気の容量については、放射性物質の放出時用等との兼用は不可。ただし、空気ポンプ以外の器具（面体を含む。）は、兼用してもよい。）。 </p> <p> ③ 原子炉制御室等内及び重要操作地点の有毒ガス防護対象者の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護判断基準値以下となるように、運転・対処要員が空気呼吸具等の使用を開始できること。（解説-9） </p> <p> ④ 空気呼吸具等を使用するための手順及び実施体制が整備されること。 </p> <p> 4) 敷地内の有毒化学物質の中和等の措置 防護措置として敷地内の有毒化学物質の中和等の措置を講じる場合、有毒ガスの発生を終息させるための活動(漏えいした有毒化学物質の中和等)を速やかに行うための手順及び実施体制が整備されることを確認する。（解説-10） </p> <p> 5) その他 ① 空気浄化装置を利用する場合には、その浄化能力に対する技術的根拠が示されていること。 ② インリーク率の低減のための設備(加圧設備以外)を利用する場合、設備設置後のインリーク率が示されていること。 ③ その他の防護具等を考慮する場合は、その技術的根拠が示されていること。 </p> <p> (解説-8) 有毒ガスの発生及び到達を検出し警報する装置 ● 有毒ガスの発生を検出する装置については、必ずしも有毒ガスの発生そのものではなく、有毒ガスの発生の兆候を検出することとしてもよい。例えば、検出装置として貯蔵タンクの液位計を用いており、当該液位計の故障等によって原子炉制御室及び緊急時制御室への信号が途絶えた場合、その信号の途絶を貯蔵タンクの損傷とみなし、有毒ガスの発生の兆候を検出したとしてもよい。 ● 有毒ガスの到達を検出するための装置については、検出装置の応答時間を考慮し、防護措置のための時間的余裕が見込める場合は、可搬型でもよい。また、当該装置に警報機能がある場合は、その機能をもって有毒ガスの到達を警報する装置としてもよい。 ● 敷地内可動源については、人による認知が期待できることから、発生及び到達を検出する装置の設置は </p>	<p> ③ 防護具の着装は、有毒ガスの発生連絡後、速やかに実施可能である。 </p> <p> ④ 防毒マスクを使用するための手順及び実施体制を整備することとしている。 </p> <p> 4) 敷地内の有毒化学物質の中和等の措置 → 影響評価ガイドのとおり 再処理施設において化学薬品が漏えいした場合の回収手順を定めることとしており、敷地内可動源からの化学物質の漏えいが発生した場合には、本手順に従い対応することにより、有毒ガスを終息できる（「安全審査 整理資料第12条：化学薬品の漏えいによる損傷の防止」参照）。 </p> <p> 5) その他 再処理施設では、有毒ガス防護対策としてその他の措置は実施しない。 </p>		

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理																																																																						
<p>求めないこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有毒ガスが検出装置に到達してから、検出装置が応答し警報装置に信号を送るまでの時間について、その後の対応等に要する時間を考慮しても、必要な時間までに換気空調設備の隔離を行えるものであること。 <p>(解説-9) 米国におけるIDLHと空気呼吸具の使用との関係</p> <p>米国では、急性毒性の判断基準としてIDLHが用いられている。IDLH値の例を表4に示す。30分間のばく露を想定したIDLH値は、多数の有毒ガスについて空気呼吸具の選択のために策定されており、米国規制指針⁵において、有毒化学物質の漏えい等の検出から2分以内に空気呼吸具の使用を開始すべきとされ、解説⁷では、この2分という設定はIDLH値の使用における安全余裕を与えるものとされている。</p> <p>表4 代表的な有毒化学物質に対するIDLH値の例</p> <table border="1" data-bbox="166 720 744 995"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有毒化学物質</th> <th colspan="2">IDLH値</th> <th rowspan="2">有毒化学物質</th> <th colspan="2">IDLH値</th> </tr> <tr> <th>ppm^a</th> <th>mg/m^{3b}</th> <th>ppm^a</th> <th>mg/m^{3b}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクリロニトリル</td> <td>85</td> <td>184</td> <td>硝酸</td> <td>25</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>アンモニア</td> <td>300</td> <td>208</td> <td>水酸化ナトリウム</td> <td>—</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>エタノールアミン</td> <td>30</td> <td>75</td> <td>スチレン</td> <td>700</td> <td>2980</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>50</td> <td>75</td> <td>トルエン</td> <td>500</td> <td>1883</td> </tr> <tr> <td>塩素</td> <td>10</td> <td>29</td> <td>ヒドラジン</td> <td>50</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>オキシラン</td> <td>800</td> <td>1442</td> <td>ベンゼン</td> <td>500</td> <td>1596</td> </tr> <tr> <td>過酸化水素</td> <td>75</td> <td>104</td> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>20</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>900</td> <td>3907</td> <td>メタノール</td> <td>6000</td> <td>7872</td> </tr> <tr> <td>シクロヘキサン</td> <td>1300</td> <td>4472</td> <td>硫酸</td> <td>—</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエタン</td> <td>3000</td> <td>12135</td> <td>リン酸トリブチル</td> <td>30</td> <td>327</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>a: 標準温度 (25°C) 及び標準圧力 (1013.25hPa) における空気中の蒸気またはガス濃度 b: 空気中濃度 (ppm) から標準温度、標準圧力、有毒化学物質の分子量、気体定数を用いて換算した濃度</small></p> <p>(解説-10) 有毒ガスばく露下で作業予定の要員について</p> <p>有毒ガスの発生時に有毒ガスばく露下での作業(漏えいした有毒化学物質の中和等)を行う予定の要員についても、手順及び実施体制を整備すべき対象に含まれることから、空気呼吸具等及び必要な作業時間分の空気ポンプ等の容量が配備されていることを確認する必要がある(6.2の対策においては、防毒マスク及び吸収缶を除く。)</p>	有毒化学物質	IDLH値		有毒化学物質	IDLH値		ppm ^a	mg/m ^{3b}	ppm ^a	mg/m ^{3b}	アクリロニトリル	85	184	硝酸	25	64	アンモニア	300	208	水酸化ナトリウム	—	10	エタノールアミン	30	75	スチレン	700	2980	塩化水素	50	75	トルエン	500	1883	塩素	10	29	ヒドラジン	50	66	オキシラン	800	1442	ベンゼン	500	1596	過酸化水素	75	104	ホルムアルデヒド	20	25	キシレン	900	3907	メタノール	6000	7872	シクロヘキサン	1300	4472	硫酸	—	15	1,1-ジクロロエタン	3000	12135	リン酸トリブチル	30	327	<p>6.1.2.2 敷地外の対象発生源への対応</p> <p>(1) 敷地外からの連絡</p> <p>敷地外で有毒ガスが発生した場合、その発生を原子炉制御室又は緊急時制御室内の運転員に知らせる仕組み(例えば、次の情報源から有毒ガスの発生事故情報を入手し、運転員に知らせるための手順及び実施体制)が整備されること。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 消防、警察、海上保安庁、自衛隊 — 地方公共団体(例えば、防災有線放送、防災行政無線、防災メール、防災ラジオ等) — 報道(例えば、ニュース速報等) — その他有毒ガスの発生事故に係る情報源 <p>(2) 通信連絡設備による伝達</p>	<p>(参考) 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応</p>	<p>再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理</p>
有毒化学物質		IDLH値			有毒化学物質	IDLH値																																																																			
	ppm ^a	mg/m ^{3b}	ppm ^a	mg/m ^{3b}																																																																					
アクリロニトリル	85	184	硝酸	25	64																																																																				
アンモニア	300	208	水酸化ナトリウム	—	10																																																																				
エタノールアミン	30	75	スチレン	700	2980																																																																				
塩化水素	50	75	トルエン	500	1883																																																																				
塩素	10	29	ヒドラジン	50	66																																																																				
オキシラン	800	1442	ベンゼン	500	1596																																																																				
過酸化水素	75	104	ホルムアルデヒド	20	25																																																																				
キシレン	900	3907	メタノール	6000	7872																																																																				
シクロヘキサン	1300	4472	硫酸	—	15																																																																				
1,1-ジクロロエタン	3000	12135	リン酸トリブチル	30	327																																																																				
<p>6.1.2.2 敷地外の対象発生源への対応</p> <p>(1) 敷地外からの連絡</p> <p>敷地外で有毒ガスが発生した場合、その発生を原子炉制御室又は緊急時制御室内の運転員に知らせる仕組み(例えば、次の情報源から有毒ガスの発生事故情報を入手し、運転員に知らせるための手順及び実施体制)が整備されること。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 消防、警察、海上保安庁、自衛隊 — 地方公共団体(例えば、防災有線放送、防災行政無線、防災メール、防災ラジオ等) — 報道(例えば、ニュース速報等) — その他有毒ガスの発生事故に係る情報源 <p>(2) 通信連絡設備による伝達</p>	<p>6.1.2.2 敷地外の対象発生源への対応</p> <p>(1) 敷地外からの連絡 → 影響評価ガイドのとおり</p> <p>敷地外固定源に対しては、外部機関等から有毒ガス発生情報を入手した者は、通信連絡設備により統括当直長へ連絡する。</p> <p>なお、本運用の詳細な手順については、補足説明資料2-9に記載している。</p> <p>なお、敷地外固定源である独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のむつ小川原国家石油備蓄基地で危険物漏えい等の災害が発生した場合、関係機関への通報および住民・報道機関への広報活動が実施されることから、有毒ガスの発生時の検出は、敷地外からの通信連絡設備による連絡または報道等からの情報入手によることとする。</p> <p>(2) 通信連絡設備による伝達 → 影響評価ガイドのとおり</p>	<p>(参考) 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応</p>	<p>敷地外からの有毒ガス発生の連絡については、有毒ガスの発生源(敷地外固定源)における有毒ガスの発生時において、再処理事業所内外の必要な場所との通信連絡を行うための通信連絡設備を設置することを担保すべき事項とする。</p>																																																																						

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理
<p>① 敷地外からの連絡があった場合には、既存の通信連絡設備により、運転・対処要員に有毒ガスの発生を知らせるための手順及び実施体制が整備されること。</p> <p>② 敷地外からの連絡がなくても、敷地内で異臭がする等の異常が確認された場合には、これらの異常の内容を原子炉制御室又は緊急時制御室の運転員に知らせ、運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせるための手順及び実施体制が整備されること。</p> <p>(3) 防護措置 原子炉制御室等内及び重要操作地点において、運転・対処要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護判断基準値を超えないよう、スクリーニング評価結果を基に、有毒ガス影響評価において、必要に応じて防護措置を講じることを前提としている場合には、妥当性の判断において、講じられた防護措置を確認する²⁰。確認項目は、6. 1. 2. 1 (4) と同じとする。(解説-11)</p> <p>(解説-11) 敷地外において発生する有毒ガスの認知 敷地外の対象発生源で、有毒ガスの種類が特定できるものについて、有毒ガス影響評価において、有毒ガスの到達と敷地外からの連絡に見込まれる時間の関係などにより、防護措置の一部として、当該発生源からの有毒ガスの到達を検出するための設備等を前提としている場合には、妥当性の判断において、講じられた防護措置を確認する。</p>	<p>通信連絡設備による伝達は、敷地内の有毒ガスの発生源と同じである。</p> <p>(3) 防護措置 → 影響評価ガイドのとおり 防護措置は、敷地内の有毒ガスの発生源と同じである。</p>		
<p>6. 2 予期せず発生する有毒ガスに関する対策 対象発生源が特定されない場合においても、予期せぬ有毒ガスの発生(例えば、敷地外可動源から発生する有毒ガス、敷地内固定源及び可動源において予定されていた中和等の終息作業ができなかった場合に発生する有毒ガス等)を考慮し、原子炉制御室等に対し、最低限の対策として、(1)～(3)を確認する。(解説-12)</p> <p>(1) 防護具等の配備等 ① 運転・初動要員に対して、必要人数分の防護具等が配備されているとともに、防護のための手順及び実施体制が整備されていること。少なくとも、次のものが用意されていること。 - 敷地内における必要人数分の空気呼吸具又は同等品(酸素呼吸器等)²¹の配備(着用のための手順及び実施体制を含む。) - 一定量の空気ポンペの配備(例えば、6時間分。なお、6. 1. 2. 1 (4) 3)において配備する空気ポンペの容量と兼用してもよい。)(解説-13) ② 敷地内固定源及び可動源において中和等の終息作業を考慮する場合については、予定されていた中和等の終息作業ができなかった場合を考慮し、スクリーニング評価(中和等の終息作業を仮定せずに実施。)の結果有毒ガスの放出継続時間が6時間を超える場合は、①に加え、当該放出継続時間まで空気呼吸具又は同等品(酸素呼吸器等)の継続的な利用ができることを考慮し、空気ポンペ等が配備されていること。(解説-14) ③ バックアップとして、供給体制が用意されていること(例えば、空気圧縮機による使用済空気ポンペへの空気の再充填等)。 ④ ①において配備した防護具等については、必要</p>	<p>6. 2 予期せず発生する有毒ガスに関する対策 → 影響評価ガイドのとおり</p> <p>予期せず発生する有毒ガスは、「使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」の要求事項であるが、通常運転時においても防護されるべきものであり、再処理施設では、敷地内外の固定源及び可動源と同様に、運転員及び指示要員を有毒ガス防護対象者とし、換気設備の隔離及び防護具の着装により防護するとともに、再処理事業所内外の必要な場所との通信連絡を行うための通信連絡設備を設置する。 詳細は、「安全審査 整理資料 使用済燃料の再処理の事業に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」で纏める。</p>	<p>6. 2 予期せず発生する有毒ガスに関する対策</p> <p>(1) 防護具等の配備等 → 評価ガイドどおり ① 運転・初動要員に対して、必要人数分の酸素呼吸器及び酸素ポンペを配備するとともに、防護のための手順及び実施体制を整備することとしている。(5.2.1, 第5.2.1-1表及び第5.2.1-2表, 別紙13-1)</p> <p>② 1人当たり酸素呼吸器を6時間使用するのに必要となる酸素ポンペを配備することとしている。(5.2.1, 第5.2.1-2表, 別紙13-1)</p> <p>③ バックアップとして、酸素呼吸器に使用する酸素ポンペの継続的な供給体制を整備することとしている。(5.2.1, 別紙13-2)</p> <p>④ 予期せず発生する有毒ガスが発生した場合においても、</p>	

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	再処理施設における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	(参考) 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応	再処理の特性を踏まえた対応及び担保すべき事項の整理
<p>に応じて有毒ガスばく露下で作業予定の要員が使用できるよう、手順及び実施体制（防護具等の追加を含む。）が整備されていること。（解説-10）</p> <p>(2) 通信連絡設備による伝達</p> <p>① 敷地外からの連絡があった場合には、既存の通信連絡設備により、原子炉制御室等の運転・対処要員に有毒ガスの発生を知らせるための手順及び実施体制が整備されていること。</p> <p>② 敷地内で異臭等の異常が確認された場合には、これらの異常の内容を原子炉制御室又は緊急時制御室の運転員に知らせ、運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせるための手順及び実施体制が整備されていること。</p> <p>(3) 敷地外からの連絡</p> <p>有毒ガスが発生した場合、その発生を原子炉制御室又は緊急時制御室内の運転員に知らせる仕組み（例えば、次の情報源から有毒ガスの発生事故情報を入手し、運転員に知らせるための手順及び実施体制）が整備されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 消防、警察、海上保安庁、自衛隊 - 地方公共団体（例えば、防災有線放送、防災行政無線、防災メール、防災ラジオ等） - 報道（例えば、ニュース速報等） - その他有毒ガスの発生事故に係る情報源 <p>(解説-12) 予期せず発生する有毒ガスの検出</p> <p>予期せず発生する有毒ガスについて、有毒ガスの種類と量が特定できないものもあり、その場合、検出装置の設置は困難なことから、それを求めないこととし、人による異常の認知（例えば、臭気での検出、動植物等の異常の発見等）によることとした。</p> <p>(解説-13) 空気ポンベの容量</p> <p>米国では、空気呼吸具の空気の容量について、影響評価の結果対応が必要となった場合、敷地内で少なくとも 6 時間分を用意し、追加分については、敷地外から数百時間分の空気ポンベの供給が可能であることを求めており、予期せず発生する有毒ガスについては考慮の対象としていない⁵。今般、国内のタンクローリーによる有毒化学物質輸送事故等の事例⁸を踏まえ、中和、回収等の作業の所要時間を考慮して、一定量として、6 時間分が用意されていることとした。</p> <p>予期せず発生する有毒ガスについては、影響評価の結果、有毒ガスが発生しないとされる場合であっても求める対応であることから、空気の容量は他の用途の容量（例えば、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」（平成 24 年文部科学省、経済産業省令第 4 号）第 4 条の要求により保有しているもの等）と兼用してもよいこととする。</p> <p>(解説-14) バックアップについて</p> <p>バックアップについては、敷地内外からの空気の供給体制（例えば、空気圧縮機による使用済空気ポンベへの清浄な空気の再充填、離れた場所からの空気ポンベの供給等）により、継続的に供給されることが望ましい。</p>		<p>(参考) 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉における有毒ガス防護に係る影響評価ガイドへの対応</p> <p>酸素呼吸器等を使用することで、必要な対処・初動対応が行えるよう手順及び実施体制を整備することとしている。（別紙 13-1）</p> <p>(2) 通信連絡設備による伝達 → 評価ガイドどおり敷地外からの連絡があった場合には、既存の通信連絡設備により、中央制御室等の運転・対処要員に有毒ガスの発生を知らせるための手順及び実施体制を整備することとしている。</p> <p>また、敷地内で異臭等の異常が確認された場合には、これらの異常の内容を中央制御室の当直長等に知らせ、当直長等から、その他の運転・対処要員に知らせるための手順及び実施体制を整備することとしている。（5.2.2, 別紙 13-1）</p> <p>(3) 敷地外からの連絡 → 評価ガイドどおり有毒ガスが発生した場合、その発生を中央制御室の運転員に知らせる仕組みを整備することとしている。（5.2.3, 別紙 13-1）</p>	

補足説明資料 2-8
別紙 2

有毒ガス評価に係る固体あるいは揮発性が乏しい液体の取扱いについて

1. 固体あるいは揮発性が乏しい液体の取扱いの考え方

スクリーニング評価に先立ち実施する固定源及び可動源の調査のうち、敷地内固定源については、「敷地内に保管されている抽出した有毒化学物質」を調査対象としているが、確実に調査、影響評価及び防護措置の策定ができるように、スクリーニング評価において「固体あるいは揮発性が乏しい液体」の取り扱いについて考え方を整理した。

整理にあたっては、影響評価ガイドの解説-4（調査対象外とする場合）を考慮した。

【影響評価ガイドの記載】

（解説-4）調査対象外とする場合

貯蔵容器が損傷し、容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量が流出しても、有毒ガスが大気中に多量に放出されるおそれがないと説明できる場合。（例えば、使用場所が限定されていて貯蔵量及び使用量が少ない試薬等）

常温で固体あるいは揮発性の乏しい液体は、以下の理由により蒸発量が少ないことから、有毒ガスのうち気体状の有毒化学物質が大気中に多量に放出されることはないため、スクリーニング評価を行う固定源及び可動源の調査対象外とする。

- 常温で貯蔵する固体は揮発に乏しいため、固体又は固体を溶解している水溶液中の固体分子は蒸発しない。
- 濃度が生活用品程度の水溶液は、希薄であるため蒸発量は少ない。

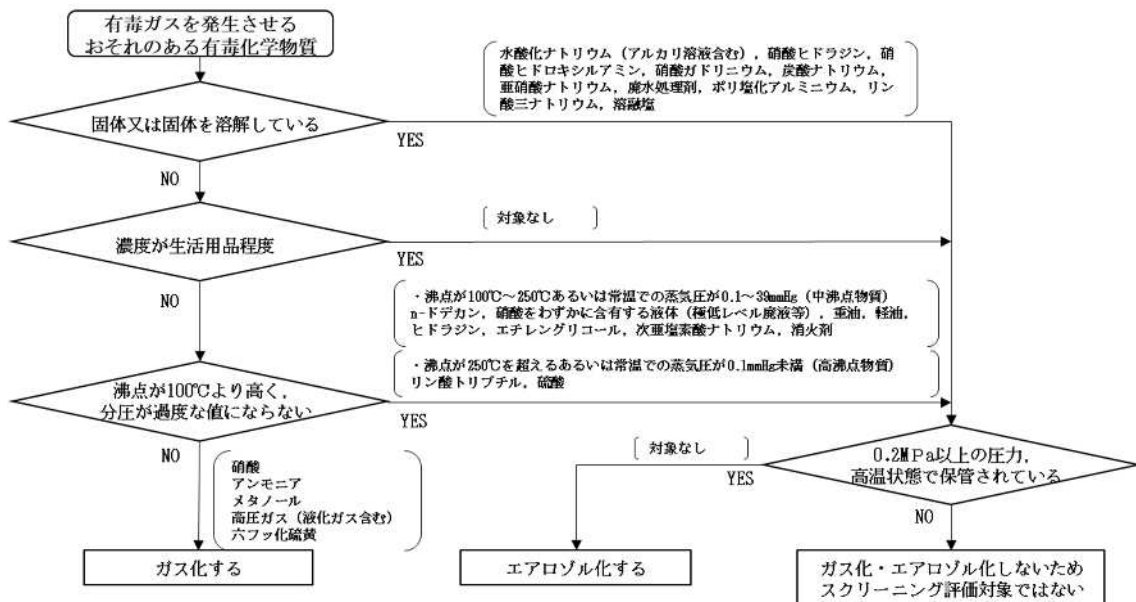
- 沸点は、化学物質の飽和蒸気圧が外圧と等しくなる温度であり、化学物質が沸点以上になると沸騰し多量に気化するため、再処理施設の一般的な環境として超えることのない100℃を沸点の基準とし、それ以上の沸点をもつ物質は多量に放出されるおそれがない。ただし、沸点が100℃以上の物質を一律に除外するのではなく、念のため分圧が過度の値でないことを確認する。
- 化学物質の蒸発率は、米国環境保護庁 (EPA) 及び米国海洋大気庁 (NOAA) が開発した有毒化学物質の漏えい・放出を評価するための解析ソフトウェア「ALOHA」で用いられる以下の式に従い、化学物質の分圧に依存するため、濃度が低く分圧が小さい有毒化学物質の溶液も、揮発性が乏しい液体に含まれる。

蒸発率[kg/s]	$E = A \times K_M \times \left(\frac{M_{W_m} \times P_v}{R \times T} \right)$
化学物質の物質移動係数[m/s]	$K_M = 0.0048 \times U^{\frac{7}{9}} \times Z^{-\frac{1}{9}} \times S_C^{-\frac{2}{3}}$
化学物質のシュミット数	$S_C = \frac{\nu}{D_M}$
化学物質の分子拡散係数[m ² /s]	$D_M = D_{H_2O} \times \sqrt{\frac{M_{W_{H_2O}}}{M_{W_m}}}$
温度 T ，大気圧における水の分子拡散係数 [m ² /s]	$D_{H_2O} = D_0 \times \left(\frac{T}{273.15} \right)^{1.75}$
補正蒸発率[kg/s]	$E_C = - \left(\frac{P_a}{P_v} \right) \ln \left(1 - \frac{P_v}{P_a} \right) \times E$
堰面積[m ²]	A
大気圧[Pa]	P_a
化学物質の分圧[Pa]	P_v
化学物質の分子量[kg/kmol]	M_{W_m}
水の分子量[kg/kmol]	$M_{W_{H_2O}}$
ガス定数[J/kmol・K]	R
温度[K]	T
風速[m/s]	U
堰直径[m]	Z
空気の動粘性係数[m ² /s]	ν
水の空気中における拡散係数[m ² /s]	D_0

例えば、再処理施設において大量に使用されている硝酸は、100%濃度において沸点121℃であるため、通常的环境下では多量に放出される可能性は低いですが、蒸気圧が20℃で6400Paと比較的高い。「有害大気汚染物質測定方法マニュアル（平成23年3月改訂）」（環境省）の「第2章 大気中のベンゼン等揮発性有機化合物（VOCs）の測定方法」では、多種の揮発性有機化合物等の物理的性質として沸点及び蒸気圧が纏められており、そこから100℃に相当する平均的な蒸気圧を割り出すと39mmHg（約5200Pa）となる。これを有毒化学物質全般に対する揮発性の目安（分圧が過度の値であるとする閾値）とすると、100%濃度の硝酸は揮発性が乏しい液体とは言えない。

2. 固体あるいは揮発性が乏しい液体の判定フロー

以上を踏まえ、固体あるいは揮発性が乏しい液体についてガス化またはエアロゾル化するか否かの具体的な判定フローを第1図に示す。



第1図 ガス化・エアロゾル化判定フロー

第1図のフローに基づき、再処理施設で使用する主な有毒化学物質について、固体あるいは揮発性が乏しい液体について判定した。再処理施設で使用する主な有毒化学物質の物性値を第1表に示す。

抽出の結果、固体あるいは揮発性が乏しい液体に該当せず、ガス化すると判定されるものは硝酸、アンモニア、メタノール、高压ガス（液化NO_x、一酸化窒素、液化酸素等）及び六フッ化硫黄である。ただし、極低レベル廃液等のように硝酸をわずかに含有する液体については、硝酸濃度が低いため分圧が小さくなり、例えば30℃における0.2mol/L硝酸の分圧は0.25Paとなる。このため、極低レベル廃液等のように硝酸をわずかに含有する液体については、分圧が過度な値にならないことから、有毒ガスが大気中に多量に放出されるおそれはない。

第1表 再処理施設で使用する主な有毒化学物質の物性値

有毒化学物質	状態	沸点[°C]	蒸気圧[Pa]
硝酸	液体	121 ^{※1}	6400 (20°C) ^{※1}
リン酸トリブチル	液体	289 (分解) ^{※1}	0.15 (25°C) ^{※1}
n-ドデカン	液体	216.3 ^{※2}	130 (20°C) ^{※2}
m-カルボラン	固体	-	-
硝酸ヒドラジン	固体	-	-
硝酸ヒドロキシルアミン	固体	-	-
硝酸ガドリニウム	固体	-	-
亜硝酸ナトリウム	固体	-	-
熔融塩	固体	-	-
液化NO _x (二酸化窒素)	気体	21.2 ^{※1}	96000 (20°C) ^{※1}
一酸化窒素	気体	-151.74 ^{※3}	6078480 ^{※3}
水酸化ナトリウム	固体	-	-
炭酸ナトリウム	固体	-	-
廃水処理剤 (ポリアクリルアミド)	固体	-	-
ヒドラジン	液体	114 ^{※1}	2100 (20°C) ^{※1}
アンモニア	液体	-33 ^{※1}	101300 (26°C) ^{※1}
メタノール	液体	65 ^{※1}	12900 (20°C) ^{※1}
エチレングリコール	液体	197 ^{※1}	6.5 (20°C) ^{※1}
硫酸	液体	340 (分解) ^{※1}	<10 (20°C) ^{※1}
次亜塩素酸ナトリウム	液体	111 ^{※4}	2000~2500 (20°C) ^{※1}
ポリ塩化アルミニウム	固体	-	-
リン酸三ナトリウム	固体	-	-
液化酸素	気体	-183 ^{※1}	5080000 (-118°C) ^{※1}
重油	液体	150以上 ^{※5}	100以下 (37.8°C) ^{※5}
軽油	液体	160~360 ^{※3}	約280~350 (21°C) ^{※3}
消火剤 (エチレングリコール)	液体	197 ^{※1}	6.5 (20°C) ^{※1}
六フッ化硫黄	気体	-63.9 ^{※6}	3030000 (30°C) ^{※6}

※1：国際化学物質安全性データシートより。

- ※2：製品安全データシート（関東化学株式会社）より。
- ※3：職場の安全サイト GHSモデルSDS（厚生労働省）より。
- ※4：Hazardous Substances Data Bank（アメリカ国立生物工学情報センター）より。
- ※5：製品安全データシート（ENEOS株式会社）より。
- ※6：製品安全データシート（高千穂化学工業株式会社）より。

3. 有毒化学物質のエアロゾル化の可能性

有毒化学物質の保管状態によっては、放出時にエアロゾル化する場合があることから、有毒化学物質のエアロゾル化について検討を行った。なお、管理区域内の排気システムには高性能粒子フィルタが設置されており、エアロゾルが大気中に多量に放出されることはないため、以下では非管理区域及び屋外に保管する有毒化学物質について検討する。また、液化ガスは漏えいと同時に気化することを想定していることから、ここでは考慮しない。

エアロゾルは、その生成過程の違いから、粉塵、フューム、煙及びミストに分類される(第2表参照)。液体の有毒化学物質のエアロゾルの形態としては、煙又はミストが挙げられるが、煙については燃焼に伴い発生するものであり、影響評価ガイドの適用範囲外であることから、液体のエアロゾル化に対してはミストへの考慮が必要である。

第2表 エアロゾルの形態及び生成メカニズム

エアロゾルの形態	メカニズム （「エアロゾル学の基礎」（日本エアロゾル学会）より）	状態
粉塵 (dust)	固形物はその化学的組成が変わらないままで、形、大きさが変わって粒状になり空気中に分散したもので、粉碎、研磨、穿孔、爆破、飛散等、主として物理的粉碎・分散過程で生じる。従って、球状、針状、薄片状など、形、大きさともに不均一でかつ大きさは1 μm以上のものが多い。	固体
フューム (fume)	固体が蒸発し、これが凝縮して粒子となったもので、金属の加熱溶融、溶接、溶断、スパーク等の場合に生じる。このような過程では、一般に物理的作用に化学的変化が加わり、空気中では多くの場合酸化物となっており、球状か結晶状である。粒径は小さく1 μm以下のものが多い。	固体
煙 (smoke)	燃焼に際して生じるいわゆる「けむり」に類するもので、一般に有機物の不完全燃焼物、灰分、水分などを含む有色性の粒子である。一つ一つの粒子は小さく球形に近いが、これらがフロック状をなすものが多い。	固体 液体
ミスト (mist)	一般には微小な液滴粒子を総称している。すなわち、液滴が蒸発凝縮したもの、液面の破碎や噴霧等により分散したものが全て含まれ、形状は球形であるが、大きさは生成過程によってかなり幅がある。	液体

ミストとしてのエアロゾル粒子は、粒子が直接大気中に放出される一次粒子と、ガス状物質として放出されたものが、物理的影響又は化学的変化を受けて粒子となる二次粒子があり、その生成過程は、破碎や噴霧などの機械的な力による分散過程と、蒸気の冷却や膨張あるいは化学反応に伴う凝集過程に大別される。

代表的なミスト化の生成メカニズムに対する液体状の有毒化学物質のエアロゾル化の検討結果を第3表に示す。

第3表に示すとおり，エアロゾル化の生成メカニズムとしては，加圧状態からの噴霧及び高温加熱による蒸発後の凝集及び飛散が考えられるが，保管状態等を考慮するといずれの生成過程でも有毒化学物質が大気中に多量に放出されることはないことを確認した。

以上のことから，固体あるいは揮発性が乏しい液体については，スクリーニング評価の対象外とする。

第3表 エアロゾル（ミスト）に対する検討結果

エアロゾル粒子※1	生成過程※1~3	具体例	検討結果
一次粒子	飛散	貯蔵容器の破損に伴う周囲への飛散	貯蔵施設の下部には堰等が設置されており，流出時にも堰等内に留めることが可能である。
	噴霧（加圧状態）	加圧状態で保管されている物質の噴出	液体が加圧状態で噴霧された場合には，一部は微粒子となりエアロゾルが発生するが，液体の微粒子化には最小でも0.2 MPa程度の圧力（差圧）が必要とされている※4。再処理施設においては，加圧状態で保管されている貯蔵施設はなく，エアロゾルが大気中に多量に放出されるおそれがあるものはない。
	飛沫同伴	激しい攪拌に伴う発生気泡の破裂	攪拌された状態で保管されている有毒化学物質はないことから，有毒ガスが大気中に多量に放出されるおそれはない。
二次粒子 （ガス状物質からの生成）	化学的生成	大気中の硫黄酸化物の硫酸化	大気中のガスからエアロゾルが生成するメカニズムであり，揮発性が乏しい液体のエアロゾル化のメカニズムには該当しない。
	大気中のガスの凝集	断熱膨張等の冷却作用による蒸気の生成，凝集	
	高温加熱による蒸発後の凝集	加熱（化学反応による発熱を含む）による蒸気の生成，凝集	高温加熱状態で保管されている有毒化学物質はなく，また，化学反応により多量の蒸気を発生させるような保管状態にある揮発性が乏しい液体の有毒化学物質はないため，有毒ガスが大気中に多量に放出されるおそれはない。仮に加熱された場合を考慮すると，加熱により蒸発した化学物質が冷却され，再凝集することでエアロゾルが発生することから，一般的には沸点以上の加熱があった場合にエアロゾルが発生する可能性がある。従って，沸点が高い有毒化学物質（100℃以上）については，その温度まで周囲の気温が上昇することは考えられず，仮に気温が上昇したとしても，溶媒である水が先に蒸発し，その気化熱（蒸発潜熱）により液温の上昇は抑制されることから，加熱を原因としてエアロゾルが大気中に多量に放出されるおそれはない。また，沸点が低いものは，ガス化するとしている。

※1：大気圏エアロゾルの化学組成と発生機構、発生源（笠原（1996））

※2：テスト用エアロゾルの発生（金岡（1982））

※3：大気中SO_x及びNO_xの有害性の本質（北川（1977））

※4：液体微粒化の基礎（http://www.ilass-japan.gr.jp/activity/other/12th_suzuki.pdf）（鈴木）

令和 3 年 11 月 1 日 R 0

補足説明資料 2 - 8
別紙 3

有毒ガス評価に係る高圧ガス容器に貯蔵された高圧ガスの取扱いについて

1. 高圧ガスの取扱いの考え方

スクリーニング評価に先立ち実施する固定源及び可動源の調査において、敷地内固定源については影響評価ガイド 3.1(1)1) ①において「敷地内に保管されている全ての有毒化学物質」が調査対象とされており、敷地内可動源については影響評価ガイド 3.1(1)2)において「敷地内で輸送される全ての有毒化学物質」が調査対象とされているため、確実に調査、影響評価及び防護措置の策定ができるように、高圧ガスを貯蔵するボンベ等の容器（タンクローリ等による輸送時の容器を含む。以下「高圧ガス容器」という。）に貯蔵された高圧ガスの取扱いについて考え方を整理した。

整理にあたっては、影響評価ガイドの解説-4（調査対象外とする場合）を考慮した。

【影響評価ガイドの記載】

（解説-4）調査対象外とする場合

貯蔵容器が損傷し、容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量が流出しても、有毒ガスが大気中に多量に放出されるおそれがないと説明できる場合。（例えば、使用場所が限定されていて貯蔵量及び使用量が少ない試薬等）

高圧ガス容器は JIS B 8241 等に基づき製造され、高圧ガス保安法によって耐圧試験、気密試験等を行い、合格したものだけが使用される。また、高圧ガス容器は高圧ガス保安法により転落・転倒防止措置を講じることが定められており、適切に固縛等の対策が施されている。このため、高圧ガス容器からの高圧ガスの漏えい形態としては、高圧ガス容器に接続する配管等からの少量漏えいが想定される。また、高圧ガス容器内の圧力が高まる事象が発生したとしても、安全弁から高圧ガスが放出されることになるため、高圧ガスが多量に放出されるような気体の噴出に至ることはない。

さらに、第 1 表に示すとおり、再処理施設の敷地内で取り扱う高圧ガスには以下のような特徴がある。

- ▶ 再処理施設で取り扱う高圧ガスの人体影響は、一部の例外を除き窒息影響が生じるほどの高濃度で発生することから、少量漏えいの場合では人体影響は発生しないものと考えられる。
- ▶ 高圧ガスは常温・常圧で気体であることから、二酸化炭素等のように比重が大きい気体は、漏えいしても瞬時に気化し、低所に拡散して希釈される。
- ▶ 混合ガスは人体影響のある成分の濃度が低いため、漏えいしても人体影響は発生しないものと考えられる。
- ▶ アセチレンや液化石油ガスのような可燃性ガスが短時間で多量に放出される場合は、高圧ガス容器が外部からの衝撃により破損する事象が想定され、そのような場合は衝撃の際に火花が生じ可燃性ガスに引火して爆発すると考えられ

るが、火災・爆発による影響評価は影響評価ガイドの適用範囲外である。

以上のことから、高圧ガス容器に貯蔵されている高圧ガスが漏えいしたとしても、多量に漏えいすることは考えられず、配管等からの少量漏えいとなり速やかに拡散・希釈されるため、運転・対処要員の対処能力が著しく低下する可能性は限りなく低いことから、高圧ガス容器に貯蔵された高圧ガスはスクリーニング評価を行う固定源及び可動源の調査対象外として取り扱うことが適切であると考えられる。

第 1 表 再処理施設の敷地内で取り扱う高圧ガス

有毒化学物質	防護判断 基準値	濃度	比重	少量漏えい 影響有無
一酸化窒素	100ppm	99%	1.036	無
液化 NO _x (二酸化窒素) ※ ^{1, 2}	20ppm	100%	1.58	有※ ³
アセチレン	100,000ppm	0.9~100%	0.908	無
酸素	-	100	1.11	無
二酸化炭素	40,000ppm	>99.5%	1.529	無
液化石油ガス(プロパン) ※ ⁴	23,500ppm	90~100%	1.562	無
混合ガス(ヘリウム+イソブタン) ※ ⁵	17,600ppm	1%	2.064	無
混合ガス(一酸化窒素+窒素) ※ ⁶	100ppm	0.002~0.5%	1.036	無
混合ガス(酸素+水素+窒素) ※ ⁷	-	0.01%	1.11	無
混合ガス(酸素+窒素) ※ ⁷	-	4.5%	1.11	無
FK5-1-12	-	-	10.5	無
HFC-227ea	-	100%	5.86	無
HFC-23 (R-23)	230,000ppm	99.5%	2.42	無

※1：高圧ガスではないが、運搬時は高圧ガス容器と同等の専用容器（EUにおける基準である TPED2010/35/EU に適合した移動式圧力機器）を用いるため、他の高圧ガスと合わせて本書で検討を行う。

※2：二酸化窒素としての物性値を示す。

※3：少量漏えいであっても影響の有無を確認する必要がある。

※4：プロパンとしての物性値を示す。

※5：イソブタンとしての物性値を示す。

※6：一酸化窒素としての物性値を示す。

※7：酸素としての物性値を示す。

2. 事故事例

高圧ガス容器に貯蔵されている高圧ガスが多量に漏えいする可能性が限りなく低いことを確認するため、一般に広く流通している液化石油ガス（以下「LP ガス」という。）における事故事例を調査した。

2. 1 事故統計に基づく情報

LP ガスによる事故情報を経済産業省の「LP ガスの安全」のページに基づき、2011年から2020年の10年間のLPガスに関する事故件数を第2表に整理した。

LPガスに関する事故は年間100件以上発生しており、その中で中毒等の人体影響のあった事故も発生しているが、その全ては一酸化炭素中毒又は酸素欠乏によるものであり、LPガス自体での中毒事故は記録がない。

第2表 LPガスに関する事故件数

項目	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年※1
漏えいのみ	116	160	113	98	102	85	114	148	147	89
漏えい爆発等	55	48	48	59	43	27	43	33	26	12
漏えい火災	45	44	43	27	31	19	35	24	29	23
CO中毒 酸欠	11	8	6	3	6	9	3	7	0	0
合計	227	260	210	187	182	140	195	212	202	124

※1：2020年は2020年11月末までの累計。速報値のため変更等があり得る。

2. 2 地震等による事故事例

地震等の災害時には LP ガス容器の流出等の事故が想定される。以下では災害時の事故事例を集約した。その結果、災害時においても、配管破損等の事例はあるものの、LP ガス容器の破損事例は認められていないことが分かった。

2. 2. 1 東日本大震災時の事故事例

東日本大震災時の LP ガスに関する事故事例を、経済産業省の総合資源エネルギー調査会の報告書から抽出した。

本資料に記載の LP ガス漏えいによる火災・爆発事故は以下の 1 例のみであった。

日時：平成 23 年 3 月 11 日（地震発生日）16 時 02 分

場所：共同住宅

事故内容：LP ガス漏えいによる爆発・火災

被害状況：事故発生室の隣室の住人 1 名が焼死

設備状況：50kg 容器 8 本を専用収納庫に設置

転倒防止：チェーンを設置していたため容器転倒なし

事故原因：当該住宅のうちの 1 室のガスメーター付近の供給管が破断、ガスが漏えいし、何らかの火花で引火、爆発に至ったものと推定されている

点検・調査：震災直後は実施されていない

また、この他に LP ガスボンベの流出等に関して以下の記載があった。なお、当該報告書では、これらの実績を踏まえ、マイコ

ンメーターの設置やガス放出防止機器（大規模地震，豪雪等で容器転倒が起こった場合に生じる大量のガス漏れを防止し，被害の拡大を防ぐ器具であり，高圧ホースと一体となった高圧ホース型と独立した機器の形の放出防止器型とがある）の設置促進が適切としている。

- ▶ マイコンメーターの安全装置が震災時にガスの供給を遮断し，有効に機能した。
- ▶ 電柱に 2 本の容器が高圧ホースだけでぶら下がっていたものもあり，高圧ホースの強度は相当であることが示された。
- ▶ ガス放出防止型高圧ホースについては，地域により設置状況にばらつきがあったが，設置していた家庭において，地震による被害の抑制に有効に機能したケースがあった。
- ▶ ある系列の LP ガス販売事業者には，浸水する程度の津波であれば，鎖の二重掛けをしたボンベは流失しなかったとの情報が多数寄せられた。
- ▶ 今回の震災においては，LP ガス容器の流出が多数発生し，回収された LP ガス容器に中身のないものが多数認められていることから，流出した LP ガス容器から LP ガスが大気に放出されたものと推定される。
- ▶ 一部の報道等において，流出 LP ガス容器から放出されたガスが火災の要因の一つとなった可能性についての指摘も見受けられている一方で，ガス放出防止型高圧ホースが有効に機能し，地震による被害が抑制された例や，鎖の二重がけをした LP ガス容器は流出しなかったといった例が報告されている他，今回の震災を踏まえて容器転倒防止策の徹底や

ガス放出防止器の設置等に取り組む事業者も出てきている。

2. 2. 2 阪神・淡路大震災時の事故事例

阪神・淡路大震災時の LP ガスに関する事故事例を，阪神・淡路大震災 LP ガス復興本部兵庫県プロパンガス協会発行の「NEVER GIVE UP PART II 阪神・淡路大震災 LP ガスの活躍」から抽出した。

- ▶ LP ガス容器を設置していた地面が陥没したが，高圧ホースが切れることなく，LP が宙に浮いた状態で支えられていた。
- ▶ 倒壊した家屋や崩れ落ちたブロック塀により損傷を受けた LP ガス容器が多数あったが，火災等は発生せず，阪神・淡路大震災時の LP ガスに関する事故は配管接手部からの LP ガス漏えいによる小規模火災（板壁の焼け焦げ）1 件のみ。

2. 2. 3 西日本豪雨時の事故事例

西日本豪雨（平成 30 年 7 月豪雨）時の LP ガスに関する事故事例を，経済産業省の第 11 回産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会における開催資料から抽出した。西日本豪雨による高圧ガス容器の被災状況の一例を第 1 図に示す。

- ▶ 岡山県，愛媛県の充填所等から 3000 本を超える LP ガス容器の流出があったが，LP ガスによるガス爆発等の二次災害は発生しなかった。
- ▶ 浸水により LP ガス容器の転倒があったが，ガス放出防止型高圧ホースへの取り換え促進を実施していたため，LP ガス

容器からの漏えい等を未然に防止した。



第 1 図 西日本豪雨による浸水後の LP ガス容器の状況

2. 3 輸送時の事故事例

LP ガス輸送時の事故事例を，経済産業省の「令和元年度高圧ガス事故事例データベース」から抽出した。その結果，事故件数は 132 件であり，そのうち漏えいを伴う事故（一次事象または二次事象が「漏洩」，「火災」，「爆発」のいずれかであるもの）は 101 件であった。第 3 表に，事故原因ごとの事故件数を記載する。事故原因は交通事故が最も多くなっており，次いでバルブ誤操作等のヒューマンエラーや，移動時の振動等に伴う金属疲労による破損等の設備不良が続く。

死者・負傷者が発生した事故は 20 件であったが，いずれの場合も LP ガスによる中毒はなかった。2015 年にはタンクローリが橋から転落し，タンクローリ上部にあるプロテクタおよび液面計が破損したことにより LP ガス約 4,000kg が漏えいする交通事故も発生しているが，中毒者の発生は確認されていない。

第3表 輸送時の事故事例の原因分類

事故原因	事故件数		
	ボンベ等	ローリ	合計
交通事故	42	1	43
誤操作等	26	4	30
設備不良	15	7	22
津波	0	1	1
その他	4	1	5

3. 再処理施設における高圧ガス容器の保管状況

再処理施設において高圧ガス容器は建屋内外に保管されており、また高圧ガス保安法の規則に則り固縛されているため、何らかの外力が加わったとしても、高圧ガス容器自体が損傷することは考えにくい。再処理施設における高圧ガス容器の保管状況を第2図に示す。

 <p>液化石油ガス（前処理建屋）</p>	 <p>二酸化炭素（非常用電源建屋）</p>
 <p>酸素（分析建屋）</p>	 <p>HFC-23（再処理事務所西棟）</p>

第2図 再処理施設における高圧ガス容器の保管状況

4. 漏えい率評価

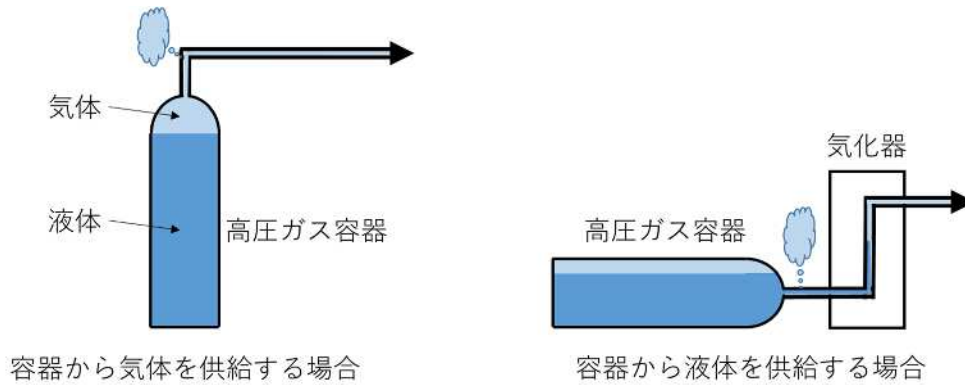
高圧ガス容器に貯蔵されている高圧ガスの少量漏えいにより、運転員の対処能力が著しく低下することがないことを確認するため、再処理施設で比較的多く使用される LP ガス、第 1 表に示す高圧ガスのうち、防護判断基準値の小さい一酸化窒素及び液化 NO_x（以下では、二酸化窒素であるとして評価する）について、漏えい率を評価する。

4. 1 評価方法

高圧ガス容器単体としては健全性が保たれることから、高圧ガス容器からの漏えい形態としては接続配管からの少量漏えいを想定する。漏えい率は、消防庁特殊災害室の「石油コンビナートの防災アセスメント指針」における災害現象解析モデル式を用いて評価する。

第 3 図に示すとおり、高圧ガス容器は通常縦置きで設置され、配管に接続されるため、充填された高圧ガスは気体として供給されるが、気化器にて気体にしてから供給するタイプの場合、高圧ガス容器から気化器までの配管は液体と気体の混合物となる。このため、漏えい率は気体の場合と液体の場合の両方で評価する。

なお、気化器から供給先までの配管距離と比較して高圧ガスから気化器までの距離は短いことから、液体放出よりも気体放出の方が発生しやすいと想定される。また、高圧ガス容器には過流防止弁が設置されているため、気化器を用いる場合であっても多量流出は想定されない。



第3図 高压ガス容器からの少量漏えいの状況

4. 1. 1 気体流出の場合

高压ガスが気体の状態で流出する場合は、以下の式に従う。

気体流出率（流速が音速以上（ $p_0/p \leq \gamma_c$ ）の場合）[kg/s]	$q_G = cap \sqrt{\frac{M}{ZRT} \gamma \left(\frac{2}{\gamma+1}\right)^{\frac{\gamma+1}{\gamma-1}}}$
気体流出率（流速が音速未満（ $p_0/p > \gamma_c$ ）の場合）[kg/s]	$q_G = cap \sqrt{\frac{2M}{ZRT} \left(\frac{\gamma}{\gamma-1}\right) \left\{ \left(\frac{p_0}{p}\right)^{\frac{2}{\gamma}} - \left(\frac{p_0}{p}\right)^{\frac{\gamma+1}{\gamma}} \right\}}$
γ_c	$\gamma_c = \left(\frac{2}{\gamma+1}\right)^{\frac{\gamma}{\gamma-1}}$
流出係数（不明の場合は0.5とする）	c
流出孔面積[m ²]	a
容器内圧力[Pa]	p
大気圧[Pa]	p_0
気体のモル重量[kg/mol]	M
気体の圧縮係数	Z
気体定数[J/mol・K]	R
容器内温度[K]	T
気体の比熱比	γ

4. 1. 2 液体流出の場合

高圧ガスが液体の状態で流出する場合は，以下の式に従う。

液体流出率 [m ³ /s]	$q_L = ca \sqrt{2gh + \frac{2(p - p_0)}{\rho_L}}$
液体流出率（気化後） [kg/s]	$q_G = q_L f \rho_L$
フラッシュ率（少量流出の場合には全て気化するとして1としてよい）	$f = \frac{H - H_b}{h_b} = C_p \frac{T - T_b}{h_b}$
流出係数（不明の場合は0.5とする）	c
流出孔面積 [m ²]	a
重力加速度 [m/s ²]	g
液面と流出孔の高さの差 [m]	h
容器内圧力 [Pa]	p
大気圧 [Pa]	p_0
液密度 [kg/m ³]	ρ_L
液体の容器内温度におけるエンタルピー [J/kg]	H
液体の沸点におけるエンタルピー [J/kg]	H_b
沸点での蒸発潜熱 [J/kg]	h_b
液体の比熱（容器内温度～沸点間の平均） [J/kg・K]	C_p
容器内温度 [K]	T
液体の大気圧での沸点 [K]	T_b

4. 1. 3 評価条件の設定

漏えい率評価に係る評価条件を第4表及び第5表に纏める。

第5表 漏えい率の評価条件（有毒化学物質の物性値等）

パラメータ	設定値			備考
	LPガス (プロパン)	一酸化窒素	液化NO _x (二酸化窒素)	
流出係数	1	1	1	「石油コンビナートの防災アセスメント指針」では不明の場合0.5としているが、保守的に1とした
流出孔面積[m ²]	2.0×10 ⁻⁶	3.2×10 ⁻⁷	3.9×10 ⁻⁶	プロパン：φ16，一酸化窒素：φ6.35，二酸化窒素：φ22.2 配管断面面積の100分の1（少量漏えい）
容器内圧力[Pa]	1.8×10 ⁶	3.5×10 ⁶	0.19×10 ⁶	運転時の通常圧力
気体のモル重量 [kg/mol]	0.04410	0.03001	0.04601	化学便覧 基礎編 改訂5版 （日本化学会）
容器内温度[K]	313.15 (40℃)	313.15 (40℃)	323.15 (50℃)	設計温度
気体の比熱比	1.143	1.425	1.33	流体の熱物性値集（日本機械学会）又は流体力学（日本機械学会）
液面と流出孔の 高さの差[m]	0	0	0	圧力項に対し無視できる量 （約100分の1）であるため0 とした
液密度[kg/m ³]	492.8	1269	1450	プロパン：日本LPガス協会 HP，一酸化窒素：製品安全デ ータシート（大陽日酸株式会 社），二酸化窒素：国際化学物 質安全性データシート
フラッシュ率	1	1	1	全量気化を想定※ ¹

※1：フラッシュ率は、ガスの種類と流出前の温度によって決まり、第5表の条件下においてLPガスで0.47，一酸化窒素で0.41，二酸化窒素で0.029となるが、少量流出のため全

量気化することとした。

第 5 表 漏えい率の評価条件（共通条件）

パラメータ	設定値	備考
重力加速度 [m/s ²]	9.807	化学便覧 基礎編 改訂 5 版(日本化学会)
大気圧 [Pa]	1.013×10^5	化学便覧 基礎編 改訂 5 版(日本化学会)
気体の圧縮係数	1	石油コンビナートの防災アセスメント指針
気体定数 [J/mol ・ K]	8.314	化学便覧 基礎編 改訂 5 版(日本化学会)

4. 2 評価結果

4. 1 に従って算出される LP ガス，一酸化窒素及び二酸化窒素の高圧ガス容器からの漏えい率を第 6 表に示す。

第 6 表 LP ガス，一酸化窒素および二酸化窒素の高圧ガス容器からの漏えい率

高圧ガス	流出形態	漏えい率 [kg/s]	防護判断基準値 [ppm]
LP ガス	気体流出	9.5×10^{-3}	23,500
	液体流出	8.2×10^{-2}	
一酸化窒素	気体流出	2.6×10^{-3}	100
	液体流出	-	
二酸化窒素	気体流出	2.0×10^{-3}	20
	液体流出	6.2×10^{-2}	
液化 NO _x 受槽 A (スクリーニング評価対象の敷地内固定源)	液体流出	2.1×10^0	20

LP ガスの漏えい率は，スクリーニング評価対象の敷地内固定

源であるウラン脱硝建屋の液化 NO_x 受槽 A からの NO_x ガスの放出量よりも小さく、気体流出で 220 分の 1 以下、液体流出で 25 分の 1 以下である。加えて、LP ガスの防護判断基準値が NO_x ガスに比べて 1000 倍以上大きいことを考慮すると、高圧ガス容器からの LP ガスの少量漏えいの影響は小さいと言える。

また、一酸化窒素の漏えい率は、スクリーニング評価対象の敷地内固定源であるウラン脱硝建屋の液化 NO_x 受槽 A からの NO_x ガスの放出量よりも小さく、気体流出で 800 分の 1 以下である。加えて、一酸化窒素の防護判断基準値が NO_x ガスに比べて 5 倍大きいことを考慮すると、高圧ガス容器からの一酸化窒素の少量漏えいの影響は小さいと言える。なお、一酸化窒素は気体で保管するため、液体流出は想定していない。

以上のことから、高圧ガス容器に貯蔵されている高圧ガスが多量に漏えいすることは考えられず、配管等からの少量漏えいとなり速やかに拡散・希釈されるため、運転員の対処能力が著しく低下する可能性は限りなく低いことから、スクリーニング評価を行う固定源及び可動源の調査対象外として取り扱うことが適切である。

一方、二酸化窒素の漏えい率は、スクリーニング評価対象の敷地内の固定源であるウラン脱硝建屋の液化 NO_x 受槽 A からの NO_x ガスの放出量よりも小さく、気体流出で 1000 分の 1 以下、液体流出で 30 分の 1 以下である。しかし、二酸化窒素の防護判断基準値が他の高圧ガスと比較して小さいことに加え、液化 NO_x（二酸化窒素）の輸送容器は、高圧ガス容器と同等の専用容器（EU における基準である TPED2010/35/EU に適合した移動式圧力機器）

を用いるものの、高圧ガス保安法に基づき管理されるものではない。このため、液化 NO_x（二酸化窒素）については、高圧ガス容器に貯蔵された高圧ガスとしては取り扱わないこととし、スクリーニング評価対象外とはしない。

補足説明資料 2-8
別紙 4

有毒ガス評価に係る建屋内有毒化学物質の取扱いについて

1. 建屋内有毒化学物質の取扱いの考え方

スクリーニング評価に先立ち実施する固定源及び可動源の調査のうち、敷地内固定源については影響評価ガイドの3.1(1)1)①において「敷地内に保管されている全ての有毒化学物質」が調査対象とされているが、「敷地内」には屋外だけでなく建屋内にも有毒化学物質が存在することも踏まえ、確実に調査、影響評価及び防護措置の策定ができるように、建屋内の有毒化学物質の取扱いについて考え方を整理した。

整理にあたっては、影響評価ガイドの解説-4（調査対象外とする場合）を考慮した。

【影響評価ガイドの記載】

（解説-4）調査対象外とする場合

貯蔵容器が損傷し、容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量が流出しても、有毒ガスが大気中に多量に放出されるおそれがないと説明できる場合。（例えば、使用場所が限定されていて貯蔵量及び使用量が少ない試薬等）

建屋内に保管された有毒化学物質については、全量が流出しても、以下に示す効果（以下、これらの効果を総称して「建屋効果」という。）によって、建屋から屋外（大気中）への放出が抑制される。

- ① タンク等で保管される有毒化学物質は、タンク等から流出した場合であっても、タンク周辺の堰に留まる又は床ドレン等を経由してサンプルや中和槽等内に流入して留まることにより、単位時間当たりの蒸発量

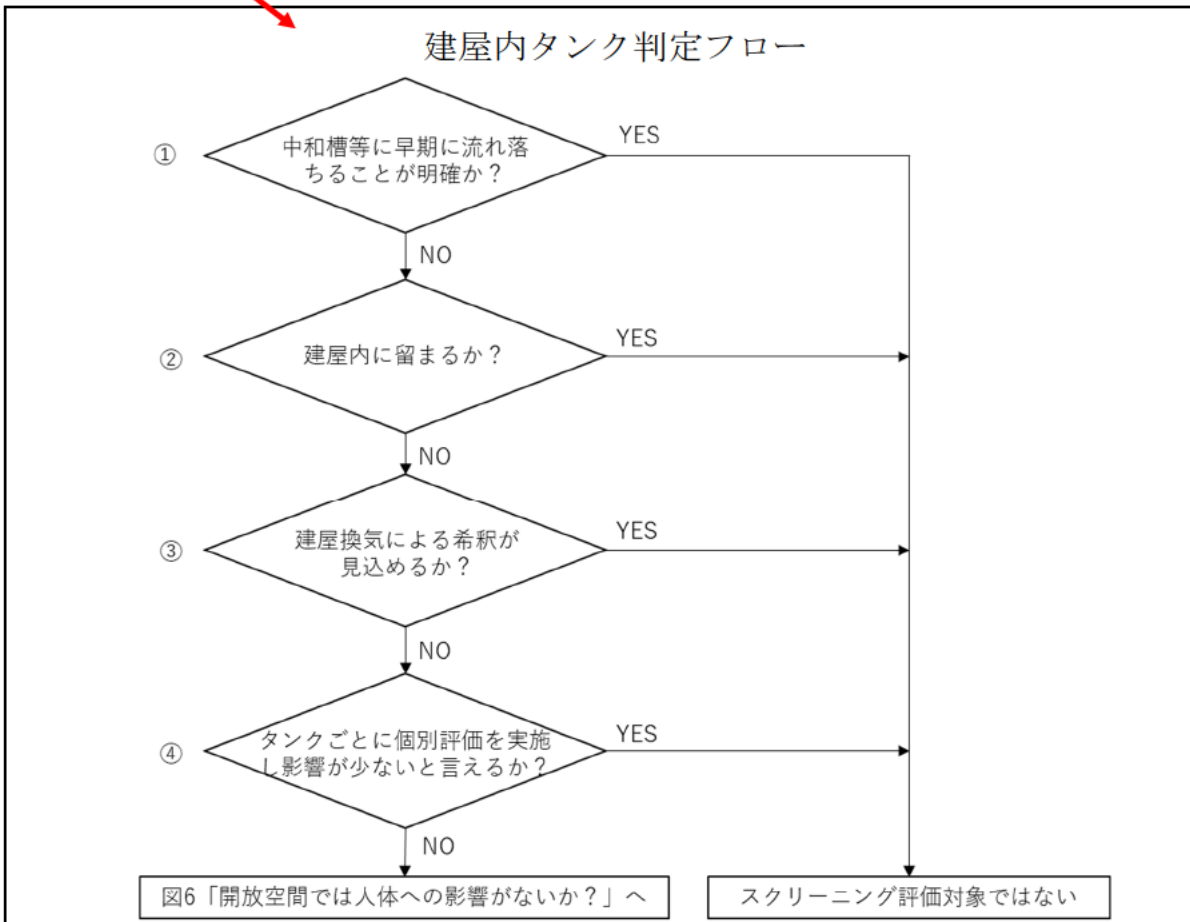
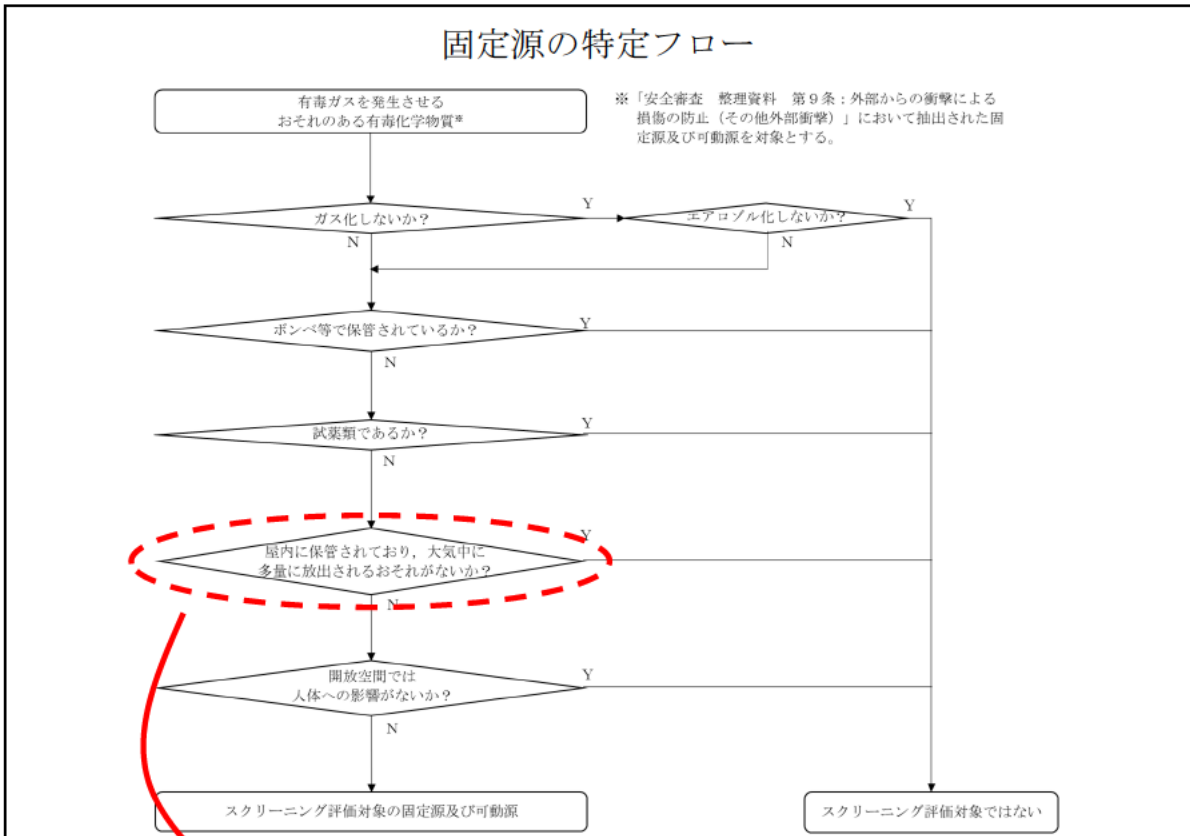
及び蒸発する有毒化学物質の総量が低減される。

- ② 倉庫等の換気を行っていない建屋では、有毒化学物質がタンク等から流出し、ガス化したとしても、排気されず建屋内に留まる。
- ③ 建屋換気設備等により換気を行っている建屋では、有毒化学物質がタンク等から流出し、ガス化したとしても、屋外に放出されるまでの間に他の排気と混合することにより希釈される。
- ④ 有毒化学物質の性状，貯蔵量，貯蔵方法及び建屋内の環境等に応じ，以下のとおり有毒ガスの発生が低減される。
 - ・液体状態（溶液）で保管する有毒化学物質は，液体表面からの連続的な揮発・拡散が継続することで周辺環境の濃度が上昇していくこととなるが，建屋内は風量が小さく屋外に比べて蒸発量が少なくなる。
 - ・気体状態（液化ガスを含む）で保管する有毒化学物質は，漏えい後速やかに拡散することで周辺環境の濃度が上昇していくこととなるが，以下のとおり，屋外への放出が抑制される。
 - ▶ 密度の大きいガスの場合，重力によって下層に移動・滞留する。
 - ▶ 密度の小さいガスの場合，浮力によって上層に移動し，屋外に放出される可能性もあるが，建屋内に拡散した後に放出される。
 - ・分析試薬等の少量で保管する有毒化学物質は，薬品庫等の常時定められた場所で「消防法」，「労働安全衛生法」及び「毒物及び劇物取締法」等の法令に基づき適切に保管管理されていること，漏えいしたとしてもタンク等と比較して少量であること等から，有毒ガスが大気中に多量に放出されることはない。

従って，建屋内に貯蔵された有毒化学物質については，影響評価ガイドの解説-4を適用し，第1図の建屋内タンク判定フローに基づき調査を行うこ

とが適切と判断できる。

なお、本フローは、有毒化学物質の漏えいにより発生する有毒ガスに加え、他の有毒化学物質等と反応して発生する有毒ガスについても適用する（別紙7参照）。



第1図 建屋効果を考慮した建屋内タンク判定フロー

2. ガス化する有毒化学物質に対する建屋効果の確認

敷地内に保管する有毒化学物質のうち、別紙2においてガス化すると判断した液体状態（溶液）の有毒化学物質について、第1図に従い建屋効果を確認する。

また、別紙3に基づき少量漏えいであっても影響を考慮する必要があるか、あるいは高压ガス容器で保管されていない気体状態（液化ガスを含む）の有毒化学物質について、第1図に従い建屋効果を確認する。

再処理施設で使用するガス化する有毒化学物質を第1表に示す。また、その他再処理設備の附属施設等で使用するガス化する有毒化学物質を第2表に示す。建屋効果の確認にあたっては、影響評価ガイドに定められた有毒ガスの評価を行う事象として「敷地内外固定源については、敷地内外の貯蔵容器全てが損傷し、当該全ての容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象」を想定する。また、建屋効果の確認にあたって機能を期待する設備の考え方は別紙11に示す。

第1表 再処理施設で使用するガス化する有毒化学物質

有毒化学物質	容量[m ³]		保管場所	
	状態	管理区域		非管理区域
硝酸 ^{※1}	液体	2641	74	再処理施設全体 (前処理建屋, 分離建屋, 精製建屋, 試薬建屋等)
NO _x	気体	気体 : 1.7 液化ガス : 14	—	ウラン脱硝建屋
一酸化窒素	気体	1.5	—	高レベル廃液ガラス固化 建屋

※1 : 硝酸を含有する硝酸ガドリニウム溶液, 硝酸ヒドラジン溶液, 硝酸ヒドロキシルアミン溶液を含む (以下「硝酸溶液」という。)

第2表 その他再処理設備の附属施設等で使用するガス化する有毒化学物質

有毒化学物質	容量[m ³]		保管場所	
	状態	管理区域		非管理区域
アンモニア	液体	—	13	ガラス固化技術開発建屋
メタノール	液体	—	3	第2一般排水処理建屋

3. 液体状態（溶液）の有毒化学物質に対する建屋効果

3. 1 蒸発率の評価条件

3. 1. 1 蒸発率の評価式

液体状態（溶液）の有毒化学物質の蒸発率は、米国環境保護庁（EPA）及び米国海洋大気庁（NOAA）が開発した有毒化学物質の漏えい・放出を評価するための解析ソフトウェア「ALOHA」に従い、以下の式で評価できる^{[1], [2]}。この評価式は、実用発電用原子炉における有毒ガス防護に係る影響評価にも使用されている。

蒸発率[kg/s]	$E = A \times K_M \times \left(\frac{M_{W_m} \times P_v}{R \times T} \right)$
化学物質の物質移動係数[m/s]	$K_M = 0.0048 \times U^{\frac{7}{9}} \times Z^{-\frac{1}{9}} \times S_C^{-\frac{2}{3}}$
化学物質のシュミット数	$S_C = \frac{\nu}{D_M}$
化学物質の分子拡散係数[m ² /s]	$D_M = D_{H_2O} \times \sqrt{\frac{M_{W_{H_2O}}}{M_{W_m}}}$
温度 T ，大気圧における水の分子拡散係数[m ² /s]	$D_{H_2O} = D_0 \times \left(\frac{T}{273.15} \right)^{1.75}$
補正蒸発率[kg/s]	$E_C = - \left(\frac{P_a}{P_v} \right) \ln \left(1 - \frac{P_v}{P_a} \right) \times E$
堰面積[m ²]	A
大気圧[Pa]	P_a
化学物質の分圧[Pa]	P_v
化学物質の分子量[kg/kmol]	M_{W_m}

水の分子量[kg/kmol]	$M_{W_{H_2O}}$
ガス定数[J/kmol・K]	R
温度[K]	T
風速[m/s]	U
堰直径[m]	Z
空気の動粘性係数[m ² /s]	ν
水の空気中における拡散係数[m ² /s]	D_0

[1]ALOHA[®] (AREAL LOCATIONS OF HAZARDOUS ATMOSPHERES) 5.4.4 TECHNICAL DOCUMENTATION (NOAA, 2013.11)

[2]Modeling hydrochloric acid evaporation in ALOHA (Mary 1993)

この評価式に従うと、蒸発率は $U^{7/9}$ 及び $T^{1/6}$ に比例する。また、分圧 P_v 及び動粘性係数 ν も温度に依存し、一般に温度が高くなるほど分圧は上昇、動粘性係数は低下する。従って、温度が高いほど蒸発率は大きくなる。このことから、蒸発率を考えるためには有毒化学物質の保管場所における風速及び温度を考慮する必要がある。

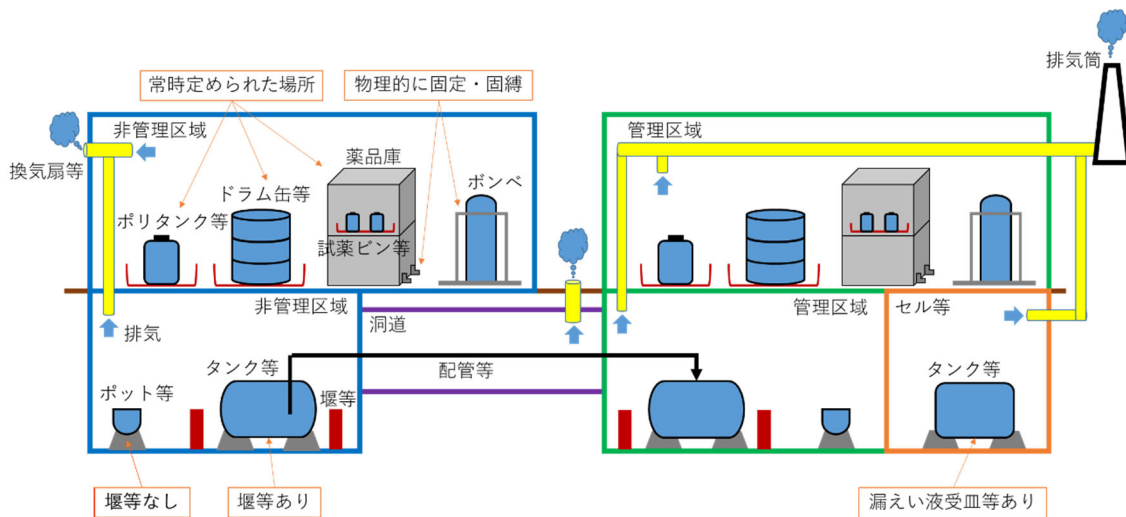
3. 1. 2 建屋ごとの風速及び温度の違い

建屋内における有毒化学物質の保管状況の概要を第2図に示す。建屋内で発生した有毒ガスは、建屋内で拡散・希釈された後、排気筒や換気扇等の排気口から排出されるため、大気への放出経路が限定される。

また、建屋内のうち管理区域は、建屋換気設備により換気風量及び温度が制御されていることから、管理区域における風速及び温度は有毒化学物質の保管場所の位置や季節等の影響による変動が小さいと考えられる。ただし、一部のセル等では崩壊熱の大きな放射性廃液を扱うため、他の保管場所に比べて温度が高くなっている可能性がある。

一方、建屋内のうち非管理区域（洞道を含む）については、建屋換気設備により制御されている場合、換気扇等により換気のみを行っている場合及び無換気の場合がある。このため、風速及び温度については有毒化学物質の保管場所の位置や季節等の影響による変動が大きい可能性がある。

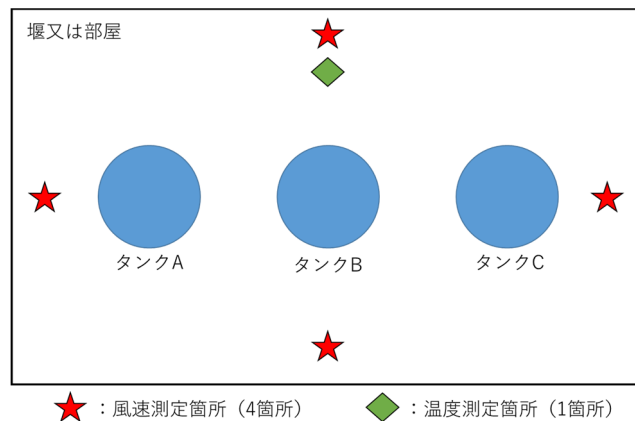
以上のことから、液体状態（溶液）の有毒化学物質の蒸発率を評価するため、有毒化学物質の保管場所における風速及び温度を実測した。



第2図 建屋内における有毒化学物質の保管状況（概要）

3. 1. 3 建屋内の風速及び温度の測定

建屋内にある有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質を保有するタンクに対し、2020年11月から2021年1月にかけて、各建屋の管理区域及び非管理区域の代表箇所（セル等の人が入城できない部屋を除き、貯蔵量が多い部屋についてそれぞれ1箇所ずつ）の風速及び温度について、風速計及び温度計を用いて測定を行った。第3図及び第4図のとおり、風速に関しては、堰又は部屋の四隅の床から10～20cm程度の位置で測定し、温度に関しては、風速測定箇所の任意の1箇所で測定した。測定値は、測定時間30秒のうちの最大値または値が安定したところを読み取った。



第3図 タンク周りの風速及び温度の測定イメージ



第4図 タンク周りの風速及び温度の測定状況
(第2一般排水処理建屋)

3. 1. 4 建屋内の風速及び温度の測定結果

有毒化学物質の保管場所ごとの風速及び温度の実測値を第3表に示す。風速に関しては、管理区域と非管理区域の違いによらず建屋内の風速は屋外に比べて小さくなっている。一方で、温度に関しては、管理区域では20～30℃前後で安定しているのに対し、非管理区域では外気温の影響を受けて広い範囲で変化している。

硝酸溶液を保有するタンクは、管理区域及び非管理区域の広範囲に分散しており、またセル内等のように風速及び温度の測定が不可能な場所がある。このため、1つの排気口に対し硝酸溶液を保有するタンクが複数の部屋にある場合、部屋の風速及び温度の評価条件は、第3表に示すとおり風速に関しては最小値と最大値を平均した値、温度に関しては最大値に裕度を持った値として30℃を全ての部屋に対して適用することとした。また、1つの排気口

に対し硝酸溶液を保有するタンクが1部屋のみにある場合には，部屋の風速及び温度の評価条件は，風速に関してはその部屋の風速の最大値，温度に関しては上記と同様に30℃とした。なお，温度を実測値の最大値に対しさらに裕度を持たせて30℃とすることにより，年間の温度実測を行わなくとも評価条件の代表性には問題がなく，また，セル内等が放射性物質を含む流体の崩壊熱により温度が高くなっている場合や，非管理区域が外気温の上昇により設計外気温度（29℃）と同程度まで温度が高くなる場合を包含できる。

アンモニア及びメタノールを保有するタンクがある部屋の風速及び温度の評価条件は，風速に関しては最大値，温度に関しては実測値に裕度を持った値とした。

第3表 有毒化学物質の保管場所における風速及び温度の実測値

対象有毒 化学物質	保管場所	実測値		評価条件	
		風速[m/s]	温度[°C]	風速[m/s]	温度[°C]
硝酸	管理区域	0.00～0.70	17.8～28.7	0.35 (平均)	30
	非管理区域	0.00～0.39	-0.5～27.7	0.20 (平均)	30
アンモニア	ガラス固化技術開 発建屋	0.03～0.04	11.2	0.04 (最大)	30
メタノール	第2一般排水処理 建屋	0.02～0.05	23.7	0.05 (最大)	30
—	屋外(参考)※1	3.0～5.5	-2.3～22.9	4.3 (平均)	22.9 (最大)

※1:「再処理事業所 再処理事業指定申請書」の添付書類四「再処理施設を設置しようとする場所における気象、海象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書」で使用している2013年度の敷地における気象観測結果の温度・風速の月平均。

3. 2 建屋内と屋外における蒸発率の比較

3. 2. 1 蒸発率の温度依存性

蒸発率は有毒化学物質の分圧及び空気の動粘性係数にも依存し、これらは温度により変化する。そこで、再処理施設で大量に使用される硝酸を例にとり、分圧及び動粘性係数が温度に対しどの程度変化するかを考える。

硝酸の分圧については「再処理プロセス・化学ハンドブック 第3版」(日本原子力研究開発機構)にJoshiにより纏められた温度20～40 °Cでの硝酸及び水の分圧の実験式が記載されている。ここで、 P_{HNO_3} は硝酸の分圧[mmHg]、 w_{HNO_3} は硝酸の重量パーセント濃度[wt%]であり、 a_1, b_1 は第4表に示すように

温度ごとに設定された定数である。

$$P_{HNO_3} = a_1 e^{b_1 w_{HNO_3}}$$

第4表 a_1, b_1 の値

温度[°C]	20	25	30	35
a_1	6.3898×10^{-4}	1.174×10^{-3}	1.62×10^{-3}	2.6387×10^{-3}
b_1	0.1205	0.1161	0.1163	0.1135

いずれの温度でも硝酸濃度が高いほど蒸気圧が高くなるため、上記式に基づき再処理施設で試薬として使用する一般的な濃度である13.6mol/Lにおける硝酸の分圧を計算すると、第5表のように温度により大きく変化し、この範囲ではおおよそ以下の近似式で与えられるような指数関数的な増加を示す。

$$P_{HNO_3} = 35.6 e^{0.0729(T-273.15)}$$

第5表 13.6mol/L硝酸の分圧の温度依存性

温度[°C]	20	25	30	35
分圧[Pa]	152	221	320	453

空気の動粘性係数は空気の粘性係数 η [Pa・s]と空気の密度 ρ [kg/m³]を用いて

$$v = \eta / \rho$$

で計算することができる。空気の粘性係数については「化学便覧 基礎編 改訂5版」（日本化学会）に与えられている。また、「化学便覧 基礎編 改訂5

版」(日本化学会)における温度 T [K], 1気圧での乾燥空気の密度

$$\rho = \frac{1.2932}{1 + 0.00367(T - 273.15)}$$

を用いると, 空気の動粘性係数は第6表の通りとなる。この表から, 空気の動粘性係数は以下の近似式で与えられる。

$$\nu = 1.32 \times 10^{-5} e^{0.0060(T-273.15)}$$

第6表 0.1MPaにおける空気の粘性係数および動粘性係数

温度[°C]	-25	0	25	50	75
η [Pa·s]	1.596×10^{-5}	1.725×10^{-5}	1.848×10^{-5}	1.967×10^{-5}	2.082×10^{-5}
ν [m ² /s]	1.121×10^{-5}	1.334×10^{-5}	1.560×10^{-5}	1.800×10^{-5}	2.053×10^{-5}

上記の近似式を蒸発率の評価式に当てはめると, 蒸発率は温度に対し以下の関係となる。なお, 補正蒸発率 E_c の補正項(沸点近傍では蒸発がより促進される効果を補正するもの)は, 評価時の温度と沸点との差が大きい(すなわち, 分圧が大気圧に対し十分小さい)場合は1に近似できるため, 以下の比例式は E_c にも当てはまる。

$$E \propto T^{1/6} \times e^{0.0689(T-273.15)}$$

3. 2. 2 建屋内と屋外における蒸発率の比較結果

蒸発率の風速依存性より、管理区域内の平均風速0.35m/sに対して $U^{7/9} = 0.44$ 、非管理区域内の平均風速0.20m/sに対して $U^{7/9} = 0.29$ となり、屋外の平均風速4.3m/sに対して $U^{7/9} = 3.1$ となるため、建屋内の硝酸の蒸発率は屋外に比べて管理区域で7分の1以下、非管理区域で10分の1以下に抑制される。

一方、蒸発率の温度依存性より、管理区域内の最大温度28.7°Cに対しては $T^{1/6} \times e^{0.0689(T-273.15)} = 18.7$ 、非管理区域内の最大温度27.7°Cに対しては $T^{1/6} \times e^{0.0689(T-273.15)} = 17.5$ となり、屋外の最大温度22.9°Cに対しては $T^{1/6} \times e^{0.0689(T-273.15)} = 12.5$ となる。従って、建屋内の硝酸の蒸発率は、屋外に対して1.5倍程度であり、建屋内外の温度の違いによる蒸発率への影響は小さい。

以上のことから、管理区域と非管理区域とに関わらず、建屋内の硝酸の蒸発率は屋外と比較して小さくなると言える。

3. 3 建屋内に貯蔵する硝酸に対する建屋効果

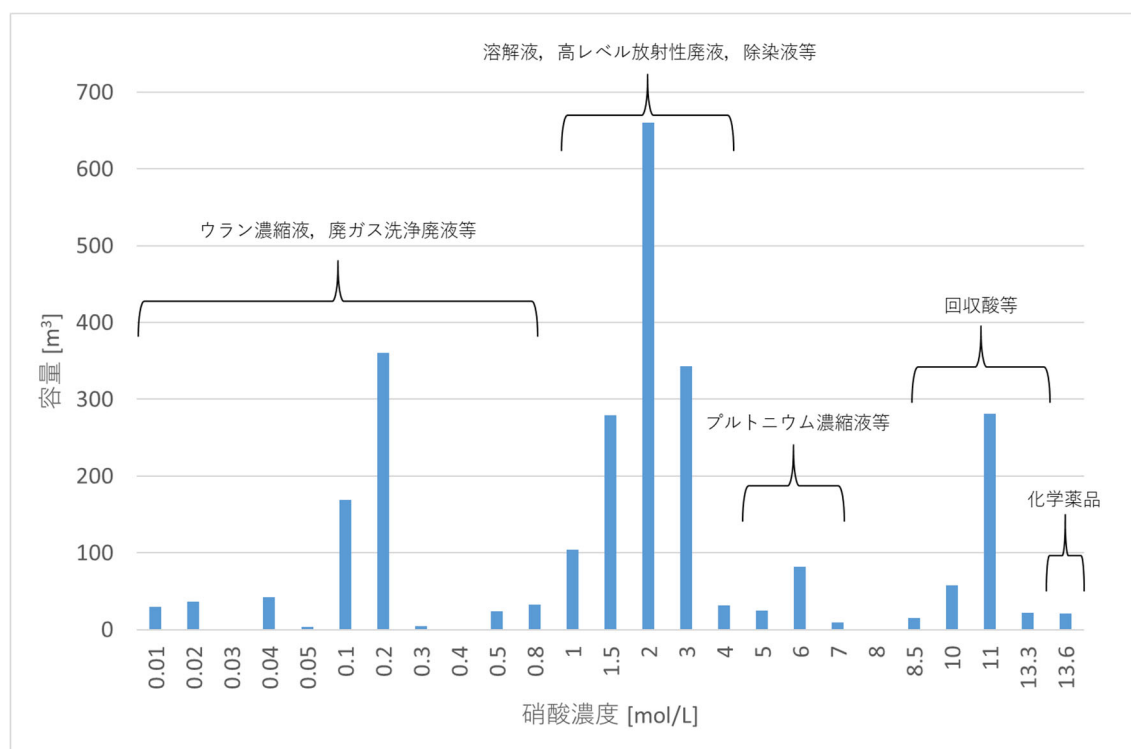
再処理施設では硝酸溶液を取り扱う建屋が分散していることから、建屋内に貯蔵する硝酸に対する建屋効果を評価するにあたっては、排気口ごとに分類して確認する。

3. 3. 1 主排気筒に接続する建屋に貯蔵する硝酸に対する建屋効果

3. 3. 1. 1 硝酸濃度の設定

建屋換気設備が主排気筒に接続する建屋（前処理建屋、分離建屋、精製建屋、分析建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋の計7建屋）の再処理施設ではさまざまな濃度の硝酸溶液を使用する。例えば、化学薬品として受け入れる硝酸溶液は13.6mol/L、回収酸は約10mol/L、プルトニウム濃縮液は約7mol/L、溶解液は約3mol/L、

高レベル放射性廃液は約 2 mol/L，ウラン濃縮液は約 0.2 mol/L である。第 5 図に，再処理施設における硝酸溶液の濃度及び容量を示す。

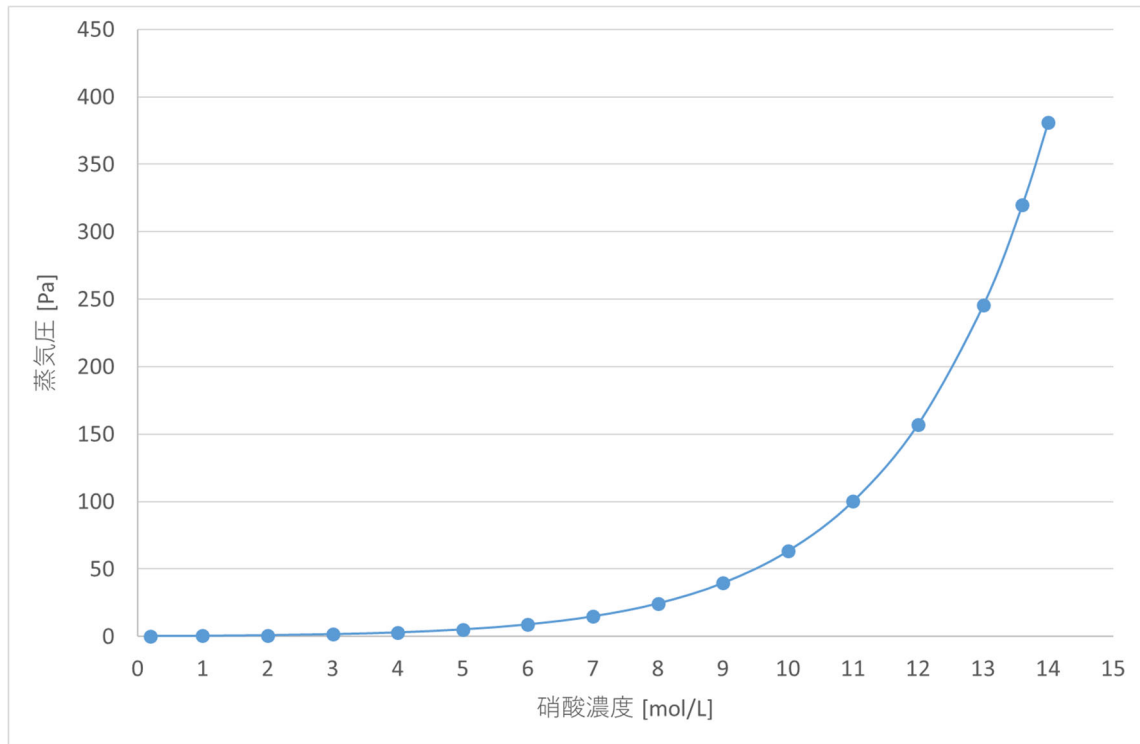


第 5 図 再処理施設における硝酸溶液の濃度及び容量

蒸発率の評価式のとおり，同一物質，同一条件での蒸発率は蒸気圧に比例する。また，第 6 図のとおり，蒸気圧は濃度が高いほど指数関数的に増大していく。

影響評価ガイドでは，スクリーニング評価にあたって「敷地内外の貯蔵容器については，同時に全ての貯蔵容器が損傷し，容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量が流出すると仮定していること。」とある。しかし，再処理施設の場合，全ての有毒化学物質が流出することを考えると，硝酸溶液以外の溶液が混合し，もとの硝酸濃度よりも低下することになるため，蒸発率の観点では非安全側の評価となる。従って，蒸発率を評価する場合は，硝酸溶液のみが漏えいすると仮定する。また，濃度の異なる硝酸溶液が同一の部屋や

堰内に存在する場合もあることから、その場合は最大濃度で評価を行うこととする。



第6図 温度30°Cにおける硝酸濃度の違いによる蒸気圧の変化

3. 3. 1. 2 堰面積の設定

蒸発率の評価式より、蒸発率は堰面積（有毒化学物質の漏えいが発生した場合の漏えい範囲）に比例するため、ここでは適切な堰面積の設定方法について検討する。

再処理施設では、セル内の漏えい液受皿や化学薬品タンク周辺の堰等により漏えいの拡大を防止している。また、機器ドレン・床ドレンにより漏えいした化学薬品を受動的に回収できるような設計としている。従って、漏えいした有毒化学物質は漏えい液受皿や堰等の内側にとどまると考えられる。しかし、主排気筒に接続する建屋に貯蔵する硝酸に対する評価では、保守的に堰等による漏えいの拡大防止を考慮せず、タンクのある部屋内に漏えいが拡

大することを仮定し、堰面積をタンクのある部屋の面積の総和とする。

第7表に主排気筒に接続する建屋（硝酸溶液を貯留しない建屋を除く）ごとの堰面積を示す。

第7表 主排気筒に接続する建屋の堰面積

建屋	硝酸溶液容量 [m ³]	硝酸量 [kmol]	平均硝酸濃度 [mol/L]	堰面積 [m ²]
前処理建屋	294	1063	3.6	2551
分離建屋	822	3235	3.9	2365
精製建屋	789	2865	3.6	3811
分析建屋	27	182	6.8	442
ウラン脱硝建屋	148	104	0.7	534
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	27	74	2.7	1105
高レベル廃液ガラス 固化建屋	525	653	1.2	1171
合計	2632	8176	3.1	11979

3. 3. 1. 3 蒸発率評価条件の設定

蒸発率評価に係る評価条件を第8表に示す。

第8表 蒸発率の評価条件

パラメータ	設定値	備考
堰面積[m ²]	各部屋の面積	3. 3. 2 より。
大気圧[Pa]	1. 013×10 ⁵	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会) より。
硝酸の分圧[Pa]	各濃度の蒸気圧	3. 3. 1 より。
硝酸の分子量[kg/kmol]	63. 01	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会) より。
水の分子量[kg/kmol]	18. 02	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会) より。
ガス定数[J/kmol・K]	8314	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会) より。
温度[K]	303. 15 (30°C)	3. 1. 4 より。
風速[m/s]	0. 35	3. 1. 4 より。
堰直径[m]	1	堰直径が小さいほど蒸発率が大きくなるため、通常の廊下幅より短い1mに設定。
空気の動粘性係数[m ² /s]	1. 58×10 ⁻⁵	3. 2. 1 より。
水の空気中における拡散係数[m ² /s]	2. 22×10 ⁻⁵	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会) より (窒素/水の相互拡散係数)。

3. 3. 1. 4 評価結果

これまでに述べた評価条件を蒸発率の評価式に当てはめると第9表のとおりとなり、主排気筒に接続する建屋からの硝酸の蒸発率は約 1.8×10^{-2} kg/s (1気圧, 25°Cで約25m³/hに相当) となる。蒸発した硝酸は建屋内で拡散・希釈された上で排気口から放出されるため、この蒸発率に主排気筒の排気風量(約150万m³/h) を考慮すると、硝酸濃度は主排気筒の出口で約17ppmとなり、主排気筒から放出された時点で硝酸の防護判断基準値である25ppmを下回る。

第9表 主排気筒に接続する建屋における硝酸の蒸発率

建屋	蒸発率 [kg/s]	排気風量 ^{※1} [万m ³ /h]	排気濃度 ^{※1} [ppm]	防護判断 基準値 [ppm]
前処理建屋	5.0×10^{-3}	27.6	25	25
分離建屋	4.7×10^{-3}	28.4	23	
精製建屋	5.9×10^{-3}	30.1	27	
分析建屋	2.3×10^{-3}	24.4	13	
ウラン脱硝建屋	1.1×10^{-4}	7.8	2.0	
ウラン・プルトニウム混合 脱硝建屋	1.5×10^{-4}	14.2	1.4	
高レベル廃液ガラス固化 建屋	3.9×10^{-5}	18.5	0.3	
合計 (主排気筒)	1.8×10^{-2}	150	17	

※1：建屋ごとの排気風量及び排気中の硝酸濃度を示す。

3. 3. 2 主排気筒に接続する建屋以外に貯蔵する硝酸溶液に対する建屋効果

主排気筒に接続する建屋以外で硝酸溶液を貯蔵する建屋を第10表に示す。これらの建屋については、各建屋の排気口での硝酸濃度を評価し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるおそれはないかを確認する。

なお、硝酸濃度及び堰面積の設定は原則として3. 1. 1. 1及び3. 3. 1. 2と同様とするが、第10表の建屋で保有する硝酸溶液の量は比較的少なく、漏えいが部屋全体に拡大する可能性は低いことから、堰容量がタンク容量の合計よりも小さい場合は、漏えいは堰内に留まるとして堰面積を設定する。

第10表 主排気筒に接続する建屋以外で硝酸溶液を貯蔵する建屋

建屋	有毒化学物質	容量[m ³]	排気口
低レベル廃液処理建屋	硝酸 (13.6mol/L)	7.5	低レベル廃棄物処理建屋換気筒
	硝酸 (0.2mol/L)	1.02	
低レベル廃棄物処理建屋	硝酸 (13.6mol/L)	0.09	換気筒
	硝酸 (3mol/L)	0.6	
出入管理建屋	硝酸 (0.2mol/L)	0.15	出入管理建屋の換気設備の排気口
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	硝酸 (13.6mol/L)	0.1	北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)
試薬建屋	硝酸 (13.6mol/L)	41.7	試薬建屋の換気設備の排気口
	硝酸ヒドロキシルアミン (0.2mol/L) ※1	18	
ウラン脱硝建屋 (非管理区域)	硝酸 (13.6mol/L)	0.4	ウラン脱硝建屋 (非管理区域) の換気設備の排気口
	硝酸 (4mol/L)	0.4	
模擬廃液貯蔵庫 (高レベル廃液ガラス固化建屋)	硝酸 (2mol/L)	13	模擬廃液貯蔵庫の排気口 (換気扇)
燃料加工建屋	硝酸 (2mol/L)	0.1	燃料加工建屋の換気設備の排気口

※1：硝酸ヒドロキシルアミン溶液に含有する硝酸濃度。

3. 3. 2. 1 低レベル廃液処理建屋等に貯蔵する硝酸溶液に対する建屋効果

低レベル廃液処理建屋及び低レベル廃棄物処理建屋に貯蔵する硝酸溶液について、第11表に示す評価条件により蒸発率を評価した。評価結果を第12表に示す。

蒸発率は $6.4 \times 10^{-3} \text{kg/s}$ （1気圧，25℃で約 $9.0 \text{m}^3/\text{h}$ に相当）となり，低レベル廃棄物処理建屋換気筒の出口での濃度は11ppmと硝酸の防護判断基準値25ppmに比べて低い結果となった。従って，低レベル廃液処理建屋及び低レベル廃棄物処理建屋に貯蔵する硝酸溶液は，漏えいが発生したとしても建屋内で拡散・希釈されるため，有毒ガスが大気に多量に放出されることはない。

第11表 低レベル廃液処理建屋等の硝酸溶液に対する蒸発率の評価条件

パラメータ	設定値	備考
堰面積[m ²]	406 ^{*1}	部屋面積。
大気圧[Pa]	1.013×10^5	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
硝酸の分圧[Pa]	320	3.2.1より(硝酸濃度13.6mol/L)。
硝酸の分子量 [kg/kmol]	63.01	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
水の分子量 [kg/kmol]	18.02	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
ガス定数[J/kmol・K]	8314	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
温度[K]	303.15 (30°C)	3.1.4より。
風速[m/s]	0.35	3.1.4より。
堰直径[m]	1	堰直径が小さいほど蒸発率が大きくなるため、通常の廊下幅より短い1mに設定。
空気の動粘性係数 [m ² /s]	1.58×10^{-5}	3.2.1より。
水の空気中における拡散係数[m ² /s]	2.22×10^{-5}	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より(窒素/水の相互拡散係数)。

※1: 堰がない又は堰容量がタンク容量の合計よりも小さいことから、部屋面積を堰面積とする。

第12表 低レベル廃液処理建屋等の硝酸の蒸発率及び排気口での濃度

有毒化学物質	蒸発率 [kg/s]	風量 [万m ³ /h]	排気口での 濃度 [ppm]	防護判断基準 値 [ppm]
硝酸	6.4×10^{-3}	80	11	25

3. 3. 2. 2 出入管理建屋に貯蔵する硝酸溶液に対する建屋効果

出入管理建屋に貯蔵する硝酸溶液について、第13表に示す評価条件により蒸発率を評価した。評価結果を第14表に示す。

蒸発率は 9.1×10^{-7} kg/s（1気圧，25℃で約0.0013m³/hに相当）となり，出入管理建屋の換気設備の排気口での濃度は0.04ppmと硝酸の防護判断基準値25ppmに比べて十分低い結果となった。従って，出入管理建屋に貯蔵する硝酸溶液は，漏えいが発生したとしても建屋内で拡散・希釈されるため，有毒ガスが大気に多量に放出されることはない。

第13表 出入管理建屋の硝酸溶液に対する蒸発率の評価条件

パラメータ	設定値	備考
堰面積[m ²]	290 ^{※1}	部屋面積。
大気圧[Pa]	1.013×10 ⁵	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
硝酸の分圧[Pa]	0.25	3.2.1より(硝酸濃度0.2mol/L)。
硝酸の分子量 [kg/kmol]	63.01	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
水の分子量[kg/kmol]	18.02	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
ガス定数[J/kmol・K]	8314	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
温度[K]	303.15 (30°C)	3.1.4より。
風速[m/s]	0.06	実測値(0.01~0.06m/s)の最大値。
堰直径[m]	1	堰直径が小さいほど蒸発率が大きくなるため、通常の廊下幅より短い1mに設定。
空気の動粘性係数 [m ² /s]	1.58×10 ⁻⁵	3.2.1より。
水の空気中における 拡散係数[m ² /s]	2.22×10 ⁻⁵	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より(窒素/水の相互拡散係数)。

※1: 堰容量がタンク容量の合計よりも小さいことから、部屋面積を堰面積とする。

第14表 出入管理建屋の硝酸の蒸発率及び排気口での濃度

有毒化学物質	蒸発率 [kg/s]	風量 [万m ³ /h]	排気口での 濃度[ppm]	防護判断基準 値[ppm]
硝酸	9.1×10^{-7}	3.212	0.04	25

3. 3. 2. 3 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に貯蔵する硝酸溶液に対する 建屋効果

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に貯蔵する硝酸溶液について、第15表に示す評価条件により蒸発率を評価した。評価結果を第16表に示す。

蒸発率は 1.4×10^{-4} kg/s（1気圧、25℃で約0.19m³/hに相当）となり、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の出口での濃度は0.7ppmと硝酸の防護判断基準値25ppmに比べて十分低い結果となった。従って、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に貯蔵する硝酸溶液は、漏えいが発生したとしても建屋内で拡散・希釈されるため、有毒ガスが大気に多量に放出されることはない。

第15表 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の硝酸溶液に対する蒸発率の評価条件

パラメータ	設定値	備考
堰面積[m ²]	7 ^{*1}	貯槽周りに設置した堰の面積。
大気圧[Pa]	1.013×10 ⁵	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
硝酸の分圧[Pa]	320	3. 2. 1より(硝酸濃度13.6mol/L)。
硝酸の分子量 [kg/kmol]	63.01	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
水の分子量[kg/kmol]	18.02	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
ガス定数[J/kmol・K]	8314	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
温度[K]	303.15 (30℃)	3. 1. 4より。
風速[m/s]	0.46	実測値(0.17~0.46m/s)の最大値。
堰直径[m]	1	堰直径が小さいほど蒸発率が大きくなるため、通常の廊下幅より短い1mに設定。
空気の動粘性係数 [m ² /s]	1.58×10 ⁻⁵	3. 2. 1より。
水の空気中における拡散係数[m ² /s]	2.22×10 ⁻⁵	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より(窒素/水の相互拡散係数)。

※1: 硝酸槽のタンク容量0.11m³, 同一堰内にある苛性ソーダ槽のタンク容量0.11m³であり, タンク容量の合計が0.22m³であるのに対し, 堰容量1.43m³であることから, 漏えいは堰内にとどまるとして堰の面積を堰面積に設定した。

第16表 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の硝酸の蒸発率及び排気口での濃度

有毒化学物質	蒸発率 [kg/s]	風量 [万m ³ /h]	排気口での 濃度[ppm]	防護判断基準 値[ppm]
硝酸	1.4×10^{-4}	28	0.7	25

3. 3. 2. 4 試薬建屋に貯蔵する硝酸溶液に対する建屋効果

試薬建屋に貯蔵する硝酸溶液について、第17表に示す評価条件により蒸発率を評価した。評価結果を第18表に示す。

蒸発率は 3.6×10^{-4} kg/s（1気圧，25℃で約0.50m³/hに相当）となり，試薬建屋の換気設備の排気口での濃度は25ppmと硝酸の防護判断基準値25ppmに一致する結果となった。試薬建屋の換気設備の排気口から放出された有毒ガスは大気拡散によりさらに濃度が低下することを考慮すると，試薬建屋に貯蔵する硝酸溶液は，漏えいが発生したとしても，有毒ガスが大気に多量に放出されることはないと言える。

第17表 試薬建屋の硝酸溶液に対する蒸発率の評価条件

パラメータ	設定値	備考
堰面積[m ²]	103※1	貯槽周りに設置した堰の面積。
大気圧[Pa]	1.013×10 ⁵	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
硝酸の分圧[Pa]	320	3. 2. 1より(硝酸濃度13.6mol/L)。
硝酸の分子量 [kg/kmol]	63.01	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
水の分子量[kg/kmol]	18.02	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
ガス定数[J/kmol・K]	8314	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
温度[K]	303.15 (30°C)	3. 1. 4より。
風速[m/s]	0.05	実測値(0.01~0.05m/s)の最大値。
堰直径[m]	1	堰直径が小さいほど蒸発率が大きくなるため、通常の廊下幅より短い1mに設定。
空気の動粘性係数 [m ² /s]	1.58×10 ⁻⁵	3. 2. 1より。
水の空気中における 拡散係数[m ² /s]	2.22×10 ⁻⁵	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より(窒素/水の相互拡散係数)。

※1：硝酸受入れ貯槽は、タンク容量41.7m³に対し堰容量43.8m³、硝酸ヒドロキシルアミン受入れ貯槽は、タンク容量18m³に対し堰容量20.68m³であり、各々の堰内に他の有毒化学物質を貯留するタンクがないことから、漏えいは堰内にとどまるとして堰の面積を堰面積に設定した。

第18表 試薬建屋の硝酸の蒸発率及び排気口での濃度

有毒化学物質	蒸発率 [kg/s]	風量 [万m ³ /h]	排気口での 濃度[ppm]	防護判断基準 値[ppm]
硝酸	3.6×10^{-4}	2.04	25	25

3. 3. 2. 5 ウラン脱硝建屋（非管理区域）に貯蔵する硝酸溶液に対する建屋効果

ウラン脱硝建屋（非管理区域）に貯蔵する硝酸溶液について、第19表に示す評価条件により蒸発率を評価した。評価結果を第20表に示す。

蒸発率は 4.9×10^{-5} kg/s（1気圧、25℃で約0.068m³/hに相当）となり、ウラン脱硝建屋（非管理区域）の換気設備の排気口での濃度は2.7ppmと硝酸の防護判断基準値25ppmに比べて低い結果となった。従って、ウラン脱硝建屋（非管理区域）に貯蔵する硝酸溶液は、漏えいが発生したとしても建屋内で拡散・希釈されるため、有毒ガスが大気に多量に放出されることはない。

第19表 ウラン脱硝建屋(非管理区域)の硝酸溶液に対する蒸発率の評価条件

パラメータ	設定値	備考
堰面積[m ²]	13.9※ ¹	貯槽周りに設置した堰の面積。
大気圧[Pa]	1.013×10 ⁵	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
硝酸の分圧[Pa]	320	3.2.1より(硝酸濃度13.6mol/L)。
硝酸の分子量 [kg/kmol]	63.01	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
水の分子量[kg/kmol]	18.02	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
ガス定数[J/kmol・K]	8314	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
温度[K]	303.15 (30℃)	3.1.4より。
風速[m/s]	0.05	実測値(0.01~0.05m/s)の最大値。
堰直径[m]	1	堰直径が小さいほど蒸発率が大きくなるため、通常の廊下幅より短い1mに設定。
空気の動粘性係数 [m ² /s]	1.58×10 ⁻⁵	3.2.1より。
水の空気中における拡散係数[m ² /s]	2.22×10 ⁻⁵	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より(窒素/水の相互拡散係数)。

※1: 硝酸受槽及び硝酸調整槽は、タンク容量の合計0.8m³に対し堰容量2.78m³であり、当該堰内に他の有毒化学物質がないことから、漏えいは堰内にとどまるとして堰の面積を堰面積に設定した。

第20表 ウラン脱硝建屋（非管理区域）の硝酸の蒸発率及び排気口での濃度

有毒化学物質	蒸発率 [kg/s]	風量 [万m ³ /h]	排気口での 濃度[ppm]	防護判断基準 値[ppm]
硝酸	4.9×10^{-4}	2.5	2.7	25

3. 3. 2. 6 模擬廃液貯蔵庫に貯蔵する硝酸溶液に対する建屋効果

模擬廃液貯蔵庫に貯蔵する硝酸溶液について、第21表に示す評価条件により蒸発率を評価した。評価結果を第22表に示す。

蒸発率は 3.9×10^{-6} kg/s（1気圧，25℃で約0.0055m³/hに相当）となり，模擬廃液貯蔵庫の排気口（換気扇）での濃度は0.7ppmと硝酸の防護判断基準値25ppmに比べて十分低い結果となった。従って，模擬廃液貯蔵庫に貯蔵する硝酸溶液は，漏えいが発生したとしても建屋内で拡散・希釈されるため，有毒ガスが大気に多量に放出されることはない。

第21表 模擬廃液貯蔵庫の硝酸溶液に対する蒸発率の評価条件

パラメータ	設定値	備考
堰面積[m ²]	137※	部屋面積。
大気圧[Pa]	1.013×10^5	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
硝酸の分圧[Pa]	0.86	3.2.1より(硝酸濃度2mol/L)。
硝酸の分子量[kg/kmol]	63.01	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
水の分子量[kg/kmol]	18.02	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
ガス定数[J/kmol・K]	8314	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
温度[K]	303.15 (30°C)	3.1.4より。
風速[m/s]	0.21	実測値(0.03~0.21m/s)の最大値。
堰直径[m]	1	堰直径が小さいほど蒸発率が大きくなるため、通常の廊下幅より短い1mに設定。
空気の動粘性係数[m ² /s]	1.58×10^{-5}	3.2.1より。
水の空気中における拡散係数[m ² /s]	2.22×10^{-5}	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より(窒素/水の相互拡散係数)。

※堰容量がタンク容量の合計よりも小さいことから、部屋面積を堰面積とする。

第22表 模擬廃液貯蔵庫の硝酸の蒸発率及び排気口での濃度

有毒化学物質	蒸発率 [kg/s]	風量 [万m ³ /h]	排気口での 濃度 [ppm]	防護判断基準 値 [ppm]
硝酸	3.9×10^{-6}	0.752	0.7	25

3. 3. 2. 7 燃料加工建屋に貯蔵する硝酸溶液に対する建屋効果

燃料加工建屋に貯蔵する予定の硝酸溶液について、第23表に示す評価条件により蒸発率を評価した。評価結果を第24表に示す。

蒸発率は 1.3×10^{-5} kg/s（1気圧、25℃で約0.018m³/hに相当）となり、燃料加工建屋の換気設備の排気口での濃度は1.8ppmと硝酸の防護判断基準値25ppmに比べて十分低い結果となった。従って、燃料加工建屋に貯蔵する硝酸溶液は、漏えいが発生したとしても建屋内で拡散・希釈されるため、有毒ガスが大気に多量に放出されることはない。

第23表 燃料加工建屋の硝酸溶液に対する蒸発率の評価条件

パラメータ	設定値	備考
堰面積[m ²]	300	設計段階のため仮設定。
大気圧[Pa]	1.013×10^5	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
硝酸の分圧[Pa]	0.86	3. 2. 1より(硝酸濃度2mol/L)。
硝酸の分子量 [kg/kmol]	63.01	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
水の分子量[kg/kmol]	18.02	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
ガス定数[J/kmol・K]	8314	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
温度[K]	303.15 (30°C)	3. 1. 4より(再処理施設と同程度と仮定)。
風速[m/s]	0.35	3. 1. 4より(再処理施設と同程度と仮定)。
堰直径[m]	1	堰直径が小さいほど蒸発率が大きくなるため、通常の廊下幅より短い1mに設定。
空気の動粘性係数 [m ² /s]	1.60×10^{-5}	3. 2. 1より。
水の空気中における拡散係数[m ² /s]	2.22×10^{-5}	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より(窒素/水の相互拡散係数)。

第24表 燃料加工建屋の硝酸の蒸発率及び排気口での濃度

有毒化学物質	蒸発率 [kg/s]	風量 ^{※1} [万m ³ /h]	排気口での 濃度 [ppm]	防護判断基準 値 [ppm]
硝酸	1.3×10^{-6}	1	1.8	25

※1：設計段階のため仮設定。

3. 4 ガラス固化技術開発建屋に貯蔵するアンモニアに対する建屋効果

ガラス固化技術開発建屋に貯蔵するアンモニアについて、第25表に示す評価条件により蒸発率を評価した。評価結果を第26表に示す。

蒸発率は 3.3×10^{-2} kg/s（1気圧、25℃で約170m³/hに相当）となり、ガラス固化技術開発建屋の換気設備の排気口での濃度は47000ppmとアンモニアの防護判断基準値300ppmを上回る結果となったことから、スクリーニング評価を行う固定源の調査対象として取り扱う。

なお、仮に堰の存在を考慮せず、厚さ5mmのプールを形成した場合^{※1}には、堰面積は2600m²、蒸発量は1.7kg/s^{※2}となる。

※1：プール形成時の厚さは、米国環境保護庁（EPA）及び米国海洋大気庁（NOAA）が開発した有毒化学物質の漏えい・放出を評価する解析ソフトウェア「ALOHA」において、厚さ5mmでプールの拡がりや止まると設定されていることに基づく。

※2：堰面積以外の条件（温度、風速等）は現在の評価と同じとして算出した。

第25表 ガラス固化技術開発建屋のアンモニアに対する蒸発率の評価条件

パラメータ	設定値	備考
堰面積[m ²]	52 ^{*1}	貯槽周りに設置した堰の面積
大気圧[Pa]	1.013×10 ⁵	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
アンモニアの分圧[Pa]	81300	製品安全データシート(三菱ガス化学株式会社)より。
アンモニアの分子量[kg/kmol]	17.03	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
水の分子量[kg/kmol]	18.02	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
ガス定数[J/kmol・K]	8314	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
温度[K]	303.15 (30℃)	3. 1. 4より。
風速[m/s]	0.04	実測値(0.03~0.04m/s)の最大値。
堰直径[m]	1	堰直径が小さいほど蒸発率が大きくなるため、通常の廊下幅より短い1mに設定。
空気の動粘性係数[m ² /s]	1.58×10 ⁻⁵	3. 2. 1より。
水の空気中における拡散係数[m ² /s]	2.22×10 ⁻⁵	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より(窒素/水の相互拡散係数)。

※1: アンモニア水貯槽は、タンク容量13m³に対し堰容量13.8m³であり、当該堰内に他の有毒化学物質がないことから、漏えいは堰内にとどまるとして堰の面積を堰面積に設定した。

第26表 ガラス固化技術開発建屋のアンモニアの蒸発率及び排気口での濃度

有毒化学物質	蒸発率 [kg/s]	風量 [万m ³ /h]	排気口での 濃度 [ppm]	防護判断基準 値 [ppm]
アンモニア	3.3×10^{-2}	0.36	47000	300

3. 5 第2一般排水処理建屋に貯蔵するメタノールに対する建屋効果

第2一般排水処理建屋に貯蔵するメタノールについて、第27表に示す評価条件により蒸発率を評価した。評価結果を第28表に示す。

蒸発率は 5.8×10^{-4} kg/s（1気圧、25℃で約1.6m³/hに相当）となり、第2一般排水処理建屋の排気口（換気扇）での濃度は240ppmとメタノールの防護判断基準値2200ppmに比べて十分低い結果となった。従って、第2一般排水処理建屋に貯蔵するメタノールは、漏えいが発生したとしても建屋内で拡散・希釈されるため、有毒ガスが大気に多量に放出されることはない。

第27表 第2一般排水処理建屋のメタノールに対する蒸発率の評価条件

パラメータ	設定値	備考
堰面積[m ²]	6.2 ^{※1}	貯槽周りに設置した堰の面積。
大気圧[Pa]	1.013×10 ⁵	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
メタノールの分圧[Pa]	12700	製品安全データシート(日本アルコール販売株式会社)より。
メタノールの分子量[kg/kmol]	32.04	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
水の分子量[kg/kmol]	18.02	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
ガス定数[J/kmol・K]	8314	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より。
温度[K]	303.15 (30℃)	3.1.4より。
風速[m/s]	0.05	実測値(0.02~0.05m/s)の最大値。
堰直径[m]	1	堰直径が小さいほど蒸発率が大きくなるため、通常の廊下幅より短い1mに設定。
空気の動粘性係数[m ² /s]	1.58×10 ⁻⁵	3.2.1より。
水の空気中における拡散係数[m ² /s]	2.22×10 ⁻⁵	「化学便覧 基礎編 改訂5版」(日本化学会)より(窒素/水の相互拡散係数)。

※1：メタノール貯留タンクのタンク容量2.989m³，同一堰内にあるグリセイバータンクのタンク容量0.167m³であり，タンク容量の合計が3.156m³であるのに対し，堰容量3.69m³であることから，漏えいは堰内にとどまるとして堰の面積を堰面積に設定した。

第28表 第2 一般排水処理建屋のメタノールの蒸発率及び排気口での濃度

有毒化学物質	蒸発率 [kg/s]	風量 [万m ³ /h]	排気口での 濃度 [ppm]	防護判断基準 値 [ppm]
メタノール	5.8×10^{-4}	0.665	240	2200

4. 気体状態（液化ガスを含む）の有毒化学物質に対する建屋効果

第29表にNO_x及び一酸化窒素の保管状況を示す。NO_xを貯蔵するウラン脱硝建屋の液化NO_x受槽A等及び一酸化窒素を貯蔵する高レベル廃液ガラス固化建屋のNO供給槽は、高圧ガス容器ではないが、化学薬品を内包する設備は化学薬品の性状に応じた材料を選定することにより腐食し難い設計とする等の安全設計及び対策を講じている。このため、貯槽の大規模な破損は考えず、貯槽下部に設置された配管の破断を想定する。

なお、以下ではウラン脱硝建屋のNO_xは全て二酸化窒素であるとして評価する。

第29表 NO_x及び一酸化窒素の保管状況

建屋	タンク名称	状態	濃度 [%]	貯槽容量 [m ³]	貯蔵量 [kg]	運転圧力 [MPa]	運転温度 [°C]	配管 内径
ウラン脱硝 建屋	液化NO _x 受槽A	液化 ガス	100	4.7	6800	静水頭	10	φ 53.5
	液化NO _x 受槽B	液化 ガス	100	4.7	6800	静水頭	10	φ 53.5
	液化NO _x 受槽C	液化 ガス	100	4.7	6800	静水頭	10	φ 53.5
	気化装置出口 セパレータA	気体	100	0.006	0.05	0.5	72	φ 53.5
	気化装置出口 セパレータB	気体	100	0.006	0.05	0.5	72	φ 53.5
	NO _x 気化装置 出口サージポ ット	気体	100	0.2	1.3	0.39	63	φ 53.5
	NO _x 用バッフ ァタンク	気体	100	0.5	2.9	0.35	63	φ 28.0
	バッファ槽	気体	50	1	2.5	0.3	60	φ 42.6
高レベル廃 液ガラス固 化建屋	NO供給槽	気体	100	1.5	13	0.78	40	φ 21.7

4. 1 液化ガスの漏えい率評価

液化ガスの状態で漏えいするタンク（または付属配管でタンクに近いところ）からの漏えい率は、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」における液体流出時の災害現象解析モデル式及び過熱液体（沸点以上の温度で圧力をかけて液化したガス）が気化する液量と流出した液量の比（フラッシュ率、フラッシュとは漏えいして瞬間的に気化する現象をいう）を用いて、以下の式で評価できる。

なお、本評価式は、タンクの大きさに比べて流出孔が十分に小さく、流出が継続する間は液面の高さは変化しないことを前提としている。漏えい率評価にあたっては、タンク下部に接続する配管からの全量漏えいを想定しており、漏えいに伴い液面の高さは低下するが、液面の高さの最大値で評価することから、本評価式は適用可能である。

液体流出率[m ³ /s]	$q_L = ca\sqrt{2gh + \frac{2(p-p_0)}{\rho_L}}$
液体流出率（気化後）[kg/s]	$q_G = q_L f \rho_L$
フラッシュ率（小量流出の場合には全て気化するとして1としてよい）	$f = \frac{H - H_b}{h_b} = C_p \frac{T - T_b}{h_b}$
流出係数（不明の場合は0.5とする）	c
流出孔面積[m ²]	a
重力加速度[m/s ²]	g
液面と流出孔の高さの差[m]	h
容器内圧力[Pa]	p
大気圧[Pa]	p_0

液密度[kg/m ³]	ρ_L
液体の容器内温度におけるエンタルピー[J/kg]	H
液体の沸点におけるエンタルピー[J/kg]	H_b
沸点での蒸発潜熱[J/kg]	h_b
液体の比熱(容器内温度～沸点間の平均) [J/kg・K]	C_p
容器内温度[K]	T
液体の大気圧での沸点[K]	T_b

NO_x (液化ガス) の漏えい率の評価条件を第30表に示す。また、この評価条件をもとに評価したNO_x (液化ガス) の漏えい率の評価結果を第31表に示す。

NO_x (液化ガス) は沸点が21.2℃と比較的高いため、第30表の物性値等のパラメータに従いフラッシュ率を計算すると0.0087となるが、第31表に示す漏えい率の評価においては、フラッシュ率を保守的に0.1と設定した。

なお、一酸化窒素は液化ガスの状態では保管しない。

第30表 NO_x（液化ガス）の漏えい率の評価条件

パラメータ	設定値	備考
流出係数	1	「石油コンビナートの防災アセスメント指針」では不明の場合0.5としているが、保守的に1とした。
流出孔面積[m ²]	2.2×10^{-3}	設計図面より（最大配管内径φ53.5）。
重力加速度[m/s ²]	9.807	「化学便覧 基礎編 改訂5版」（日本化学会）より。
液面と流出孔の高さの差[m]	2.21	設計図面より（通常液レベル）。
容器内圧力	大気圧	運転時の通常圧力より。
大気圧[Pa]	1.013×10^5	「化学便覧 基礎編 改訂5版」（日本化学会）より。
液密度[kg/m ³]	1450	国際化学物質安全性データシートより。
沸点での蒸発潜熱[J/kg]	832000	東横化学株式会社ホームページより
液体の比熱（容器内温度～沸点間の平均）[J/kg・K]	823	(https://www.toyokokagaku.co.jp/product/gas/physical/no2.html)。
容器内温度[K]	303.15 (30℃)	3.1.4より（漏えい時の液温を部屋温度と同じとした）。
液体の大気圧での沸点[K]	294.35 (21.2℃)	国際化学物質安全性データシートより。

第31表 NO_x（液化ガス）の漏えい率の評価結果

建屋	タンク	有毒ガス	漏えい率[kg/s]
ウラン脱硝建屋	液化NO _x 受槽A	NO _x	2.1
	液化NO _x 受槽B	NO _x	2.1
	液化NO _x 受槽C	NO _x	2.1

4. 2 気体の漏えい率評価

気体の状態で漏えいするタンクからの漏えい率は、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」における気体流出時の災害現象解析モデル式である以下の式で評価できる。

なお、本評価式は、タンクのサイズに比べて流出孔が十分に小さく、気体の噴出時に熱的变化がないことを仮定している。漏えい率評価にあたっては、タンクに接続する配管からの漏えいを想定しており、瞬間的な噴出においては熱的变化がないと考えられることから、本評価式を適用可能である。

気体流出率（流速が音速以上 ($p_0/p \leq \gamma_c$) の場合) [kg/s]	$q_G = cap \sqrt{\frac{M}{ZRT} \gamma \left(\frac{2}{\gamma+1}\right)^{\frac{\gamma+1}{\gamma-1}}}$
気体流出率（流速が音速未満 ($p_0/p > \gamma_c$) の場合) [kg/s]	$q_G = cap \sqrt{\frac{2M}{ZRT} \left(\frac{\gamma}{\gamma-1}\right) \left\{ \left(\frac{p_0}{p}\right)^{\frac{2}{\gamma}} - \left(\frac{p_0}{p}\right)^{\frac{\gamma+1}{\gamma}} \right\}}$
γ_c	$\gamma_c = \left(\frac{2}{\gamma+1}\right)^{\frac{\gamma}{\gamma-1}}$
流出係数（不明の場合は0.5とする）	c
流出孔面積[m ²]	a
容器内圧力[Pa]	p

大気圧 [Pa]	p_0
気体のモル重量 [kg/mol]	M
気体の圧縮係数	Z
気体定数 [J/mol · K]	R
容器内温度 [K]	T
気体の比熱比	γ

NO_x（気体）及び一酸化窒素の漏えい率の評価条件を第32表に示す。また、この評価条件をもとに評価したNO_x（気体）及び一酸化窒素の漏えい率の評価結果を第33表に示す。

第32表 NO_x（気体）及び一酸化窒素の漏えい率の評価条件

パラメータ	設定値		備考
	NO _x （気体）	一酸化窒素	
流出係数	1		「石油コンビナートの防災アセスメント指針」には、不明の場合0.5としているものの、保守的に1と設定した。
流出孔面積[m ²]	第14表の配管内径より計算		設計図面より。
容器内圧力[Pa]	第14表の値		設計図面より。
大気圧[Pa]	1.013×10 ⁵		「化学便覧 基礎編 改訂5版」（日本化学会）より。
気体のモル重量[kg/mol]	4.601×10 ⁻²	3.001×10 ⁻²	「化学便覧 基礎編 改訂5版」（日本化学会）より。
気体の圧縮係数	1		「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に従う。
気体定数[J/mol・K]	8.314		「化学便覧 基礎編 改訂5版」（日本化学会）より。
容器内温度[K]	第14表の値		設計図面より。
気体の比熱比	1.33	1.425	流体の熱物性値集（日本機械学会）又は流体力学（日本機械学会）より。

第33表 NO_x（気体）及び一酸化窒素の漏えい率の評価結果

建屋	タンク	有毒ガス	漏えい率[kg/s]
ウラン脱硝建屋	気化装置出口セパレータA	NO _x	3.0
	気化装置出口セパレータB	NO _x	3.0
	NO _x 気化装置出口サージポット	NO _x	2.4
	NO _x 用バッファタンク	NO _x	0.6
	バッファ槽	NO _x	0.6
高レベル廃液ガラス固化建屋	NO供給槽	一酸化窒素	3.0

4. 3 NO_x及び一酸化窒素の漏えい率に基づく主排気筒での濃度

4. 1 及び 4. 2 の結果より、NO_x（液化ガス）の漏えい率は6.3kg/s（1気圧、25℃で約12000m³/hに相当）、NO_x（気体）の漏えい率は9.6kg/s（1気圧、25℃で約18000m³/hに相当）と計算できる。また、一酸化窒素の漏えい率は3.0kg/s（1気圧、25℃で約8900m³/hに相当）と計算できる。

ウラン脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の換気設備は主排気筒に接続しているため、3.3と同様に主排気筒から放出される時点でのNO_x濃度及び一酸化窒素濃度を評価すると第34表のとおりであり、各々の防護判断基準値を大幅に上回る結果となる。

しかし、第25表のとおり、NO_x（気体）及び一酸化窒素の貯蔵量は、NO_x（液化ガス）と比較して非常に少ないため、放出継続時間を考えると、NO_x（液化ガス）の漏えいはおおよそ1時間継続するのに対し、NO_x（気体）及び一酸化窒

素の漏えいは数秒程度で終了する。従って、仮にNO_x（気体）及び一酸化窒素の漏えいが発生した場合、ほぼ瞬間的に部屋内に拡散した後、建屋換気により主排気筒へ移行すると考えられるため、漏えい率は貯蔵量÷部屋体積×部屋換気風量となる。この考え方にに基づき漏えい率を考えると第35表のとおりとなり、NO_x（気体）及び一酸化窒素については主排気筒時点での濃度が防護判断基準値を下回る。

以上のことから、気体状態（液化ガスを含む）の有毒化学物質のうち、NO_x（液化ガス）はスクリーニング評価を行う固定源の調査対象として取り扱い、NO_x（気体）及び一酸化窒素は調査対象外とする。

第34表 NO_x及び一酸化窒素の漏えい率及び排気口での濃度
(部屋での拡散を考慮しない場合)

有毒ガス	漏えい率 [kg/s]	風量 [m ³ /h]	排気口での濃度 [ppm]	防護判断基準値 [ppm]
NO _x （液化ガス）	6.3	1.5×10 ⁶	8200	20
NO _x （気体）	9.6		12000	
一酸化窒素	3.0		5900	100

第35表 NO_x及び一酸化窒素の漏えい率及び排気口での濃度
(部屋での拡散を考慮する場合)

有毒ガス	漏えい率 [kg/s]	風量 [m ³ /h]	排気口での濃度 [ppm]	防護判断基準値 [ppm]
NO _x （気体）	7.4×10 ⁻³	1.5×10 ⁶	9.4	20
一酸化窒素	7.5×10 ⁻³		15	100

5. 結論

建屋内に保管しているガス化する有毒化学物質のうち、硝酸及びメタノールについては、建屋外と比べて風速が小さいために蒸発量が少なく、漏えいにより有毒ガスが発生したとしても、建屋内にとどまるか、あるいは建屋換気等により建屋内で希釈された後に排気されるため、屋外に多量に放出されることはないことを確認した。

アンモニア及びNO_x（液化ガス）については、個別評価により建屋から放出される有毒ガスが防護判断基準値を上回ることから、スクリーニング評価を行う固定源の調査対象とする。

令和3年11月1日 R0

補足説明資料 2-8
別紙 5

密閉空間でのみ人体影響を考慮すべきものの取扱いについて

1. 密閉空間で人体影響を考慮すべきものの取扱いの考え方

スクリーニング評価に先立ち実施する固定源及び可動源の調査のうち、敷地内固定源については「敷地内に保管されている全ての有毒化学物質」が調査対象とされている。確実に調査、影響評価及び防護措置の策定ができるように、密閉空間で人体影響を考慮すべきものの取扱いについて考え方を整理した。

整理にあたっては、影響評価ガイドの解説-4（調査対象外とする場合）を考慮した。

【影響評価ガイド記載】

（解説-4）調査対象外とする場合

貯蔵容器が損傷し、容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量が流出しても、有毒ガスが大気中に多量に放出されるおそれがないと説明できる場合。（例えば、使用場所が限定されていて貯蔵量及び使用量が少ない試薬等）

六フッ化硫黄は、防護判断基準値が高く（22万ppm：空気中の22%）、人体影響を与えるのは、密閉空間で放出される場合に限定される。六フッ化硫黄は、評価地点である制御室等の中には保管されておらず、評価地点との位置関係が密閉空間とはならないことから、運転員等に影響を与えることはない。

酸素についても同様に、人体影響を与えるのは、密閉空間で放出され

る場合に限定されており，評価地点である制御室等の中には保管されていないことから，運転員等に影響を与えることはない。

2. 六フッ化硫黄について

2. 1 六フッ化硫黄の防護判断基準値

産業中毒便覧においては，「ラットを80%六フッ化硫黄ガス（＝800,000ppm）と、20%酸素の混合ガスに16～24時間曝露したが、何ら特異的な生体影響はない。六フッ化硫黄ガスは薬理的に不活性ガスと考えられる。」と記載されており，六フッ化硫黄に有毒性はない。

また，六フッ化硫黄は，有毒化学物質の設定において主たる情報源である国際化学物質安全性カードにIDLH値がなく急性毒性影響は示されていない物質である。

しかしながら，化学物質の有害性評価等の世界標準システム（GHS）で作成されたデータベースにおいては，毒性影響はないとしているものの，「当該物質には麻酔作用があることを示す記述があり、極めて高濃度での弱い麻酔作用以外は不活性のガスであるとの記述もあり、区分3（麻酔作用）とした」と記載されている。

また，OECD SIDs文書において，「20人の若年成人に79%のSF6（21%のO2）を約10分間曝露した結果、55%以上のSF6に曝露した被験者は、鎮静作用、眠気及び深みのある声質を認めた。4人の被験者はわずかに呼吸困難を感じた。最初の麻酔効果は22%SF6で経験された。」と記載されていることから，六フッ化硫黄の防護判断基準値については，保守的に22%を採用した。

2. 2 漏えい時の六フッ化硫黄の拡散について

六フッ化硫黄は空気より分子量が大きい高密度ガス(六フッ化硫黄の密度は空気の約5倍)であるため、瞬時に大量に漏えいした場合、事象発生直後は鉛直方向には拡散し難く、水平方向に拡散する中で地表面付近に滞留するが、時間の経過とともに徐々に拡散、希釈される(第1図参照)。

(a) 漏えい直後の状態

拡散するガスの前面で鉛直方向に空気を巻き込みながら、水平方向に広がっていく。

(b) 漏えいから暫く時間が経過した状態

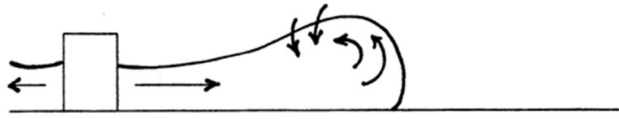
水平方向(地表付近)に非常に安定な成層を形成するため、周囲の空気の巻込みの影響は小さく、地表面からの熱を受けやすくなる。

(c) 漏えいから十分時間が経過した状態

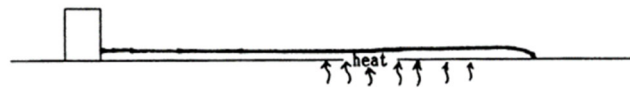
漏えいガスへの周囲からの入熱、風等の影響で鉛直方向にも拡散が起こり、次第に高密度ガスとしての性質を失い、拡散、希釈される。

放出点からある程度距離が離れた地点において、最も漏えいガスが高濃度となるのは、(b)の漏えいから暫く時間が経過した段階における、地表付近に非常に安定な成層を形成した状態だと考えられる。

- (a) immediately after spill..... effect of gravity flow is large.
entrainment of ambient air is effective.



- (b) a few time later after very flat heavy gas cloud
the spill very strong stratification
effect of entrainment is small.
effect of heat transfer from
ground is large.
turbulence damping is important.



- (c) enough time later after approaching the behavior of
the spill trace gas dispersion

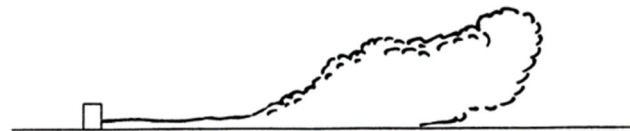


Fig. 3. Dispersion of vapor cloud of the cryogenic liquefied gas

第 1 図 高密度ガスの拡散について

(出典：高密度ガスの拡散予測について（大気汚染学会誌 第27巻 第1号（1992）））

2. 3 高密度ガスの拡散について

再処理施設の開閉所に設置されている機器（ガス遮断器，ガス絶縁開閉装置）にて使用されている六フッ化硫黄（820kg）の全量漏えいを想定した場合，気体の状態方程式に基づき体積換算すると，約137 m³となる。開閉所から制御室等までは100m以上離れていることから，六フッ化硫黄の漏えい時の挙動を考慮し，半径100mの円柱状に広がり，上記(b)のように成層を形成した場合の六フッ化硫黄の濃度が防護判断基準値の22%になっていると仮定した時，成層の高さは約20cmとなる（第2図参照）。従って，制御室等の外気取入口から六フッ化硫黄が制御室等内に流入することはない。また，制御室等の近傍を通行する運転員等に対しても，成層の高さが運転員等の口元相当の高さ（約150cm）と比較し

て十分低いことから、影響はない。

なお、実際には漏えいガスが評価点の範囲内で成層状にとどまり続けることはなく、周囲からの入熱や風等の影響で鉛直方向にも拡散、希釈されると考えられることから、運転員等への影響はさらに小さくなると考えられる。

【評価式】

- ・ 気体の状態方程式

$$pV = \frac{w}{M}RT$$

- ・ 機器設置中心から距離 r まで拡がり高さ h の成層を形成した時の体積 V' の算出式

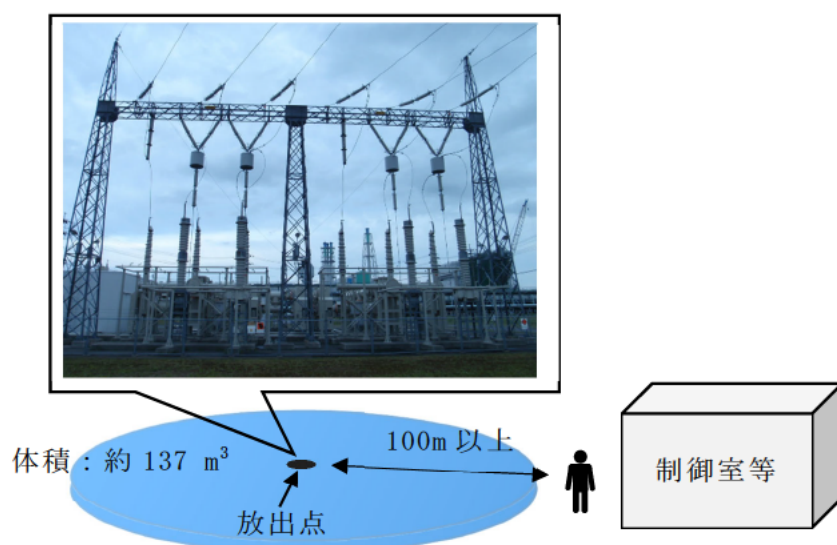
$$V' = \pi r^2 h$$

- ・ 機器設置中心から最も近い重要操作地点における六フッ化硫黄の濃度 C (%)の算出式

$$C = \frac{V}{V'} \times 100$$

【評価条件】

p :	圧力	(=1atm)
V :	六フッ化硫黄の体積	
w :	六フッ化硫黄の質量	(=820kg)
M :	六フッ化硫黄のモル質量	(=146g/mol)
R :	モル気体定数	(=0.082L・atm/(K・mol))
T :	温度	(=25°C)
r :	機器設置中心からの距離	(=100m)
h :	成層の高さ	
C :	成層の六フッ化硫黄濃度	(=22%)



第2図 六フッ化硫黄を貯蔵する開閉所と制御室等との位置関係

3. 酸素について

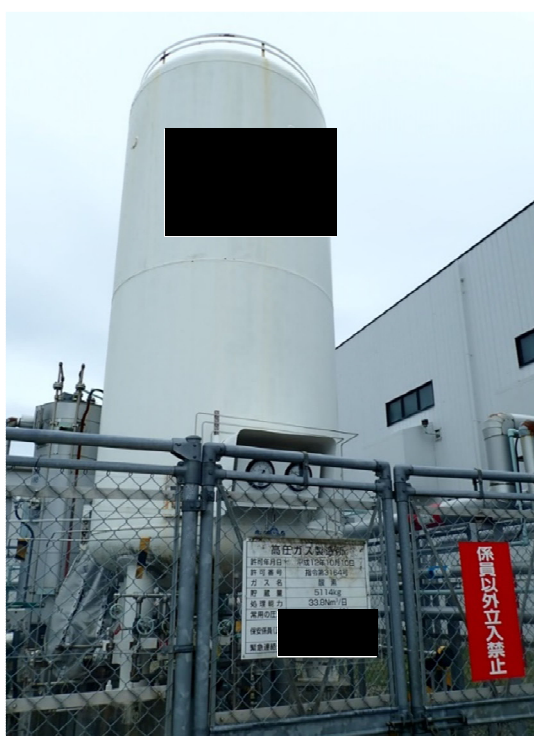
酸素は、国際化学物質安全性カードにIDLH値がなく急性毒性は示されていない物質である。

化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)で作成された

データベースにおいては、「特定標的臓器毒性（単回暴露）」にて区分3（気道性刺激性）に分類されているが、ヒトの症状として記載のある発咳は、高濃度（90～95%）の酸素かつ3時間程度ばく露した場合において発症するものであることも併せて記載されている。

再処理施設の酸素タンクは第3図に示すように屋外に設置されており、漏えいしたとしても比重が1.1と空気とほぼ同密度であることから、放出時点で空気中に拡散、希釈される。従って、90%以上の高濃度の酸素が局所的に滞留することはない。

以上のことから、再処理施設の屋外タンクの酸素については、運転員等に影響を与えることはないと考えられる。



第3図 液化酸素タンクの設置状況

補足説明資料 2-8
別紙 6

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（1/23）

a: ガス化しない
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4	
1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	環境管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	4	-	-	-	○	-	-	-
1, 10-フェナントロリン	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	固体	ガラス瓶	25	g	7	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	25	g	11	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	1	g	1	-	-	-	○	-	-	-
1, 2-シクロヘキサンジアミン四酢酸	環境管理建屋		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
1, 5-ジフェニルカルボノヒドrazilド	出入管理建屋		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
18-クラウン-6-エーテル	分析建屋		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
1-オクタール	出入管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	10	-	-	-	○	-	-	-
1-ナフチルアミン	分析建屋	固体	ポリ容器	25	g	7	-	-	-	○	-	-	-
1-ブタノール	技術開発研究所	液体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
2, 4, 4-トリメチル-1-ペンテン	分析建屋		ガラス瓶	25	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
2, 6-ジメチル-4-ヘプタノン	環境管理建屋		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
2-アミノ-2-ヒドロキシメチル-1, 3-プロパンジオール	ガラス固化技術開発建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
2-アミノエタノール	主排気筒管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	12	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
2-プロパノール	ウラン脱硝建屋		ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	予備品組立試験建屋		ポリ容器	14	L	1	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	再処理事務所		ポリ容器	2.5	L	1	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
3-メチル-1-フェニル-5-ピラゾロン	分析建屋	固体	ガラス瓶	25	g	5	-	-	-	○	-	-	-
4-アミノアンチピリン	出入管理建屋		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
BOD測定試薬	分析建屋	液体	箱	1	箱	1	-	-	-	○	-	-	-
CARBO-SORB			ガラス瓶	1	L	1	-	-	-	○	-	-	-
COD測定試薬			ガラス瓶	25	mL	17	-	-	-	○	-	-	-
FID感度試験用標準試料	出入管理建屋	液体	ガラス瓶	100	mL	9	-	-	-	○	-	-	-
ICP標準試薬			ガラス瓶	2	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	1	L	1	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	125	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	1	L	3	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
ポリ容器	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-			
ポリ容器	100	mL	6	-	-	-	○	-	-	-			
ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-			
L(+)-アスコルビン酸	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
L-グルタミン酸	出入管理建屋		ガラス瓶	25	g	3	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	25	g	8	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	一般排水処理建屋		ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
m-カルボラン+n-ドデカン混合溶液	精製建屋	液体	金属容器	10	L	45	-	-	-	○	-	-	-
			金属容器	100	mL	50	-	-	-	○	-	-	-
N-1-ナフチルエチレンジアミン二塩酸塩	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	固体	ガラス瓶	25	g	6	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	1	g	2	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（2/23）

a：ガス化しない
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果	
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4		
N-1-ナフチルエチレンジアミン二塩酸塩	技術開発研究所	固体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
n-ドデカン	精製建屋	液体	金属缶	20	L	3	-	-	-	○	-	-	-	
	出入管理建屋		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ガラス瓶	500	mL	5	-	-	-	○	-	-	-	
	技術開発研究所		ガラス瓶	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-	
n-ブチルアルデヒド			ガラス瓶	25	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
n-ヘキサン酸			ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
n-吉草酸			ガラス瓶	25	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
n-酪酸			ガラス瓶	25	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
p-ジメチルアミノベンズアルデヒド	分析建屋	固体	ポリ容器	100	g	6	-	-	-	○	-	-	-	
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	100	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
	技術開発研究所		ポリ容器	100	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
P-トルエンスルホンクロロアミドナトリウム	分析建屋	液体	ガラス瓶	25	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
P-ニトロフェノール	ガラス瓶		100	mL	4	-	-	-	○	-	-	-		
P-ヒドロキシ安息香酸	固体		ガラス瓶	500	g	5	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
trans-1,2-シクロヘキサンジアミン四酢酸			ガラス瓶	5	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
アクアライト	再処理事務所	液体	ポリ容器	450	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
アジ化ナトリウム	分析建屋	固体	ガラス瓶	100	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
			ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
			環境管理建屋	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
			技術開発研究所	ガラス瓶	100	g	2	-	-	-	○	-	-	-
アジ化物イオン標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	4	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	100	mL	8	-	-	-	○	-	-	-	
アセトニトリル	出入管理建屋		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
			分析建屋	金属缶	18	L	6	-	-	-	○	-	-	-
			技術開発研究所	ガラス瓶	3	L	2	-	-	-	○	-	-	-
				ガラス瓶	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
アセトン	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	金属缶	1	L	1	-	-	-	○	-	-	-	
			ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	前処理建屋		金属缶	1	L	1	-	-	-	○	-	-	-	
			ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	低レベル廃棄物処理建屋		ガラス瓶	500	mL	11	-	-	-	○	-	-	-	
			ガラス瓶	500	mL	11	-	-	-	○	-	-	-	
	ハル・エンドピース貯蔵建屋		ガラス瓶	500	mL	11	-	-	-	○	-	-	-	
			ガラス瓶	500	mL	11	-	-	-	○	-	-	-	
	出入管理建屋		ガラス瓶	3	L	1	-	-	-	○	-	-	-	
			ガラス瓶	500	mL	6	-	-	-	○	-	-	-	
分析建屋		ガラス瓶	3	L	6	-	-	-	○	-	-	-		
		ガラス瓶	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-		
ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	3	L	3	-	-	-	○	-	-	-		
		ガラス瓶	500	mL	4	-	-	-	○	-	-	-		
非放射性機器補修建屋			ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
アゾメチン	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	固体	ガラス瓶	5	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
			ガラス瓶	25	g	4	-	-	-	○	-	-	-	
			主排気筒管理建屋	ガラス瓶	5	g	4	-	-	-	○	-	-	-
			分析建屋	ガラス瓶	5	g	2	-	-	-	○	-	-	-
アミド硫酸	出入管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-	
			分析建屋	ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
			技術開発研究所	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
アミド硫酸アンモニウム	分析建屋	固体	ガラス瓶	25	g	8	-	-	-	○	-	-	-	
			技術開発研究所	ガラス瓶	100	g	2	-	-	-	○	-	-	-

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（3/23）

a: ガス化しない
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4	
アルミニウム	ガラス固化技術開発建屋	固体	ガラス瓶	1	g	1	-	-	-	○	-	-	-
アルミニウム標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
アンチモン標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
アンモニア水	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ポリ容器	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋		ポリ容器	500	mL	6	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	mL	11	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ポリ容器	500	mL	45	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	一般排水処理建屋		金属缶	500	mL	10	-	-	-	○	-	-	-
アンモニウムイオン標準液	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ポリ容器	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	50	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
イオンクロマトグラフィー用試薬（ヨウ素）	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
イオンクロマト分析用標準液	ポリ容器		50	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
イオン強度調整剤	ポリ容器		500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
イオン交換樹脂	固体		ポリ容器	50	g	1	-	-	-	○	-	-	-
イットリウム標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
イリジウム標準液	出入管理建屋	液体	ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
インジウム	ガラス固化技術開発建屋	固体	ガラス瓶	1	g	1	-	-	-	○	-	-	-
インジウム標準液	出入管理建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
エコシンチXR	分析建屋	液体	ポリ容器	4	L	4	-	-	-	○	-	-	-
エタノール	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	12	-	-	-	○	-	-	-
	使用済燃料輸送容器管理建屋		ポリ容器	20	L	2	-	-	-	○	-	-	-
	ウラン脱硝建屋		ガラス瓶	1.2	L	3	-	-	-	○	-	-	-
	低レベル廃棄物処理建屋		ガラス瓶	200	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	ハル・エンドピース貯蔵建屋		ガラス瓶	300	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	主排気筒管理建屋		ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋		ポリ容器	20	L	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		金属缶	9	L	4	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ガラス瓶	500	mL	4	-	-	-	○	-	-	-
	試薬建屋		ガラス瓶	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化体受入建屋		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ガラス瓶	500	mL	7	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス瓶	3	L	3	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（4/23）

a: ガス化しない
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果	
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4		
エタノール	ガラス固化技術開発建屋	液体	ガラス瓶	3	L	4	-	-	-	○	-	-	-	
	放射線測定機器校正建屋		ガラス瓶	500	mL	8	-	-	-	○	-	-	-	
エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	固体	ガラス瓶	25	g	7	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ポリ容器	50	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	技術開発研究所	固体	ポリ容器	50	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
エチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム	分析建屋	液体	ポリ容器	100	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
エポフィックス硬化剤	ガラス固化技術開発建屋	液体	ガラス瓶	130	mL	4	-	-	-	○	-	-	-	
			ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
カーボンブラック	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	固体	ポリ容器	1	kg	1	-	-	-	○	-	-	-	
	ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	259	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
カスタムプラズマ標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-	
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
カドミウム標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
ガドリニウム標準液			ポリ容器	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-	
カリウム標準液	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ポリ容器	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-	
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
カルシウム標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋		ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
カロライト	技術開発研究所	固体	ポリ容器	1	kg	1	-	-	-	○	-	-	-	
キシレン	主排気筒管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	出入管理建屋		ガラス瓶	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ガラス瓶	500	mL	32	-	-	-	○	-	-	-	
	環境管理建屋		ガラス瓶	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-	
	技術開発研究所		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
キンヒドロン	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	固体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
			ガラス瓶	100	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
ギ酸	技術開発研究所	液体	ガラス瓶	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-	
ギ酸ナトリウム	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
			ガラス瓶	25	g	12	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
			分析建屋	ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
			環境管理建屋	ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
クエン酸	分析建屋	液体	ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
クエン酸三アンモニウム	分析建屋	液体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
クエン酸三ナトリウム	環境管理建屋	液体	ポリ容器	500	g	5	-	-	-	○	-	-	-	
クエン酸水素二アンモニウム	技術開発研究所	液体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
グリシン	ガラス固化技術開発建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
			ガラス瓶	5	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
グリセリン	出入管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	技術開発研究所		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（5/23）

a: ガス化しない
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果	
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4		
クレアチニン測定キット	出入管理建屋	固体	箱	1	個	4	-	-	-	○	-	-	-	
クロム酸カリウム	分析建屋		ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ガラス瓶	100	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
クロム酸ナトリウム	環境管理建屋		ガラス瓶	100	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
クロム酸バリウム	出入管理建屋		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
クロム標準液	ガラス固化技術開発建屋		液体	ポリ容器	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
クロロ酢酸	分析建屋		固体	ガラス瓶	500	g	9	-	-	-	○	-	-	-
ケイ素	出入管理建屋		固体	ポリ容器	500	g	41	-	-	-	○	-	-	-
ケイ素標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
	ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	第2一般排水処理建屋		ガラス瓶	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
コバルト標準液	分析建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
コロジオン	主排気筒管理建屋	固体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	出入管理建屋		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	環境管理建屋		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
サマリウム標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
ジイソブチルケトン	出入管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	5	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ガラス瓶	500	mL	12	-	-	-	○	-	-	-	
ジエチル-p-フェニレンジアミン	分離建屋	液体	ガラス瓶	5	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	精製建屋		ガラス瓶	5	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	ウラン脱硝建屋	固体	アルミ袋	1	個	24	-	-	-	○	-	-	-	
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋		アルミ袋	1	個	38	-	-	-	○	-	-	-	
	低レベル廃液処理建屋	液体	ガラス瓶	5	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋	固体	アルミ袋	1	個	49	-	-	-	○	-	-	-	
	環境管理建屋		液体	ポリ容器	20	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
		固体	ポリ容器	10	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	15	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
	ユーティリティ建屋	液体	ポリ容器	20	mL	5	-	-	-	○	-	-	-	
固体		アルミ袋	1	箱	6	-	-	-	○	-	-	-		
	ポリ容器	15	g	5	-	-	-	○	-	-	-	-		
ジクロロメタン	出入管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
ジスプロシウム標準液	分析建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
ジメチルグリオキシム	出入管理建屋	固体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
シュウ酸	分析建屋		ガラス瓶	500	g	5	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
			ガラス瓶	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
	環境管理建屋		ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	500	g	10	-	-	-	○	-	-	-	
			技術開発研究所	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
環境管理建屋	ガラス瓶		28	g	6	-	-	-	○	-	-	-		
シュウ酸アンモニウム	出入管理建屋		液体	ポリ容器	500	g	6	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋			ポリ容器	500	g	6	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋	ポリ容器		500	g	2	-	-	-	○	-	-	-	

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（6/23）

a: ガス化しない
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4	
シュウ酸カルシウム	分析建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ガラス瓶	10	g	1	-	-	-	○	-	-	-
シュウ酸ナトリウム	分析建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	100	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋	液体	ポリ容器	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋		ポリ容器	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	主排気筒管理建屋		ガラス瓶	500	mL	5	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
シュウ酸ナトリウム	ユーティリティ建屋	液体	ポリ容器	500	mL	4	-	-	-	○	-	-	-
	第2一般排水処理建屋		金属缶	10	L	3	-	-	-	○	-	-	-
シリカゲル	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	高レベル廃液ガラス固化建屋	液体	金属缶	12.5	kg	3	-	-	-	○	-	-	-
	主排気筒管理建屋	固体	金属缶	12.5	kg	3	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化体受入建屋		金属缶	12.5	kg	1	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化体貯蔵建屋		金属缶	12.5	kg	6	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
	ガラス固化技術開発建屋	金属容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
	再処理建設事務所	液体	金属缶	12.5	kg	5	-	-	-	○	-	-	-
ジルコニウム標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
スクロース	分析建屋	固体	ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
スズ			ガラス瓶	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
スズ標準液	分析建屋	液体	ガラス瓶	1	g	1	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
ストロンチウム標準液	出入管理建屋	液体	ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
スルファニルアミド	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	固体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	25	g	3	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
スルファニル酸	分析建屋	液体	ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	100	g	1	-	-	-	○	-	-	-
セシウム標準液	出入管理建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	100	mL	4	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
セリウム標準液	出入管理建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
セルロース	分析建屋	固体	袋	454	g	4	-	-	-	○	-	-	-

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（7/23）

a: ガス化しない
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4	
ソーダ石灰	精製建屋	固体	ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	制御建屋		ポリ容器	15	kg	15	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ガラス瓶	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
	再処理事務所		ポリ容器	15	kg	6	-	-	-	○	-	-	-
チオグリコール酸アンモニウム溶液	技術開発研究所	液体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
チオシアン酸アンモニウム	出入管理建屋	固体	ガラス瓶	500	g	11	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ガラス瓶	25	g	4	-	-	-	○	-	-	-
チオシアン酸カリウム	出入管理建屋	液体	ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
チオ硫酸ナトリウム	分析建屋		ポリ容器	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-
	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋		ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	mL	8	-	-	-	○	-	-	-
チタン標準液			ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
チモールブルー	出入管理建屋	固体	ガラス瓶	25	g	3	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
テトラブチルアンモニウムブロミド	技術開発研究所	固体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
テトラフルオロホウ酸	出入管理建屋	液体	ポリ容器	500	mL	5	-	-	-	○	-	-	-
テノイルトリフルオロアセトン (TTA)	分析建屋		ガラス瓶	25	g	7	-	-	-	○	-	-	-
			技術開発研究所	ガラス瓶	25	g	12	-	-	-	○	-	-
デバルタ合金	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	固体	ガラス瓶	25	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	100	g	3	-	-	-	○	-	-	-
テルル標準液		液体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
デンブレン	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	固体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
トリ-n-オクチルホスフィンオキシド	分析建屋	液体	ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
トリ-n-ドデシルアミン			ガラス瓶	25	g	3	-	-	-	○	-	-	-
トリニトратニトロシルルテニウム	技術開発研究所	固体	ガラス瓶	10	g	86	-	-	-	○	-	-	-
トリフルオロ酢酸	分析建屋	液体	ガラス瓶	25	mL	10	-	-	-	○	-	-	-
トルエン	環境管理建屋		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	再処理事務所		金属缶	2.5	L	1	-	-	-	○	-	-	-
ナトリウム標準液	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ポリ容器	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	50	g	2	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	250	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
ナフタレン	分析建屋	固体	ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
ニオブ標準液	出入管理建屋	液体	ポリ容器	100	mL	5	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
ニッケル	ガラス固化技術開発建屋	固体	ガラス瓶	1	g	1	-	-	-	○	-	-	-
ニッケルペースト	技術開発研究所		ポリ容器	50	g	1	-	-	-	○	-	-	-
ニッケル標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（8/23）

a: ガス化しない
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4	
ネオジム標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
バナジン(V)酸アンモニウム	分析建屋	固体	ポリ容器	100	g	4	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
パラジウム標準液	ガラス固化技術開発建屋	液体	ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス瓶	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
バリウム標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
ビス(3-メチル-1-フェニル-5-ピラゾロン)	分析建屋	固体	ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
ビス[(+)-タルトラト]ニアンチモン(III)酸ニカリウム	技術開発研究所		ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
ビス-トリス	分析建屋	液体	ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	100	g	3	-	-	-	○	-	-	-
ビスマス	ガラス固化技術開発建屋	液体	ガラス瓶	1	g	1	-	-	-	○	-	-	-
ヒドラジン	分析建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	8	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	100	mL	6	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋	ガラス瓶	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
ヒドラジン	ユーティリティ建屋	液体	ポリ容器	100	mL	6	-	-	-	○	-	-	-
			金属缶	20	kg	3	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
ピロガロール	分析建屋	固体	ガラス瓶	25	g	4	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ガラス瓶	100	g	2	-	-	-	○	-	-	-
ピロリン酸カルシウム	分析建屋	液体	ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
フェニルボロン酸	分析建屋	液体	ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
フェノール	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ガラス瓶	25	g	13	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ガラス瓶	250	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
フェノールフタレイン	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ガラス瓶	100	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	25	g	3	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
フェノールフタレイン溶液	出入管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
フタル酸	分析建屋	固体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
フタル酸水素カリウム			ポリ容器	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
フタル酸塩pH標準液	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ポリ容器	500	mL	9	-	-	-	○	-	-	-
	ウラン脱硝建屋		ポリ容器	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋		ポリ容器	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	mL	10	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	試薬建屋		ポリ容器	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（9/23）

a：ガス化しない
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4	
フタル酸塩pH標準液	第2一般排水処理建屋	液体	ポリ容器	500	mL	7	-	-	-	○	-	-	-
	再処理事務所		ポリ容器	450	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
フッ化カリウム	分析建屋	固体	ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
フッ化ナトリウム			ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
フッ化水素アンモニウム	分析建屋	液体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	25	g	5	-	-	-	○	-	-	-
フッ化水素酸	出入管理建屋	液体	ポリ容器	500	g	5	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	50	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	ポリ容器		500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
	ポリ容器		500	mL	5	-	-	-	○	-	-	-	
フッ化物イオン標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
ユーティリティ建屋	技術開発研究所	液体	ポリ容器	50	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
プラセオジウム標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス瓶	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
プロピオン酸	技術開発研究所	液体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
プロピレングリコール	精製建屋		ポリ容器	60	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
プロモクレゾールグリーン	出入管理建屋	固体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス瓶	1	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ユーティリティ建屋	ガラス瓶	1	g	3	-	-	-	○	-	-
プロモクレゾールグリーン	分析建屋	液体	ガラス瓶	5	g	3	-	-	-	○	-	-	-
			環境管理建屋	ポリ容器	100	mL	4	-	-	-	○	-	-
プロモチモールブルー	分析建屋	固体	ガラス瓶	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
			技術開発研究所	ガラス瓶	25	g	5	-	-	-	○	-	-
プロモフェノールブルー	分析建屋	固体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
			ヘキサシアノ鉄(III)酸カリウム	ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-
ヘキサニトロコバルト(III)酸ナトリウム	出入管理建屋	液体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
			技術開発研究所	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-
ヘキサヒドロキソアンチモン(V)酸カリウム	分析建屋	液体	ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
ヘキサメタリン酸ナトリウム	ガラス固化技術開発建屋	液体	ポリ容器	100	g	1	-	-	-	○	-	-	-
ヘキサメチレンテトラミン	技術開発研究所		ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
ヘキサン	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス瓶	500	mL	4	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋		ガラス瓶	500	mL	7	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	500	mL	24	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ガラス瓶	500	mL	11	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ガラス瓶	500	mL	4	-	-	-	○	-	-	-
ペルオキシ二硫酸アンモニウム	技術開発研究所	固体	ガラス瓶	500	mL	4	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
ペルオキシ二硫酸カリウム	分析建屋	液体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	100	g	4	-	-	-	○	-	-	-
	試薬建屋		ガラス瓶	100	g	2	-	-	-	○	-	-	-
ペルオキシ二硫酸ナトリウム	技術開発研究所	液体	ガラス瓶	100	g	2	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス瓶	100	g	2	-	-	-	○	-	-	-
ベンジルジメチルテトラデシルアンモニウムクロリド	分析建屋	液体	ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
出入管理建屋	ガラス瓶		25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（10/23）

a: ガス化しない
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4	
ベンゼン	環境管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
ホウ酸	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	固体	袋	20	kg	1	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	g	6	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	再処理事務所		袋	300	g	5	-	-	-	○	-	-	-
ホウ酸塩pH標準液	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ポリ容器	500	mL	9	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋		ポリ容器	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	mL	9	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	第2一般排水処理建屋		ポリ容器	500	mL	7	-	-	-	○	-	-	-
	再処理事務所		ポリ容器	450	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
ホウ素標準液	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ポリ容器	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	100	mL	5	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
ホスホン酸	環境管理建屋	固体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
ポリオキシエチレンソルビタンモノラウラート	分析建屋	液体	ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
ポリ塩化アルミニウム溶液	一般排水処理建屋		ポリ容器	25	kg	14	-	-	-	○	-	-	-
ホルマリン	環境管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
マグネシウム標準液	分析建屋		ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
マンガン標準液	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ポリ容器	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	250	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
メタノール	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	6	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋		ガラス瓶	3	L	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		金属缶	18	L	4	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス瓶	3	L	1	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス瓶	3	L	11	-	-	-	○	-	-	-
環境管理建屋	ガラス瓶	3	L	11	-	-	-	○	-	-	-		
メタンスルホン酸	分析建屋	液体	ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	
メチルオレンジ	分析建屋	固体	ポリ容器	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	25	g	3	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ガラス瓶	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
分析建屋	ガラス瓶		500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
メチルレッド	ユーティリティ建屋	固体	ポリ容器	25	g	3	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		液体	ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（11/23）

a：ガス化しない
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4	
メチレンブルー	技術開発研究所	固体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
モリブデン酸ナトリウム	ガラス固化技術開発建屋	固体	ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス瓶	500	g	5	-	-	-	○	-	-	-
モリブデン標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
モレキュラーシーブス	分析建屋	固体	ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
ユウロピウム標準液		液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
ヨウ化アンモニウム	出入管理建屋	固体	ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
ヨウ化カリウム	分析建屋		ガラス瓶	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-
	ヨウ化カリウム	環境管理建屋	ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
ポリ容器			500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
一般排水処理建屋		ポリ容器	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
第2一般排水処理建屋		ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
ヨウ化カリウム溶液	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
ヨウ化ナトリウム	環境管理建屋	固体	ガラス瓶	25	g	4	-	-	-	○	-	-	-
ヨウ化水素酸	出入管理建屋	液体	ガラス瓶	25	g	3	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	10	g	2	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ガラス瓶	25	g	8	-	-	-	○	-	-	-
ヨウ素	分析建屋	固体	ガラス瓶	100	g	3	-	-	-	○	-	-	-
ヨウ素酸カリウム			ガラス瓶	25	g	13	-	-	-	○	-	-	-
ヨウ素溶液	技術開発研究所	液体	ガラス瓶	500	mL	4	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
ラクトース	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	固体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
ランタン標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
リチウム標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
リンモリブデン酸アンモニウム	環境管理建屋	固体	ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
リン酸	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	5	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス瓶	500	mL	48	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
リン酸イオン標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ガラス瓶	50	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
リン酸ジブチル	分析建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	7	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		固体	ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-
リン酸トリブチル	ガラス固化技術開発建屋	液体	ガラス瓶	500	g	8	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ガラス瓶	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	精製建屋		金属缶	20	L	4	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋		ガラス瓶	500	mL	19	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋	液体	ガラス瓶	25	g	3	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス瓶	500	mL	13	-	-	-	○	-	-	-

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（12/23）

a：ガス化しない
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4	
リン酸トリブチル	技術開発研究所	液体	ガラス瓶	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
リン酸三ナトリウム	ボイラ建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
		液体	ポリ容器	15	kg	3	-	-	-	○	-	-	-
リン酸水素二カリウム	技術開発研究所	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
リン酸水素二ナトリウム			ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
リン酸二水素アンモニウム	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
リン酸二水素カリウム	出入管理建屋		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	g	6	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
リン酸二水素ナトリウム	出入管理建屋		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
リン標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	125	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
ルテニウム標準原液	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
ルビジウム標準液	分析建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
レコソープ		固体	ポリ容器	500	g	5	-	-	-	○	-	-	-
レニウム標準液	出入管理建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
ロジウム標準液	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス瓶	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
ワセリン	分析建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
亜鉛	ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	1	g	1	-	-	-	○	-	-	-
亜鉛標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
亜硝酸イオン標準液	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ガラス瓶	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
				ポリ容器	100	mL	3	-	-	-	○	-	-
亜硝酸イオン標準液	ユーティリティ建屋	液体	ガラス瓶	50	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ガラス瓶	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
				ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
亜硝酸カリウム	出入管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
亜硝酸ナトリウム	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋		ポリ容器	5	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	高レベル廃液ガラス固化建屋		ドラム缶	200	L	1	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋		ポリ容器	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	g	5	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
亜硫酸ナトリウム	分析建屋		ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ガラス瓶	100	g	5	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
亜硫酸水	出入管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	500	mL	5	-	-	-	○	-	-	-

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（13/23）

a: ガス化しない
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4	
亜硫酸水素ナトリウム	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	固体	ポリ容器	100	g	2	-	-	-	○	-	-	-
亜硫酸水素ナトリウム	出入管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	25	mL	6	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	100	g	2	-	-	-	○	-	-	-
医療施設用濃縮洗浄液	分析建屋	液体	ポリ容器	1	kg	1	-	-	-	○	-	-	-
一酸化マンガン	ガラス固化技術開発建屋	固体	ポリ容器	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
陰イオン交換樹脂	主排気筒管理建屋	液体	ポリ容器	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	6	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	100	g	1	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
液体シンチレーションカクテル	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ポリ容器	5	L	1	-	-	-	○	-	-	-
	主排気筒管理建屋		ガラス瓶	1	L	1	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋		ポリ容器	0.1	L	1	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	5	L	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	5	L	2	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ガラス瓶	2.5	L	10	-	-	-	○	-	-	-
鉛	ガラス固化技術開発建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
鉛標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
塩化1,10-フェナントロリウム	分析建屋	固体	ガラス瓶	25	g	5	-	-	-	○	-	-	-
塩化アンモニウム	主排気筒管理建屋		ガラス瓶	25	g	5	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋		ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ポリ容器	500	g	10	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
塩化イットリウム	出入管理建屋		ポリ容器	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	250	g	1	-	-	-	○	-	-	-
塩化カリウム			ポリ容器	500	g	21	-	-	-	○	-	-	-
	試薬建屋		袋	65	g	4	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
塩化カリウム溶液	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ポリ容器	250	mL	4	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	500	mL	4	-	-	-	○	-	-	-
	ウラン脱硝建屋		ポリ容器	250	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋		ポリ容器	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	20	mL	16	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	50	mL	6	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ポリ容器	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	250	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	500	mL	6	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（14/23）

a: ガス化しない
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4	
塩化カリウム溶液	第2一般排水処理建屋	液体	ポリ容器	500	mL	10	-	-	-	○	-	-	-
塩化カルシウム	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	8	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	g	8	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ポリ容器	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
塩化スズ(II)	分析建屋	液体	ガラス瓶	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ガラス瓶	100	g	3	-	-	-	○	-	-	-
塩化ストロンチウム			ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
塩化セシウム	出入管理建屋	液体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ガラス瓶	100	g	1	-	-	-	○	-	-	-
塩化ナトリウム	出入管理建屋	液体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	g	18	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ポリ容器	500	g	8	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-
塩化ナトリウム溶液	分析建屋	液体	ポリ容器	500	mL	7	-	-	-	○	-	-	-
塩化パラジウム(II)		固体	ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ポリ容器	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
塩化バリウム	出入管理建屋	液体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-
塩化ヒドロキシルアンモニウム	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ガラス瓶	500	g	5	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	100	g	1	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	500	g	12	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-
塩化マグネシウム	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
塩化ランタン(III)	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
塩化ルテニウム(III)	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ガラス瓶	10	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	10	g	2	-	-	-	○	-	-	-
塩化鉄(II)	技術開発研究所		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
塩化鉄(III)	出入管理建屋	固体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
塩化鉄(III)	分析建屋	固体	ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
塩化物イオン選択性電極用イオン強度調整剤	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ポリ容器	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
塩化物イオン標準液		液体	ポリ容器	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ガラス瓶	50	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
塩酸	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	4	-	-	-	○	-	-	-
	主排気筒管理建屋		ポリ容器	500	mL	6	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋		ポリ容器	4	kg	6	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	4	kg	1	-	-	-	○	-	-	-

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（15/23）

a: ガス化しない
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4	
塩酸	環境管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	4	kg	16	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	23	kg	2	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ガラス瓶	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	試薬建屋		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ガラス瓶	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	4	kg	1	-	-	-	○	-	-	-
ガラス固化技術開発建屋	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-		
	ポリ容器	250	mL	1	-	-	-	○	-	-	-		
塩酸ヒドロキシルアミン	環境管理建屋	固体	ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-	
塩酸溶液	ユーティリティ建屋	液体	ポリ容器	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	
	試薬建屋		ポリ容器	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	
	技術開発研究所		ポリ容器	500	mL	6	-	-	-	○	-	-	
塩素酸カリウム	出入管理建屋	固体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	
過マンガン酸カリウム	分析建屋	固体	ガラス瓶	500	g	19	-	-	-	○	-	-	
			ポリ容器	500	g	7	-	-	-	○	-	-	
	環境管理建屋		ガラス瓶	100	g	1	-	-	-	○	-	-	
	技術開発研究所		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	
			ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-	
環境管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-		
過マンガン酸カリウム溶液	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	5	-	-	-	○	-	-	
	分析建屋		ガラス瓶	500	mL	10	-	-	-	○	-	-	
	ユーティリティ建屋		ガラス瓶	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	
	技術開発研究所		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	
	ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	
	第2一般排水処理建屋		金属缶	10	L	1	-	-	-	○	-	-	
過マンガン酸ナトリウム	技術開発研究所	固体	ガラス瓶	250	g	1	-	-	-	○	-	-	
過ヨウ素酸カリウム	出入管理建屋	固体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	
過レニウム酸ナトリウム	ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	5	g	3	-	-	-	○	-	-	
			ポリ容器	50	g	1	-	-	-	○	-	-	
過塩素酸	出入管理建屋	液体	ガラス瓶	1	kg	5	-	-	-	○	-	-	
	分析建屋		ガラス瓶	500	g	3	-	-	-	○	-	-	
			ガラス瓶	500	mL	4	-	-	-	○	-	-	
	環境管理建屋		ガラス瓶	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	
	技術開発研究所		ガラス瓶	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	
			ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	
過塩素酸マグネシウム	分析建屋	固体	ポリ容器	454	g	2	-	-	-	○	-	-	
			金属缶	10	g	1	-	-	-	○	-	-	
			金属缶	100	g	2	-	-	-	○	-	-	
			技術開発研究所	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-
			ガラス固化技術開発建屋	金属容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-
過酸化水素	環境管理建屋	液体	ポリ容器	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	
過酸化水素水	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋		ポリ容器	20	kg	23	-	-	-	○	-	-	
	出入管理建屋		ポリ容器	500	mL	8	-	-	-	○	-	-	
	分析建屋		ポリ容器	500	mL	10	-	-	-	○	-	-	
	技術開発研究所		ポリ容器	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	500	mL	9	-	-	-	○	-	-	
			ポリ容器	2	L	4	-	-	-	○	-	-	
改良調整試薬	環境管理建屋	液体	ポリ容器	2	L	4	-	-	-	○	-	-	

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（16/23）

a: ガス化しない
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4	
活性炭	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋	固体	袋	10	kg	130	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		袋	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	一般排水処理建屋		袋	20	kg	1	-	-	-	○	-	-	-
寒天粉末	技術開発研究所		ポリ容器	100	g	1	-	-	-	○	-	-	-
緩衝貯蔵液	再処理事務所	液体	ポリ容器	80	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
金	ガラス固化技術開発建屋	固体	ガラス瓶	1	g	1	-	-	-	○	-	-	-
金属リチウム	環境管理建屋		アルミ袋	9.2	g	18	-	-	-	○	-	-	-
銀	ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	1	g	1	-	-	-	○	-	-	-
銀標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
原子吸光分析用金属校正液	技術開発研究所		ポリ容器	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
原料ガラスビーズ	ガラス固化技術開発建屋	固体	ポリ容器	12	kg	1	-	-	-	○	-	-	-
五酸化リン			環境管理建屋	ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-
五酸化二リン	環境管理建屋		ガラス瓶	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
三酸化二ホウ素	ガラス固化技術開発建屋	固体	ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
酸化アルミニウム			ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
酸化アンチモン(III)	環境管理建屋	固体	ガラス瓶	100	g	3	-	-	-	○	-	-	-
酸化イットリウム			ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
酸化カドミウム	ガラス固化技術開発建屋	固体	ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
酸化ガドリニウム			ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
酸化クロム(III)	技術開発研究所	固体	ポリ容器	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
酸化クロム(VI)			ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
酸化コバルト	分析建屋	固体	ガラス瓶	25	g	3	-	-	-	○	-	-	-
酸化コバルト(II)			ガラス瓶	100	g	1	-	-	-	○	-	-	-
酸化サマリウム(III)	ガラス固化技術開発建屋	固体	ポリ容器	1	g	1	-	-	-	○	-	-	-
酸化ジルコニウム			ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
酸化スズ(IV)	ガラス固化技術開発建屋	固体	ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
酸化ストロンチウム			ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
酸化セリウム(IV)	技術開発研究所	固体	ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
酸化タングステン(VI)			ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
酸化チタン	ガラス固化技術開発建屋	固体	ガラス瓶	25	g	3	-	-	-	○	-	-	-
酸化テルル(IV)			ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
酸化ニッケル(II)	分析建屋	固体	ガラス瓶	50	g	2	-	-	-	○	-	-	-
酸化ネオジム			ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
酸化バナジウム(IV)	技術開発研究所	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
酸化バナジウム(V)			ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
酸化バリウム	ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	100	g	1	-	-	-	○	-	-	-
酸化ビスマス(III)	技術開発研究所	固体	ポリ容器	10	g	5	-	-	-	○	-	-	-
酸化プラセオジム			ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	100	g	1	-	-	-	○	-	-	-

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（17/23）

a: ガス化しない
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果	
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4		
酸化マグネシウム	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	固体	ポリ容器	100	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ポリ容器	100	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	100	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
酸化マンガン (IV)	環境管理建屋	ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-		
酸化モリブデン (VI)	ガラス固化技術開発建屋	ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-		
酸化ユウロピウム (III)		ガラス瓶	10	g	2	-	-	-	○	-	-	-		
酸化ランタン	技術開発研究所	ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-		
酸化レニウム (IV)	ガラス固化技術開発建屋	ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-		
		ガラス瓶	1	g	3	-	-	-	○	-	-	-		
酸化レニウム (VII)	分析建屋	ガラス瓶	1	g	2	-	-	-	○	-	-	-		
酸化亜鉛		ポリ容器	500	g	5	-	-	-	○	-	-	-		
酸化銀 (I)	分析建屋	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-		
		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-		
	ガラス固化技術開発建屋	ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-		
酸化銀 (II)	出入管理建屋	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-		
酸化鉄 (III)	分析建屋	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-		
		ガラス固化技術開発建屋	ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
酸化銅 (II)	技術開発研究所	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-		
四ホウ素酸ナトリウム	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ポリ容器	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
分析建屋			ガラス瓶	500	mL	8	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
次亜塩素酸ナトリウム			ユーティリティ建屋	ポリ容器	20	kg	20	-	-	-	○	-	-	-
	第2一般排水処理建屋	ガラス瓶	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-		
七モリブデン酸六アンモニウム	分析建屋	固体	ポリ容器	500	g	6	-	-	-	○	-	-	-	
			ユーティリティ建屋	ポリ容器	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
			技術開発研究所	ガラス瓶	100	g	2	-	-	-	○	-	-	-
臭化-n-ヘキサデシルトリメチルアンモニウム	分析建屋	ポリ容器	100	g	9	-	-	-	○	-	-	-		
		技術開発研究所	ポリ容器	100	g	4	-	-	-	○	-	-	-	
臭化カリウム	第2一般排水処理建屋	金属缶	500	g	15	-	-	-	○	-	-	-		
臭化テトラ-n-ヘキシルアンモニウム	分析建屋	ガラス瓶	25	g	49	-	-	-	○	-	-	-		
臭化テトラヘキシルアンモニウム	技術開発研究所	ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-		
臭化物イオン標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
臭素酸カリウム			固体	ガラス瓶	25	g	5	-	-	-	○	-	-	-
臭素酸ナトリウム	技術開発研究所	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-		
重クロム酸カリウム	環境管理建屋	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-		
助燃材	分析建屋	ポリ容器	2.3	kg	2	-	-	-	○	-	-	-		
		ポリ容器	900	g	1	-	-	-	○	-	-	-		
硝酸	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	4	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	18	L	6	-	-	-	○	-	-	-	
	低レベル廃棄物処理建屋	ポリ容器	3	L	4	-	-	-	○	-	-	-		
		ガラス瓶	500	mL	33	-	-	-	○	-	-	-		
	出入管理建屋	ポリ容器	3	L	1	-	-	-	○	-	-	-		
		分析建屋	ポリ容器	18	L	5	-	-	-	○	-	-	-	
分析建屋	ポリ容器	700	mL	15	-	-	-	○	-	-	-			

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（18/23）

a：ガス化しない
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果	
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4		
硝酸	環境管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	3	L	9	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
	ユーティリティ建屋		ガラス瓶	500	mL	6	-	-	-	○	-	-	-	
	技術開発研究所		ポリ容器	3	L	2	-	-	-	○	-	-	-	
	ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	500	mL	4	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸アルミニウム	分析建屋	固体	ポリ容器	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸アンモニウム	分析建屋	固体	ガラス瓶	25	g	4	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸イオン標準液	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ガラス瓶	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-	
			分析建屋	ガラス瓶	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
				ポリ容器	100	mL	4	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ガラス瓶	50	mL	3	-	-	-	○	-	-	-	
	技術開発研究所		固体	ガラス瓶	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
				ガラス瓶	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
硝酸イッテルビウム(III)	技術開発研究所	固体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸ガドリニウム			ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸ガドリニウム溶液	前処理建屋	液体	ドラム缶	200	L	4	-	-	-	○	-	-	-	
			金属容器	60	L	1	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	8	L	8	-	-	-	○	-	-	-	
	分離建屋		ポリ容器	10	L	7	-	-	-	○	-	-	-	
			金属容器	10	L	12	-	-	-	○	-	-	-	
			金属容器	40	L	3	-	-	-	○	-	-	-	
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	ガラス瓶	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-			
硝酸カリウム	環境管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
			ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸カリウム溶液	技術開発研究所	液体	ポリ容器	100	mL	5	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸カルシウム	出入管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
			分析建屋	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸クロム(III)	技術開発研究所	固体	ガラス瓶	100	g	5	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸コバルト(II)	出入管理建屋	固体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸ジルコニル	技術開発研究所	固体	ポリ容器	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸ストロンチウム	分析建屋	液体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
			環境管理建屋	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
硝酸セシウム	分析建屋	液体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸セリウム(III)	出入管理建屋	液体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
			分析建屋	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-	
			ガラス瓶	25	g	4	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸ナトリウム	分析建屋	液体	ポリ容器	500	g	5	-	-	-	○	-	-	-	
			環境管理建屋	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
			再処理事務所	ポリ容器	500	g	24	-	-	-	○	-	-	-
硝酸ナトリウム溶液	高レベル廃液ガラス固化建屋	液体	ケミカルドラム	200	L	27	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸ニッケル	技術開発研究所	固体	ガラス瓶	100	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸パラジウム			ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
技術開発研究所			ガラス瓶	1	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸パラジウム溶液	ガラス固化技術開発建屋	液体	ポリ容器	50	g	1	-	-	-	○	-	-	-	

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（19/23）

a: ガス化しない
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果	
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4		
硝酸ヒドロキシルアミン溶液	分析建屋	液体	ポリ容器	1	L	2	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	2	L	2	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸マグネシウム	技術開発研究所	固体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸ランタン	分析建屋		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸ルテニウム溶液	ガラス固化技術開発建屋	液体	ガラス瓶	1	L	1	-	-	-	○	-	-	-	
		固体	ポリ容器	50	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸ルビジウム	技術開発研究所	固体	ポリ容器	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸ロジウム			ガラス瓶	1	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸ロジウム溶液	ガラス固化技術開発建屋	液体	ポリ容器	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸鉛(II)	分析建屋	液体	ポリ容器	500	g	5	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸銀	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ガラス瓶	100	g	4	-	-	-	○	-	-	-	
	主排気筒管理建屋		ガラス瓶	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ガラス瓶	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
	環境管理建屋		ポリ容器	25	g	8	-	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス瓶	500	g	2	-	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	25	g	1	-	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	500	g	2	-	-	-	-	○	-	-	-
技術開発研究所	ガラス瓶	10	g	1	-	-	-	-	○	-	-	-		
硝酸銀溶液	分析建屋	液体	ポリ容器	5	L	1	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	20	L	1	-	-	-	-	○	-	-	-
			金属缶	500	mL	10	-	-	-	-	○	-	-	-
硝酸酸化ジルコニウム	ガラス固化技術開発建屋	固体	ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸鉄(III)	低レベル廃棄物処理建屋	液体	袋	20	kg	9	-	-	-	○	-	-	-	
	出入管理建屋		ガラス瓶	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ガラス瓶	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	5	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸銅(II)	分析建屋	液体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸二アンモニウムセリウム			ポリ容器	500	g	6	-	-	-	○	-	-	-	
硝酸溶液	出入管理建屋	液体	ポリ容器	500	mL	4	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ガラス瓶	500	mL	31	-	-	-	○	-	-	-	
	ガラス固化技術開発建屋		ガラス瓶	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-	
色度標準液	分離建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	ユーティリティ建屋		ガラス瓶	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
酢酸	出入管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ガラス瓶	500	mL	5	-	-	-	○	-	-	-	
	環境管理建屋		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	技術開発研究所		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	一般排水処理建屋		ガラス瓶	500	mL	4	-	-	-	○	-	-	-	
	第2一般排水処理建屋		金属缶	500	mL	6	-	-	-	○	-	-	-	
	酢酸アンモニウム		使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	5	-	-	-	○	-	-
出入管理建屋		ポリ容器	500		g	2	-	-	-	○	-	-	-	
分析建屋		ポリ容器	500		g	12	-	-	-	○	-	-	-	
環境管理建屋		ポリ容器	500		g	11	-	-	-	○	-	-	-	
酢酸エチル	出入管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
酢酸カリウム	分析建屋	固体	ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
酢酸ツリウム	技術開発研究所	液体	ガラス瓶	5	g	1	-	-	-	○	-	-	-	

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（20/23）

a: ガス化しない
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4	
酢酸ナトリウム	出入管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ガラス瓶	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
	一般排水処理建屋		ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
	第2一般排水処理建屋		金属缶	500	g	7	-	-	-	○	-	-	-
酢酸亜鉛	分析建屋	液体	ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
酢酸鉛(Ⅱ)	出入管理建屋		ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
水酸化カリウム	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ポリ容器	1	L	2	-	-	-	○	-	-	-
	低レベル廃棄物処理建屋		ポリ容器	450	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	1	L	2	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所	液体	ポリ容器	1	L	1	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	1	L	2	-	-	-	○	-	-	-
	ポリ容器		250	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	水酸化カルシウム	低レベル廃棄物処理建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-
袋				15	kg	45	-	-	-	○	-	-	-
出入管理建屋		液体	ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
分析建屋			ポリ容器	500	g	5	-	-	-	○	-	-	-
環境管理建屋			ガラス瓶	50	g	1	-	-	-	○	-	-	-
模擬廃液貯蔵庫			袋	20	kg	1	-	-	-	○	-	-	-
水酸化セリウム	技術開発研究所	液体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
水酸化テトラメチルアンモニウム	出入管理建屋		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
水酸化ナトリウム	環境管理建屋	液体	ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
水酸化ナトリウム	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ポリ容器	1	kg	2	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	500	g	5	-	-	-	○	-	-	-
	ウラン脱硝建屋	液体	ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
	低レベル廃棄物処理建屋		ポリ容器	18	L	16	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋	固体	ポリ容器	20	kg	1	-	-	-	○	-	-	-
			分析建屋	ポリ容器	1	kg	2	-	-	-	○	-	-
	環境管理建屋	液体	ポリ容器	20	kg	1	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	500	g	14	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋	液体	ポリ容器	500	g	39	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	100	g	2	-	-	-	○	-	-	-
	試薬建屋	液体	ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所	液体	ポリ容器	500	g	11	-	-	-	○	-	-	-
ガラス固化技術開発建屋	ポリ容器		500	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
水酸化ナトリウム溶液	出入管理建屋	液体	ポリ容器	500	mL	5	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	mL	46	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	一般排水処理建屋		金属缶	310	kg	1	-	-	-	○	-	-	-

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（21/23）

a：ガス化しない
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4	
水酸化バリウム	出入管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	12	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	g	5	-	-	-	○	-	-	-
	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
水酸化リチウム	ガラス固化技術開発建屋	固体	ガラス瓶	100	g	1	-	-	-	○	-	-	-
濁度標準液	分離建屋	液体	ガラス瓶	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ガラス瓶	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-
	環境管理建屋		ガラス瓶	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
	ユーティリティ建屋		ガラス瓶	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
炭化ケイ素	分析建屋	固体	ガラス瓶	50	g	3	-	-	-	○	-	-	-
炭酸アンモニウム	出入管理建屋		ポリ容器	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
炭酸カリウム	ガラス固化技術開発建屋	固体	ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
炭酸カルシウム	出入管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
	分析建屋		ポリ容器	500	g	5	-	-	-	○	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-
炭酸セシウム	ガラス固化技術開発建屋	固体	ポリ容器	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
炭酸ナトリウム	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋		液体	ポリ容器	1	kg	1	-	-	-	○	-	-
	前処理建屋	ガラス瓶		1	kg	4	-	-	-	○	-	-	-
	分離建屋	固体	ガラス瓶	500	g	38	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	20	kg	6	-	-	-	○	-	-	-
	精製建屋	固体	ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
			ポリ容器	10	L	1	-	-	-	○	-	-	-
	高レベル廃液ガラス固化建屋	袋	25	kg	20	-	-	-	○	-	-	-	
	低レベル廃液処理建屋	ポリ容器	20	L	5	-	-	-	○	-	-	-	
	低レベル廃棄物処理建屋	ポリ容器	20	kg	16	-	-	-	○	-	-	-	
	ハル・エンドピース貯蔵建屋	液体	ガラス瓶	25	kg	1	-	-	-	○	-	-	-
	出入管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-
袋			20	kg	2	-	-	-	○	-	-	-	
分析建屋	固体	ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
環境管理建屋		ポリ容器	500	g	6	-	-	-	○	-	-	-	
ユーティリティ建屋	液体	ポリ容器	18	L	2	-	-	-	○	-	-	-	
試薬建屋	固体	フレキシブルコンテナ	1000	kg	2	-	-	-	○	-	-	-	
		ポリ容器	5	kg	1	-	-	-	○	-	-	-	
		ポリ容器	500	g	8	-	-	-	○	-	-	-	
		ポリ容器	500	g	33	-	-	-	○	-	-	-	
技術開発研究所	固体	ポリ容器	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-	
再処理事務所		ポリ容器	500	g	33	-	-	-	○	-	-	-	
炭酸ナトリウム十水和物	技術開発研究所	固体	ポリ容器	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-
炭酸ナトリウム溶液	分析建屋	液体	ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
炭酸バリウム	ユーティリティ建屋	固体	ガラス瓶	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-
炭酸リチウム	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-
炭酸ルビジウム			ガラス瓶	25	g	2	-	-	-	○	-	-	-
炭酸塩pH標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
炭酸水素ナトリウム	固体	袋	15	kg	2	-	-	-	○	-	-	-	
		技術開発研究所	ポリ容器	500	g	7	-	-	-	○	-	-	-
		再処理事務所	ポリ容器	3	kg	1	-	-	-	○	-	-	-
窒素標準液	試薬建屋	液体	ガラス瓶	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（22/23）

a: ガス化しない
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果	
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4		
中性リン酸塩pH標準液	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ポリ容器	500	mL	9	-	-	-	○	-	-	-	
	ウラン脱硝建屋		ポリ容器	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
	出入管理建屋		ポリ容器	500	mL	5	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ポリ容器	500	mL	11	-	-	-	○	-	-	-	
	環境管理建屋		ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-	
	技術開発研究所		ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	第2一般排水処理建屋		ポリ容器	500	mL	11	-	-	-	○	-	-	-	
	再処理事務所		ポリ容器	450	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
鉄標準液	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ポリ容器	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ポリ容器	100	mL	3	-	-	-	○	-	-	-	
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
	技術開発研究所		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
鉄粉	出入管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
電気伝導率セル用チェック液	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ポリ容器	100	mL	7	-	-	-	○	-	-	-	
電極内部液			ポリ容器	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
銅金属	分析建屋	固体	ガラス瓶	50	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	1.4	kg	18	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	200	g	8	-	-	-	○	-	-	-	
銅標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
			ユーティリティ建屋	ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス固化技術開発建屋	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
二クロム酸カリウム溶液	分析建屋	固体	ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
二クロム酸ナトリウム	技術開発研究所		ポリ容器	25	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
二亜硫酸ナトリウム	出入管理建屋		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-		
二塩化ヒドラジオニウム	ユーティリティ建屋	固体	ポリ容器	25	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
二酸化ケイ素	分析建屋		ポリ容器	250	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
	環境管理建屋		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
	ガラス固化技術開発建屋	ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-		
二酸化チタン	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	固体	ガラス瓶	460	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
二硫酸カリウム	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
			ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
尿素	分析建屋	液体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
尿標準液	出入管理建屋		ガラス瓶	5	mL	30	-	-	-	○	-	-	-	
白金/シリカ標準触媒	分析建屋		固体	ガラス瓶	15	g	4	-	-	-	○	-	-	-
白金黒用電解液		液体	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
白金標準液		ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-		
白色溶融アルミナ		固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
白色溶融アルミナ研磨剤			袋	2	kg	1	-	-	-	○	-	-	-	
発煙硝酸		環境管理建屋	液体	ガラス瓶	500	g	12	-	-	-	○	-	-	-
沸騰石	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	

第1表 敷地内固定源整理表（試薬類）（23/23）

a：ガス化しない
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	性状	容器	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果	
				容量	単位	個数	a	b	1	2	3	4		
模擬ガラスビーズ	高レベル廃液ガラス固化建屋	固体	フレキシブルコンテナ	100	kg	37	-	-	-	○	-	-	-	
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	20	kg	1	-	-	-	○	-	-	-	
硫黄標準液	分析建屋	液体	ポリ容器	125	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
硫化ナトリウム	出入管理建屋	固体	ガラス瓶	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
硫化鉄(Ⅱ)			ポリ容器	500	g	5	-	-	-	○	-	-	-	
硫酸	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	液体	ガラス瓶	500	mL	5	-	-	-	○	-	-	-	
	出入管理建屋		ガラス瓶	500	mL	1	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ガラス瓶	500	mL	16	-	-	-	○	-	-	-	
	環境管理建屋		ガラス瓶	500	mL	4	-	-	-	○	-	-	-	
	ユーティリティ建屋		ガラス瓶	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-	
硫酸	技術開発研究所	液体	ガラス瓶	500	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
	再処理事務所		プラスチック容器	18	L	1	-	-	-	○	-	-	-	
硫酸アルミニウム	技術開発研究所	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硫酸アンモニウム	出入管理建屋		ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ポリ容器	500	g	13	-	-	-	○	-	-	-	
	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
硫酸アンモニウム鉄(Ⅱ)	出入管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
硫酸アンモニウム鉄(Ⅲ)	出入管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ガラス瓶	25	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
硫酸イオン標準液	ユーティリティ建屋	液体	ポリ容器	100	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
			ガラス瓶	50	mL	2	-	-	-	○	-	-	-	
			技術開発研究所	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
			ガラス固化技術開発建屋	ポリ容器	100	mL	1	-	-	-	○	-	-	-
硫酸ナトリウム	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
	出入管理建屋		ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ポリ容器	500	g	13	-	-	-	○	-	-	-	
	環境管理建屋		ガラス瓶	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
	ユーティリティ建屋		ポリ容器	500	g	3	-	-	-	○	-	-	-	
	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	10	-	-	-	○	-	-	-	
	ガラス固化技術開発建屋		ポリ容器	500	g	32	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ガラス瓶	25	g	9	-	-	-	○	-	-	-	
硫酸バナジル	分析建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硫酸マンガン(Ⅱ)	ポリ容器		500	g	1	-	-	-	○	-	-	-		
硫酸銀	出入管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
	分析建屋		ポリ容器	25	g	13	-	-	-	○	-	-	-	
硫酸銀(Ⅱ)	環境管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硫酸水素ナトリウム	分析建屋	固体	ポリ容器	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-	
	技術開発研究所		ポリ容器	500	g	2	-	-	-	○	-	-	-	
硫酸鉄(Ⅱ)	分析建屋	固体	ポリ容器	500	g	4	-	-	-	○	-	-	-	
硫酸銅(Ⅱ)	出入管理建屋	固体	ポリ容器	500	g	1	-	-	-	○	-	-	-	
硫酸溶液	ユーティリティ建屋	液体	ポリ容器	500	mL	3	-	-	-	○	-	-	-	
	第2一般排水処理建屋		金属缶	5	L	6	-	-	-	○	-	-	-	
濾紙粉末	分析建屋	固体	プラスチック容器	500	g	12	-	-	-	○	-	-	-	

第2表 敷地内固定源整理表（ボンベ類）（1/2）

a：ガス化しない
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	容器	濃度	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				数値	単位	個数	a	b	1	2	3	4	
一酸化窒素	高レベル廃液ガラス固化建屋	ガスボンベ	99%	47	L	12	×	-	○	-	-	-	-
アセチレン	予備品組立試験建屋	ガスボンベ	100%	0.6	kg	1	×	-	○	-	-	-	-
				7	kg	1	×	-	○	-	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋	ガスボンベ	100%	7	kg	2	×	-	○	-	-	-	-
	試薬建屋付近	ガスボンベ	-	47	L	1	×	-	○	-	-	-	-
	第1軽油貯蔵所	ガスボンベ	1%	7	kg	4	×	-	○	-	-	-	-
	第2軽油貯蔵所	ガスボンベ	1%	7	kg	3	×	-	○	-	-	-	-
	分離建屋付近	ガスボンベ	100%	7	m ³	1	×	-	○	-	-	-	-
仮設倉庫													
酸素	高レベル廃液ガラス固化建屋	ガスボンベ	100%	7	Nm ³	8	×	-	○	-	-	-	-
	分析建屋	ガスボンベ	-	7	Nm ³	2	×	-	○	-	-	-	-
	環境管理建屋	ガスボンベ	100%	1.5	Nm ³	3	×	-	○	-	-	-	-
	予備品組立試験建屋	ガスボンベ	100%	5.7	Nm ³	1	×	-	○	-	-	-	-
	エネルギー管理建屋	ガスボンベ	100%	7	Nm ³	6	×	-	○	-	-	-	-
	建設資材加工場	ガスボンベ	-	7	Nm ³	8	×	-	○	-	-	-	-
	試薬建屋付近	ガスボンベ	-	47	L	1	×	-	○	-	-	-	-
	第1軽油貯蔵所	ガスボンベ	-	7	Nm ³	5	×	-	○	-	-	-	-
	第2軽油貯蔵所	ガスボンベ	-	7	Nm ³	5	×	-	○	-	-	-	-
	分離建屋付近	ガスボンベ	100%	7	Nm ³	1	×	-	○	-	-	-	-
二酸化炭素	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	ガスボンベ	100%	2.1	L	4	×	-	○	-	-	-	-
				82.5	L	24	×	-	○	-	-	-	-
	分離建屋	ガスボンベ	100%	82.5	L	26	×	-	○	-	-	-	-
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	ガスボンベ	100%	82.5	L	29	×	-	○	-	-	-	-
	55	kg	213	×	-	○	-	-	-	-			
	低レベル廃棄物処理建屋	ガスボンベ	100%	55	kg	97	×	-	○	-	-	-	-
	非常用電源建屋	ガスボンベ	100%	55	kg	49	×	-	○	-	-	-	-
	燃料加工建屋	ガスボンベ	100%	2.1	L	214	×	-	○	-	-	-	-
				82.5	L	44	×	-	○	-	-	-	-
	エネルギー管理建屋	ガスボンベ	100%	1.5	Nm ³	2	×	-	○	-	-	-	-
				30	kg	2	×	-	○	-	-	-	-
				55	kg	26	×	-	○	-	-	-	-
	ガラス固化体受入れ建屋	ガスボンベ	100%	45	kg	16	×	-	○	-	-	-	-
	再処理事務所西棟	ガスボンベ	100%	55	kg	8	×	-	○	-	-	-	-
	第1軽油貯蔵所	ガスボンベ	2%	40	Nm ³	10	×	-	○	-	-	-	-
第2軽油貯蔵所	ガスボンベ	2%	40	Nm ³	10	×	-	○	-	-	-	-	
仮設倉庫	ガスボンベ	100%	1.4	Nm ³	8	×	-	○	-	-	-	-	
保健管理建屋	ガスボンベ	100%	30	kg	5	×	-	○	-	-	-	-	

第2表 敷地内固定源整理表（ボンベ類）（2/2）

a: ガス化しない
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	容器	濃度	内容量			有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				数値	単位	個数	a	b	1	2	3	4	
液化石油ガス	前処理建屋	ガスボンベ	95%	25	Nm ³	36	×	-	○	-	-	-	-
	低レベル廃棄物処理建屋	ガスボンベ	100%	1000	kg	3	×	-	○	-	-	-	-
	ガラス固化技術開発建屋	ガスボンベ	100%	10	kg	2	×	-	○	-	-	-	-
	ボイラ建屋	ガスボンベ	90~100%	50	kg	2	×	-	○	-	-	-	-
	エネルギー管理建屋	ガスボンベ	100%	50	kg	2	×	-	○	-	-	-	-
	建設資材加工場	ガスボンベ	-	10	kg	2	×	-	○	-	-	-	-
	気象観測露場付近	ガスボンベ	-	47	L	2	×	-	○	-	-	-	-
混合ガス (ヘリウム+イソブタン)	環境管理建屋	ガスボンベ	99%+1%	1.5	Nm ³	8	×	-	○	-	-	-	-
				7	Nm ³	3	×	-	○	-	-	-	-
混合ガス (一酸化窒素+窒素)	ウラン脱硝建屋	ガスボンベ	0.002%+99.998%	1.5	Nm ³	6	×	-	○	-	-	-	-
混合ガス (酸素+水素+窒素)	ユーティリティ建屋	ガスボンベ	0.01%+0.01%+99.98%	1.5	Nm ³	2	×	-	○	-	-	-	-
混合ガス (酸素+窒素)	低レベル廃棄物処理建屋	ガスボンベ	4.5%	10	L	2	×	-	○	-	-	-	-
混合ガス (二酸化炭素+窒素)	ウラン脱硝建屋	ガスボンベ	0.1%+99.9%	1.5	Nm ³	1	×	-	○	-	-	-	-
FK5-1-12	燃料加工建屋	ガスボンベ	-	2	L	2	×	-	○	-	-	-	-
				5	L	5	×	-	○	-	-	-	-
				6.8	L	2	×	-	○	-	-	-	-
HFC-227ea (R-227ea)	低レベル廃棄物処理建屋	ガスボンベ	100%	65	kg	2	×	-	○	-	-	-	-
				70	kg	3	×	-	○	-	-	-	-
				90	kg	22	×	-	○	-	-	-	-
HFC-23 (R-23)	再処理事務所西棟	ガスボンベ	100%	50	kg	3	×	-	○	-	-	-	-
				55	kg	4	×	-	○	-	-	-	-

第3表 敷地内固定源整理表（タンク類-総合）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

用途	化学物質名称	容量 [m3]				沸点[℃] (分解含む)	蒸気圧[Pa]	性状	有毒ガス判断		スクリーニング 評価対象整理				調査結果
		管理区域内	非管理区域内	屋外	合計				a	b	1	2	3	4	
再処理 施設	硝酸	2616	56	0	2672	121	6400 (20℃)	液体	×	-	×	×	○	-	-
	リン酸トリブチル	250	18	0	268	289	0.15 (25℃)	液体	○ ※1	○	-	-	-	-	-
	n-ドデカン	45	18	0	63	216.3	130 (20℃)	液体	○ ※1	○	-	-	-	-	-
	m-カルボラン	0.5	0	0	0.5	-	-	固体 (水溶液)	○ ※2	○	-	-	-	-	-
	硝酸ヒドラジン	19	27	0	46	-	-	固体 (水溶液)	○ ※2	○	-	-	-	-	-
	硝酸ヒドロキシル アミン	1	18	0	19	-	-	固体 (水溶液)	○ ※2	○	-	-	-	-	-
	硝酸ガドリニウム	7.7	0	0	7.7	-	-	固体 (水溶液)	○ ※2	○	-	-	-	-	-
	亜硝酸ナトリウム	0.4	0	0	0.4	-	-	固体 (水溶液)	○ ※2	○	-	-	-	-	-
	熔融塩（硝酸ナト リウム，亜硝酸ナ トリウム，硝酸カ リウム）	1	0	0	1	-	-	固体	○ ※2	○	-	-	-	-	-
	NOx（気体）	1.7	0	0	1.7	21.2	96000 (20℃)	気体	×	-	×	×	○	-	-
	NOx（液化ガス）	14	0	0	14	21.2	96000 (20℃)	気体	×	-	×	×	×	×	対象
	NOx（一酸化窒素）	1.5	0	0	1.5	-151.74	6078480	気体	×	-	×	×	○	-	-
	廃液（主として酸 性又は中性の化学 物質を含むもの）	10758	0	0	10758	-	-	液体	○ ※1	○	-	-	-	-	-
	再処理 施設以外の一 般施設 (排水 処理施 設等)	水酸化ナトリウム	57	78	0	135	-	-	固体 (水溶液)	○ ※2	○	-	-	-	-
炭酸ナトリウム		9	62	0	71	-	-	固体 (水溶液)	○ ※2	○	-	-	-	-	-
廃水処理剤（ポリ アクリルアミド 等）		1	28	0	29	-	-	固体 (水溶液)	○ ※2	○	-	-	-	-	-
廃液（主としてアル カリ性の化学物 質を含むもの）		632	0	0	632	-	-	固体 (水溶液)	○ ※2	○	-	-	-	-	-
ヒドラジン		0	5	0	5	114	2100 (20℃)	液体	○ ※1	○	-	-	-	-	-
アンモニア		0	13	0	13	-33	101300 (26℃)	液体	×	-	×	×	×	×	対象
メタノール		0	3	0	3	65	12900 (20℃)	液体	×	-	×	×	○	-	-
エチレングリコー ル		0	1	0	1	197	6.5 (20℃)	液体	○ ※1	○	-	-	-	-	-
硫酸		0	8	0	8	340	<10 (20℃)	液体	○ ※1	○	-	-	-	-	-
次亜塩素酸ナト リウム		0	9	0	9	111	2000~2500 (20℃)	液体	○ ※1	○	-	-	-	-	-
燃料	ポリ塩化アルミニ ウム	0	7	0	7	-	-	固体 (水溶液)	○ ※2	○	-	-	-	-	-
	リン酸三ナトリウ ム	0	0.2	0	0.2	-	-	固体 (水溶液)	○ ※2	○	-	-	-	-	-
	液化酸素	0	0	19	19	-183	5080000 (-118℃)	気体	×	-	×	×	×	○	-
	重油	0	7618	4872	12490	150以上	100以下 (37.8℃)	液体	○ ※1	○	-	-	-	-	-
消火	軽油	0	844	0.3	844.3	160~360	約280~350 (21℃)	液体	○ ※1	○	-	-	-	-	-
消火	消火剤（エチレン グリコール等）	0	11	0	11	197	6.5 (20℃)	液体	○ ※1	○	-	-	-	-	-

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（1/22）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】

○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質 名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	容量	有毒ガス 判断		スクリーニング 評価対象整理				設置場所			調査 結果
					a	b	1	2	3	4	管理 区域内	非管理 区域内	屋外	
硝酸	使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋 前処理建屋	硝酸槽	13.6M	0.11m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第1回収酸受槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	第1回収酸供給ポット			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	第1回収酸6N調整槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	第1回収酸6N貯槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	第1回収酸6N供給ポットA			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	第1回収酸6N供給ポットB			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	第1回収酸XN調整槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	第1回収酸XN供給ポット			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	低レベル廃液受槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	溶解槽A			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	第1よう素追出し槽A			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	第2よう素追出し槽A			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	エンドピースシュートAガス洗 浄塔			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	溶解槽A堰付サイホンA分離ポッ ト			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	溶解槽A堰付サイホンB分離ポッ ト			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	溶解槽A硝酸供給ポット1			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	溶解槽A硝酸供給ポット2			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	溶解槽Aサイホン分離ポット			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	溶解槽A 循環ポット			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	溶解槽A循環ポット堰付サイホ ン分離ポット			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	第1よう素追出し槽A堰付サイホ ンA分離ポット			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	第1よう素追出し槽A堰付サイホ ンB分離ポット			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	第2よう素追出し槽A堰付サイホ ンA分離ポット			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	第2よう素追出し槽A堰付サイホ ンB分離ポット			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	中間ポットA			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	中間ポットA堰付サイホン分離 ポット			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	中間ポットAエアリフト分離 ポット			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	酸パフファ槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	硝酸調整槽A			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	硝酸調整槽A排出ポット			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	硝酸調整槽A堰付サイホンA分離 ポット			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	硝酸調整槽A堰付サイホンB分離 ポット			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	硝酸供給槽A			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	溶解槽A硝酸ポンプAシールポッ ト			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	溶解槽A硝酸供給プライミング ポットA			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	溶解槽A硝酸予熱ポットA			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	溶解槽A硝酸ポンプBシールポッ ト			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	溶解槽A硝酸供給プライミング ポットB			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	溶解槽A硝酸予熱ポットB			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	硝酸供給槽A排出ポット			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	エンドピース酸洗浄槽A			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	溶解槽B			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	第1よう素追出し槽B			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	第2よう素追出し槽B			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	エンドピースシュートBガス洗 浄塔			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	溶解槽B堰付サイホンA分離ポッ ト			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	溶解槽B堰付サイホンB分離ポッ ト			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	溶解槽B硝酸供給ポット1			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（2/22）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質 名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	容量	有毒ガス 判断		スクリーニング 評価対象整理				設置場所			調査 結果
					a	b	1	2	3	4	管理 区域内	非管理 区域内	屋外	
硝酸	前処理建屋	溶解槽B硝酸供給ポット2	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		溶解槽Bサイホン分離ポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		溶解槽B 循環ポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		溶解槽B循環ポット堰付サイホン分離ポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第1よう素追出し槽B堰付サイホンA分離ポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第1よう素追出し槽B堰付サイホンB分離ポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第2よう素追出し槽B堰付サイホンA分離ポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第2よう素追出し槽B堰付サイホンB分離ポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		中間ポットB	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		中間ポットB堰付サイホン分離ポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		中間ポットBエアリフト分離ポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		硝酸調整槽B	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		硝酸調整槽B排出ポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		硝酸調整槽B堰付サイホンA分離ポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		硝酸調整槽B堰付サイホンB分離ポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		硝酸供給槽B	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		溶解槽B硝酸ポンプAシールポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		溶解槽B硝酸供給プライミングポットA	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		溶解槽B硝酸予熱ポットA	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		溶解槽B硝酸ポンプBシールポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		溶解槽B硝酸供給プライミングポットB	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		溶解槽B硝酸予熱ポットB	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		硝酸供給槽B排出ポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		エンドピース酸洗浄槽B	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		清澄機A	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		中継槽A	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		中継槽AゲデオンAプライミングポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		中継槽Aスチームジェットポンプ2シールポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		リサイクル槽A	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		不溶解残渣回収槽A	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		パッセージポットA	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		清澄機B	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		中継槽B	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		中継槽BゲデオンAプライミングポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		中継槽Bスチームジェットポンプ2シールポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		リサイクル槽B	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		不溶解残渣回収槽B	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		パッセージポットB	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		凝縮器A	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		NOx吸収塔A	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
回収酸受槽A	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
回収酸廃液ポットA	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
回収酸送液ポットA	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
回収酸受槽Aエアリフト分離ポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
NOx吸収塔A流量計ポット	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
凝縮器B	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
NOx吸収塔B	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
回収酸受槽B	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
回収酸廃液ポットB	1	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（3/22）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】

○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質 名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	容量	有毒ガス 判断		スクリーニング 評価対象整理				設置場所			調査 結果
					a	b	1	2	3	4	管理 区域内	非管理 区域内	屋外	
硝酸	前処理建屋	回収酸送液ポットB	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		回収酸受槽Bエアリフト分離ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		NOx吸収塔B流量計測ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		よう素追出し塔A	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		よう素追出し塔B	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		ミストフィルタ廃液貯槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		ミストフィルタ廃液貯槽分離ポットA	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		ミストフィルタ廃液貯槽分離ポットB	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		よう素追出し塔A分離ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		よう素追出し塔A移送ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		よう素追出し塔B分離ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		よう素追出し塔B移送ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量前中間貯槽A	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量前中間貯槽Aポンプ1シールポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量前中間貯槽Aポンプ2Aシールポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量前中間貯槽Aポンプ2Bシールポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量前中間貯槽Aポンプ3シールポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量前中間貯槽B	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量前中間貯槽Bポンプ1シールポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量前中間貯槽Bポンプ2Aシールポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量前中間貯槽Bポンプ2Bシールポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量前中間貯槽Bポンプ3シールポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量・調整槽サイホン1分離ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量・調整槽サイホン2分離ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量・調整槽サイホン3分離ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量・調整槽サイホン4分離ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量・調整槽サイホン5分離ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量・調整槽サイホン6A分離ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量・調整槽サイホン6B分離ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量後中間貯槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量後中間貯槽ポンプAシールポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量後中間貯槽ポンプBシールポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量・調整槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量・調整槽サイホン1分離ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量・調整槽サイホン2分離ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量・調整槽サイホン3分離ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量・調整槽サイホン4分離ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量・調整槽サイホン5分離ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量・調整槽サイホン6A分離ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		計量・調整槽サイホン6B分離ポット	M	L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
計量補助槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
回収槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
硝酸受槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
硝酸3N貯槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（4/22）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】

○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質 名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	容量	有毒ガス 判断		スクリーニング 評価対象整理				設置場所			調査 結果
					a	b	1	2	3	4	管理 区域内	非管理 区域内	屋外	
硝酸	前処理建屋	硝酸3N調整槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		硝酸3N洗浄液供給槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		緊急デクロギングポットA	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		清澄機デクロギング硝酸供給槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		清澄機デクロギング硝酸ポンプ A アキュムレータ1	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		清澄機デクロギング硝酸ポンプ A アキュムレータ2	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		清澄機デクロギング硝酸ポンプ B アキュムレータ1	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		清澄機デクロギング硝酸ポンプ B アキュムレータ2	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		緊急デクロギングポットB	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		廃ガス洗浄槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		酸除染液調整槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		せん断片シュート洗浄ポット	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		分離建屋	第1回収硝酸受槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-
	第2回収硝酸受槽		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	第2回収硝酸1N受槽		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	第2回収硝酸1N調整槽A		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	第2回収硝酸1N調整槽B		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	第2回収硝酸XN調整槽		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	硝酸ウラナス受槽		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	硝酸ウラニル受槽		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	第1回収硝酸0.1N調整槽		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	洗浄液受槽		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	抽出塔		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	第1洗浄塔		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	第2洗浄塔		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	補助抽出器		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	ブルトニウム分配塔		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	ウラン洗浄塔		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	ブルトニウム溶液TBP洗浄器		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	ブルトニウム洗浄器		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	ウラン逆抽出器		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	ウラン溶液TBP洗浄器		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	溶解液中間貯槽		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	溶解液供給槽		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	溶解液供給槽ゲデオンAプライ ミングポット		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	溶解液供給槽ゲデオンBプライ ミングポット		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	補助抽出廃液受槽		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	ブルトニウム溶液受槽		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	ブルトニウム溶液中間貯槽		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	ブルトニウム溶液中間貯槽ポン プAシールポット		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	ブルトニウム溶液中間貯槽ポン プBシールポット		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	抽出廃液受槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
抽出廃液中間貯槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
抽出廃液供給槽A	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
抽出廃液供給槽B	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
第8一時貯留処理槽シール槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
第3一時貯留処理槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
ウラン濃縮缶	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
ウラン濃縮缶供給槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
ウラン濃縮缶供給槽ウラン溶液 中間ポット	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
ウラン濃縮缶ゲデオンプライミ ングポット	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（5/22）

a: ガス化しない（※1: 揮発性が乏しい液体、※2: 固体又は固体を溶かした水溶液）
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質 名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	容量	有毒ガス 判断		スクリーニング 評価対象整理				設置場所			調査 結果	
					a	b	1	2	3	4	管理 区域内	非管理 区域内	屋外		
硝酸	分離建屋	ウラン濃縮液受槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
		ウラン濃縮缶凝縮液受槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
		高レベル廃液濃縮缶A	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
		高レベル廃液供給槽A	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
		凝縮液シールポット	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
		蒸発缶A(加熱部)	M	3	-	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		精留塔A(加熱部)	M	3	-	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		精留塔A(精留部)	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	-
		第1供給槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	-
		蒸発缶A供給液大気脚ポット	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	-
		第2供給槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	-
		蒸発缶A濃縮液大気脚ポット	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	-
		濃縮液受槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	-
		濃縮液抜出槽A大気脚ポット	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	-
		塔底液採取ポットA	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	-
		精留塔AフルイディックポンプA 空気槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	-
		精留塔AフルイディックポンプB 空気槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	-
		回収硝酸大気脚ポットA	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	-
		回収硝酸受槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	-
		回収硝酸貯槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	-
	硝酸受槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	-	
	硝酸10N調整槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	-	
	廃ガス洗浄槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	-	
	酸除染液調整槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	-	
	精製建屋	第2回収酸10N貯槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
		第2回収酸1N貯槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
		第2回収酸1N調整槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
		第2回収酸XN調整槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
		第2回収酸0.02N貯槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
		第2回収酸0.02N調整槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
		硝酸ウラナス20g/L貯槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
		硝酸ウラナス20g/L調整槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
		除染硝酸ウラニル貯槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
廃ガス洗浄塔		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
低レベル無塩廃液受槽		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
ウラン廃液受槽		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
抽出器		M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
抽出廃液TBP洗浄器	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-			
核分裂生成物洗浄器	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-			
逆抽出器	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-			
ウラン溶液TBP洗浄器	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-			
ウラン溶液供給槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-			
ウラン溶液ポンプA除染液シール ポット	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-			
ウラン溶液ポンプB除染液シール ポット	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-			
ウラン溶液供給槽第1プライミ ングポット	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-			
ウラン溶液供給槽第2プライミ ングポット	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-			
第9一時貯留処理槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-			
ウラン濃縮缶水封ポット	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-			
ウラン濃縮缶	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-			
ウラン濃縮缶供給槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-			
ウラン濃縮缶サイホン中間貯槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-			
ウラン濃縮液第1受槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-			
ウラン濃縮液第1中間貯槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-			
ウラン濃縮缶凝縮液受槽	M	3	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-			

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（6/22）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	容量	有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				設置場所			調査結果
					a	b	1	2	3	4	管理区域内	非管理区域内	屋外	
硝酸	精製建屋	リサイクル槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		ウラン濃縮液第2受槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		ウラン濃縮液第2中間貯槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		ウラン濃縮液ドレン槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		ウラン濃縮液第3中間貯槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第2気液分離槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		混合槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		ウラン溶液受槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		ウラナス溶液受槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		ウラナス溶液中間貯槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		油水分離槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		シールポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		供給液供給ポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		供給液受槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		供給液中間貯槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		蒸発缶A(加熱部)	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		精留塔A(加熱部)	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		精留塔A(精留部)	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		供給槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		蒸発缶A供給液大気脚ポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		蒸発缶A濃縮液大気脚ポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		濃縮液受槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		濃縮液抜出槽A大気脚ポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		塔底液採取ポットA	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		回収硝酸大気脚ポットA	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		回収水シールポットA	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		回収水採取ポットA	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		回収硝酸受槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		回収硝酸貯槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		硝酸13.6N貯槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		硝酸10N調整槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		廃ガス洗浄槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		酸除染液調整槽	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		アルファモニタBサイホンブライミングポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		アルファモニタB洗浄ポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		アルファモニタCサイホンブライミングポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		アルファモニタC洗浄ポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		アルファモニタD洗浄ポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		アルファモニタE洗浄ポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		アルファモニタI洗浄ポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		アルファモニタ	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		アルファモニタB計測ポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		アルファモニタ	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		アルファモニタC計測ポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		インラインモニタ	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
アルファモニタD計測ポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
再生溶媒受槽サンプリングポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
溶媒貯槽サンプリングポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
NOx廃ガス洗浄塔	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
廃ガス洗浄塔	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
NOx廃ガス洗浄塔シールポットA	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
NOx廃ガス洗浄塔シールポットB	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
廃ガス洗浄塔シールポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
高性能粒子フィルタシールポット	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
高性能粒子フィルタシールポットA	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
ウラン逆抽出器	1	1000	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（7/22）

a: ガス化しない（※1: 揮発性が乏しい液体、※2: 固体又は固体を溶かした水溶液）
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】

○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質 名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	容量	有毒ガス 判断		スクリーニング 評価対象整理				設置場所			調査 結果	
					a	b	1	2	3	4	管理 区域内	非管理 区域内	屋外		
硝酸	精製建屋	逆抽出液TBP洗浄器				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		逆抽出液受槽				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第1一時貯留処理槽				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第1一時貯留処理槽供給槽				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第2一時貯留処理槽				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第2一時貯留処理槽供給槽				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第3一時貯留処理槽				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第7一時貯留処理槽				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		抽出塔				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		核分裂生成物洗浄塔				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		TBP洗浄塔				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		逆抽出塔				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		ウラン洗浄塔				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		TBP洗浄器				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		プルトニウム洗浄器				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		プルトニウム溶液供給槽				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		プルトニウム溶液槽				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		低濃度プルトニウム溶液受槽				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第1酸化塔シールポット				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第1脱ガス塔第1ブライミング ポット				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第1脱ガス塔第2ブライミング ポット				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第1脱ガス塔シールポット				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		抽出塔流量計測ポットパッファ チューブ				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		核分裂生成物洗浄塔流量計測 ポットパッファチューブ				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		抽出廃液受槽				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		抽出廃液受槽サイホンブライ ミングポット				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		抽出廃液中間貯槽				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		逆抽出塔流量計測ポットパッ ファチューブ				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		ウラン洗浄塔流量計測ポットA パッファチューブ				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第2酸化塔供給ポット				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		補助油水分離槽				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		補助油水分離槽ブライミング ポット				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		プルトニウム洗浄器パッファ チューブ				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		プルトニウム洗浄器真空パッ ファ槽シールポット				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第2酸化塔シールポット				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第2脱ガス塔ブライミングポッ トB				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第2脱ガス塔シールポット				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		プルトニウム溶液受槽				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		油水分離槽				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		油水分離槽サイホンブライミ ングポット				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
油分リサイクルポット				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
プルトニウム濃縮缶				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
プルトニウム濃縮缶供給槽				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
プルトニウム濃縮缶供給槽ブラ イミングポット				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデ オンAブライミングポット				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
プルトニウム溶液一時貯槽				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
プルトニウム濃縮缶サイホンA ブライミングポット				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
プルトニウム濃縮缶サイホンB ブライミングポット				×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（8/22）

a: ガス化しない（※1: 揮発性が乏しい液体、※2: 固体又は固体を溶かした水溶液）
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】

○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	容量	有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				設置場所			調査結果
					a	b	1	2	3	4	管理区域内	非管理区域内	屋外	
硝酸	精製建屋	凝縮液冷却器サンプリングポット			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		プルトニウム濃縮液中間ポット			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		凝縮液受槽A			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		凝縮液受槽B			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		プルトニウム濃縮液受槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		リサイクル槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		希釈槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		プルトニウム濃縮液一時貯槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		プルトニウム濃縮液計量槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		プルトニウム濃縮液中間貯槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		7N低トリチウム回収酸混合槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		ウラン脱硝建屋	ウラン脱硝建屋	第1廃ガス洗浄塔	2M	0.8m ³	×	-	×	×	○	-	○	-
第2廃ガス洗浄塔	0.2M			0.8m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
回収酸中間貯槽A	2M			20m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
回収酸中間貯槽B	2M			20m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
硝酸ウラニル貯槽A	0.2M			50m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
硝酸ウラニル貯槽B	0.2M			50m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
濃縮缶	0.5M			0.77m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
硝酸ウラニル供給槽	0.2M			2m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
濃縮缶凝縮液受槽	0.03M			4.2L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
濃縮液受槽	0.5M			2m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
脱硝塔凝縮液受槽A	7M			7L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
脱硝塔凝縮液受槽B	7M			7L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
UO3溶解槽	0.2M			375L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
UO3溶解液受槽	0.2M			1m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
硝酸受槽	13.6M			0.4m ³	×	-	×	×	○	-	-	○	-	-
硝酸調整槽	4M			0.4m ³	×	-	×	×	○	-	-	○	-	-
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第1廃ガス洗浄塔			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		第2廃ガス洗浄塔			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		洗浄廃液槽A			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		洗浄廃液槽B			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		硝酸プルトニウム貯槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		硝酸ウラニル貯槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		硝酸ウラニル供給槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		混合槽A			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		定量ポットA			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		定量ポットB			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		混合槽B			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		定量ポットC			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		定量ポットD			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		混合廃ガス凝縮液受槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		一時貯槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		中間ポットA			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		凝縮液ろ過器A廃液払出槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		回収ポットA			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		中間ポットB			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		凝縮液ろ過器B廃液払出槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		回収ポットB			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		脱硝廃ガス凝縮液払出槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		真空廃ガス凝縮液槽			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		凝縮液受槽A			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		凝縮液受槽B			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		凝縮液貯槽A			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
		凝縮液貯槽B			×	-	×	×	○	-	○	-	-	
洗浄廃液受槽A			×	-	×	×	○	-	○	-	-			

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（9/22）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ポンプ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質 名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	容量	有毒ガス 判断		スクリーニング 評価対象整理				設置場所			調査 結果
					a	b	1	2	3	4	管理 区域内	非管理 区域内	屋外	
硝酸	ウラン・プルトニウム 混合脱硝建屋	洗浄廃液受槽B	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		硝酸溶液調整槽A	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		硝酸溶液調整槽B	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	高レベル廃液ガラス固 化建屋	低レベル無塩廃液第1受槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第1高レベル濃縮廃液貯槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第2高レベル濃縮廃液貯槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第1高レベル濃縮廃液一時貯槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第2高レベル濃縮廃液一時貯槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第1不溶解残渣廃液一時貯槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第2不溶解残渣廃液一時貯槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第1不溶解残渣廃液貯槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第2不溶解残渣廃液貯槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		低レベル無塩廃液第2受槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		高レベル廃液混合槽A	1 M	20 m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		高レベル廃液混合槽B	1 M	20 m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		供給槽A	1 M	5 m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		供給槽A	1 M	2 m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	供給槽B	1 M	5 m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	供給槽B	1 M	2 m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	模擬廃液供給槽	2 M	1.4 m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
	低レベル廃液処理建屋	廃ガス洗浄塔	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		硝酸受槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		硝酸調整槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		酸除染液調整槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		中和装置硝酸槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		硝酸計量槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
	分析建屋	分析廃液第1受槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		分析廃液第2受槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		分析残液受槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		分析残液希釈槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		回収槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		濃縮器A	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		濃縮器B	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		分析溶溶液受槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		分析溶溶液供給槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		分析溶溶液供給ポット	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		濃縮液受槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		濃縮液フィルタ	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第1抽出器	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第2抽出器	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第3抽出器	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第4抽出器	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		濃縮液供給槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
濃縮液供給槽ポット		M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
抽出残液受槽		M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
抽出液受槽		M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
硝酸貯槽		M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
硝酸4N混合槽		M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
硝酸5N混合槽		M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
硝酸13.6N供給槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
抽出器洗浄液混合槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
硝酸0.5N混合槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
酸除染液調整槽	M	m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-		
出入管理建屋	酸供給槽	0.2 M	0.15 m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-	
試薬建屋	硝酸受入れ貯槽	13.6 M	41.7 m ³	×	-	×	×	○	-	-	○	-	-	

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（10/22）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質 名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	容量	有毒ガス 判断		スクリーニング 評価対象整理				設置場所			調査 結果
					a	b	1	2	3	4	管理 区域内	非管理 区域内	屋外	
硝酸	燃料加工建屋	pH調整用高濃度酸貯槽	2M	50L	×	-	×	×	○	-	-	○	-	-
		pH調整用低濃度酸貯槽	0.2M	50L	×	-	×	×	○	-	-	○	-	-
	模擬廃液貯蔵庫	模擬廃液受入槽A	2M	6.5m ³	×	-	×	×	○	-	-	○	-	-
		模擬廃液受入槽B	2M	6.5m ³	×	-	×	×	○	-	-	○	-	-
リン酸トリ ブチル	分離建屋	回収溶媒受槽	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		回収溶媒調整槽	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		第2アルファモニタサイホンブ ライミングポット	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		ガンマモニタサイホンブライミ ングポット	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		TBP洗浄塔	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		第1洗浄器	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		第2洗浄器	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		第3洗浄器	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		再生溶媒受槽	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		溶媒貯槽	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		溶媒供給槽	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		溶媒供給槽ゲデオンAブライミ ングポット	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		溶媒供給槽ゲデオンBブライミ ングポット	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		溶媒供給槽ゲデオンCブライミ ングポット	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		第1一時貯留処理槽	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		第1一時貯留処理槽シール槽	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
	精製建屋	回収TBP80%貯槽	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		回収TBP80%調整槽	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		回収TBP30%調整槽	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		第1洗浄器	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		第2洗浄器	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		第3洗浄器	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		再生溶媒受槽	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		溶媒貯槽	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		廃液受槽	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		第8一時貯留処理槽	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		第8一時貯留処理槽供給槽A	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		第8一時貯留処理槽供給槽C	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		第1洗浄機	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		第1洗浄機	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		第2洗浄器	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		溶媒受槽	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-
溶媒供給槽	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-		
溶媒供給第1ポット	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-		
溶媒供給第2ポット	%	m ³	○	※1	○	-	-	-	-	○	-	-		

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（11/22）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質 名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	容量	有毒ガス 判断		スクリーニング 評価対象整理				設置場所			調査 結果
					a	b	1	2	3	4	管理 区域内	非管理 区域内	屋外	
リン酸トリ ブチル	精製建屋	洗浄廃液分配ポット	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		残渣ポット	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		残渣供給第1ポット	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		残渣供給第2ポットA	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		残渣供給第2ポットB	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		残渣ポットサイホン移送ポット	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		残渣供給第1ポット移送ポット	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		残渣計量第1ポット	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		残渣計量第2ポット	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		廃有機溶媒残渣中間貯槽	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		洗浄前回収溶媒ポット	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		回収溶媒受槽	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		回収溶媒中間貯槽	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		回収溶媒第1貯槽	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		回収溶媒第3貯槽	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		TBP貯槽	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		アルファモニタEサイホンブ ライミングポット	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		アルファモニタIサイホンブ ライミングポット	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		アルファモニタE計測ポット	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		アルファモニタI計測ポット	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第1洗浄器	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第2洗浄器	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第3洗浄器	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第3洗浄器バッファチューブ	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		再生溶媒受槽	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		溶媒貯槽	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		溶媒槽	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		溶媒槽ゲデオンAブライミング ポット	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		溶媒槽ゲデオンBブライミング ポット	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		廃液第1受槽	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		廃液第2受槽	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第4一時貯留処理槽	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第5一時貯留処理槽	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
第5一時貯留処理槽供給槽	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
TBP洗浄器バッファチューブ	■	■	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
低レベル廃棄物処理建 屋	低レベル廃棄物処理建 屋	廃有機溶媒残渣受槽A	30%	19.3	○	○	-	-	-	-	○	-	-	
		廃有機溶媒残渣受槽B	30%	19.3	○	○	-	-	-	-	○	-	-	

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（12/22）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	容量	有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				設置場所			調査結果
					a	b	1	2	3	4	管理区域内	非管理区域内	屋外	
リン酸トリブチル	分析建屋	分析有機廃液受槽	■	■ m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
	地下埋設	TBP受入れ貯槽	100%	17.8 m ³	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
n-ドデカン	分離建屋	回収希釈剤受槽	■	■ m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		TBP洗浄器	■	■ m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
	精製建屋	回収希釈剤貯槽	■	■ m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		回収希釈剤ポット	■	■ L	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		回収希釈剤受槽	■	■ m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		回収希釈剤中間貯槽	■	■ m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		回収希釈剤中間貯槽移送ポットA	■	■ L	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		回収希釈剤中間貯槽移送ポットB	■	■ L	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		回収希釈剤第1貯槽	■	■ m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		希釈剤貯槽	■	■ m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
	低レベル廃棄物処理建屋	ドデカン槽	98%	0.7 m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
	地下埋設	n-ドデカン受入れ貯槽	100%	17.8 m ³	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
m-カルボラン	精製建屋	設置予定タンク（臨界対策）	■ g/L	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
硝酸ヒドラジン	分離建屋	硝酸ヒドラジン受槽	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
		硝酸ヒドラジン0.1M供給槽	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
		硝酸ヒドラジン0.1M調整槽	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
	精製建屋	硝酸ヒドラジン5M貯槽	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
		硝酸ヒドラジン1M貯槽	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
		硝酸ヒドラジン1M調整槽	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
		硝酸ヒドラジン0.1M貯槽	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
	地下埋設	硝酸ヒドラジン受入れ貯槽	5 M	26.8 m ³	○※2	○	-	-	-	-	-	○	-	
硝酸ヒドロキシルアミン	精製建屋	HAN1.5M貯槽	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
	分析建屋	溶離液混合槽	■ M	■ L	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
	試薬建屋	硝酸ヒドロキシルアミン受入れ貯槽	1.5 M	18 m ³	○※2	○	-	-	-	-	-	○	-	
硝酸ガドリニウム	前処理建屋	硝酸ガドリニウム調整槽	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
		硝酸ガドリニウム供給ポット	■ M	■ L	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
		可溶性中性子吸収材緊急供給槽A	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
		可溶性中性子吸収材緊急供給槽B	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
		硝酸ガドリニウム貯槽	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
		硝酸ガドリニウム水供給槽	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
		硝酸ガドリニウム水調整槽	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
		代替可用性中性子吸収材緊急供給槽A	■ g/L	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
		代替可用性中性子吸収材緊急供給槽B	■ g/L	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	
		重大事故時可用性中性子吸収剤供給槽A（エンドピース酸洗浄槽用）	■ g/L	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（13/22）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	容量	有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				設置場所			調査結果
					a	b	1	2	3	4	管理区域内	非管理区域内	屋外	
硝酸ガドリニウム	前処理建屋	重大事故時可用性中性子吸収剤供給槽B（エンドピース酸洗浄槽用）	g/L	m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		重大事故時可用性中性子吸収剤供給槽A（ハル洗浄槽用）	g/L	m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		重大事故時可用性中性子吸収剤供給槽B（ハル洗浄槽用）	g/L	m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
	精製建屋	可用性中性子吸収剤供給槽1	g/L	m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		可用性中性子吸収剤供給槽2	g/L	m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		設置予定タンク（臨界対策）	g/L	m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		設置予定タンク（臨界対策）	g/L	m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		設置予定タンク（臨界対策）	g/L	m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		設置予定タンク（臨界対策）	g/L	m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		設置予定タンク（臨界対策）	g/L	m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
亜硝酸ナトリウム	高レベル廃液ガラス固化建屋	アルカリ供給槽	400 g/l	0.1 m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		亜硝酸供給槽	400 g/L	0.3 m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
熔融塩（硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム）	ウラン脱硝建屋	HTS加熱器A	100%	-	○ ※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		HTS加熱器B	100%	-	-	○ ※2	○	-	-	-	○	-	-	-
		HTS熔融槽A	100%	0.5 m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		HTS熔融槽B	100%	0.5 m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
NOx（気体）	ウラン脱硝建屋	気化装置出口セパレータA	100%	6 L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		気化装置出口セパレータB	100%	6 L	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		NOx気化装置出口サージポット	100%	0.2 m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		NOx用バッファタンク	100%	0.5 m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		バッファ槽	50%	1 m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
NOx（液化ガス）	ウラン脱硝建屋	液化NOx受槽A	100%	4.7 m ³	×	-	×	×	×	×	○	-	-	対象
		液化NOx受槽B	100%	4.7 m ³	×	-	×	×	×	×	○	-	-	対象
		液化NOx受槽C	100%	4.7 m ³	×	-	×	×	×	×	○	-	-	対象
NOx（一酸化窒素）	高レベル廃液ガラス固化建屋	NO供給槽	100%	1.5 m ³	×	-	×	×	○	-	○	-	-	-
		第2ろ過装置逆洗水受槽	-	-	1.5 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-
廃液（主として酸性又は中性の化学物質を含むもの）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	低レベル廃液サンプルA	-	-	4 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		低レベル廃液サンプルB	-	-	4 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		低レベル廃液サンプルC	-	-	4 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		低レベル廃液収集槽	-	-	115 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		キャスク内部水受槽A	-	-	50 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		キャスク内部水受槽B	-	-	50 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		第1ろ過装置ろ過水受槽A	-	-	0.2 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		第1ろ過装置ろ過水受槽B	-	-	0.2 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		極低レベル廃液サンプルA	-	-	4 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-
		極低レベル廃液サンプルB	-	-	4 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-
極低レベル廃液サンプルC	-	-	4 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-		

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（14/22）

a: ガス化しない（※1: 揮発性が乏しい液体、※2: 固体又は固体を溶かした水溶液）
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質 名称	保管場所	貯蔵施設	濃度		容量		有毒ガス 判断		スクリーニング 評価対象整理				設置場所			調査 結果	
							a	b	1	2	3	4	管理 区域内	非管理 区域内	屋外		
廃液（主として酸性又は中性の化学物質を含むもの）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	極低レベル廃液サンプル槽A	-	-	31	m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		極低レベル廃液サンプル槽B	-	-	31	m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		凝縮水受槽	-	-	3.1	m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		極々低レベル廃液サンプB	-	-	4	m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		極々低レベル廃液サンプA	-	-	4	m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		極々低レベル廃液収集槽	-	-	48	m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		極々低レベル廃液サンプル槽A	-	-	85	m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		極々低レベル廃液サンプル槽B	-	-	85	m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		新活性炭供給槽	-	-	1.5	m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
使用済燃料輸送容器管理建屋	使用済燃料輸送容器管理建屋	サンプリングポットA	-	-	0.25	L	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		サンプリングポットB	-	-	4	L	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		除染ピット	-	-	19.6	L	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		キャスク内部除染水受槽	-	-	43	m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		機器ドレン受槽	-	-	1.7	m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
前処理建屋	前処理建屋	廃ガス洗浄塔	-	-		m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		極低レベル廃ガス洗浄塔シールポット	-	-		L	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		高性能粒子フィルタシールポット	-	-		L	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		廃ガスシールポット	-	-		L	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		真空ポンプユニットA封水槽	-	-		m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		真空ポンプユニットB封水槽	-	-		m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		真空シールポット	-	-		m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		超音波洗浄廃液受槽	-	-		m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		超音波洗浄廃液受槽シールポット	-	-		L	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		超音波洗浄廃液受槽シールポットサイホン分離ポット	-	-		L	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		洗浄廃液受槽	-	-		m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		洗浄廃液受槽シールポット	-	-		L	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		極低レベル無塩廃液受槽	-	-		m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		極低レベル含塩廃液受槽	-	-		m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		極低レベル含塩廃液サンプ槽	-	-		m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		ハル洗浄槽A廃液フィルタ	-	-		L	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		ハル洗浄槽A廃液ポット	-	-		L	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		水バフファ槽	-	-		m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		ハル洗浄槽A	-	-		m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		ハル洗浄槽B廃液フィルタ	-	-		L	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
ハル洗浄槽B廃液ポット	-	-		L	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-		
ハル洗浄槽B	-	-		m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-		
NOx吸収塔AポンプAシールポット	-	-		L	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-		

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（15/22）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質 名称	保管場所	貯蔵施設	濃度		容量	有毒ガス 判断		スクリーニング 評価対象整理				設置場所			調査 結果
						a	b	1	2	3	4	管理 区域内	非管理 区域内	屋外	
廃液（主として酸性又は中性の化学物質を含むもの）	前処理建屋	NOx吸収塔AポンプBシールポット	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		NOx吸収塔BポンプAシールポット	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		NOx吸収塔BポンプBシールポット	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		インアクティブ廃液槽	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		インアクティブ廃液サンプ槽	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		洞道湧水検知ポット	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
	分離建屋	極低レベル廃ガス洗浄塔	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		廃ガス洗浄塔	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		低レベル無塩廃液受槽	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		極低レベル無塩廃液受槽	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		極低レベル含塩廃液受槽	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		回収水受槽	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
	精製建屋	相分離槽	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		相分離槽ポット	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		極低レベル無塩廃液受槽	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		極低レベル含塩廃液受槽	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		極低レベル廃液第1受槽	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		極低レベル廃液第2受槽	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
廃液中和槽		-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
廃液第1受槽		-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
廃液第2受槽		-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
特殊廃液受槽		-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
ウラン脱硝建屋	雑廃水中間貯槽A	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	雑廃水受槽	-	-	0.5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	床廃水受槽	-	-	0.5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	管理区域ドレンピット	-	-	0.309m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	雑廃水中間貯槽B	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第3廃ガス洗浄塔	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	建屋廃液受槽	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	建屋廃液貯槽A	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	建屋廃液貯槽B	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
高レベル廃液ガラス固化建屋	中和槽	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	極低レベル含塩廃液受槽	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	廃ガス洗浄液槽	-	-	25m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
低レベル廃液処理建屋	低レベル廃液受槽	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	極低レベル廃液受槽	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	極低レベル廃液貯槽A	-	-	5m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（16/22）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵施設	濃度		容量	有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				設置場所			調査結果
						a	b	1	2	3	4	管理区域内	非管理区域内	屋外	
廃液（主として酸性又は中性の化学物質を含むもの）	低レベル廃液処理建屋	極低レベル廃液貯槽B	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第2低レベル廃液受槽A	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第2低レベル廃液受槽B	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第2低レベル廃液受槽C	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第2低レベル廃液受槽D	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第2低レベル廃液蒸発缶（気液分離部）	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第2低レベル廃液蒸発缶（加熱部）	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第2低レベル廃液蒸発缶ゲデオンシールポット	-	-	L	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第2低レベル廃液蒸発缶サイホンシールポット	-	-	L	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		濃縮廃液受槽	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第2低レベル凝縮水受槽A	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第2低レベル凝縮水受槽B	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第1低レベル第1廃液受槽A	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第1低レベル第1廃液受槽B	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第1低レベル第1廃液受槽C	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第1低レベル第1廃液受槽D	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第1低レベル第2廃液受槽	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第1低レベル廃液蒸発缶（気液分離部）	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第1低レベル廃液蒸発缶（加熱部）	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第1低レベル廃液蒸発缶ゲデオンAシールポット	-	-	L	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第1低レベル廃液蒸発缶ゲデオンBシールポット	-	-	L	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第1低レベル廃液蒸発缶サイホンシールポット	-	-	L	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		濃縮廃液受槽	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		濃縮廃液貯槽	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第1低レベル凝縮水受槽	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		油分除去装置A	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		油分除去装置B	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		油分除去廃液貯槽A	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		油分除去廃液貯槽B	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		油分除去装置逆洗水受槽	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		油分除去逆洗水貯槽	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第1放出前貯槽A	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
第1放出前貯槽B	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
第1放出前貯槽C	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
第1放出前貯槽D	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
廃液中和槽	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
廃ガス洗浄槽	-	-	m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（17/22）

a: ガス化しない（※1: 揮発性が乏しい液体、※2: 固体又は固体を溶かした水溶液）
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵施設	濃度		容量	有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				設置場所			調査結果
						a	b	1	2	3	4	管理区域内	非管理区域内	屋外	
廃液（主として酸性又は中性の化学物質を含むもの）	低レベル廃棄物処理建屋	極低レベル廃液サンプルA	-	-	2.5 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		極低レベル廃液サンプルB	-	-	2.5 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		極低レベル廃液サンプルC	-	-	2.5 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		極々低レベル廃液サンプルA	-	-	2.5 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		極々低レベル廃液サンプルB	-	-	2.5 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		極々低レベル廃液サンプルC	-	-	2.5 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		低レベル廃液受槽	-	-	27.8 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		極低レベル廃液受槽A	-	-	30.6 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		極低レベル廃液受槽B	-	-	30.6 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		極々低レベル廃液受槽A	-	-	45.7 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		極々低レベル廃液受槽B	-	-	45.7 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		低レベル濃縮廃液受槽A	-	-	36.2 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		低レベル濃縮廃液受槽B	-	-	36.2 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		低レベル濃縮廃液貯槽	-	-	184.7 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		給液槽	-	-	1.8 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		中間槽	-	-	41 L	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		洗浄廃液受槽	-	-	2.4 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		リンスング廃液受槽	-	-	0.51 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		調整槽	-	-	0.66 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		窒素分離器	-	-	37 L	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
	懸濁剤槽	-	-	0.11 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	廃ガス洗浄塔	-	-	3.2 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	逆洗水受槽	-	-	47 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	ろ布破損検出ポット	-	-	3 L	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	分析廃液受槽	-	-	0.2 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	スプレイ塔	-	-	3.9 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	廃ガス洗浄塔	-	-	8.8 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	凝縮水受槽	-	-	2.29 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	洗浄廃液受槽	-	-	3 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	器材第1洗浄槽	-	-	3 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	洗浄廃液中間槽	-	-	7 L	○ ※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋	極々低レベル廃液サンプル	-	-	2.5 m ³	○ ※1	○	-	-	-	○	-	-	-	
チャンネルボックス・バーナブルボイゾン処理建屋	極低レベル廃液サンプル	-	-	2.5 m ³	○ ※1	○	-	-	-	○	-	-	-		
	切断ピット	-	-	1408 m ³	○ ※1	○	-	-	-	○	-	-	-		
	スキマサージ槽	-	-	43.4 m ³	○ ※1	○	-	-	-	○	-	-	-		
ハル・エンドピース貯蔵建屋	極低レベル含塩廃液受槽	-	-	3 m ³	○ ※1	○	-	-	-	○	-	-	-		
分析建屋	廃ガス洗浄塔	-	-	3 m ³	○ ※1	○	-	-	-	○	-	-	-		

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（18/22）

a: ガス化しない（※1: 揮発性が乏しい液体、※2: 固体又は固体を溶かした水溶液）
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵施設	濃度		容量	有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				設置場所			調査結果
						a	b	1	2	3	4	管理区域内	非管理区域内	屋外	
廃液（主として酸性又は中性の化学物質を含むもの）	分析建屋	廃ガスシールポット	-	-	■ m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		廃ガス洗浄塔シールポット	-	-	■ m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		高性能粒子フィルタシールポット	-	-	■ m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		低レベル含塩廃液受槽	-	-	■ m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		極低レベル廃液受槽	-	-	■ m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		低レベル無塩廃液受槽	-	-	■ m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		相分離槽	-	-	■ m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		凝縮液受槽	-	-	■ m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		インアクティブ含塩廃液受槽	-	-	■ m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		廃ガス洗浄槽	-	-	■ m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
出入管理建屋	中和槽	中和槽	-	-	1 m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		廃液貯留槽A	-	-	5 m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		廃液貯留槽B	-	-	5 m ³	○※1	○	-	-	-	-	○	-	-	-
水酸化ナトリウム	前処理建屋	水酸化ナトリウム受槽	■ M	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		アルカリ除染液調整槽	■ M	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
	分離建屋	水酸化ナトリウム受槽	■ M	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		水酸化ナトリウム0.1N供給槽	■ M	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		水酸化ナトリウム0.1N調整槽	■ M	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
	精製建屋	水酸化ナトリウム10N貯槽	■ M	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		水酸化ナトリウム0.1N貯槽	■ M	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		水酸化ナトリウム0.1N調整槽	■ M	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		アルカリ除染液調整槽	■ M	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
	低レベル廃液処理建屋	水酸化ナトリウム受槽	■ M	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		水酸化ナトリウム調整槽	■ M	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		アルカリ除染液調整槽	■ M	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
	低レベル廃棄物処理建屋	中和装置苛性ソーダ槽	2 M	2 M	0.6 m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		苛性ソーダ計量槽	10 M	10 M	90 L	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		苛性ソーダ槽	10 M	10 M	0.66 m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
分析建屋	スクラバー付フード	スクラバー付フード	■ mg/L	■ mg/L	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		スクラバー付フード	■ mg/L	■ mg/L	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		水酸化ナトリウム貯槽	■ M	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		アルカリ除染液調整槽	■ M	■ M	■ m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
出入管理建屋	スクラバー付フード	アルカリ供給槽	0.2 M	0.2 M	0.15 m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		スクラバー付フード	0.3 mg/L	0.3 mg/L	0.15 m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		スクラバー付フード	0.3 mg/L	0.3 mg/L	0.15 m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		スクラバー付フード	0.3 mg/L	0.3 mg/L	0.15 m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		スクラバー付フード	0.3 mg/L	0.3 mg/L	0.15 m ³	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（19/22）

a: ガス化しない（※1: 揮発性が乏しい液体、※2: 固体又は固体を溶かした水溶液）
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵施設	濃度		容量		有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				設置場所			調査結果
							a	b	1	2	3	4	管理区域内	非管理区域内	屋外	
水酸化ナトリウム	出入管理建屋	スクラパー付フード	0.3 mg/L	0.15 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
		スクラパー付フード	0.3 mg/L	0.15 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
		スクラパー付フード	0.3 mg/L	0.15 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
		スクラパー付フード	0.3 mg/L	0.15 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
	試薬建屋	水酸化ナトリウム受入れ貯槽	30.5 %	57.1 m ³	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
	燃料加工建屋	分析済液中和槽用中和剤貯槽	8 M	0.1 m ³	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
		pH調整用アルカリ貯槽	0.2 M	50 L	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
	環境管理建屋	アルカリ貯槽	25 %	2.9 m ³	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
		薬注タンク	25 %	1.5 m ³	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
	ガラス固化技術開発建屋	アルカリ貯槽	10 M	5 m ³	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
	ユーティリティ建屋	苛性ソーダ貯槽	30 %	7.7 m ³	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
		苛性ソーダ計量槽	30 %	0.7 m ³	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
	一般排水処理建屋	苛性ソーダ貯槽	30 %	2.5 m ³	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
		中和槽用苛性ソーダ貯槽	25 %	50 L	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
	第2一般排水処理建屋	苛性ソーダサービスタンク	30 %	0.44 m ³	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	苛性ソーダ槽	100 %	0.11 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
第2カ性ソーダ槽		-	3.1 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-		
炭酸ナトリウム	分離建屋	炭酸ナトリウム受槽	3 M	10.9 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
	精製建屋	炭酸ナトリウム0.3M貯槽	0.3 M	10.9 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
	試薬建屋	炭酸ナトリウム調整槽	3 %	10.9 m ³	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-		
炭酸ナトリウム貯槽		3 %	51 m ³	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-			
廃水処理剤（ポリアクリルアミド等）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	減水剤ポット	-	0.1 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
		固化装置洗浄水受槽	-	0.3 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
		固化装置洗浄水上澄水受槽	-	0.5 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
		第6低レベル廃液蒸発缶消泡剤ポット	-	0.1 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
	一般排水処理建屋	ノニオン系高分子貯槽	-	22 m ³	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-		
		カチオン系高分子貯槽	-	6 m ³	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-		
第2一般排水処理建屋	グリセインタンク	-	0.167 m ³	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-			
廃液（主としてアルカリ性の化学物質を含むもの）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	低レベル廃液サンプル槽A	-	45 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
		低レベル廃液サンプル槽B	-	45 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
		第5低レベル廃液蒸発缶	-	10.581 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
		第6低レベル廃液蒸発缶	-	3.5 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
		極低レベル廃液中和槽A	-	35 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
		極低レベル廃液中和槽B	-	35 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
		低レベル濃縮廃液貯槽A	-	75 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
		低レベル濃縮廃液貯槽B	-	75 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-		
低レベル濃縮廃液貯槽C	-	6.4 m ³	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-				

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（20/22）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	容量	有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				設置場所			調査結果
					a	b	1	2	3	4	管理区域内	非管理区域内	屋外	
廃液（主としてアルカリ性の化学物質を含むもの）	分離建屋	アルカリ廃液採取ポット	-	-	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		廃液受槽	-	-	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		第10一時貯留処理槽シール槽	-	-	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		アルカリ廃液濃縮缶	-	-	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		アルカリ廃液受槽	-	-	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		アルカリ廃液調整槽	-	-	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		アルカリ廃液供給槽	-	-	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		アルカリ廃液供給槽ゲデオンA プライミングポット	-	-	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		アルカリ廃液供給槽ゲデオンB プライミングポット	-	-	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		アルカリ廃液供給槽ゲデオンC プライミングポット	-	-	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		アルカリ廃液供給槽ゲデオンD プライミングポット	-	-	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-
	アルカリ廃液濃縮缶凝縮液中継 ポット	-	-	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	アルカリ除染液調整槽	-	-	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
高レベル廃液ガラス 固化建屋	アルカリ濃縮廃液貯槽	-	-	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	高レベル廃液共用貯槽	-	-	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	アルカリ濃縮廃液中和槽	-	-	○※2	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
ヒドラジン	ボイラ建屋	ヒドラジントank	60%	4.5 m ³	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
アンモニア	ガラス固化技術開発建 屋	アンモニア水貯槽	28%	13 m ³	×	-	×	×	×	×	-	○	-	対象
メタノール	第2一般排水処理建屋	メタノール貯留タンク	50%	2.989 m ³	×	-	×	×	○	-	-	○	-	
エチレンジ リコール	非常用電源建屋	薬注タンク	75%	0.25 m ³	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
		薬注タンク	75%	0.25 m ³	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
	運転予備用電源建屋	薬注タンク	75%	0.6 m ³	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
硫酸	ユーティリティ建屋	硫酸貯槽	98%	4 m ³	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
		硫酸希釈槽	10%	0.5 m ³	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
		硫酸計量槽	98%	0.3 m ³	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
	一般排水処理建屋	硫酸貯槽	98%	2.3 m ³	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
		硫酸希釈槽	10%	1 m ³	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
		中和槽用硫酸貯槽	25%	50 L	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
	第2一般排水処理建屋	硫酸サービスタnk	10%	167 L	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
次亜塩素酸 ナトリウム	ユーティリティ建屋	次亜塩素酸ソーダ貯槽	12%	3 m ³	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
		工業用水等ポンプ建屋	次亜塩素酸ソーダサービス貯槽	12%	0.1 m ³	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-
	一般排水処理建屋	次亜塩素酸ソーダ貯槽	12%	3 m ³	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
		中和槽次亜塩素酸ソーダ貯槽	12%	0.3 m ³	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
		膜洗浄タンク	12%	0.5 m ³	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
		消毒槽次亜塩素酸ソーダ貯槽	12%	0.3 m ³	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
	第2一般排水処理建屋	次亜塩素酸ソーダサービスタンク	12%	0.44 m ³	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
		膜洗浄タンクA	12%	456 L	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
膜洗浄タンクB		12%	456 L	○※1	○	-	-	-	-	-	○	-		

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（21/22）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質 名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	容量	有毒ガス 判断		スクリーニング 評価対象整理				設置場所			調査 結果
					a	b	1	2	3	4	管理 区域内	非管理 区域内	屋外	
ポリ塩化アルミニウム	ユーティリティ建屋	凝集剤貯槽	10%	3 m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	-	○	-	-
	一般排水処理建屋	凝集剤貯槽	10%	3 m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		硝化槽用PAC貯槽	10%	0.5 m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	-	○	-	-
	第2一般排水処理建屋	PACサービスタンク	10%	0.44 m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	-	○	-	-
リン酸三ナトリウム	ボイラ建屋	りん酸ソーダタンク	99%	0.2 m ³	○ ※2	○	-	-	-	-	-	○	-	-
液化酸素	屋外	液化酸素貯槽A	100%	15 m ³	×	-	×	×	×	○	-	-	○	-
		液化酸素貯槽B	100%	4.482 m ³	×	-	×	×	×	○	-	-	○	-
重油	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料デイトタンク	-	4 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油ドレンタンク	-	0.184 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料デイトタンク	-	4 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油ドレンタンク	-	0.184 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
	緊急時対策所	燃料油サービスタンクA	100%	0.65 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油サービスタンクB	100%	0.65 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
	非常用電源建屋	燃料油貯蔵タンク1A	100%	165 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油貯蔵タンク2A	100%	165 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油サービスタンク	100%	3.282 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油第1ドレンタンク	100%	0.15 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油第2ドレンタンク	100%	0.1 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油貯蔵タンク1B	100%	165 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油貯蔵タンク2B	100%	165 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油サービスタンク	100%	3.282 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油第1ドレンタンク	100%	0.15 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油第2ドレンタンク	100%	0.1 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
	運転予備用電源建屋	燃料油サービスタンク	100%	4.5 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油第1ドレンタンク	100%	0.2 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油第2ドレンタンク	100%	0.1 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
	第2ユーティリティ建屋	燃料油サービスタンク	100%	4.7 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油ドレンタンク	100%	0.141 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
	ガラス固化体貯蔵建屋	燃料サービスタンク	100%	1.5 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油ドレンタンク	100%	50 L	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
	燃料加工建屋	燃料油貯蔵タンク	-	61.6 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油サービスタンクA	-	2.12 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油サービスタンクB	-	2.12 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
	エネルギー管理建屋	ボイラ燃料供給槽	100%	1.98 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
燃料油サービスタンク		100%	1.95 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-	
地下埋設	自家発電設備 地下埋設オイルタンク	100%	6000 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-	
	D/G用重油貯槽	100%	30 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-	
	重油タンクA-1	-	130 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-	

第4表 敷地内固定源整理表（タンク類）（22/22）

a: ガス化しない（※1: 揮発性が乏しい液体、※2: 固体又は固体を溶かした水溶液）
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている
 4: 開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵施設	濃度		容量	有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				設置場所			調査結果
						a	b	1	2	3	4	管理区域内	非管理区域内	屋外	
重油	地下埋設	重油タンクA-2	-	-	130 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		重油タンクB-1	-	-	130 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		重油タンクB-2	-	-	130 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		燃料油貯蔵タンク	100%		90 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		貯油槽タンク	100%		20 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		重油貯槽A	100%		100 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
		重油貯槽B	100%		100 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	-
	屋外	燃料油サービスタンクA	100%		150 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	-	○	-
		燃料油サービスタンクB	100%		150 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	-	○	-
		燃料油貯蔵タンクA	100%		2163.4 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	-	○	-
		燃料油貯蔵タンクB	100%		2163.4 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	-	○	-
		D/G用燃料油貯蔵タンクA	100%		50 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	-	○	-
		D/G用燃料油貯蔵タンクB	100%		50 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	-	○	-
		D/G用燃料油貯蔵タンクC	100%		50 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	-	○	-
		D/G用燃料油貯蔵タンクD	100%		50 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	-	○	-
		重油貯槽タンク	100%		15 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	-	○	-
		ボイラ用燃料受槽	100%		30.5 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	-	○	-
	軽油	低レベル廃棄物処理建屋	排煙機	-	-	22.5 L	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-
		環境管理建屋	環境管理建屋後備用発電機	100%		0.1 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-
屋内貯蔵所		ドラム缶	100%		44 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
地下埋設		軽油貯槽A	100%		100 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
		軽油貯槽B	100%		100 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
		軽油貯槽C（増設予定）	100%		100 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
		軽油貯槽D（増設予定）	100%		100 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
		軽油貯槽A	100%		100 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
		軽油貯槽B	100%		100 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
		軽油貯槽C（増設予定）	100%		100 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
		軽油貯槽D（増設予定）	100%		100 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
屋外		タンク	100%		15 L	○ ※1	○	-	-	-	-	-	-	○	-
		タンク	100%		70 L	○ ※1	○	-	-	-	-	-	-	○	-
		気象観測設備後備用発電機	100%		195 L	○ ※1	○	-	-	-	-	-	-	○	-
消火剤（エチレングリコール等）		試薬建屋	消火剤貯蔵槽	-	-	0.2 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-
	ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所	泡原液貯蔵槽	-	-	2 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
	新消防建屋	泡消火剤（サーフウォーターⅢ）（ドラム缶）	-	-	2.2 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
		泡消火剤（超耐寒サーフウォーター）（ドラム缶）	-	-	0.6 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
	第1保管庫・貯水槽	泡原液槽	-	-	3 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	
	第2保管庫・貯水槽	泡原液槽	-	-	3 m ³	○ ※1	○	-	-	-	-	-	○	-	

第5表 敷地内固定源整理表（機器【冷媒】）（1/3）

a：ガス化しない
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

※冷媒（フロン類）は防護判断基準値（6000～32000ppm）が高く、漏えいした場合でも建屋内で希釈された時点で防護判断基準値を下回り、大気中に多量に放出されるおそれがないためスクリーニング評価対象外。

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量		有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				数値	単位	a	b	1	2	3	4	
HCFC-123 (R-123)	制御建屋	換気設備用冷凍機	100%	1000	kg	×	-	×	×	○	-	-
	制御建屋	換気設備用冷凍機	100%	1000	kg	×	-	×	×	○	-	-
	出入管理建屋	冷水1冷凍機	100%	3500	kg	×	-	×	×	○	-	-
	出入管理建屋	冷水1冷凍機	100%	3500	kg	×	-	×	×	○	-	-
	出入管理建屋	冷水1冷凍機	100%	3500	kg	×	-	×	×	○	-	-
	出入管理建屋	冷水2冷凍機	100%	2200	kg	×	-	×	×	○	-	-
	出入管理建屋	冷水2冷凍機	100%	2200	kg	×	-	×	×	○	-	-
	出入管理建屋	冷水2冷凍機	100%	2200	kg	×	-	×	×	○	-	-
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	常非常用空調機器冷水系冷凍機	100%	800	kg	×	-	×	×	○	-	-
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	常非常用空調機器冷水系冷凍機	100%	800	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	換気設備用冷凍機	100%	300	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	換気設備用冷凍機	100%	300	kg	×	-	×	×	○	-	-
	低レベル廃棄物処理建屋	冷凍機	100%	210	kg	×	-	×	×	○	-	-
	低レベル廃棄物処理建屋	冷凍機	100%	210	kg	×	-	×	×	○	-	-
	低レベル廃棄物処理建屋	冷凍機	100%	210	kg	×	-	×	×	○	-	-
HCFC-22 (R-22)	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷水A冷凍機	100%	700	kg	×	-	×	×	○	-	-
	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷水B冷凍機	100%	700	kg	×	-	×	×	○	-	-
	主排気筒管理建屋	冷凍機	100%	0.35	kg	×	-	×	×	○	-	-
	主排気筒管理建屋	冷凍機	100%	0.33	kg	×	-	×	×	○	-	-
	主排気筒管理建屋	冷凍機	100%	0.33	kg	×	-	×	×	○	-	-
	主排気筒管理建屋	冷凍機	100%	0.33	kg	×	-	×	×	○	-	-
	北換気筒管理建屋	冷凍機	100%	0.33	kg	×	-	×	×	○	-	-
	北換気筒管理建屋	冷凍機	100%	0.33	kg	×	-	×	×	○	-	-
	主排気筒管理建屋	冷却トラップ装置	100%	0.12	kg	×	-	×	×	○	-	-
	主排気筒管理建屋	冷却トラップ装置	100%	0.12	kg	×	-	×	×	○	-	-
	北換気筒管理建屋	冷却トラップ装置	100%	0.12	kg	×	-	×	×	○	-	-
	北換気筒管理建屋	冷却トラップ装置	100%	0.12	kg	×	-	×	×	○	-	-
	低レベル廃棄物処理建屋	冷却トラップ装置	100%	0.12	kg	×	-	×	×	○	-	-
	低レベル廃棄物処理建屋	冷却トラップ装置	100%	0.12	kg	×	-	×	×	○	-	-
	使用済燃料輸送容器管理建屋	操作室空調機	100%	5	kg	×	-	×	×	○	-	-
高レベル廃液ガラス固化建屋	高周波加熱装置電源盤	100%	1.35	kg	×	-	×	×	○	-	-	
高レベル廃液ガラス固化建屋	高周波加熱装置電源盤	100%	1.35	kg	×	-	×	×	○	-	-	

第5表 敷地内固定源整理表（機器【冷媒】）（2/3）

a：ガス化しない
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

※冷媒（フロン類）は防護判断基準値（6000～32000ppm）が高く、漏えいした場合でも建屋内で希釈された時点で防護判断基準値を下回り、大気中に多量に放出されるおそれがないためスクリーニング評価対象外。

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量		有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				数値	単位	a	b	1	2	3	4	
HFC-134a (R-134a)	低レベル廃棄物処理建屋	換気設備用冷凍機	100%	600	kg	×	-	×	×	○	-	-
	低レベル廃棄物処理建屋	換気設備用冷凍機	100%	600	kg	×	-	×	×	○	-	-
	低レベル廃棄物処理建屋	換気設備用冷凍機	100%	600	kg	×	-	×	×	○	-	-
	制御建屋	換気設備用冷凍機	100%	800	kg	×	-	×	×	○	-	-
	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	常用空調機器冷水系冷凍機	100%	440	kg	×	-	×	×	○	-	-
	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	常用空調機器冷水系冷凍機	100%	440	kg	×	-	×	×	○	-	-
	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	常用空調機器冷水系冷凍機	100%	440	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ウラン脱硝建屋	冷凍機	100%	43	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ウラン脱硝建屋	冷凍機	100%	43	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ウラン脱硝建屋	冷凍機	100%	43	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	換気設備用冷凍機	100%	550	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	換気設備用冷凍機	100%	550	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ガラス固化技術開発建屋	冷凍機	100%	135	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ガラス固化技術開発建屋	冷凍機	100%	130	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ガラス固化技術開発建屋	冷凍機	100%	130	kg	×	-	×	×	○	-	-
	出入管理建屋	遠心分離機	100%	0.23	kg	×	-	×	×	○	-	-
	主排気筒管理建屋	冷凍機	100%	0.35	kg	×	-	×	×	○	-	-
	主排気筒管理建屋	冷凍機	100%	0.35	kg	×	-	×	×	○	-	-
	主排気筒管理建屋	冷凍機	100%	0.35	kg	×	-	×	×	○	-	-
	主排気筒管理建屋	冷凍機	100%	0.35	kg	×	-	×	×	○	-	-
	北換気筒管理建屋	冷凍機	100%	0.35	kg	×	-	×	×	○	-	-
	北換気筒管理建屋	冷凍機	100%	0.35	kg	×	-	×	×	○	-	-
	北換気筒管理建屋	冷凍機	100%	0.35	kg	×	-	×	×	○	-	-
	北換気筒管理建屋	冷凍機	100%	0.35	kg	×	-	×	×	○	-	-
	低レベル廃棄物処理建屋	冷凍機	100%	0.35	kg	×	-	×	×	○	-	-
	低レベル廃棄物処理建屋	冷凍機	100%	0.35	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ウラン脱硝建屋	NOx液化装置	100%	40	kg	×	-	×	×	○	-	-
分析建屋	廃ガス洗浄塔セル除湿機	100%	1.58	kg	×	-	×	×	○	-	-	

第5表 敷地内固定源整理表（機器【冷媒】）（3/3）

a：ガス化しない
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

※冷媒（フロン類）は防護判断基準値（6000～32000ppm）が高く、漏えいした場合でも建屋内で希釈された時点で防護判断基準値を下回り、大気中に多量に放出されるおそれがないためスクリーニング評価対象外。

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量		有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				数値	単位	a	b	1	2	3	4	
R-407C	燃料加工建屋	ローカルクーラ用冷凍機A	100%	49	kg	×	-	×	×	○	-	-
	燃料加工建屋	ローカルクーラ用冷凍機B	100%	49	kg	×	-	×	×	○	-	-
	燃料加工建屋	ローカルクーラ用冷凍機C	100%	49	kg	×	-	×	×	○	-	-
	エネルギー管理建屋	工程用冷凍機A	100%	28	kg	×	-	×	×	○	-	-
	エネルギー管理建屋	工程用冷凍機B	100%	28	kg	×	-	×	×	○	-	-
	エネルギー管理建屋	工程用冷凍機C	100%	28	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ハル・エンドピース貯蔵建屋	冷水1冷凍機A	100%	56	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ハル・エンドピース貯蔵建屋	冷水1冷凍機B	100%	56	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ハル・エンドピース貯蔵建屋	冷水1冷凍機C	100%	56	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ガラス固化体受入れ建屋	制御室空調機A	100%	11.7	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ガラス固化体受入れ建屋	制御室空調機B	100%	11.7	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ガラス固化技術開発建屋	ガラス原料成分 分散貯槽用 冷却装置	100%	0.34	kg	×	-	×	×	○	-	-
	技術開発研究所	スクロール圧縮機	100%	0.15	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ウラン脱硝建屋	冷凍機A	100%	1.5	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ウラン脱硝建屋	冷凍機B	100%	1.5	kg	×	-	×	×	○	-	-
高レベル廃液ガラス固化建屋	第2冷却水装置	100%	5	kg	×	-	×	×	○	-	-	
高レベル廃液ガラス固化建屋	第1冷却水装置	100%	4	kg	×	-	×	×	○	-	-	
R-410A	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋	除湿器	100%	3.7	kg	×	-	×	×	○	-	-
	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋	除湿器	100%	3.7	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ガラス固化体受入れ建屋	冷凍機	100%	19.5	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ガラス固化体受入れ建屋	冷凍機	100%	19.5	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ガラス固化体受入れ建屋	冷凍機	100%	19.5	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ガラス固化技術開発建屋	ガラス原料成分 分散貯槽用 冷却装置	100%	1.1	kg	×	-	×	×	○	-	-

第6表 敷地内固定源整理表（機器【遮断器】）

a：ガス化しない
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量		有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
				数値	単位	a	b	1	2	3	4	
六フッ化硫黄	前処理建屋	遮断器	100%	48	kg	×	-	×	×	○	-	-
	開閉所	遮断器	99%	820	kg	×	-	×	×	×	○	-
	第2開閉所	遮断器	100%	1740	kg	×	-	×	×	○	-	-
	非常用電源建屋	遮断器	99%	72	kg	×	-	×	×	○	-	-
	ユーティリティ建屋	遮断器	99%	174	kg	×	-	×	×	○	-	-

補足説明資料 2 - 8
別紙 7

他の有毒化学物質等との反応により発生する有毒ガスについて

1. 概要

影響評価ガイドを踏まえ、混触により発生する有毒ガスについて評価する。

1. 1 混触のパターン

混触は、有毒化学物質等の中で発生するもの及び有毒化学物質等と機器の構造材等との間で発生するものが考えられる。これらは反応プロセスが異なることから、混触の影響評価は各々のパターンについて行う。

1. 2 混触により有毒ガスが発生するか否かの判断方法

化学薬品に係る事故を未然に防止することを目的に、化学薬品の供給事業者から取扱い事業者へ配布される安全データシート（Safety Data Sheet, 以下「SDS」という。）には、化学薬品を安全に取り扱うために必要な情報が記載されている。従って、化学薬品ごとの反応性や混触危険性については、SDSを参考に判断する。

以下に、SDSに基づき、混触により有毒ガスが発生するか否かを判断した一例を示す。

【SDSによる有毒ガス発生有無の判断の例：水酸化ナトリウム】

○SDSの記載（職場の安全サイト 安全データシート 水酸化ナトリウムの記載より）

10. 安定性及び反応性

安定性

法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる

危険有害反応可能性

強塩基であり、酸と激しく反応^①し、湿った空気中で亜鉛、アルミニウム、スズ、鉛などの金属に対して腐食性を示し、引火性/爆発性気体（水素）を生成^②する。

アンモニウム塩と反応してアンモニアを生成^③し、火災の危険をもたらす。

ある種のプラスチック、ゴム、被膜剤を侵す。

空気から二酸化炭素と水を急速に吸収する。

湿気や水に接触すると、熱を発生する。

避けるべき条件

湿った空気中での亜鉛、アルミニウム、スズ、鉛などの金属との接触、ある種のプラスチック、ゴム、被膜剤との接触、空気との接触による二酸化炭素と水の吸収、湿気や水との接触

混触危険物質

酸^①、湿った空気、亜鉛・アルミニウム・スズ・鉛などの金属^②、ある種のプラスチック・ゴム・被膜剤、アンモニウム塩^③、空気、湿気や水

危険有害な分解生成物

引火性/爆発性気体（水素）^②、アンモニア^③

○判断結果

- ① 酸との反応性が記載されているが、「危険有害な分解生成物」の項に当該反応に伴う有毒ガスの情報が記載されていないことから、「反応性はあるが有毒ガスは発生しない組み合わせ」となる。
- ② 金属との反応性が記載されており、「危険有害な分解生成物」に生成物として水素が記載されているが、水素は有毒ガスに該当しないことから、「反応性はあるが有毒ガスは発生しない組み合わせ」となる。
- ③ アンモニウム塩との反応性が記載されており、「危険有害な分解生成物」に有毒ガスに該当する「アンモニア」が記載されていることから、「混触により有毒ガスが発生する組み合わせ」となる。

上記の方法により、混触により有毒ガスが発生するか否かを網羅的に判断できると考えられるが、念のための確認として、再処理施設での使用状況における有毒化学物質等同士との反応性が纏められた「再処理施設の安全の高度化について」（独立行政法人 原子力安全基盤機構）の付録3「想定を超える事象の審査基準案の参考」に記載された「第3表 施設で用いられる化学物質の有害度及び共存不適合性」及び「第4表 様々な化学物質間の相互作用マトリックスの例」をもとに、混触により有毒ガスが発生するか否かの判断結果を補強する。

なお、一部の有毒化学物質等について、情報非公開のためSDSに成分が明記されていないものや、SDSが発行されていないものがあるため、その場合は、製品カタログや用途等から成分を推定し、その成分のSDS等を用いて、混触により有毒ガスが発生するか否かを判断する。

2. 有毒化学物質等の間で発生する混触

2. 1 混触を考慮すべき有毒化学物質等の選定

本評価では、有毒化学物質等の性状、貯蔵量、貯蔵方法を踏まえ、以下に該当する有毒化学物質等については評価対象外とし、有毒化学物質等の中で発生する混触を考慮すべきタンク等を選定した。

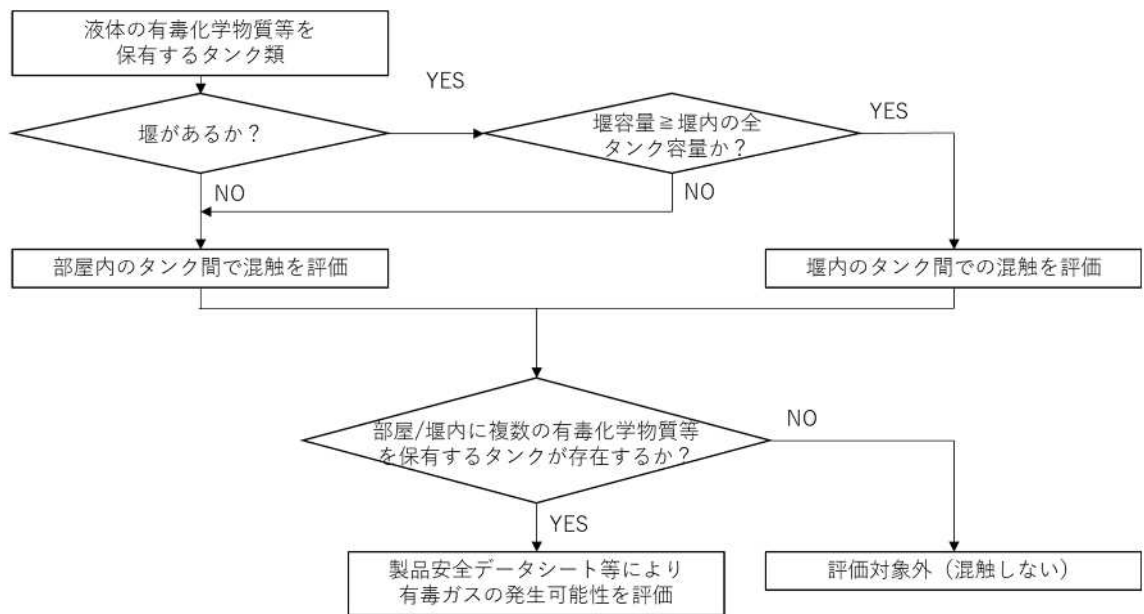
- ・ 機器【冷媒】、機器【遮断機】、ポンベ類、試薬類、製品性状に影響がないもの、生活用品として一般的に使用されているものについては、漏えい量が少なく、混触により大気中への多量の放出を考慮する必要のある有毒ガスを発生させるおそれはないことから、評価対象外とする。
- ・ 固体を貯留するタンク類については、タンクの破損等があったとしても多量に流出することはないと見込まれるため、混触により大気中への多量の放出を考慮する必要のある有毒ガスを発生させるおそれはないことから、評価対象外とする。
- ・ 気体（液化ガスを含む）を貯留するタンク類については、漏えいしても速やかに拡散・希釈されるため、混触による有毒ガスの発生量が少なく、大気中への多量の放出を考慮する必要がないことから、評価対象外とする。
- ・ 化学薬品タンク以外のタンク類（セル及びグローブボックス内のタンク類、廃液を貯留するタンク類等）で保有する有毒化学物質等は、再処理工程の中で消費・希釈された状態であることから、評価対象外とする。
- ・ セル及びグローブボックス内の隣接するタンク類で保有する有毒化学物質等は、通常の再処理工程中でも接触するもの同士であるため、混触により大気中への多量の放出を考慮する必要のある有毒ガスを発生させるおそれはないことから、評価対象外とする。
- ・ タンク周辺に堰がない、あるいは堰容量がタンク容量より少ない場合で

も、漏えいした有毒化学物質等は部屋入口のカーブや扉により堰き止められたり、床ドレン等により回収されたりすることにより、漏えいの拡大は限定的となると想定される。そのため、隣接する部屋にある有毒化学物質等との混触により大気中への多量の放出に至る有毒ガスの発生は考え難いことから、部屋を跨いだ有毒化学物質等の混触は考慮しない。

2. 2 混触により発生する有毒ガスの選定

混触により発生する有毒ガスの選定にあたっては、2. 1で選定した有毒化学物質等について、その性状、貯蔵量、貯蔵方法を踏まえ、第1図の発生場所特定フローに基づき、混触する可能性のある有毒化学物質等の組み合わせを抽出する。次に、抽出した有毒化学物質等の組み合わせにおいて、混触により有毒ガスを発生させるおそれがあるか否かをSDS等をもとに判断する。

第1図に基づき、混触する可能性のある場所及び有毒化学物質等の組み合わせを整理した結果について、別表1に示す。また、当該場所にある有毒化学物質等について、各有毒化学物質等のSDS及び「再処理施設の安全の高度化について」に基づき、混触により有毒ガスを発生させるおそれがあるか否かを別表2のとおり整理した。



第1図 混触発生場所の特定フロー

2. 3 混触により発生する有毒ガスの選定結果

別表1及び別表2で整理した結果より、有毒化学物質等の間での混触により有毒ガスを発生させるおそれがある有毒化学物質等の組み合わせを第1表に示す。

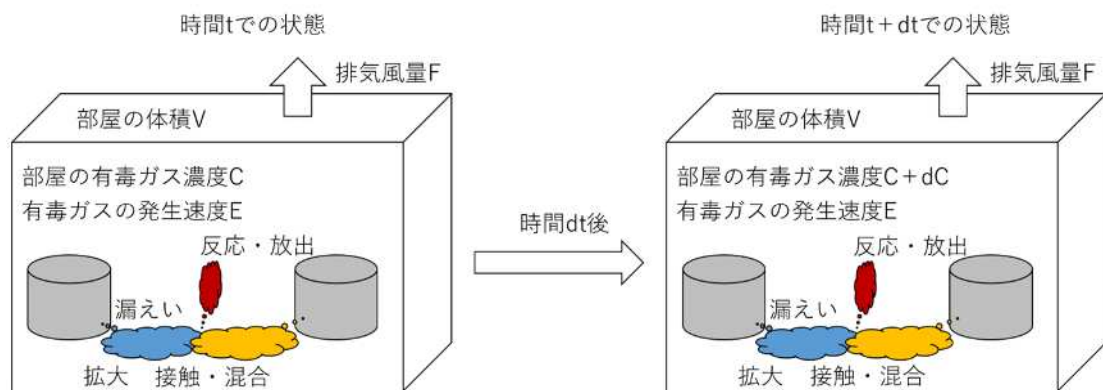
以下では、各々の組み合わせについて、混触により発生する有毒ガスの影響について評価した。その結果、いずれの場所においても有毒ガスの発生量は限定的であり、かつ部屋内で拡散・希釈された後に建屋換気設備により大気に放出されるため、有毒ガスが人体に影響を与えるほど大気中に多量に放出されることはないことを確認した。

第1表 混触により有毒ガスを発生させるおそれがある組み合わせ

建屋	有毒ガスを発生させるおそれがある有毒化学物質等の組み合わせ		発生するおそれがある有毒ガス	反応の概要
	化学物質(A) タンク	化学物質(B) タンク		
分離 建屋	リン酸トリブチル (80%)	硝酸 (1mol/L)	リン酸ジブチル, ブチルアルコール, 硝酸ブチル	酸性溶液 (硝酸) によるリン酸トリブチルの加水分解
	回収溶媒受槽	第2回収硝酸1N受槽		
精製 建屋	硝酸ヒドラジン (0.1mol/L)	水酸化ナトリウム (0.1mol/L), 炭酸ナトリウム (0.3mol/L)	NO _x	アルカリ (水酸化ナトリウム, 炭酸ナトリウム) による硝酸ヒドラジンの分解
	硝酸ヒドラジン 0.1M貯槽	水酸化ナトリウム0.1N 貯槽, 水酸化ナトリウム 0.1N調整槽, 炭酸ナ トリウム0.3M貯槽		
	硝酸ヒドラジン 0.1M調整槽			
精製 建屋	炭酸ナトリウム (0.3mol/L)	硝酸 (0.02mol/L)	二酸化炭素	硝酸ヒドラジン中の硝酸による炭酸ナトリウムの弱酸遊離反応
	炭酸ナトリウム 0.3M貯槽	硝酸ヒドラジン0.1M貯 槽, 硝酸ヒドラジン 0.1M調整槽		
分析 建屋	硝酸ヒドロキシル アミン (0.5mol/L)	硝酸 (4, 5, 13.6mol/L) 水酸化ナトリウム (10mol/L)	NO _x	酸化剤 (硝酸) またはアルカリ (水酸化ナトリウム) による硝酸ヒドロキシルアミンの分解
	溶離液混合槽	硝酸貯槽, 硝酸4N混合 槽, 硝酸5N混合槽, 硝 酸13.6N供給槽, 水酸化 ナトリウム貯槽		

2. 3. 1 評価における前提条件

有毒化学物質等の間で発生する混触の場合、混触による有毒ガスの発生は、有毒化学物質等の漏えい、漏えいの拡大、他の有毒化学物質等との接触及び混合、化学反応による有毒ガスの放出という順序で起こる。従って、有毒ガスは有毒化学物質等の全量が瞬間的に反応して発生するものではなく、ある程度の時間をかけて徐々に発生するものと考えられる。また、混触により有毒ガスが発生した場合、有毒ガスは部屋内に拡散・希釈された後に建屋換気設備により大気に放出される（第2図参照）。



第2図 有毒化学物質等の間での混触による有毒ガス発生イメージ

混触により発生する有毒ガス濃度 C は、有毒ガスの発生速度 E 、部屋の体積 V 、排気風量 F を用いて時間 t 及び時間 dt 後における物質収支として以下の式が成り立つ。

$$CV + Edt - CFdt = (C + dC)V$$

従って、混触により発生する有毒ガス量を A 、有毒ガスの発生が継続する時間を T とすると、時間 t ($0 \leq t \leq T$) における有毒ガス濃度は以下のようになる。

$$C = \frac{A}{FT} \left(1 - e^{-\frac{F}{V}t} \right)$$

上式より、建屋の排気口での排気風量を K とすれば、排気口での有毒ガス濃度 C_{out} は以下の式で表すことができる。

$$C_{out} = \frac{CF}{K} = \frac{A}{KT} \left(1 - e^{-\frac{F}{V}t} \right)$$

評価にあたり、部屋の体積、排気風量及び建屋の排気口での排気風量は設計条件を使用する。有毒化学物質等のタンクを設置する部屋には有毒化学物質等の漏えいを回収するためのドレンファンネルが設置されており、漏えいした有毒化学物質等は中和槽等に回収されることから、貯留する有毒化学物質等の全量が混触することはないが、評価においてはタンクに貯留する有毒化学物質等の全量が混触すると仮定し、発生する有毒ガス量を算出する。また、有毒ガスの発生が継続する時間については、以下のとおり、有毒化学物質等の漏えい、漏えいの拡大、他の有毒化学物質等との接触及び混合、化学反応による有毒ガスの放出という各フェーズにおいてある程度の時間を要すると考えられることから、1時間と設定する。

- ・ 有毒化学物質等の漏えい：「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（消防庁特殊災害室）での液体流出モデルより、タンク（高さ2m、断面積 2m^2 を想定）の下部に生じた流出孔（ $10\text{cm} \times 10\text{cm}$ を想定）から有毒化学物質等が全量漏えいする時間は約4分である。
- ・ 漏えいの拡大：米国環境保護庁（EPA）及び米国海洋大気庁（NOAA）が開発した有毒化学物質の漏えい・放出を評価するための解析ソフトウェアである「ALOHA」での漏えいした有毒化学物質等がプールを形成する時の拡がり速度の解析結果より、漏えいが厚さ10mmで拡大していく場合に、半径5mまで拡がるまでの時間は約10秒である。
- ・ 他の有毒化学物質等との接触及び混合：再処理施設内の 10m^3 タンク（高さ2.4m、直径3m）において、約 0.5mol/L の硝酸溶液を約 2m^3 保有している

状態で 3 mol/L の硝酸溶液を約 0.4 m³ 投入した際の実績として、タンク内で完全に混合する（密度が安定する）までの時間は約 1 時間である。

- ・ 化学反応による有毒ガスの放出：「安全審査 整理資料 第12条：化学薬品の漏えいによる損傷の防止」において、化学薬品 2L を一斉に混合させた時の温度上昇結果より、化学反応はほぼ瞬間的に完了する。

2. 3. 2 分離建屋におけるリン酸ジブチル等の発生

酸性溶液（硝酸）によるリン酸トリブチルの加水分解に伴い発生するリン酸ジブチル、ブチルアルコール、硝酸ブチルの物性値を第 2 表に示す。いずれの混触生成物も沸点が高く、かつ蒸気圧も低いことから、混触により生成したとしても蒸発量は小さくなる。

以上のことから、別紙 2 の考え方に従い、分離建屋における酸性溶液によるリン酸トリブチルの加水分解に伴い発生するリン酸ジブチル、ブチルアルコール、硝酸ブチルは、考慮すべき有毒ガスとはならない。

第 2 表 リン酸ジブチル、ブチルアルコール、硝酸ブチルの物性値

有毒化学物質	沸点[°C]	蒸気圧[Pa]
リン酸ジブチル	135～138 ^{※1}	130 (20°C) ^{※1}
ブチルアルコール	117 ^{※1}	580 (20°C) ^{※1}
硝酸ブチル	133 ^{※2}	約1100 (温度不明) ^{※2}

※1：国際化学物質安全性データシートより。

※2：Hazardous Substances Data Bank（アメリカ国立生物工学情報センター）より。

2. 3. 3 精製建屋におけるNOxの発生

アルカリによる硝酸ヒドラジンの分解に伴うNOxの発生にはさまざまな化学反応式が考えられるため、ここでは硝酸ヒドラジンに含まれる窒素原子が全て二酸化窒素になると考える。この場合、硝酸ヒドラジン 1 mol に対し二酸化窒素が 3 mol 生成されることになる。



硝酸ヒドラジン0.1M貯槽は■■■m³、硝酸ヒドラジン0.1M調整槽は■■■m³のタンクであるため、混触する硝酸ヒドラジンの量は■■■mol、発生するNOxの量は■■■molである。従って、混触により発生するNOxは1.3×10⁻²kg/s（1気圧、25℃で約26m³/hに相当）となる。

混触によりNOxが発生する部屋の排気風量は計■■■m³/h、部屋の体積は計■■■m³であるため、第3表のとおり精製建屋の排気口である主排気筒（排気風量約150万m³/h）から放出される段階では約17ppmにまで希釈され、防護判断基準値である20ppmを下回る。

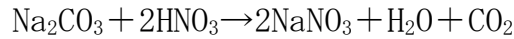
以上のことから、別紙4の考え方に従い、精製建屋におけるアルカリによる硝酸ヒドラジンの分解に伴い、有毒ガス（NOx）が大気中に多量に放出されることはないと言える。

第3表 精製建屋におけるNOxの発生量

有毒ガス	発生量 [kg/s]	排気口での濃度 [ppm]	防護判断基準値 [ppm]
NOx	1.3×10 ⁻²	17	20

2. 3. 4 精製建屋における二酸化炭素の発生

硝酸ヒドラジン中の硝酸による炭酸ナトリウムの弱酸遊離反応に伴う二酸化炭素の発生は以下の化学反応式で書き表すことができるため、炭酸ナトリウム 1 mol に対し二酸化炭素は 1 mol 発生する。



炭酸ナトリウム 0.3M 貯槽は \blacksquare m³ のタンクであるため、混触する炭酸ナトリウムの量は \blacksquare mol、発生する二酸化炭素の量は \blacksquare mol である。従って、混触により発生する二酸化炭素は 1.1×10^{-2} kg/s (1 気圧, 25°C で約 22 m³/h に相当) となる (硝酸ヒドラジン中の硝酸は計 \blacksquare mol であるが、保守的に炭酸ナトリウムが全て反応するとした)。

混触により二酸化炭素が発生する部屋の排気風量は計 \blacksquare m³/h、部屋の体積は計 \blacksquare m³ であるため、第 4 表のとおり精製建屋の排気口である主排気筒 (排気風量約 150 万 m³/h) から放出される段階では約 14 ppm にまで希釈され、防護判断基準値である 40000 ppm を下回る。

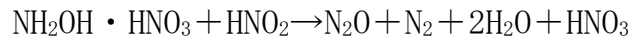
以上のことから、別紙 4 の考え方に従い、精製建屋における硝酸ヒドラジン中の硝酸による炭酸ナトリウムの弱酸遊離反応に伴い、有毒ガス (二酸化炭素) が大気中に多量に放出されることはないと言える。

第 4 表 精製建屋における二酸化炭素の発生量

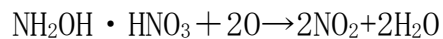
有毒ガス	発生量 [kg/s]	排気口での濃度 [ppm]	防護判断基準値 [ppm]
二酸化炭素	1.1×10^{-2}	14	40000

2. 3. 5 分析建屋におけるNO_xの発生

硝酸ヒドロキシルアミンの分解反応として、「原子力百科辞典 ATOMICA」(国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構)の「抽出工程の安全性に関する研究(06-01-05-06)」(https://atomica.jaea.go.jp/data/detail/dat_detail_06-01-05-06.html)では、



という化学反応式を提示している。この他にも、酸化剤やアルカリによる硝酸ヒドロキシルアミンの分解にはさまざまな反応式が考えられるため、ここでは硝酸ヒドロキシルアミンに含まれる窒素原子が全て酸化されて二酸化窒素になると考える。この場合、硝酸ヒドロキシルアミン1 molに対し二酸化窒素が2 mol生成されることになる。



溶離液混合槽は■■■■ m³のタンク、硝酸ヒドロキシルアミン濃度は■■■■ mol/Lであるため、混触する硝酸ヒドロキシルアミンの量は■■■■ mol、発生するNO_xの量は■■■■ molである。従って、混触により発生するNO_xは6.4×10⁻⁴kg/s(1気圧、25°Cで約1.2m³/hに相当)となる。

混触によりNO_xが発生する部屋の排気風量は■■■■ m³/h、部屋の体積は■■■■ m³であるため、第5表のとおり分析建屋の排気口である主排気筒(排気風量約150万m³/h)から放出される段階では約0.8ppmにまで希釈され、防護判断基準値である20ppmを下回る。

以上のことから、別紙4の考え方に従い、分析建屋における酸化剤またはアルカリによる硝酸ヒドロキシルアミンの分解に伴い、有毒ガス(NO_x)が大気中に多量に放出されることはないと言える。

第5表 分析建屋におけるNO_xの発生量

有毒ガス	発生量 [kg/s]	排気口での濃度 [ppm]	防護判断基準値 [ppm]
NO _x	6.4×10^{-4}	0.8	20

3. 有毒化学物質等と構造材等との間で発生する混触

化学薬品と構造材等との反応については、「安全審査 整理資料 第12条：化学薬品の漏えいによる損傷の防止」に、安全上重要な施設の構造材等に対する化学薬品への影響が検討されており、化学薬品による構造材等の損傷が無視できない反応を起こす組み合わせとして、①炭素鋼及びアルミニウムと硝酸溶液、②アルミニウムとアルカリ性水溶液、③プラスチックとリン酸トリブチル、n-ドデカン、④電子部品とNO_xガスが挙げられている。

構造材等の損傷が無視できる反応では、有毒ガスが大気に多量に放出されることはない。また、同資料では各組み合わせでの浸漬試験の結果が示されており、その結果から、有毒ガスが大気に多量に放出され得る反応としては、硝酸による炭素鋼の腐食に伴うNO_xの発生が考えられる（浸漬試験は、金属の一般用材として防護対象設備に用いられる構成部材の大部分を占める炭素鋼を代表としている）。

上記以外の有毒化学物質等と構造材等との間で発生する混触については、SDSの調査により水酸化ナトリウムと亜鉛等の金属との反応が示されていたが、発生する水素は有毒化学物質ではない。

以上のことから、有毒化学物質等と構造材等との間で発生する混触については、硝酸による炭素鋼の腐食に伴うNO_xの発生を考慮する。

3. 1 評価における前提条件

硝酸と炭素鋼は硝酸濃度に応じてさまざまな反応を示すが、濃硝酸の領域では主に以下のようなになる。



硝酸と炭素鋼との反応により生成するNO_x（化学反応式に従い全てNO₂とする）の量は、硝酸濃度や接触面積、接触時間によって変化するため、定量的な評価は難しいが、硝酸を大量に使用する建屋では、化学薬品の漏えいによる損傷の防止のため、硝酸配管の近傍に比較的大きな表面積を持つ炭素鋼製の設備（例：化学薬品防護対象設備でないダクト）がある場合、その設備に耐薬品性を有するエポキシ樹脂系の塗装を施す措置を講じる等の対策を講じている。また、フランジや弁のシール部等には飛散防止カバーを設置し、万が一漏えいが発生した場合でも、化学薬品が広範囲に飛散しないようにしている。さらに、化学薬品の漏えい拡大を防止又は低減するため、堰や防水扉又は水密扉、ドレンファンネル等を設置している。

このため、仮に大量の硝酸が漏えいしたとしても炭素鋼への接触範囲は限定される（第3図参照）。このことから、硝酸による炭素鋼の腐食に伴うNO₂の発生を評価するにあたっては、「安全審査 整理資料 第12条：化学薬品の漏えいによる損傷の防止」と同様、硝酸が漏えいする際に生成するNO₂量の評価条件及び評価式を以下の通り設定する。

【評価条件】

- ・ 漏えいし、炭素鋼に飛散した硝酸全量が炭素鋼と反応する。
- ・ 漏えい硝酸の濃度：6 mol/L^{※1}
- ・ 接触する炭素鋼の量（1建屋あたり）：10 m² ^{※2}
- ・ 腐食速度：1.1mm/h^{※3}

※1：炭素鋼の腐食速度が最も大きい硝酸濃度。

※2：化学薬品の漏えい拡大防止措置を踏まえ想定した硝酸と接触する炭素鋼の量

R区域内の機器等は腐食し難いSUS等の構造材を主に使用しており、またR区域で漏えいが発生した場合、漏えい液は漏えい液受皿等に滞留することから、SUS製である漏えい液受皿以外の構造材に接触することは考えにくく、漏えいした硝酸が炭素鋼と接触してNO_xが大量に発生することはない。このため、R区域における硝酸と炭素鋼との混触は考慮不要である。

G区域及びY区域のタンクからの漏えいを想定した場合、全量漏えいするのは貯槽下部に接続した配管の破断が考えられる。また、配管からの漏えいを想定した場合、最も起こり得る状況は弁等のシール部からの漏えいであるが、シール部には飛散防止カバーを設置しているため、漏えいが発生したとしても、飛散防止カバーの隙間等から滴下する程度となる。従って、漏えいした硝酸はタンク又は配管の下部の床面に広がり、床に設置された炭素鋼製の機器及び資機材との接触を想定することが現実的である。

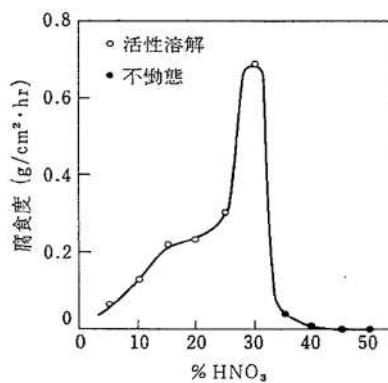
通常、機器等は床面に直接設置せず、基礎上又は壁面に設置する。また、資機材については緊急時の避難や巡視点検時の通行、運転操作等の妨げとならないように、必要な資機材しか保管しないよう管理している。さらに、堰があれば漏えいしても混触しないこと、ドレンファンネルがあれば漏えい範囲は限定されることから、漏えいした硝酸が機器及び資機材に接触する面積は非常に小さくなると考えられるため、接触面積を床面積に対して1%と仮定すると、硝酸溶液を最も多く保有する分離建屋（硝酸を保有するG区域及びY区域の部屋の床面

積の合計：923m²) であっても、接触面積は約 9 m²となる。このことから、1 建屋あたりの硝酸と炭素鋼との接触面積を10m²とすることは妥当な設定であると判断した。

※3：腐食試験により算出した 6 mol/L 硝酸による炭素鋼の腐食速度。

【評価結果】

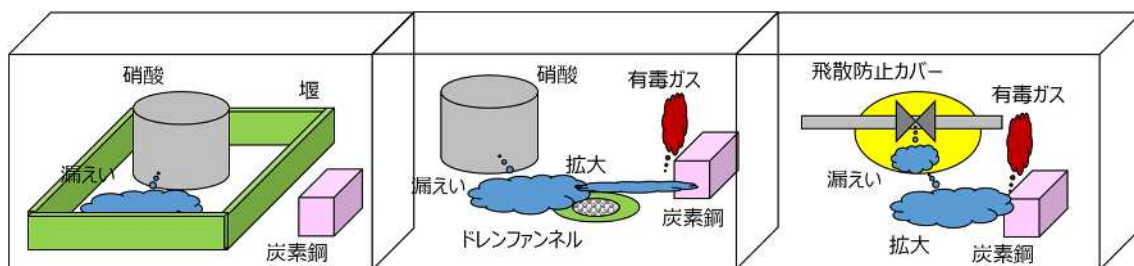
- ・生成するNO₂量：4600mol/h（1気圧，25℃で約110m³/hに相当）



硝酸濃度と炭素鋼の腐食速度の関係

(鉄鋼工学講座11 鋼鉄腐食化学 (朝倉書店))

NO _x ガス発生量[kg/s]	$q_c = 3\rho S \cdot \frac{v}{3600 \times 1000} \cdot \frac{M_N}{M_F}$
炭素鋼（鉄）密度[kg/m ³]	ρ
硝酸と炭素鋼との接触面積[m ²]	S
腐食速度[mm/h]	v
NO _x ガス（二酸化窒素）の分子量 [g/mol]	M_N
炭素鋼（鉄）の原子量[g/mol]	M_F



第3図 硝酸と炭素鋼の混触による有毒ガス発生イメージ

3. 2 硝酸と炭素鋼の混触によるNO_xの発生量評価

再処理施設では硝酸溶液を取り扱う建屋が分散していることから、建屋内に貯蔵する硝酸に対する建屋効果を評価するにあたっては、排気口ごとに分類して確認する。

3. 2. 1 主排気筒に接続する建屋における硝酸と炭素鋼の混触によるNO_xの発生

3. 1の前提条件をもとに、再処理施設において硝酸を大量に保有する主排気筒に接続する建屋（前処理建屋、分離建屋、精製建屋、分析建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋の計7建屋）において、硝酸と炭素鋼との混触によるNO_xの発生が同時に起こった時のNO_xの発生量を評価する。

第6表のとおり、主排気筒に接続する建屋での混触によるNO_xの発生量は7建屋合計で $4.2 \times 10^{-1} \text{kg/s}$ （1気圧、25℃で約790m³/hに相当）となり、主排気筒（排気風量約150万m³/h）でのNO_x濃度が約530ppmと防護判断基準値である20ppmを大きく超過する。

以上のことから、別紙4の考え方に従い、主排気筒に接続する建屋において硝酸による炭素鋼の腐食に伴い発生するNO_xについては、スクリーニング評価対象として取り扱う。

第6表 主排気筒に接続する建屋におけるNOxの発生量

有毒ガス	発生量 [kg/s]	排気口での 濃度[ppm]	防護判断基準 値[ppm]
NOx	4.2×10^{-1}	530	20

3. 2. 2 主排気筒に接続する建屋以外の建屋での硝酸と炭素鋼によるNOxの発生

主排気筒に接続する建屋以外で硝酸を貯蔵する第7表の建屋について、硝酸と炭素鋼によるNOxの発生を考える。

第7表 主排気筒に接続する建屋以外で硝酸を貯蔵する建屋

建屋	有毒化学物質	容量[m ³]	排気口
低レベル廃液処理建屋	硝酸 (13.6mol/L)	7.5	低レベル廃棄物処理建屋換気筒
	硝酸 (0.2mol/L)	1.0	
低レベル廃棄物処理建屋	硝酸 (13.6mol/L)	0.1	
	硝酸 (3mol/L)	0.6	
出入管理建屋	硝酸 (0.2mol/L)	0.15	出入管理建屋の排気口
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	硝酸 (13.6mol/L)	0.1	北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)
試薬建屋	硝酸 (13.6mol/L)	42	試薬建屋の排気口
	硝酸ヒドロキシルアミン (0.2mol/L) ※1	18	

建屋	有毒化学物質	容量[m ³]	排気口
ウラン脱硝建屋（非管理区域）	硝酸（13.6mol/L）	0.4	ウラン脱硝建屋（非管理区域）の排気口
	硝酸（4mol/L）	0.4	
模擬廃液貯蔵庫（高レベル廃液ガラス固化建屋）	模擬廃液（2mol/L）※ ₂	13	模擬廃液貯蔵庫の排気口
燃料加工建屋	硝酸（2mol/L）	0.01	燃料加工建屋の排気口

※1：硝酸ヒドロキシルアミン溶液に含有する硝酸濃度。

※2：模擬廃液に含有する硝酸濃度。

評価の前提は3. 1と同様とするが、腐食速度については各建屋の硝酸濃度に応じて設定する。具体的には、13.6mol/L硝酸に対しては、「安全審査 整理資料 第12条：化学薬品の漏えいによる損傷の防止」での腐食試験で得られた腐食速度0.002mm/hとし、2, 3, 4 mol/L硝酸に対しては、3. 1の腐食速度のグラフから読み取った値（各々0.17mm/h, 0.27mm/h, 0.29mm/h）を用いる。硝酸濃度が複数ある場合は、腐食速度が最大となる濃度で評価する。

また、第7表の建屋は、硝酸の貯蔵量が比較的多い試薬建屋でも主排気筒に接続する建屋の貯蔵量の40分の1程度であり、試薬建屋以外では200分の1未満となっている。硝酸が少ないほど炭素鋼と接触する可能性が低いことから、第7表の建屋における硝酸と炭素鋼との混触を評価する際の接触面積は、試薬建屋については主排気筒に接続する建屋の40分の1、試薬建屋以外の建屋については200分の1に設定する。

第8表に、主排気筒に接続する建屋以外の建屋におけるNO_xの発生量を示す。硝酸と炭素鋼による混触が発生した場合、全ての建屋において、排気口での

NO_x濃度は防護判断基準値以下となる。

以上のことから、別紙4の考え方に従い、主排気筒に接続する建屋以外の建屋での硝酸と炭素鋼によるNO_xの発生については、スクリーニング評価対象外と判断できる。

第8表 主排気筒に接続する建屋以外の建屋におけるNO_xの発生量

建屋	発生量 [kg/s]	風量 [万m ³ /h]	排気口での濃 度 [ppm]	防護判断基準 値 [ppm]
低レベル廃液処理 建屋及び低レベル 廃棄物処理建屋	1.4×10^{-4}	80	0.3	20
出入管理建屋	6.7×10^{-6}	3.212	0.4	
使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋	5.4×10^{-7}	28	<0.1	
試薬建屋	3.4×10^{-5}	2.04	3.2	
ウラン脱硝建屋 (非管理区域)	7.9×10^{-5}	2.5	6.0	
模擬廃液貯蔵庫 (高レベル廃液ガ ラス固化建屋)	4.5×10^{-5}	0.752	11	
燃料加工建屋	4.5×10^{-5}	1 ^{※1}	8.5	

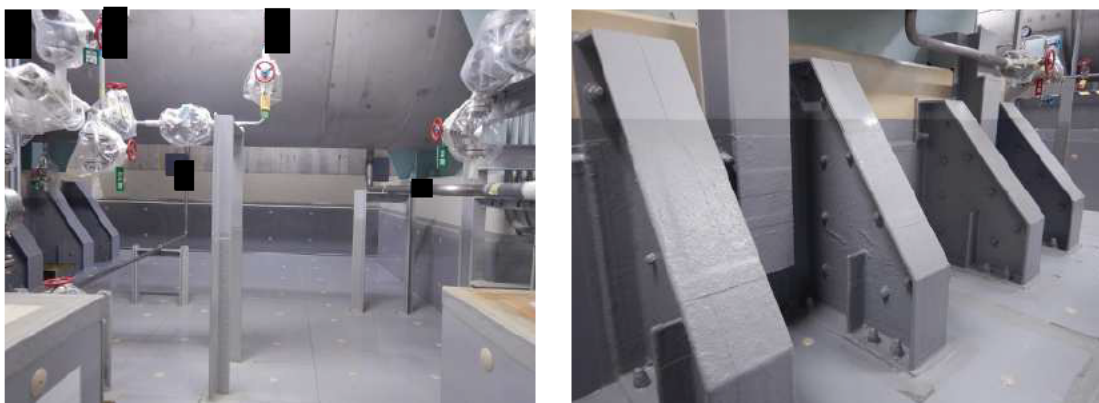
※1：設計段階のため仮設定。

3. 2. 3 過去のトラブルにおける硝酸と炭素鋼の混触によるNO_xの発生

再処理施設では、化学試験を実施していた2003年3月に、ウラン脱硝建屋にある弁から13.6mol/L硝酸が漏えいした（漏えい推定量：600L）。この時、主排気筒出口でのNO_x濃度の上昇が確認されたが、その濃度は最大で3 ppm（排出量として約 1.6×10^{-3} kg/s）であった（漏えい箇所は非管理区域であったが、当該部屋の換気が循環運転を行っており、発生したNO_xのほとんどが部屋内に留まっていたことから、仮設ダクトによりフード排気系統に接続することで室内に滞留するNO_xを排気させる処置をとった）。

本トラブルにおけるNO_x発生量は、3. 2. 2で評価したウラン脱硝建屋（非管理区域）でのNO_x発生量と比較して20倍程度大きい。しかし、現在は当時とは異なり、シール部に飛散防止カバーを設置することにより、万が一漏えいが発生したとしても硝酸が広範囲に飛散することを防止している。また、化学薬品タンクの近傍にある炭素鋼等の構造材には、耐薬品性の塗装を施している（第4図参照）。

以上のことから、硝酸と炭素鋼の混触によるNO_xの発生を可能な限り低減する措置を講じている現状においては、3. 1及び3. 2で実施したNO_x発生量の評価は妥当なものであると言える。



第4図 弁等への飛散防止カバーの設置及び化学薬品タンク近傍の塗装状況

（例：試薬建屋）

補 2-8-別 7-22

4. 結論

混触により発生する有毒ガスについて評価した結果、有毒化学物質等との間で発生する混触では、有毒ガスが大気へ多量に放出されないことを確認した。

一方、有毒化学物質等と機器の構造材等との間で発生する混触のうち、硝酸による炭素鋼の腐食に伴い発生するNO_xについては、主排気筒の排気口におけるNO_x濃度が約530ppmとなり、防護判断基準値である20ppmを大きく超過することから、スクリーニング評価対象とする。

別紙7 別表1
有毒化学物質等の間で発生する混触を確認すべきタンク等

タンク情報				堰情報		混触評価						
建屋	設置部屋	機器名称	有毒化学物質等	タンク容量 [m ³]	堰の有無	堰容量 [m ³]	タンク合計 [m ³]	堰外への 拡大	複数有毒 化学物質	有毒ガスの 発生可能性	有毒ガス	備考
前処理建屋	部屋1 (G区域)	緊急デクロギングボットA	硝酸		堰-1			なし	なし	×	-	同一成分のため反応性なし
		緊急デクロギングボットB	硝酸									
		清澄機デクロギング硝酸供給槽	硝酸									
		清澄機デクロギング硝酸ポンプB アクムレータ2	硝酸									
		清澄機デクロギング硝酸ポンプB アクムレータ1	硝酸									
		清澄機デクロギング硝酸ポンプA アクムレータ1	硝酸									
	部屋2 (G区域)	清澄機デクロギング硝酸ポンプA アクムレータ2	硝酸									
		硝酸3N貯槽	硝酸									
		酸除染液調整槽	硝酸									
	部屋3 (G区域)	アルカリ除染液調整槽	水酸化ナトリウム		堰-1			なし	あり	×	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない
		せん断片シュート洗浄ボット	硝酸									
	部屋4 (G区域)	硝酸3N調整槽	硝酸		なし			-	あり	×	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない
		硝酸受槽	硝酸									
		硝酸3N洗浄液供給槽	硝酸									
		水酸化ナトリウム受槽	水酸化ナトリウム									
	部屋5 (Y区域)	硝酸ガドリニウム貯槽	硝酸ガドリニウム		堰-1			なし	なし	×	-	同一成分のため反応性なし
		第1回収酸受槽	硝酸									
	部屋6 (Y区域)	第1回収酸6N貯槽	硝酸		堰-1			あり	なし	×	-	他タンクなし
		第1回収酸XN調整槽	硝酸									
	部屋7 (Y区域)	第1回収酸6N調整槽	硝酸		なし			-	なし	×	-	同一成分のため反応性なし
		溶解槽B硝酸供給ボット1	硝酸									
部屋8 (Y区域)	溶解槽B硝酸供給ボット2	硝酸		なし			-	なし	×	-	同一成分のため反応性なし	
	溶解槽A硝酸供給ボット1	硝酸										
部屋9 (Y区域)	溶解槽A硝酸供給ボット2	硝酸		なし			-	なし	×	-	同一成分のため反応性なし	
	第1回収酸6N供給ボットA	硝酸										
部屋10 (Y区域)	第1回収酸6N供給ボットB	硝酸		なし			-	なし	×	-	同一成分のため反応性なし	
	可溶性中性子吸収材緊急供給槽A	硝酸ガドリニウム										
部屋11 (Y区域)	可溶性中性子吸収材緊急供給槽B	硝酸ガドリニウム		堰-1			なし	あり	×	-	反応性なし	
	第1回収酸XN供給ボット	硝酸										
	第1回収酸供給ボット	硝酸										
	硝酸ガドリニウム供給ボット	硝酸ガドリニウム										
分離建屋	部屋1 (G区域)	硝酸ガドリニウム調整槽	硝酸ガドリニウム		堰-2			なし	なし	×	-	他タンクなし
		酸除染液調整槽	硝酸									
	部屋2 (G区域)	アルカリ除染液調整槽	アルカリ溶液		堰-1			なし	なし	×	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない
		硝酸ヒドラジン0.1M供給槽	硝酸ヒドラジン									
		水酸化ナトリウム0.1N供給槽	水酸化ナトリウム									
	部屋3 (G区域)	炭酸ナトリウム受槽	炭酸ナトリウム		堰-1			なし	なし	×	-	反応性なし
		硝酸ヒドラジン0.1M調整槽	硝酸ヒドラジン									
	部屋4 (G区域)	硝酸10N調整槽	硝酸		堰-1			なし	あり	×	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない
		水酸化ナトリウム0.1N調整槽	水酸化ナトリウム									
		硝酸ヒドラジン受槽	硝酸ヒドラジン									
	部屋5 (Y区域)	硝酸受槽	硝酸		なし			-	あり	×	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない
		水酸化ナトリウム受槽	水酸化ナトリウム									
	部屋6 (Y区域)	第1回収硝酸受槽	硝酸		なし			-	なし	×	-	同一成分のため反応性なし
		硝酸ウラニル受槽	硝酸									
		第1回収硝酸0.1N調整槽	硝酸									
	部屋7 (Y区域)	第2回収硝酸1N受槽	硝酸		なし			-	あり	○	リン酸ジブチル、ブチルアルコール、硝酸ブチル	酸性溶液（硝酸）によるリン酸トリブチルの加水分解に伴うリン酸ジブチル、ブチルアルコール、硝酸ブチルの発生
		回収溶媒受槽	リン酸トリブチル									
		回収希釈剤受槽	n-ドデカン									
	部屋8 (Y区域)	回収溶媒調整槽	リン酸トリブチル		堰-1			なし	なし	×	-	他タンクなし
		第2回収硝酸1N調整槽A	硝酸									
		第2回収硝酸1N調整槽B	硝酸									
部屋9 (Y区域)	第2回収硝酸XN調整槽	硝酸		なし			-	なし	-	-	同一成分のため反応性なし	
	第2回収硝酸受槽	硝酸										
部屋10 (Y区域)	硝酸ウラナス受槽	硝酸		なし			-	なし	×	-	他タンクなし	
	洗浄液受槽	硝酸										

別紙7 別表1
有毒化学物質等の間で発生する混触を確認すべきタンク等

建屋	タンク情報				堰情報		混触評価					
	設置部屋	機器名称	有毒化学物質等	タンク容量 [m ³]	堰の有無	堰容量 [m ³]	タンク合計 [m ³]	堰外への 拡大	複数有毒 化学物質	有毒ガスの 発生可能性	有毒ガス	備考
精製建屋	部屋1 (G区域)	硝酸ヒドラジン1M貯槽	硝酸ヒドラジン	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	なし	なし	×	-	他タンクなし
		水酸化ナトリウム0.1N貯槽	水酸化ナトリウム					あり	なし	-		
	部屋2 (G区域)	炭酸ナトリウム0.3M貯槽	炭酸ナトリウム					あり	なし	-		
		硝酸ヒドラジン0.1M貯槽	硝酸ヒドラジン					あり	あり	○	①NOx ②二酸化炭素	①アルカリ（水酸化ナトリウム、炭酸ナトリウム）による硝酸ヒドラジンの分解に伴うNOxの発生 ②硝酸ヒドラジン中の硝酸による炭酸ナトリウムの弱酸遊離反応に伴う二酸化炭素の発生
		水酸化ナトリウム0.1N調整槽	水酸化ナトリウム					あり	なし	×	-	他タンクなし
	部屋3 (G区域)	硝酸ヒドラジン5M貯槽	硝酸ヒドラジン					なし	なし	×	-	他タンクなし
		硝酸ヒドラジン1M調整槽	硝酸ヒドラジン					なし	なし	×	-	他タンクなし
	部屋4 (G区域)	水酸化ナトリウム10N貯槽	水酸化ナトリウム					あり	なし	×	-	他タンクなし
	部屋5 (G区域)	TBP貯槽	リン酸トリブチル					なし	あり	×	-	反応性なし
		希釈剤貯槽	n-ドデカン					-	なし	×	-	反応性なし
	部屋6 (G区域)	硝酸13.6N貯槽	硝酸					あり	なし	×	-	同一成分のため反応性なし
		硝酸10N調整槽	硝酸					あり	なし	×	-	同一成分のため反応性なし
	部屋7 (Y区域)	ウラン濃縮液第1中間貯槽	硝酸					あり	なし	×	-	同一成分のため反応性なし
		ウラン濃縮液凝縮液受槽	硝酸					あり	なし	×	-	同一成分のため反応性なし
	部屋8 (Y区域)	回収溶媒受槽	リン酸トリブチル					なし	-	×	-	反応性なし
		回収希釈剤受槽	n-ドデカン					-	なし	×	-	反応性なし
	部屋9 (Y区域)	ウラン濃縮液ドレン槽	硝酸					なし	なし	×	-	他タンクなし
	部屋10 (Y区域)	回収希釈剤第1貯槽	n-ドデカン					なし	なし	×	-	他タンクなし
	部屋11 (Y区域)	回収溶媒第1貯槽	リン酸トリブチル					なし	なし	×	-	他タンクなし
	部屋12 (Y区域)	回収溶媒中間貯槽	リン酸トリブチル					なし	-	×	-	反応性なし
		回収希釈剤中間貯槽	n-ドデカン					-	なし	×	-	反応性なし
	部屋13 (Y区域)	ウラン濃縮液第2受槽	硝酸					あり	なし	×	-	同一成分のため反応性なし
		ウラン濃縮液第2中間貯槽	硝酸					あり	なし	×	-	同一成分のため反応性なし
	部屋14 (Y区域)	ウラナス溶液受槽	硝酸					なし	-	×	-	同一成分のため反応性なし
		ウラナス溶液中間貯槽	硝酸					なし	-	×	-	同一成分のため反応性なし
	部屋15 (Y区域)	ウラン濃縮液第3中間貯槽	硝酸					なし	なし	×	-	他タンクなし
	部屋16 (Y区域)	硝酸ウラナス20g/L貯槽	硝酸					あり	なし	×	-	他タンクなし
	部屋17 (Y区域)	第2回収酸1N貯槽	硝酸					あり	なし	×	-	同一成分のため反応性なし
第2回収酸XN調整槽		硝酸	あり	なし	×	-	同一成分のため反応性なし					
第2回収酸0.02N貯槽		硝酸	あり	なし	×	-	同一成分のため反応性なし					
アルファモニタB洗浄ポット		硝酸	なし	なし	×	-	同一成分のため反応性なし					
アルファモニタC洗浄ポット		硝酸	なし	なし	×	-	同一成分のため反応性なし					
アルファモニタD洗浄ポット		硝酸	なし	なし	×	-	同一成分のため反応性なし					
アルファモニタE洗浄ポット		硝酸	なし	なし	×	-	同一成分のため反応性なし					
部屋18 (Y区域)	回収TBP80%貯槽	リン酸トリブチル	あり	あり	×	-	反応性なし					
	回収TBP30%調整槽	リン酸トリブチル	あり	あり	×	-	反応性なし					
	回収希釈剤貯槽	n-ドデカン	あり	あり	×	-	反応性なし					
	回収TBP80%調整槽	リン酸トリブチル	あり	あり	×	-	反応性なし					
部屋19 (Y区域)	硝酸ウラナス20g/L調整槽	硝酸	なし	なし	×	-	他タンクなし					
部屋20 (Y区域)	第2回収酸0.02N調整槽	硝酸	なし	なし	×	-	同一成分のため反応性なし					
部屋21 (Y区域)	7N低トリチウム回収酸混合槽	硝酸	あり	なし	×	-	他タンクなし					
部屋22 (Y区域)	第2回収酸1N調整槽	硝酸	あり	なし	×	-	他タンクなし					
部屋23 (Y区域)	ウラン溶液受槽	硝酸	あり	なし	×	-	他タンクなし					
部屋24 (Y区域)	第2回収酸10N貯槽	硝酸	あり	なし	×	-	他タンクなし					
部屋25 (Y区域)	第2気液分離槽	硝酸	なし	なし	×	-	他タンクなし					
部屋26 (Y区域)	混合槽	硝酸	なし	なし	×	-	他タンクなし					
部屋27 (Y区域)	酸除染液調整槽	硝酸	あり	あり	×	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない					
部屋28 (Y区域)	アルカリ除染液調整槽	水酸化ナトリウム	あり	なし	×	-	他タンクなし					
低レベル廃液処理建屋	部屋1 (G区域)	HAN1.5M貯槽	硝酸ヒドロキシルアミン	なし	なし	×	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない				
		硝酸調整槽	硝酸	なし	あり	×	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない				
	部屋2 (G区域)	水酸化ナトリウム調整槽	水酸化ナトリウム	なし	あり	×	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない				
部屋3 (Y区域)	硝酸受槽	硝酸	あり	あり	×	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない					
	水酸化ナトリウム受槽	水酸化ナトリウム	あり	あり	×	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない					
分析建屋	部屋1 (G区域)	酸除染液調整槽	硝酸	なし	なし	なし	なし	あり	○	NOx	酸化剤（硝酸）またはアルカリ（水酸化ナトリウム）による硝酸ヒドロキシルアミンの分解に伴うNOxの発生	
		アルカリ除染液調整槽	水酸化ナトリウム									
		水酸化ナトリウム貯槽	水酸化ナトリウム									
		硝酸貯槽	硝酸									
		硝酸4N混合槽	硝酸									
		溶離液混合槽	硝酸ヒドロキシルアミン									
		硝酸5N混合槽	硝酸									
		硝酸13.6N供給槽	硝酸									
		抽出器洗浄液混合槽	硝酸									
		硝酸0.5N混合槽	硝酸									
過酸化水素供給ポット	過酸化水素											
部屋2 (G区域)	酸除染液調整槽	硝酸	なし	-	あり	×	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない				
	アルカリ除染液調整槽	水酸化ナトリウム	なし	-	あり	×	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない				

別紙7 別表1
有毒化学物質等の間で発生する混触を確認すべきタンク等

タンク情報					堰情報			混触評価					
建屋	設置部屋	機器名称	有毒化学物質等	タンク容量 [m ³]	堰の有無	堰容量 [m ³]	タンク合計 [m ³]	堰外への 拡大	複数有毒 化学物質	有毒ガスの 発生可能性	有毒ガス	備考	
出入管理建屋	部屋1 (G区域)	酸供給槽	硝酸	0.15	堰-1	0.15	0.3	あり	あり	×	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない	
		アルカリ供給槽	水酸化ナトリウム	0.15									
ウラン脱硝建屋	部屋1 (Y区域)	UO3溶解槽	硝酸	0.375	堰-1	2.89	1.375	なし	なし	×	-	同一成分のため反応性なし	
		UO3溶解液受槽	硝酸	1									
	部屋2 (Y区域)	硝酸ウラニル貯槽A	硝酸	50	堰-1	74.55	50	なし	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋3 (Y区域)	硝酸ウラニル貯槽B	硝酸	50	堰-1	74.55	50	なし	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋4 (Y区域)	液化NOx受槽A	NOx	4.7	堰-1	3.77	14.1	あり					同一成分のため反応性なし
		液化NOx受槽B	NOx	4.7									
		液化NOx受槽C	NOx	4.7									
		酸化装置出口セパレータA	NOx	0.006									
		酸化装置出口セパレータB	NOx	0.006									
		NOx酸化装置出口サージボット	NOx	0.2									
		NOx用パッファタンク	NOx	0.5									
	パッファ槽	NOx	1										
	部屋5 (Y区域)	硝酸ウラニル供給槽	硝酸	2	堰-1	8.74	2	なし	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋6 (Y区域)	HTS溶解槽A	溶解塩	0.5	堰-1	0.66	0.5	なし	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋7 (Y区域)	HTS溶解槽B	溶解塩	0.5	堰-1	0.66	0.5	なし	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋8 (Y区域)	濃縮液受槽	硝酸	2	堰-1	3.32	2	なし	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋9 (Y区域)	HTS加熱器A	溶解塩	-	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし	
部屋10 (Y区域)	HTS加熱器B	溶解塩	-	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし		
部屋11 (Y区域)	濃縮缶	硝酸	0.77	堰-1	1.63	0.77	なし	なし	×	-	他タンクなし		
部屋12 (W区域)	硝酸受槽	硝酸	0.4	堰-1	2.78	0.8	なし	なし	×	-	-	同一成分のため反応性なし	
	硝酸調整槽	硝酸	0.4										
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	部屋1 (Y区域)	硝酸ウラニル貯槽	硝酸		堰-1			なし	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋2 (Y区域)	硝酸ウラニル供給槽	硝酸		堰-1			なし	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋3 (Y区域)	硝酸溶液調整槽A	硝酸		堰-1			なし	なし	×	-	-	同一成分のため反応性なし
硝酸溶液調整槽B		硝酸											
低レベル廃棄物処理建屋	部屋1 (G区域)	中和装置硝酸槽	硝酸	0.6	なし	-	-	-	あり	×	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない	
		硝酸計量槽	硝酸	0.09									
		中和装置苛性ソーダ槽	水酸化ナトリウム	0.6									
	部屋2 (G区域)	苛性ソーダ計量槽	水酸化ナトリウム	0.09	なし	-	-	-	なし	×	-	-	他タンクなし
		苛性ソーダ槽	水酸化ナトリウム	0.66									
部屋3 (G区域)	ドデカン槽	n-ドデカン	0.7	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし		
部屋4 (G区域)	廃液槽	廃水	0.11	堰-1	219	0.11	なし	なし	×	-	他タンクなし		
ガラス固化体貯蔵建屋	部屋1 (W区域)	燃料サービスタンク	重油	1.5	堰-1	1.9	1.5	なし	なし	×	-	他タンクなし	
		燃料油ドレンタンク	重油	0.05	堰-2	0.08	0.1	あり	なし	×	-	他タンクが堰内に留まるため混触しない	
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	部屋1 (Y区域)	苛性ソーダ槽	水酸化ナトリウム	0.11	堰-1	1.43	0.22	なし	あり	×	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない	
		硝酸槽	硝酸	0.11									
	部屋2 (Y区域)	固化装置洗浄水受槽	廃水処理剤	0.3	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋3 (Y区域)	固化装置洗浄水上澄水受槽	廃水処理剤	0.5	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋4 (Y区域)	第2苛性ソーダ槽	水酸化ナトリウム	3.1	堰-1	3.43	3.1	なし	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋1 (W区域)	燃料デイトンク	重油	4	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし	
		燃料油ドレンタンク	重油	0.184	堰-1	0.13	0.184	あり	なし	×	-	他タンクが堰内に留まるため混触しない	
	部屋3 (W区域)	燃料デイトンク	重油	4	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし	
		燃料油ドレンタンク	重油	0.184	堰-1	0.13	0.184	あり	なし	×	-	他タンクが堰内に留まるため混触しない	
	部屋5 (屋外)	重油タンクA-1	重油	130	地下埋設	-	-	-	なし	×	-	-	同一成分のため反応性なし
重油タンクA-2		重油	130										
重油タンクB-1		重油	130										
重油タンクB-2		重油	130										
高レベル廃液ガラス固化建屋	部屋1 (Y区域)	模擬廃液供給槽	硝酸	1.4	堰-1	2	1.4	なし	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋2 (Y区域)	NO供給槽	NOx	1.5	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋3 (W区域)	模擬廃液受入槽A	硝酸	6.5	堰-1	10.68	13	あり	なし	×	-	-	同一成分のため反応性なし
模擬廃液受入槽B		硝酸	6.5										
試薬建屋	部屋1 (W区域)	硝酸受入れ貯槽	硝酸	41.7	堰-1	43.8	41.7	なし	なし	×	-	堰内に留まるため混触しない	
		水酸化ナトリウム受入れ貯槽	水酸化ナトリウム	57.1	堰-2	59.1	57.1	なし	なし	×	-	堰内に留まるため混触しない	
		炭酸ナトリウム調整槽	炭酸ナトリウム	10.9	堰-3	1.85	10.9	あり	なし	×	-	他タンクが堰内に留まるため混触しない	
		硝酸ヒドロキシルアミン受入れ貯槽	硝酸ヒドロキシルアミン	18	堰-4	20.68	18	なし	なし	×	-	堰内に留まるため混触しない	
		炭酸ナトリウム貯槽	炭酸ナトリウム	51	堰-1	5.52	51	あり	あり	×	-	反応性なし	
	部屋2 (W区域)	消火薬剤貯蔵槽	消火剤	0.2	なし	-	-	-	-	-	-	-	
	部屋3 (屋外)	TBP受入れ貯槽	リン酸トリブチル	17.8	地下埋設 ^{※1}	-	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし
	部屋4 (屋外)	n-ドデカン受入れ貯槽	n-ドデカン	17.8	地下埋設 ^{※1}	-	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし
	部屋5 (屋外)	硝酸ヒドラジン受入れ貯槽	硝酸ヒドラジン	26.8	地下埋設 ^{※1}	-	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし

※1: しゅん工時点における設備状態とした。

別紙7 別表1
有毒化学物質等の間で発生する混触を確認すべきタンク等

タンク情報					堰情報			混触評価					
建屋	設置部屋	機器名称	有毒化学物質等	タンク容量 [m ³]	堰の有無	堰容量 [m ³]	タンク合計 [m ³]	堰外への 拡大	複数有毒 化学物質	有毒ガスの 発生可能性	有毒ガス	備考	
非常用電源建屋	部屋1 (W区域)	燃料油貯蔵タンク1A	重油	165	地下埋設	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋2 (W区域)	燃料油貯蔵タンク2A	重油	165	地下埋設	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋3 (W区域)	燃料油第1ドレンタンク	重油	0.15	堰-1	0.27	0.25	なし	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋4 (W区域)	燃料油第2ドレンタンク	重油	0.1	堰-1	0.14	0.1	なし	なし	×	-	他タンクなし	
		薬注タンク	エチレンジグリコール	0.25	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクが堰内に留まるため混触しない	
	部屋5 (W区域)	燃料油サービスタンク	重油	3.282	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋6 (W区域)	燃料油貯蔵タンク1B	重油	165	地下埋設	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋7 (W区域)	燃料油貯蔵タンク2B	重油	165	地下埋設	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋8 (W区域)	燃料油第1ドレンタンク	重油	0.15	堰-1	0.27	0.25	なし	なし	×	-	他タンクなし	
	部屋9 (W区域)	燃料油第2ドレンタンク	重油	0.1	堰-1	0.14	0.1	なし	なし	×	-	他タンクなし	
	薬注タンク	エチレンジグリコール	0.25	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクが堰内に留まるため混触しない		
部屋10 (W区域)	燃料油サービスタンク	重油	3.282	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし		
ボイラ建屋	部屋1 (W区域)	ヒドラジタンク	ヒドラジン	4.5	なし	-	-	-	あり	×	-	反応性なし	
		リン酸ソーダタンク	リン酸三ナトリウム	0.2	なし	-	-	-	あり	×	-	反応性なし	
ユーティリティ建屋	部屋1 (W区域)	硫酸貯槽	硫酸	4	堰-1※1	<21	16.2	なし	あり	×	-	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない
		硫酸計量槽	硫酸	0.3									
		硫酸希釈槽	硫酸	0.5									
		凝集剤貯槽	ポリ塩化アルミニウム	3									
		苛性ソーダ貯槽	水酸化ナトリウム	7.7									
苛性ソーダ計量槽	水酸化ナトリウム	0.7											
次亜塩素酸ソーダ貯槽	次亜塩素酸ナトリウム	2	堰-2※1	>2	2	なし	なし	×	-	-	他タンクなし		
第2ユーティリティ建屋	部屋1 (W区域)	燃料油サービスタンク	重油	4.7	なし	-	-	-	なし	×	-	同一成分のため反応性なし	
部屋2 (W区域)	燃料油ドレンタンク	重油	0.141	堰-1	0.04	0.1	あり	なし	×	-	-	同一成分のため反応性なし	
運転予備用電源建屋	部屋1 (W区域)	燃料油第1ドレンタンク	重油	0.2	堰-2	7.96	0.3	なし	なし	×	-	他タンクなし	
		燃料油第2ドレンタンク	重油	0.1	堰-2	0.1	0.1	なし	なし	×	-	他タンクなし	
		薬注タンク	エチレンジグリコール	0.6	堰-3	22.95	0.7	なし	あり	×	-	反応性なし	
	燃料油サービスタンク	重油	4.5	堰-4	8.32	7.1	なし	なし	×	-	他タンクなし		
一般排水処理建屋	部屋1 (W区域)	凝集剤貯槽	ポリ塩化アルミニウム	3	堰-1※1	<28	39.8	あり	あり	×	-	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない
		ノニオン系高分子貯槽	廃水処理剤	22									
		カチオン系高分子貯槽	廃水処理剤	6									
		硫酸貯槽	硫酸	2.3									
		硫酸希釈槽	硫酸	1									
	苛性ソーダ貯槽	水酸化ナトリウム	2.5										
	次亜塩素酸ソーダ貯槽	次亜塩素酸ナトリウム	3	堰-2※1	>3	3	なし	なし	×	-	-	他タンクなし	
	中和槽次亜塩素酸ソーダ貯槽	次亜塩素酸ナトリウム	0.3	堰-3※1	>0.3	0.3	なし	なし	×	-	-	他タンクなし	
	部屋2 (W区域)	硝化槽用PAC貯槽	ポリ塩化アルミニウム	0.5	堰-1	0.8	0.6	なし	あり	×	-	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない
		中和槽用硫酸貯槽	硫酸	0.05									
中和槽用苛性ソーダ貯槽		水酸化ナトリウム	0.05										
膜洗浄タンク		次亜塩素酸ナトリウム	0.5										
消毒槽次亜塩素酸ソーダ貯槽		次亜塩素酸ナトリウム	0.3										
第2一般排水処理建屋	部屋1 (W区域)	グリセイバータンク	廃水処理剤	0.167	堰-1	3.69	3.156	なし	あり	×	-	反応性なし	
		メタノール貯留タンク	メタノール	2.989	堰-1	0.44	0.44	なし	あり	×	-	反応性なし	
		PACサービスタンク	ポリ塩化アルミニウム	0.44	堰-2	1.3	0.607	なし	あり	×	-	反応性なし	
		硫酸サービスタンク	硫酸	0.167	堰-2	0.44	0.44	なし	あり	×	-	反応性なし	
		苛性ソーダサービスタンク	水酸化ナトリウム	0.44	堰-3	1.26	0.88	なし	あり	×	-	反応性なし	
		次亜塩素酸ソーダサービスタンク	次亜塩素酸ナトリウム	0.44	堰-3	0.456	0.456	なし	あり	×	-	反応性なし	
		膜洗浄タンクA	次亜塩素酸ナトリウム	0.456	なし	-	-	-	なし	×	-	-	同一成分のため反応性なし
		膜洗浄タンクB	次亜塩素酸ナトリウム	0.456	なし	-	-	-	なし	×	-	-	同一成分のため反応性なし
新消防建屋	部屋1 (W区域)	泡消火剤	消火剤	0.6	なし	-	-	-	なし	×	-	同一成分のため反応性なし	
		泡消火剤	消火剤	2.2	なし	-	-	-	なし	×	-	同一成分のため反応性なし	
ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所	部屋1 (W区域)	泡原液貯蔵槽	消火剤	2	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし	
		燃料油貯蔵タンクA	重油	2163.4	堰-1	2433	4326.8	あり	なし	×	-	-	同一成分のため反応性なし
燃料油貯蔵タンクB	重油	2163.4											
ボイラ用燃料貯蔵所	部屋1 (屋外)	燃料油サービスタンクA	重油	150	堰-1	285	300	あり	なし	×	-	-	同一成分のため反応性なし
		燃料油サービスタンクB	重油	150									
工業用水等ポンプ建屋	部屋1 (W区域)	次亜塩素酸ソーダサービスタンク	次亜塩素酸ナトリウム	0.1	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし	
		D/G用燃料油貯蔵タンクA	重油	50	堰-1	123.19	200	あり	なし	×	-	-	同一成分のため反応性なし
D/G用燃料油貯蔵タンクB	重油	50											
D/G用燃料油貯蔵タンクC	重油	50											
D/G用燃料油貯蔵タンクD	重油	50											
第1保管庫・貯水槽	部屋1 (W区域)	泡原液槽	消火剤	3	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし	
第2保管庫・貯水槽	部屋2 (W区域)	泡原液槽	消火剤	3	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし	

※1：しゅん工時点における設備状態とした。

別紙7 別表1
有毒化学物質等の間で発生する混触を確認すべきタンク等

タンク情報					堰情報		混触評価												
建屋	設置部屋	機器名称	有毒化学物質等	タンク容量 [m ³]	堰の有無	堰容量 [m ³]	タンク合計 [m ³]	堰外への 拡大	複数有毒 化学物質	有毒ガスの 発生可能性	有毒ガス	備考							
第1軽油貯蔵所	部屋1（屋外）	軽油貯槽A	軽油	100	地下埋設	407.96	200	なし	なし	×	-	同一成分のため反応性なし							
		軽油貯槽B	軽油	100															
		軽油貯槽A（増設予定）	軽油	100															
		軽油貯槽B（増設予定）	軽油	100															
		軽油貯槽A（増設予定）	軽油	100															
		軽油貯槽B（増設予定）	軽油	100															
第2軽油貯蔵所	部屋1（屋外）	軽油貯槽A	軽油	100	地下埋設	-	-	-	なし	×	-	同一成分のため反応性なし							
		軽油貯槽B	軽油	100															
重油貯蔵所	部屋1（屋外）	重油貯槽A	重油	100	地下埋設	-	-	-	なし	×	-	同一成分のため反応性なし							
		重油貯槽B	重油	100															
緊急時対策所	部屋1（W区域）	燃料油サービスタンクA	重油	0.65	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし							
	部屋2（W区域）	燃料油サービスタンクB	重油	0.65	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし							
環境管理建屋	部屋1（W区域）	アルカリ貯槽	水酸化ナトリウム	2.9	堰-1	3.45	2.9	なし	なし	×	-	他タンクなし							
	部屋2（W区域）	薬注タンク	水酸化ナトリウム	1.5	堰-1	2.05	1.5	なし	なし	×	-	他タンクなし							
技術開発研究所	部屋3（屋外）	環境管理建屋後備用発電機	軽油	0.1	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし							
気象観測小屋	部屋1（屋外）	重油貯槽タンク	重油	15	堰-1	22.43	15	なし	なし	×	-	他タンクなし							
ガラス固化技術開発建屋	部屋1（W区域）	気象観測設備後備用発電機	軽油	0.195	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし							
	部屋2（W区域）	アルカリ貯槽	水酸化ナトリウム	5	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし							
再処理事務所西棟	部屋1（屋外）	アンモニア水貯槽	アンモニア	13	堰-1	13.8	13	なし	なし	×	-	他タンクなし							
	部屋2（屋外）	貯油槽タンク	重油	20	堰-1	21.91	20	なし	なし	×	-	他タンクなし							
燃料加工建屋	部屋1（W区域）	自家発電設備 地下埋設オイルタンク	重油	6000	地下埋設	-	-	-	なし	-	-	-							
		分析溶液中和槽用中和剤貯槽	水酸化ナトリウム	0.1	堰-1	1.63	0.25	なし	あり	×	-	反応性はあるが有毒ガスは発生しない							
		pH調整用高濃度酸貯槽	硝酸	0.05															
		pH調整用低濃度酸貯槽	硝酸	0.05															
		pH調整用アルカリ貯槽	水酸化ナトリウム	0.05															
		部屋2（W区域）	燃料油貯蔵タンク	重油									61.6	なし	-	-	-	なし	×
部屋3（W区域）	燃料油サービスタンクA	重油	2.12	なし									-	-	-	なし	×	-	他タンクなし
部屋4（W区域）	燃料油サービスタンクB	重油	2.12	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし								
エネルギー管理建屋	部屋1（W区域）	ボイラ燃料供給槽	重油	1.98	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし							
	部屋2（屋外）	ボイラ用燃料受槽	重油	30.5	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし							
屋内貯蔵所	部屋1（W区域）	軽油	軽油	44	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし							
屋外	部屋1（屋外）	D/G用重油貯槽	重油	30	なし	-	-	-	なし	×	-	他タンクなし							

別紙7 別表2
混触により有毒ガスが発生する組み合わせの調査結果

	硝酸	水酸化ナトリウム	硝酸ガドリニウム	炭酸ナトリウム	リン酸トリブチル	n-ドデカン	硝酸ヒドラジン	硝酸ヒドロキシルアミン	過酸化水素	ポリ塩化アルミニウム	廃水処理剤	硫酸	メタノール	水加ヒドラジン	リン酸三ナトリウム	A重油	エチレングリコール
硝酸																	
水酸化ナトリウム	1																
硝酸ガドリニウム	2	1															
炭酸ナトリウム	-	7	-														
リン酸トリブチル	3	-	-	-													
n-ドデカン	4	-	-	-	14												
硝酸ヒドラジン	-	8	-	8, 13	-	-											
硝酸ヒドロキシルアミン	5	9	-	-	-	-	-										
過酸化水素	6	10	-	-	-	-	-	15									
ポリ塩化アルミニウム	-	1, 11	-	-	-	-	-	-									
廃水処理剤	-	12	-	-	-	-	-	-		11, 12							
硫酸	-	1	-	-	-	-	-	-		2, 12	11, 16						
メタノール	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-						
水加ヒドラジン	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-						
リン酸三ナトリウム	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-			11			
A重油	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-			-			
エチレングリコール	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-			-		11	

【凡例】

- : 反応により有毒ガスが発生する組み合わせ
- : 反応性はあるが有毒ガスが発生しない組み合わせ
- : 反応性がない組み合わせ
- : 反応による火災・爆発に伴い有毒ガスが発生する組み合わせ

【備考】

1. 中和反応により発熱するが、混触により新たな有毒ガスが発生することはない。また、発熱により硝酸等の蒸発が促進される可能性はあるが、反応は継続しない。
2. ともに酸性溶液であり、溶解熱を発生させる可能性はあるが、反応性はない。
3. 酸性溶液により徐々に加水分解し、リン酸ジブチル、ブチルアルコール、硝酸ブチルを発生させる。
また、濃硝酸の場合は、高温（～130℃）でレッドオイル爆発を発生させ、窒素酸化物、一酸化炭素、二酸化炭素、リン酸化物が発生する可能性があるが、再処理施設では火災又は爆発防止に係る措置を講じていることから、考慮しない。
4. 硝酸が分解して生成する亜硝酸との反応によりニトロ化し、自然発火して一酸化炭素、窒素酸化物を発生する可能性があるが、再処理施設では火災又は爆発防止に係る措置を講じていることから、考慮しない。
5. 硝酸が分解して生成する亜硝酸と反応する自己触媒反応により、窒素酸化物を発生させる可能性がある。
6. 高濃度の過酸化水素の場合、爆発性化合物を形成する可能性があるが、有毒ガスは発生しない。
7. ともにアルカリ性溶液であり、溶解熱を発生させる可能性はあるが、反応性はない。
8. 分解反応により窒素酸化物を発生させる可能性がある。
9. アルカリ性存在下で加熱するとヒドロキシルアミンが遊離して爆発的に分解し、窒素酸化物やアンモニアを発生させる可能性があるが、再処理施設では火災又は爆発防止に係る措置を講じていることから、考慮しない。
10. 穏やかに反応して過酸化水素が分解することにより酸素ガスを発生させる可能性がある。
11. 固体のポリ塩化アルミニウムの場合、水に溶解すると加水分解により塩酸を発生させる可能性があるが、再処理施設では溶液として保管しているため有毒ガスは発生しない。
12. SDS等に反応性の記載なし。
13. 硝酸ヒドラジン中の硝酸による炭酸ナトリウムの弱酸遊離反応により、二酸化炭素を発生させる可能性がある。
14. ともに有機物であり、溶解熱を発生させる可能性はあるが、反応性はない。
15. 触媒がなければ反応は穏やかであり、有毒ガスは発生しない。
なお、アルカリとヒドロキシルアミンにより発生するアンモニアは、過酸化水素と爆発的に反応する可能性があるが、再処理施設では火災又は爆発防止に係る措置を講じていることから、考慮しない。
16. 高濃度の硫酸は有機物に対し脱水反応を示し、炭素酸化物や硫酸酸化物を発生させる可能性があるが、再処理施設では溶液として保管しているため有毒ガス発生しない。

補足説明資料 2-8
別紙 8

第1表 敷地内可動源整理表

a: ガス化しない (※1: 揮発性が乏しい液体、※2: 固体又は固体を溶かした水溶液)
 b: エアロゾル化しない
 1: ボンベ等に保管されている
 2: 試薬類である
 3: 屋内に保管されている

【凡例】
 ○: 該当する
 ×: 該当しない
 -: 対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	輸送先 (代表例)	荷姿	輸送量		有毒ガス判断		スクリーニング 評価対象整理			調査 結果
			数値	単位	a	b	1	2	3	
試薬類※	各建屋	ポリ容器、ガラス瓶等	※	※	-	-	-	○	-	-
アセチレン	環境管理建屋	ガスボンベ	41	L	×	-	○	-	-	-
二酸化炭素	精製建屋	ガスボンベ	11715	kg	×	-	○	-	-	-
液化石油ガス	低レベル廃棄物処理建屋	タンクローリ	2.7	t	×	-	○	-	-	-
混合ガス (ヘリウム+イソブタン)	環境管理建屋	ガスボンベ	1.5	Nm ³	×	-	○	-	-	-
混合ガス (一酸化窒素+窒素)	主排気筒管理建屋	ガスボンベ	10	L	×	-	○	-	-	-
混合ガス (酸素+水素+窒素)	ユーティリティ建屋	ガスボンベ	1.5	m ³	×	-	○	-	-	-
混合ガス (酸素+窒素)	低レベル廃棄物処理建屋	ガスボンベ	20.4	L	×	-	○	-	-	-
FK5-1-12	燃料加工建屋	ガスボンベ	13.8	L	×	-	○	-	-	-
HFC-227ea (R-227ea)	低レベル廃棄物処理建屋	ガスボンベ	247.5	L	×	-	○	-	-	-
HFC-23 (R-23)	再処理事務所西棟	ガスボンベ	365	kg	×	-	○	-	-	-
硝酸	試薬建屋	タンクローリ	7.3	m ³	×	-	×	×	×	対象
リン酸トリブチル	試薬建屋	タンクローリ	10	m ³	○※1	○	-	-	-	-
n-ドデカン	試薬建屋	タンクローリ	12	m ³	○※1	○	-	-	-	-
硝酸ヒドラジン	試薬建屋	タンクローリ	10	m ³	○※1	○	-	-	-	-
硝酸ヒドロキシルアミン	試薬建屋	タンクローリ	9	m ³	○※1	○	-	-	-	-
液化NOx	ウラン脱硝建屋	高压ガス容器	820	L	×	-	×	×	×	対象
水酸化ナトリウム	試薬建屋	タンクローリ	7.5	m ³	○※2	○	-	-	-	-
アンモニア	ガラス固化技術開発施設	タンクローリ	10	m ³	×	-	×	×	×	対象
メタノール	第2一般排水処理建屋	タンクローリ	1800	kg	×	-	×	×	×	対象
硫酸	ユーティリティ建屋	タンクローリ	3.5	kL	○※1	○	-	-	-	-
次亜塩素酸ナトリウム	一般排水処理建屋	タンクローリ	1200	kg	○※1	○	-	-	-	-
ポリ塩化アルミニウム	一般排水処理建屋	タンクローリ	3000	kg	○※2	○	-	-	-	-
液化酸素	ユーティリティ建屋	タンクローリ	5.5	kL	×	-	×	×	○	-
重油	ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所	タンクローリ	130	kL	○※1	○	-	-	-	-
軽油	屋内貯蔵所	ドラム缶	4.4	kL	○※1	○	-	-	-	-
消火剤 (エチレングリコール等)	第1保管庫・貯水槽	ドラム缶	6000	L	○※1	○	-	-	-	-
冷媒 (R-410A)	ガラス固化体受入れ建屋	ガスボンベ	10	kg	×	-	○	-	-	-

※詳細は別紙6 第1表 敷地内固定施設整理表 (試薬類) に記載

補足説明資料 2-8
別紙 9

第1表 敷地外固定源整理表（石油コンビナート等災害防止法）

a：ガス化しない
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年2月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵量		有毒ガス判断		スクリーニング評価対象整理				調査結果
		数値	単位	a	b	1	2	3	4	
原油	むつ小川原国家石油備蓄基地	581.92万	kl	×	-	×	×	×	×	対象

第2表 敷地外固定源整理表（毒物及び劇物取締法）

a：ガス化しない
 b：エアロゾル化しない
 1：ボンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2021年3月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵量		有毒ガス判断		スクリーニング評価 対象整理				調査結果
		数値	単位	a	b	1	2	3	4	
六フッ化ウラン（濃縮）	六ヶ所ウラン濃縮工場	281	t	×	-	×	×	○	-	-
六フッ化ウラン（劣化）	六ヶ所ウラン濃縮工場	13597	t	×	-	×	×	○	-	-

第3表 敷地外固定源整理表（消防法）（1/4）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ポンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2020年8月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵量		有毒ガス判断		スクリーニング 評価対象整理				調査結果
		数値	単位	a	b	1	2	3	4	
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	3	t	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	500	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	2.9	t	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	2.9	t	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	500	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	500	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	400	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	950	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	950	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	500	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	500	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	400	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	900	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	600	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	500	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	2.8	t	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	700	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	400	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	400	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	300	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	500	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	985	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	985	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	985	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	600	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	985	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	980	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	800	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	600	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	985	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	800	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	800	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	980	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	980	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	980	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	900	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	600	kg	×	-	○	-	-	-	-
液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵・取扱所	1.6	t	×	-	○	-	-	-	-

第3表 敷地外固定源整理表（消防法）（2/4）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ポンペ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2020年8月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵量		有毒ガス判断		スクリーニング 評価対象整理				調査結果
		数値	単位	a	b	1	2	3	4	
液化石油ガス	濃縮機器製造工場	15.9	t	×	-	○	-	-	-	-
アルコール類	屋内貯蔵所	379.5	L	×	-	×	×	○	-	-
アルコール類	屋内貯蔵所	720	L	×	-	×	×	○	-	-
アルコール類	屋内貯蔵所	90	L	×	-	×	×	○	-	-
アルコール類	濃縮機器製造工場	492	L	×	-	×	×	○	-	-
ジエチルエーテル	屋内貯蔵所	7.5	L	×	-	×	×	○	-	-
第1石油類	屋内貯蔵所	640	L	×	-	×	×	○	-	-
第1石油類	屋内貯蔵所	5	L	×	-	×	×	○	-	-
第1石油類	屋内貯蔵所	22	L	×	-	×	×	○	-	-
第1石油類	屋内貯蔵所	400	L	×	-	×	×	○	-	-
第1石油類	屋内貯蔵所	640	L	×	-	×	×	○	-	-
第1石油類	屋内貯蔵所	800	L	×	-	×	×	○	-	-
第1石油類	給油取扱所	19.2	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第1石油類	給油取扱所	24	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第1石油類	給油取扱所	19.2	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第1石油類	給油取扱所	30	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第1石油類	給油取扱所	34	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第1石油類	給油取扱所	1.2	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第1石油類	給油取扱所	26	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第1石油類	給油取扱所	28	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第1石油類	給油取扱所	35	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第1石油類	自家用給油取扱所	2.9	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第1石油類	自家用給油取扱所	3.8	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第1石油類	自家用給油取扱所	576	L	○※1	○	-	-	-	-	-
第1石油類	自家用給油取扱所	2.9	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第1石油類	移動タンク貯蔵所	10	kL	×	-	×	×	○	-	-
第1石油類	濃縮機器製造工場	100	L	×	-	×	×	○	-	-
第2石油類	屋内貯蔵所	153.9	L	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	屋内貯蔵所	10	L	×	-	×	×	○	-	-
第2石油類	屋内貯蔵所	1.8	kL	×	-	×	×	○	-	-
第2石油類	屋内貯蔵所	900	L	×	-	×	×	○	-	-
第2石油類	屋内貯蔵所	1.3	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	屋内貯蔵所	1.8	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	屋内貯蔵所	900	L	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	屋内貯蔵所	2.2	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	屋内貯蔵所	90	L	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	屋外タンク貯蔵所	20	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	屋外タンク貯蔵所	20	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	屋外タンク貯蔵所	20	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	屋外タンク貯蔵所	20	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	屋外タンク貯蔵所	28.5	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	屋外タンク貯蔵所	28.5	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	地下タンク貯蔵所	160	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	地下タンク貯蔵所	30	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	地下タンク貯蔵所	5	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	地下タンク貯蔵所	6	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	地下タンク貯蔵所	19.9	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	地下タンク貯蔵所	19.9	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	地下タンク貯蔵所	5	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	地下タンク貯蔵所	4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	地下タンク貯蔵所	5	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	地下タンク貯蔵所	15	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	地下タンク貯蔵所	6	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	地下タンク貯蔵所	30	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	地下タンク貯蔵所	19.9	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	移動タンク貯蔵所	3.8	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	移動タンク貯蔵所	2	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	移動タンク貯蔵所	8	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	移動タンク貯蔵所	3.5	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	移動タンク貯蔵所	3	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	移動タンク貯蔵所	3.6	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	移動タンク貯蔵所	3.7	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	移動タンク貯蔵所	4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	移動タンク貯蔵所	3.5	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	移動タンク貯蔵所	3.6	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	移動タンク貯蔵所	4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	移動タンク貯蔵所	3	kL	○※1	○	-	-	-	-	-

第3表 敷地外固定源整理表（消防法）（3/4）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ポンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2020年8月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵量		有毒ガス判断		スクリーニング 評価対象整理				調査結果
		数値	単位	a	b	1	2	3	4	
第2石油類	移動タンク貯蔵所	3	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	移動タンク貯蔵所	3.9	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	移動タンク貯蔵所	4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	移動タンク貯蔵所	1.9	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	給油取扱所	19	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	給油取扱所	9.6	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	給油取扱所	10	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	給油取扱所	6	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	給油取扱所	19.2	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	給油取扱所	9.6	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	給油取扱所	30	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	給油取扱所	30	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	給油取扱所	38	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	給油取扱所	24	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	給油取扱所	576	L	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	給油取扱所	40	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	給油取扱所	30	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	給油取扱所	13	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	給油取扱所	19	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	給油取扱所	13	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	給油取扱所	10	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	自家用給油取扱所	30	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	自家用給油取扱所	9.5	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	自家用給油取扱所	16.3	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	自家用給油取扱所	9.6	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	自家用給油取扱所	9.6	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	自家用給油取扱所	15.4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	自家用給油取扱所	576	L	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	自家用給油取扱所	6.7	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	一般取扱所	24	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	一般取扱所	1.4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	一般取扱所	4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	一般取扱所	4.2	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	一般取扱所	1	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	一般取扱所	10	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	一般取扱所	10	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	一般取扱所	2	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	一般取扱所	4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	一般取扱所	2	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	一般取扱所	2	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	一般取扱所	2	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	一般取扱所	4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	一般取扱所	4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	一般取扱所	30	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	一般取扱所	30	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	移動タンク貯蔵所	30	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	移動タンク貯蔵所	10	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2石油類	濃縮機器製造工場	50	L	○※1	○	-	-	-	-	-
第2・3石油類	移動タンク貯蔵所	8	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2・3石油類	移動タンク貯蔵所	3.9	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2・3石油類	移動タンク貯蔵所	4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2・3石油類	移動タンク貯蔵所	4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2・3石油類	移動タンク貯蔵所	3	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2・3石油類	移動タンク貯蔵所	4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2・3石油類	移動タンク貯蔵所	4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2・3石油類	移動タンク貯蔵所	4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第2・3石油類	移動タンク貯蔵所	4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	屋内貯蔵所	200	L	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	屋内貯蔵所	1.81	L	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	屋内貯蔵所	8.7	L	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	屋外タンク貯蔵所	20	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	屋外タンク貯蔵所	8	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	屋外タンク貯蔵所	20	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	屋外タンク貯蔵所	30	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	屋外タンク貯蔵所	14	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	屋外タンク貯蔵所	25	kL	○※1	○	-	-	-	-	-

第3表 敷地外固定源整理表（消防法）（4/4）

a：ガス化しない（※1：揮発性が乏しい液体、※2：固体又は固体を溶かした水溶液）
 b：エアロゾル化しない
 1：ポンペ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2020年8月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵量		有毒ガス判断		スクリーニング 評価対象整理				調査結果
		数値	単位	a	b	1	2	3	4	
第3石油類	屋外タンク貯蔵所	40	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	屋外タンク貯蔵所	30	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	屋外タンク貯蔵所	30	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	屋外タンク貯蔵所	28.5	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	屋外タンク貯蔵所	2.2	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	屋外タンク貯蔵所	5.4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	地下タンク貯蔵所	30	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	地下タンク貯蔵所	10	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	地下タンク貯蔵所	10	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	地下タンク貯蔵所	3	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	地下タンク貯蔵所	10	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	地下タンク貯蔵所	19.9	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	地下タンク貯蔵所	9.5	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	地下タンク貯蔵所	20	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	地下タンク貯蔵所	5	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	地下タンク貯蔵所	8	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	地下タンク貯蔵所	4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	地下タンク貯蔵所	14.9	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	地下タンク貯蔵所	7	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	地下タンク貯蔵所	19.9	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	移動タンク貯蔵所	4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	移動タンク貯蔵所	4	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	船舶給油取扱所	9.6	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	一般取扱所	2.8	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	一般取扱所	6.3	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	一般取扱所	6.3	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	一般取扱所	5.2	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	一般取扱所	5.3	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	一般取扱所	10	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	一般取扱所	7	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	一般取扱所	5.1	kL	○※1	○	-	-	-	-	-
第3石油類	濃縮機器製造工場	200	L	○※1	○	-	-	-	-	-
第4石油類	屋内貯蔵所	300	L	○※1	○	-	-	-	-	-
第4石油類	屋内貯蔵所	400	L	○※1	○	-	-	-	-	-
第4石油類	濃縮機器製造工場	400	L	○※1	○	-	-	-	-	-
過マンガン酸カリウム、ヨウ素酸カリウム、亜硝酸ナトリウム、硝酸銀	屋内貯蔵所	16	kg	○※2	○	-	-	-	-	-
過ヨウ素酸	屋内貯蔵所	50	g	○※2	○	-	-	-	-	-
二クロム酸カリウム、酸化クロム	屋内貯蔵所	1.1	kg	○※2	○	-	-	-	-	-
硫黄	一般取扱所	65.9	t	○※2	○	-	-	-	-	-
硫黄	一般取扱所	65.9	t	○※2	○	-	-	-	-	-
硫黄	一般取扱所	65.9	t	○※2	○	-	-	-	-	-
硫黄	一般取扱所	43.9	t	○※2	○	-	-	-	-	-
硫黄	一般取扱所	65.9	t	○※2	○	-	-	-	-	-
硫黄	一般取扱所	65.9	t	○※2	○	-	-	-	-	-
硫黄	一般取扱所	19.8	t	○※2	○	-	-	-	-	-
硫黄	一般取扱所	2.5	t	○※2	○	-	-	-	-	-
硫黄	一般取扱所	65.9	t	○※2	○	-	-	-	-	-
硫黄	一般取扱所	43.9	t	○※2	○	-	-	-	-	-
ナトリウム	一般取扱所	32.9	t	○※2	○	-	-	-	-	-
ナトリウム	一般取扱所	32.9	t	○※2	○	-	-	-	-	-
ナトリウム	一般取扱所	32.9	t	○※2	○	-	-	-	-	-
ナトリウム	一般取扱所	22	t	○※2	○	-	-	-	-	-
ナトリウム	一般取扱所	32.9	t	○※2	○	-	-	-	-	-
ナトリウム	一般取扱所	32.9	t	○※2	○	-	-	-	-	-
ナトリウム	一般取扱所	9.9	t	○※2	○	-	-	-	-	-
ナトリウム	一般取扱所	32.9	t	○※2	○	-	-	-	-	-
ナトリウム	一般取扱所	22	t	○※2	○	-	-	-	-	-
ナトリウム	一般取扱所	1.2	t	○※2	○	-	-	-	-	-
アジ化ナトリウム	屋内貯蔵所	200	g	○※2	○	-	-	-	-	-
圧縮アセチレンガス等	高压ガス貯蔵施設	190	kg	×	-	○	-	-	-	-
希硫酸	浄化等処理施設	10.3	t	○※1	○	-	-	-	-	-

第4表 敷地外固定源整理表（高圧ガス保安法）

a：ガス化しない
 b：エアロゾル化しない
 1：ポンベ等に保管されている
 2：試薬類である
 3：屋内に保管されている
 4：開放空間での人体への影響がない

【凡例】
 ○：該当する
 ×：該当しない
 -：対象外

2020年10月末時点

化学物質名称	保管場所	貯蔵量		有毒ガス判断		スクリーニング 評価対象整理				調査結果
		数値	単位	a	b	1	2	3	4	
HCFC-22 (R-22)	ウラン濃縮技術開発センター	99	kg	×	-	×	×	○	-	-
HCFC-22 (R-22)	ウラン濃縮技術開発センター	24	kg	×	-	×	×	○	-	-
特殊高圧ガス	高圧ガス貯蔵施設	8.2	m ³	×	-	○	-	-	-	-
毒性ガス	高圧ガス貯蔵施設	29.95	m ³	×	-	○	-	-	-	-
可燃性・毒性ガス	高圧ガス貯蔵施設	5.08	m ³	×	-	○	-	-	-	-

補足説明資料 2-8
別紙 10

有毒ガス防護判断基準値の設定方法

1. 有毒ガス防護判断基準値の設定

敷地内の固定施設、敷地内の可動施設及び敷地外の固定施設として考慮すべき有毒化学物質である硝酸、液化NO_x（硝酸と炭素鋼との混触により発生するNO_xガスを含む）、アンモニア、メタノール及び原油について、影響評価ガイドを参考に、有毒ガス防護判断基準値を設定した。各有毒化学物質の有毒ガス防護判断基準値の設定の考え方を第1表から第5表に示す。

なお、液化NO_xは窒素酸化物（二酸化窒素、一酸化窒素、亜酸化窒素）の混合物であること、また、原油はガソリン、重油、軽油等のさまざまな石油製品の原料となるものであり、その成分も多岐に渡っていることを考慮し、液化NO_x及び原油について、有毒ガスの影響を検討するための代表物質を決定し、有毒ガス防護判断基準値を設定した。詳細を「2. 液化NO_xの有毒ガス防護判断基準値の設定」及び「3. 原油の有毒ガス防護判断基準値の設定」に示す。

第1表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方（硝酸）

文献		記載内容
国際化学物質安全性カード (ICSC:0183 2016年11月) 短期ばく露の影響		本物質は眼、皮膚及び気道に対して、腐食性を示す。経口摂取すると、腐食性を示す。吸入すると、喘息様反応（RADS）を引き起こすことがある。ばく露すると、のどが腫れ、窒息することがある。高濃度を吸入すると、肺炎及び肺水腫を引き起こすことがある。（注）参照。 （注）肺水腫の症状は、2～3時間経過するまで現われない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である
GHS モデルSDS		特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分1（呼吸器）
IDLH (1994)	基準値	25ppm
	致死データ	30分のLC ₅₀ 値（ラット）：138ppm [Gray et al. 1954]
	人体のデータ	IDLH値25ppmはヒトの経口ばく露の致死量から作業者の呼吸量等を用いた換算値に基づく。[Gekkan 1980]

IDLH値があるか	YES
中枢神経に対する影響があるか	NO
IDLH値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	-
最大許容濃度があるか	-
有毒ガス防護判断基準値の設定方法	IDLH値とする



硝酸の有毒ガス防護判断基準値を25ppmとする。

第2表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方（液化NO_x（二酸化窒素））

文献		記載内容
国際化学物質安全性カード (ICSC:0930 2013年10月) 短期ばく露の影響		本物質は眼、皮膚及び気道に対して、腐食性を示す。高濃度でばく露すると、のどが腫れ、窒息することがある。ガスや蒸気を吸入すると、肺水腫を引き起こすことがある。(注)参照。許容濃度をはるかに超えてばく露すると、死を引き起こすことがある。これらの影響は、遅れて現われることがある。重度のばく露影響は、無症状期間後に現れる場合がある。医学的な経過観察が必要である。 (注) 刺激性のない濃度で、肺水腫を起こすことがある。肺水腫の症状は、2～3時間経過するまで現われない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である
GHS モデルSDS		特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）：区分1（呼吸器），区分3（ <u>麻酔作用</u> ）
IDLH (1994)	基準値	20ppm
	致死データ	30分のLC ₅₀ 値（ラット）：138ppm [Gray et al. 1954] 等
	人体のデータ	IDLH値20ppmはヒトへの急性吸入毒性（軽度の刺激）データに基づく。[Patty 1963]

IDLH値があるか	YES
中枢神経に対する影響があるか	YES
IDLH値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	YES
最大許容濃度があるか	-
有毒ガス防護判断基準値の設定方法	IDLH値とする



液化NO_xの有毒ガス防護判断基準値を20ppmとする。

第3表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方（アンモニア）

文献		記載内容
国際化学物質安全性カード （ICSC:0414 2013年10月） 短期ばく露の影響		この液体が急速に気化すると、凍傷を引き起こすことがある。本物質は眼、皮膚及び気道に対して、腐食性を示す。ばく露すると、のどが腫れ、窒息することがある。吸入すると、眼や気道に腐食の影響が現われてから肺水腫を引き起こすことがある。
GHS モデルSDS		特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分1（中枢神経系，呼吸器） 吸入あるいは経皮ばく露による神経学的な影響は、通常、視覚低下といった直接接触によるものに限定されるが、重度のばく露は血中アンモニア濃度の有意な上昇（高アンモニア血症）から、非特異的脳障害，意識消失，筋力低下，深部腱反射の低下を生じる場合があるとの報告がある。
IDLH (1994)	基準値	300ppm
	致死データ	4時間のLC ₅₀ 値（ラット）：2000ppm [Deichmann and Gerarde 1969] 等
	人体のデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・ IDLH値300ppmはヒトへの急性吸入毒性データに基づく。 [Henderson and Haggard 1943, Silverman et al. 1946] ・ 最大短時間ばく露許容値は0.5～1時間で300～500ppmであると報告されている。 [Henderson and Haggard 1943] ・ 500ppmに30分間ばく露した7人の被験者において、呼吸数の変化及び中等度から重度の刺激が報告されている。 [Silverman et al. 1946]

IDLH値があるか	YES
中枢神経に対する影響があるか	NO(中枢神経への影響は直接接 触又は重度のばく露に限定さ れるためNOとした)
IDLH値の設定根拠として、中枢神経に対す る影響を考慮したデータを用いているか	-
最大許容濃度があるか	-
有毒ガス防護判断基準値の設定方法	IDLH値とする



アンモニアの有毒ガス防護判断基準値を300ppmとする。

第4表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方（メタノール）

文献		記載内容
国際化学物質安全性カード (ICSC:0057 2018年5月) 短期ばく露の影響		本物質は、眼、皮膚及び気道を刺激する。 <u>中枢神経系に影響を与えることがある。</u> <u>意識喪失を生じることがある。</u> ばく露すると、失明及び死を引き起こすことがある。これらの影響は、遅れて現われることがある。医学的な経過観察が必要である。
GHS モデルSDS		特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）：区分1（ <u>中枢神経系</u> ，視覚器，全身毒性）
IDLH (1994)	基準値	6000ppm
	致死データ	4時間のLC ₅₀ 値(ラット):64000ppm [NPIRI 1974]等
	人体のデータ	IDLH値6000ppmは動物への急性毒性データに基づく。 [Izmerov et al. 1982] <u>IDLH値は中枢神経に対する影響を考慮していない。</u>

文献		記載内容
日本産業衛生学会		最大許容濃度記載なし
産業中毒便覧（1992年7月）		<ul style="list-style-type: none"> メタノールガスに繰り返しばく露して生じる慢性中毒症状は、結膜炎，頭痛，眩暈，不眠，胃腸障害，視力障害等である。気中濃度が200ppm以下であれば，産業現場における中毒はほとんど起こらない。 動物の中枢神経への吸入毒性情報として，8時間×8800 ppmが最小影響濃度（軽い麻酔作用）としている。
有害性評価書		記載なし
許容濃度の提案理由（1963年）		アメリカ（ACGIH），英国（ICI），ドイツ，イタリアでは200ppmの数値をあげている。
化学物質安全性（ハザード）評価シート		記載なし

IDLH値があるか	YES
中枢神経に対する影響があるか	YES
IDLH値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	NO
最大許容濃度があるか	NO
有毒ガス防護判断基準値の設定方法	文献等に基づき設定する



<p>メタノールの有毒ガス防護判断基準値を2200ppmとする。</p> <p>(根拠)</p> <p>ヒトの吸入毒性情報としては、産業中毒便覧において8時間×8800ppmが最小の影響濃度(軽い麻酔作用)とされていることから、IDLHの算出方法^{※1}に従い得られる2200ppmが中枢神経影響を考慮したIDLH相当値になると考えられる。</p> <p>この値は動物への急性毒性データに基づくIDLH値(6000ppm)よりも小さく、ヒトへの中枢神経影響を考慮したものとして妥当であると考えられる。</p> <p>※1: IDLHの算出方法については、「Derivation of Immediately Dangerous to Life or Health (IDLH) Values (NIOSH: 米国国立労働安全衛生研究所)」に詳細が記載されており、以下の式で求めることとしている。また、各係数の算出方法についても記載されている。</p> <p>IDLH Value = $POD \div UF$ (不確実係数) \times 時間換算係数 $= 8800ppm \div 10 \times 2.5 = 2200ppm$</p> <ul style="list-style-type: none"> • POD: 動物試験やヒトの疫学調査などから得られた用量/反応評価の結果において、毒性反応曲線の基準となる出発点の値(8800ppm) • UF (不確実係数): 動物試験やその他の情報に基づいて設定する不確実係数(10, 下表参照) • 時間換算係数: 30分の毒性値に換算する際に用いる係数で、濃度とばく露時間の関係式(濃度の3乗\times時間=一定)から算出($480分/30分$)^{^(1/3)} ≈ 2.5)

表 動物の最小影響濃度（LOAEL）を用いた場合のIDLH算出事例

Table A-3. Acute toxicity data and 30-minute-equivalent non-lethal concentration values for chlorine

Species	Reference	LOAEL (ppm)	Time (minutes)	Adjusted 30 minute LC*	UF [†]	30-minute derived value (ppm) [‡]
Mouse	Jiang et al. [1983]	9.1	360	32	10	3.2
Rat	Jiang et al. [1983]	9.1	360	32	10	3.2

Abbreviation: LOAEL = lowest observed adverse effect level; ppm = parts per million; UF = uncertainty factor.

*For exposures other than 30 minutes, the ten Berge et al. [1986] relationship is used for duration adjustment ($C^a \times t = k$); no empirically estimated n values were available; therefore, the default values were used: $n = 3$ for exposures greater than 30 minutes and $n = 1$ for exposures less than 30 minutes.

†The selection of the UF for chlorine was based on Chapter 4.0; Use of Uncertainty Factors. The UF of 10 was selected on the basis of (1) animal to human differences, and (2) human variability.

‡Derived values are calculated by dividing the Adjusted 30-minute LC by the UF.

第5表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方 (原油 (n-ヘキサン))

文献		記載内容
国際化学物質安全性カード (ICSC:0279 2000年4月) 短期ばく露の影響		本物質は、皮膚を刺激する。液体を飲み込むと、肺に吸い込んで化学性肺炎を起こすことがある。高濃度でばく露すると、 <u>意識低下を引き起こすことがある。</u>
GHS モデルSDS		特定標的臓器毒性 (単回曝露) : 区分3 (<u>麻酔作用, 気道刺激性</u>)
IDLH (1994)	基準値	1100ppm
	致死データ	LD ₅₀ 値 (ラット) : 5614ppm [Kimura et al. 1971]
	人体のデータ	爆発下限値 (1.1%) の10分の1とする (ヒトでは5000ppmに10分間ばく露した場合, めまい又は回転する感覚を覚えるとされている。IDLH値として2500ppmに相当)。 [Patty and Yant 1929] <u>IDLH値は中枢神経に対する影響を考慮していない。</u>

文献		記載内容
日本産業衛生学会		最大許容濃度記載なし
産業中毒便覧 (1992年7月)		<ul style="list-style-type: none"> ヒトでは5000ppmでめまいを感じる。高濃度では目や鼻の粘膜を刺激し, 麻酔作用もある。 10分間×2000ppmばく露ではほとんど症状が現れない。
有害性評価書		記載なし
化学物質安全性 (ハザード) 評価シート		記載なし
その他		<ul style="list-style-type: none"> ラットのLC₅₀値として, 48000ppm/4h [環境省リスク評価第1巻 (2002)], 74000ppm/4h [EHC 122 (1991), モデルSDSより] マウスに対して, ヘキサン30000ppmに30~60分ばく露すると中枢神経影響が生じ, 34000~42000ppmで死亡する [PubChem (アメリカ国立生物工学情報センター)]
IDLH値があるか		YES

中枢神経に対する影響があるか	YES
IDLH値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	NO
最大許容濃度があるか	NO
有毒ガス防護判断基準値の設定方法	文献等に基づき設定する



<p>原油の有毒ガス防護判断基準値を1100ppmとする。</p> <p>(根拠)</p> <p>IDLH値は爆発下限値 (1.1%) の10分の1である1100ppmとしているが、ヒトの吸入毒性情報として5000ppmに10分間ばく露した場合にめまい又は回転する感覚を覚えるとされており、これはIDLH値として2500ppmに相当する。従って、IDLH値はヒトへの中枢神経影響が生じる濃度よりも低く設定していると言えることに加え、産業中毒便覧に記載されたヒトへの影響が生じる濃度よりも低いことから、中枢神経影響を考慮したものとして妥当であると考える。</p>
--

2. 液化NO_xの有毒ガス防護判断基準値の設定

液化NO_xに含有する二酸化窒素，一酸化窒素，亜酸化窒素の有毒ガス防護判断基準値を第6表～第8表に示す。このうち，有毒ガス防護判断基準値が最も低い二酸化窒素を代表物質とし，その有毒ガス防護判断基準値を液化NO_xの有毒ガス防護判断基準値として採用する。

第6表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方（二酸化窒素）

文献		記載内容
国際化学物質安全性カード （ICSC:0930 2013年10月） 短期ばく露の影響		本物質は眼，皮膚及び気道に対して，腐食性を示す。高濃度でばく露すると，のどが腫れ，窒息することがある。ガスや蒸気を吸入すると，肺水腫を引き起こすことがある。「注」参照。許容濃度をはるかに超えてばく露すると，死を引き起こすことがある。これらの影響は，遅れて現われることがある。重度のばく露影響は，無症状期間後に現れる場合がある。医学的な経過観察が必要である。 （注）刺激性のない濃度で，肺水腫を起こすことがある。肺水腫の症状は，2～3 時間経過するまで現われない場合が多く，安静を保たないと悪化する。したがって，安静と経過観察が不可欠である
GHS モデルSDS		特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）：区分1（呼吸器），区分3（ <u>麻酔作用</u> ）
IDLH (1994)	基準値	20ppm
	致死データ	30分のLC ₅₀ 値（ラット）：138ppm [Gray et al. 1954] 等
	人体のデータ	IDLH値20ppmはヒトへの急性吸入毒性（軽度の刺激）データに基づく。[Patty 1963]

IDLH値があるか	YES
中枢神経に対する影響があるか	YES
IDLH値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	YES
最大許容濃度があるか	-
有毒ガス防護判断基準値の設定方法	IDLH値とする



液化NO_xの有毒ガス防護判断基準値を20ppmとする。

第7表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方（一酸化窒素）

文献		記載内容
国際化学物質安全性カード （ICSC:1311 2015年6月） 短期ばく露の影響		高濃度のガスを吸入すると、肺への障害を引き起こすことがある。
GHS モデルSDS		特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分1（血液系）
IDLH (1994)	基準値	100ppm
	致死データ	4時間のLC ₅₀ 値（ラット）：854ppm [Ivanov and Szubaev 1979] 等
	人体のデータ	IDLH値100ppmはヒトへの急性毒性データに基づく（100～150ppmで30～60分ばく露）。 [Sax 1975]

IDLH値があるか	YES
中枢神経に対する影響があるか	NO
IDLH値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	-
最大許容濃度があるか	-
有毒ガス防護判断基準値の設定方法	IDLH値とする



一酸化窒素の有毒ガス防護判断基準値を100ppmとする。

第8表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方（亜酸化窒素）

文献	記載内容
国際化学物質安全性カード (ICSC:0067 2015年6月) 短期ばく露の影響	液体は、凍傷を引き起こすことがある。 <u>中枢神経系に影響を与える</u> ことがある。意識低下を生じることがある。
GHS モデルSDS	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露):区分3(麻酔作用)
IDLH (1994)	記載なし

文献	記載内容
日本産業衛生学会	最大許容濃度記載なし
産業中毒便覧 (1992年7月)	90%以上のガスで深麻酔を起こさせる。
PubChem (アメリカ国立生物工学情報センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8時間の時間加重平均 (TLV-TWA): 50ppm ・ 亜酸化窒素は無害であり、気道に刺激を与えないが、50ppmを超える濃度では、機敏性、認知力、運動能力および視聴覚能力が低下する。 ・ 職業的ばく露限界の推奨値 (TLV-TWA) を超えない場合でも、1日の合計30分以内でTLV-TWAの3倍を超えてはならず、TLV-TWAの5倍を超える状況があってはならない。

IDLH値があるか	NO
中枢神経に対する影響があるか	-
IDLH値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	-
最大許容濃度があるか	NO
有毒ガス防護判断基準値の設定方法	文献等に基づき設定する



亜酸化窒素の有毒ガス防護判断基準値を150ppmとする。

(根拠)

本物質は麻酔剤として使用されている物質で、産業中毒便覧の記載から極めて高濃度では麻酔作用を有することは明白であるが、低濃度での中枢神経影響に関する定量情報は乏しいため、PubChemの「1日の合計30分以内でTLV-TWAの3倍を超えてはならず」という記載に従い、150ppmが有毒ガス防護判断基準値として適切であると考えます。

3. 原油の有毒ガス防護判断基準値の設定

石油の主成分である炭化水素は、一般に低分子のものほど毒性が高いため、低分子成分を多く含む石油ほど毒性が高い傾向にあり、毒性の高い順にガソリン>A重油>軽油>灯油>B重油>原油>C重油となる。

成分ごとの毒性としては、飽和炭化水素よりも芳香族炭化水素の方が毒性は強い傾向にあり、単環芳香族のベンゼン、トルエン、キシレン（それぞれの頭文字をとってBTX化合物と呼ばれる。以下「BTX化合物」という。）は特に強い毒性を持っている。BTX化合物やn-ヘキサンをはじめとする低分子アルカンには中枢神経抑制作用があり、いわゆるシンナー中毒様の症状を呈する。

BTX化合物はガソリンの40%以上を占める主要成分であるが、原油中にはあまり含まれていない(ガソリン中のBTX化合物は原油中の別の成分から合成されている)。一方、n-ヘキサンを含むアルカン系炭化水素はほとんどの原油で多く含まれている炭化水素である。

第9表に、ベンゼン、トルエン、キシレン及びn-ヘキサンの物性値を示す。また、第10表から第13表に各々の有毒ガス防護判断基準値を示す。

これらの成分の中では、キシレンが最も有毒ガス防護判断基準値が低いが、BTX化合物は原油中にそれほど多く存在しないこと、ガス化のしやすさ（低沸点・高蒸気圧）の観点ではn-ヘキサンが最もガス化しやすいことから、原油が漏えいした時に空気中の有毒ガスの支配的な成分はn-ヘキサンになると考えられる。従って、原油の有毒ガス防護判断基準値を設定する際にはn-ヘキサンを代表物質とし、その有毒ガス防護判断基準値を原油の有毒ガス防護判断基準値として採用する。

第9表 BTX化合物及びn-ヘキサンの物性値

有毒化学物質	沸点[°C]	蒸気圧[kPa]
ベンゼン	80	10 (20°C)
トルエン	111	3.8 (25°C)
キシレン	138~144	0.7~0.9 (20°C)
n-ヘキサン	69	17 (20°C)

第10表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方（ベンゼン）

文献		記載内容
国際化学物質安全性カード (ICSC:0015 2016年11月) 短期ばく露の影響		本物質は、眼、皮膚及び気道を刺激する。液体を飲み込むと、肺に吸い込んで化学性肺炎を起こすことがある。 <u>中枢神経系に影響を与えることがある。</u> <u>意識低下を生じる</u> ことがある。許容濃度をはるかに超えてばく露すると、 <u>意識喪失</u> および死を引き起こすことがある。飲み込むと気道に入りやすく、誤嚥性肺炎を起こすことがある。
GHS モデルSDS		特定標的臓器毒性（単回ばく露）： 区分1（呼吸器），区分3（麻酔作用）
IDLH (1994)	基準値	500ppm
	致死データ	5分間のLC ₅₀ 値（ヒト）：20000ppm [Tab Biol Per 1933] 等
	人体のデータ	ヒトにおける急性吸入毒性データ（頭痛，倦怠感，脱力感を含む）に基づく。[Gerarde 1960]

IDLH値があるか	YES
中枢神経に対する影響があるか	YES
IDLH値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	YES
最大許容濃度があるか	-
有毒ガス防護判断基準値の設定方法	IDLH値とする



ベンゼンの有毒ガス防護判断基準値を500ppmとする。

第11表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方（トルエン）

文献		記載内容
国際化学物質安全性カード (ICSC:0078 2002年10月) 短期ばく露の影響		本物質は、眼及び気道を刺激する。 <u>中枢神経系に影響を与える</u> ことがある。液体を飲み込むと、肺に吸い込んで化学性肺炎を起こすことがある。高濃度でばく露すると、 <u>不整脈および意識喪失を引き起こす</u> ことがある。
GHS モデルSDS		特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分1（ <u>中枢神経系</u> ），区分3（気道刺激性， <u>麻酔作用</u> ）
IDLH (1994)	基準値	500ppm
	致死データ	1時間のLC ₅₀ 値（ラット）：>26700ppm [Benignus 1981] 等
	人体のデータ	ヒトへの急性毒性データに基づく（600ppm, 3時間ばく露による極度の疲労，精神錯乱，興奮，吐き気，頭痛，めまい。労働者への6～8時間の日常的なばく露により，200ppmでは無影響，200～500ppmではほとんどの労働者で疲労感と倦怠感，500ppm以上では1～3時間で中枢神経影響が見られる。4000ppm, 5分以上のばく露により自助能力の制限の可能性がある。300, 500, 700ppmでは20分間のばく露で反応時間が大幅に長くなり，知覚速度の低下が700 ppmで20分間ばく露後に発生する）。 [Gerarde 1960]

IDLH値があるか	YES
中枢神経に対する影響があるか	YES
IDLH値の設定根拠として，中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	YES
最大許容濃度があるか	-
有毒ガス防護判断基準値の設定方法	IDLH値とする



トルエンの有毒ガス防護判断基準値を500ppmとする。

第 12 表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方（キシレン）

文献		記載内容
国際化学物質安全性カード （ICSC:0084, 8805, 0086 2002年8月） 短期ばく露の影響		（o-, m-, p-異性体の全てで同じ記載） 本物質は，眼及び皮膚を刺激する。 <u>中枢神経系に影響を与えることがある。液体を飲み込むと，肺に吸い込んで化学性肺炎を起こすことがある。</u>
GHS モデルSDS		特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分1（ <u>中枢神経系</u> ，呼吸器，肝臓，腎臓），区分3（ <u>麻醉作用</u> ）
IDLH (1994)	基準値	900ppm
	致死データ	18時間のLC _{Lo} 値（ヒト）：10000ppm [Morley et al. 1970] 等
	人体のデータ	（o-, m-, p-異性体の混合体としての記載） <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の急性毒性情報（致死）に基づくが，爆発下限値（0.9%）の10分の1とすることも配慮。 [Cameron et al. 1938, DeCeaurriz et al. 1981, Harper et al. 1977, NPIRI 1974] ・ 1000ppmに5分未満ばく露することが不可逆的な影響のない忌避可能濃度とされている。 [ANSI 1971] ・ 被験者実験で，200ppmが明らかに目，鼻，のどに刺激性が認められた。また，100～200ppmに3～7時間ばく露した23人の被験者には影響がなかった。 [Ogata et al. 1970] ・ 100または300ppmに70分間ばく露した15人の被験者には影響がなかった。 [Gamberale et al. 1978] <u>IDLH値は中枢神経に対する影響を考慮していない。</u>

文献	記載内容
日本産業衛生学会	最大許容濃度記載なし
産業中毒便覧（1992年7月）	<p>（吸入に対する致死量・中毒量に関する記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒトのTC_{L0}：200ppm（混合体） ・ ラットのLC₅₀：6700ppm・4時間（混合体） ・ マウスのLC_{L0}：6920ppm（o-異性体） ・ ラットのLC_{L0}：8000ppm・4時間（m-異性体） ・ マウスのLC_{L0}：3460ppm（p-異性体）
有害性評価書	<p>中枢神経影響に関する短期影響に係る情報で、ばく露濃度とばく露時間が明確なものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 690ppm×15分で6人中4人にめまい（p-異性体） ・ 700ppm×1時間で吐き気、眼・鼻・のどの刺激、めまい、嘔吐等（混合体） ・ 400ppm×4時間で視覚的反応時間、音響響的選択反応時間の延長、200ppm×4時間では影響なし（m-異性体） ・ 299ppm×70分で短期記憶障害及び反応時間の延長等の異常なし（混合体） ・ 396ppm×30分で作為試験の異常なし（混合体） ・ 100ppm×4時間で単純反応時間及び選択反応時間の延長あり（混合体）
化学物質安全性(ハザード)評価シート	記載なし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラットのLC₅₀値（4時間）として、6350～6700ppmの範囲内での複数の報告あり。ただし、中枢神経影響に関する情報は記載がない。[NITE有害性評価書（2008）、ATSDR（2007）、環境省リスク評価第1巻(2002)、ACGIH(2001)、産衛学会許容濃度の提案理由書（2001）、ECETOC JACC（1986）、NTP TR327（1986）、DFGOT Vol.5（1993）]
その他（続き）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4時間ばく露の被験者実験で、160ppmまでは影響が認められず、200～300ppmで前庭機能および視覚機能ならびに反応時間のわずかな障害

	が見られた [PubChem (アメリカ国立生物工学情報センター)]
--	-------------------------------------

IDLH値があるか	YES
中枢神経に対する影響があるか	YES
IDLH値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	NO
最大許容濃度があるか	NO
有毒ガス防護判断基準値の設定方法	文献等に基づき設定する



キシレンの有毒ガス防護判断基準値を400ppmとする。
<p>(根拠)</p> <p>ヒトの中枢神経影響の情報で、影響が認められ始める濃度である200ppm×4時間 (PubChem) に基づき、IDLHの算出方法^{※1}に従い得られる400ppmが中枢神経影響を考慮したIDLH相当値になると考えられる。</p> <p>この値は動物への急性毒性データに基づくIDLH値 (900ppm) よりも小さく、また、より低い濃度で影響が認められた情報 (有害性評価書において100ppm×4時間で単純反応時間等の延長あり、IDLHの算出方法に従い得られる値は200ppm) があるが、作用影響が中枢神経影響として明確でないため、400ppmがヒトへの中枢神経影響を考慮したものとして妥当であると考えられる。</p> <p>※1：IDLHの算出方法については、「Derivation of Immediately Dangerous to Life or Health (IDLH) Values (NIOSH：米国国立労働安全衛生研究所)」に詳細が記載されており、以下の式で求めることとしている。また、各係数の算出方法についても記載されている。</p> $\begin{aligned} \text{IDLH Value} &= \text{POD} \div \text{UF (不確実係数)} \times \text{時間換算係数} \\ &= 200\text{ppm} \div 1 \times 2 = 400\text{ppm} \end{aligned}$ <ul style="list-style-type: none"> ・POD：動物試験やヒトの疫学調査などから得られた用量/反応評価の結果において、毒性反応曲線の基準となる出発点の値 (200ppm) ・UF (不確実係数)：動物試験やその他の情報に基づいて設定する不確実係数 (1) ・時間換算係数：30分の毒性値に換算する際に用いる係数で、濃度とばく露時間の関係式 (濃度の3乗×時間＝一定) から算出 (240分/30分)^{^(1/3)}＝2

第13表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方（原油（n-ヘキサン））

文献		記載内容
国際化学物質安全性カード (ICSC:0279 2000年4月) 短期ばく露の影響		本物質は、皮膚を刺激する。液体を飲み込むと、肺に吸い込んで化学性肺炎を起こすことがある。高濃度でばく露すると、 <u>意識低下を引き起こすことがある。</u>
GHS モデルSDS		特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分3（ <u>麻酔作用，気道刺激性</u> ）
IDLH (1994)	基準値	1100ppm
	致死データ	LD ₅₀ 値（ラット）：5614ppm [Kimura et al. 1971]
	人体のデータ	爆発下限値（1.1%）の10分の1とする（ヒトでは5000ppmに10分間ばく露した場合、めまい又は回転する感覚を覚えるとされている。IDLH値として2500ppmに相当）。[Patty and Yant 1929] <u>IDLH値は中枢神経に対する影響を考慮していない。</u>

文献		記載内容
日本産業衛生学会		最大許容濃度記載なし
産業中毒便覧（1992年7月）		<ul style="list-style-type: none"> ヒトでは5000ppmでめまいを感じる。高濃度では目や鼻の粘膜を刺激し、麻酔作用もある。 10分間×2000ppmばく露ではほとんど症状が現れない。
有害性評価書		記載なし
化学物質安全性（ハザード）評価シート		記載なし
その他		<ul style="list-style-type: none"> ラットのLC₅₀値として，48000ppm/4h [環境省リスク評価第1巻(2002)]，74000ppm/4h [EHC 122 (1991)，モデルSDSより] マウスに対して，ヘキサン30000ppmに30～60分ばく露すると中枢神経影響が生じ，34000～42000ppmで死亡する [PubChem(アメリカ国立生物工学情報センター)]
IDLH値があるか		YES

中枢神経に対する影響があるか	YES
IDLH値の設定根拠として、中枢神経に対する影響を考慮したデータを用いているか	NO
最大許容濃度があるか	NO
有毒ガス防護判断基準値の設定方法	文献等に基づき設定する



原油の有毒ガス防護判断基準値を1100ppmとする。 (根拠) IDLH値は爆発下限値（1.1%）の10分の1である1100ppmとしているが、ヒトの吸入毒性情報として5000ppmに10分間ばく露した場合にめまい又は回転する感覚を覚えるとされており、これはIDLH値として2500ppmに相当する。従って、IDLH値はヒトへの中枢神経影響が生じる濃度よりも低く設定していると言えることに加え、産業中毒便覧に記載されたヒトへの影響が生じる濃度よりも低いことから、中枢神経影響を考慮したものとして妥当であると考ええる。
--

【参考1：アルカン系炭化水素の毒性の比較について】

3. では、参考文献で明示されたn-ヘキサンをアルカン系炭化水素の代表として有毒ガス防護判断基準値を考えた。この方法が妥当であることを確認するため、IDLH値によりアルカン系炭化水素の毒性を比較した。なお、参考文献では「一般に低分子のものほど毒性が高い」との記載があることから、n=1～10までのアルカン系炭化水素を調査した。

第14表にアルカン系炭化水素の物性値及び毒性を示す。これらの成分の中では、ヘキサンのIDLH値はヘプタン、オクタンに次いで3番目であるが、ガス化のしやすさ（低沸点・高蒸気圧）の観点ではこれら3種のうちでヘキサンが最もガス化しやすいことから、アルカン系炭化水素としてヘキサンを代表して考えることは妥当であると言える。

第14表 アルカン系炭化水素の物性値及び毒性

有毒化学物質	沸点[°C]	蒸気圧[kPa]	IDLH値[ppm]
メタン	-161	-	-
エタン	-89	3850 (20°C)	-
プロパン	-42	840 (20°C)	2100
ブタン	-0.5	213.7 (21.1°C)	1600
ペンタン	36	53.3 (18.5°C)	1500
ヘキサン	69	17 (20°C)	1100
ヘプタン	98.4	4.6 (20°C)	750
オクタン	126	1.33 (20°C)	1000
ノナン	150.8	0.59 (25°C)	-
デカン	174.2	0.17 (25°C)	-

【参考文献】

- ・ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (<https://www.nite.go.jp/nbrc/industry/other/bioreme2009/knowledge/oil/index.html>)
- ・ 国際化学物質安全性カード
- ・ NIOSH: 米国国立労働安全衛生研究所 (<https://www.cdc.gov/niosh/idlh/intridl4.html>)
- ・ モデルSDS: 厚生労働省 職場の安全サイト『GHS 対応モデルラベル・モデルSDS 情報』 (http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)
- ・ IDLH (<https://www.cdc.gov/niosh/idlh/default.html>)
- ・ 日本産業衛生学会 (<https://www.sanei.or.jp/>)
- ・ 後藤稠, 池田正之, 原一郎編(1992): 産業中毒便覧(増補版), 医歯薬出版

- 有害性評価書:一般財団法人 化学物質評価研究機構『有害性評価リスト』
(http://www.cerij.or.jp/evaluation_document/hazard_assessment_report_03.html)
- 化学物質安全性(ハザード)評価シート:(一般財団法人)化学物質評価研究機構『化学物質ハザードデータ集』(http://www.cerij.or.jp/evaluation_document/Chemical_hazard_data_list_02.html)

補足説明資料 2-8
別紙 11

有毒ガス濃度評価にあたって考慮する設備について

有毒ガスの発生源を特定するために有毒ガス濃度評価を行うにあたっては、影響評価ガイドを参考に、保守的な評価条件として以下のとおり設定する。

- ・ 有毒化学物質を貯蔵する設備は、漏えいし難い設計としているが、保守的な評価とするため、全量流出することを前提とする。
- ・ 建物内から大気への放出を促す設備（排風機等）は、保守的な評価とするため、機能が維持されることを前提とする。

また、受動的に機能を発揮する設備についても、影響評価ガイドの解説-5を参考として、既許可で担保している設備の状態とは別に、以下のとおり、その機能を考慮する。

- ・ 漏えいの拡大・混触を防止する設備（堰等）は、既許可において担保するものとしがないものがあるが、その機能が完全に喪失することは考えにくいことから、機能を期待する。
- ・ 大気への放出経路となる設備（ダクト等）は、既許可において担保するものとしがないものがあるが、その機能が完全に喪失することは考えにくいことから、機能を期待する。

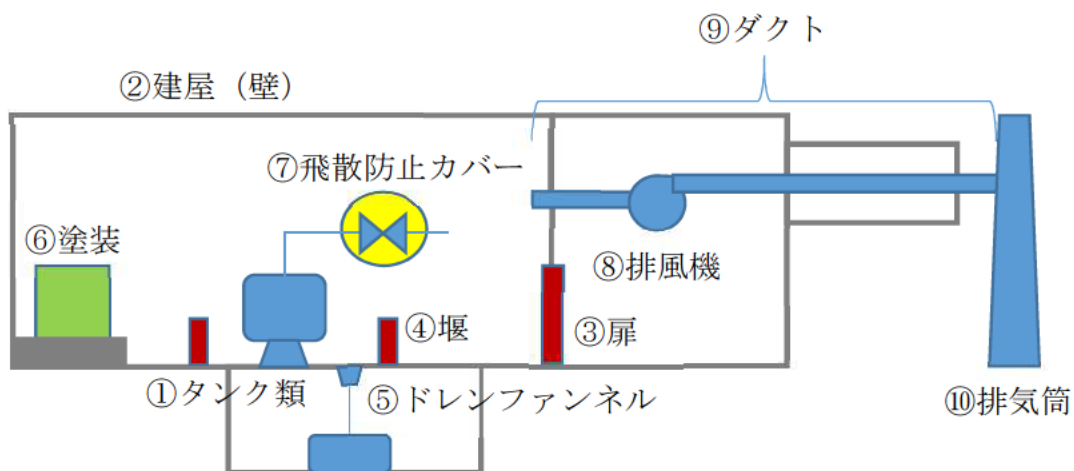
【影響評価ガイドの記載】

（解説-5）対象発生源特定のためのスクリーニング評価の際に考慮してもよい設備

有毒ガスが発生した際に、受動的に機能を発揮する設備については、考慮してもよいこととする。例えば、防液堤は、防液堤が破損する可能性があったとしても、更地となるような壊れ方はせず、堰としての機能を発揮

すると考えられる。また、防液堤内のフロートや電源、人的操作等を必要としない中和槽等の設備は、有毒ガス発生の抑制等の機能が恒常的に見込めると考えられる。このことから、対象発生源特定のためのスクリーニング評価（以下単に「スクリーニング評価」という。）においても、これらの設備は評価上考慮してもよい。

第1図に、建屋内に貯蔵する有毒化学物質からの有毒ガスの発生を評価する際の設備状態を示す。漏えいした有毒化学物質は、壁、扉、堰及びドレンファンネルを経由した中和槽等への回収により、漏えいの拡大が防止又は低減されるとともに、炭素鋼等への塗装やシール部への飛散防止カバーの設置により、炭素鋼等との反応による有毒ガスの発生が低減される。発生した有毒ガスは、建屋内に拡散・希釈した後、建屋換気設備の排風機によりダクトを経由して排気筒から大気へ放出される。



- ①有毒化学物質を貯蔵する設備
- ②～⑦：漏えいの拡大・混触を防止する設備
- ⑧建物内から大気への放出を促す設備
- ②，⑨，⑩：大気への放出経路となる設備

第1図 有毒ガス濃度評価における設備状態

以下に、有毒ガス濃度評価において各設備の評価条件が妥当である根拠を示す。現実的には、有毒化学物質を貯蔵する設備から同時に全量流出することや、防液堤等が完全に消失してその機能を失うことは考えにくいことから、影響評価ガイドに沿った評価には保守性がある。

なお、有毒ガス濃度評価において、受動的に機能を発揮する設備としてその機能を考慮する設備については、保守点検等の運用を適切に実施する。

① タンク類

タンク類は、有毒ガス濃度評価において、内包する有毒化学物質が全量流出することを想定している。

タンク類は、地震等の設計基準事象に対して損傷を防止する設計とするタンク類と、それ以外のタンク類とに大別される。地震等の設計基準事象に対して損傷を防止する設計とするタンク類は、設計基準事象時において機能が維持される。また、それ以外のタンク類についても、関係する法令等に基づき、内包する有毒化学物質が漏えいし難い構造としているため、有毒化学物質が全量流出することは考えにくい。

以上のことから、タンク類については、有毒ガス濃度評価において、受動的に機能を発揮する設備ではなく、保守的な評価とするための評価条件として考慮する。

② 建屋（壁）

建屋（壁）は、有毒ガス濃度評価において、漏えいした有毒化学物質及び発生した有毒ガスの拡大・放出を防止又は低減する機能を考慮する。

建屋（壁）は、地震等の設計基準事象に対して損傷を防止する設計とする建屋（壁）と、それ以外の建屋（壁）とに大別される。

地震等の設計基準事象に対して損傷を防止する設計とする建屋（壁）は、設計基準事象時において機能が維持される。

一方、それ以外の建屋（壁）は、地震等の設計基準事象により損傷する可能性があるが、更地となるような壊れ方はせず、亀裂等の損傷があっても、損傷箇所から隣室への有毒化学物質の拡大や、有毒化学物質が露出するような状態になることを防止できる。また、損傷箇所から大気への有毒ガスの放出は、建屋内で拡散・希釈されることも踏まえると、多量となることはない。

以上のことから、建屋（壁）については、有毒ガス濃度評価において、受動的に機能を発揮する設備としてその機能を考慮する。

③ 扉

扉は、有毒ガス濃度評価において、漏えいした有毒化学物質及び発生した有毒ガスの拡大を防止又は低減する機能を考慮する。

扉は、地震等の設計基準事象に対して可能な限り機能が損なわれない設計とする扉（防水扉又は水密扉）と、それ以外の扉とに大別される。

地震等の設計基準事象に対して可能な限り機能が損なわれない設計とする扉（防水扉又は水密扉）は、設計基準事象時において機能が維持される。

一方、それ以外の扉は、地震等の設計基準事象により損傷する可能性があるが、完全に失われるような壊れ方はせず、変形等の損傷があっても漏えいした有毒化学物質及び発生した有毒ガスをある程度堰き止めることは可能であるため、その他の漏えい拡大防止を防止又は低減する設備との組み合わせにより、漏えいした有毒化学物質及び発生した有毒ガスの拡大を低減できる。

以上のことから、扉については、有毒ガス濃度評価において、受動的に機能を発揮する設備としてその機能を考慮する。

④ 堰

堰は、有毒ガス濃度評価において、漏えいした有毒化学物質及び発生した有毒ガスの拡大を防止又は低減する機能を考慮する。

堰は、地震等の設計基準事象に対して可能な限り機能が損なわれない設計とする堰と、それ以外の堰とに大別される。

地震等の設計基準事象に対して可能な限り機能が損なわれない設計とする堰は、設計基準事象時において機能が維持される。

一方、それ以外の堰は、地震等の設計基準事象により損傷する可能性があるが、更地となるような壊れ方はせず、亀裂等の損傷があっても、損傷箇所からの有毒化学物質の拡大を防止できる。

以上のことから、堰については、有毒ガス濃度評価において、受動的に機能を発揮する設備としてその機能を考慮する。

⑤ ドレンファンネル

ドレンファンネル（機器ドレン又は床ドレン）は、有毒ガス濃度評価において、漏えいした有毒化学物質を中和槽等に回収することにより、漏えいの拡大を防止又は低減する機能を考慮する。

ドレンファンネルは、地震等の設計基準事象により損傷する可能性があるが、流路が完全に閉塞するような壊れ方はせず、変形等の損傷があっても漏えいした有毒化学物質をある程度回収することは可能であるため、その他の漏えい拡大防止を防止又は低減する設備との組み合わせにより、漏えいした有毒化学物質の拡大を低減できる。

以上のことから、ドレンファンネルについては、有毒ガス濃度評価において、受動的に機能を発揮する設備としてその機能を考慮する。

⑥ 塗装

炭素鋼等への耐薬品性を有する塗装は、有毒ガス濃度評価において、漏えいした有毒化学物質が炭素鋼等と接触することによる有毒ガスの発生を低減する機能を考慮する。

塗装は、保守点検等の適切な運用により健全性を維持することから、設計基準事象時において機能が維持される。

以上のことから、塗装については、有毒ガス濃度評価において、受動的に機能を発揮する設備としてその機能を考慮する。

⑦ 飛散防止カバー

飛散防止カバーは、有毒ガス濃度評価において、漏えいした有毒化学物質が炭素鋼等と接触することによる有毒ガスの発生を低減する機能を考慮する。

飛散防止カバーは、保守点検等の適切な運用により健全性を維持することから、設計基準事象時において機能が維持される。

以上のことから、飛散防止カバーについては、有毒ガス濃度評価において、受動的に機能を発揮する設備としてその機能を考慮する。

⑧ 排風機

排風機は、有毒ガス濃度評価において、建屋内で発生した有毒ガスを大気に放出する動力として想定している。

排風機が停止した場合、発生した有毒ガスは建屋内にとどまるため、有毒ガスが大気中に多量に放出されることはない。また、排風機が停止すると建屋内の風速が低下するため、漏えいした有毒化学物質からの蒸発量が減少する。

以上のことから、排風機については、有毒ガス濃度評価において、受動的

に機能を発揮する設備ではなく、保守的な評価（排風機による強制的な大気への放出）とするための評価条件として考慮する。

なお、建屋内で発生した有毒ガスを大気に放出する動力としては、換気扇もあるが、排風機と同様の理由により、保守的な評価とするための評価条件として考慮する。

⑨ ダクト

ダクトは、有毒ガス濃度評価において、建屋内で発生した有毒ガスが大気に放出される経路として想定している。

ダクトは、地震等の設計基準事象に対して損傷を防止する設計とするダクトと、それ以外のダクトとに大別される。

地震等の設計基準事象に対して損傷を防止する設計とするダクトは、設計基準事象時において機能が維持される。

一方、それ以外のダクトは、地震等の設計基準事象により損傷する可能性があるが、全周破断のように大規模に損傷するような状況では、排風機も停止していると考えられる。また、建屋内のダクトが損傷した場合には、損傷箇所から漏出した有毒ガスは建屋内にとどまるため、有毒ガスが大気中に多量に放出されることはない。

以上のことから、ダクトについては、有毒ガス濃度評価において、受動的に機能を発揮する設備としてその機能を考慮する。

⑩ 換気筒

換気筒は、有毒ガス濃度評価において、建屋内で発生した有毒ガスが大気に放出される経路（放出点）として想定している。

換気筒は、地震等の設計基準事象に対して損傷を防止する設計とする換気

筒と、それ以外の換気筒とに大別される。

地震等の設計基準事象に対して損傷を防止する設計とする換気筒は、設計基準事象時において機能が維持される。

一方、それ以外の換気筒は、地震等の設計基準事象により損傷する可能性があるが、倒壊のように大規模に損傷するような状況では、排風機も停止していると考えられるため、損傷箇所から有毒ガスが大気中に多量に放出されることはない。

以上のことから、換気筒については、有毒ガス濃度評価において、受動的に機能を発揮する設備としてその機能を考慮する。

なお、建屋内で発生した有毒ガスを大気に放出する放出点としては、換気扇もあるが、排風機の項で記載の通り、換気扇は保守的な評価とするための評価条件である。

補足説明資料 2-8
別紙 12

選定した解析モデル（ガウスプルームモデル）の適用性について

1. 概要

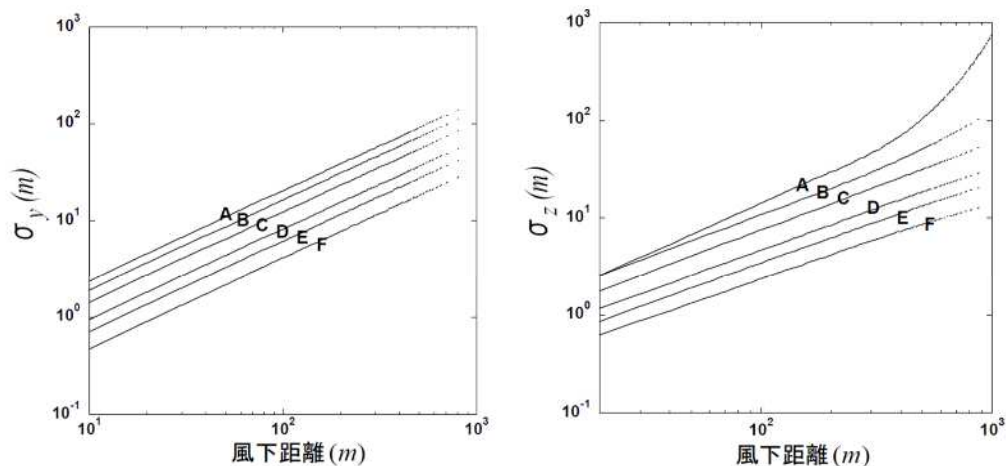
大気中に放出された物質が大気拡散される現象は、スクリーニング評価における有毒化学物質の大気拡散評価も、被ばく評価における放射性物質の大気拡散評価も同様と考えられることから、気象指針及び「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）（平成21・07・27原院第1号（平成21年8月12日原子力安全・保安院制定）」（以下「被ばく評価手法（内規）」という。）に示されるガウスプルームモデルを用いた。

2. 解析モデルの適用性について

ガウスプルームモデルは、風向、風速、その他の気象条件がすべて一様に定常であって、放射性物質が放出源から定常的に放出され、かつ、地形が平坦であるとした場合に、放射性物質の空間濃度分布が水平方向、鉛直方向ともに正規分布になると仮定された拡散式を基礎として作成されたものである。

有毒ガス評価は、事業指定基準規則の第44条に対し実施している中央制御室の居住性に係る被ばく評価と比較して、拡散する物質が放射性物質と有毒ガスの違いはあるが、放出源と評価点との位置関係が同様（比較的近距离）である。

このため、有毒ガス評価においても被ばく評価と同様に、被ばく評価手法（内規）に準じた大気拡散の評価を行う。拡散パラメータである拡散幅は、比較的近距离での大気拡散を評価している被ばく評価と同様に、被ばく評価手法（内規）の σ_y 及び σ_z を適用する。



(a) y 方向の拡がりのパラメータ(σ_y) (b) z 方向の拡がりのパラメータ(σ_z)

第 1 図 濃度の拡がりのパラメータ (被ばく評価手法(内規)の図5.10より)

被ばく評価手法 (内規) は、気象指針と同様のガウスプルームモデルを放出点近傍に適用したものであり、各種の保守的な評価条件を設定することが示されている。そのため、スクリーニング評価における大気拡散評価においてもこれらの保守的な条件を設定している。

具体的には、有毒ガスの発生源であるタンク等構造物自身を除いた建屋による巻き込みの影響がある場合には、影響が最も大きいと考えられる1つの建屋を代表建屋とし、複数の風向からの影響を考慮した上で、仮想的にそれらの風向の風下に評価点が存在するとした保守的な評価としている。従って、中央制御室等の居住性に係る被ばく評価と同様に、有毒ガス評価においてガウスプルームモデルを用いること及び放出源と評価点との位置関係が比較的近距离の範囲で当該モデルを適用することに問題はない。

3. 放出量の時間変動について

スクリーニング評価における大気拡散評価において、放出量の時間変化は考慮していない。

これは、ガウスプルームモデルでは拡散の計算において時間の概念がなく、一般的には定常放出されたものが評価点に瞬時に到達するという評価をしているためであり、時間遅れなく有毒ガスが評価点に到達するとした保守的な想定となっている。

補足説明資料 2-8
別紙 13

有毒ガス影響評価に使用する気象条件について

再処理敷地内において観測した2013年4月から2014年3月までの1年間の気象資料を用いて評価を行うに当たり、当該1年間の気象資料が長期間の気象状態を代表しているかの検定を行った。検定法は、不良標本の棄却検定に関するF分布検定の手順に従った。

以下に検定方法及び検定結果を示す。

(1) 検定方法

a. 検定に用いた観測データ

風向出現頻度及び風速出現頻度について、敷地内の地上高10m（標高69m）及び主排気筒高さ付近を代表する地上高150m（標高205m）の気象資料を用いて検定を行った。

なお、検定には、検定年を除く2009年4月から2013年3月、2014年4月から2020年3月の10年間の気象資料を用いた。

b. データ統計期間

検定年：2013年4月から2014年3月

統計年：2009年4月から2013年3月、2014年4月から2020年3月

c. 検定方法

不良標本の棄却検定に関するF分布検定を実施した。

(2) 検定結果

地上高10m（標高69m）及び主排気筒高さ付近を代表する地上高150m（標高205m）の観測データについて、有意水準5%で棄却された項目はない。

以上のことから、評価に使用している2013年4月から2014年3月までの1年間は過去10年間と比較し、異常年ではなく、長期間の気象状態を代表しているものと判断した。

棄却検定結果を第1表及び第2表に示す。

第1表 棄却検定表（風向）（1/2）

観測場所：敷地内露場（地上高10m, 標高69m）（%）

統計年 風向	2009	2010	2011	2012	2014	2015	2016	2017	2018	2019	平均値	検定年 2013 年度	棄却限界		判 定 ○採択 ×棄却
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度			上 限	下 限	
N	1.72	1.79	1.15	1.19	1.06	0.99	1.39	0.93	1.00	1.35	1.26	1.27	1.97	0.54	○
NNE	1.16	0.75	0.71	1.08	0.69	0.62	0.63	0.62	0.52	0.85	0.76	1.08	1.26	0.26	○
N E	1.05	1.10	0.81	0.76	0.97	0.70	0.96	0.60	0.83	1.03	0.88	1.01	1.27	0.49	○
ENE	5.77	4.93	5.85	6.53	5.01	5.65	5.00	4.32	4.92	6.48	5.45	4.95	7.17	3.72	○
E	10.48	9.91	10.78	11.86	10.08	10.29	12.19	10.90	10.57	10.93	10.80	12.15	12.53	9.07	○
ESE	13.44	10.74	12.30	14.37	12.30	11.46	11.48	9.59	11.23	13.13	12.00	12.12	15.33	8.68	○
S E	2.22	2.65	1.81	2.04	2.41	1.83	2.18	2.08	1.73	1.92	2.09	1.89	2.77	1.40	○
SSE	1.00	1.14	1.01	1.19	1.40	1.17	1.39	1.07	1.16	1.59	1.21	1.15	1.66	0.76	○
S	3.17	3.68	3.05	3.57	2.94	2.36	2.97	3.20	2.42	2.66	3.00	3.01	4.04	1.96	○
SSW	4.16	4.21	3.77	3.80	3.60	3.44	3.23	4.65	3.65	3.28	3.78	3.56	4.84	2.72	○
S W	4.19	4.36	4.07	3.57	3.75	3.59	2.67	4.50	4.06	3.14	3.79	3.65	5.14	2.44	○
WSW	8.72	9.40	8.96	7.50	8.00	9.13	5.42	9.12	8.76	7.33	8.23	7.70	11.12	5.35	○
W	14.89	16.21	15.65	15.64	19.01	19.90	18.28	20.56	21.14	21.85	18.31	18.45	24.39	12.24	○
WNW	17.45	18.23	18.47	16.94	17.29	19.02	19.29	18.36	17.58	15.27	17.79	16.87	20.56	15.03	○
N W	6.78	7.06	7.27	6.50	7.56	6.36	8.12	5.96	6.40	4.65	6.67	7.64	8.93	4.40	○
NNW	2.79	2.70	2.31	2.29	1.95	1.93	2.64	1.45	1.87	1.97	2.19	2.42	3.21	1.17	○
CALM	1.01	1.12	2.01	1.15	1.99	1.57	2.14	2.11	2.15	2.58	1.78	1.07	3.05	0.51	○

第1表 棄却検定表 (風向) (2/2)

観測場所：敷地内露場 (地上高150m, 標高205m) (%)

統計年 風向	2009	2010	2011	2012	2014	2015	2016	2017	2018	2019	平均値	検定年 2013 年度	棄却限界		判 定 ○採択 ×棄却
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度			上 限	下 限	
N	1.42	1.14	0.96	0.95	1.02	0.98	1.35	0.66	0.98	1.32	1.08	1.33	1.63	0.53	○
NNE	1.38	0.78	0.89	0.84	0.91	0.94	0.91	0.58	1.00	1.35	0.96	0.98	1.54	0.37	○
N E	2.51	1.76	2.56	2.80	2.71	1.31	1.68	1.26	2.10	2.55	2.12	2.36	3.50	0.74	○
ENE	5.41	5.66	6.05	7.30	5.34	4.96	4.13	3.16	3.81	4.71	5.05	6.68	7.88	2.23	○
E	9.69	8.04	8.99	9.62	7.07	7.58	8.15	8.95	8.03	7.90	8.40	8.36	10.47	6.34	○
ESE	7.36	6.92	6.62	8.05	7.98	8.36	9.25	7.20	7.25	8.99	7.80	6.94	9.89	5.71	○
S E	5.52	4.54	4.82	4.90	5.38	5.00	5.75	4.30	5.19	6.10	5.15	4.57	6.46	3.84	○
SSE	2.77	3.17	3.03	3.15	3.52	2.56	3.56	2.78	2.95	4.11	3.16	3.31	4.25	2.07	○
S	3.29	3.36	3.13	4.24	3.52	2.78	3.34	4.02	2.88	4.08	3.46	3.85	4.65	2.28	○
SSW	3.28	3.68	3.54	3.83	3.54	2.61	2.85	3.92	3.76	3.11	3.41	3.23	4.45	2.37	○
S W	3.43	3.37	3.85	3.44	3.19	2.72	2.24	3.85	2.90	1.97	3.10	2.86	4.60	1.59	○
WSW	8.96	10.15	12.70	11.62	10.98	7.64	4.89	8.11	7.37	5.30	8.77	11.20	14.95	2.59	○
W	24.84	25.98	21.96	22.10	24.03	24.97	20.80	24.36	23.17	21.20	23.34	25.42	27.52	19.17	○
WNW	12.99	14.49	14.44	10.62	13.12	18.91	19.99	19.38	19.58	17.73	16.12	11.24	24.13	8.12	○
N W	4.82	4.19	4.51	3.79	5.66	5.81	7.67	5.50	6.32	6.30	5.46	5.11	8.22	2.69	○
NNW	2.06	2.34	1.58	2.31	1.78	2.39	2.97	1.58	2.30	2.91	2.22	2.22	3.38	1.07	○
CALM	0.27	0.43	0.36	0.43	0.26	0.49	0.46	0.38	0.41	0.39	0.39	0.35	0.57	0.21	○

第2表 棄却検定表（風速分布）（1/2）

観測場所：敷地内露場（地上高10m，標高69m）（%）

統計年 風速 (m/s)	2009	2010	2011	2012	2014	2015	2016	2017	2018	2019	平均値	検定年 2013 年度	棄却限界		判 定 ○採択 ×棄却
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度			上 限	下 限	
0.0 ~ 0.4	1.01	1.12	2.01	1.15	1.99	1.57	2.14	2.11	2.15	2.58	1.78	1.07	3.05	0.51	○
0.5 ~ 1.4	13.15	16.14	14.72	14.28	15.67	14.91	14.66	16.17	16.60	17.79	15.41	14.38	18.57	12.25	○
1.5 ~ 2.4	15.27	17.49	14.80	15.86	15.42	14.16	15.09	14.51	15.63	16.31	15.46	14.83	17.73	13.18	○
2.5 ~ 3.4	16.63	16.01	14.54	16.03	15.15	15.18	15.28	14.53	14.42	15.41	15.32	15.24	17.05	13.58	○
3.5 ~ 4.4	15.10	12.91	13.79	13.62	13.81	13.33	14.07	13.98	13.91	13.90	13.84	14.26	15.17	12.51	○
4.5 ~ 5.4	10.65	9.61	10.69	11.12	10.94	11.62	11.27	10.86	11.05	10.59	10.84	10.85	12.11	9.58	○
5.5 ~ 6.4	8.37	7.88	9.12	7.92	7.63	8.71	8.20	8.84	8.17	7.19	8.20	8.58	9.59	6.82	○
6.5 ~ 7.4	6.52	5.92	6.69	6.30	6.16	7.71	6.82	6.55	6.86	5.52	6.51	6.73	7.92	5.09	○
7.5 ~ 8.4	5.07	4.34	5.51	5.01	4.43	5.09	4.70	4.99	5.03	3.83	4.80	5.20	5.94	3.66	○
8.5 ~ 9.4	3.21	3.40	3.91	3.25	3.29	3.25	3.35	3.34	2.89	3.06	3.29	3.90	3.92	2.67	○
9.5 ~	5.01	5.17	4.22	5.45	5.51	4.47	4.40	4.11	3.28	3.83	4.55	4.97	6.28	2.81	○

第2表 棄却検定表（風速分布）（2/2）

観測場所：敷地内露場（地上高150m，標高205m）（%）

統計年 風速 (m/s)	2009	2010	2011	2012	2014	2015	2016	2017	2018	2019	平均値	検定年 2013 年度	棄却限界		判 定 ○採択 ×棄却
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度			上 限	下 限	
0.0 ~ 0.4	0.27	0.43	0.36	0.43	0.26	0.49	0.46	0.38	0.41	0.39	0.39	0.35	0.57	0.21	○
0.5 ~ 1.4	2.65	3.51	3.10	2.71	2.78	2.59	3.04	3.02	2.51	2.70	2.86	2.83	3.58	2.14	○
1.5 ~ 2.4	5.51	6.22	5.37	5.64	5.27	5.15	4.96	5.40	4.71	5.30	5.35	4.77	6.32	4.39	○
2.5 ~ 3.4	7.05	8.34	7.27	7.47	6.95	7.19	6.57	6.70	5.93	7.44	7.09	6.67	8.60	5.58	○
3.5 ~ 4.4	9.23	9.61	8.04	8.70	8.61	8.82	7.83	8.22	7.51	8.33	8.49	8.33	10.01	6.97	○
4.5 ~ 5.4	9.49	9.42	8.80	8.96	9.17	9.67	9.04	8.24	8.39	9.45	9.06	8.92	10.19	7.93	○
5.5 ~ 6.4	10.28	9.97	9.70	9.32	9.20	9.95	9.85	9.42	9.15	9.96	9.68	9.49	10.59	8.77	○
6.5 ~ 7.4	9.98	8.91	9.25	9.14	10.03	10.14	10.88	10.21	10.00	9.92	9.85	8.85	11.24	8.46	○
7.5 ~ 8.4	8.88	8.47	7.94	8.20	8.97	9.52	10.46	9.59	10.10	9.60	9.17	9.59	11.12	7.23	○
8.5 ~ 9.4	7.05	6.87	7.30	7.90	8.45	8.76	9.47	9.32	9.21	8.53	8.29	8.06	10.56	6.01	○
9.5 ~	29.61	28.24	32.87	31.52	30.31	27.73	27.45	29.49	32.10	28.39	29.77	32.14	34.27	25.28	○

補足説明資料 2-8
別紙 14

放出点周辺の建屋影響による拡散の影響について

1. 概要

有毒ガス評価における大気拡散については、被ばく評価手法（内規）に準じて評価をしている。

被ばく評価手法（内規）は、原子炉における冷却材喪失事故（LOCA）時の排気筒や蒸気発生器伝熱管破損事故（SGTR）時の大気放出弁という、中央制御室に対し比較的近距離の放出点からの放射性物質の放出を想定した場合での中央制御室の居住性を評価するための評価手法等を定めたものであり、事業指定基準規則の第44条に対し実施している中央制御室の居住性に係る被ばく評価にも適用している。評価の前提となる評価点と放出点の位置関係等は、有毒ガスの大気拡散の評価においても相違ないため、適用可能である。

放出点から比較的近距離の場所では、建屋の風下側における風の巻き込みによる影響が顕著となると考えられ、放出点と巻き込みを生じる建屋及び評価点との位置関係によっては、建屋の影響を考慮して大気拡散の計算をする必要がある。被ばく評価手法（内規）では、このような放出点周辺の建屋影響による拡散の影響を考慮することを要求していることから、その影響について評価する。

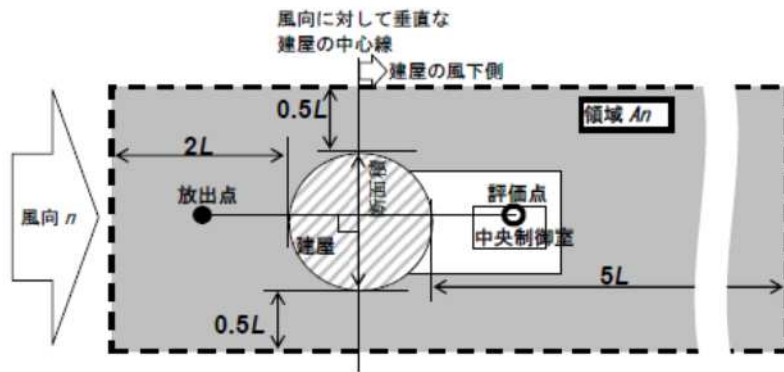
2. 放出点周辺の建屋影響による拡散

被ばく評価手法（内規）に従い、制御室の有毒ガス評価においては、放出点と巻き込みを生じる建屋及び評価点との位置関係について、以下に示す条件全てに該当した場合、放出点から放出された有毒ガスは建屋の風下側で巻き込みの影響を受け拡散し、評価点に到達するものとする。放出点から評価点までの距離は、保守的な評価となるように水平距離を用いる。

- 1) 放出点の高さが建屋の高さの2.5倍に満たない場合
- 2) 放出点と評価点を結んだ直線と平行で放出点を風上とした風向nについて、放出点の位置が風向nと建屋の投影形状に応じて定まる一定の範囲（第1図の領域An）の中にある場合
- 3) 評価点が、巻き込みを生じる建屋の風下側にある場合

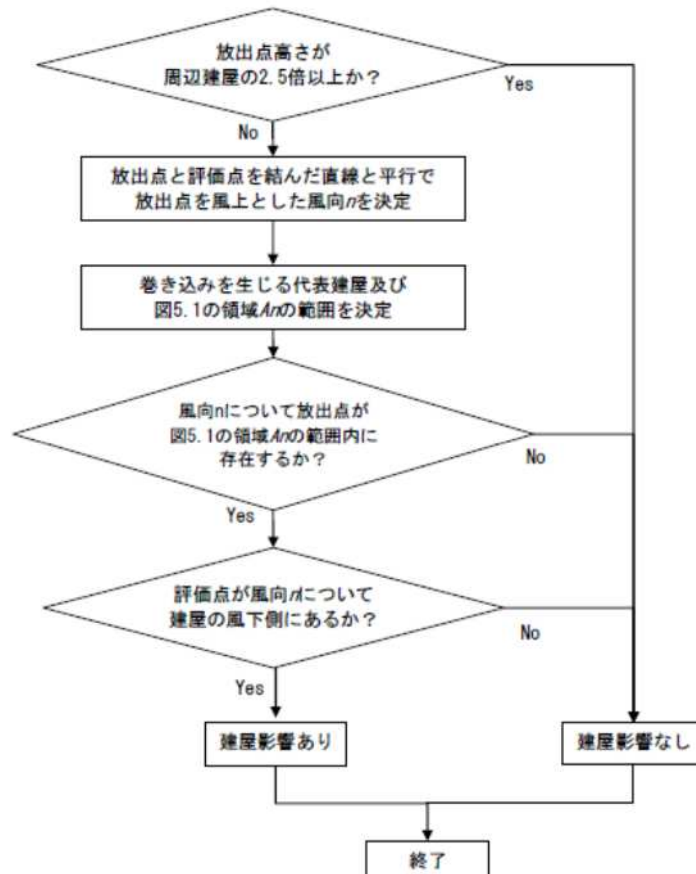
上記の3つの条件のうちの1つでも該当しない場合には、建屋の影響はないものとして大気拡散評価を行うものとする。

建屋の影響の有無の判断手順を第2図に示す。建屋巻き込みを生じる建屋として、放出点の近隣に存在する全ての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる1つの建屋を代表として選定する。



注:L 建屋又は建屋群の風向に垂直な面での高さ又は幅の小さい方

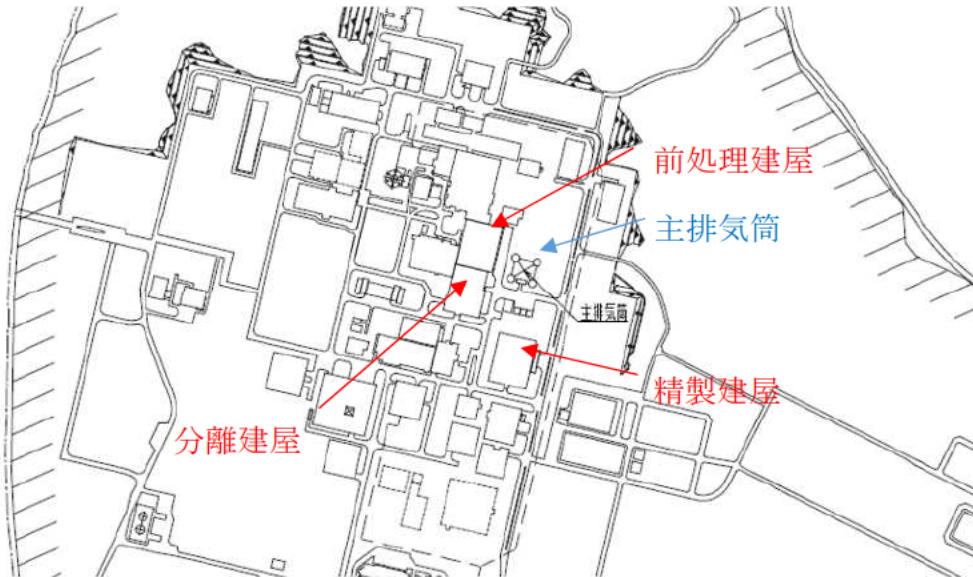
第1図 建屋影響を考慮する条件（水平断面での位置関係）
（被ばく評価手法（内規）の図5.1より）



第2図 建屋影響有無の判断基準（被ばく評価手法（内規）の図5.2より）

2.1 主排気筒を放出点とする場合の建屋影響

主排気筒とその近隣の概況を第3図に示す。中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から主排気筒を見た場合、その近傍には、前処理建屋、分離建屋、精製建屋が存在する。



第3図 主排気筒とその近隣の概況図

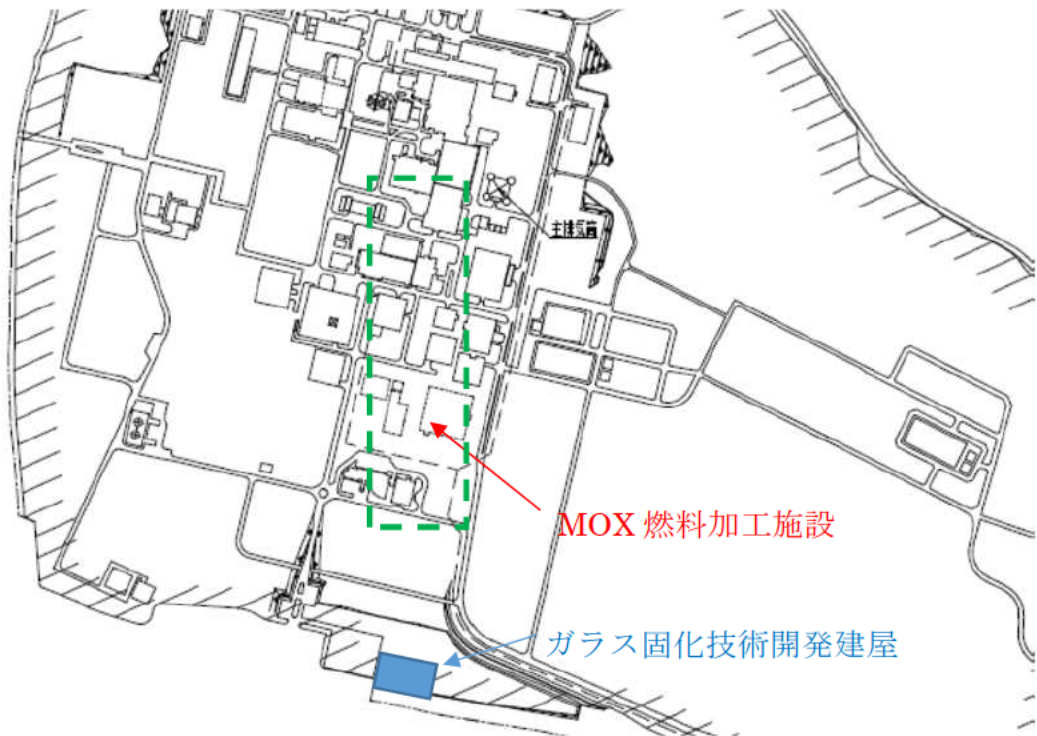
主排気筒及び前処理建屋、分離建屋、精製建屋の高さを第1表に示す。主排気筒の高さはいずれの建屋に対しても2.5倍以上であることから、放出点を主排気筒とする場合には、建屋影響を考慮しない。

第1表 主排気筒及び前処理建屋、分離建屋、精製建屋の高さ

建屋	高さ	各建屋に対する 主排気筒の高さの比
主排気筒	約150m	-
前処理建屋	約34m	4.4
分離建屋	約27m	5.6
精製建屋	約25m	6.0

2.2 放出点をガラス固化技術開発建屋とする場合の建屋影響

ガラス固化技術開発建屋とその近隣の概況を第4図に示す。中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からガラス固化技術開発建屋を見た場合、その近傍には、MOX燃料加工施設が存在する。しかし、第4図に示すとおり、ガラス固化技術開発建屋とMOX燃料加工施設とは十分距離があることから、第1図に示す建屋影響を考慮する条件に合致しない。従って、放出点をガラス固化技術開発建屋とする場合には、建屋影響を考慮しない。



第4図 ガラス固化技術開発建屋とその近隣の概況図

3. まとめ

これまでの評価結果から、考慮が必要な代表建屋を第2表に纏める。なお、有毒ガス評価における大気拡散評価について、評価点を中央制御室とした場合における被ばく評価手法（内規）への適用の考え方、評価条件設定の考え方を次頁以降に示す。

第2表 建屋影響の考慮が必要な代表建屋

放出点		建屋影響を考慮する代表建屋
敷地内固定施設	主排気筒	建屋影響の考慮不要
	ガラス固化技術開発建屋	建屋影響の考慮不要
敷地内可動施設		スクリーニング評価を行わず 対策を実施する
敷地外固定施設		スクリーニング評価を行わず 対策を実施する

被ばく評価手法（内規）	有毒ガス評価における評価条件設定の考え方																								
<p>5. 大気拡散の評価</p> <p>5.1 放射性物質の大気拡散</p> <p>5.1.1 大気拡散の計算式</p> <p>大気拡散モデルについては、国内の既存の中央制御室と大きく異なる設計の場合には適用しない。</p> <p>(1) 建屋の影響を受けない場合の基本拡散式【解説 5.1】</p> <p>a) ガウスプルームモデルの適用</p> <p>1) ガウスプルームモデル</p> <p>放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ、風向、風速、大気安定度に応じて、空間濃度分布が水平方向、鉛直方向ともに正規分布になると仮定した次のガウスプルームモデル^(参3)を適用して計算する。</p> $\chi(x,y,z) = \frac{Q}{2\pi\sigma_y\sigma_zU} \exp\left(-\lambda\frac{x}{U}\right) \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \times \left[\exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right] \dots\dots\dots (5.1)$ <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>$\chi(x,y,z)$</td> <td>: 評価点 (x,y,z) の放射性物質の濃度</td> <td>(Bq/m^3)</td> </tr> <tr> <td>Q</td> <td>: 放射性物質の放出率</td> <td>(Bq/s)</td> </tr> <tr> <td>U</td> <td>: 放出源を代表する風速</td> <td>(m/s)</td> </tr> <tr> <td>λ</td> <td>: 放射性物質の崩壊定数</td> <td>$(1/s)$</td> </tr> <tr> <td>z</td> <td>: 評価点の高さ</td> <td>(m)</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>: 放射性物質の放出源の高さ</td> <td>(m)</td> </tr> <tr> <td>σ_y</td> <td>: 濃度の y 方向の拡がりのパラメータ</td> <td>(m)</td> </tr> <tr> <td>σ_z</td> <td>: 濃度の z 方向の拡がりのパラメータ</td> <td>(m)</td> </tr> </table> <p>拡散式の座標は、放出源直下の地表を原点に、風下方向を x 軸、その直角方向を y 軸、鉛直方向を z 軸とする直角座標である。</p>	$\chi(x,y,z)$: 評価点 (x,y,z) の放射性物質の濃度	(Bq/m^3)	Q	: 放射性物質の放出率	(Bq/s)	U	: 放出源を代表する風速	(m/s)	λ	: 放射性物質の崩壊定数	$(1/s)$	z	: 評価点の高さ	(m)	H	: 放射性物質の放出源の高さ	(m)	σ_y	: 濃度の y 方向の拡がりのパラメータ	(m)	σ_z	: 濃度の z 方向の拡がりのパラメータ	(m)	<p>5.1.1 → 内規のとおり</p> <p>有毒ガス評価における大気拡散の評価においては、被ばく評価手法（内規）に準じた評価を実施している。</p> <p>(1) a) 1) 有毒ガスの空気中濃度は、示されたガウスプルームモデルにて評価している。</p>
$\chi(x,y,z)$: 評価点 (x,y,z) の放射性物質の濃度	(Bq/m^3)																							
Q	: 放射性物質の放出率	(Bq/s)																							
U	: 放出源を代表する風速	(m/s)																							
λ	: 放射性物質の崩壊定数	$(1/s)$																							
z	: 評価点の高さ	(m)																							
H	: 放射性物質の放出源の高さ	(m)																							
σ_y	: 濃度の y 方向の拡がりのパラメータ	(m)																							
σ_z	: 濃度の z 方向の拡がりのパラメータ	(m)																							

被ばく評価手法（内規）	有毒ガス評価における評価条件設定の考え方
<p>2) 保守性を確保するために、通常、放射性物質の核崩壊による減衰項は計算しない。 すなわち、(5.1)式で、核崩壊による減衰項を次のとおりとする。</p> $\exp\left(-\lambda \frac{x}{U}\right) = 1 \dots\dots\dots (5.2)$ <p>b) σ_y及びσ_zは、中央制御室が設置されている建屋が、放出源から比較的近距離にあることを考えて、5.1.3項に示す方法で計算する。</p> <p>c) 気象データ 風向、風速、大気安定度等の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を拡散式に用いる。放出源の高さにおける気象データが得られている場合にはそれを活用してよい。</p> <p>(2) 建屋影響を受ける場合の基本拡散式【解説 5.2】</p> <p>a) 中央制御室評価で特徴的な近距離の建屋の影響を受ける場合には、(5.1)式の通常の大気拡散による拡がりのパラメータであるσ_y及びσ_zに、建屋による巻き込み現象による初期拡散パラメータのσ_{y0}、σ_{z0}を加算した総合的な拡散パラメータΣ_y、Σ_zを適用する。</p> <p>1) 建屋影響を受ける場合は、次の(5.3)式を基本拡散式とする。</p>	<p>(1) a) 2) 放射性物質の核崩壊による減衰項は評価しない。</p> <p>(1) b) σ_y及びσ_zは、5.1.3項に示された方法で評価している。</p> <p>(1) c) 風向、風速、大気安定度等の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を拡散式に用いて、評価している。</p> <p>(2) a) 建屋影響を受ける建屋がないことから、建屋による巻き込み現象による影響は考慮していない。</p> <p>(2) a) 1) 建屋影響は考慮していない。</p>

被ばく評価手法（内規）	有毒ガス評価における評価条件設定の考え方
$\chi(x, y, z) = \frac{Q}{2\pi \sum_y \cdot \sum_z U} \exp\left(-\lambda \frac{x}{U}\right) \exp\left(-\frac{y^2}{2\sum_y^2}\right) \times \left[\exp\left[-\frac{(z-H)^2}{2\sum_z^2}\right] + \exp\left[-\frac{(z+H)^2}{2\sum_z^2}\right] \right] \dots\dots\dots (5.3)$ $\sum_y^2 = \sigma_{y0}^2 + \sigma_y^2 \quad , \quad \sum_z^2 = \sigma_{z0}^2 + \sigma_z^2$ $\sigma_{y0}^2 = \sigma_{z0}^2 = \frac{cA}{\pi}$ <p> $\chi(x, y, z)$: 評価点 (x, y, z) の放射性物質の濃度 (Bq/m³) Q : 放射性物質の放出率 (Bq/s) U : 放出源を代表する風速 (m/s) λ : 放射性物質の崩壊定数 (1/s) z : 評価点の高さ (m) H : 放射性物質の放出源の高さ (m) \sum_y : 建屋の影響を加算した 濃度の y 方向の拡がりのパラメータ (m) \sum_z : 建屋の影響を加算した 濃度の z 方向の拡がりのパラメータ (m) σ_y : 濃度の y 方向の拡がりのパラメータ (m) σ_z : 濃度の z 方向の拡がりのパラメータ (m) σ_{y0} : 建屋による巻込み現象による y 方向の初期拡散パラメータ (m) σ_{z0} : 建屋による巻込み現象による z 方向の初期拡散パラメータ (m) A : 建屋などの風向方向の投影面積 (m²) c : 形状係数 (-) </p>	

被ばく評価手法（内規）	有毒ガス評価における評価条件設定の考え方
<p>2) 保守性を確保するために、通常、放射性物質の核崩壊による減衰項は計算しない。 すなわち、(5.3)式で、核崩壊による減衰項を次のとおりとする。これは、(5.2)式の場合と同じである。</p> $\exp\left(-\lambda \frac{x}{U}\right) = 1$ <p>b) 形状係数 c の値は、特に根拠が示されるもののほかは原則として 1/2 を用いる。これは、Gifford により示された範囲 ($1/2 < c < 2$) において保守的に最も大きな濃度を与えるためである。</p> <p>c) 中央制御室の評価においては、放出源又は巻き込みを生じる建屋から近距離にあるため、拡散パラメータの値は σ_{y0}, σ_{z0} が支配的となる。このため、(5.3)式の計算で、$\sigma_y = 0$ 及び $\sigma_z = 0$ として、σ_{y0}, σ_{z0} の値を適用してもよい。</p> <p>d) 気象データ 建屋影響は、放出源高さから地上高さに渡る気象条件の影響を受けるため、地上高さに相当する比較的低風速の気象データ（地上 10m 高さで測定）を採用するのは保守的かつ適切である。</p> <p>e) 建屋影響を受ける場合の条件については、「5.1.2 原子炉施設周辺の建屋影響による拡散」に従う。</p> <p>(3) 建屋影響を受ける場合の基本拡散式の適用について</p> <p>a) (5.3)式を適用する場合、「5.1.2 原子炉施設周辺の建屋影響による拡散」の(1), a)の放出源の条件に応じて、原子炉施設周辺の濃度を、次の b) 又は c)の方法によって計算する。</p>	<p>(2) a) 2) 放射性物質の核崩壊による減衰項は評価していない。</p> <p>(2) b) 建屋影響は考慮していない。</p> <p>(2) c) 建屋影響は考慮していない。</p> <p>(2) d) 建屋影響は考慮していない。</p> <p>(2) e) 建屋影響は考慮していない。</p> <p>(3) a) 建屋影響は考慮していない。</p>

被ばく評価手法（内規）	有毒ガス評価における評価条件設定の考え方
<p>b) 放出源の高さで濃度を計算する場合</p> <p>1) 放出源と評価点で高度差がある場合には，評価点高さを放出源高さとして ($z=H, H > 0$)，(5.4) 式で濃度を求める【解説 5.3】【解説 5.4】。</p> $C(x, y, z) = \frac{Q}{2\pi \sum_y \cdot \sum_z U} \exp\left(-\frac{y^2}{2\sum_y^2}\right) \cdot \left[1 + \exp\left\{-\frac{(2H)^2}{2\sum_z^2}\right\}\right] \dots\dots (5.4)$ <p> $C(x, y, z)$: 評価点 (x, y, z) の放射性物質の濃度 (Bq/m³) Q : 放射性物質の放出率 (Bq/s) U : 放出源を代表する風速 (m/s) H : 放射性物質の放出源の高さ (m) \sum_y : 建屋の影響を加算した濃度の y 方向の拡がりのパラメータ (m) \sum_z : 建屋の影響を加算した濃度の z 方向の拡がりのパラメータ (m) </p> <p>2) 放出源の高さが地表面よりも十分離れている場合には，地表面からの反射による濃度の寄与が小さくなるため，右辺の指数減衰項は 1 に比べて小さくなることを確認できれば，無視してよい【解説 5.5】。</p> <p>c) 地上面の高さで濃度を計算する場合</p> <p>放出源及び評価点が地上面にある場合 ($z=0, H=0$)，地上面の濃度を適用して，(5.5) 式で求める【解説 5.3】【解説 5.4】。</p>	<p>(3) b) 1) 建屋影響は考慮していない。</p> <p>(3) c) 建屋影響は考慮していない。</p>

被ばく評価手法（内規）	有毒ガス評価における評価条件設定の考え方
$\chi(x,y,0) = \frac{Q}{\pi \sum_y \cdot \sum_z U} \exp\left(-\frac{y^2}{2\sum_y^2}\right) \dots\dots\dots (5.5)$ <p> $\chi(x,y,0)$: 評価点(x,y,0)の放射性物質の濃度 (Bq/m³) Q : 放射性物質の放出率 (Bq/s) U : 放出源を代表する風速 (m/s) \sum_y : 建屋の影響を加算した 濃度の y 方向の拡がりのパラメータ (m) \sum_z : 建屋の影響を加算した 濃度の z 方向の拡がりのパラメータ (m) </p> <p>5.1.2 原子炉施設周辺の建屋影響による拡散</p> <p>(1) 原子炉施設の建屋後流での巻き込みが生じる場合の条件</p> <p>a) 中央制御室のように、事故時の放射性物質の放出点から比較的近距離の場所では、建屋の風下側における風の巻き込みによる影響が顕著となると考えられる。そのため、放出点と巻き込みを生じる建屋及び評価点との位置関係によっては、建屋の影響を考慮して大気拡散の計算をする必要がある。</p> <p>中央制御室の被ばく評価においては、放出点と巻き込みを生じる建屋及び評価点との位置関係について、以下に示す条件すべてに該当した場合、放出点から放出された放射性物質は建屋の風下側で巻き込みの影響を受け拡散し、評価点に到達するものとする。</p> <p>放出点から評価点までの距離は、保守的な評価となるように水平距離を用いる。</p> <p>1) 放出点の高さが建屋の高さの 2.5 倍に満たない場合 2) 放出点と評価点を結んだ直線と平行で放出点を風上とした風向 n について、放出点の位置が風向 n と建屋の投影形状</p>	<p>5.1.2 → 被ばく評価手法（内規）に準じて設定</p> <p>(1) a) 中央制御室の有毒ガス評価においては、放出点と巻き込みを生じる建屋及び評価点との位置関係について、示された条件に該当しないため、建屋影響は考慮していない。</p>

被ばく評価手法（内規）

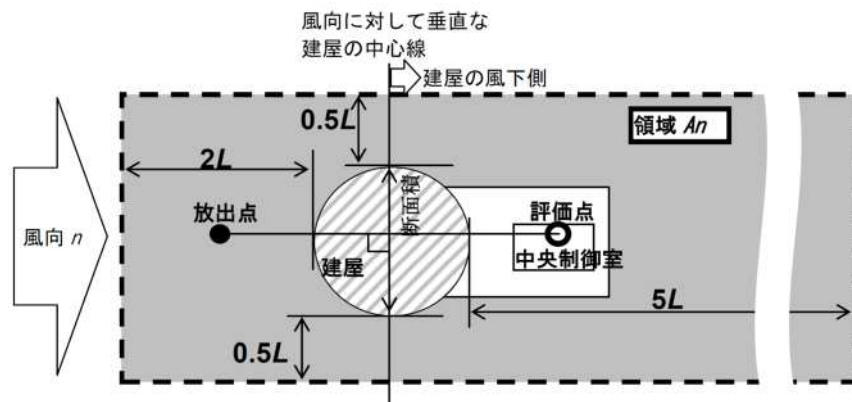
に応じて定まる一定の範囲(図 5.1 の領域 A_n)の中にある場合

3) 評価点が、巻き込みを生じる建屋の風下側にある場合

上記の三つの条件のうちの一つでも該当しない場合には、建屋の影響はないものとして大気拡散評価を行うものとする^(参 4)。

ただし、放出点と評価点が隣接するような場合の濃度予測には適用しない。

建屋の影響の有無の判断手順を、図 5.2 に示す。



注:L 建屋又は建屋群の風向に垂直な面での高さ又は幅の小さい方

図 5.1 建屋影響を考慮する条件(水平断面での位置関係)

b) 実験等によって、より具体的な最新知見が得られた場合、例えば風洞実験の結果から建屋の影響を受けていないことが明らかになった場合にはこの限りではない。

有毒ガス評価における評価条件設定の考え方

→ 放出点と評価点の組み合わせごとに、図 5.1 のように建屋影響を考慮する条件を確認し、建屋巻き込みの影響がないことを確認している。

(1) b) 実験等により、より具体的な最新知見を持ち合わせていないため、5.1.2(1) a)に従って評価している。

被ばく評価手法（内規）

有毒ガス評価における評価条件設定の考え方

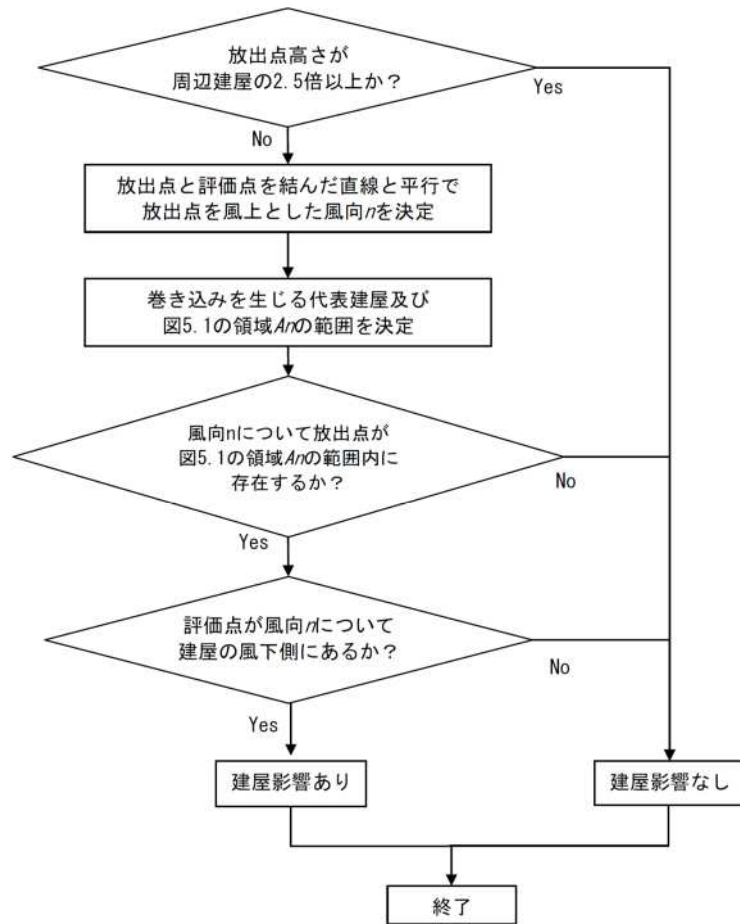


図 5.2 建屋影響の有無の判断手順

→図 5.2 に沿って、建屋影響の有無の判断を行っている。

被ばく評価手法（内規）	有毒ガス評価における評価条件設定の考え方
<p>(2) 建屋後流の巻き込みによる放射性物質の拡散の考え方</p> <p>a) 「5.1.2 原子炉施設周辺の建屋影響による拡散」(1)a)項で、建屋後流での巻き込みが生じると判定された場合、プルームは、通常の大気拡散によって放射性物質が拡がる前に、巻き込み現象によって放射性物質の拡散が行われたと考える。</p> <p>このような場合には、風下着目方位を1方位のみとせず、複数方位を着目方位と見込み、かつ、保守的な評価となるよう、すべての評価対象方位について風下中心軸上の最大濃度を用いる。</p> <p>b) この場合の拡散パラメータは、建屋等の投影面積の関数であり、かつ、その中での濃度分布は正規分布と仮定する。建屋影響を受けない通常の大気拡散の基本式(5.1)式と同様、建屋影響を取入れた基本拡散式(5.3)式も正規分布を仮定しているが、建屋の巻き込みによる初期拡散効果によって、ゆるやかな分布となる。(図 5.3)</p>	<p>(2) a) 建屋影響は考慮していない。</p> <p>(2) b) 建屋影響は考慮していない。</p>

被ばく評価手法（内規）

有毒ガス評価における評価条件設定の考え方

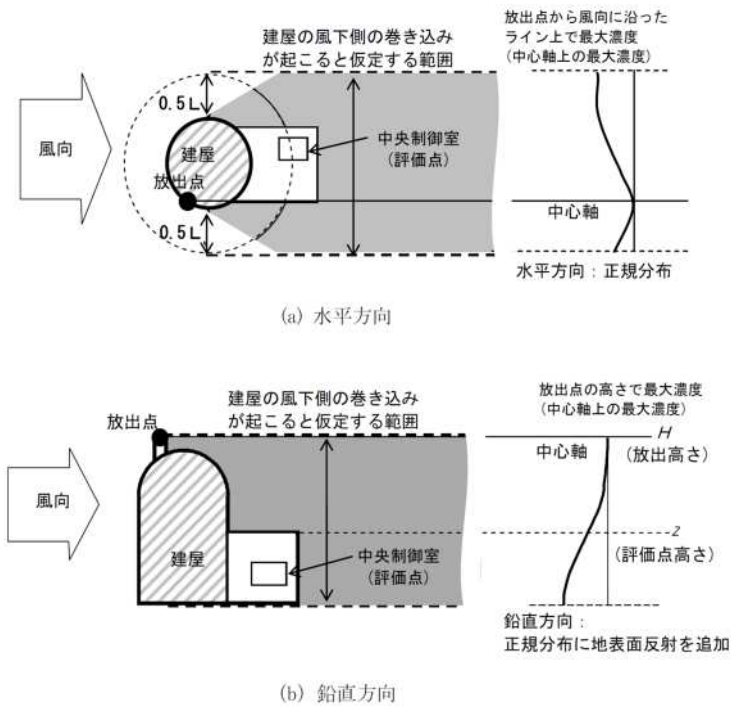


図 5.3 建屋による巻き込み現象を考えた建屋周辺の濃度分布の考え方

(3) 建屋による巻き込みの評価条件

a) 巻き込みを生じる代表建屋

- 1) 原子炉施設の近辺では、隣接する複数の建屋の風下側で広く巻き込みによる拡散が生じているものとする。
- 2) 巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、コントロール建屋、燃料取り扱い建屋等、原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表として相対濃度を算出することは、保守的な結果を与える【解説 5.6】。
- 3) 巻き込みを生じる代表的な建屋として、表 5.1 に示す建屋

- (3) a) 建屋影響を受ける建屋がないことから、建屋による巻き込みを生じる代表建屋は設定していない。

被ばく評価手法（内規）

有毒ガス評価における評価条件設定の考え方

を選定することは適切である。

表 5.1 放射性物質の巻き込みの対象とする代表建屋の選定例

原子炉施設	想定事故	建屋の種類
BWR型原子炉施設	原子炉冷却材喪失	原子炉建屋(建屋影響がある場合)
	主蒸気管破断	原子炉建屋又はタービン建屋(結果が厳しい方で代表)
PWR型原子炉施設	原子炉冷却材喪失	原子炉格納容器(原子炉格納施設), 原子炉格納容器(原子炉格納施設)及び 原子炉建屋
	蒸気発生器伝熱管破損	原子炉格納容器(原子炉格納施設), 原子炉格納容器(原子炉格納施設)及び 原子炉建屋

b) 放射性物質濃度の評価点

1) 中央制御室が属する建屋の代表面の選定

中央制御室内には、中央制御室が属する建屋（以下、「当該建屋」）の表面から、事故時に外気取入を行う場合は主に給気口を介して、また事故時に外気を取入れを遮断する場合には流入によって、放射性物質が侵入するとする。

2) 建屋の影響が生じる場合、中央制御室を含む当該建屋の近辺ではほぼ全般にわたり、代表建屋による巻き込みによる拡散の効果が及んでいると考えられる。このため、中央制御室換気設備の非常時の運転モードに応じて、次の i) 又は ii) によって、当該建屋の表面の濃度を計算する。

i) 評価期間中も給気口から外気を取入れることを前提とする場合は、給気口が設置されている当該建屋の表面とする。

ii) 評価期間中は外気を遮断することを前提とする場合は、中央制御室が属する当該建屋の各表面（屋上面又は側面）のうちの代表面（代表評価面）を選定する。

(3) b) 建屋影響は考慮していない。

被ばく評価手法（内規）	有毒ガス評価における評価条件設定の考え方
<p>3) 代表面における評価点</p> <p>i) 建屋の巻き込みの影響を受ける場合には、中央制御室の属する建屋表面での濃度は風下距離の依存性は小さくほぼ一様と考えられるので、評価点は厳密に定める必要はない。屋上面を代表とする場合、例えば中央制御室の中心点を評価点とするのは妥当である。</p> <p>ii) 中央制御室が属する当該建屋とは、原子炉建屋、原子炉補助建屋又はコントロール建屋などが相当する。</p> <p>iii) 代表評価面は、当該建屋の屋上面とすることは適切な選定である。また、中央制御室が屋上面から離れている場合は、当該建屋の側面を代表評価面として、それに対応する高さでの濃度を対で適用することも適切である。</p> <p>iv) 屋上面を代表面とする場合、評価点として中央制御室の中心点を選定し、対応する風下距離から拡散パラメータを算出してもよい。また $\sigma_y=0$ 及び $\sigma_z=0$ として、σ_{y0}、σ_{z0} の値を適用してもよい。</p> <p>c) 着目方位</p> <p>1) 中央制御室の被ばく評価の計算では、代表建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインが含まれる 1 方位のみを対象とするのではなく、図 5.4 に示すように、代表建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする【解説 5.7】。</p>	<p>(3) c) 建屋影響は考慮していない。</p>

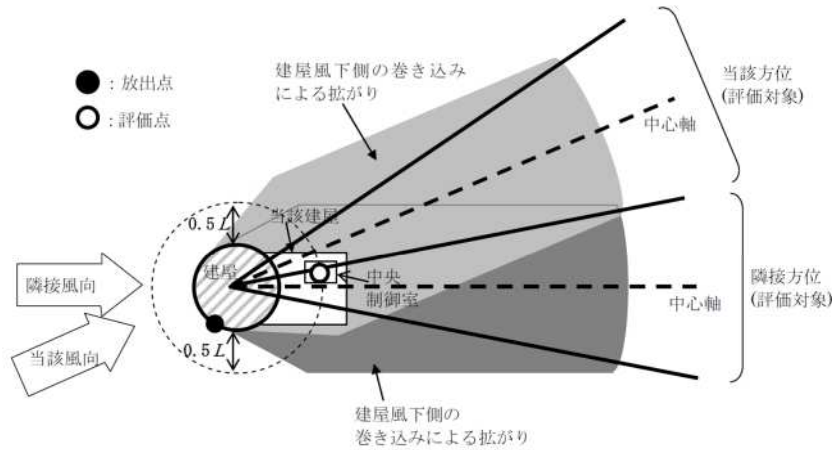


図 5.4 建屋後流での巻き込み影響を受ける場合の考慮すべき方位

評価対象とする方位は、放出された放射性物質が建屋の影響を受けて拡散すること、及び建屋の影響を受けて拡散された放射性物質が評価点に届くことの両方に該当する方位とする。

具体的には、全 16 方位について以下の三つの条件に該当する方位を選定し、すべての条件に該当する方位を評価対象とする。

- i) 放出点が評価点の風上にあること
- ii) 放出点から放出された放射性物質が、建屋の風下側に巻き込まれるような範囲に、放出点が存在すること。
この条件に該当する風向の方位 m_1 の選定には、図 5.5 のような方法を用いることができる。図 5.5 の対象となる二つの風向の方位の範囲 m_{1A} 、 m_{1B} のうち、放出点が評価点の風上となるどちらか一方の範囲が評価の対象となる。

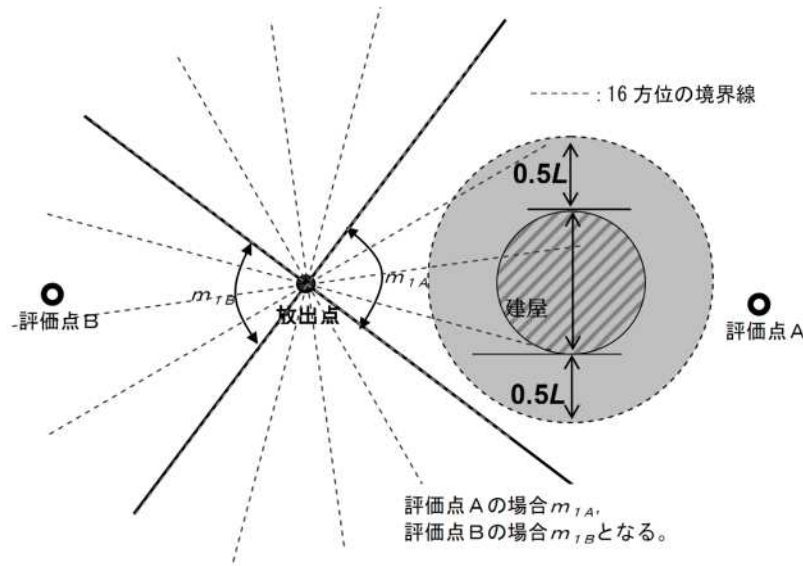
放出点が建屋に接近し、 $0.5L$ の拡散領域(図 5.5 の

被ばく評価手法（内規）

有毒ガス評価における評価条件設定の考え方

ハッチング部分)の内部にある場合は、風向の方位 m_1 は放出点が評価点の風上となる 180° が対象となる

【解説5.8】



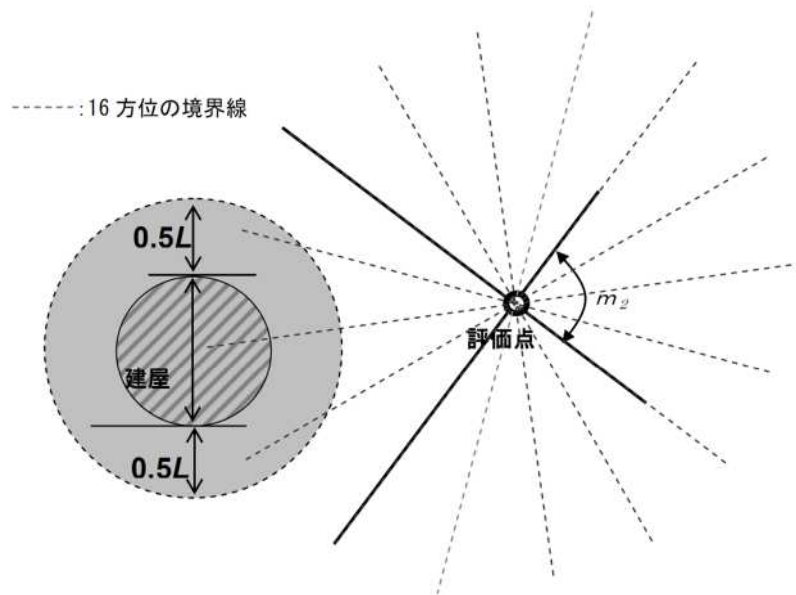
注:Lは風向に垂直な建屋の投影面の高さ又は投影面の幅のうちの小さい方

図 5.5 建屋の風下側で放射性物質が巻き込まれる風向の方位 m_1 の選定方法
(水平断面での位置関係)

iii) 建屋の風下側で巻き込まれた大気が評価点に到達すること。この条件に該当する風向の方位 m_2 の選定には、図5.6に示す方法を用いることができる。

評価点が建屋に接近し、 $0.5L$ の拡散領域(図5.6のハッチング部分)の内部にある場合は、風向の方位 m_2 は放出点が評価点の風上となる 180° が対象となる

【解説5.8】。



注:Lは風向に垂直な建屋の投影面の高さ又は投影面の幅のうちの小さい方

図 5.6 建屋の風下側で巻き込まれた大気が評価点に到達する風向の方位 m_2 の選定方法(水平断面での位置関係)

図 5.5 及び図 5.6 は、断面が円筒形状の建屋を例として示しているが、断面形状が矩形の建屋についても、同じ要領で評価対象の方位を決定することができる【解説 5.9】。建屋の影響がある場合の評価対象方位選定手順を、図 5.7 に示す。

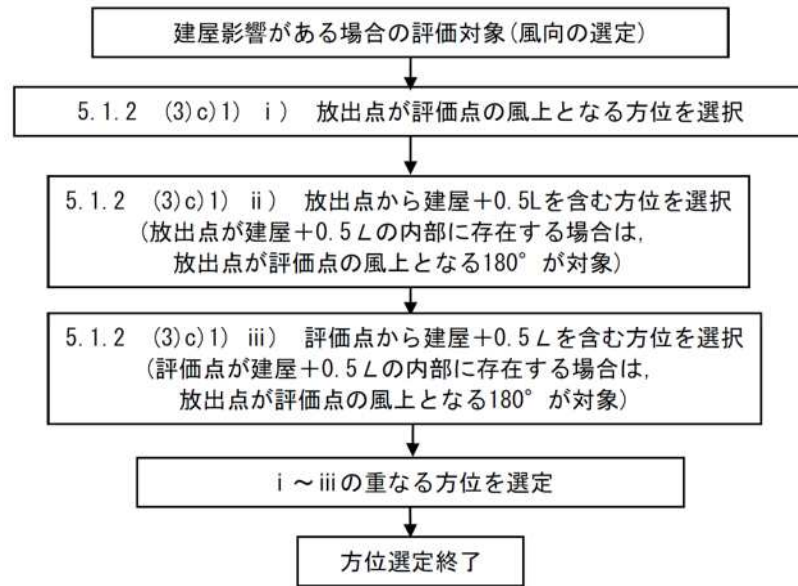


図 5.7 建屋の影響がある場合の評価対象方位選定手順

- 2) 具体的には、図 5.8 のとおり、当該建屋表面において定めた評価点から、原子炉施設の代表建屋の水平断面を見込む範囲にあるすべての方位を定める。【解説 5.7】幾何学的に建屋群を見込む範囲に対して、気象評価上の方位とのずれによって、評価すべき方位の数が増加することが考えられるが、この場合、幾何学的な見込み範囲に相当する適切な見込み方位の設定を行ってもよい【解説 5.10】。

被ばく評価手法（内規）

有毒ガス評価における評価条件設定の考え方

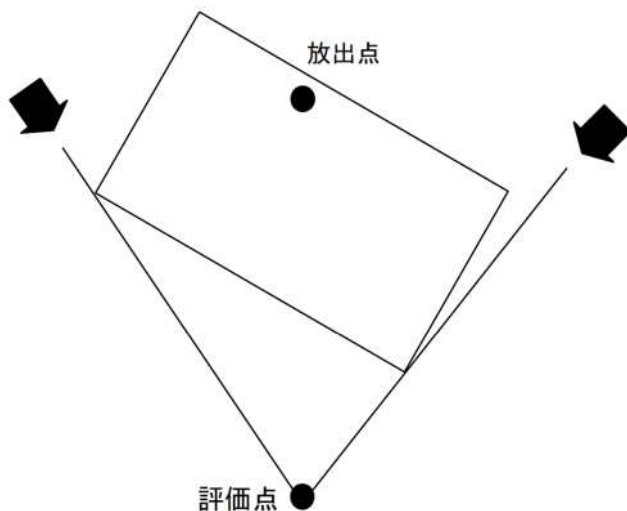


図 5.8 評価対象方位の設定

d) 建屋投影面積

- 1) 図 5.9 に示すとおり，風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め，放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする【解説 5.11】。
- 2) 建屋の影響がある場合の多くは複数の風向を対象に計算する必要があるので，風向の方位ごとに垂直な投影面積を求める。ただし，対象となる複数の方位の投影面積の中で，最小面積を，すべての方位の計算の入力として共通に適用することは，合理的であり保守的である。
- 3) 風下側の地表面から上の投影面積を求め大気拡散式の入力とする。方位によって風下側の地表面の高さが異なる場合

(3) d) 建屋影響は考慮していない。

被ばく評価手法（内規）

は、方位ごとに地表面高さから上の面積を求める。また、方位によって、代表建屋とは別の建屋が重なっている場合でも、原則地表面から上の代表建屋の投影面積を用いる【解説 5.12】。

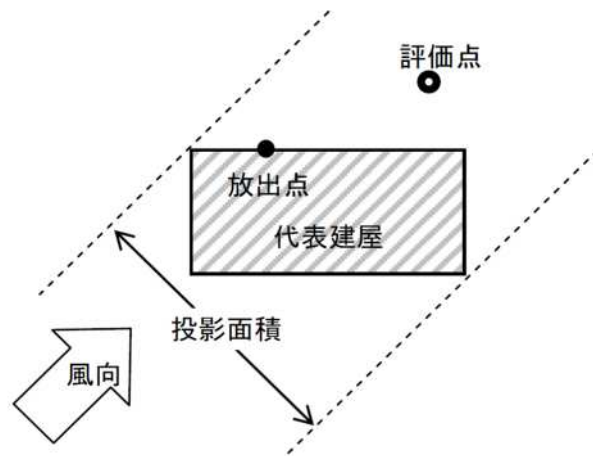


図 5.9 風向に垂直な建屋投影面積の考え方

有毒ガス評価における評価条件設定の考え方

(4) 建屋の影響がない場合の計算に必要な具体的な条件

a) 放射性物質濃度の評価点の選定

建屋の影響がない場合の放射性物質の拡がりのパラメータは σ_y 及び σ_z のみとなり、放出点からの風下距離の影響が大きいことを考慮して、以下のとおりとする。

1) 非常時に外気を取入れを行う場合

外気取入口の設置されている点を評価点とする。

2) 非常時に外気を取入れを遮断する場合

当該建屋表面において以下を満たす点を評価点とする。

- ① 風下距離：放出点から中央制御室の最近接点までの

(4) 建屋の影響を考慮しない評価の場合には、この項目に沿って評価を行う。

(4) a) 建屋の影響を考慮する場合と同様に、中央制御室については外気取入口を評価点としている。

被ばく評価手法（内規）	有毒ガス評価における評価条件設定の考え方
<p style="text-align: center;">距離</p> <p>② 放出点との高度差が最小となる建屋面</p> <p>b) 風向の方位 建屋の影響がない場合は、放出点から評価点を結ぶ風向を含む1方位のみについて計算を行う。</p> <p>5.1.3 濃度分布の拡がりのパラメータ σ_y, σ_z,</p> <p>(1) 風下方向の通常の大気拡散による拡がりのパラメータ σ_y 及び σ_z は、風下距離及び大気安定度に応じて、図 5.10 又はそれに対応する相関式によって求める。</p> <p>(2) 相関式から求める場合は、次のとおりとする^(参3)。</p> $\log \sigma_z = \log \sigma_1 + \{a_1 + a_2 \log x + a_3 (\log x)^2\} \log x \quad \dots\dots\dots (5.6)$ $\sigma_y = 0.67775 \theta_{0.1} x (5 - \log x) \quad \dots\dots\dots (5.7)$ <p style="margin-left: 40px;"> x : 風下距離 (km) σ_y : 濃度の水平方向の拡がりパラメータ (m) σ_z : 濃度の鉛直方向の拡がりパラメータ (m) $\theta_{0.1}$: 0.1kmにおける角度因子の値 (deg) </p> <p>a) 角度因子 θ は、$\theta(0.1\text{km}) / \theta(100\text{km}) = 2$ とし、図 5.10 の風下距離を対数にとった片対数軸で直線内挿とした経験式のパラメータである。$\theta(0.1\text{km})$ の値を表 5.2 に示す。</p> <p>b) (5.6) 式の σ_1, a_1, a_2, a_3 の値を、表 5.3 に示す。</p>	<p>(4) b) 建屋の影響がない場合には、放出点から評価点を結ぶ風向を含む1方位のみを風向の方位とする。</p> <p>5.1.3 →被ばく評価手法（内規）に準じて設定</p> <p>(1) 風下方向の通常の大気拡散による拡がりのパラメータ σ_y 及び σ_z は、風下距離及び大気安定度に応じて、示された相関式から求めている。</p>

被ばく評価手法（内規）

有毒ガス評価における評価条件設定の考え方

表 5.2 $\theta_{0.1}$: 0.1kmにおける角度因子の値(deg)

大気安定度	A	B	C	D	E	F
$\theta_{0.1}$	50	40	30	20	15	10

表 5.3(1/2) 拡散のパラメータ σ_1, a_1, a_2, a_3 の値

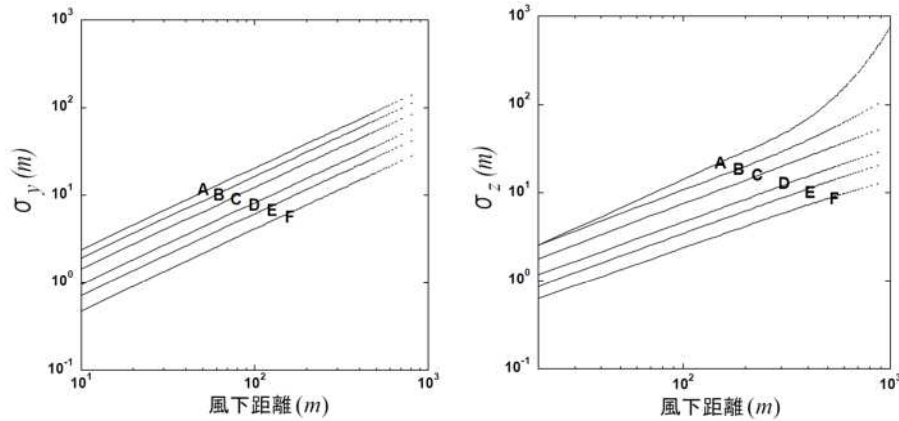
(a) 風下距離が0.2km未満
(a_2, a_3 は0とする)

大気安定度	σ_1	a_1
A	165.	1.07
B	83.7	0.894
C	58.0	0.891
D	33.0	0.854
E	24.4	0.854
F	15.5	0.822

表 5.3(2/2) 拡散のパラメータ σ_1, a_1, a_2, a_3 の値

(b) 風下距離が0.2km以遠

大気安定度	σ_1	a_1	a_2	a_3
A	768.1	3.9077	3.898	1.7330
B	122.0	1.4132	0.49523	0.12772
C	58.1	0.8916	-0.001649	0.0
D	37.1	0.7626	-0.095108	0.0
E	22.2	0.7117	-0.12697	0.0
F	13.8	0.6582	-0.1227	0.0



(a) y 方向の拡がりのパラメータ(σ_y) (b) z 方向の拡がりのパラメータ(σ_z)

図 5.10 濃度の拡がりのパラメータ

図 5.10 は、Pasquill-Meade の、いわゆる鉛直 1/10 濃度幅の図及び水平 1/10 濃度幅を見込む角の記述にほぼ忠実に従って作成したもので、中央制御室の計算に適用できる。

h 及び θ は、次のとおりである^(※3)。

$$h = 2.15\sigma_z \quad \dots\dots\dots (5.8)$$

$$\frac{1}{2}\theta = \frac{180}{\pi} \cdot \frac{2.15\sigma_y}{x} \quad \dots\dots\dots (5.9)$$

- h : 濃度が 1/10 になる高さ (m)
- θ : 角度因子 (deg)
- x : 風下距離 (m)

5.2 相対濃度 (χ / Q)

5.2.1 実効放出継続時間内の気象変動の扱いの考え方

事故後に放射性物質の放出が継続している時間を踏まえた相対濃度は、次のとおり計算する。

5.2.1 → 被ばく評価手法（内規）に準じて設定

被ばく評価手法（内規）	有毒ガス評価における評価条件設定の考え方															
<p>(1) 相対濃度は、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間（放射性物質の放出率の時間的変化から定めるもので、以下実効放出継続時間という）をもとに、評価点ごとに計算する。</p> <p>(2) 評価点の相対濃度は、毎時刻の相対濃度を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が 97%に当たる相対濃度とする【解説 5.13】。</p> <p>5.2.2 実効放出継続時間に応じた水平方向濃度の扱い</p> <p>(1) 相対濃度χ/Qは、(5.10)式^(参3)によって計算する【解説 5.13】</p> $\chi/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^T (\chi/Q)_i \delta_i^d \quad \dots\dots\dots (5.10)$ <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>χ/Q</td> <td>: 実効放出継続時間中の相対濃度</td> <td>(s/m^3)</td> </tr> <tr> <td>T</td> <td>: 実効放出継続時間</td> <td>(h)</td> </tr> <tr> <td>$(\chi/Q)_i$</td> <td>: 時刻<i>i</i>の相対濃度</td> <td>(s/m^3)</td> </tr> <tr> <td>δ_i^d</td> <td>: 時刻<i>i</i>で、風向が評価対象<i>d</i>の場合</td> <td>$\delta_i^d = 1$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>時刻<i>i</i>で、風向が評価対象外の場合</td> <td>$\delta_i^d = 0$</td> </tr> </table> <p>a) この場合、$(\chi/Q)_i$は、時刻<i>i</i>における気象条件に対する相対濃度であり、5.1.2 項で示す考え方で計算するが、さらに、水平方向の風向の変動を考えて、次項に示すとおり計算する。</p> <p>b) 風洞実験の結果等によって$(\chi/Q)_i$の補正が必要なときは、適切な補正を行う。</p>	χ/Q	: 実効放出継続時間中の相対濃度	(s/m^3)	T	: 実効放出継続時間	(h)	$(\chi/Q)_i$: 時刻 <i>i</i> の相対濃度	(s/m^3)	δ_i^d	: 時刻 <i>i</i> で、風向が評価対象 <i>d</i> の場合	$\delta_i^d = 1$		時刻 <i>i</i> で、風向が評価対象外の場合	$\delta_i^d = 0$	<p>(1) 相対濃度は、毎時刻の気象項目と放出継続時間（有毒ガス評価においては、すべての拡散評価において、実効放出継続時間は 1 時間とする。）をもとに、評価点ごとに評価している。</p> <p>(2) 評価点の相対濃度は、蒸散率を考慮して算出される各評価点の毎時刻の濃度を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が 97%に当たる濃度となる際の値を示している。</p> <p>5.2.2 → 被ばく評価手法（内規）に準じて設定</p> <p>(1) 実効放出継続時間は 1 時間としており、相対濃度のχ/Qは、(5.10)式によって計算している。</p> <p>(1) a) $(\chi/Q)_i$は、時刻<i>i</i>における気象条件に対する相対濃度であり、5.1.2 項で示す考え方で計算している。水平方向の風向の変動を考慮していない。</p> <p>(1) b) 補正は不要である。</p>
χ/Q	: 実効放出継続時間中の相対濃度	(s/m^3)														
T	: 実効放出継続時間	(h)														
$(\chi/Q)_i$: 時刻 <i>i</i> の相対濃度	(s/m^3)														
δ_i^d	: 時刻 <i>i</i> で、風向が評価対象 <i>d</i> の場合	$\delta_i^d = 1$														
	時刻 <i>i</i> で、風向が評価対象外の場合	$\delta_i^d = 0$														

被ばく評価手法（内規）	有毒ガス評価における評価条件設定の考え方																		
<p>(2) $(\chi/Q)_i$の計算式</p> <p>a) 建屋の影響を受けない場合の計算式</p> <p>建屋の巻き込みによる影響を受けない場合は、相対濃度は、次の 1)及び 2)のとおり、短時間放出又は長時間放出に応じて計算する。</p> <p>1) 短時間放出の場合</p> <p>短時間放出の場合、$(\chi/Q)_i$の計算は、風向が一定と仮定して(5.11)式^(参3)によって計算する。</p> $(\chi/Q)_i = \frac{1}{2\pi\sigma_{yi}\sigma_{zi}U_i} \cdot \left[\exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2\sigma_{zi}^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2\sigma_{zi}^2}\right\} \right] \dots\dots (5.11)$ <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>$(\chi/Q)_i$</td> <td>: 時刻<i>i</i>の相対濃度</td> <td>(s/m^3)</td> </tr> <tr> <td>z</td> <td>: 評価点の高さ</td> <td>(m)</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>: 放出源の高さ(排気筒有効高さ)</td> <td>(m)</td> </tr> <tr> <td>U_i</td> <td>: 時刻<i>i</i>の風速</td> <td>(m/s)</td> </tr> <tr> <td>σ_{yi}</td> <td>: 時刻<i>i</i>で、濃度の水平方向の 拡がりパラメータ</td> <td>(m)</td> </tr> <tr> <td>σ_{zi}</td> <td>: 時刻<i>i</i>で、濃度の鉛直方向の 拡がりパラメータ</td> <td>(m)</td> </tr> </table> <p>2) 長時間放出の場合</p> <p>実効放出時間が 8 時間を超える場合には、$(\chi/Q)_i$の計算に当たっては、放出放射性物質の全量が一方位内の一様に分布すると仮定して(5.12)式^(参3)によって計算する。</p>	$(\chi/Q)_i$: 時刻 <i>i</i> の相対濃度	(s/m^3)	z	: 評価点の高さ	(m)	H	: 放出源の高さ(排気筒有効高さ)	(m)	U_i	: 時刻 <i>i</i> の風速	(m/s)	σ_{yi}	: 時刻 <i>i</i> で、濃度の水平方向の 拡がりパラメータ	(m)	σ_{zi}	: 時刻 <i>i</i> で、濃度の鉛直方向の 拡がりパラメータ	(m)	<p>(2) a) 建屋の影響を受けない場合もあるが、実効放出継続時間を 1 時間としているため、短時間放出の場合の式を用いている。</p>
$(\chi/Q)_i$: 時刻 <i>i</i> の相対濃度	(s/m^3)																	
z	: 評価点の高さ	(m)																	
H	: 放出源の高さ(排気筒有効高さ)	(m)																	
U_i	: 時刻 <i>i</i> の風速	(m/s)																	
σ_{yi}	: 時刻 <i>i</i> で、濃度の水平方向の 拡がりパラメータ	(m)																	
σ_{zi}	: 時刻 <i>i</i> で、濃度の鉛直方向の 拡がりパラメータ	(m)																	

被ばく評価手法（内規）	有毒ガス評価における評価条件設定の考え方
$(\chi/Q)_i = \frac{2.032}{2\sigma_{zi}U_ix} \cdot \left[\exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2\sigma_{zi}^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2\sigma_{zi}^2}\right\} \right] \dots\dots (5.12)$ <p> $(\chi/Q)_i$: 時刻<i>i</i>の相対濃度 (s/m³) H : 放出源の高さ(排気筒有効高さ) (m) x : 放出源から評価点までの距離 (m) U_i : 時刻<i>i</i>の風速 (m/s) σ_{zi} : 時刻<i>i</i>で、濃度の鉛直方向の 拡がりパラメータ (m) </p> <p>b) 建屋の影響を受ける場合の計算式</p> <p>5.1.2 項の考え方にに基づき、中央制御室を含む建屋の後流側では、建屋の投影面積に応じた初期拡散による拡がりをもつ濃度分布として計算する。また、実効放出継続時間に応じて、次の 1) 又は 2) によって、相対濃度を計算する。</p> <p>1) 短時間放出の場合</p> <p>建屋影響を受ける場合の濃度分布は、風向に垂直な建屋の投影の幅と高さに相当する拡がりの中で、放出点からの軸上濃度を最大値とする正規分布として仮定する。短時間放出の計算の場合には保守的に水平濃度分布の中心軸上に中央制御室評価点に存在し風向が一定であるものとして、(5.13)式^(参3)によって計算する。</p>	<p>(2) b) 建屋影響は考慮していない。</p>

被ばく評価手法（内規）	有毒ガス評価における評価条件設定の考え方																				
$(\chi/Q)_i = \frac{1}{2\pi \sum_{y_i} \cdot \sum_{z_i} \cdot U} \left[\exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2\sum_{z_i}^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2\sum_{z_i}^2}\right\} \right] \dots\dots (5.13)$ $\sum_{y_i} = \sqrt{\sigma_{y_i}^2 + \frac{cA}{\pi}} \quad , \quad \sum_{z_i} = \sqrt{\sigma_{z_i}^2 + \frac{cA}{\pi}}$ <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(χ/Q)_i : 時刻 <i>i</i> の相対濃度</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">(s/m³)</td> </tr> <tr> <td><i>H</i> : 放出源の高さ</td> <td style="text-align: right;">(m)</td> </tr> <tr> <td><i>z</i> : 評価点の高さ</td> <td style="text-align: right;">(m)</td> </tr> <tr> <td><i>U</i>_i : 時刻 <i>i</i> の風速</td> <td style="text-align: right;">(m/s)</td> </tr> <tr> <td><i>A</i> : 建屋等の風向方向の投影面積</td> <td style="text-align: right;">(m²)</td> </tr> <tr> <td><i>c</i> : 形状係数</td> <td style="text-align: right;">(-)</td> </tr> <tr> <td>\sum_{y_i} : 時刻 <i>i</i> で、建屋等の影響を入れた濃度の水平方向の拡がりパラメータ</td> <td style="text-align: right;">(m)</td> </tr> <tr> <td>\sum_{z_i} : 時刻 <i>i</i> で、建屋等の影響を入れた濃度の鉛直方向の拡がりパラメータ</td> <td style="text-align: right;">(m)</td> </tr> <tr> <td>σ_{y_i} : 時刻 <i>i</i> で、濃度の水平方向の拡がりパラメータ</td> <td style="text-align: right;">(m)</td> </tr> <tr> <td>σ_{z_i} : 時刻 <i>i</i> で、濃度の鉛直方向の拡がりパラメータ</td> <td style="text-align: right;">(m)</td> </tr> </table> <p>2) 長時間放出の場合</p> <p>i) 長時間放出の場合には、建屋の影響のない場合と同様に、1 方位内で平均した濃度として求めてもよい。</p> <p>ii) ただし、建屋の影響による拡がりの幅が風向の 1 方位の幅よりも拡がり隣接の方位にまで及ぶ場合には、建屋の影響がない場合の (5.12) 式のような、放射性物質の拡がりの全量を計算し 1 方位の幅で平均すると、短</p>	(χ/Q) _i : 時刻 <i>i</i> の相対濃度	(s/m ³)	<i>H</i> : 放出源の高さ	(m)	<i>z</i> : 評価点の高さ	(m)	<i>U</i> _i : 時刻 <i>i</i> の風速	(m/s)	<i>A</i> : 建屋等の風向方向の投影面積	(m ²)	<i>c</i> : 形状係数	(-)	\sum_{y_i} : 時刻 <i>i</i> で、建屋等の影響を入れた濃度の水平方向の拡がりパラメータ	(m)	\sum_{z_i} : 時刻 <i>i</i> で、建屋等の影響を入れた濃度の鉛直方向の拡がりパラメータ	(m)	σ_{y_i} : 時刻 <i>i</i> で、濃度の水平方向の拡がりパラメータ	(m)	σ_{z_i} : 時刻 <i>i</i> で、濃度の鉛直方向の拡がりパラメータ	(m)	
(χ/Q) _i : 時刻 <i>i</i> の相対濃度	(s/m ³)																				
<i>H</i> : 放出源の高さ	(m)																				
<i>z</i> : 評価点の高さ	(m)																				
<i>U</i> _i : 時刻 <i>i</i> の風速	(m/s)																				
<i>A</i> : 建屋等の風向方向の投影面積	(m ²)																				
<i>c</i> : 形状係数	(-)																				
\sum_{y_i} : 時刻 <i>i</i> で、建屋等の影響を入れた濃度の水平方向の拡がりパラメータ	(m)																				
\sum_{z_i} : 時刻 <i>i</i> で、建屋等の影響を入れた濃度の鉛直方向の拡がりパラメータ	(m)																				
σ_{y_i} : 時刻 <i>i</i> で、濃度の水平方向の拡がりパラメータ	(m)																				
σ_{z_i} : 時刻 <i>i</i> で、濃度の鉛直方向の拡がりパラメータ	(m)																				

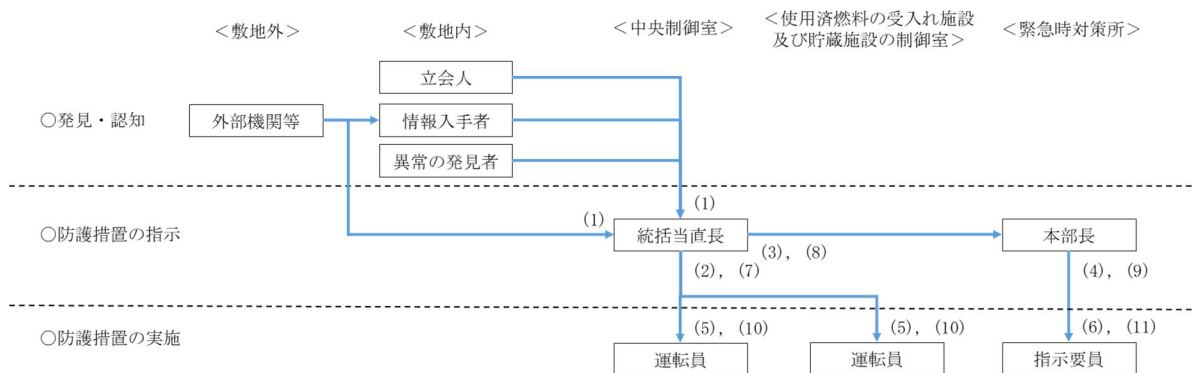
被ばく評価手法（内規）	有毒ガス評価における評価条件設定の考え方
<p>時間放出の(5.13)式で得られる最大濃度より大きな値となり不合理な結果となることがある【解説5.14】。</p> <p>iii) ii)の場合，1 方位内に分布する放射性物質の量を求め，1 方位の幅で平均化処理することは適切な例である。</p> <p>iv) ii)の場合，平均化処理を行うかわりに，長時間でも短時間の計算式による最大濃度として計算を行うことは保守的であり，かつ計算も簡便となる。</p>	

補足説明資料 2-9

2. 9 通信連絡による有毒ガスの発生を検出及び制御室の防護に係る実施体制及び手順

1. 実施体制及び手順

再処理事業所内及びその周辺で有毒ガスが発生した場合に、制御室の防護を行うための実施体制を第1図に示す。



第1図 有毒ガス発生時の有毒ガス防護に係る実施体制

具体的な実施手順を以下に示す。有毒ガスが発生した場合に使用する通信連絡設備を2. に、敷地内の可動施設からの有毒ガスの発生に係る連絡体制を3. に示す。また、インリーク等により制御室内の有毒ガス濃度が上昇する可能性を考慮し制御室に配備する防護具を4. に示す。なお、敷地内の固定施設については、補足説明資料2-8のとおり運転員の対処能力を損なうおそれのある有毒ガスの発生源とはならないことを確認しているが、万が一、敷地内の固定施設から有毒ガスが発生した場合には、予期せず発生する有毒ガスと同様に、制御室の防護を行うことができる。

(1) 有毒ガスの発生を認知した者（敷地内の可動施設：タンクローリ等の立

会人、敷地外の固定施設：外部機関等または外部機関等から情報を入手した者、予期せず発生する有毒ガス：外部機関等または外部機関等から情報を入手した者あるいは敷地内における臭気等の異常又は複数の体調不良者の同時発生の発見者）は、有毒ガスが発生したことを通信連絡設備により統括当直長へ連絡する。

- (2) 統括当直長は、運転員に中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気設備の隔離及び防毒マスクの着装を指示する。
- (3) 統括当直長は、緊急時対策所に非常時対策組織が設置されている場合は、通信連絡設備により本部長に有毒ガスの発生による異常を検知したことを連絡する。
- (4) 本部長は、緊急時対策所の指示要員に緊急時対策所の換気設備の隔離及び防毒マスクの着装を指示する。
- (5) 運転員は、統括当直長の指示により、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気設備を隔離するとともに、防毒マスクを着装する。
- (6) 緊急時対策所の指示要員は、本部長の指示により、緊急時対策所の換気設備を隔離するとともに、防毒マスクを着装する。
- (7) 統括当直長は、有毒ガスの終息活動を実施する者から有毒ガスの終息の連絡を受けた場合は、運転員に中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気設備の復旧及び防毒マスクの脱装を指示する。
- (8) 統括当直長は、緊急時対策所に非常時対策組織が設置されている場合は、通信連絡設備により本部長に有毒ガスが終息したことを連絡する。
- (9) 本部長は、緊急時対策所の指示要員に緊急時対策所の換気設備の復旧及び防毒マスクの脱装を指示する。

(10) 運転員は、統括当直長の指示により、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気設備を復旧するとともに、防毒マスクを脱装する。

(11) 緊急時対策所の指示要員は、本部長の指示により、緊急時対策所の換気設備を復旧するとともに、防毒マスクを脱装する。

2. 通信連絡設備

有毒ガスが発生した場合は、既存の通信連絡設備を用いて関係各所との連絡を行う。有毒ガスの発生時に使用する通信連絡設備を第1表に示す（「安全審査 整理資料 第27条：通信連絡設備」参照）。

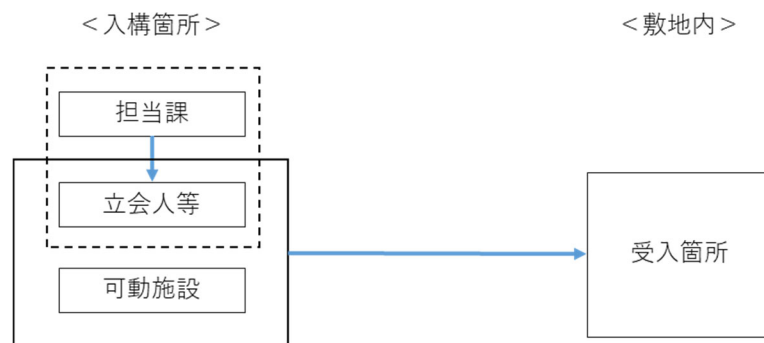
第1表 有毒ガスの発生時に使用する通信連絡設備

有毒ガスの発生源	敷地内の可動施設	敷地外の固定施設	予期せず発生する有毒ガス
有毒ガスの発生を認知した者から中央制御室への連絡	所内携帯電話	所内携帯電話	所内携帯電話
外部機関等から中央制御室への連絡	—	一般加入電話 一般携帯電話 衛星携帯電話	一般加入電話 一般携帯電話 衛星携帯電話
中央制御室から緊急時対策所等の各場所への連絡	ページング装置 所内携帯電話 専用回線電話 一般加入電話	ページング装置 所内携帯電話 専用回線電話 一般加入電話	ページング装置 所内携帯電話 専用回線電話 一般加入電話

3. 敷地内の可動施設からの有毒ガスの発生の検出

敷地内の可動施設からの有毒ガスの発生の検出のための実施体制を第2図に示す。

可動施設の入構は、原則平日通常勤務時間帯とし、立会人は、化学物質の管理を行う者であって運転員及び指示要員以外の者が対応する。また、再処理事業所で重大事故等が発生した場合は、既に入構している敷地内の可動施設は、立会人随行の上可能な限り敷地外に移動させ、新たな可動施設を敷地内に入構させないこととする。

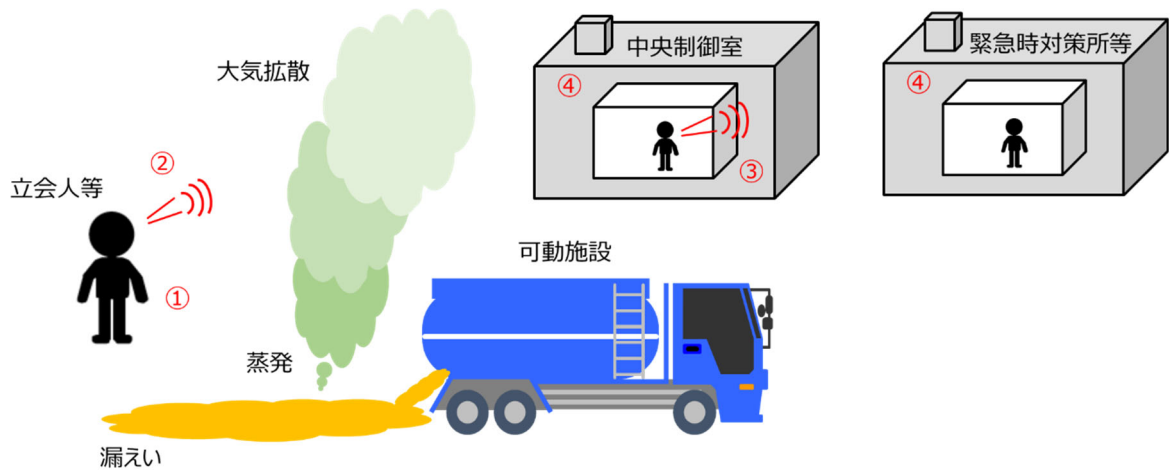


第2図 敷地内の可動施設に対する有毒ガスの発生の検出のための実施体制

敷地内の可動施設に対する有毒ガスの発生の検出のための手順を以下のとおり定める。また、立会いにより有毒ガスの発生を検出する手順のイメージを第3図に示す。

- (1) 可動施設が敷地内へ入構する際、担当課は立会人を入構箇所へ待機させる。
- (2) 立会人は、合流後に可動施設を敷地内に入構させる。
- (3) 立会人は、受入（納入）箇所まで可動施設に随行し、受入（納入）完了まで立会する。立会人は、薬品防護具を常備する。

(4) 立会人は、可動施設からの有毒化学物質の漏えい及び有毒ガスの発生を検知した場合は、第1表に示す通信連絡設備を用いて、中央制御室へ連絡する。



第3図 立会いにより有毒ガスの発生を検出する手順のイメージ

4. 有毒ガス防護のため制御室に配備する防護具の種類及び数量

制御室には、想定される有毒ガス（敷地内の可動施設：硝酸，窒素酸化物，アンモニア，メタノール，敷地外の固定施設：n-ヘキサン）に対し，防毒マスク及び吸収缶を配備する。また，予期せず発生する有毒ガスに対しては，必要に応じ再処理施設に配備している原子力防災資機材等の酸素呼吸器を用いる（「安全審査 整理資料 使用済燃料の再処理の事業に係る重大事故の

発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」参照)。

中央制御室の在室人員は通常運転時で約90人であるが、重大事故等対処に必要な要員数を考慮し、実施組織要員164人（待機要員含む）分の防護具を配備する。なお、中央制御室に配備する防護具は、重大事故等対処時に有毒ガス防護のために使用する防護具と兼用する。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の在室人員は通常運転時で5人であり、重大事故等対処時には中央制御室に参集することから、運転員5人分の防護具を配備する。

有毒ガス防護のため制御室に配備する防護具の種類及び数量を第2表に示す。

第2表 有毒ガス防護に使用する防護具の配備数量

配備場所	要員数	配備数量	
		防毒マスク	吸収缶
中央制御室	164人	164セット	164セット
使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室	5人	5セット	5セット